Digitized by the Internet Archive
in 2011 with funding from
University of Toronto

http://www.archive.org/details/manmzensh06mina

13

滿蒙全書

第六卷

5510

DS
782
M35
V. 6

LIBRARY
APR 1 1976
UNIVERSITY OF TORONTO

第六巻

法制

凡例

一　本書は初め民國に於ける法律制度の大要を敍述するの目的てあつたか、斯くては主要なる法典の外一般行政法規にまて及ふことゝなつて、却て其の要を盡すこと能はさるへきを思ひ其の範圍を憲法、民法、商法、刑法の四類に限定したのてあつた。初め民刑訴訟法を併せて六法と爲すの計畫てあつたか、執筆の當時民事訴訟法は未た施行を見るに至らなかつたので訴訟法は民刑共に之を省くことゝしたのてある。

二　敍述の方法は條文の定まつてゐるものは其の條文を示すの方針てあつたので、憲法、商法刑法の如きは其の關係の法規と共に其の儘之を譯述したるも、民法の如き未た正式に法典の施行せられさるものに在りては、條文翻譯の如き簡單なる方法に由ること能はさるか故に、之れに對しては全く別乎の方針を以て、在來の法規及從來の判例乃至は舊來の慣習に依據して一々之を論述することゝしたのてある。それか爲民法に對して四三四頁を割き、法制全頁の一半を費すに至つたのてあつた。各法敍述の一定ならさるは主としてこれか爲てある。

三　民國の法度は民國肇造以來急速力を以て制定せられつゝある。之を法章其のものゝ公布の

上から見れは、極めて整頓せられつゝあるものゝ如くに見ゆるが、併しなから、一法漸く施行せられて未た幾くもあらさるに一法又更らに出て之を改むるか如きものかあり、恰も朝に令して夕に革むるか如きものも亦往々にして表はれ、從て其の內容に就ても詳かに之を考覈すれは、果して其の外見の如く之を以て直ちに進步を意味するものと謂ふを得へきや否やに就ては、蓋し頗る疑なき能はさるものかある。惟ふに支那は四千年來の法治國てあつて、法制史上に極めて遠く且深き沿革を持て居りなから、却て其の遠き且深き沿革に厭きられて爰に法度の改正に全く顧られさるの狀態に擱かれてゐるのが其の因を爲してゐるのてある。兎に角、明に過渡の時代に於ける支那法の現在は、盡く新ならんとして新なる能はさるの狀態に在るか故に、特に其の系統を異にせる羅馬法系の法度を以てのみ之を論究討議することを許さゝるものかあるので、卽ち特に第一編總論に於て在來法の觀念を說述したる所以てある。概括して之を謂はゝ、支那の法度は新法は新法として之を論議すへきも之を行ふに當り、須らく舊法の論理を脫却することを許さゝらんとするのか現在の狀態てあることを知らねはならぬ。

四　本書の編著に當り、正文のあるものは政府公報其の他の公文に據りたるも、敍述に屬する

ものには清朝時代の法典又は大理院其の他の判例解釋等を參酌引用する所ありたるも、一々之を擧示するの煩を省けり。

大正十二年三月二十八日

擔當者　杉本吉五郎

法制編目次

總論

凡　例

一　支那は古今を通して明に法治國てあつた。上下四千二百年を通する支那法制史の研究に手を染れは其の間に深く且つ遠き理論と沿革とを明かにすることを得へきてあらう。併しなから今茲に民國現在の法度を簡明に敍述せんとするの目的を以て筆を執る自分として、此等の探究に立入ることは餘りに理論に走るの感なきを得ない。併しなから民國の法律は、其の肇造以來非常なる努力を以て進められては居るとは雖、而かも尙ほ未た過渡期に在るを免れない、これか爲民國の法律を取扱ふ上に於て、假し其の理論の探究か數千年の歷史に遡るの企圖を以てせすとも、少くも清朝時代の法度を度外にすることは出來ない筈てある。特に清朝及其の以前の法度は、其の採用せる法の名稱までも其の儘從前のものを襲用するの例てあるか爲、清朝時代の法律を論するに當り、依然として唐律を其の儘に討議するか如きは著しい例てある、故に清朝時代の法度を論議するのか取りも直さす支那在來の法制史を顧るのと其の結果に於て同一てあるのてある。殊に況んや現在民國の法度の一部に、尙ほ明かに「現行律例」と稱して清朝の法度を其の儘襲用せるか如き、以て兩者の關係を察すへきてあらう。

是れ即ち本編に於て、在來支那法の觀念及沿革乃至は其の名稱等に遡り一應の探究を試みたる所以であつた。

二　本編の敍述は、現在民國法の概念を明にするに在つた、故に現行法の範圍及其の形式に就ては稍記述を細かにしたのであつたか、元より概要を敍するに過きないので、筆者自から嫌らさるものあるを遺憾とする。

三　支那法の改訂事業は、淸末民初に於ける極めて大體の敍述を爲したに過きない。民國政治組織の一般の如き、概念を得るか爲めの記述として見て貰ひ度い。

法制

目次

目次終

法制

第一編　總論

第一章　過渡期に在る支那法

過渡時代に在る支那法

支那の法制を論議するに就ては、順序として其の歴史的研究に觸るるの必要かあるのてある。併し、上下四千二百年の歴史を有する支那法制史の研究は一朝にしてこれを叙し、一夕にして能くこれを説き得へきことてはなく、勿論これか闡明の容易ならさる計りてはなく、本書も亦これを敍述するのか主たる目的てもないのて、唯現行法の研究の便宜上今正に過渡の時代に在つて、新舊二面の考察を必要とする上から、相干關聯する對照上の敍述を試み度いのてある。

支那は法治國なり

支那の古今を通しての治國の主義から見れは明に法治國てあつて、勿論法律萬能主義てはないか。唐虞三代の昔時より、綱常の保持は一に係はつて此の法治の系統ある組織の上に由來せられてあることは、顯として見るへき著しき事實てあることは、支那法の研究に手を染めたる者の、等しく肯定して異説を留めさる所てある。併しなから、這は所謂支那法を獨特なる東洋

法制と云ふ主眼の上より見、且つ、其の法の淵源を専ら東洋の法的基礎の上から論議したるものてはあるが。清末に於ける變法自彊の大改革の轉期を經、新に民國に於ける改法の變革か立國の大本に遡りて一大轉換を試むるに至つてよりは、立國法治の基礎の上にも、亦これに伴つて一大變革を劃せさるへからさるは勿論てはある。併しなから、唐虞の古代法を傳ふる支那民族が、其の尨大なる地域に播居して、人情、風俗、傳統を異にせるにも拘はらす、既に之に對して能く系合統整の理法を立てて發達せしめ來りたる以上、縦し改國變法の大轉換期に立つたとは雖、而かも、其の立法か支那民族の上に在る上から、其の傳統的理法の一朝にして革め了るへきに非さることは、自明の事てあらねはならぬはかりてなく、其の改法も亦支那の民俗に適合しこれと融合し得へき範圍に於てのみ、其の成立助成を期待し得へきものてあらねはならぬ筈てある。民國憲法成りて幾星霜、改法の實積容易に擧らす、變法の效果の容易に表はれさるは一にこれか爲てあつて。特に南北抗爭のそれの如きは、縦し其の爭の政治其のものに在るとは謂ひ、爭其のものの根底か立國綱紀の源泉たる憲法上に在ることは、これ又軈て一國立法の基礎たるへき、人情、風俗、慣習の、一朝にして革むへからさるを證するものてあつて。

支那法改正の實際的範圍

縦令羅馬法系の法組織を支那に波及せしめ來り、如何に支那國民の大衆を舉けて西洋文明の

攝取の上に、絶大なる憧憬を禁し得さらしめたりとは雖、支那民族は到底支那民族てあらねはならぬと同しく、歴史ある東洋文明の精華てあつた、建國法治の狀態を根本より變轉せしむることは、到底一朝にして望み得へからさることてあらねはなるまいと思ふ。唯法制上からは專制君主國てあつたのを、急轉して民主共和の國體となしたのは、國家成立上の基礎に於て絶大なる變轉てはあるか、元來は法治國てある支那としては、其の法の內容は或は立法の形式に關するものとして見るへきてはあるまいか、併しなから、立法は一に君主の獨裁に依つて成つたものか、急轉して民主國となり、四民悉く國家の立法に參與することと爲つたのてある、所謂非常の大變革てある。卽ち明以前又は淸時代の國家と、現在の中華民國とは、國其のものは全然別乎のものてある。然るか故に、今茲に現在の中華民國の法制を云々するに當つても、此の國體を異にする淸朝、若くは其の以前の法を論するのは、形式上に於ては兎角の論はあるか、今正に過渡の時代に在つて、新國家の法度未た全からす、舊國家の法度も亦全く廢せらるるに至らさるのみならす、其の多くは依然として現在に認め得らるるの狀態に在るか爲、舊法の變遷を見る上にも又新法の由來を考察する上にも、必須の研究對照と見ねはならぬこととなるてあらふ。殊に被治者は依然たる支那民族てあつて、且つ其の法の淵源を共にする關係上、此の兩

國體の改正に伴ふ支那法の新舊二面

時代を或程度まて共通せしめて覈ふるの要かあらねはならぬ。新法制定の事業は重大てあるか、而も、其の採る所のものは一に支那民族の上に係はる以上事實に於ては舊法の形式を革むるに過きさるものか甚た多いのは當然と謂はねはならぬと共に、舊法の研究は極めて廣く且つ深くならねはならぬ筈てはある。併しなから這は自から其の詳細を各其の專門の書啓に讓つて、茲には其の新法及新法の基礎となつた極めて近い在來法に關して研究して見る事にしませう。これは過渡期に於ける民國の現行法を見る上に於て、蓋し已むを得さるものてあるからてある。

第二章　支那に於ける法の觀念

第一節　支那法の靜動二面觀

支那法の觀念政教一致

支那法を歴史的に考ふるときは一般に法律の發達の道程に常に見る所と同しく、其の法的觀念の内には政教二面の系統か分劃し得らるるのてある。卽ち一は支那民族か法と云ふものに對する觀念てあつて、他は其の法の實際の施行に關する事實てある。其の觀念に關するものは卽

法の政教二面

ち思想上に關する哲理てあり、其の法の實際に關するものは所謂法其のものに關する事實てあ

る。從て一は敎てあつて道德的てあるのに、他は行其のものてあつて政治的てある。而して、此の各々のものは、常に同一なる思想上より立脚して同一なる目的に向つて進み、常に同一なる目的に向て靜動二面の關係を保持しつつあるのてある。試に支那の學說を代表する老道孔儒の主義を考察するにも、老莊の消極なるは自然の法に觸れさらんとするに由來し、孔孟の積極なるは、法に依つて導いて至善に至らしめんとするに在る。一は卽ち自然に從ふに在りて、一は卽ち完全なる立法に歸依せんとするに在る。而して其の道を進むに私なきは二者共に一にして、公平を以て法の本義となすは二つなから相觸れ相犯ささる所以と爲すへきてあらう。斯くて法に從ふを以て敎と爲して居り老道の受動的なるに對して特に孔儒の發動的てあり、殊に聖人の貴ふへきは天に從つて完全なる制度を立て、導いて善至に致らしむへきものとする、政治的反面の基調と爲すの點は、頗る强烈なるものかある。

法に對する道教並に儒教の學說

支那に於ける法的觀念か、其の政敎二面の分野を稍分明に示すに至つたのは、惟ふに法典編纂の其の緖に就いた唐宋時代と見るへきは、蓋し穩當てあらうと思ふ。而して支那の法的發達は此の時代より特に著しきものかあり、明に至つて完成せられたのてあつた。

第二節 支那法の意義

第一款 法刑律の意義

支那の法規又は法令は、これを表はすに極めて多くの用語を有することは後に法典の名稱さして掲くる所の如くてある。而してこれか代表的の名稱としては法、刑、律の三字に如くものはない。故に支那に於ける法の意義なり觀念なりを考覈する上に於ては、特に此の三字に就て査覈するのか最も捷徑てあるはかりてはなく、最も必要とする所てある。次にこれを簡單に解說することとする。

第一 法の意義

法は判にして動なり

法の字は、說文や周禮等に「作灋令从法」とあり、また其の灋字に就ては、說文解字に「獸也佀牛一角古者決訟令觸不直者」とあり、訴を斷するに當り灋をして其の角を觸れしめ、其の不直なる者の何人たるやを決せしむると云ふのてある。而して其の一角を有する灋の形態に就ては、說文解字に「獸也佀牛一角」と云ひまた「象形从象」と記してあるか、「神異經曰、東北荒中有獸見人鬪則觸不直」とあり其の下に「名曰獬豸」とある。また其の獸形に就ては、「一角之羊性識

有罪」一とあり、また神異經には一角之羊に類しまたこれを牛に類すと說き。張揖はこれを鹿に類すなどと說いてあり、其の說に多少の差異はあるか、要するに、訴訟に當り不正者を指示する獸形のものであると云ふことに外ならない。斯の如きの奇獸か、果して實在して居つたものではあるまいが、恐くは斷獄者の意であらうと思ふ。この傳說から推察して其の偶意する所を覈ふるに、法字の本義は灋字の字劃に於ける廌去に在つて、卽ち不直者を廌去すると云ふ字形を改め、其の意をとつて去字を存したものであつて。而してシに依つて水に配してあるのは、公平に惡を去りて水の平なるか如く、事物に平正を保たしむるに在ると云ふ解釋は、頗る其の意に當つたものであると思はるる。

法の意は公平に在り

第二　刑の意義

刑は標準に依りしむるの意動

刑の字は、說文解字に「剄也从刀幵聲」とあつて、併し、段註に「按㓝者五刑、（略）俗字乃用レ刑」とあり。また型の下に「型鑄器之灋也从レ土㓝聲」とあつて、段註に「以レ木爲レ之曰レ模、以レ竹曰レ范、以レ土曰レ型、引二申之一爲典型、段二借㓝字一爲レ之、俗作刑非是」とあるのに見れは、刑の俗字は刑てあるか㓝を正しきものとする。私は惟ふに、井は秩序の意にして刂は權力を意味す。故に之を法理的に考れは、權力に依りて保たるへき秩序と、秩序を保つへき權力そのも

のとの複合形て、即ち權力に依りて秩序を維持するの意てあると解し得らるる。

律は法に依りて判し型に依らろしむべき標準なり

第三　律の意義

律の字は說文解字に「均布也从彳聿聲」とあり、均しく布くものの意にして、杜氏說文の義證に「律(略)均布也者、案義當㆓是均也布也㆒」とありて、即ち平均と云ふ意義になつてゐる。この均平の意か他の標準となるか爲、茲に中正公平等の意義を生したるものてあつて、茲に音律度量衡の標準となるに至つたものてあることは一々此處に考證を掲くるまてもないのてある。此の中正公平にして所有事物の標準たる點か、直ちに法字の意義と相通し相等しき意義を示すに至つたのか、終には二等相通して法と云ひ律と云ひまた法律と云ふに至つたものてあることは疑ない事實てある。

第二款　法刑律の區別及其の混同

第一項　法刑律の區別

法と律との混同

第一　法

法字は元と灋字の劃の廌を略して法と爲したものてあるか、灋は獸形にして訴に當り不直の者に觸るるとか、或はまた性不直を識るとか云ふ點から考ふるならは、法とは不直者を明かに

法は判にして正邪を區別するに在り(動)

して公平にこれを去ると云ふ意氣であつて。私一己の考ふる所では、這は法の意義は公平中正に在るも、其の動的の一面にはこれを判して不直を去るに在つて、法の意は專ら判定若は判決に重きを有するのではあるまいか。元より當時の觀念の內に、法其のものの實體と、實體に由る運用との相對的關係に然かく確然たる區劃が示されてあるや否やは明かではないか。

法と律との別

法と律との關係を論じた管子の說の內に、「夫法者所ニ以興レ功懼レ暴也、律者所ニ以定レ分止レ爭也」、とある。法の一面は功を興し暴を懼れしむるに在つて、積極運用の貌があり。律の分を定めて爭を止むる規定其のものに對して、寧ろ動的半面を言ひ表はしたものであらうと思はるるのであるからである。然らは、法字の意義なり法術上の觀念なりの上より見を下して、少くも法は其の規定する所の法文其のものではなくして、其の定むる所の法に示されたる所を判示すると云ふ點に在るものと、考察し得らるるのである。次に

第二　刑

刑は法を施行するに在り

刑の意及刑の用は、權力に依りて秩序を整ふると云ふ意義に在ることは、前述せる所であるか。これを法の活用上より見れは、法の字の判決の意義あるに對して、刑の文字は法其のものを實施運用するの意義を有するものであることが想察し得らるるのである。さすれは刑と云ふ

法は法其ものを法の判斷とは含み刑を其の標準と其の執行を意味す

文字は、「鑄器之灋也」とある樣に、一定の型に合せて其の不合を屬去するの意となり。其の段註に、「木を以て爲るを模と曰ひ竹を以てするを范と曰ひ土を以てするを型と曰ふなとは型を刑に假借して、其の靜的の用を言表はしたものである。然らは、「經考異に荆字從㆑刀從井、井以飮㆑人、人入㆑井爭㆑水、陷㆓於泉㆒、以㆑刀守㆑之、割㆓其情㆒欲㆓人畏愼以全㆒㆑命也、故字從㆑刀從㆑井也」とあるのが、某博士が非定した樣に、强ちに奇恠の論として斥くるまでもないが只刂を權力關係と見すして單に强制と解した點を當らすと思ふ。而して荀子に「刑范正金錫美、工冶巧火齊得」とあるのは、刑を型と同一なる實體名詞の如く見ては居るか、併し其の註に「刑與㆑形同、范法也、刑范鑄釼規模之器也、火齊得謂生熟齊和得宜」とあつて、刑范の功は、其の用の宜しきを得るに依つて成るものてあり。且つ支那文法の上より見て、名詞は靜的の看察てあり、而かも其の名詞の性質に依りては常に靜動二面の體用を有するか故に、刑の字もまた、人をして據らしむるの靜的の法となり。また其の不直に對して、刑に據らしむるの動的なる法の執行を見ることは、必すしも其の否らさるを斷すへきてはあるまいと思ふ。然らはこれを類推して、法は法の判斷てあり、刑は判斷の實動てあることとも解し得らるる。管子に「法制不議殺則民不㆓相私㆒、刑毋㆑赦則民不㆑偷㆓於爲㆒㆑善」とある、法と刑とは、寧ろ動的の文字として見

る方か適切であると思ふ。併しなから、此の法と刑とは互に交錯して共に法の意に用ゐられ、「刑法」の如く相通して、或は刑を刑法なりと稱して法條其のものを意味し、共に實體名詞として用ゐられてゐることは、周知の如くである。

第三　律

律は法刑の標準なり

律もまた、公平中正の標準として法と同しく用ゐられてあることは上掲の如くであるか、此の意義を有するか故に、これより轉して樂律の標準と云ふ意義となり更らに度量衡の基礎となり、終に法律の意を成すに至つたものである。虞書に「乃同律度量衡、所以齊遠近立民信也、自伏羲畫八卦、由數起、至黄帝堯舜而大備」、また「王莽秉政欲耀名譽、徵天下之通知鐘律者百餘人使羲和劉歆等典領、條奏言之最詳、故刪其僞辭取正義著于篇、一曰備數、二曰和聲、三曰審度、四曰嘉量、五曰權衡、參五以變錯綜其數、稽之於古今效之於氣物、和之於心耳、考之於經傳、咸得其實、靡不協同」とある。悉く樂律を標準として度、量、衡を定めたるものであつたことを説くものである。然るに此の律字を以て所謂

律の意は禁なり

法律の意に用ゆる樣になつたに就ては、「三代未有律之名、而所謂禁者、即豫爲法制、以禁之於未然、雖無律之名、而律之意已具於此矣、違乎禁則入於刑、入於刑則犯於

法一、犯二於法一則加以レ罰焉然非下狗レ之以二木鐸一書中之於門閭上、則蚩蚩蠢蠢之民、何以知二其爲一レ禁而不犯哉」、と云ふ、大學衍義補の記述か頗る至説てある樣に思はるるのてある。これに依れは、律は度量衡の標準てあつたと共に、法は標準てあつたことか認め得らるるのてある。即ち律は禁の意てあつて、未然に之を禁するのは律の實てあると解し得らるる。而して此の禁に違ふものは刑に入ると云ふ意は、律に違ふものには律に示されたる標準に從つて處分するの義と解して支吾する所なからんと信し得らるる。さすれは律は靜にして刑は動となる、而して法の字は

法律の意義

其の字義に於ては法を判するに在つたのか、法其のものとして用ゐらるるに至り、終に法律と云ふ熟語を生するに至つたと同一に。刑は法の實施てあつたのか、また適々刑の標準か律に示された關係と、今一つは、法の發達の順序は先つ刑法の制定から始まるのか一般の例てあるか爲、終には法と刑とか同し意義のものとなり。尙又この刑なり法なりの標準か、律に於て標準を定むると云ふ關係から、終には法と律とか合して法律の熟語を生したのと同義に依つて、法律と刑法とか全く同一に用ゐらるるに至つたものてあらうと信せらるるのてある。前にも引用した管子の「夫法者所二以興レ功懼一レ暴也、律者所二以定レ分止一レ爭也、令者所三以令二人知一レ事也、法律政令者、吏民規矩繩墨也、夫矩不レ正、不レ可二以求一レ方、繩不レ信、不レ可二以求一レ直」、とある

か。此の說に從ふときは、法は動的であつて律は靜的のものであることか見得らるのである。これに就て法は體にして律は用なりと論せられた學說がある樣てすか、これは必すしも然かく限定すへきてはなく法を靜的に見れは體であると共にこれを動的に見れは用ともなり、此の靜動の二面かあるか故に「所以興功懼暴」の目的となり效果となり、「所以定分止爭」の用となり實となる、同義異看のものに外ならすと思はるるらかてある。

第二項　法律の意義

上述の如くに論し來れは、法刑律は字義其のものより論究すれは、互に其の義を一にせさるの點もあるか、概括して考ふるときは、三者互に體となり用となり、靜となり動となり、或は基準となり判定となり、又は判定となり又實施となり、綜合して茲に所謂法若くは法律と云ふ觀念を言ひ表はすものとはなつてゐるのであると思ふ。要は、一國の秩序を維持するか爲に國家の制定又は承認したる國民行爲の準則であると云ふ觀念の標稱となつてゐる譯である。

第三章　支那の法典及法の一般名稱

法の稱呼の多樣

明朝以前に遡り法典と其の內容とに立入つて論究することは、本書の目的とする所ではない。

併し、支那法制の歴史的の觀察からすれは、支那には法若くは法律を意味する字樣か頗る多いのてある。故に此等の字樣と又其の表はす所の意義若くは其の包容する所の因由を一應見て置く事は、支那法の變移を見る一面の觀察たり得へく、決して徒事てはあるまいと思ふ。勿論此等の觀察は其の法義に依る縱斷的の觀察と、これを法の分類に依る横斷的觀察の二方面より進むへきてはあるか、現行に於ける法の分類は各論に於て論すへきを以て、玆には專ら法を其の法典としての一般名稱より敍述することとする。

第一 法、法令、條法、法律

法と律

法の意義は既に前述した通りてあつて、所謂法律の意義を法の文字に依りて表はした古い例には、約法三章なとあるのかそれてある。併しなから、法の意義は法に依る罪否を判別するの用に在つて、其の判斷の準繩たるへき法律又法典其のものを表はすか爲に法字を用ゐた例は、餘り多くを見ないことか留意せられ得る。例せは法典編纂の最も盛に行はれた宋の法典中に、紹興貢法、紹興監學法、役法撮要なとかあり、また達綱運法、縣法、一州一縣法、有司吏職補授法等かある位のものてある。又遡つて唐律に法經六篇かあり、分ちて盜法、賊法、囚法、捕法、雜法、具法と云ふ樣に分けてあるか、併し淸の孫星衍の法經の序に、元王元亮唐律疏議云、

盜法令賊盜律、賊法令詐僞律、囚法令斷獄律、捕法令捕亡律、雜法令雜律、具法令名例律是也とあるに見れは、法と律とは同一に取扱はれたることを云ふものであつて。特に唐の法典中に、大中刑法總要格後勅と云ふか大中五年に編纂せられてあり更らに大中七年に之を大中刑律統類と云ふ樣に改題して編纂せられてゐる。此等は明かに法の稱呼か律と云ふものに變遷してゐる事實を示してゐる譯てある。此の他に法の字か他に法の意義を有する文字と複合して法令、

法令

例せは晉の法典中に於ける軍法令、雜法令の如く用ゐられ。又は法式、例せは宋の法典に於ける營造法式や又は貫熙寧修城法式の如きかあり、或は條法、例せは宋の淳熙、慶元、嘉定の各條法事類や、其の他は明の法典中に於ける明條法事類の如きかあるのはそれてある。併し此等は何れも法字か獨立の形狀か次第に挾められつつあつたことを示すものに外ならない。

法式

條法

法及法典の意義に用ゐられたる法字の例は、唐宋の如き久しき以前のものを除けは、獨立して餘り廣く行はれては居なかつたが、清朝の末季に至つて其の用法か頗る擴張せられたるの觀かある。それは淸國に於て新法制定の企圖か起り、沈家本や伍廷芳や呂海寰又は盛宣懷等か外國法の取調に當つて變法自彊を講策し、法律館大臣などの表はるるに至つてから、法又は法律の語か頗る廣く行はるるに至つたか爲てある。或は稱して臨時約法と謂ひ、又は選擧法、何何

法律

暫行辦法など稱するのはそれてある。併しそれは主として日本法の影響であつて、以上の法律取調遺外大臣等に依りて輸入せられた文字てある。恰も唐の昔しに日本に渡つた文字か、此等の取調員の手を經て、其の日本に在つて新に泰西の法理を以て培養せられ、充實せられたる內容を以て再び鄉土に逆輸入せられ、其の故土の荒廢したる法度の秩序を整備せんとするか如き慨かある。殊に民國以來法の文字は法其のものとして獨立の用法を恢復し、特に舊來の律と合して法律となり、廣く法規を意味するものとはなつたのてある。唯法律の字樣は法としての形式上、約法の規定に依り大總統令を以てこれを發布すへきものとなつてゐる。

第二　律、刑律、民律

律

律とは法の準則の意てあることは法の意義の項に既述した通りてあると共に、律は又一般刑法の意に於て發達したものてあることも既に說述した所てある。而して律か法の準則となつたことは、一般に法の發達か先つ刑事法に始まるに由るものてあり。既に述へたるか如く唐律の法經六篇は六法を改めて六律と爲し、これより前漢律九章を初とし後漢、魏、晉、齊、周、陳は元より、隋の開皇律、大業律、唐の武德律、貞觀律、永徽律、開元律の如き、或は後の五代

刑律

又は宋以後明清に及ふまて悉くそれを用ゐてゐる。其の用例は一々之を擧くる迄もなく頗る廣

いものである。民國に入つてから暫行刑律と稱したのもそれである。而して律は元來刑事法てあるにも拘らす、一般法度の名稱となつてゐることは、民律草案など稱するにもこれを見るへきてあるが。此等は元來支那歷代の法律に於て、一般民事の規定の如きも原則法としては律の內に規定せられて居る關係から由來するもので、要するに律は廣き意義に於ける一般原則法の呼稱を爲してゐる。

律は又民國に於ける約法其の他に於てこれを法律として用ひられ、また公文程式等に於ては大總統は大總統令を以て法律を公布することを得へき旨の規定かある。これは律の一般原則的法規たることの用例てあつて、既に刑事法たる特定の稱呼を離れ一般法の意に於て法字と複合して茲に法律と稱せらるるに至つたものてあることは、既に前述の如くてある。

第三　令、勅令、詔令

令の意義

令は、集韻や正韻に「从力正切零去聲律也法也告戒也」とあり、又前漢宣帝紀に「令有先後有令甲令乙令丙令」とあり、又「縣令漢法縣萬戶以上爲令以二令爲長」とある。前者は令の法と同し意義たることを示し、後者は令か實際の執行機關としての用てある。日本の明治政府の官制に縣令又は權令などの官名のあつたのも、其の由來する所はこれに在つた。更らに左傳成十年

に「忠爲令德非其人猶不可況不令」とあるのも亦同しく官名の意であるか。正韻に「音零廝役曰使令」は既に法に據らしむるに在る。令を漢文法上使役式に用ゐて、何何をして何何せしむと謂ふのも、亦同義に出てたるものである。

令の用例

令を法又は法典として取扱つたのは、餘程古いことである。編纂せられたる各種の法を歴代に亙つて通覧するに、漢の令に律令があり又其の篇名に挈令、定令、胎養令、甲令、乙令、令甲、令乙、令丙または著令、公令、功令、秩祿令、或は官衞令、金布令、任子令、其の他に祀令、品令、祠令、田令、水令などがあり。魏晉以後の法典中にも、魏の州郡令、晉令、後魏の神麝令、大和令などがあり。或は周令、梁令、陳令、晉令、魏令があり、又は北齊の河清令、河清定令、北齊の權令があり。其の他隋の開皇令、大業令があり、また唐の武德令、貞觀令、永徽令などのあるのもそれで、宋朝以後に在つては宋の天聖令、嘉祐令、驛令などがある。

勅令

令は又此の他に法令を意味する字樣と複合してゐるものの例には、勅令がある。即ち宋の熙寧諸司勅令、元豐司農勅令、紹興勅令と云ふのや、

詔令

また詔令即ち紹興寬恤詔令と云ふのもそれである。

各部令

降て明には明令と稱して居り、其の内には吏令、戶令、禮令、兵令、刑令、工令等の各部令を含んで居る。唯清朝の法典には、同義に用ゐられて居るのは少い樣である。

大總統令　院令　各部令

民國時代に入つてからは、令は公文程式の一形式となつて、大總統の名に依りて發せらるる所の法令を大總統令、國務院、又は各部の發する所のものを國務院令、各部令と稱してゐる。

訓令　指令

其の內容は訓令もあり、又は指令もあるが、要するに令は所謂法也告戒也とあるか如く、準據せし所の法、卽ち戒其のものであるのてある。而して令を直ちに法律の名稱として用ゐらるる例には、政府組織令、公署軍務廳編制令など稱するのがそれてある。

第四　格、格式

格

格を法とし又は法典として用ゐたのは、說文に法也、韻會に爲法也とある樣に、格の一字を以てしたる例は、宋の法典中に武德格、貞觀留司格、大極格、開元格、大和格など其の他多くの籍錄かある。

格式

併し其の法規の意義を有する式字と複合しての用例には、熙寧諸司勅令格式や元豐司農勅令格式や、其の他には紹興、乾道、淳熙、慶元、開禧、淳祐なとに亙つて頗る多くの內容を有してゐる。併し、それは後には行はれて居らぬ樣てある。

條格

格は、又別に條と複合して條格と云ふ複合名詞を作り、法又は法典の義に用ゐられてゐる。例は、元以前の法規の名稱中に見ゐて居り、民國の法規中旅費支出計算書目格式等の用例も亦この一つてある。

第五 式、格式、勅式、法式、條式

式

格式 勅式

法式 條式

式の字義は廣韻に度也とあり、增韻に樣也とあるのは、共に事物の標準たるへき意義てあつて。從てこれを法又は法典の意に用ゐた例は、唐に武德式、貞觀式、永徽式、開元式なとかあり、また同義を有する他の字樣と複合して、前にも擧けた武德格式等かあり、宋代の勅式、法式、條式なともそれてある。

民國の法規中同一なる字樣を用ゐたものには、水上巡警旗式とか、保衛團現狀調査表式とか、又は旅費支出計算記簿格式とかの用例かそれてある。

第六 制、制條、通制

制

制條 通制

制は「成法曰制如法制典制辦事之定章曰制度」や、「舊稱天子之言曰制如制書制策」の説の如く、天子の意を以て法と爲したるより見て、制は法の意義あるものたりし事實か明かてあらうと思ふ。官制の用例は久しく存する所てあるか、制を法典として集成を見たのは、魏の陳新制、後周の刑書要制、刑經聖制金の皇統新制、正隆續降制書、大定制條、元の元通制等てある。民國に於ける政府直屬官制とか、又は其の他一般官制等もその用例てある。

第七 條、條式、條約、條貫、條例、條法

條を以て法典となしものは、宋に樞密院條かあり、同義の他の文字と複合したものには、遼の重熙新定條例、元の至治條例、明の問刑條例、淸の條例の如きかあり。又は宋の淳熙、嘉定、慶元其の他に於ける各部條法、或は明の條法等はそれてある。

條
條例
條法

民國法規の僑工局事務局條例とか、海軍港務局條例とか云ふのは卽ちそれてある。

第八 勅、勅令

勅
勅令

勅は誡の義に於て法典として用ゐられたるは唐に元和刪定開元務後勅、太和格後勅等其の他かある。宋の建隆、太平、淳化、景德其の他の編勅かあり。其の他天聖附令勅、刑名勅、一州一縣勅、一司一路勅かあり。或は宋の慶元勅令等かある。

第九、比、例、事、類、科

比

比は周禮の疏に「其有斷事皆依舊事斷之、其無條、取比類以決之、故云決事比也とあつて、宋法に決事比と云ふのかあるのはそれてある。

例

例も亦比に等しく、律例統纂集成の序に、漢自蕭相國攟摭秦法作律九章、此律之名所由始、而後人申言之曰例者、則王制之所謂比也、比則察其小大、而獄之輕重判焉とあるに依りて其の比と同しきを見るへく。其の法としては宋の熙寧法寺斷例其の他かあり、遼の重熙新定條例等か

ある。其の他は後に清の法律を説くに際して詳述する所あるを以て茲には之を省述する。

事

事は故事、事例の意を以て法たるの意を爲して居る。その法典として編纂を見たるは、隋の梁建武律令故事、唐書の廷尉駁事の如きはそれてある。

類科

類は又類纂の意に於て法典たりしものに、唐の大中刑律統類かあり、宋の淳祐條法事類、格式律令事類かある。此等は寧ろ法其のものに非らすして、其の集成せる法典其のものの意たらんのみ。科も亦類と同しく類纂に科を分ちたるに出る同義の字樣てある。

典

第十 典、會典

典は毛詩に「儀二式刑文王之典一」とあるのや、毛傳の疏に「儀者威儀、式者法式、故以二式儀一爲則」とあるか如くに、儀となり式となりまた則となつて、所謂法となりまた法典を意味するものとなつてゐる。明の會典や清の會典の如き、等しくそれてある。而して會典の意義及性質等に就ては、後に論述する所に讓る。

會典

則

第十一 則、則例、規則

説文解字に則を「畫物也、从刀貝、貝古物貨也」とあり、當時其の貨幣たるへき貝を切り整ふることか一つの制を爲して、即ち準則となり、茲に法の意を爲したものてある。而してその法

則例　規則　條規

又は法典としては、清の戸部、禮部、工部其の他の則例などかそれてあり。又民國の法典中にも文官甄用令施行細則とか、教育部錄事僱用及服務規則又は交通部鐵路傳習所通則なと云ふのもそれてある。更らに局外中立條規、若くは勸誡翦髮條規なとも亦それてある。

章　專章　章程

第十二　章、章程

章は論語に斐然成章の如く首尾起訖ある文章の一結構を意味し。天子に奉るの文を奏疏と同しく章と稱する。之を法典の段落に用ゐて、約法三章と稱したのもそれてある。而して民國の法規中に任用參謀人員簡章、又は京漢鐵路管理局編制專章なとあるのは章字を獨立せしめて規則の意に用ゐられてゐるの例てはあるが、多くは程字と複合して章程と云ふ熟字として用ゐられてゐるのか通例てある。蓋し程は「量之總名」また「物之準」との意にして、前漢高帝紀に「張蒼定章程」とあるに見れは、章程の熟語も亦久しいものてあることか分かる。清末より又民國に於て通常の用例に鹽務署顧問辦事章程とか、印花稅處章程又は文官普通懲戒委員會章程なとあるのはそれてある。

詔、音、旨、憲、准、定、統、綱

第十三　詔、音、旨、憲、准、定、統、綱其の他

詔、音、旨其の他は法の公布式の一つと見て、直ちに法の義を爲す場合は段々に例の多いこ

とてあるか、多くは國家主權者の意思とか、又は其の機關の奏議を裁可するの形式から來たものや、或はこれ等を類纂したるに由來してゐる。公文程式に就ては、後の記述に讓る。
其の他の雜例を求むれは、或は鑛質種類增列布告、又は僑工合同綱要とか、或は師範學校課程標準等の字樣を用ゐ、特に手續又は亟或は呈咨等を其の儘規則又は法規の意に用ゐてゐる例は少くない。併しなから、此等は法と法の淵源とか歷史的に混合せられたる事相と見るへきてあらう。

第四章　民國現行法の範圍及其の形式

第一節　現行法の範圍

現行法の範圍

民國の法制は今正に過渡の時代に在る、これか爲其の法令の內容は自然新舊法令の混雜を來し、極めて複雜なる狀態を呈してゐる。

民國新定法

第一　民國新定法

君主獨裁の淸國は新に中華民國の肇造となり、從來君主の意思を以て直ちに法として發布せられたるものか新に約法の示す所に依りて「中華民國の主權は國民全體に屬す」と規定せられ、

現に其の主權の位置を異にするに至つた。而して其の一國統治の權は參議院、臨時大總統、國務員、法院に依りて行使せられ、更らに一國立法の權限は參議院これを行ふこととなり、又其の政府組織令に依りて國務員は其の權限に依りて政府令を發することを得るものとなり。其の法令の系統を明かにすると共に、又其の法の發布の形式を一定するに至つた。故に新なる民國の法令は、此の國家の成立後に於ては、一に此の憲法の定むる所に依つて制定公布せられたるものなるへきを原則とするや元よりてある。

在來襲用法

第二　在來襲用法

凡そ其の國の法令は唯其の國の存在を前提としてのみ、法としての效力を有すへきものたるや云ふまてもない所てある。故に清國の制度法規の如き、民國肇造と同時に其の效力を失すへきや元より其の所てある。併しなから新なる國家の法制は、或る程度まて事實上に於て其の舊來の規定を襲國するの順序を辿らさるを得さるへきは、清民兩國か事實上國土民衆を同ふする必然の程次てあらねはならぬ。卽ち新憲法制定の際「現行の法令は何等の名稱たるを論せす、憲法と矛盾せさるものは總て遵守の效力を有す」との意を示せる日本憲法や、又は「憲法に牴觸する法令は總て之を廢止す」との規定を爲せる伊太利憲法の規定の如き、互に其の規定に於て一

致せさるも其の主義と結果とを一にするものてある。之れに關する民國の法度は、其の民國成立の初に於て「現在民國の法律未た議定頒布せられさるを以て、從前施行の法律及新刑律中、民國國體と牴觸し效力を失ふへき各條項を除き、其の他は暫く之を援用し遵守に資すへし」との布令を發してゐるのは、日本と同しく積極的襲用に依つたものてある。而して民國元年六月に至り、淸末に發布せられたる刑律中、國體に牴觸する規定卽ち皇室に對する罪、其の他を删除し、其の他を襲用することとなつたのてある。卽ち淸朝の法令は此の襲用に依りて舊淸國法の區域を脫して、新に民國としての法令の範圍に入り、民國制定法たるの效力を有するものとはなつたのてある。

第三、條約法

條約法

對外法規に於ても、亦國內法と同しく民國肇造後新に定められたる外國との條約に依るへきは原則てある。併しなから對外國の關係は國內法を取扱ふか如き比較的單純なる措置を許し能はさるものてあるか爲に後れて民國三年六月に至り、民國三年五月一日以後總有る條約は繼續して有效たるへく、其の他の法令は法令を以て廢止せさる限り依然有效たるへき旨の大總統令を發するに至つた。斯くて對外條約も亦民國の新に締結したるものの外に、舊淸時代の條約を

襲用することに依りて、新に民國の條約法たるに至つたもので、現在の條約法新定條約と襲用舊條約との二面を有することとなつたのである。

第二節　現行法の形式

成文法と文文法制定法と非制定

法を其の形式上より成文法及不文法の二に大別し得ることは民國法に於ても同一である、成文法は又一に制定法規と謂ひ、不文法はまた一に非制定法と稱せらるる。蓋し制定法規とは國家及國家の自治團體の制定せる法則を謂ひ、非制定法規とは特に制定の形式を蹈まさるも、其の他の原因に依りて法たるの效力を有するものを指すに在るか故てある。惟ふに此の見解の由來は、法を成文法と不文法とに分つことは實際に於て其の分界明かならす、例せは同一に成文法と稱するも、其の間には國家の制定法と非制定法とを含むと同しく、同一なる非制定法てあつても、必すしも成文たらさるの理なく、又不文法と稱するものも必すしも成文となつて居らぬとは謂はれないのて、寧ろこれを其の法としての制定の形式より分ちて、これを制定と非制定との二類と爲すへしと云ふのに在る。故に茲に成文法と不文法とを分つにも、また此の見解を是認するものてある。併しなから、唯茲には便宜上從來廣く用ゐらるる所の成文法及不文法

の字樣をも併せ用ゐることとする。

第二節　制定成文法

制定成文法の二分類

制定成文法とは、國家か法を立てこれを成文と爲したるものを指すに在るが、法を成文と爲したものは久しきは唐虞三代に既に其の制を存して居る。而してこの成文法規の發達は、其の時代の推移と共に、特に清朝に及んで其の制定の形式に於て著しき發達を遂けてゐると共に、又其の內容に於ても著しき進步を示してゐる。清朝の末期に至り改法行はれ、特に民國に至つて成文法の發達は殊に著しきものかあつた。故に茲に制定成文法を敍述するに當つても、便宜上清朝よりの襲用成文法と、民國新定の成文法とに分つの順序となる。

第一款　在來成文法

清朝時代の法令中其の成文法に屬するものは、其の制式に於て明の制法を傳襲したものてあつた。其の大綱を分ては、法典と法典外の成文法とに分類せられ得る。

第一項　在來成文法の種類

清朝の當時法典として編序せられた成文法の系統は、律、會典及例の三形式となつてゐる。

此の他に賦役、學政、漕運等に關する全書かあり、又は政考條例の如きものか編纂せられてあるか、此等は類纂編序に因る法典成書てあつて、其の政令としての系統は律、會典及例の三に準基してゐる。

來成文法の內容

第一目　在來法典成法

第一　律

一　律及律の性質

律の性質

律は元來支那法の骨髓を爲すものとなつてゐる、故に各時代を通して一貫し容易に之を增減變改せさるを原則とする。蓋し律の規定する所は一に刑事法に係はり、刑事法は一國法度發達の淵泉を爲すものてあり、國家の法制上重要なる地位に在るものなるに由るものてあつて、何れの國家と雖法規の最先を爲すものは一に此の刑事法てあるか爲てある。而して律の刑事法としての用例は秦の商央か李悝の法經六編、即ち盜法、賊法、囚法、捕法、雜法、具法の六法を盜律、賊律、囚律、捕律、雜律、具律の六律に改めたるに初まつてゐることは、前に法の一般名稱を記述した際に明にした所てある。而して律に規定する所の內容は苟くも改廢なき限りは、臣民一率に之を遵奉すへきものとせられてあつた。世祖章皇帝御製大清律原序に、乃允刑

布名曰大清律集解附例、爾內外有司官吏、敬此憲勿得任低昂、務使百官萬民、畏名義而重犯法、云云子孫其世世守之とあるに見るへしてある。

二　律の內容

律の沿革

律の規定する所は、其の由來久しく唐律の法經六法より秦の九章律以下曹、魏、晉、宋、齊梁、後魏、北齊、後周、隋唐及明清等の各律かあり、而して明清律は名例、職例、公式、戶役田宅、婚姻、倉庫、課稅、錢債、市廛、祭祀、儀制、官衞、軍政、關律、廐牧、郵驛、賊盜、人命、鬪毆、罵詈、訴訟、受贓、詐僞、犯姦、雜犯、捕亡、斷獄、營造、河防の三十に編次せられてゐる。其の主眼とする所は專ら刑事法に在るも其の間民法に關する內容を含み、其の效力の及ほす所の極めて廣汎に亙れるを見るへく、殊に後出例の定むる所と相表裏し、各種法度の淵泉を爲せるを知るへきてある。

律の內容

律の規定する所は法の大經を定むるに在るか爲に、一度之を定むれは容易に之を變更改廢すへからさるものとせられてあつた。これは歷代の原則となつてあつたか爲、淸律を論するに當つて尙ほ明律乃至は唐律を考證論究するか如き事實上の問題を生する所以てある。併しなから「律猶日星然懸諸天壤而不可易」とは稱しなからも、世態人事の變遷は各代に於て刪改增併の行

はれ來つたものてあつて、元より改法の行はるへきは事實てある。唯律は古來の法度の淵源を爲し來つたものてあつて、其の容易に改むへからさるは大經大法たるに由るものてある。

律通曉の獎勵

律は既に法の大經てあつた以上、國民の之を遵奉すへきは勿論、特に爲政の官に在るものに於ては其の內容に通曉せしむへき必要かあり、從つてこれか公布と周知には頗る意を致したものてあつた。特に律に通せさる官吏を罰し又律例に通曉せる人民に對しては其の罪を論するに宥恕を與ふるの特典を示したかの如き、如何に律の重きを措かれたかを察すへきてあらふ。

第二　會典

一　會典の性質

會典の性質

會典は支那歷代の制度を參酌し、其の永遠に遵行すへき行政上の綱領を定めたる法規てある彼の乾隆會典の凡例に、「以典章會爲義、所載必經久常行之制、茲編於國家大經大法、官所守、朝野所遵、皆總括綱要、勒爲完書」と說いてあるのは會典の性質を表明したるものと謂ふへきてあらう。

二　會典の內容

會典の內容

淸の會典は明の制を其の儘に用ゐてあつたか、康熙二十三年に至つて明制に模倣して、會典

を編纂し、二十九年に至つて之を頒布して居り、其の後雍正五年雍正續修會典を編し、乾隆二十九年乾隆會典を續修し、嘉慶十八年嘉慶會典を編し、斯くて數次の編修を經て光緒二十五年更らに光緒會典を編するに當つて、編纂の順序と分類とを改め、規定を簡明にし本文に分註を附し、別に則例及會典事例を編纂するに至つた。當時變更改廢せらるる所頗る多かつたか、要するに會典は行政法規の常久なるへきものを編彙するに在つて、其の別に編纂せる所の會典事例は此の常久の原則に對する變通の規定例規を旨としたものてある。

第三　例

一　例及例の性質

例の性質

支那法度の大經は、其の刑事法を主とする律と行政の綱領を定むへき會典とを以て、常久の大經となすことは上述の如くてある。併しなから、此等の大經大法は一度之を定むれは容易に之を改廢變革の加ふへからさるものてあるか爲、一面變通の途を拓きて以て緩急相應すへき立法政策を企劃するの必要は、世態人事の一般に運行進展する上より、必す生すへき事項てあらねはならぬ。卽ち此の必要の命する所に依つて、律又は會典の如き原則法規の外に、司法上又は行政上に變通處分の行はるへきことを認め、終には之を統纂集成して例規と爲すに至つたも

のである。故に例の內容は、律又は會典の運用又は類推に依り、或は衍義解釋に依り、乃至は政略若くは條理に依り、法の調和を得せしめたるものである。「例則因時變通」と云ふたのは卽ち此の謂である。此の故に例は畢竟之を一般的法規と謂ふよりは、寧ろ條理ある司法乃至行政上の處分例と謂ふへきてある。

二　例の特質

例の特質及內容

例の性質は既に上述の如くてある。故に之を(一)法規制定上より見れは其の事例の行はれたる時に於て既に有效なる法となつて居るものてあり、其の類纂せられて頒布せられたるときに於て一般法として取扱はるるものと見るへくこれを特質の一となすへく又(二)其の例の內容に關しては、律又は會典の規定は原則として容易に之を動かすへからさるに對し、例は常に變通の餘地を有するか故に「例則逐年增刪、五年一小修又五年一大修とあるのも此の特質の一てあり」。又(三)律又は會典は其の規定する所概して簡易なるに對して、例は繁密なるを免れさるも亦特質の一てあり。又(四)律會典は所謂原則的法規てあるのに對して、例は特別の狀況に應する變通法なるか故に、兩者に相符合せさるものあるときは、之を新法と看做して舊法を制限したるものとするの原則的解釋に依つて、特別なる狀況に應する準據法となつてゐるのも、特質の一に算す

ることが出來やう。

三　例の形式及其の種類

例の形式

例は既に法の新例なるが故に、其の必需の發生に伴ひ其の發せらるべき形式を一にせざるは蓋し已むを得ざるに出でたるものである。故に、例は上奏に因り勅裁を得て成れる卽ち通常之を條奏と稱するものや、又は各種機關より稟請指令の結果より成る、所謂咨請部示のものや、乃至は各部の處分例、卽ち成案の如きより成るものやがあつて、其の制は一定はして居らぬ、これが爲或種の例は其の處分例の前後に依りて、或は互に抵觸する事なきを保せす。或は一時の例たるに留まる場合もあり、或は永く其の例の行はるるものも、またこれあるべきの理である。

例の分類

例は其の性質上述の如く、常に別に大綱を爲せる律又は會典の如き法度に對する一種の新法ではあるが、既に從屬的關係のものであるが爲、其の內容分類其の主たる法規に從つてこれを編次集成せらるべきが例となるの順序となる。故にこれを分ちて、條例、會典事例、則例、省例の四と爲すことを得る。併し此の內則例及省例に屬するものは、元と法典外の成文法たるべきも既に收めて事例に編彙せられたるものは、茲に條例又は會典事例中に算入せらるべきものと

爲るのである。

四　條例

條例と律の例

條例とは律の後に條例として揭くる所の規定であつて、次の會典の後に彙集せられたる例を會典事例と稱するに對しては、律例又は律事例と稱すへきを當然とするものである。併し一般に律例と云ふときは、律文と例文とを併稱したものとなつて居り、彼此混同するに至るへきか故に、茲に律文に對して例文のみを分離して指稱する場合には、其の律文の後に條例として揭けられてあるのに困んて、一般に之を律例と稱せすして條例と稱する。而して條例の規定する所は、必すしも初より律文に對する條例として揭けらるるもののみてはなく、各部の則例なとに揭けられたるものと雖、其の規定の事項にして律文に關係あるものなるときは、これを取錄して律の條例中に集成せらるるときは、條例として取扱ふのである。

五　會典事例

會典事例の性質

會典は前に述へた如く、行政に關する大綱の規定てある。初めは大清會典則例と稱したのを後これを會典事例に編入し、則例は各部に於て編纂するに至つた。故に會典事例は各部各法に亙れる一般法規たるに反し、則例は其の廳每の法規と一般法典中に纂入せられさるものの謂て

ある。而して會典事例は、各般行政事項中其の以て常久たるへきものに就き事例として集成せらるるものを指すのてある。故に恰も律文に對して條例を集成するものと相類するものてはあるが、唯律例と異なる所は律例の刑事法たるに對し會典事例の行政法規たる點を異にするのみ。

第二目　法典外の在來成文法

法典外の在來成文法

清國法の法典に編纂せられたる律、會典、律例又は會典事例の外に行政各部か其の會典の施行又は各部の行政上の法規として取扱はれてゐるものに、則例及省例の二かある。

第一　則例

則例の意義

則例は其の初めは會典に對する例の一てあつて、行政法規の綱要たるへき會典の例規てある、當初これを會典則例と稱したのはその謂てある。而して後これを會典に編彙し所謂一般法典の意味に於て之を會典事例と稱した。然るに茲に則例と稱するのは、此等の法典に編彙せられすして各其の行政系統に依りて吏、戶、禮、兵、刑及工の各部に分類編彙し、各其の部限りの行政事例たるへき法規を指稱するに在る。

則例の制定

則例定むるの程序は、多くは州縣之を府に稟申し、府は之を司道に申請し、督撫司道は之を中央政府に稟請し、中央政府は旨を承けて各部に指令して例となさしめたものてある。

第二　省例

省例の意義

支那の邦域の極めて廣大なるか爲、各地方の習俗も同一ならす、勢法規の一律なるを得さる由以を爲すの理てある。之れか爲各事情を異にせる省治の範圍に於て、各省の督撫司道の司令權內に於て、特別の法規を有するに至るは已むを得さるに出るものと見るへきてあらふ。卽ち此の必要に基つき、各其の省內に限れる行政上の取扱法又は罰則等を規定し、其の省の例規た

省例の內容

らしめたるものを併せてこれを省例と謂ふたのてある。これを則例と比較すれは、則例は行政の系統に依る事物的の法令集彙に在るも、省例は其の地方的管轄に出る編收法規てある。而して省例は其の省限の特別法規たるか故に、律、會典又は其の例の一般法典たるに對して所謂法典外の成文法と稱する由以てある。故に省例と雖一度これを集成し、他省に於てこれを援用すれは併せて一般法たるの效果を有し得へきものてある。

第三　示諭

示諭の意義

示諭とは當該官吏か其の管下の一般に對して發する所の命令の義て、所謂出示曉諭を指して謂ふのてある。其の內容は行政命令たる場合もあり、司法上の處分たるへき場合もあり或は罰則を設け嚴として法律の實質を有するものもある。唯玆に示諭として別に之を擧けたのは、此

等の示諭と雖これを會典又は其の事例、乃至は各部の則例、又は省例等に編序集成せられたる場合には、これ等と同一なる法規と看做し得へきものてはあるか、唯茲に未た此等に纂入せられさるか爲に、茲に法たるへくして法典中に編序せられあらさるものたるへきを謂ふに在る。

第二項　在來成文法の淵源

在來成文法の淵源

清國法は一に君主の意思を其の頒降する命令の儘に法として公示するものとなつてゐる。唯法度の總てか其の直接の頒降勅諭となつて表はるるのては無く、或は君主自から之を表はすものと機關の奏請を勅裁して之を法たらしむるものと、若くは機關をして自から部分的の法規を立てしむへき場合とかある。而して此等の成文法の淵源たるへき國家の意思の表示せらるへき形式に關しても、亦多少の區別を存する。

第一　制、詔、勅、諭

總稱

君主の意思命令か、其の發表に依つて一般法規の淵源を爲すものとなつてゐる。而してこの表示の形式は、其の內容に關する分類に依つて慣行上多少の區別はあるか、茲に一般的の發表形式としては、制、詔、誥、勅、諭を擧けねはならぬ。乾隆會典に、朝廷德、普下逮、宣示百官曰制、布告天下曰詔、照垂訓行曰誥、申明職守曰勅とあるに見、また嘉慶會典の附註に、更

らにこれを細說して凡大典禮、宣示百寮則有制辭、大政事布告臣民、垂示彝憲則有詔有誥、覃恩封贈五品以上及世爵承襲罔替者曰誥命、勅封外藩、覃恩封贈六品以下官及世爵有襲次者曰勅命、諭告外藩及任官坐名勅傳勅、曰勅諭とあるに見れは、君主か其の宣言の形式を主として制詔、誥、勅、諭等と稱するも、而かも大體に於て制は官規官制に關するもの、詔は廣く一般の垂教布告に關するもの、勅又は諭は主ら行政內部に關するもの、又誥は封品襲爵に關するものの如く、大體に於て其の範圍か定まつてある。併しなから、元より其の大綱として然かく分別せられ得ると云ふに留まり、劃然たる分界の定められてある次第てはないのてある。惟ふに大清律例の輯註に、天子之曰制、書則載其言者、如詔、赦、諭勅之類とあるか如く此等は寧ろ、支那法に於ける成文法の淵源として、等しく君主の意思の表明形式として認め、而して其の果して法たり得へきや否や、若くは單に德音垂訓に留まるものたるへきや否は、各其の發せられたる制詔勅諭の內容に依りて之れを分類すへきてある。

制、詔、誥、勅、諭の內容

君主の意思命令を示すへき制詔勅諭の內容は、上述の如くてはあるか、これを成文法としての狹義の分類に從へは、其の詔又は誥の如きは多くは德旨垂訓のものを內容とするを一般とするか故に、法の淵源としては大體に於て君主の命令の形式より發するものを諭と稱するを例と

すへきてある。唯其の諭旨の形式か、君主自からの發令に出つるものと、其の機關の奏請を准許して諭令とするものと、更らに機關をして發せしむるものとの三となすへきてある。

諭と旨

第二　諭、旨及定

諭と旨とは、共に君主の勅意を示すものてあつて、唯諭は君主の自から發して中外に宣示する所のものを謂ひ、旨は其の機關の奏稱に基つきて、單に其の機關に對して發せらるるものを指稱するに在つて、君主直接の命令として發せらるる點は同一てある。而して此の二者の形式上の區別としては、內閣の布告に內閣奉上諭または奉旨の如き字様を以て表はされてあり、又嘉慶會典の附註に、特降者爲諭、因所奏請而降者爲旨、其或因所奏請而即以宣示中外者亦爲諭とあるに見れは、其の機關の奏請に依るものてあつても、其の宣示の中外に亙るものは諭と稱するに在ることか明てある。

然るに以上の諭は、又定と謂はるる場合かある。雍正會典凡例に「事例由上所頒降者、則書曰詔、曰勅、曰諭、曰旨、曰定」とあるに見るへきてある。法典に「某年定」等の掲記あるのかそれてある。

定

第三　准及定

准及定の意義

准は允准の准にして准許の意であり、國家の機關の奏請に對しては君主の勅裁の意義を爲すものて、行政機關の形式に依る伺指令に類するものである。雍正會例の凡例に、一由部院各衙門具題者、則書曰題准、由科道督撫條陳、經部院議覆者、則書曰覆准、由議政王貝勒大臣（後の軍機大臣に相當）、及九卿（六部都察院、大理卉及通政使司の長官を指す）詹事科（六科）道（十五道）會議者、則書曰議定、曰議准と分說してあるのかそれて。中央政府たる部院各衙門より奏請して勅裁を經たるを題准と稱し、部院各衙門卽ち都察院の各科及び道督撫條陳經部院の陳條奏請に對して、特定の覆議を經て發するものを覆准と稱し、議政王貝勒大臣及九卿並に詹事府の各科、各道をして會議せしめ、之を裁可したるものを議定又は議准と稱する。而して此の場合に於ける議定と議准との區別は、議准は機關の奏請に對して裁可せるもの、之に反して議定とは君主の意思を以て會議に付したる上にて裁可せられたるものを謂ふに在る。

第四　告示

告示の意義

諭、旨、准及定の大體は、君主直接に之を發し又は機關の奏上に因り裁可を與ふるの方式に因るものたるに反し、茲に告示は官廳か其の委任を受けたる事項に關し、其の受任權限の範圍內に於て、人民に對し一般に發せらるへき行政命令を指稱する。而して其の形式を異にするも君

告示の形式

主の機關として國家の意思を表明するに於て其の內容は直接法令の淵源たるへきは同一てある而して告示の形式に就ては一定ならさるも多く通諭、諭令、諭告、諭知、通告、告示等其の他の字樣を用ゐてゐる。

國際條約

第五　國際條約

國際條約は國家と國家間に於ける協約てあつて、國家か直接に國民に對して規定する所のものては無いか。既にこれを公布するに至れは、殆んと法規と同一に看做すへきか故に、これを法の淵源となすへきは必然てあると共に。從つて假に其の公布の形式に於て他の法規と取扱を異にする所ありとしても、既に收めてこれを公示通諭し、若くは法典中に編纂せらるるに至れは、以て明かに法律の一つと見ることは蓋し其の所たるへきのみ。

第三項　在來成文法の制定廢止及變更

第一目　法の制定及廢止

在來成文法の制定

第一　成文法の制定及其の機關

成文法は其の形式に於て君主自から制定するものと、其の機關をして制定せしめ、これに裁可を與ふるものとかある、然るに之を法典に纂入するに依りて所謂茲に成文法たるへく、而し

て成文法の制定には特に立法機關を置くことなかりしも、特に條例に關しては其の事の律の運用に關する標準法なるか爲に、これに關しては會典纂修の必要あるとき、特に律例館總裁をして奏請を爲さしめ、草案の審議を爲さしめ事例を蒐集し、これを逐條審議して確定草案と爲し、君主の裁可を奏請せしめ、以て成文法として法典例規中に纂入せられたるものてあつた。

成文法の制定

成文法たるへき法規にして、其の他に行政各機關をして其の權限の範圍内に於て制定せしむるものは、多くは其の效果の及ふ所大ならさるも、此等の法規は其の發せらるるに於て法律たるへきも、其の成文法典たるものはこれを纂編して各機關又は國民一般に公布せらるる時に於て一般成文法たるへく、其の制定の方式は各其の機關に於てこれを行ふへきのみ。

第二　成文法の廢止及變更

成文法の廢止及變更

典律及は元來永久に不易の根本法と爲つてゐるか爲、これに對しては原則上廢止變更の容易に行はれさるものとなつてゐる。併し事實上に於て改法を要するものは、律例館の奏請に依つて行はれてゐたものてあつた。また。

條例に關しては、典律の永久不易を原則とするに對し、其の事實上の變通を行ふか爲に公布せらるるを本則とするか爲、律の不易にして動かすへからさるに反し、改變の自在なるものか

あり、卽ち此の自在なる條例の改廢に依りて、典律の效果を改廢することを得るの狀態に在つた。而して此の目的に依りて行はるる條例の改廢は、其の前に定められたる條例を、後の條例の公布に依りて改廢するの方法に依るものか多い。從て新定條例の定むる所にして、舊條例と抵觸するものある場合には、新法は舊法を改廢したるものとして、取扱はるるのは、一般の原則てある。又その單獨なる廢法は、これを一般に告示するに依りて行はるへきは明なるも、特に法典に收められたる成文法は、多くは新典の編纂外に除外せらるるに依りて廢せらるるの外、其の成典外の成文法の如きは、其の行はれさるに依りて廢せらるるものの頗る多いことは常有のことてある。

成文法の改廢

第二目　成文法の公布

第一　公布

成文法の公布

支代歷代の成文法は、これを一般に公布して周知せしむるを原則としたることは、歷代法典の公布に際し、慣例として公示せらるる御製の序文に依りて明に認め得らるる所てある。尙ほ又一般法典以外の成文法の公布に就ても、亦等しく其の主義に依つたことは、これを例規其の他に纂修して、これを行政各機關に配付し、これを知らしめ之れに通せしむることに專ら意を

用ゆる所ありたるにも徵せられ得る。

第二　公布の方法

成文ト公布機關

公布の方法は一に官報に依つて行はれたことは明かてある。清朝時代の官報制度は可なりに久しい沿革を有するものてあつて、其の中央官廳に於けるものは提塘官をして取扱はしめ、其の地方官廳に於けるものには其の廳の報房をして取扱はしめ。而して提塘官は中央官廳と地方官廳との文件の往復に關する事務を取扱ふか爲、其の成文法の公布に當つては、常に之を印刷して發行することを司つた。而して其の發行する所のものを京報と稱したのてある。元來中央政府發布の諭旨、題奏及宮廷の動靜事報は一般交通の統轄上兵部の所管てはあつたか、提塘官は其の兵部の職制中に在つて、獨立して軍機處の評議決定を取錄し、之を各官廳に通知したものてあつた。更らに地方官廳の報房に至つては、提塘官か其の印刷したる京報の抄錄を制刻して之を所管內に頒布した、之を轅門報と稱したのてある。而して京報の外に抄本及長本の配附分方法かあつた、抄本は法文の抄本を配附し、長本は其の詳報を周知せしむるに任つた。

清朝時代の末期に及んて舊制の京報を廢して政治官報を發行するに至つた、これは、光緒三十三年九月に至つて初號を發行したのてある。當時の章程に依れは、其の所載事項は(一)諭旨、

批、宮門鈔(二)電報奏咨(三)摺奏(四)咨剳(五)法制章程(六)條約合同(七)報告示諭(八)外事(九)廣告(十)雜錄の各項に亙つてゐる。

清清時代に於ける成文法の公布はこれに依りて一般に示され、周知せしむるの方法となつてゐたてある。

成文法の公布の期間

第三　公布の效力及其の施行期間

成文法の公布あれは、國家の各機關又は一般國民をしてこれに準據せしむへきは勿論であり、官吏はこれを國民に解説理解せしむへき義務を負ふ。而して公布の直接の效果として一般に公布に依りて直ちに法としての效力を發生するも、其の施行に就ては內閣各部又は地方官廳到達の日より遵行せらるへきものなりとするを原則とする。

成文法の施行期間は、大清律例には其公布の時より有效なりとせられてゐる。其施行に關しては、咸豐六年の事例以後は勅裁諭旨各部に奉到したときより遵行すへきものとなつてゐる。

第二款　民國制定成文法

第一項　制定成文法の種類

成文法の種類

民國肇造の後に於ける民國の法令は、一に憲法に基調を發してゐる、而して更らに一般法令

を其の形式上より見るときは、民國の成文法憲法及一般法律の外、總有る命令、自治機關の規約及國際條約を擧くることを得やう。

第一　憲法

憲　法　憲法はこれを實質上より見るときは、國家の組織及其の國權の作用を規律するに在るも、形式上より論すれは、他の通常の法令を以て改廢することを許ささる特種の效力を有する成文法てある。民國に於ける憲法は未た正式に成立しては居らぬ。其の制定憲法の施行せらるる迄の期間臨時約法を以て憲法と同一の效力あるものと規定する所あるか故に、現下民國に於ては同約法を以て實質上憲法と看做してゐるのてある。

第二　法律

法　律　法律は特に議會の議決を經るを必要なる條件として成立する成文法てある。民國の臨時約法に依れは、中華民國の立法權は參議院これを行ひ、國務總理の公布するものとなつて居り。政府公報體例法律の解説に、「國會の議決に由り大總統の命令を以て公布すへき一切の法律は之に屬す」と説明せるものかこれてある。等しく國家の意思たるは命令と異なる所なきも、命令は特に議會の參與を必要とせすして成立すへき成文法たるへく、唯此の形式を異にするのみ。

命令

第三　命令

命令は立法機關の議決を經すして公布せらるへき法規の由てあつて、約法に大總統は法律の委任に基つき、命令を發布し又は發布せしむることを得と規定せる所のものてある。而して概括してこれを命令と稱するも、其の命令の形式は別に法文程式令に依つて定められてある。而して其の規定する所のものは、力に於て法律と同しく、或は行政各官署の行政準則となり、又一般國民を遵守せしむるの效力を有する。

自治規約

第四　自治規約

自治規約は、自治團體か自治權を制定するの定規てある。蓋し國家は統治權を有する國體てあり、自治團體は國家の法律の許容する範圍內に於て、一定の事項に關し法規制定の權限を附與せられたる場合には、縣自治法の如き自治團體の規約も亦法たるの效力を有するものとなるの理てある。例せは地方自治條例に於て許されたる自治事宜に關し、自治規約の制定を爲したる場合の如きは卽ちそれてある。

條約法

第五　國際條約法

條約は國家と國家との協約なるか故に、其の拘束力は直に國民に及ふものに非らさるも、旣

に國家か此の條約を履行するか爲に、發する所の法律又は命令其のものの力に依りて一般に遵守の效力を發生するに至るものである。斯の如きを條約法と稱する。而して民國の憲法制定以前の條約法は、民國三年五月大總統の聲明に依りて、既定條約法の有效たるへきことを明にしたものの外に茲に、民國肇造後に於ける國際條約は、別に大總統の公布施行に依りて條約法たるの效力を有するものとはなつたのである。

第二項　民國制定成文法の制定公布及改廢

第一目　成文法の制定

民國成文法の制定

民國に於ける主權は國民全體に屬し、而して其の統治權は參議院、臨時大總統、國務員、法院之を行ふものとなつて居り、參議院を立法機關となし、別に大總統は自から命令を發し又は發せしむることを得、而して法規の制定公布に關しては民國以來多少規定の改廢が行はれて居る、依つて茲に現在のものに就て其の概要を敍述する。

第一　法律及法律の制定

法律及法律の成定

凡そ民國に於ける法律の制定には參議院の議決を經へきものとなつ居り。而して大總統は其の自から定め、若くは國務機關の定めんとする法律案は、これを參議院に提出すへきものとな

つてゐる。元來法律案はこれを議會に提出すへきを正規となすも、正式憲法の施行以前に於ては、憲法と同一效力を有する約法の規定に依るの外はなく。然るにし同約法の定むる參議院の職權は、民國議會の職權に同しとの旨意の規定を存する。卽ち法律の制定には、此の意味に於ける議會の協賛を必要とする。

旣に議院の協賛を經たる法律にして公布すへきものは、法制局に於て法律の正本を作成し、これに法律第何號の號數を附し、併せて公布令の案を附し、副本と共に其の法律本文を大總統に呈奏して署名を受け、公布の期日を記入する、而して法律の正本はこれを法制局に保存し、副本はこれを印鑄局に送付して政府公報に登載するの順序を採る。

第二　命令及其の形式

命令及其の形式

命令に依りて生する成文法規は、一に大總統令に依るもの、二に各部各省の命令に出るものとすることか出來る。

一　敎令

敎令

敎令は蓋し國家主權の發する命令の意にして、天子の命令を詔と稱し諸侯の命令を敎と稱したるに由以する。而して敎令は大總統か其の職權内に於て制定したる條律であつて、國家主權

の意思たるに於ては法律と同一てある。卽ち議會の議決を經さる國家主權の意思の謂てある。而してこれを敎令と稱するのは、一に法律に對しての稱てある。

敎令の制定には大總統の裁定を受けたる後、敎令正本は法制局に於て正本を作成し、これに敎令の號數を記入して、正本はこれを大總統に呈して蓋印を受け、これを法制局に保存し、副本はこれを印鑄局に送り公布期日を定めて之れを政府公報に登載する。

敎令中議會の追認を受け法律と爲すへきものに在つては、法制局に於て原公布の敎令全文を作成して、これを議院に送付し。其の追認を受けたるときは、法制局はこれを法律に改編し、法律の番號を附し、公布令案と共に副本を添へ、これを政府公報に登載するの手續をとる。

國務院令及軍令

二　國務院軍令及各部院令

國務院は國務總彙の府にして內に法制、銓敍、統計、印鑄、水利、僑工事務、幣制等の各局を置き、國務總理之を管領し、其の職權又は特別なる委任に依り政府令を發する。

三　各部令

國務員は政府を組織するの一員にして、國務總理及各部の總長は國務員之に分任する、而して外交、內務、財政、陸軍、海軍、交通、農商等の各部に分たれ、而して各部の總長は其の主

管の事務に關し、其の職權又は特別なる委任に依り部令を發することを得る。これか爲各部に參事を置き、其の部及各部局の法律案に對して審議する組織と權限とを有せしめてある。

第三　省道縣及京兆地方其の他の章程

各地方官廳は、其の官制其の他法規の委任したる事項に就き法規制定の權限を有する。此の權限に因つき制定する所のものを、公文程式に依る形式上概して章程と稱する。法制局は此等の章程を總括してこれを收錄するのてある。

一　省單行章程

省單行章程

地方省長は法律又敎令を執行し又は法律又は敎令の委任に依り、省單行章程の發布を爲すことを得る。元より現行の法令と相抵觸することを得さるは勿論てあり、若し法律又は敎令として發布すへきものなるときは、これを大總統に禀請して其の裁許を受くへきものとなる。

省の單行章程の制定には、巡按使に由りて原案を決定したる後、省章程の番號を記し、發布の年月日を明にしてこれを所屬官署に通飭し、併せて一般地方人民に周知せしめ、又其の發布の後更らにこれを大總統に報告して認許を受け、主管各部に通報すへきものとなつてゐる。而して其の禀報に係はる成法は、これを法制局に於て檔册に登錄するの順序となる。

二 道單行章程

道尹は法律、敎令又は令章程の規定、若くは法律、敎令、章省程の委任に依り道單行章程を發布するの權限を有する。而して其の法律又は敎令として發布するの要あるものは、省長を經由して大總統に稟請して制定することを得る。

道單行の章程は道尹に於て原案を決定したる後、これに章程番號及發布の年月日を記入し、これを所屬官署に通飭して管內人民に周知せしむるの措置を採る。而して發布後は之を巡按使又は都統に稟報し、其の章程は巡按使又は都統官署の檔册に登錄する。

三 縣單行章程

縣單行章程

縣知事は道尹に隷屬し、一縣の行政長官として法律、敎令、省、道章程又は法律敎令又は省委任に依つて、縣單行章程を發布するの權限を有するの外、法律敎令以て發布するの必要あるものは、省長を經由して大總統に稟請することを得る。

縣の單行章程は知事之を決定し其の決定案文に章程番號及發布の年月日を記入し、一般地方に示知せしめ、仍ほ其の發布後卽日之を巡按使及道尹に報告し、巡按使及道尹之を各其の檔册に登錄す。

四　京兆地方單行章程

京兆地方は所謂中央政府所在地方として一般縣制の外に置かれ、特に京兆地方行政長官を置く。而して法律、敎令の執行又は其の委任に依り、京兆地方單行章程を發布することを得る、元より法律敎令に抵觸するを許さゝるも、其の規定する所のものにして法律又は敎令として發布すへき必要あるものに就ては、これを大總統に稟請することを得る。

京兆地方單行章程の制定は、其のこれを決定したる後これに章程番號を附し、發布の年月日を定め、これを印鑄局に送付し、政府公報にこれを登載し、所屬各官署に通飭して地方人民に告示し、尙ほ其の發布の後其の章程を各主管部に通知する。而して各部に於て其の章程に就き越權ありと認めたる場合には、各部官制の權限に依り之を大總統に稟請し、其の裁定を受くへきものとなつてゐる。

五　京師竝地方警察廳單行警察章程

警察廳單行章程

警察廳は京師と地方とに分たれ、共に法律、敎令の執行及法律敎令の委任に依り、單行警察章程の發布を爲すの權限を有する。而して京師警察廳の章程發布の手續は、京兆地方單行章程の規定を準用するものなるか故に、其の章程はこれを決定して後、印鑄局を經てこれを政府公

報に登載し、政府各部に通知するの順序をとり、又地方警察廳單行章程に在つては、廳長之を決定して後章程に號を附し、發布の年月日を定め、地方人民に告示し、尙ほ發布の後各部長官に詳報し、各部當該官署は省、道、各官制の示す所に依りて之を檔册に登錄す。

第二目　成文法の公布及施行

第一　公布の形式

公布の形式

成文法の公布の方法に關しては民國元年敎令を以てこれを定め、更らに新に民國五年公文程式を定むるに至つた。

一　法律及敎令及其の他

法律及敎令其の他

法律、敎令、國際條約、豫算竝に特別に親任すへき各官の任命等に關しては大總統令を以て公布する。大總統令には大總統の印璽を蓋用し、國務總理又は主管の國務員或は全部の國務員これに副署し、其の法律の公布に就ては國會の議決を經たる旨、又其の條約の宣布に就ては國會の同意を得たる旨、及批准の年月日を併せて聲明すへく、別に大總統の署名を必要とする。

二　國務院令及各部令

國務院令及各部令

各院各部令は各院各部の單獨に發せらるへきを例とする、故に國務院令は國務總理の名に於

て、各部令は各部總長の名に於て發せらるる。唯任免に關するものに在つては、單獨の發令又は副署發令の別かある。

三　各地方官署章程

地方官署章程

各地方官署たる省、道、縣及京兆地方の各單行章程、竝に京師及地方の警察廳單行章程は、各其の單獨なる當該廳名を以て公布する。

第二　公布の機關及其の效果

公布機關

法令の公布は總て公報を以てすへきものとなつてゐる、政府公報條例に依れは「政府公報は法律命令を公布すへき機關とす」と規定し、更らに「凡そ法令及公布すへき公文及電報は政府公報を以て刊布す」と規定してある。以て一般法令の公布には必す政府公報を機關として用ゆへきものにして、必すこれに登載すへきものたるを見るへきてある。而して其の布告の效果に就ては、「中央官署より京外に通達すへき文書にして既に政府公報を以て布告したるものに就ては更に文書を以て布告することなし」との規定に見れは、政府公報の登載は此の時より一般周知の效果を發生するものと見るへきてある。而して更らに政府公報又は新聞及其の他の印刷物に登載公示せられさるものに關しては、一般にこれに準由援據すへき義務なしとの規定のあ

るに見れは、法令の公布には政府公報の外に新聞紙登載をも公布式の一方法ご爲せるを見るへきてある。

各省及京兆地方並に各地方廳に於ける單行章程の公布は一般に省公報に之を登戴公布するを例ごするの外、其の公布を受けたる各地方管內の公布に就ては、所屬官署に通飭して地方に告示すへきを順序ごしてある。

第三目　法令の施行期間

法令の施行期間

成文法の公布に當り、一般に周知せしむる爲、特定の期間を附し、其の期間の滿了に依り一般に周知せしめたるものご看做し來りたることは、支那法の上にも顯著なる主義として規定せられてゐる。民國肇造の後に於ける施行期限に就ては、これを通常のものご特別のものごに分類することを得る。

第一　通常施行期限

通常施行期限

凡そ法令中特に施行期間の定あるもの又は特に指定するものの外、一般に政府公報の到達の日を以て施行の日ご看做されてゐることは、政府公報の明示する所て、これを通常の施行期限ご見るへきてある。卽ち同規定に依れは、一般京師地方は政府公報到達の日より、其の他の各

省地方は其の省の最高行政官署に到著したる日より、一體に遵守の效力を發生するものとなつてゐる。然るに各省地方は、京師との遠近に於て大差あるか爲、政府公報到達の地方及期日を次の如く定めてある。

奉天省城	五日	直隷	天津三日 保定三日
吉林省城	十二日	黑龍江省城	十四日
山東省城	五日	山西省城	四日
河南省城	四日	湖北省城	五日
湖南省城	十日	江西省城	十日
安徽省城	十日	江蘇	江寧十日 蘇州十日
浙江省城	十日	福建省城	十二日
廣東省城	十二日	廣西省城	二十六日
四川省城	三十日	陝西省城	二十日
甘肅省城	四十日	貴州省城	四十日
興京	十二日	察哈爾	四日

熱河 十日	綏遠城 十二日
伊犁 九十日	寧夏 四十日
烏里雅蘇臺 七十五日	青州 八日
密雲 四日	涼州 四十五日
歸化城 十二日	山海關 四日
馬蘭鎭 七日	泰寧鎭 三日
庫倫 十二日又は二十日	西藏 百二十日
西寧 四十五日	阿爾泰 八十日

以上は其の法規命令の載せて政府公報に公にせられたるものに就ててはあるか、此の他に法律と同一效果あるものに就ても、其の一部局に關するものにして政府公報上に掲載せられす、又は其の他の新聞及印刷物に登載公示せられさるものに關しては、一般にこれに援據すへき義務なしとの規定を有する。

各地方官廳たる省廳の章程に就ては、省公報にこれを登載すへきも、其の施行の期日に就ては一般に其の公布に際してこれを規定するの例となつてゐるか。若し其の規定なきときは卽ち

公布の日より效力を發生し、期間は其の翌日より發するものとなつてゐる。

第二　特別施行期限

法令に特別の施行期限を定むるものに在つては、通常之を其の法令上に明記するを一般とするの外、例せは法律を公布し別に大總統令を以て其の執行期日を公布するか如き形式に依るものも又甚た少からさる例てある。

第四目　成文法の廢止及變更

成文法の廢止及變更

成文法の廢止變更には其の原因の內面より發生したるものは、例せは懲治盜匪法は民國三年十一月公布に當り特に附したる五年の期間滿了に依りて事實上廢止せられたるか如き其の有效期間の限定に依る改廢の例たるへく。又此の外、法の目的物の消滅乃至は法の適用を受くへき事實の滅失に依りて改廢せらるるの理てある。而して又その改廢原因の外面より生したるものには、所謂立法者の意思に依りて改廢せらるるもの、卽ち其の明示の改廢には例せは、約法の改廢に就き「本約法は公布の日より施行す」と明示し、又は政府組織大綱の廢止に就き「臨時政府組織大綱は本約法施行の日に於て廢止す」との公示を爲したるか如きはそれてある。而して又其の默示の改廢に在りては、一般に新法は舊法を廢すとの原則に由來して其の軌を一にす

るものか多い。

第四節　不文法

第一款　不文法の意義及種類

不文法とは、これを形式上より論するときは所謂法典としての體を成ささる法規を指すものとなるも、これを法の制定上の形式より見るときは、特に法規制定の手續を經さるも、認めて以て法規としての遵由力を有するものなるときは、これを不文法と稱することを得へきの理てある。故に成文法を一名制定法と稱するに對して、不文法を一名非制定法と稱するのは此の理に出てたるものてある。而して不文法の内容は、大別してこれを慣習及理法の二項と爲すことを得る。

不文法及其の種類

不文法の内容も亦沿革的にこれを分ては、在來の不文法を襲用したるものと、民國法として新に發達したるものとの二類を包括するものとなる。然れとも其の慣習理法の實在を認めて、一般に遵由力を有するものと認むるに至れは、等しく現在の慣習理法に外ならさるか故に、兩者を區分するは寧ろ無意義たるへきを信する。卽ち茲に兩者を併せて記述する所以てある。

第二款 慣習法

第一項 慣習法の意義及分類

第一 慣習法の意義

慣習法の意義

慣習法とは事實上の慣行にして、且つ法としての效力あるものの謂てある。大理院か嘗て其の慣習法の存在に關して、(一)法律に明文の規定なく、(二)確實に或る期間内に同一事項の反復せられたるの行爲たるへく、(三)其地方人か其拘束力に就て共にこれを認め居るものたるへく、(四)其の行爲か公の秩序善良の風俗に違背せさることを必要なる條件として、其の慣習か法としての遵由力を有するものたるへきことを示してゐる。既に此の意義に於て慣習と慣習法との分界を明かにし以て慣習法の存在を認容するものたる以上、今日認められて現在の慣習たるへきものの内には、其の慣習の清朝時代よりの襲用繼續に由るものと、其の後に於ける發達乃至は發生の慣行を包容するものと見るへきてあらう。

第二 慣習法の分類

慣習法の分數

從來慣習法の範圍は多く人民の慣行に限られたるの傾きある。然とも慣行其のものの認識は單に人民間に於ける慣行そのものに限らす、司法上の判例、又は行政上の處分例又は政治上の

慣例も亦慣習法に包括せらるへきものとする。

第二項　人民間の慣行

人民間の慣行

人民間の慣行にして法の效力を有せしむるものは、事實上の反覆に存する、蓋し事實上の反覆は其の性質上合法的傾向を有するか故てある。而して人民間の慣習は其の性質上私法の區域に屬すへきものか多く、故に特に民律の施行せられさる今日に於ては、民國の初に當り新國體に抵觸せさる法規の援用を布告したるの效果として、在來の慣習法は其の儘現行の慣習法たるの效力を有するものとなつてある。此等は過去の反覆せられたる事實を法として認識せるものの例てある。

第三項　事例及案

第一　事例及案の意義

事例及案の意義

事例の意義は事前に行はれたる慣例の由てあつて、案又は例を指すものてある。而して案は又成案とも稱する。其の內容は行政各部又は各省の處分例てあつて、其永續慣行すへきものは清國法に於てはこれを條例又は則例に收めて成文法を構成するも、其のこれに入らさるものは單に文書たるに留まり、未た成文法を以て見るへからさるか故に、一箇の裁決又は裁判例とし

て慣習法規を形成するものとはなるのである。而して此等は舊清法には式は詔、勅、諭、旨並に勅准、奏准、覆准、議准等か淵源を爲して居り、其の民國法に於けるものは判例、解釋又は行政上の處分として表はれてゐる。

判例及解釋

第二　法院の判例及解釋

大理院又は地方審判廳に於ける判例は、其の事件を拘束するも、これを他の事件に及ほすこと能はさるは元より其の所てはあるか。而かも判例一度生したる後はこれを前例と爲すに至れは、茲に慣習的に法たるの遵由力を有するに至る。現今大理院判例又は大理院の法規解釋例の如き司法的の慣習法を形成する。

行政處分例

第三　行政上の處分例

清國法に於て、會典事例に編列せらるるに至らすして事案として存在する行政處分の例か、慣習的に取扱はるる、場合には慣習法たるの遵由力を有するに至るは常有の事實である。民國行政法上に於ける事例が慣習的に遵由力を有すへきは寧ろ自明の事實である。

第三款　理法

第一項　理法の意義

理法の意義

制定法規の備はらさる事項にして、一定の前例を有せさるものに對しては常に條理に依りてこれを判するの外なかるへく、此の場合に於ける條理は所謂自然法學者の準繩と爲す所の萬古不變の定法を指すものに非さるも、社會の變遷に適應すへき事理に就て共通的に判定の準基を有することを認識し得る、これを玆に理法とは稱するのである。

第二項　理法の範圍

理法の範圍

理法をまた條理と稱する。條理は又一に學說を包含し得ると共に、慣習法の不備の時代に於ては最も顯著に之に遵由するは常有の事實てある。特に支那法の沿革及淸國法にも凡そ律令の該載事理を盡さゝるか、又は罪に正條の加ふへきもののない場合には他律を援用すへき規定かあり、又正律に引用すへきものなければ、參酌比附して以て之を定むへき註義を示し、更らに之を以て有限を以て無窮を待つの道なりと說いてゐる。蓋し法典に一度之を載すれは容易に之を變すへからすと雖、法典の變遷は實に條理の發達に支配せられて推移するものなるか故に、條理は法規の至らさるを補ふ不文の法律たるへきことは、一般支那法に於て認容する所てある。

第五章　支那法の改訂事業

第一節　法度改正の大勢

法度改正の大勢

清朝刑律の發達

清國法改訂の氣運

　清國の法制は總て明の法制の襲用に過ぎなかつたか、併し清國法其のものの內容は時勢の進轉に伴なつて常に停止するものではなかつた。唯法の形式に至つては或は律と謂ひ例と謂ひ、其刑事法を中心として所有る事例を追ふて改訂進展して行くのは、恰も英國の慣習法と同しく法の內容に至つては可なりに進歩的に組織せられてあつたとは雖、奈何せん唯其の法の名稱の如きに至つては、或は唐の制を其の儘に襲用し、又は明の典制を其の儘に援用する等の外形上から、其の實質に比例して寧ろより多く古いものの樣に看做されて居るのは事實である。而して此等の事實は主として清朝爲政者の、如何にも舊習に慣れ制式の新興を物煩はしく感して居つたかを證するものてあつた。併しなから清朝の中葉後頻々たる涉外の事案は、其の法度制式の革正を促かさすして已むものてはなかつた。併し從來の法度は餘りに年所の久しきか爲、假し其の改廢新訂に努めたりとは雖、時勢の進展推移は更らに一段の急轉を要するものかあつて、寧ろ之れを根本的に變改するに非されは、容易に企及し得へからさるの事情か國內に瀰溢

しづつあつた。特に日淸、日露の兩役に依りて生したる各種の事情は、此の促進を如何に刺擊したりしやは思半はに過ぐるものかある。斯くて淸國は其の光緒の稍末期に近き頃、自國の法度組織の在來の狀勢を以てしては到底時勢に應するの由以に非さるを悟り、進んで諸外國の進運に伍せんとするの企劃を立て、遣外大臣を任命して外國法律の調査硏究に著手し。且つ其の意見に依つて法律館を起し、法度の改正事業を敢行するに至つた。唯其の事業の半に於て淸朝の倒壞を見るに至つて法度改正の目的を達するに至らなかつたか、併しなから此等の調査硏究は直ちに新に興起したる民國の施政を如何に助勢培養するの原因を爲したりしやは、蓋し設想に餘りある所である。

民國の改法事業

民國新に起つて、茲に從來の法度は其の立脚の根基を一變するに至つたか爲、法の新訂若くは在來法の改訂整理は年と共に進められた。これか爲一面新法硏究の爲に設けられたる淸朝時代よりの法律館の事業を其の儘進むるの必要は依然たるものてあつたか爲、民國政府は卽ち此の必要の命する所に依つて、民國三年新に法律編纂會を起して其の事業を進むることとなつた。而して此の編査會は、民國七年七月に至りて廢止せられ、別に法律館條例を設けらるるに至つた。

以上清朝末期及民國從前の法制改革事業は、民國の現在法制の一部の史實てあつて根本義に關する頗る注意すへき事項を含んてゐる。民國法の一般に對して重要なる關係の有る所てあるか爲、年敍を追ふて其の大略を次に敍述することとする。尤も改法事業の全部は各部の所管に依つて夫々の公布施行を見且つ見つつあるのてあるが。爰には專ら法律編纂會乃至編査會、又は法律館に關するもの及此等の機關に於て講究編纂せられた重要法規にして且つ主として憲法民律、商事、刑律、民刑訴訟法、法院編制法等に關するものに就てのみ掲くることとする。

第二節　清朝末期に於ける改法事業の經過

清朝末期の改法事業は、光緒二十八年上海に於ける各國との條約改正に端を發してゐる、故に便宜上此の事件を起點として敍述することとする。

法律改正命令

1　光緒二十八年四月六日、沈家本、伍廷芳法律改定を命せらる。

これより嚮、政府は呂海寰、盛宣懷に命し上海に於て各國との通商條約を改訂し、日英米三國か清國の法律を各國と同一に改正せは其の治外法權を拋棄せんとするの議かあつたのて。茲に直隷總督袁世凱は湖廣總督張之洞、兩江總督劉坤一と會同し、法律改正の上奏となり其の結

果現在通商交涉の事務繁難を極むるを以て、一切現行の律例を外國交涉の事情に對照し、各國の法律を參酌し考求察覈して案を立て、中外通行に便せしむへしとの上諭を見るに至つた。當時命を奉したのは刑部左治郎沈家本と日米祕各國に公使たりし伍廷芳とてあつた。

大清律刪改

2　同月二十一日刑部より大清律例の删除改正を奏請す。

時に伍廷芳未た外國より歸朝せす、刑部も亦驟かに新律を施行し難きものあるを恐れ、先つ大清律例を改廢し以て過渡時代の必要に應せしめんとしたるものてあつて、此の案は直ちに裁可を見るを得た。

法律改正方針

3　二十九年十二月七日法律改正の大體方法定まる。

前年勅令に依つて外國の法律の調査に著手し、先つ一面外國法の翻譯より著手した。而して此の年伍廷芳の歸國と共に大體の方法を議定し、刑部郎中何汝輸、饒昌麟、張西園、羅維垣等に命してこれに充らしめ、米國辯護師林文德（リウユンド）を招聘して顧問と爲した。

法律館の印授

4　三十年三月十二日法律館の印授を定めらる。

法律修訂館は、此の年二月を以て正式に開始せられたので、茲に改めて大臣の印顆を定め刻して欽命修訂法律大臣とした。

刑律改正

5　三十一年三月二十日凌遲、戮屍、梟首の三重法の廢止並に緣坐刺字の諸法廢止を奏請す。

右の奏請は欽命修訂法律大臣伍廷芳、沈家本の名に於てせられた。其の大意は、法律修訂館の開館以來館員等各國の刑法と中國の刑法とを逐條比較したるに、中國の舊律には死刑の種類甚た多く、而かも斬刑の後に更らに凌遲、戮屍、梟首等の刑かあり、慘として酷たらしいものかある。此の如きの刑罰は先つこれを刪除するに非らすんは手を下すに由なからん。尤も此等の法は明律の規定を襲用したるものに過きない。斯の如きは國家施仁の意に非らす、宜しく嗣後死刑は斬に止まり、凌遲、梟首、戮死の如きは永遠に刪除すへく、而して其の斬に當るものは絞殺に依るへしと云ふに在つて、斯くて此の奏請は裁准せられたのてあつた。當時此の奏請は一般に稱讃せられ、好感を以て迎られた。軍機大臣てあつた翟鴻磯か此の事に關し、從來歷年行ふ所の新政は皆殆んと虛飾に過きさるも、茲に酷刑の廢止は政治改良の第一步たりと稱揚したるは、寔に時弊の由る所と時勢の趣く所とを察したるに出てたるものてあらふ。

6　同日刑獄を恤にするの奏請を奉す。

これより先き、原奏請變法中の或規定に關し、諸議せられたるに對し、奏議したるものてあつて、條項か四條となつてゐる。其の一は笞杖を罰金に改め、罰金を完納し能はさるものに對

しては、工作を課し、これか爲各省に罪犯の習藝所を設立すへく、其の二は死刑を斷するには其の自白に依るへく。徒刑以下は證據に依つて罪斷すへく、三は監獄を清潔にし凌辱を禁し、四には常に監獄を實査すへしと云ふに在つた。

法律學堂の設立

7　同日法律學堂設立の奏請裁可せらる。

清國の新律成るの時、素養ある者に非されはこれか實際の運用困難なるへきか故に、日本の變法當時に倣ひ、速成司法學校を設け唐律以後明清に至る內國法及各國法制を分類してこれを敎授し、而して每年の經費は各省よりこれを分擔し、卒業の後特に大臣を簡發し考試の上之を採用して政務に當らしむることとしたのである。現今各省の高等審判廳、又は高等檢察廳長には、此の學校の出身者か最も多い。以て此の學堂設立の擧か如何に多く司法改良の擧を助けて力あるものであつたかを證すへく、其の功蹟として淺少ならさるものかある。

罪犯者に勞務を科す

8　同年四月二日竊盜犯人を工作勞務に服せしむの奏請裁可せらる。

大清律例に依れは竊盜犯の輕き者は笞刑を科せられ、また別に笞刑を罰金刑に替刑することを得せしめたるか爲、若し其の罰金額僅少なるときは懲罰の目的を達し能はさるか故に、豫めこれか替科の割合を規定し置くの要ありとし、竊盜犯笞五等の者、即ち笞十より五十に至るも

のは苦役一日に替算し、杖刑五等の者即ち笞六十より一百に至るものの如きは、毎等二日を遞加し、强盜犯に於ける杖刑者も亦これに準すへきものとし、且つ合せて徒刑の者流刑のもの又は軍兵に充つるものに對しては杖刑を免すへき旨の奏請を爲し、裁可を得た。

強壓訊問を禁せんとす

9　刑訊の非を論するに就て法律館の反對。

嚮に刑罰の重複科刑を停止せんとするの上諭かあつたので、これを以て祖宗の成法を破るものとあるとの彈劾か多かつた。御史の劉彭年の如き刑事案の訊問を停止すれは弊害多からんとの意見なりしに對し、之に對して法律館よりは刑事事件に關し强壓して供述を爲さしむるは法の許ささる所てある、刑事上の訊問は積弊を免かるるを得るものとせは、從前數年又は十數年にして未た決定を見さるものに對しては、各法規の備はれる後に於て直に之を廢すへく、曠日持久するも何の益かあらん、香港の一隅に就て論するも、該所は英國制を採り隨て訊問終れは隨つて之を結定しつつあるも過慮するに足らすと云ふに在つた。茲に於てか政務處、刑部をしてそれを奉行せしめられた。

日本法規調の査

10　同年九月十七日刑部郎中董康、主事王守恂、麥秩嚴を日本に派遣して法制を調査せしむ。

右は、日本は元と清國と同洲同文てあり、費をこれに取ることは比較的容易てあり、且つ同

國は法律を改變して後に領事裁判權の回收に成效したるか故に、先つ董康等をして其の裁判監獄等の各事項の調査を爲さしめんとするに在つた。而して右裁可を得て暫く稽留し、翌年二月に始めて出發したのてあつたか、此の内王守恂は巡警部に轉任したので、別に郎中饒昌麟を補充として派遣したるも、同人も亦病に因て中途歸朝するに至つた。

刑律の改定

11　三十二年二月虚擬死罪を改めて流徒とす。

大淸律例には死罪の條項か頗る多く、同一なる死罪にも立決と監候とかあり、監候はまた情實に因り緩決となり、これには戯殺、誤殺、擅殺の三かあつて、倶に虚擬死罪と謂ふ。而して更らに戎殺を改めて徒刑と爲し、鬪誤殺及ひ擅殺の罪人を律ては絞殺に擬せらるへきものを、改めて流刑と爲さんとするものてあつた。此の案は都察院刑部に移付せられ、其の議奏に依つて通用せしめられた。

訴訟法の改正計畫

12　同年三月刑事訴訟法及民事訴訟法を奏進す。

顧問米國人林文德（リウエンド）の起草したる原案を、伍修訂法律大臣修監改正し、改めて刑事と民事とを合して一編と爲し、凡そ五章二百六十條を英米の陪審制度に法り成案し、之を上奏したるものて更らに之を各省に送りて考究査覈せしめた結果、更らに別に新草案か出來爲に此の案は其の

儘となつた。

13 同年閏四月二十一日人身賣買禁止法を定む。

人身賣買の禁止

兩江總督周馥より人身の賣買を禁止せんことを奏請し、勅意に因て各部と會同して議奏し、政務所は原奏の擬定に從いて各條を舊例に變通を加へ、積習を禁革せんとしたるも、律例の條項甚た多くしてこれを更改するとすれは殆んと全體に亙るか故に別に刑部より之を修訂法律大臣に照會し、中外の法制を參考して別に十箇條を議定回答し來つた。其の內容の(一)は大清律例の內契買に關する例てあつた卽ち其の內家人、婢女を賣買するに其の作成する證書に紅契白契の別かある然るに此の賣買せらるへき人身は單に奴婢のみに留まらす、妻妾子孫と雖も永遠にこれを禁止すへきこと、(二)には人身賣買の罪名には略賣和賣等かあるが、而かも買ふ者にして其の情を知らさるときは其の罪に關せす。又子女を賣るものも亦買ふものも、共に罪科のない事になつてゐる、併し既に禁止する以上は此の種の買者情を知らさるときは、其の罪を論せさるか如き法文は之を删除し、貧に因て子女を賣るものも亦買ふ者も共に十五兩以下の罰金を科し、其の買得金は官に收め、其の身柄は親屬に引渡すこととし、(三)には奴婢の家長に對する犯罪に關し、奴婢は之を雇人と看做し、(四)被傭せる貧民の子女は二十五年以上に達すれは、其親

家に複歸することを得、親家なき者は男子は獨立し女子は他家に出嫁することを許され、(五)旗人の家奴は、其の賞給に由ると、投充に由ると又は買得に由るとを論せす、總て雇人を以て論し、(六)漢人の世僕は三代以上の者はこれを開放し、三代に及はさる者は雇人を以て論し、(七)舊時の婢女にして二十五歳以上の者、其の複歸すへき家なきときは主家に於て配偶を擇はしむるも、爲に身價を收受するを禁し。(八)妾を納るるに媒聘(婚姻に類する手續を履むこと)を行ふことを許すも、承諾書の作成に當り賣買の字義を用ひたる文契を作ることを許さす(九)また爲奴の例には各駐防八旗に發遣して奴と爲すへきもの三十餘條あるも、此等は總て四千里の邊地に發遣し配收所に於て營役に服せしむるの規定及(一〇)其の他に亙つてゐる。

私鑄外國銀幣治罪法

14 同年四月二日私鑄外國銀幣治罪法を奏定す。

是より先財政部は戶部と會同して、從來銀幣を私鑄したるものは、絞殺に處すへき旨の律令はあるか、外國貨幣の私鑄に就ては明文か無かつたので、玆に制定の必要を生したからである。唯其の內容に就ては、內國貨幣の私鑄に比へて一等を減して處斷することとしたのである。

外國博士の招聘

15 岡田、松岡兩博士を招聘す。

法律館に於ける調査事業の進捗の結果、此の年日本東京帝國大學教授法學博士岡田朝太郎、

東京控訴院部長判事法學士松岡義正の兩氏を聘して、法律館調査員と爲し、兼ねて法律學堂教習たらしめた。

當時法律學堂は漸く其の建築を告けたので、恰も董康等か日本に赴いた序を以て、教習を聘請し兼ねて法律館調査員たらしめんとしたのであつて、共に法學博士梅謙次郎氏の推薦に依つたものであつた。

日本人に勳章贈定

16　三十三年三月日本司法大臣松田正久等十人に勳章を贈る。

董康等上年四月東京を訪ふた際、時の司法大臣松田正久男か清國調査員を待遇すること懇切を極め、參事官齋藤十一郎監獄局事務官法學博士小川滋次郎氏等をして應待せしめ、清浦男爵も亦監獄協會會頭として素と監獄改良の意圖かあり、從つて監獄の改良に教導を與ふる所か多かつた。斯くて調査員は八箇月の久しきに亙つて研究調査を重ね、歸國の後其の得る所の訪問錄を印刷刊行して四方に分つたのか清國の監獄改良の發軔とはなつたのである。而して何れも松田司法大臣以外七名の功に負ふものであつた事實から、これに酬ゆるか爲茲に勳章の贈呈とはなつたのであつた。

監獄改良奏請

17　同年四月監獄の改良を奏請す。

改良の原奏は四項に亙り其の一は省會及通商港に、先つ模範監獄を設くることとし、併せて其の行政區域内に游民習藝所を設くること、其の二は監獄學校を設け官吏を養成し、其の三は各國最新の制度を採り監獄規則を制定すること、其の四は監獄に關する行政統計を調査し獄務の改善に資するものてあつた。而して此の上奏は法部(舊刑部)の奏案の如く決定したのてある。

法律館の撤廢

18　同年五月一日法律館を撤廢して法部大理院の年管事項に編入す。

これより先、五大臣の憲政調査を終りて各外國より歸來し直ちに官制の大改革となり、先つ刑部を改めて法部と爲し司法行政事務を專管することと爲り、別に大理院を設け併せて各級審判廳を置き、審判事務を專管することになつた。茲に於て沈法部大臣新に大理院正卿と爲り部中の各員は審判事務を專任と爲し、後又沈大臣と法部待郎張仁黼と交代せしめた。玆に於て張大理院正卿は別に奏請して法律改定案を法部所管に歸せしむるの上奏かあり、法律館の編纂したる法院編制法及刑律か現に初稿か出來て居つたのて、沈大臣は斯くては數年の成績を一朝にして阻止抵制せらるるに至らんことを恐れ、此の月十五日に其の歴年の各國法制編譯事業の狀況を瀝陳し、三箇月の猶豫を請ひ受け、巳成の各稿を繕進せんことを奏上して裁可を得た樣な事情もあつた。

19　同年八月一日民政部と會同して違警罪規則を定む。

違警罪規則奏請

法部には元と違警律の制定はあつたが、完備のものではなかつたので之を法律館員章宗、祥董康等に命して重ねて修訂を加へ、凡そ四十四條附則二條と爲したものを、新に法部に於て主稿を作り八月中に裁可を奏請するに至つたものであつた。現今全國に行はるる違警律は則ちこれである。

20　同年八月二日法院編制法を奏進す。

法院編制法奏請

法院編制法は凡そ十五章百三十九條附則一條より成つてゐる。新に檢察制度を用ゐたもので、官制には、推事檢察を置き、大理院、高等、地方、初級の四級に分ち、初等の訴訟事件は上告して高等に至り地方の訴訟事件は上告して大理院に至り、概して三審制となつて居り。又初級には單獨制を用ひ、地方には折衷制を用ゐ。卽ち初審に屬するものは單獨制に依り、再審に屬するものには合議制を採り、會議は三人と爲し、高等には三人を用ゐ大理院には五人を用ふることとしたものであつた。唯各國に於ける巡囘裁判と休暇の制は淸國の事情に適合せさるの由を以て採らなかつた。此の奏案は更らに旨を受けて憲政編查館に交附して考案を加へしむることとなつた。

21　同年八月二十六日刑法總則の草案を奏進す。

刑法草案奏請

刑法の總則は十七章八十七條より成り、刑は死刑、無期徒刑、有期徒刑、拘留、罰金の五種とし死刑は絞殺、有期徒刑は十五年以下一月以上を凡五等に分けてあつた。而して其の加減に就ては毎例に沿革、理由、注意の三項を附し、古今中外に詳徵博引したものであつた。法部は卽ち之を以て憲政編査館に移付して詮議せしめたか、併し奏案繕寫に時刻を要したので一箇月の延期を見たる後裁可を得て行はれた。

修訂法律館の再設

22　同年九月二十四日再ひ修訂法律館を設け沈家本、英瑞、兪廉三を修訂法律大臣に任す。

憲政編査館か立憲の事宜を分年籌備しつつあつたか、司法に關する各項の法典に關しては其の頒布の年限に就て違誤あるを得さる事情かあり、其の結果軍機王大臣等より中外の法律に熟習したる人員を推薦せしめ、これを專行せしむることと爲り、沈大臣再ひ命を受くるに至つて法部侍郞をして責任を以て之に當らしめたのてある。此の際に當つて修訂法律大臣英瑞か病沒した。

23　同年十月二十日修訂法律館の印顆を奏請す。

木質印顆の文様は前の法律館のものと同してあつた。

24　同年十一月十四日法律館開館の時期及歳定經費の奏陳を爲す。

新定法律館は舊館に比して擴充せられてあり、提調、總纂、纂修等の各項の官制は專任の者と兼任の者とに依りて俸給を酌定し、年經費十萬兩を計上したのてあつたか、之を財政部に移牒して遵行せしめられたのてある。

刑法分則草案奏請

25　同年十一月二十五日刑法の分則草案を奏進し併せて舊館を閉ち其の印顆を燒燬す。刑法の總則と合すれは五十三章三百八十七條となり、各條の刑の輕重は司法官の臨時裁量に便せしめたものてあつて、而して之を憲政編查館に移して研究せしむることとした。恰も此の時に法部に於ては監獄改良の爲に、法律學堂内に監獄學堂を附設することとなり、前の法律館の經費殘額か一萬八千兩程あつたのを流用して監獄學堂の經費に充當するの案を立て、奏請して裁可を得た。而して元と法律館内にあつた法律學堂は學部に併合せられ、沈大臣之を管理することとなつた。

滿漢共通刑律及裁判籍

26　同年十二月二十五日滿漢共通の刑律及旗人に關する司法事件は總て各級審判廳の管理に歸すへき旨奏定す。

滿漢の分法は覺醒したる當時の國情に照して事實適合した政策てはなかつたことは、淸朝の深く留意して居つた所てあつた爲、所謂滿漢劃一の制として裁可せられたのてある。

大清現行刑律奏請

27 三十四年一月二十九日大清現行刑律を奏進す。

舊法の一般改正年限は大體に於て五年に小改修を爲し、十年に大改修を行ふの定めてあつたか、同治九年に大修正を行ひてから茲に三十一年目にして修正を行ふことゝなつたのである。初め刑部に於て舊刑律を改正するの方針を以て其の内三百四十五條を削除する所かあつたか後之を法律館に移して更らに考究せしめ、後又之を憲政編査館に移して法部と會同して議奏する所かあり、宣統元年十二月二十三日に至つて頒布施行せらるゝに至つた。

諮議調査章程奏定

28 同年五月二十四日諮議調査章程を奏定す。

此の章程は將來民法商法等の如き重要法典の編纂には在來の習慣に重きを置くの必要かあり卽ち其の資料を蒐集するか爲に一定の方法を講するに在つた。

志田博士招聘

29 同年六月日本志田博士を招聘す。

商法の調査研究の爲日本駐淸公使の仲介を以て法學博士志田鉀太郎氏を日本より招聘し、法律館調査員たらしめ、竝に法律敎習たらしめた。

國籍條例を定む

30 同年九月二十三日外務部と會同し國籍條例を定む。

此の會同協議に與つたものは法律館員章宗祥、元熊核、陳籙、朱獻文、馬德潤の諸氏てあつ

たこ

法律修正案

31　同年十二月法部と會同して法律修正案を奏進す。

刑律の草案は先きに憲政編査館より各省に通牒して諮議する所かあつたか、時に張之洞は軍機大臣を以て學部の長を兼ねて居つた。而して刑律草案の上に姦通に關し夫なき婦女の治罪に就て明文か無かつたのは、禮敎を蔑視したるものとして、各省聯合して之を排斥せんとするものあるに至つたので、これを法部に移して修訂法律大臣と會同して、更らに奏進を爲さんとしたるも、法部は之を不問の儘にしてあつた。是を以て法律館員は該草案を修正して四百九條と爲したる上之を法院に送つた。併し刑部尙書の廷杰本の如き舊法を墨守する一派は既に頒布の年限か迫つたので已むを得すして更らに五箇條を附加することとしたか、實は隱に之を破壞するの意を寓したものてあつたとのことてある。

法院編制法の公布

32　宣統元年十二月二十八日法院編制法公布せらる。

清朝の司法制度は其の政事組織の複雜なるに伴つて極端なる屬人主義に陷り、旗民其の管轄を異にし、事物互に混淆する所多く、法に據らんとするものゝ最も苦痛を感したる所なるのみならす、外人の最も信を措き難しとする所のものてあつた。而して司法機關の整頓は先つ茲に六

章百六十三條を裁定公布するに至つたのである。

刑事訴訟法草案奏請

33　二年十二月二十四日刑事訴訟法草案を奏進す。

刑事訴訟法草案は六編五百五十一條より成つたもので豫審は檢察官の掌管と爲した點は各國と異なる所である。蓋し手續の繁雜を避けんとするに因るものであつた。而して此の案は逐條審議の爲、憲政編査館に移して研究することとなつた。

刑律頒布

34　刑律の頒布

沈家本は當時修訂法律大臣を以て資政院の副總裁を兼ねて居つたので、政府は刑律案を之れに移して協議することとなつたが、禮教問題の爲に新舊兩派の衝突を來し、結局通過を見ずして閉會せらるるに至つた。是を以て憲政編査館は其の豫て籌劃上所定の年限に關聯を及さんことを顧慮し、遂に其の定むる所の原案を暫行として頒布を斷行したのであつた。今日實施せられてゐる暫行刑律がそれである。而して其の第十一條に「十六歲に滿たさる者の行爲は罪と爲さす」とあつたのは臨時勅令を以て「十二歲」に改められた。而して此の間沈大臣は此の刑律問題に關し　突然其の主張を更新したと云ふことの爲に、排斥を受くるに至つて職を去り、大理院正卿劉若僧が之に代つた。

民律奏請

35 三年九月五日民法を奏進す。

民律は總則、債權、物權の三編一千三百十六條は奏進裁可を得たか、親族繼承(相續)の二編に就ては上意に依りて禮學館に會同商議するの故を以て奏進するに至らなかつたか。時に商律(商法)は尙ほ編輯中てあつた。

清朝遜位

36 清朝遜位す。

清國の改法の事業は斯の如くにして其の半に達せす、忽突として其の社粱を失ふに至つたのて、以上法律館の籌劃したる大事業は其の效果を全ふするに至らなかつたか、併し支那の改法事業は斯の如くにして漸次進展を見るに至つたものてあつた。民國今日の法律は具體的の效果の稍々表はれ來つたのは清朝に於ける籌備企劃の成果てあると謂ふへきてあらふ。

此の外、宣統年號中に改法の行はれたものは少からさるものかあつたか、法律館の擬案も亦全からさるものかあつて載紀自から略に從ふの外已むを得さるものかある。

第三節　民國に於ける改法事業の經過

法制改正の必要

民國の肇立新に成るや、國體の變更に伴ふ改法は先つ臨時約法と爲つて表はれ、各法典に關する變革も亦これに依つて行はれたのてある。從前法律館に於て調査立案せられつつあつた事業も亦國體の變化に伴つて一頓坐を表はしたか、併しなから新に肇造せられた民國の新機運を促進するか爲には對內關係に於ては無論のこと、之を對外關係の上の必要からも、改法の企劃は新なる意味に於て其の完成を希圖するの事情は、更らに適切なるものかあつた。併し國體の變更に伴ふ立法改廢の事業は一朝にして出來得へき筈もないのと、且つ又法度の改訂事業は繼續せらるへき性質のものてあるか爲、一々數を盡して玆にこれを敍述するか如きは本書の目的てはないので、爰には國體の變更に伴ふ。從前の法規に對する改訂計畫の一部と、其の改訂事業に關する事項の一部を記述するに留める。

臨時約法公示

1　民國元年三月臨時約法を公示す

新に肇造せられたる民國の國體は、先つ其の約法に依りて定められた。これより嚮き清朝の末期武昌に於ける新革命軍の興起するや、其の事に先ち清朝は其の舊來の政體を改め、君主立

憲國たらしめんとして所有施設計劃する所かあつたか、旣に其の時期に遲れたのてあつた。玆に於て新に新軍との間に幾多の交涉を重ねたる後、淸朝は宣言して一切の主權を拋棄し、武昌の臨時大總統は新に參議院を組織し各省都督より選任せる議員の決議に依りて、共和政府の基礎たるへき約法を制定し、民國元年三月之を制定するに至つた。所謂中華民國臨時約法は卽ちそれてある。

在來法援用

2　同年三月在來法の援用を令す

新に共和政體の民國成り、先つ臨時約法に依りて其の國體の組織を宣示したるも、其の他の法律は急速にこれに應し能はさるか故に、現在民國の法律の未た議定頒布せられさる以前の法律及刑法にして、國體に抵觸せるものは其の效力を失ふも、其の他は暫く援用して遵守せしむとの大總統令を發するに至つた。斯くて舊淸の法規は新國の約法と共に、一先つ民國法となつたものてあつて、新規なる改法の事業としては最大なる效果を得たるものと謂はねはならぬ。斯くて新刑律は上述の如く新興政府の一部の改訂に依りて襲用するに至りたるも、國體に抵觸すへき條項は之を削除改訂し、更らにこれか經過法に伴ふ暫行章程五條を附加し、三月三十日大總統の批准を得て通令遵行せしめられたのてある。

應急の法度は斯の如くして先つ定められ、これより新に法度改正の機關を特設し、繼續の事業として進められたのてある。

3　三年二月十日法律編査館を設く

法律編査館設置

清朝倒壊に依つて法律館は事實上停閉せられて、其の業務は法制局の管轄に歸し、改めて法律編纂會を設け、規則を定め大總統敎令を以て公布し、司法總長梁啓超を會長に、汪有齡を副會長と爲し、薫康、章宗、施愚、王寵惠等を顧問とし羅文幹其の他を編査員としたか、梁啓超職を辭して後、司法總長章宗祥を會長と爲し同四月大總統令を以て司法部に於て法律編査會規則を修正し、副會長一人を增設すへき旨を公表し同五月薫康を副會長に任した。

4　同六月四日國內風俗習慣の調査辨法を擬定す

習慣調査辨法

當時編査中に係はる法律事項に就き、國內の風俗習慣を採用するを有利と認むるものの調査を行はんか爲に、學識經驗ある者を撰派し、十人を一區域とし各地を出張調査せしむることとし、先つ中央より初め漸次邊陬に及ほし省城を初として、次に商埠地方に及ほし又民間に於ける特別の習慣を中心として博覽輯集して成書を頒布し、極めて習俗に通曉せしむることとなり、別に經費の支出を認可せられて實行に就かしめた。

5　三年中に於ける重要法律案の彙報

法案彙報

民國四年二月に三年中の分編各種法律案として彙報せられたる所に依れは、三年中の法律編纂は可なりに多くの數に達して居り、其の內には會社法の修正草案、商行爲法草案、强制執行法草案、時效條例草案、期間期日計算條例草案等の各案、竝に破產法草案、法院編制法修正草案、契約通例草案、時效條例等の各案は既に起草せられ、其の他は調查、飜譯、彙集の書目も十餘種に達した　而して前淸末に法律館の編纂したる法典は、草案は既に出來てはあつたか、其の內改修を要するものは更らに考校を加へたる上、倘又各外國の進步に伴つて其の長短を採否し、殊に民法及商法の大法に至つては支那の地方の遼濶にして風俗の差異甚しきか故に、此等は實地の調查の上にて便宜ならしむへく、先つ實際調查に力を致すこととなつたのてあつた。

6　四年度に於ける法律調查案件

法律調查案件

五年一月に至つて彙報せられたる第四年度調查の法律案件には、會社法の修正案第二、第三第四次の各稿、强制執行法草案第二次稿、破產法草案第二次稿、民律親屬編、草案親屬編、家制婚姻の兩章修正案、民刑訴訟法暫行章程第二次稿の各案稿完成し、又調查を進めたるものには各國の民刑法規凡そ十五種に及んだ。而して編訂せられたる刑法、會社法は恰も議決を待つ

計りとなつて居り、又訴訟法に就ても清朝末期に編したる草案は今日に於ては事情に適合せさるものかあり、これか爲司法部に於ては別に暫行章程を編訂して、一時に用に充てんとしたるも施行に至らす、爲に單行の章程を時々發令する所かあり、繁雜重煩して頗る司法當事者を苦しましむるものかあり、不便少なからさるものかあつたので、之を劃一せしむるの必要から、民刑訴訟法を編定して過渡の時期に應せしめ、其の他從前の訴訟に關する各種の例規章程を廢止することとし、新に立てる訴訟法は四百餘條を現に審議中に屬してゐる。此の外は編訂、調査共に進涉を續けてゐたのである。

法律編纂會長の移動

7 同九月司法總長張耀曾を會長とし、汪有齡は辭職したので江康を任命して副會長と爲した、而して十一月には董康は辭職した。

法律編纂會規則修正

8 同十一月四日法律編纂會規則を修正し、會長以下各員を改めて專任と爲す

これより先き本會會長及編查顧問各員は皆法典編纂事務を兼任たりしか故に、進行濡滯あるを免れなかつた。是を以て司法部より大總統令を奉し本會規則を修正し、總て會長、副會長、顧問及中外の編查員等を一律に專任とすることに定められた。

同會長移動

9 同月改めて江庸、羅文幹を副會長に聘す

同規則修正

10 六年四月十二日法律編査會規則を修正す

法律翻譯會則制定

11 同年九月二十六日翻譯法律會會則を定む

本會は民國法を外國に紹介するの目的を以て設けられたものである。而して其の翻譯すへき法律は(一)法院編制法 (二)民律總則 (三)民律物權 (四)民律債權 (五)民事訴訟律 (六)刑事訴訟律 (七)商人通例 (八)公司條例 (九)商事公斷處章程 (十)破產律 (十一)强制執行律 (十二)其他の法令と定められ、翻譯文は英文と決した。會長一人、副會長一人、審定員及譯員若干人を設け、會長には司法總長を兼任とし、副會長には法律編査會會長の兼任とし、審定員を大理院推事及法律編査會副會長並に編査員より、譯員には法律編査會譯員及本會職員中より選任し、尙又本會は所定法律の翻譯の完了したるときに於て撤廢するものと爲つてゐる、而して其の内刑律の如きは當時既に翻譯成つて四方に配附せられてあつた。

修訂法律館設置さ法律編査の撤廢

12 七年七月十三日改めて修訂法律館を設く

大總統敎令を以て修訂法律館條例十八條を公布し、修訂法律館をして民刑各法典及其の附屬法規を編纂せしめ、併せて習慣に關する事項を調査せしめ、總裁二人を置き特に副總裁二人、總纂二人、簡派纂修六人以內を置き、其の他の調査員、譯員、事務員等を奏任、判任とし尙又

總裁に於て司法總長と會同し、中外の顧問及名譽顧問を招聘することゝなつた。卽ち此の條例の公布せられた結果、在來の法律編査會規則は廢止せられたのてある。

董王、寵惠を總裁に、羅文幹を副總裁に充て、陸鴻儀を副總裁心得兼總纂とし、石志泉を總纂心得に充らしめ、此の月十九日に總て就任を見るに至つた。

法律館編纂規則

13 同月八月編纂規則を編定す

編纂規則か成つてより刑法二、刑事訴訟法三、民事訴訟法四、民法商法五、附屬各法を編纂しこれか規程十五條を定め、漸次修訂を加ふることゝ定む。

14 其の他

其の他法律適用條例

民國內に於ける外國法の效力を定むへき重要なる國際私法に關する法令として、法律適用條例は七年八月に公布せられてゐる。其の他民事訴訟法も亦公布を見るに至つた。法度の改正は民國不斷の努力てある。殊に華府會議に於ける要求の如く、治外法權の撤廢は年來の事業てあると共に、司法制度の改善も亦頗る力行せられつつある。唯改法の事業は制度の運用に比して比較的容易てあらう。併しなから制度の運用は機關の正備に俟たさるを得さるへく、民國改法の事業は正にこれより一段の多事を加ふることゝてあらう。特に民國財政の極端なる窮困は司法

民事訴訟法

領事裁判權問題

の施設に遺憾を感すること頗る多く、これか爲各國委員親しく民國司法制度の實際を調査し、能ふへくんは民國に對する領事裁判權の撤廢を承諾せんとし、近く來華を見んとしたる此の百年の好期に際し、進んてこれを歡迎すへかりし民國は意外にも自からこれか延期を提議するに至つた。民國の法制をして內外の期待に沿はしめんか爲には更らに多くの努力を要すへく、其の效果の實顯は蓋し容易なるものてはあるまい。

第六章　民國政治組織

第一節　國體小史

民國國體の歷史に遡れは、それは直ちに民國肇造の歷史を物語る半面てあり、民國肇造の歷史を說くのは、其は直ちに淸廷の廢朝を物語るの順序とならねはならぬ。併しなから國家の興亡を說くのは本書の目的てはない。唯次編に民國の國體を定むへき約法を掲くるの順序として且つは法規制定の根基を論覈するの資料として民國の肇造より、併せて約法制定の前後の事情竝に民國政治組織の大體を略述することとする。

第一款　淸廷の退位

武昌兵亂

淸朝宣統皇帝の位に登りて其の四年、武昌に事を擧けたる革命の新軍は黎元洪を推して中華民國軍政府鄂都督となし、長江一帶竝に四川省內の動亂と相應し、武昌漢口亦續て陷り、殆んと燎原の勢を爲したのてあつた。茲に於てか淸朝は袁世凱を擧けて欽差大臣と爲し、征討の全權を附與して時局を收めしめたるも、事已に遲れて匡救の功擧らす、資政院も亦却て事に背き、遂に奉天第二十鎭統制張紹曾以下の憲法改定、國體變更の上奏となつた。卽ち別に袁世凱を以て

内閣組織　新に内閣總理大臣たらしめ、一面資政院をして憲法の信條を奏請せしめ之を裁可したるも事實上之を施行するに至らず、斯かりし間に革軍の勢益々盛にして時局殆んど匡救の途なく、攝政藍國諄親王責を負ふて退位し、遂に唐紹儀を派して停戰を約し、一面革軍全權代表伍廷芳との

革命との協和　間に善後の討議を爲さしめたのであつた。此の間革軍の臨時政府は代表者會議に於て孫文を大總統に推薦し、孫文は直ちに新政府の諸官を任命してこれと應議し、北軍の上將等亦共和政體を定立し清朝の退位を要請する等の狀勢かあり、其の内飽く迄清朝の社稷を守らんとするものありたるも、四面の狀況漸く非なるを見るや、皇太后は夙くも意を決し、諸皇族の復た開戰を

清朝退位　主張することなかるへきを宣示し、上諭三道を發して三百年の帝業を廢し、宣統幼帝位を退いて清朝は茲に全く終つたのであつた。斯くて八條より成る皇室優待條件、四條より成れる皇族待遇條件、七條より成れる滿蒙囘藏各族待遇條件とは、纔かに大清國三百年の社稷の廢後を慰むへき紀念とはなつたのである。

當時の上諭乃至其の優待條件は直接民國の法制を說くに必要あるものではないか、併しなから過渡期に在る現在民國の法度を研究する上には、清朝國體の轉機と又其の廢滅の際に於ける滿蒙囘藏に於ける皇族の身分的取扱の變遷を知り、併せて法度の轉替を見るの料として頗る有

力なる資料であるので、次にここに譯出することとする。

○上　諭　第一　　辛亥十二月二十六日政府公報

朕隆裕皇太后ノ懿旨ヲ奉シテ諭ス向ニ民軍事ヲ起シ各省響應シ國內沸騰シ生靈塗炭ニ苦シム特ニ袁世凱ニ命シ委員ヲ派シ民軍代表ト大局ヲ討論シ國會ヲ開キ政體ヲ公決センコトヲ議セシム兩月以來尙確タル辦法ナク南北掎角シテ互ニ相待シ商家ハ商ヲ罷メ兵士ハ野ニ露營ス苟クモ國政一日決セサレハ民生一日安カラス今全國人民ノ心理多ク共和ニ傾キ南部中部ノ各省旣ニ先ニ倡議シ北方ノ諸省後ニ主張シ人心ノ向フ所天命知ル可シ朕モ亦何ソ一身ノ利害ヲ以テ億兆人民ノ希望ニ逆フニ忍ンヤ茲ニ外ハ大勢ニ視內ニ輿論ヲ詳カニスルニ特ニ皇帝統治ノ權ヲ公衆ニ與ヘ全國ヲ定メテ共和立憲政體ト爲シ近ク海內ノ亂ヲ治メ遠ク古聖ノ心ニ副フハ天下ノ公議ナリ袁世凱ハ曩ニ資政院ノ選擧ヲ經テ總理大臣ト爲レリ正ニ新舊代謝ノ際宜シク南北統一ヲ圖ル可シ乃チ袁世凱ハ全權ヲ以テ臨時共和政府ヲ組織シ軍民ト統一辦法ヲ協商シテ大中華民國ト爲ヨ朕ハ皇太后ト共ニ引退ノ所ヲ得テ閑々悠々歲月永ク國民ノ優禮ヲ受ケ親シク良政ノ恢復ヲ視ン豈喜ハシカラスヤ

○上　諭　第二　　同　上

朕隆裕皇太后ノ懿旨ヲ奉シテ諭ス曩ニ大局危急兆民困苦スルヲ以テ特ニ内閣ト民軍トニ命シ皇室優待ノ各條件ヲ商議シ以テ平和解決ヲ期セシム此ニ伏奏スル所ノ優禮條件ニ依ルニ宗廟寢陵ハ永遠ニ祀ヲ奉シ先帝ノ陵制ハ舊ノ如ク修築シ皇帝ハ政治ト離ルルモ尊號ヲ廢セス並ニ皇室優待八箇條皇族優待四箇條滿蒙回藏待遇七箇條ノ上奏ヲ閱覽スルニ至當ナリ特ニ皇族及滿蒙回藏人等ニ宣示ス今後力メテ敵意ヲ除キ共ニ治安ヲ保チ重ネテ世界ノ昇平ヲ見共ニ共和ノ幸福ヲ享ケヨ是亦朕ノ篤ク望ム所ナリ

○上諭　第三　同上

朕隆裕皇太后ノ懿旨ヲ奉シテ諭ス古ヘ天下ニ君タルモノノ重スル所ハ民命ノ保全ニ在リ現ニ將サニ新ニ定メントスル國體ハ先ツ大亂ヲ戢メ保全ヲ期セントスルニ非サルハナシ若シ多數ノ民心ニ逆ラヒ重ネテ無窮ノ戰ヲ開カハ大局決裂シ慘殺相次キ勢ヒ種族ノ慘劇ヲ演シ宮廟ヲ震駭シ兆民ヲ荼毒スルニ至ラン其ノ禍曷ソ言フニ忍ヒンヤ是正ニ朝廷事變ヲ觀察シ我民ノ胸中ヲ洞察シ其ノ正ヲ秉ラントスル所以ナリ凡ソ爾中外ノ民克ク此ノ意ヲ體シ全局ノ爲熟ラ利害ヲ計リ過激ノ行爲ヲ爲シテ國ト民ト二ツナカラ其ノ禍ヲ享クルコト勿レ民政部步軍統領姜桂題馮國璋等嚴密ニ防衞シ剴功ニ開道シ朝廷天ニ應シ人ニ順ヒ大公ニシテ無私ナルノ意ヲ悟

ラシメヨ國家ノ官ヲ設ケ職ヲ分ツハ民ノ爲ニ圖ルニ在リ内ニ各府部員外ニ督府司道ヲシテ臣民ヲ綏ンセシムルハ一ニ一家ノ爲ニ爲ルニ非サルナリ爾等中外大小各官均シク時艱ヲ念ヒ謹テ職ヲ守リ懇切訓戒ノ職責ヲ曠フスルコトナク克ク庶民ヲ愛撫スルノ意ニ副フヘシ

退位條件

○皇室優待條件　第四　同　上

第一款　大清皇帝辭位ノ後尊號ハ仍ホ之ヲ存シテ廢止セス中華民國ハ各國君主ヲ待ツノ禮ヲ以テ之ヲ待遇ス

第二款　大清皇帝辭位ノ後ノ歲費ヲ四百萬兩トシ新貨幣改鑄ノ後ハ改メテ四百萬圓トシ中華民國之ヲ支辨ス

第三款　大清皇帝辭任ノ後暫ク宮禁ニ居ルモ他日頤和園ニ移リ侍衛人等ハ平常ノ如ク留用スルコトヲ得ルモノトス

第四款　大清皇帝辭位ノ後其ノ宗廟寢陵ハ永遠ニ奉祀シ中華民國ヨリ適宜衞兵ヲ置キ愼重ニ保護ス

第五款　德宗崇陵ノ未タ工事ヲ完ラサルモノハ制ノ如ク修築シ其ノ奉安スル典禮ハ舊制ニ依リ所有ル實用ノ經費ハ總テ中華民國ヨリ支出ス

第六款 從前宮中所用ノ人員ハ常ノ如ノ留用スルモ唯以後閹人ヲ採用スルコトヲ得ス
第七款 大清皇帝辭任ノ後其ノ原有ノ私產ハ中華民國ニ於テ特別ニ保護ス
第八款 現在ノ禁衞軍ハ中華民國陸軍部ノ節制ニ歸ス其ノ數及給與ハ舊ノ如シ

○皇族待遇條件 第五 同上

一 清ノ王公世爵ハ概シテ其ノ舊ニ依ル
二 清ノ皇族ノ中華民國ニ於ケル國家ノ公權及私權ハ國民ト同等トス
三 清皇族ノ私產ハ一體ニ保護ス
四 清皇族ハ兵役ノ義務ヲ免ス

○滿蒙回藏各族待遇條件 第六

一 漢人ト平等トス
二 其ノ原有ノ私產ヲ保護ス
三 王公世襲ハ概シテ其ノ舊ニ依ル
四 王公中生計困難ナル者アルトキハ法ヲ設ケ代リテ其ノ生計ヲ籌劃ス
五 先ツ八旗ノ生計ヲ計劃シ計劃未タ定マラサル以前ニ於テハ八旗兵ノ俸給給與ハ從前ノ如

グ出ス
六　從前ノ營業居住等ノ制限ハ總テ之ヲ免除シ各州縣ハ其ノ自由入籍ヲ許ス
七　滿蒙回藏原有ノ宗敎ハ其ノ自由ノ信仰ヲ許ス

○蒙古待遇條件　第七　民國元年八月十九日

一　嗣後各蒙古ハ均シク藩屬ヲ以テ待遇セス內地ト一律タルヘシ中央ノ蒙古ニ對スル行政機關モ亦理藩植民拓殖等ノ字句ヲ用ヒス
二　各蒙古王公原有ノ管轄治理ノ權ハ總テ從前ニ同シ
三　內外蒙古汗、王公、臺吉、世襲ノ各位號ハ從前ノ如ク承襲スルコトヲ得ヘシ其ノ各本旗ニ於テ享有スル特權ニ就テモ從前ニ異ナラス
四　唐努、烏梁海ノ五旗、阿爾泰烏梁海ノ七旗ハ副都統及總管ノ治理ニ屬ス原來ノ副都統及總管ニシテ職任ヲ承繼シタル者ヲ改メテ世爵トス
五　蒙古各地呼圖克圖喇嘛等原有ノ封號ハ概シテ從前ニ依ル
六　各蒙古ノ對外交涉及邊防事務ハ中央政府ノ處理ニ歸ス但シ中央政府ニ於テ關係地方ニ關シ重要ト認メタル事件ニ就テハ隨時該地方行政機關ヲ參議セシメテ之ヲ施行ス

七　蒙古王公世爵ノ俸給ハ優ニ從テ支給ス

八　察哈爾ノ上都牧羣牛羊羣地方ノ開墾設治ノモノハ從前ノ設治ニ依ルノ外蒙古王公ノ生計ノ用ト爲スコトヲ得

九　蒙古人ニシテ漢文ニ通曉シ合法ノ資格アル者ハ京外文武ノ各職ニ任用スルコトヲ得

第二款　民國約法の制定

民國の肇造

第一、臨時政府組織法の廢止と約法の制定　民國肇造の初めは一に武昌革命の舉事に在つた。而して漸く其の實力の示さるるに至つて、一箇の交戰團體としての革命軍は、清朝の總理大臣たる袁世凱との間に和議の交渉を進めつつある一方には、臨時政府組織の代表者會議に於て、孫逸仙を以て臨時大總統に選擧し、宣統四年即ち一九一二年一月一日を以て中華民國元年と稱し、民國國旗を制定し民國は即ち成立するに至つた。而して清朝は遜位して茲に完全に民國の成立を見るに至つて、孫逸仙は臨時大總統を辭し、袁世凱選はれ

大總統就任

代つて大總統に就任するに至つた。

臨時政府組織法

民國の政府は斯くて成立するに至つて各省都督より選任したる議員を以て參議院を組織し、南京政府の參議機關と爲したる上、臨時政府組織法なるものを制定して之れに準據し來つたの

臨時約法

を、同年三月別に臨時約法を制定し、袁世凱の臨時大總統に就任するや直ちに承認を得て三月十五日之を公布するに至つた。後日政爭の紛擾するに及んて一般に舊約法と稱せらるるに至つたのは卽ちこれてある。卽ち臨時政府組織法は此の約法の施行と共に廢止せられたのてあつた。

參議院

臨時約法(卽ち後の舊約法)の施行せらるるや、參議院はこれか唯一の立法參議機關てある。而して參議院の名稱を沿革上から南京參議院、北京參議院の二に分けてゐる。前者は臨時政府を南京に設けた際其の參議機關として設けたものてあつたのを、政府を北京に移すに當つて參議院も亦北京に移つたのて、唯其の所在地名を冠記したに過ぎない。民國の政治機關の一としての實質は全然同一のものてある。而して參議院の南京に置かれたのは一九一二年一月二十八日てあつて、同年四月四日一旦閉會し、更らに同二十九日北京に開かれたのてあつた。斯くして參議院は重要なる案件卽ち正式國會組織法、參議院竝に衆議院議員選擧法、各部官則、露支協約、五國借款、蒙古問題等に亙つて討議決定する所かあつた。元來參議院の組織及權限は臨時約法の規定する所てあつて(約法譯文參照)專ら民國の統治權を行ふへき機關として立法權を司るものとなつてゐる。

籌備國會事務局

第二、正式國會の成立解散及解散後の立法機關　正式なる國會の籌備は、別に籌備國會事務

局を設けて議會の開閉及議員の選擧に關する事項を司らしめ、選擧の準備を遂け、選擧を了り民國二年二月正式に組織を見るに至つた。而して當時の國會に於ける議員の數は參議院議員は二十二省區、在外區、內外蒙古、靑海、中央學會、西藏に亙つて二百五十三名（中央學會及西藏は被選人未定）衆議院議員は西藏十名の未定なるものを除き五百六十五名てあつた。兩院共に正副議長の選擧を行ひ完全に成立したのてある。

國會の成立

第一回の國會は斯の如くにして成立した。此の議會に於て最も重大なる議爭は正副總統の選擧てあつた、卽ち此の總統の選擧あつて民國の組織は完全に成立し、卽ち此の機會に於て各國は正式に民國の成立を承認するに至つたのてある。

各國の民國承認

國會の成立と共に順序として民國正式の憲法制定の問題を生し、特定の起草委員を選任してこれに充らしめ、これに依つて起草せられたのは所謂中華民國憲法草案てあつた。斯くて一方議院に於て憲法の起草せられつつある間に、他方には大總統袁世凱は其の草案か自家に不利なるものあらんことを虞り、特に憲法研究會なるものを組織し、別に憲法の大綱を定めこれを議會に提出せんとしたるも、議會の形勢はこれか通過の困難なるを見るや、適々議員黨派の內に第二革命に關係あるものあるに藉口し、議員三百九十餘名の資格を剝奪し、國民黨に解散を命し以

正式憲法問題と國會の解散

て議會をして法定議員數を失はしめた。これか爲議會は事實上其の能力を失ふに至り、憲法は遂に議せらるるに至らなかつたのてあつた。斯くて唯一の立法機關たる國會の解散せらるるや、別に政治會議を以て此缺を補はんとするに至つたのてある。

政治會議

第三、政治會議　袁世凱は右の如くにして議會を解散したるも、然とも法令を議すへき公議の府の必要に迫られ、民國二年十一月に至り中央政治會議と稱する（最初は行政會議と稱せり）議決機關を組織し、政治會議機關規則を議決し、民國建設に關する總有る政治問題を討議せしめた。此の中央政治會議は此の年十二月二十九日第一回正式會議を開き、爾後民國三年五月二十六日政治會議停止命令の下る迄の間、連續して各種の案件を討論して諮詢機關たるの實を擧けたのてある。

約法會議の成立

袁總統は初め民國臨時約法の不便不利を去るか爲之を改訂せんとするや久しかつたのと、更らに別に約法會議組織を計畫し、之れを政治會議に附議議定し民國三年一月二十六日約法會議組織條例及選擧諸規則を定め、同三月議員の選擧を了りて成立せり。此の會議機關は各種の會議を爲したるも其の最も重要なるものは新約法の制定てあつた。

中華民國新約法

第四、新約法及袁世凱の帝制始末　政治會議の會議を經て決定せられたる中華民國約法は民

參政院組織法

立法院組織法

大總統選擧法

國民會議組織法

國三年五月一日を以て公布せられた。全文十章六十八條より成り、同時にこれに伴ふ參政院組織法も亦成り、同年五月二十四日之を公布し、同時に參政五十八乃至七十人を設け、別に同十月二十八日立法院組織法を公布し、同日立法院議員選擧法を公布し以て新約法の機關を整ひ、民國三年八月十八日大總統選擧法改正建議案を提出し、特別委員に附託し討議の上之を可決し、同十二月二十四日之を公布し、更らに之と聯關せる國民會議組織法を四年二月二十六日の參政院に提出し可決の上同三月十三日之を公布した。蓋し新約法に依れは中華民國憲法案は參政院に於て審査し、更らに之を大總統より國民會議に提出議決すへきものとなつてゐるか爲、特に此の機關の設置を要するものとなつてゐるもてあつた。斯くして後更らに民國四年八月に至り約法第六十七條に依る立法院未た成立せさるも、立法院の開會期日外に在りては參議院は代行立法機關なりとの意に於て、急に參議院の召集を決行せり。蓋し袁世凱は民國三年より四年に亙り國體を變更して自から立つて帝業を肇めんとするの企劃は、國會解散の當時に於て普く已に萠芽を爲したるものにて、恰も民國三年七月總統府顧問米人グッドナウ博士の共和不適論の現はるる頃に至つて愈々顯著なるものとなつて來た計りか籌安會の設立かあり、同會は主としてこれか實現を企劃し、遂には代行立法院の召集となり、これに對して帝制請願を爲すもの三次に

帝制籌安會

帝制請願

及ひ、參議院は最後に國民代表會議を召集してこれを討論せんとするの議決を爲し、國民代表大會組織法を制定し、國民代表を選擧し其の會議に於て袁氏の豫定の進行を見帝制を可決して袁世凱を推薦せり。茲に於て袁は帝制を承認するの意を發表したるも、皇帝としての推戴に對しては一應これを辭退したか、更らに第二回の推薦を受くるに至つて遂にこれを承諾し、十二月十五日これを申令するに至つた。

國民代表大會組織

袁世凱皇帝推戴を承認す

袁世凱の帝業は斯くて年號を洪憲と改め、漸を追ふて進んたのてあつたか、一面これに對する反帝の暗流は堂々として捲き起りつつあつた。若し袁の計劃にして此の儘にして進めらるるに於ては、民國の內部には厭ゆへからさる大亂の釀成せらるへきは明白なるものかあつた。

年號を洪憲と改む

袁は元より此の狀勢を知るに於て充分の用意かあつた。萬難は悉くこれを排除するの措置に於て間然する所かなかつたか、然かも其の當面の一大障害として現はれたのは外國の勸告てあつた。

これより曩き支那の動亂纔かに治まつた革命建造の後、今又再ひ帝制の發現に依りて更らに再ひ動亂の導火を招來せんことは、直接これか影響を被るへき外國の堪ふへからさるものかあつた。是に於てか日、英、露の三國先つ立つて帝制の斷行は顧慮を要すへきものなりとして、こ

外國帝制延期方の勸告

れか延期を勸告する所かあつた。而かも袁か依然として帝制を採用し且つ皇帝推戴を承認するを見るに及んて更らに日、英、佛、露、伊の五國は再ひこれか延期方の勸告を試むるに至つた。

國民の帝制反對動亂

次に事實上の事故として帝業の障害を生したのは帝制に反對する南支方面の動亂てあつた。雲貴先つ起り四川、湖南、廣東、浙江の諸省は各獨立して袁の政令を奉せさるに至り、反袁の機勢は袁の勢望を以てしてもこれを威壓し能はさるものかあつた。

袁の帝制取消と袁の死亡

袁は此の二つの大なる障害の前に立つて、遂にこれを排除突破するの成案を得るの望は絶望となつた。鋭敏なる彼は其の欲望を他日に幾庶し、一先つ帝制を斷念するの措置に出つるの已むを得さるものかあつた。果然彼は此の三月二十二日を以て帝制取消の申令を發し、其の曩に受けたる皇帝推戴書を參政院に返還し、併せて洪憲の年號をも取消し袁は再ひ民國大總統の地位に立返つたのてある。

袁の帝業の企圖は斯くの如くにして已み、民國洪憲の年號も亦過渡期に於ける一史實となつたのみならす、而かも南方の反亂に對する鎭定の時を見すして、袁は六月六日病を以て忽然として世を去り、彼の覇業は成るに至らすして已むに至つたのてあつた。

黎元洪の大總統就任

第五、舊約法の復活　袁總統の實如病を以て逝去するや其の翌七日を以て副總統黎元洪は大

總統の地位を襲ひ俄かに申令を發した。而して黎總統の就任の民國の法制上に與へたる一大事業は實に袁の手に於て爲されたる中華民國新約法の廢止てあつた。黎は卽ち其の大總統就任と同時に

新約法の廢止と舊約法の復活申令

共和團體ハ首トシテ民意ヲ重シトス民意ヲ仝フスルハ唯憲法アルノミ憲法ノ成立ハ専ラ國會ヲ俟ツモ我中華民國國會ハ三年一月停止以來兩載ヲ越エ今ニ至ルモ未タ召復セラレス開國五年憲法未タ定マラス大本立タス庶政進行スルニ由ナキヲ致セリ亟ニ國會ヲ召集シ速ニ憲法ヲ定メ以テ民心ヲ協ヒ邦本ヲ固フスヘシ憲法未タ定マラサル以前憲法成立ノ時ニ至ルノ間ハ中華民國元年三月十一日公布ノ臨時約法ヲ遵行シ民國二年十月五日宣布ニ係ハル大總統選擧法モ亦憲法ノ一部トシテ有效タルヘシ

との申令を發し、斯くて袁氏か民國三年以來専ら企劃したりし帝制の事業は、仝然廢棄せられたのてあつた。

袁世凱の帝制問題は斯の如くにして完成せられさりしとは雖、然とも洪憲の年號は明かに使用せられて政權はこれに依りて行はれたるの事實かあり、帝制の一部は實際に現はれたのてあつた。若し袁の行なつた以上の事實を憲法上效力如何の問題としては兎に角、事實上これを有

效視しなければ此の間の行政の總ては法理上無效のものと看做さゝるを得さる事由を有するか故に、事實に於てこれを有效と認めさるを得さる極めて重要なる出來事てあつたのてある。

袁の帝制問題は斯の如くにして破れたるも、此の間民國三年議員の資格剝奪以來五年に亙りて約法上正式議會の存在せさりしか爲、其の間或は參政院、又は約法會議等を設けて纔かに議會の職務を代行せしめ來つたのてあつたか、茲に舊約法の復活を見るに及んて同時に國會を再開し、更らに立法院、國民會議に關する法令を撤廢し、參政院を廢し完全に舊約法の復活を見るに至つたのてあつた。

張勳の復辟兵變

民國の國體に關する重要なる出來事は、民國五年張勳に依りて行はれたる復辟の兵變てあつた。これか爲一時大總統か難を日本公使館に避くるまてに至つたか、遂に其の目的を達するに至らなかつた。此の他に南北政黨の紛擾は國內を兵馬に苦しめ遂に日、英、米、佛、伊の各公使より熄爭に關する勸告を受くること二回に及ひ、或は近く奉直間に兵戰を見るに至らしめたるか如き幾多の事實の如きは所謂權勢を張る政治的の爭てあつた。直接憲法乃至國體に關するものとは云ふへからさると共に、本書も亦これか記述を目的とするものてはないのてこれを敍述の外に置く。

內政騷亂

第二節　民國政治機關

民國の政事組織は第二編に掲くる約法正文其の他に依つて明かてあり、又其の各機關の權限其の他に至つては、第二卷の記述に依つて明瞭てあり、尙又一々此等の内容にまて論及するのは本書の目的てもないのて、茲には一般政事組織の大綱を表示するに留めやう。

第一款　中央治事機關

大總統

權限　一國の元首にして統治權を總攬す國民の選擧に依りて就任す

1　國務院

イ　組織及權限　政府は國務員を以て組織す、國務院は國務を總蒐し國務總理之を統ふ、國務員は大總統を輔弼して其の責に任す、國務總理及各部總長は共に國務員とす

ロ　所屬官廳

一　法制局

二　銓叙局

三 統計局
四 印鑄局
五 經濟調查局
六 經濟調查委員會
七 僑工事務局
八 各僑工事務分局
九 各僑工事務經理局
一〇 各駐外僑工委員
一一 管理特種財產事務局
一二 國史編纂處
一三 全國水利局
一四 各省水利分局
一五 各省水利委員會
一六 道淮測量處

一七　河海工程專門學校

2　京畿衞戍總司令部

組織及權限　大總統に直隷し京畿衞戍事宜を管理す總司令一、外に參謀、祕書、副官、執法員、軍需、軍醫を置く

3　將軍府

組織及權限　大總統に直隷し軍事上の最高顧問機關とす下將軍、將軍、參軍を置き參謀、祕書、副官、事務廳廳長、事務員を配置す

4　平政院

組織及權限　大總統に直隷し行政官吏の不正行爲を察理す但し法令を以て特別機關に屬せしめたるものを除く院長一、評事一五及書記を置く

5　審計院

組織及權限　大總統に直隷し審計法に依りて國家の歲出入の決算を審定す、院長一、副院長一を置き審計官內廳長、協審官、書記官長、書記官、核算官を配置す

6　外交部

イ　組織及權限　大總統に直隷し國際間の交渉、居留外人及在外僑民事務に關する事務並に在外商業の保護を管理す總長一、次長一を置き參事、司長、祕書、僉事、主事を配置す

ロ　所屬官廳

一　編擋處

二　清華學校

三　俄文專修館

四　駐外使領各館

7　內務部

イ　組織及權限　大總統に直隷し地方行政、選擧、賑恤、救濟、慈善、感化、人戶、土地、警察、著作、出版、土木、工程、禮俗、宗教、衞生事務を管理し所轄各官署及地方長官を監督す

ロ　所屬官廳

一　化驗室

二　豫算委員會

三 編譯處

四 衞生陳列所

五 自治模範講習所

六 警官高等學校

七 河道管理處

八 京師市政公所

九 特派職員

一〇 籌備國會事務局

一一 京師警察處

一二 勤務督察處

一三 各警察隊

一四 各區警察署

一五 護軍管理局

8 步軍統領衙門

イ 組織及權限 前淸舊制に依る八旗步軍、守衞巡警を司る步軍統領一、總兵二を置き參議を配置す

ロ 附屬官廳

一 稽查處

二 總軍械庫

三 四郊總局

五 將校研究所

六 步軍兩翼

七 步軍五營

9 財政部

イ 組織及權限 大總統に直隷し國家の財政を總括し會計出納、租稅、公債、貨幣、政府の專賣、貯金、物件保管及銀行事務を管理し、所轄各官署及公共團體の財政を監督す總長一、次長二を置き參事、司長、祕書、僉事、主事、編纂、技正、技士を配置す

ロ 所屬官廳

一　編纂處
二　清理檔案處
三　專款室
四　稅務諮議員辦公室
五　稅務徵收檢查處
六　借款綜覈處
七　財政金融討論會
八　印花稅處
九　全國所得稅處
一〇　德奧債務總清算處
一一　德華銀行總清理處
一二　印刷局
一三　平市官錢局
一四　中國銀行

一五　全國農工銀行事務
一六　各省區官銀錢行號等監理官及總會辦
一七　各造幣廠及銅元局
一八　各省區印稅處
一九　監督京師稅務署
二〇　津浦全路商貨統捐局
二一　京綏鐵路商貨統捐局
二二　漢口造紙廠
二三　特派職員

10 鹽務署

イ　組織及權限　全國の鹽務を總管す督辦及署長を置き參事、祕書、僉事、主事を配置す
ロ　所屬官廳　稽核總所

11 幣制局

組織及權限　國務總理に直隷し全國の幣制を整理す督辦、總裁、副總裁各一を置き參事、

秘書、處員科員、調査員並に調査員を配置す

12 全國菸酒事務署

イ 組織及權限　國務總理に直隷し全國菸酒上に於ける一切の財政行政事宜を管理す、督辦、署長各一を置き參事、廳長秘書、僉事、技正、技士を配屬す

ロ 所屬官廳　各省區菸酒事務局

13 稅務處

イ 組織及權限　官制未た發せられさるも全國の稅務を管理す督辦、會辦、提同、封帛調各一を置きこれに幇理委員、編輯員、檢査員、稽核員其の他を配置す

ロ 所屬官廳　總稅務司署、各海關

14 陸軍部

イ 組織及權限　大總統に直隷し陸軍軍政を管理す總長一、次長二を置き參事、秘書、副官、纂譯、司長、科長、科員、司副官、法官、技正、技士を配置す

ロ 所屬官廳

一 陸海軍會計審査處

二　陸軍軍需學校
三　陸軍軍醫學校
四　陸軍獸醫學校
五　陸軍第一豫備學校
六　陸軍軍官學校
七　憲兵學校
八　陸軍衞生材料廠
九　陸軍呢革廠
一〇　製革廠
一一　陸軍被服廠
一二　北京軍實庫
一三　保定、三家店軍械局
一四　上海製造局
一五　漢陽、德縣兵工廠及漢陽同分廠

一六　模範牧場
一七　特派職員
一八　陸軍軍佐
一九　特派職員
二〇　八旗職員
二一　各地方副都統城守尉

15　海軍部

イ　組織及權限　大總統に直隷し海軍軍政を管理す總長、次長各一を置き參事、祕書、副官、視察、司長、科長、科員、司副官、技正、技士を配置す

ロ　所屬官廳

一　海軍總司令公署
二　海軍第一、第二艦隊司令處
三　海軍練習艦隊司令處
四　海軍吉黑江防司令公署

五 煙臺、福州、廣東海軍學校
六 福州海軍製造學校
七 南京海軍魚雷槍礮學校
八 天津海軍醫學校
九 江南、大沽造船所
一〇 福州船政局
一一 吳淞海軍醫院
一二 南京、煙臺海軍養病院
一三 煙臺海軍練營
一四 南京海軍魚雷營
一五 上海、高昌廟海軍養病所
一六 海軍陸戰隊第一、第二營

16 參謀本部

イ 組織及權限 大總統に直隷し全國の國防、用兵の事宜を掌管す總長、次長各一を置き

局長、高級副官、科長、科員、局副官、調査員を配置す

ロ　所屬官廳

一　水路測量所

二　製圖局

三　北京、各省陸軍測量局

四　陸軍大學校

中央陸軍測量學校

17　航空署

イ　組織及權限　國務總理に直隷し全國の航空一切の事宜を管理し所轄の機關を監督す督辨、署長各一を置き參事、廳長、祕書、僉事、技正、主事、技士を配置す

ロ　所屬官廳

一　航空教練所

二　航空工廠

三　航空管理講習所

四　航空材柳廠
五　京滬、京漢、航空線管理局籌備處
六　駐滬辨公所

18 司法部

イ 組織及權限　大總統に直隷し民事、刑事、非訟事件、人戶、戶籍登記、監獄及出獄人保護事務並其の他一切の司法事務を管理す

ロ 所屬官廳　修訂法律館

19 大理院

イ 組織及權限　官制未た發布せられさるも大總統に直隷し全國審判廳及檢察廳を監督す院長を置き庭長、推事、檢察官、書記官、書記、典獄、看守長を配置す

ロ 所屬官廳

一　總檢察廳
二　京師及地方審判檢察各廳及監獄看守所

20 教育部

イ　組織及權限　大總統に直隷し教育、學藝及暦象事務を管理す總長次長各一を置き參事司長、祕書、視學、僉事、主事、技正、技士を配置す

ロ　所屬官廳

一　編審處

二　中央觀象臺

三　北京大學

四　北京高等、北京女子高等各師範學校

五　北京法政、同農業、同工業、同醫學各專門學校

六　北京美術學校

七　瀋陽、武昌各高等師範學校

八　武昌商業專門學校

九　京師圖書館、同圖書分館、同通俗圖書館、中央公園圖書閲覽所

一〇　通俗教育研究會

一一　歷史博物館

一二 京師學務局
一三 京師模範講演所
一四 特派職員

21 農商部

イ 組織及權限 大總統に直隸し農林、水產、牧畜、工商鑛事務を管理す、總長次長各一を置き參事、祕書、僉事、主事、技監、技正、技士を配置す

ロ 所屬官廳

一 林業研究所
二 棉業處
三 糖業改良委員會
四 編輯所
五 吉林、黑龍江採金局
六 有獎實業債劵局
七 特派職員

22 交通部

イ 組識及權限 大總統に直隷し鐵道、郵政、航政を管理し所轄各官署及全國交通電氣事業に關する事業を監督す總長、次長各一を置き參事、司長、祕書、僉事、主事、視察、技監、技正、技士を配置す

ロ 所屬官廳

一 各鐵路局所

二 郵政總局及各省郵務管理局

三 電政監督及各一等電報局

四 各電話局

五 各電料轉運所

六 交通大學

七 交通行政講習所

八 交通博物館

23 蒙藏院

イ 組織及權限 大總統に直隷し蒙藏事務を管理す總長一、副總長二を置き參事、司長、祕書、僉事、編纂、翻譯官、主事を配置す

ロ 所屬官廳

一 各臺站管理局

二 庫烏科唐鎭撫使等及駐藏辦事長官

三 内蒙古(東三省、熱河、察哈爾、綏遠)各盟旗及沿邊蒙古(新疆、阿爾泰、青海、甘肅)各盟旗

24 文官高等懲戒委員會

組織及權限 高等官の懲戒を掌議す委員長一を置き委員、事務長、事務員を配置す

25 司法官懲戒委員會

組織及權限 全國司法官の懲戒事件を掌議す委員長一を置き委員、事務員を配置す

第二款 地方政事機關

地方政事機關中滿蒙に於けるものに就ては第二卷に詳述する所かあるので、滿蒙を主とする本書の目的としては同書の記述を外にして特に其の詳述を再ひするの必要かあるまい。依て茲

にはこれか記述を省敍する

第一編　總　論　終

憲　法

凡例

一　民國の憲法は未た正式に制定せられす、而して其の制定は國會に於て之を行ふへきものとなつて居り、尚又其の制定以前に於ては臨時約法の效力は憲法に等しきものと規定せられてゐる。卽ち玆に憲法の題下に約法を掲けたる所以てある。

二　約法に依れは中華民國は中華民國人之を組織し、國家の主權は國民全體に屬し、而して其の領域は二十二省內外蒙古、西藏、青海に及ひ又其の統治權は參議院、臨時大總統、國務員法院を以て之を行ふものとせられてある。然るに此の內東三省及特別行政區域に屬する統治の機關組織其の他に就ては第二卷の記述に明かなるか故にこれを掲けす、玆には約法及大總統國務院、國會に關する一部のみを譯述することとせり。

三　官制其の他の法規は一々これを譯出するのは啻に必要てある計りてはなく、敍述上親切なるものとして成るへくこれに努めたるも、特に時間の制限に迫つて居たつか爲、奈何せん充分これに努むるの餘力を有せす、僅かに其の一部に留むるの已むなきに至りたりしを遺憾とする。

四　翻譯せる法規法令中他の法規との關聯上用語其の他の一致せさるものかあり、例せは八年一月議院法第二十條の改正を公布しあるも該當すへき獨立議院法を發見せす、又衆議院議員選擧法と同細則との間に條文の一致せさるものある如きも、今暫く原文の儘を茲に揭け他日の對照に俟たんとす。

目次

第二編　憲法

目次終

第二編　憲法

第一章　約法及大總統

第一節　民國臨時約法　元年三月十五日臨時大總統令

第一章　總綱

第一條　中華民國ハ中華人民之ヲ組織ス

第二條　中華民國ノ主權ハ國民全體ニ屬ス

第三條　中華民國ノ領土ハ二十二行省、內外蒙古、西藏、青海トス

第四條　中華民國ハ參議院、臨時大總統、國務員、法院ヲ以テ其ノ統治權ヲ行使ス

第二章　人民

第五條　中華民國ノ人民ハ一律平等ニシテ種族階級宗教ノ區別ナシ

第六條　人民ハ左記各項ノ自由權ヲ享有スルコトヲ得

一　人民ノ身體ハ法律ニ依ルニ非レハ逮捕、拘禁、審問、處罰スルコトヲ得ス
二　人民ノ家宅ハ法律ニ依ルニ非レハ侵入又ハ搜索スルコトヲ得ス
三　人民ハ財產ノ保有及營業ノ自由ヲ有ス
四　人民ハ言論、著作、刊行及集會結社ノ自由ヲ有ス
五　人民ハ信書祕密ノ自由ヲ有ス
六　人民ハ住居移轉ノ自由ヲ有ス
七　人民ハ信敎ノ自由ヲ有ス
第七條　人民ハ議會ニ請願スルノ權ヲ有ス
第八條　人民ハ行政官署ニ陳訴スルノ權ヲ有ス
第九條　人民ハ法院ニ訴訟シテ其審判ヲ受クルノ權ヲ有ス
第十條　人民ハ官吏ノ違法ニ依リ權利ヲ損害セルノ行爲ニ對シテハ平政院ニ陳訴スルノ權ヲ有ス
第十一條　人民ハ任官試驗ニ應スルノ權ヲ有ス
第十二條　人民ハ選擧及被選擧ノ權ヲ有ス

第十三條　人民ハ法律ニ依リテ納稅ノ義務ヲ有ス
第十四條　人民ハ法律ニ依リテ兵役ニ服スルノ義務ヲ有ス
第十五條　本章揭クル所ノ人民ノ權利ハ公益ヲ增進シ治安ヲ維持シ或ハ非常緊急ノ爲必要アリト認メタルトキ法律ニ依リテ之ヲ制限スルコトヲ得

第三章　參議院

第十六條　中華民國ノ立法權ハ參議院ヲ以テ之ヲ行フ
第十七條　參議院ハ第十八條ニ定ムル各地方選出ノ參議員ヲ以テ之ヲ組織ス
第十八條　參議員ハ各行省、內蒙古、外蒙古、西藏ヨリ五人ヲ選出シ青海ヨリ一人ヲ選出ス其選出方法ハ各地方ニ於テ自ラ之ヲ定ム
參議院會議ノ際參議員ハ各一ノ表決權ヲ有ス
第十九條　參議員ノ職權左ノ如シ
一　一切ノ法律案ヲ議決ス
二　臨時政府ノ豫算決算ヲ議決ス
三　全國ノ稅法幣制及度量衡ノ準則ヲ議決ス

四　公債ノ募集及國庫ノ負擔アル契約ヲ議決ス
五　第三十四條、三十五條、四十條ノ事件ヲ承諾ス
六　臨時政府ノ諮詢事件ニ答覆ス
七　人民ノ請願ヲ受理ス
八　法律及其他事件ニ關スル意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得
九　質問書ヲ國務員ニ提出シ竝ニ出席答覆ヲ要求スルコトヲ得
十　官吏ノ收賄違法事件ノ調査處分ヲ臨時政府ニ請求スルコトヲ得
十一　參議院ハ臨時大總統ニ謀叛ノ所爲アリト認メタルトキハ總員五分ノ四以上出席シ出席員四分ノ三以上ノ可決ヲ以テ之ヲ彈劾スルコトヲ得
十二　參議院ハ國務員ニ失職或ハ違法アリト認メタルトキハ總員四分ノ三以上ノ出席シ出席員三分ノ二以上ノ可決ヲ以テ之ヲ彈劾スルコトヲ得
第二十條　參議院ハ自ラ集會、開會、閉會ヲ行フコトヲ得
第二十一條　參議院ノ會議ハ公開スヘキモノトス但國務員ノ要求若ハ出席議員過半數ノ可決アルトキハ之ヲ祕密ニスルコトヲ得

第二十二條　參議院ノ議決セル事項ハ臨時大總統ヲ經テ公布施行ス

第二十三條　臨時大總統、參議院ノ議決事件ヲ否認シタルトキハ照會到達後十日以內ニ理由ヲ附シテ參議院ニ再議ヲ照會スルコトヲ得但參議院ハ再議事件ニ對シ出席參議員三分ノ二以上仍前議ニ依ルトキハ第二十二條ニ照シテ處理スルモノトス

第二十四條　參議院長ハ參議員ヨリ記名投票法ヲ用ヒテ之ヲ互選シ其ノ得票投票總數ノ半ニ達シタルモノヲ以テ當選ト爲ス

第二十五條　參議院議員ハ院內ニ於ケル言論及表決ニ就キ院外ニ於テ責任ヲ負ハス

第二十六條　參議院議員ハ現行犯及內亂外患ノ犯罪ニ關スルモノヲ除ク外會期中ニ在リテハ本院ノ許可ヲ得ルニ非サレハ逮捕スルコトヲ得ス

第二十七條　參議院法ハ參議院ニ於テ之ヲ定ム

第二十八條　參議院ハ國會成立ノ日ニ於テ解散シ其職權ハ國會之ヲ行フ

第四章　臨時大總統副總統

第二十九條　臨時大總統、副總統ハ參議院ニ於テ之ヲ選擧ス總員四分ノ三以上出席シ其ノ得票投票總數三分ノ二以上ニ達シタル者ヲ以テ當選トス

第三十條　臨時大總統ハ臨時政府ヲ代表シ政務ヲ總攬シ法律ヲ公布ス

第三十一條　臨時大總統法律又ハ法律ニ基ク委任ヲ執行スルカ爲メ命令ヲ發シ竝ニ之ヲ發セシムルコトヲ得

第三十二條　臨時大總統ハ全國ノ陸海軍隊ヲ統帥ス

第三十三條　臨時大總統ハ官制官規ヲ制定スルコトヲ得但シ參議院ニ提出シテ議決セシムヘシ

第三十四條　臨時大總統ハ文武職員ヲ任免ス

但シ國務員及外交大使ノ任命ハ參議院ノ同意ヲ得ルヲ要ス

第三十五條　臨時大總統ハ參議院ノ同意ヲ經テ宣戰、講和及條約ヲ締結ス

第三十六條　臨時大總統ハ法律ニ依リテ戒嚴ヲ宣告ス

第三十七條　臨時大總統ハ全國ヲ代表シ外國ノ大使公使ヲ接受ス

第三十八條　臨時大總統ハ法律案ヲ參議院ニ提出スルコトヲ得

第三十九條　臨時大總統ハ勳章竝ニ其他ノ榮典ヲ附與スルコトヲ得

第四十條　臨時大總統ハ大赦、特赦、減刑、復權ヲ宣告スルコトヲ得但大赦ハ參議院ノ同意ヲ經ヘシ

第四十一條　臨時大總統參議院ノ彈劾ヲ受ケタルトキハ最高法院審判官ヨリ九人ヲ互選シ特別法廷ヲ組織シテ之ヲ審判ス

第四十二條　臨時副總統ハ臨時大總統事故ニ因リテ職ヲ去リ又ハ事務ヲ視ルコト能ハサルトキハ其ノ職權ヲ代理スルコトヲ得

第五章　國務員

第四十三條　國務總理及各總長ハ總テ國務員ト稱ス

第四十四條　國務員ハ臨時大總統ヲ輔佐シ其ノ責任ヲ負フ

第四十五條　國務員ハ臨時大總統ノ提出スル法律案、公布スヘキ法律及發布スヘキ命令ニ副署スヘキモノトス

第四十六條　國務員及其ノ委員ハ參議ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第四十七條　國務員參議院ノ彈劾ヲ受ケタルトキハ大總統ハ其ノ職ヲ免スヘシ但シ一回ヲ限リ參議院ニ再議セシムルコトヲ得

第六章　法　院

第四十八條　法院ハ臨時大總統及司法總長ノ任命セル法官ヲ以テ組織ス

法院ノ編制及法官ノ資格ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第四十九條　法院ハ法律ニ依リ民事訴訟及刑事訴訟ヲ審判ス但シ行政訴訟及其ノ他ノ特別訴訟ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十條　法院ノ審判ハ之ヲ公開スヘシ但シ安寧秩序ヲ妨害スルモノト認メタルトキハ之ヲ祕密ニスルコトヲ得

第五十一條　法官ハ獨立シテ審判シ上級官廳ノ干渉ヲ受ケス

第五十二條　法官在任中ハ減俸或ハ轉職セシムルコトヲ得ス法律ニ依リテ刑罰ノ宣告ヲ受ケ或ハ免職セラルヘキ懲戒處分ニ依ルニ非サレハ解職スルコトヲ得ス懲戒ノ規定ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章　附　則

第五十三條　本約法施行後十箇月內ヲ限リ臨時大總統ハ國會ヲ召集ルモノトス其ノ國會ノ組織及選擧法ハ參議院之ヲ議定ス

第五十四條　中華民國ノ憲法ハ國會ニ於テ制定ス憲法施行以前ニ於ケル本約法ノ效力ハ憲法ニ同シ

第五十五條　本約法ハ參議院議員三分ノ二以上又ハ臨時大總統ノ提議ニ依リ議員五分ノ四以上出席出シ席員四分ノ三ノ可決ヲ經テ增修スルコトヲ得

第五十六條　本約法ハ公布ノ日ヨリ施行ス

臨時政府組織大綱ハ本約法施行ノ日ニ於テ廢止ス

第二節　大總統選舉法

第一條　中華民國人民ニシテ完全ニ公權ヲ享有シ年齡四十歲以上ニシテ國內ニ居住スルコト滿十年以上ノ者ハ選舉セラレテ大總統ト爲ルコトヲ得

第二條　大總統ハ國會議員ノ組織スル總統選舉會之ヲ選舉ス

前項ノ選舉ハ選舉人總數三分ノ二以上列席シ無記名投票ヲ以テ之ヲ行ヒ得票投票人數四分ノ三ニ滿チタル者ヲ以テ當選トス但シ二回ノ投票ニ於テ當選シタル者ナキトキハ第二次ノ得票多キ者二名ニ就キ之ヲ決選シ得票投票人數ノ過半數ノ者ヲ當選トス

第三條　大總統ノ任期ハ五年トス再選セラレタル者ハ一回ヲ限リ續任スルコトヲ得

大總統任期滿了三箇月以前國會議員ハ自カラ集會シ總統選舉會ヲ組織シ次任大總統ノ選舉ヲ

行フヲ要ス

第四條 大總統就職スルトキハ左記ノ宣誓ヲ爲スヘシ

余ハ至誠ヲ以テ憲法ヲ遵守シ大總統ノ職務ヲ執行センコトヲ謹テ誓フ

第五條 大總統缺位シタルトキハ副總統ハ本任大總統任期滿了ノ日ニ至ルマテ之ニ續任ス

大總統故アリテ職務ヲ執行シ能ハサルトキハ副總統ヲ以テ之ヲ代理セシム

副總統同時ニ缺位シタルトキハ國務院其ノ職務ヲ攝行シ同時ニ國會議員ハ三箇月以内ニ自カラ集會ヲ行ヒ總統選擧會ヲ組織シ次任大總統ノ選擧ヲ行フモノトス

第六條 大總統ハ任期滿了ノ日ニ於テ解職セラルヘシ若シ期限ニ至リ次任大總統未タ選出セラレス又ハ選出後未タ就任セス次任副總統モ亦之ヲ代理シ能ハサルトキハ國務院ニ於テ其ノ職務ヲ攝行ス

第七條 副總統ノ選擧ハ大總統選擧ノ規定ニ依リ大總統ノ選擧ト同時ニ之ヲ行フ但シ副總統缺位ノトキハ之ヲ補選スルモノトス

附 則

大總統ノ職權ハ憲法制定以前ニ於テハ臨時約法臨時大總統ニ關スル規定ニ依ル

第二章　政府及其の機關

第一節　政府ノ組織

第一款　政府組織令　五年四月二十一日教令二〇號

修正　五年五月四日教令第二二號五年五月八日大總統由令

第一條　政府ハ國務員ヲ以テ組織ス

第二條　國務總理及各部總長ハ總テ國務員トス

第三條　國務員ハ大總統ヲ輔弼シテ其ノ責任ヲ負フ

國務總理ハ大總統ノ委任ヲ承ケ國務ヲ總理ス

法令ノ公布及其ノ他國務ニ關スル文書ハ國務員之ニ副署ス

第四條　國務ハ國務會議ノ議決ニ依テ之ヲ行フ國務會議ハ國務總理ヲ以テ議長トス

第五條　國務員ハ其ノ職權又ハ特別ナル委任ニ依リ政府令ヲ發スルコトヲ得

第六條　國務院ハ國務總彙ノ所トス國務總理ニ於テ管領ス其ノ所屬ノ各官ハ官制ヲ以テ之ヲ定ム

第七條　本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第二款　國務會議規則　五年五月國務院令第一號

第一條　國務會議ノ事項左ノ如シ
一、法律案及敎令案　二、豫算案及決算案　三、豫算外ノ支出　四、軍隊ノ編制　五、條約案　六、宣戰媾和ノ事項　七、勅任官ノ進退　八、各部權限ノ爭議　九、法令ニ依リ國務會議ヲ經ヘキ事項　十、立法院ヨリ移送セル人民ノ請願案　十一、各國務員ニ於テ國務會議ヲ經ヘキモノト認メタル事項
第二條　國務會議ハ國務員ノ同意ヲ以テ之ヲ定ム
第三條　國務會議ハ國務卿ヲ以テ議長トシ國務卿臨時事故アルトキハ次席ノ國務員次ヲ以テ之ヲ代理ス
第四條　國務會議ノ際祕書ハ之ニ列席スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ與カラス其ノ各局長次長及其ノ他主管事務員出席說明スルトキモ亦同シ
第五條　國務會議ハ每週二、四、六ノ日ニ之ヲ行フ
第六條　本規則ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第三款 政府直屬官制　五年五月四日敎令二三號

第一條　左記ノ廳局ハ國務院ニ直屬ス其ノ組織ハ各其ノ本官制ノ定ムル所ニ依ル

一、祕書廳　二、法制局　三、銓敍局　四、統計局　五、印鑄局

第二條　各廳局ニ各長一人ヲ置ク國務卿ノ命ヲ承ケ各本廳局ノ事務ヲ管理シ其ノ所屬ノ職員ヲ監督ス

第三條　國務院參議八人ヲ置ク國務卿ノ命ヲ承ケ法令ヲ審議ス

第四條　本官制ハ公布ノ日ヨリ施行ス

因に國務院所屬各廳及其の他の官制は第一編總論第六章に略述せるを以て參照を要す。尙ほ政府直屬の機關にして特に滿蒙に關係あるものは第二卷の記述に詳なるを以て省敍す。

第二節　中央各部官制通則

本則は元年七月十八日臨時大總統令を以て公布せられ二年十二月二十二日敎令第二號を以て一度修正せられたる上三年七月十一日申令を以て廢止せられたるものなるも現行の制度中本則に依據して行はるるもの多きが故に併せて玆に譯載す

第一條　本通則ハ外交、內務、財政、陸軍、海軍、司法、敎育、農商、交通ノ各部ニ之ヲ適用ス

第二條　各部總長ハ各主管スル所ノ事務ニ就キ其ノ責任ヲ負フ事務ノ主管不明ナルカ又ハ二部以上ニ關渉アルモノニ就テハ國務會議ニ提出シテ其ノ主管ヲ議定ス

第三條　各部總長ハ主管ノ事務ニ就キ其ノ職權又ハ特別ナル委任ニ依リ部令ヲ發スルコトヲ得

第四條　各部總長ハ主管ノ事務ニ就キ地方長官ニ對シ訓令及指令ヲ發スルコトヲ得

第五條　各部總長ハ主管事務ニ就キ地方長管ノ命令又ハ處分カ法令ニ違背シ又ハ權限ヲ逾エタルモノト認メタルトキハ之ヲ停止シ又ハ之ヲ取消スコトヲ得

第六條　各部總長ハ所屬ノ職員ヲ統轄シ勅任官奏任官ノ進退ハ國務總理ヲ經大總統ニ呈請シテ之ヲ行ヒ判任官ノ進退ハ總長ニ於テ之ヲ專行ス

第七條　各部總長事故アルトキハ副署及部令ノ發布ヲ除キ次長ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得

第八條　各部ニ總務廳ヲ置ク其ノ職務左ノ如シ

一、印信ヲ典守ス　二、統計及報告ヲ編製ス　三、職員ノ進退ヲ記錄ス　四、各項公文書類ヲ撰輯保存竝收發ス　五、本部ノ經費及各項收入豫算、決算及會計ヲ管理ス　六、直隷各官署ノ會計ヲ稽核檢査ス　七、本部所管ノ官有財產ヲ管理ス　八、本部ノ庶務ヲ管理ス　九、

其ノ他各局司ニ屬セサル事項
前項第三、第五、第六、第七ノ事項ハ陸軍部海軍部ニ於テハ司ヲ置キテ之ヲ處理シ第五乃至第七ノ事項ハ交通部ニ於テハ局又ハ司ヲ置キテ之ヲ處理ス
第九條　各部ニ局司ヲ設ケ部務ヲ分掌セシム其ノ分掌事務ハ各部官制ニ於テ之ヲ定ム
第十條　各部總務廳及各局司ノ分科ハ各部總長ニ於テ部令ヲ以テ之ヲ定ム
第十一條　各部ニ職員ヲ置クコト左ノ如シ
次長、參事、局長、司長、祕書、僉事、主事
各部ニハ前項ノ職員ノ外專門技術官及其ノ他ノ特別職員ヲ置クヘキモノハ各部官制ニ之ヲ制定ス各部ハ文件ノ繕寫及其ノ他特別事務ノ爲雇員ヲ採用スルコトヲ得
第十二條　次長ハ一人トス總長ヲ輔助シ部務ヲ整理シ各職員ヲ監督ス但シ內務部財務部ニハ二人ヲ置クコトヲ得
第十三條　參事ハ二人乃至四人トス長官ノ命ヲ承ケ本部各局司ノ法律命令案ヲ擬訂及審議スルノ事務ヲ分掌ス
第十四條　各局局長ヲ一人トス長官ノ命ヲ承ケ一局ノ事務ヲ總理ス

第十五條　各司司長ヲ一人トス長官ノ命ヲ承ケ一司ノ事務ヲ總理ス
第十六條　秘書ハ二人乃至四人トス總長ノ命ヲ承ケ機要ノ事務ヲ管掌ス
第十七條　僉事ハ長官ノ命ヲ承ケ總督廳及各局司ノ事務ヲ分掌ス
第十八條　主事ハ長官ノ命ヲ承ケ總務廳及各局司ノ事務ヲ助理ス
第十九條　各部ノ僉事ノ員數ハ多クトモ五十人ヲ逾ユルコトヲ得ス
第二十條　各部主事ノ員數ハ多クトモ八十人ヲ逾ニルコトヲ得ス
第二十一條　各部ノ參事僉事主事ノ定員ハ各部ノ官制ニ之ヲ定ム
第二十二條　本通則ハ公布ノ日ヨリ施行ス

因に各部官制及大總統に直隷する各官制は省略す（第一編總論第六章政治機關參照）

第三節　地方官制

中央部官制に對する地方即ち省及特別地域乃至地方各縣に於ける政治機關其の他中央政治機關と地方政治行政機關との關聯等に就ては、第二卷滿蒙行政、國際關係、財政、軍事等に關し詳述する所あるか故に、茲には省敍に從ふ。

第三章　國　會

第一節　中華民國國會組織法（民國七年二月十八日法律第一號 八年一月、八年四月各修正）

第一條　民國議會ハ左記ノ兩院ヲ以テ組織ス

參議院

衆議院

第二條　參議院ハ左記ノ各議員ヲ以テ組織ス

一　地方選擧會ヨリ選出セル者　百三十八名

二　中央選擧會ヨリ選出セル者　三十名

第三條　衆議院ハ地方人民ノ選擧セル議員ヲ以テ組織ス

第四條　地方ヨリ選出スヘキ衆議院議員ノ數ハ人口ノ多寡ニ依リテ之ヲ定メ人口滿一百萬ニ付議員一名ヲ選出ス但シ人口七百萬ニ滿タサル省ニ在リテハ議員七名ヲ選出スルコトヲ得一百萬ニ滿タサル特別行政區ニ在リテモ亦議員一名ヲ選出スルコトヲ得

人口ノ總調査ヲ畢ラサル以前ニ於ケル各省區ノ選出スヘキ員數左ノ如シ

直隷　二十三名	奉天　十一名
吉林　七名	黑龍江　七名
江蘇　二十七名	安徽　十八名
江西　二十四名	浙江　二十六名
福建　十六名	湖北　十八名
湖南　十八名	山東　二十二名
河南　二十二名	山西　十七名
陝西　十四名	甘肅　十名
新疆　七名	四川　二十二名
廣東　二十名	廣西　十三名
雲南　十五名	貴州　九名
京兆　四名	熱河　三名
察哈爾　二名	歸綏　一名
川邊　二名	

（八年四月二十三日修正）

第五條　蒙古、西藏、青海ノ選出スヘキ衆議院議員ノ數左ノ如シ

蒙　古　二十名　西　藏　七　名

青　海　二　名

（八年一月二十六日法律第一號修正）

第六條　參議院議員ノ任期ヲ六年トシ三年毎ニ二分ノ一ヲ改選ス

第七條　衆議院議員ノ任期ハ三年トス

第八條　兩院ノ議長副議長ハ各本院議員ヨリ之ヲ互選ス

第九條　何人タルニ論ナク同時ニ兩院ノ議員ト爲ルコトヲ得ス

第十條　民國議會ノ開會及閉會ハ兩院同時ニ之ヲ行フ

第十一條　民國議會ノ會期ハ四箇月トス但シ必要ニ依リ之ヲ延長スルコトヲ得

前項ノ延長期間ハ多クトモ四箇月ヲ逾ユルコトヲ得ス

第十二條　民國議會ノ議事ハ兩院各別ニ之ヲ行フ

同一ノ議案ハ同時ニ兩院ニ提出スルコトヲ得ス

第十三條　民國議會ノ議定ハ兩院ノ一致ヲ以テ成ル

一院ノ否決セル議案ハ同會期內ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス但シ同意ヲ得タル案ハ此ノ限

ニ非ス

第十四條　民國憲法ノ未タ定マラサル以前ニ於テハ臨時約法ニ定ムル參議院ノ職權ヲ民國議會ノ職權トス但シ左記ノ事項ハ兩院各之ヲ專行スルコトヲ得

一　建議
二　質問
三　官吏ノ收賄違法ニ關スル調査處分ノ請求
四　政府ノ諮詢ニ對スル回答
五　人民ノ請願受理
六　議員逮捕ノ許可
七　院內法規ノ制定

第十五條　兩院ハ各總議員過半數ノ出席アルニ非サルハ議事ヲ開クコトヲ得ス
豫算決算ハ先ツ衆議院ノ議決ヲ經ルヲ要ス

第十六條　兩院ノ議事ハ出席議員過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第十七條　臨時約法第十九條、第十一款、第十二款及第二十三條ノ出席及議決ニ關スル員數ノ規定ハ兩院各之ヲ準用ス

臨時約法第二十一條ノ規定亦同シ

第十八條　臨時約法第二十五條、第二十六條ノ參議員ニ關スル規定ハ兩院議員ニ各之ヲ準用ス

第十九條　兩院議員ノ歲費及其ノ他ノ公費ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條　民國憲法案ノ起草ハ兩院各議員中ヨリ選出セル同數ノ委員之ヲ行フ

第二十一條　民國憲法ノ議定ハ兩院會同シテ之ヲ行フ

前項會合ノトキハ參議院議長ヲ議長トシ衆議院議長ヲ副議長トス兩院各議員三分ノ二以上ノ出席アルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員四分ノ三以上ノ同意アルニ非サレハ議決スルコトヲ得ス

第二十二條　本法ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第二節　選擧法

第一款　參議院議員選擧選

民國七年二月十八日法律第二號
八年一月一部修正

第一條　參議院議員ハ國會組織法第二條ノ規定ニ依リテ之ヲ行フ

第二條　參議院議員選擧人及互選人ハ本法各章ニ之ヲ定ム

第三條　中華民國ノ國籍ヲ有スル男子年齡三十歳以上ニシテ本法各章ニ定ムル資格ヲ有シ衆議院議員選擧法第五條ニ記載セル事項ノ一ニ該當セサル者ハ參議院議員ノ選擧人ト爲ルコトヲ得

中華民國ノ國籍ヲ有スル男子年齡滿三十五歳以上ニシテ衆議員選擧法第五條ニ記載セル事項ノ一ニ該當セサル者ハ選擧セラレテ參議院議員ト爲ルコトヲ得但シ蒙藏、青海、回部、海外在留者ノ被選擧人ハ漢語ニ通曉スル者ニ限ル

第四條　參議院議員ノ選擧權及被選擧權竝其ノ制限ハ衆議院議員選擧法第六條第七條ノ規定ニ依ル

第五條　參議院議員ノ選擧期日ハ敎令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　選擧ハ無記名單記投票法ヲ用ユ

第七條　選擧ハ選擧人總數三分ノ二以上出席アルニ非サレハ投票スルコトヲ得ス

第八條　選擧ノ得票投票人總數三分ノ一ニ達シタルモノヲ當選トス當選人定數ニ足ラサルトキ

ハ再ヒ投票ヲ行セ定數ニ達スルニ至リテ止ム

第九條　當選人定數ニ達シタル後其ノ定數ト同數ノ候補當選人ヲ選定ス其ノ當選票數ハ前條ノ規定ニ依ル

得票當選票數ニ達セルモ當選人定數ニ達スルニ因テ當選スルコト能ハサル者ハ候補當選人ト爲ス

第十條　當選人及候補當選人ノ席次ハ選出ノ前後ニ依リ同次ノ選出ハ得票ノ多寡ニ依リ票數同シキモノハ抽籤ニ依リテ之ヲ定ム

第十一條　當選人及候補當選人ノ氏名及得票數ハ選擧監督之ヲ選擧場ニ掲示シ同時ニ各當選人ニ通知ス

第十二條　當選人前條ノ通知ヲ受ケタル後二十日以内ニ應選スルヤ否ヲ囘答スヘシ期日ヲ經過シ囘答ヲ爲サヽルトキハ應選セサルモノト見做ス但シ交通不便ナル地方ニ在リテハ前段ノ期日ヲ十五日以内延長スルコトヲ得

第十三條　當選人應選ヲ欲セサルトキハ候補當選人ヲ以テ順次之ヲ補フ

第十四條　地方選擧會覆選及中央選擧會互選ノ應選者ヲ參議院議員トス選擧監督ヨリ議員證書

ヲ交付シ同時ニ名簿ヲ作製シテ内務部ニ報告スヘシ

第十五條　議員缺員アルトキハ第十三條ノ規定ニ依リ順次之ヲ補フ

第十六條　候補當選人ノ有效期間ハ毎期議員改選ノ日ヲ限トス

八年一月二十六日修正

第十七條　第一期選出參議院議員ハ開會後國會組織法第六條ニ規定セル任期ニ依リ抽籤ヲ以テ全院議員ノ數ヲ分チテ二班トシ第一班ハ滿三年ニ改選シ第二班ハ滿期ノ後之ヲ改選シ爾後三年毎ニ任期滿了ノ議員ニ就キ之ヲ改選ス

議員ノ數三分スルコト能ハサルトキハ比較的多キ又ハ少キモノヲ第三班トス

第十八條　議員退任シ再選セラレタル者ハ引續キ議員ト爲ルコトヲ得

第十九條　選擧投票、開票、檢票、選擧變更及選擧訴訟ニ關シ本法ニ未タ規定セサルモノハ衆議院議員選擧法ノ規定ヲ準用ス

第二章　地方選擧會

第二十條　地方選擧會ハ左記ノ資格ノ一ヲ有スル者ヲ以テ初選選擧人トス

一　高等專門以上ノ學校ヲ卒業シタル者又ハ高等專門學校以上ノ學校卒業ト相當セル資格ヲ有シ實務ニ任スルコト三年以上ノ者或ハ曾テ中學以上ノ學校長ノ職ニ在リ又ハ滿三年以上

教員ノ職ニ在リタル者及學術上ノ著述又ハ發明アリテ主管部ノ審定ヲ經タル者

二　勅任以上ノ官ニ任シ滿三年ノ者又ハ奏任以上ノ官ニ任シ滿一年ノ者或ハ勳位ヲ受ケタル者

三　一年直接税百圓以上ヲ納ムル者又ハ不動産價格五萬圓以上ヲ有スル者

第二十一條　各省區ノ地方選擧會ハ縣ヲ以テ初選區トス

第二十二條　各縣初選人ハ第二十條ノ資格ノ一ヲ有スル者三十人毎ニ初選當選人一名ヲ互選ス但シ人數三人ニ減少シタル縣ニ於テモ亦初選當選人一名ヲ選出スルコトヲ得

第二十三條　初選ノ得票、當選及候補人ニ關シテハ第一章第八條第九條第十條ノ規定ヲ適用ス

第二十四條　初選監督ハ縣知事ヲ以テ之ニ充ツ

第二十五條　初選投票所ハ縣知事ノ所在地ニ設ク

第二十六條　初選ノ期日ハ覆選監督之ヲ定ム

第二十七條　初選監督ハ本管區域內ニ調査員ヲ分派シ選擧資格ニ照シテ合格者ヲ調査シ選擧人名簿ヲ作製スヘシ

調査員辦事細則ハ初選擧監督之ヲ定ム

第二十八條　選擧人名簿ニハ選擧人ノ氏名、年齡、原籍、住所及第二十條第一項、第二項、第三項ニ記載スル資格ヲ登錄スヘシ

第二十九條　選擧人名簿ハ初選期日六十日以前ニ調成シ初選監督ヨリ覆選監督ニ報告スヘシ

第三十條　初選監督ハ選擧人名簿ヲ初選期日六十日以前ニ公衆ニ告示スヘシ

第三十一條　選擧人名簿ノ公示ハ五日間トス若シ本人ニ於テ錯誤、遺漏アリト認メタルトキハ公示期間内ニ證憑ヲ具シ初選監督ニ更正ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ更正請求アリタルトキハ初選監督ニ於テ請求書收受ノ日ヨリ五日以内ニ之ヲ判定スヘシ

第三十二條　公示期間滿了スレハ確定ト爲リ再ヒ更正ヲ請求スルコトヲ得ス初選監督ニ於テ更正ノ判定アリタルモノハ更正シタル選擧人名簿ヲ以テ覆選監督ニ報告補正スヘシ

第三十三條　選擧人名簿確定後投票所ニ保存シ覆選監督ヨリ選擧人ノ總數ヲ内務部ニ報告スヘシ

第三十四條　初選當選通知及證書ニ付テハ衆議院選擧法ノ規定ヲ準用ス

第三十五條　各省區選出衆議院議員ノ數左ノ如シ

一　每省各五名
一　每特別行政區各一名
第三十六條　各省區地方選擧會ハ各省區最高行政長官ノ駐在地ニ設ク
第三十七條　各省區地方選擧會覆選監督ハ各省區最高行政長官ヲ以テ之ニ充ツ
覆選擧ノ場所ハ覆選監督之ヲ定ム
第三十八條　蒙古及青海地方選擧會ハ各蒙旗王公、世爵、世職ヲ以テ之ヲ組織ス
前項選擧會ハ便宜ノ爲中央政府所在地ニ之ヲ組織ス
第三十九條　蒙古及青海地方選擧會選出議員ノ數左ノ如シ

蒙古　十五名	青海　二名

第四十條　蒙古及青海地方選擧會ノ選擧監督ハ選擧會所在地ノ行政長官、盟長又ハ蒙藏院總裁ヲ以テ之ニ充ツ
選擧ノ場所ハ選擧監督之ヲ定ム
第四十一條　西藏地方選擧會ハ駐藏辦事長官達賴喇嘛及班禪喇嘛ト會同シ相當ナル人員ヲ選定シテ之ヲ組織ス

前項選擧會ハ便宜ノ爲中央政府ノ所在地ニ於テ之ヲ組織ス
第四十二條　西藏地方選擧會選出議員ノ數ヲ六名トス
第四十三條　西藏地方選擧會ノ選擧監督ハ駐藏辦事長官又ハ蒙藏院總裁ヲ以テ之ニ充ツ
選擧ノ場所ハ選擧監督之ヲ定ム

第三章　中央選擧會

第四十四條　中央選擧會ハ左記各項ノ資格者ヲ以テ部ヲ分チテ之ヲ組織ス
第一部　國立大學又ハ外國大學本科ヲ卒業シ其ノ學フ所ヲ以テ滿三箇年以上事ニ任シタル者
會テ國立大學校長又ハ敎員ニ任シ滿三箇年以上ノ者又ハ學術上ノ著述及發明アリテ主管部ノ審定ヲ經タル者
第二部　退職大總統、副總統、國務員及嘗テ親任官ニ任シ滿一年以上ナルカ又ハ三等以上ノ勳位ヲ受ケタル者
第三部　年納直接稅一千圓以上ノ者又ハ一百萬圓以上ノ財産ヲ有シ農工商業ヲ經營シ主管官廳ノ證明アル者
第四部　外國在留者ニシテ一百萬圓以上ノ財產ヲ有シ駐在地領事ノ證明アル者

第五部　滿洲王公ニシテ政治ノ經驗ヲ有スル者
第六部　囘部王公ニシテ政治ノ經驗ヲ有スル者
第四十五條　中央選擧會各部ノ互選スル議員ノ數左ノ如シ

第一部　十　名	第二部　八　名
第三部　五　名	第四部　四　名
第五部　二　名	第六部　一　名

第四十六條　中央選擧會ハ中央政府ノ所在地ニ於テ之ヲ行フ第一部ハ敎育總長ヲ以テ選擧監督ト爲シ第二部及第五部ハ內務總長ヲ以テ選擧監督ト爲シ第四部ハ農商總長ヲ以テ選擧監督ト爲シ第六部ハ蒙藏院總裁ヲ以テ選擧監督トス
選擧ノ場所ハ各當該選擧監督之ヲ定ム
第四十七條　中央選擧會各部互選人ノ資格ハ互選投票ノ八十日以前各當該選擧監督ニ於テ各項ノ資格ニ照シ委員ヲ派遣シ又ハ各省區行政長官及駐外領事ニ委託シ夫々調査ヲ爲シ投票四十日前ニ選擧人名簿ヲ作リ一般ニ公示スヘシ
前項調査員辦事細則ハ各當該選擧監督之ヲ定ム

第四十八條　中央選擧會互選人名簿公示後本人ニ於テ錯誤遺漏アリト認メタルトキハ公示後二十日以內ニ證憑ヲ具シ更正ヲ請求スルコトヲ得二十日ノ期間滿了シタルトキハ確定シ再ヒ更正ヲ請求スルコトヲ得ス

前項ニ依リ更正ノ請求アリタルトキハ各當該選擧監督ハ請求書受領ノ日ヨリ五日以內ニ之ヲ判定スヘシ

第四章　附　則

第四十九條　本法施行細則ハ敎令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十條　本法ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第二款　參議院議員選擧法施行細則　七年三月三日 敎令第六號

第一章　總　則

第一條　每選擧期ニ於テ各選擧監督ハ各其ノ署ニ選擧事務所ヲ置キ專ラ選擧ニ關スル一切ノ事項ヲ司掌スルモノトス

前項ノ選擧事務所ハ選擧完了シタルトキ之ヲ撤廢ス

第二條　每選擧期ニ於テ各選擧監督ハ選擧期日前左記各員ヲ委任スヘシ

一　投票管理員　　開票管理員

二　投票監察員　　開票監察員

第三條　地力選擧會初選監督及中央選擧會選擧監督ハ選擧事務所ニ調査員若干人ヲ派遣スヘシ

第四條　選擧事務所ハ前二條ノ職員以外ニ各選擧監督ハ各其ノ署員中ヨリ人員ヲ派出シテ兼掌セシムヘシ但シ必要ナル事情アルトキハ委員ヲ增設スルコトヲ得

第五條　投票管理員ハ投票錄ヲ作リ開票管理員ハ開票錄ヲ作リ各選擧監督ハ選擧錄ヲ作リ投票、開票、選擧ニ關スル始終ノ狀況ヲ詳錄シ其ノ期選擧期內之ヲ保存スヘシ

第六條　各選擧監督ハ選擧ノ場所ヲ定メ選擧期日十日以前ニ之ヲ揭示スヘシ

第七條　投票紙投票箱ハ選擧監督ニ於テ定式ニ照シテ之ヲ作リ投票管理員ニ頒布スヘシ

第八條　投票、開票ハ共ニ選擧場內ニ於テ之ヲ行フ

第九條　投票、開票ノ時間ハ各選擧監督ニ於テ選擧期日十日以前ニ決定シ之ヲ選擧場ニ揭示スヘシ

前項ノ時間ハ午前八時以前午後六時以後ナルコトヲ得ス

第十條　參議院議員選擧法第七條ニ依リ出席セル選擧人總數ノ三分ノ二ニ達セサルトキハ選擧

監督ニ於テ翌日ノ投票ニ就キ公示スヘシ但シ選擧人多クシテ選擧所ニ入ルコト能ハサルトキハ選擧監督ニ於テ情況ヲ斟酌シ選擧人ヲシテ隨時投票セシムルコトヲ得

前項但書ノ規定ニ依リ投票ヲ行フトキハ投票數選擧人總數ノ三分ノ二ニ達スルニ非サレハ開票スルコトヲ得ス

第九條第二項ノ時限ヲ經過スルモ其ノ投票ノ數仍ホ前項ノ數ニ達セサルトキハ選擧監督ハ翌日ノ投票續行ニ關シテ公示ヲ爲スヘシ

第十一條　當選人定數ニ足ラサルトキハ再ヒ投票ヲ行ヒ第九條第二項ノ時限ヲ經過シタルトキハ翌日之ヲ續行スヘシ

第十二條　選擧人及互選人ノ年齡ハ選擧人名簿ノ調査開始ノ日ヲ以テ之ヲ計算シ地方選擧會被選擧人ノ年齡ハ覆選擧行ノ日ヲ以テ計算ス

第十三條　投票所、投票紙、投票箱、投票、開票、檢票ニ關スル各事項ニシテ本細則ニ未タ規定シアラサルモノハ衆議院議員選擧法施行細則ノ規定ヲ準用ス

第二章　地方選擧會

第十四條　參議院議員選擧法第二十條第二項第一ニ規定セル學術上ノ著述及發明ノ審定方法ハ

各主管部總長部令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條　蒙古及青海地方選擧會ノ選擧監督ハ各蒙旗、王公、世爵、世職ヲ調査シ選擧人名簿ヲ作成スヘシ

前項ノ調査上必要アルトキハ選擧監督ニ於テ調査員ヲ派遣スルコトヲ得

第十六條　西藏地方選擧會ノ選擧監督ハ參議院議員選擧法第四十一條ノ人員ヲ以テ選擧人名簿ヲ作成スヘシ

第三章　中央選擧會

第十七條　參議院議員選擧法第四十四條第二項第一部ノ學術上ノ著述及發明ノ審定ハ第十四條ノ規定ニ依テ之ヲ行フ

第四章　附則

第十八條　選擧人名簿、互選人名簿、投票簿、投票紙、投票封筒、投票箱、投票錄、選擧錄、初選當選證、議員當選證及議員遞補證ノ各書式ハ附表ノ定ムル所ニ依ル

選擧資格調査表式ハ各選擧監督之ヲ定ム

第十九條　民國元年公布ノ參議院議員選擧法施行細則ハ本細則施行ノ日ヨリ廢止ス

第二十條　本細則ハ公布ノ日ヨリ施行ス

附　表

第一表　選擧人名簿式

甲　地方選擧會初選擧選擧人名簿式

氏名	年齡	本籍	住所	資格

選擧人合計　幾名

乙　地方選擧會覆選擧選擧人名簿式

氏名	年齡	本籍	住所	資格	初選當選票數

選舉人合計　幾名

丙　蒙古、青海、西藏地方選舉會選舉人名簿式

氏名	年齡	本籍	住所	資格

選舉人合計　幾名

丁　中央選舉會第　部互選人名簿式

氏名	年齡	本籍	住所	資格

互選人合計　幾名

第二表 投票簿式

甲 地方選舉會初選投票簿式

某縣初選區投票簿

選舉人氏名	年齡	本籍	住所	署名捺印

出席投票選舉人合計 幾名

乙 地方選舉會覆選投票簿式

某覆選區投票簿

初選當選人氏名	年齡	本籍	住所	署名捺印

出席投票選舉人合計 幾名

丙 蒙古、西藏、青海地方選舉會投票簿式

蒙古·西藏·青海地方選舉會投票簿

選舉人氏名	年齡	本籍	住所	署名捺印

出席投票選舉人合計 幾名

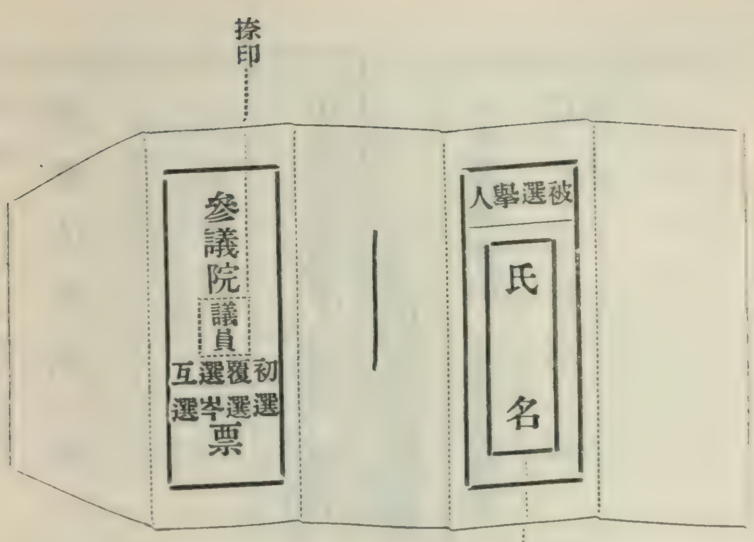
丁 中央選舉會投票簿式

中央選舉會第 部投票簿式

互選人氏名	年齡	本籍	住所	署名捺印

出席投票互選人 幾名

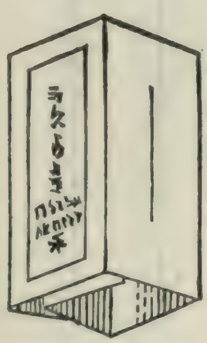
第三表　投票紙投票封筒式

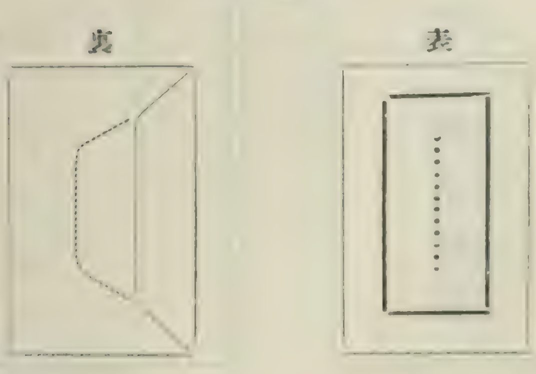


註　本票ニハ選擧人自身ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス被選擧人ノ氏名ノミヲ記載スヘキモノトス

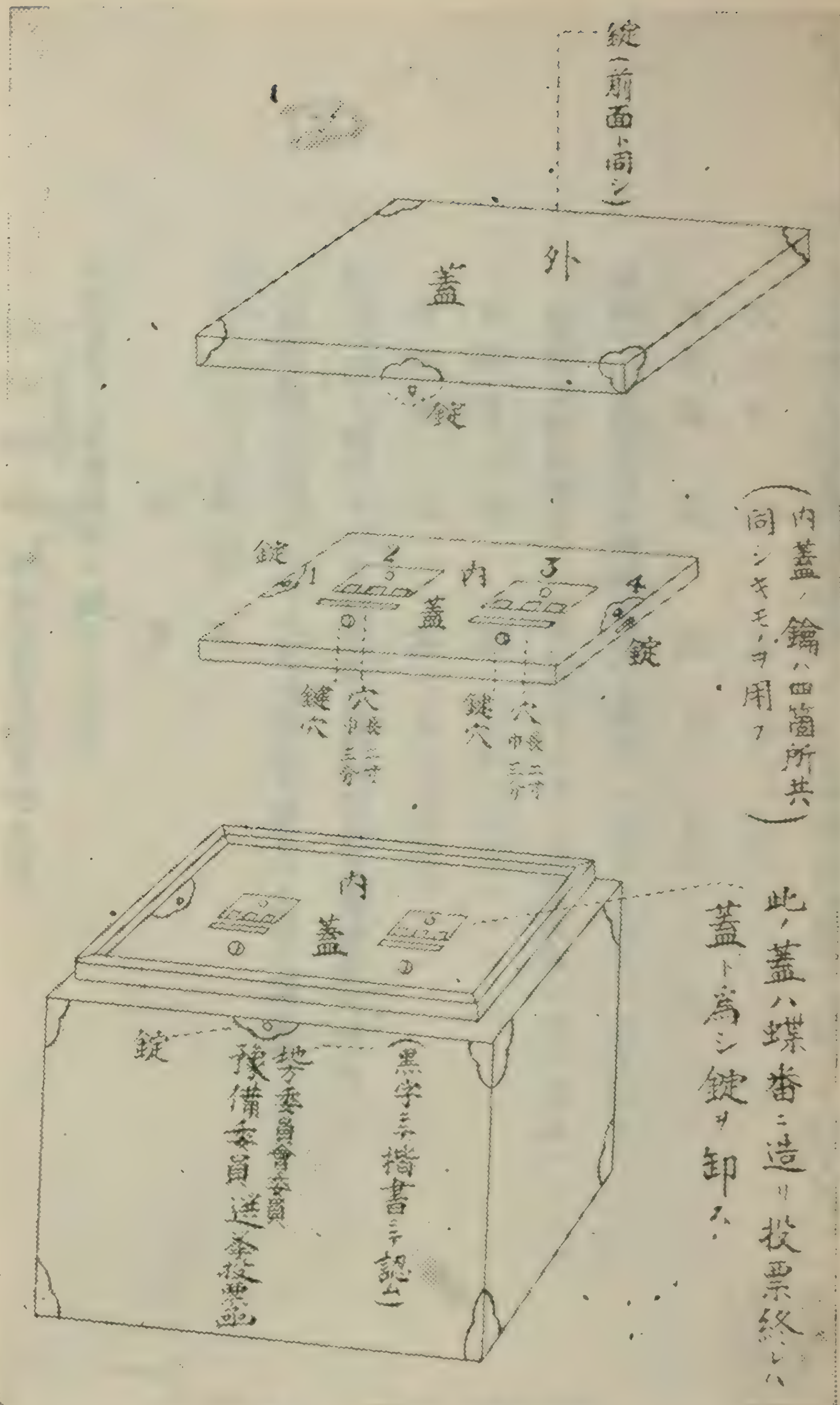
譯者補寫

疊方





第四表　參議院議員選擧投票箱式



投票箱
幅一尺五寸
高一尺二寸
横一尺

投票口
投票紙ノ大小ニ依リ
高五寸五分
幅二寸二分

甲、箱蓋
一、角覆（四周共同シ）
二、鍵環

乙、箱中蓋
一、二、暗鍵◎五、六、七、投票口
三、四、取手　八、九、十、投票口蓋

丙、投票箱
一、角覆（四周共同シ）
二、鍵穴

第五表　投票錄式

某初選區
某覆選區
某選擧區
中央選擧會第部

參議院議員選擧投票錄

一　定時出席ノ監察員左ノ如シ

氏　名

氏　名

（監察員二人以上アルトキハ前記ノ錄式ニ依リ記入スヘシ）

二　事故ニ因リ缺席シタル監察員及臨時代理監察員左ノ如シ

缺席者　氏　名

代理者　氏　名

（缺席代理監察員二人以上アルトキハ前記錄式ニ依リ記入スヘシ）

三　疑議アル投票人及證明人左ノ如シ

被議者　氏　名

證明者　氏　名

（本項ノ投票人二人以上アルトキハ前記ノ錄式ニ依リテ記入スヘシ）

四　事故ニ因リ投票所ヲ退出シタル投票人ノ投票左ノ如シ

氏　　名（事由ヲ附記スルコト）

氏　　名（事由ヲ附記スルコト）

（本項ノ投票人二人以上アルトキハ前記ノ錄式ニ依リ記入スヘシ）

五　投票所退出ヲ命セラレタル投票人左ノ如シ

氏　　名（事由ヲ附記スルコト）

氏　　名（事由ヲ附記スルコト）

（本項投票人二人以上アルトキハ前記ノ錄式ニ依リ記入スヘシ）

六　投票紙ノ錯誤汚損ニ依リ再下附ヲ請求シタル投票人左ノ如シ

七　選擧人名簿内記載總數

幾　　人

八　正式ニ投票ヲ爲シタル投票人總數

幾　　人

九　退出ヲ命セラレタル投票人總數

幾　人

十　前記各項ノ外管理員ニ於テ必要ト認メタル事項ハ各之ヲ記載スヘシ

十一　投票管理員投票錄ヲ作成シタルトキハ一應宣讀ヲ爲シタル後監察員ト共ニ之ニ署名スヘシ

監理員　氏　名

監察員　氏　名

第六表　開票錄式

某初選區
某複選區
某選擧區
中央選擧會第部
・參議院議員選擧開票錄

一　定時出席ノ監察員左ノ如シ

氏　名

氏　名

（監察員二人以上アルトキハ前記ノ錄式ニ依リ記入スヘシ）

二　事故ニ因リ缺席シタル監察員及臨時代理ノ監察員左ノ如シ

缺席者　氏　名

代理者　氏　　名

（缺員代理監察員二人以上ナルトキハ前記ノ錄式ニ依リ記入スヘシ）

三　開票管理員監察員ト立會シ漸次投票箱ヲ開キ投票總數ト投票人總數トヲ比較シ結算シタルニ左ノ如シ

投　票　數　　幾　　　票

投票人數　　幾　　　人

四　投票總數ト投票人總數ト相同シ

五　投票總數ト投票總數トヲ比較シ增加又ハ減少幾何並其ノ增減ノ理由

六　開票管理員監察員ト立會シ有效又ハ無效ナルコトヲ決定シタル總數左ノ如シ

有效票　　幾　　票

無效票

（甲）書載方式ニ依ラサルモノ　　幾　　票

（乙）他ノ事項ヲ併記シタルモノ　　幾　　票

（丙）字體曖昧ニシテ認識シ能ハサルモノ　　幾　　票

（丁）投票所發行ノ票紙ヲ用キサルモノ　幾　票

（戊）選出人選擧人名簿ニ記載ナキモノ　幾　票

（本規定ハ各省地方選擧會覆選及蒙古、青海、西藏地方選擧會選擧區ノ選擧ニ之ヲ適用セス）

合計　幾　票

七　前記各項ノ外管理員ニ於テ必要ト認メタル事項ハ各之ヲ記載スヘシ

八　開票管理員開票錄ヲ作成シタルトキハ一應宣讀ヲ爲シタル後監察員ト共ニ署名スヘシ

管理員　氏　名

監察員　氏　名

第七表　選擧式錄

某某某初選區
某某某覆選區
中央選擧會第部選擧區　參議院議員選擧選擧錄

一　定期出席ノ監察員左ノ如シ

氏　名

氏　名

二　事故ニ依リ缺席シタル監察員及臨時代理ノ監察左ノ如シ

氏　名　　幾　票

氏　名　　幾　票

（缺席代理監察員二人以上アルトキハ前記ノ錄式ニ依リ記入スヘシ）

三　選擧監督ハ監察員ヲ立會シ開票管理員ノ報告書中ニ記載セル得票者ノ氏名、得票數及得票總數ヲ順次査定シ一應宣讀ヲ爲シタル其ノ得票總數左ノ如シ

氏　名　　幾　票

氏　名　　幾　票

合　計　　幾　票

四　當選人ノ得票數ハ參議院議員選擧法第八條ノ規定ニ依レハ得票投票人數ノ三分ノ一ニ達シタルモノヲ當選トストアリ得票者中此ノ數ニ達シタルモノ左ノ如シ

幾　票　氏　名

幾　票　氏　名

五　右有效票中當初ニ選出セラレタル左記ノ者ヲ當選人トス

氏　名

氏　名

六　當選人定數ニ達シタルニ因リ得票當選數ニ達シタル左記ノ者ヲ候補當選人トス

氏　名

氏　名

七　以上各項ノ外選擧監督ニ於テ必要ト認メタル事項ハ夫々記載スルモノトス

八　選擧監督ハ選擧錄ヲ作成シタル後監察員ト共ニ之ニ署名ス

選擧監督　氏　名

監察員　氏　名

備考　當選人定數ニ足ラサルニ因リ更ニ投票ヲ行ヒ又ハ候補當選人ヲ選定シタル場合ニ於ケル選擧錄ハ本式ニ依リテ作成スルモノトス

第八表　參議院議員初選當選證書式

參議院議員初選當選證書

第　　號

某縣初選監督證明

參議院議員選擧法第三十四條ニ依レハ初選當選證書ニ關シテハ衆議院議員選擧法ノ規定ヲ準用シ初選當選人ニシテ選ニ應シタル者ニ初選監督ヨリ初選當選證書ヲ附與スヘシトアリ茲ニ

殿本初選區選擧ニ於ケル被選所得票數當選票數ニ符合セリ

依テ茲ニ議員證書ヲ交付シテ證ト爲スルモノナリ

右

殿ニ發給ス

選擧監督　署　名

中華民國（署名）年　月　日

第九表 參議院議員證書式

參議院議員證書

第　　號

某地方選舉會／中央選舉會第　部　選舉監督證明

參議院議員選舉法第十四條ニ依レハ同條選舉應選者ヲ參議院議員ト爲シ選舉監督ヨリ議員證書ヲ附與スヘシトアリ茲ニ

殿　某地方選舉會／中央選舉會第　部選舉ニ於テ被選得票當選票數ト符合セリ依テ議員證書ヲ交付シ證ト爲スモノナリ

右

殿ニ交付ス

選舉監督　　署　　名

中華民國　署印　年　　月　　日

第十表　參議院議員遞補證書式

第　　號

某官兼參議院議員選擧監督證明

某地方選擧會/中央選擧會第　部參議院議員　　解職/辭職/死亡ノ處參議院議員選擧法第十五條ノ規定ニ依レハ候補當選人ヲ以テ補缺トスヘシトアリ茲ニ

殿ハ某地方選擧會/中央選擧會第　部第　番ノ候補當選人ナルヲ以テ議員ノ補缺タルヘキモノトス本監督ハ參議院議員選擧法ニ依リ議員證書ヲ交付シ證トナスモノナリ

右

殿ニ發給ス

中華民國　年　月　日

第三款 衆議院議員選擧法 民國七年二月十八日法律第三號 八年四月二十三日修正

第一編 總則

第一條 衆議院議員ハ國會組織法第四條及第五條ノ規定ニ依リテ之ヲ選擧ス

第二條 衆議院總選擧ノ期日ハ敎令ヲ以テ之ヲ定ム但シ補選ノ期日ハ覆選監督又ハ蒙藏、青海選擧監督之ヲ定メ內務部ヲ經テ大總統ニ報告スヘシ

第三條 中華民國ノ國籍ヲ有スル男子年齡滿二十五歲以上ニシテ選擧人名簿調成以前選擧區內ニ滿二年以上居住シ左記ノ資格ノ一ヲ有スル者ハ衆議院議員ノ選擧人ト爲ルコトヲ得

一 一年直接稅四圓以上ヲ納ムル者

二 一千以上ノ不動產ヲ有スル者但シ蒙藏、青海ニ在リテハ動產ニ就キ計算スルコトヲ得

三 小學校以上ノ學校ヲ卒業シタル者

四 小學校以上ノ學校卒業ト相當ノ資格ヲ有スル者

第四條 中華民國ノ國籍ヲ有スル男子年齡滿三十歲以上ノ者ハ選ハレテ衆議院議員ト爲スコトヲ得但シ蒙藏、青海ノ被選擧人ニ在リテハ漢語漢字ニ通曉セル者ニ限ル

第五條 左記事情ノ一ヲ有スル者ハ衆議院議員ノ選擧人又ハ被選擧人ト爲ルコトヲ得ス

一　公權ヲ褫奪セラレ未タ復權セサル者
二　破産ノ宣告ヲ受ケ確定後未タ取消サレサル者
三　瘋癲又ハ癈疾ノ者
四　文字ヲ識ラサル者

第六條　左記ノ者ハ其ノ選擧權及被選擧權ヲ停止ス
一　現任ノ官吏及巡警
二　現役ノ海陸軍人
三　各學校在學生
四　僧道及其ノ他ノ宗教教師

前項第四ハ蒙藏、青海ニ之ヲ適用セス

第七條　小學校教員ハ其ノ被選擧權ヲ停止ス

第八條　辦理選擧人ハ其ノ選擧區內ニ於テハ其ノ被選擧權ヲ停止ス但シ監察員及蒙藏、青海ノ辦理選擧人員ハ此ノ限ニ在ラス

第二編　各省及各特別行政區議員ノ選擧

第一章　總選擧區劃及辦理選擧人員

弟一節　選擧區劃

第九條　初選擧ハ縣ヲ以テ選擧區ト爲シ覆選擧ハ道又ハ特別行政區ヲ以テ選擧區トス

第十條　行政區劃ノ境界變更アルトキハ選擧區モ併セテ變更ス但シ原選議員ハ其ノ職ヲ失フコトナシ

第二節　辦理選擧人員

第十一條　各省ニ選擧總監督ヲ設ケ當該省行政長官ヲ以テ之ニ充テ全省ノ選擧事宜ヲ監督セシム

第十二條　初選擧區ニ初選監督ヲ設ケ縣知事ヲ以テ之ニ充テ初選擧一切ノ事項監ヲ督セシム

第十三條　覆選擧區ニ覆選監督ヲ設ケ道尹又ハ特別行政區長官ヲ以テ之ニ充テ覆選擧一切ノ事項ヲ監督セシム

第十四條　初選擧覆選擧共ニ投票管理員、監察員、開票管理員、監察員各若干名ヲ設ケ初選監督覆選監督ヨリ夫々之ヲ委任ス但シ監察員ハ其ノ區ノ選擧人ニ限ル

第十五條　投票管理員ノ職務左ノ如シ

一　投票所ノ開閉管掌

二　投票ヲ收受スヘキヤ否ノ決定

三　投票箱、投票簿、投要紙及選擧人名簿ノ管掌

四　投票所ノ秩序保持
五　其ノ他本法ニ定ムル投票管理員ノ職務ニ屬スル事項
第十六條　開票管理員ノ職務左ノ如シ
一　開票所開閉ノ管掌
二　投票數ノ清算
三　投票紙ノ眞僞檢査
四　投票ノ合法ナルヤ否ヤノ決定
五　選擧票ノ保存
六　開票所ノ秩序保持
七　其ノ他本法ニ規定スル開票管理員ノ職務ニ關スル事項
第十七條　投票監察員、開票監察員ハ各監理員ヲ監視シ投票開票ノ事項ヲ處理ス
監察員ト管理員ト意見ヲ異ニスルトキハ選擧監督ニ其ノ決定ヲ申請スルコトヲ得
第十八條　選擧處理人ハ總テ名譽職トス但シ公費ヲ支給スルコトヲ得

第二章　初選擧

第一節　投票區

第十九條　初選監督ハ地方ノ情況ニ照シ本管區域ヲ分割シテ若干投票區ト爲スヘシ

第二十條　投票區ハ初選期日八十日以前ニ初選監督之ヲ定メ覆選監督ニ報告シ査定ノ後總監督ニ轉報方ヲ申請スヘシ

第二節　選擧人名簿

第二十一條　初選監督ハ其ノ所管區域內ニ調査員ヲ分派シ選擧資格ニ就キ合格者ヲ調査シ選擧人名簿ヲ編成スヘシ

調査員辦事細則ハ初選監督之ヲ定ム

第二十二條　選擧人名簿ニハ選擧人ノ氏名、年齡、本籍、住所、居住年數及左記一號及二號ノ事項ヲ記載スヘシ

一　年納直接稅ノ數又ハ不動產ノ價格

二　何種學校卒業又ハ何種學校卒業相當ノ資格

第二十三條　選擧人名簿ハ初選期日六十日以前一樣ニ完成シ初選監督ヨリ覆選監督及總監督ニ夫々呈報スヘシ

第二十四條　初選監督ハ各投票區每ニ選擧人名簿ヲ造リ初選期日六十日以前ニ各投票所ニ頒布シテ公示ヲ爲スヘシ

第二十五條　選擧人名簿ニ錯誤遺漏アリタルトキハ公示ノ日ヨリ五日以內ニ本人ヨリ初選監督ニ更正ヲ請求スルコトヲ得

前項更正ノ請求ハ初選監督請求書接受ノ日ヨリ十日以內ニ之ヲ判定スヘシ

第二十六條　公示ノ期間滿了シタルトキハ更正ヲ請求スルコトヲ得ス

初選監督更正ヲ判定シタルトキハ更正シタル名簿ヲ覆選監督及總監督ニ補報スヘシ

第二十七條　選擧人名簿確定シタルトキハ投票所及開票所ニ夫々保存シ竝總監督ヨリ選擧人總數ヲ內務部ニ報告スヘシ

第三節　初選當選人數

第二十八條　初選當選人ノ數ハ議員ノ數ノ五十倍トス每期覆選監督ニ於テ當該覆選區議員ノ數ニ五十ヲ乘シタルモノヲ當該覆選區內初選當選人ノ數ト爲シ之ヲ各初選區ニ分配ス

第二十九條　初選當選人ノ分配ハ覆選監督ニ於テ當該覆選區ノ選出スヘキ初選當選人ノ數ヲ以テ全區選擧人總數ヲ除シ其ノ得タル數ニ依リ選擧人若干名ニ付當選人一名ヲ選出スヘキヤヲ

定メ更ニ此ノ數ヲ以テ各初選區選擧人ノ數ヲ除シ其ノ得タル數ニ依リテ該初選區ノ選出スヘキ初選當選人數ヲ定ムル初選區選擧人數當選人一名ヲ選出スルニ足ラサルカ又ハ若干名ヲ選出スルニルモ足尙端數アルカ爲當選人定數ニ足ラサルトキハ各初選區ノ端數ヲ比較シ餘數ヲ順次ニ端數ノ多キ區ニ加ヘテ之ヲ選出シ若シ二區以上ノ端數相等シキトキ其ノ餘數ヲ何區ニ加フヘキヤハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

初選當選人數ノ分配決定シタルトキハ覆選監督ハ初選期日十日以前ニ之ヲ各初選區ニ揭示ス

第四節　選擧通告

第三十條　初選監督ハ初選期日四十日以前ニ選擧ノ通告ヲ頒發スヘシ其ノ通告ニ記載スヘキ事項左ノ如シ

一　初選ノ期日

二　初選投票所及開票所ノ位置

三　投票方法

第五節　投票所及開票所

第三十一條　投票所ハ投票區每ニ一箇所ヲ置キ開票所ハ初選監督駐在地ニ置ク其ノ位置ハ共ニ

初選監督之ヲ定ム

第三十二條　投票所及開票所ノ周圍ニハ臨時ニ巡警ヲ增派シ秩序ノ保持ヲ爲スコトヲ得

第三十三條　投票所及開票所ハ其ノ所ノ職員、選擧人及巡警以外ノ者之ニ進入スルコトヲ得ス參觀ノ選擧人過多ニシテ開票所ニ入ルコト能ハサルトキハ管理人ハ人員ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第三十四條　投票所及開票所ハ投票及開票ノ終リタル日ヨリ十五日以內ニ總テ之ヲ撤廢ス

第三十五條　投票所ハ午前八時ニ開キ午後六時ニ閉ツ時限後ハ之ニ立入ルコトヲ得ス

第三十六條　投票所及開票所辦事細則ハ初選監督之ヲ定ム

第六節　投票紙、投票簿及投票箱

第三十七條　投票紙ハ定式ニ從ヒ覆選監督之ヲ調製シ初選期日三十日以前ニ初選監督ニ交付シ初選監督ハ初選期日七日以前ニ各投票所ニ交付スヘシ

第三十八條　初選監督ハ各投票區所屬選擧人ニ就キ投票簿ヲ作リ竝定式ニ依リ投票箱ヲ作リ初選期日七日以前ニ各投票所ニ交付スヘシ

第三十九條　投票簿ニハ選擧人ノ姓名、年齡、本籍及住所ヲ記載スヘシ

第四十條　投票箱ハ投票ヲ爲スヘキノ外嚴密ニ封鎖スヘシ

第七節　投票、開票及檢票

第四十一條　投票人ハ其ノ投票所ノ投票簿ニ登錄シアルモノニ限ル

第四十二條　投票人ハ選擧ノ際親ラ投票所ニ赴キ自ラ投票ヲ爲スヘシ

第四十三條　投票人ハ投票紙ヲ受領シタルトキハ先ツ投票簿ニ記載セル本人ノ氏名ノ下ニ捺印スヘシ

第四十四條　投票人ハ一名ニ付投票紙一枚ヲ受領スルモノトス

第四十五條　投票ハ無記名單記法ヲ用ユ

第四十六條　投票人ハ投票所內ニ於テハ投票方法ニ關シ係員ト問答スルコトヲ得ルノ外他人ト談話スルコトヲ得ス

第四十七條　投票人投票終リタルトキハ直ニ退出スヘシ

第四十八條　投票人若シ他人ヲ入替エ其ノ他法令ニ違背シタル事情アルトキハ管理員及監察員ハ之ヲ退出セシムルコトヲ得

第四十九條　管理員及監察員ハ會同シテ投票情況ノ報告ヲ作リ投票箱ト共ニ投票終了ノ翌日開

票所ニ交付シ竝初選監督ニ報告スヘシ

第五十條　初選監督ハ各投票箱ヲ送致シ終リタル翌日時刻ヲ定メテ公示ヲ爲シ同時刻ニ自ラ開票所ニ臨ミ其ノ開票ヲ立會監督シ卽日之ヲ公示スヘシ

第五十一條　檢票ノトキハ選擧投票ノ數ト投票簿トノ對照ヲ爲スヘシ

第五十二條　選擧票ハ左記事情ノ一ヲ有スルモノヲ無效トス

一　記載方式ニ合ハサルモノ

二　他ノ事項ヲ併記セルモノ但シ被選擧人ノ職業又ハ住所ノ記載ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

三　字體曖昧ニシテ認識シ能ハサルモノ

四　投票所發行ノ票紙ヲ用キサルモノ

五　選出人選擧人名簿ニ記載シアラサルモノ

第五十三條　開票所管理員及監察員ハ會同シテ開票ノ狀況報告書ヲ作リ開票完了ノ翌日之ヲ初選監督ニ送付スヘシ

選擧票ハ有效ト無效トヲ區分シ併セテ之ヲ送致シ本期選擧年限內初選擧監督之ヲ保存スヘシ

第八節　當選票數

第五十四條　初選ハ其ノ區ノ選出スヘキ當選人ノ數ヲ以テ投票人總數ヲ除シ得票三分ノ一ニ達シタルモノヲ當選票數ト爲ス

第五十五條　當選票數ニ達セサルカ爲當選人ナキカ又ハ當選人定數ニ足ラサルトキハ初選監督ニ於テ得票ノ多キ者ノ內ヨリ初選當選人缺員數ヲ二倍シタルト同數ノ氏名ヲ列記シテ之ヲ揭示シ開票後第三日ニ原投票所ニ於テ其ノ揭示セル氏名ニ就キ更ニ投票ヲ行ヒ當選人定數ニ達スルニ至リテ止ム

第五十六條　得票當選票數ニ達セルモ初選當選人滿員ノ爲當選スルコト能ハサル者ハ初選候補當選人トス

第五十七條　初選當選人及初選候補當選人ノ席次ハ得票ノ多寡ニ依ル票數相等シキモノハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム再投票ニ依リテ選出セラレタル者ニ就テハ選出ノ前後ニ依ル

第九節　當選通知及證書

第五十八條　初選當選人選出ノ後直ニ揭示ヲ爲シ竝初選監督ヨリ各當選人ニ夫々通知スヘシ

第五十九條　初選當選人通知ヲ受ケタルトキハ五日以內ニ應選スルヤ否ヤヲ回答スヘシ期限ヲ過クルモ回答ヲ爲ササルトキハ應選ヲ欲セサルモノト看做ス

初選當選人選ニ應スルコトヲ欲セサルトキハ初選候補當選人ヲ以テ順次之ヲ選定ス

第六十條　初選當選人選ニ應シタルトキハ初選監督ヨリ初選當選證ヲ交付ス

第六十一條　初選當選證書ハ定式ニ照シ覆選監督之ヲ調成シ初選期日二十日以前ニ初選監督ニ頒布ス

第六十二條　當選證書ヲ交付シタルトキハ當選人ノ氏名ヲ揭示シ竝覆選監督ニ報告スヘシ

第六十三條　初選當選人證書ヲ受領シタルトキハ初選監督ニ於テ覆選投票所ヨリノ里程ニ依リテ旅費ヲ給ス

第三章　覆選擧

第六十四條　覆選擧ハ初選當選人覆選監督駐在地ニ集合シテ之ヲ行フ

第六十五條　覆選人名簿ニハ初選當選人ヲ限リ各初選區ノ順序ニ依リ之ヲ編成シ之ニ記載スヘキ事項ハ第二十二條ノ規定ニ依ルノ外初選當選票數ヲ記入スヘシ

第六十六條　覆選當選人ハ初選當選人ニ限ルモノトス

第六十七條　各覆選區ノ選出スヘキ議員ノ數ハ毎期總監督ニ於テ各當該覆選區選擧名簿ノ總數ニ全省議員ノ數ヲ對照シテ之ヲ分配ス

第六十八條　覆選當選人ノ分配ハ總監督ヨリ各覆選區選擧人名簿ノ報告アリタル後名簿ニ依リ該省議員ノ數ヲ以テ全省選擧人ノ總數ヲ除シ得數ノ多寡ニ依リ毎選擧人若干名ニ付議員一名ヲ選出シ得ヘキヤヲ定メ更ニ此ノ數ヲ以テ各覆選區選擧人ノ數ヲ除シ得數ノ多寡ニ依リテ各覆選區ノ選出スヘキ覆選當選人若干名ナルヤヲ定ム

覆選區ニ於ケル選擧人數カ議員一名ヲ選出スルニ足ラサルカ又ハ若干名ヲ選出シ得ヘキノミニシテ仍端數アリテ議員定數ニ足ラサルニ至リタルトキハ各選擧區ノ端數ヲ比較シ過上數ヲ順次ニ端數ノ多キ區ニ加ヘテ之ヲ選出シ若シ二區以上ノ端數相等シキトキ其ノ餘數ヲ何區ニ加フヘキヤハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

覆選當選人數ノ分配定マリタルトキハ總監督ヨリ初選期日三十日以前ニ各覆選監督ニ之ヲ通知ス

第六十九條　覆選監督ハ覆選期日三十日以前ニ選擧ノ通知書ヲ發スヘシ其ノ記載事項左ノ如シ

一　覆選期日

二　覆選投票所及開票所ノ位置

三　投票方法

四　覆選當選人數

第七十條　覆選投票所、開票所ノ位置及辨事細則ハ覆選監督之ヲ定ム投票所開票所ニ關スル事項ハ第三十二條乃至第三十五條ノ規定ヲ準用ス

第七十一條　覆選投票紙投票簿及投票箱ノ定式ハ初選ニ同シ

第七十二條　覆選投票、開票及檢票ニ關シテハ第四十一條及第五十二條第一項乃至第四項並第五十三條ノ規定ヲ準用ス

第七十三條　覆選ハ其ノ區ニ於テ選出スヘキ議員ノ數ヲ以テ投票人ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ半數ヲ以テ當選票數ト爲シ得票當選票數ニ滿タサルモノハ覆選當選人タルコトヲ得ス

第七十四條　選擧得數當選票數ニ達セサルカ爲當選人ナキカ又ハ當選人定數ニ足ラサルトキハ覆選監督原投票所ニ於テ更ニ選擧ヲ行ヒ定數ニ達スルニ至リテ止ム

第七十五條　覆選當選人ノ選出ヲ終リタル後其ノ區ニ於テ選出スヘキ議員ノ數ト同數ナル覆選候補當選人ヲ選定スヘシ其ノ當選票數ニ關シテハ第七十三條ノ規定ニ依ル得票當選票數ニ達シタルモ覆選當選人定數アルカ爲當選スルコト能ハサルモノハ覆選候補當選人ト爲ス

第七十六條　覆選當選人及覆候選補當選人ノ席次ニ關シテハ第五十七條ノ規定ヲ準用ス

第七十七條　覆選當選人及覆選候補當選人ノ選出ヲ終リタルトキハ直ニ之ヲ揭示シ竝覆選監督ヨリ各覆選當選人ニ夫々通知スヘシ各覆選當選人ハ通知受領後二十日以内ニ選ニ應スルヤ否ヲ回答スヘシ期日ヲ經過スルモ回答ヲ爲サヽル者ハ選ニ應スルコトヲ欲セサルモノト看做ス

第七十八條　覆選當選人應選ヲ欲セサルトキハ候補當選人ヲ以テ順次之ヲ選定ス

第七十九條　覆選當選人應選シタルトキハ覆選監督ヨリ衆議院議員ノ證ヲ交付ス

第八十條　議員證書ヲ交付シタルトキハ各省覆選監督ハ選擧ノ始情況報告書ヲ作リ投票簿、有效無效ノ選擧票及議員名簿ト共ニ總監督ニ呈出シ本期選擧年限中之ヲ保存シ總監督ニ於テ當該省議員名簿ヲ作リ内務部ニ報告スヘシ

特別行政區ニ就テハ覆選監督ニ於テ前項ノ票簿ヲ保存シ當該區議員名簿ヲ作リ内務部ニ報告スヘシ

議員名簿ニハ議員ノ氏名、年齡、本籍及所得票數ヲ記載スヘシ

第八十一條　議員ニ缺員ヲ生シタルトキハ覆選監督ニ於テ順次ニ覆選候補當選人ニ通知シテ之ヲ遞補スルモノトス

第八十二條　覆選候補當選人補缺ノ通知ヲ受ケタルトキハ二十日以內ニ補缺ニ應スルヤ否ヤヲ回答スヘシ期日ヲ經過スルモ回答ヲ爲サヽルトキハ補缺ヲ欲セサルモノト看做ス但シ交通不便ナル地名ニ在リテハ前段ノ期日ヲ十五日以內延長スルコトヲ得

覆選候補當選人補缺ヲ承諾シタルトキハ覆選監督ニ於テ衆議院議員證ヲ交付ス

第八十三條　覆選候補當選人ノ候補期間ハ其ノ期議員ノ任期滿了ノ日ヲ限トス

第四章　選擧變更

第一節　選擧無效

第八十四條　左記事情ノ一ヲ有スルモノハ其ノ選擧ヲ無效トス

一　選擧人名簿ニ情弊アリテ全部ノ人員ニ關聯アリ其ノ審判ノ確定シタルモノ

二　選擧ノ處理法令ニ違背シ其ノ審判確定セルモノ

第八十五條　前條ノ規定ハ初選擧覆選擧共ニ之ヲ適用ス

初選擧無效ナルトキハ覆選擧モ亦無效トス

第二節　當選無效

第八十六條　左記事情ノ一ヲ有スルモノハ其ノ當選ヲ無效トス

一　被選擧資格ニ欠缺アリテ其ノ審判確定シタルモノ
二　當選票數ニ不實アリテ其ノ審判確定シタルモノ
第八十七條　當選無效トナリタルトキハ已ニ交付シタル當選證ハ之ヲ返還セシメ其ノ氏名及理由ヲ公示スヘシ
第八十八條　當選無效トナリタルトキハ各當該區覆選候補當選人ヲ以テ順次當選ト爲スヘシ

第三節　總選擧改選及補選

第八十九條　總選擧ハ衆議院議員全部改選ノトキ之ヲ行フ
第九十條　改選ハ選擧無效ノトキ當該選擧區ニ就キ之ヲ行フ
第九十一條　補選ハ議員缺員アルモ當該選擧區ニ覆選候補當選人ナキトキ之ヲ行フ
第九十二條　改選及補選ノ選擧事項ハ總テ本編ノ規定ニ依リテ之ヲ行フ

第五章　選擧訴訟

第九十三條　選擧人選擧辦理員ニ不正又ハ其ノ他法令ニ違背シタル行爲アルコトヲ確認シタルトキハ選擧ノ日ヨリ初擧ハ五日以內ニ地方審判廳ニ起訴シ覆選ハ十日以內ニ高等審判廳ニ起訴スルコトヲ得其ノ未タ審判廳ノ設ケアラサル地方ニ在リテハ相當訴訟ヲ受理スヘキ官署ニ

起訴スルコトヲ得

第九十四條　選擧人當選人ノ資格欠缺シ又ハ票數不實ナルコトヲ確認シタルトキハ前條ノ規定ニ依リ起訴スルコトヲ得

第九十五條　落選人カ其ノ得票ノ數ニ依レハ當選スヘキモノニシテ當選セサリシコトヲ確認シ又ハ候補當選人ニシテ席次ニ錯誤アルコトヲ確認シタルトキハ第九十三條ノ規定ニ依リ起訴スルコトヲ得

第九十六條　司法官署ハ選擧訴訟事件ニ關シテハ優先シテ審判ヲ爲スヘシ

第九十七條　第九十三條第九十四條第九十五條ノ訴訟ニ付判決ニ不服ナル者ハ上訴スルコトヲ得但シ初選ニ關シテハ高等審判廳ヲ以テ終審トス

第三編　蒙古、西藏、青海議員選擧

第九十八條　蒙古、西藏、青海ノ選擧區劃及議員ノ數ノ分配左ノ如シ

哲里木盟	一人	卓索圖盟	一人
昭烏達盟	一人	錫林郭勒盟	一人
烏蘭察布盟	一人	伊克昭盟	一人

土謝圖汗部	一	人、	車臣汗部	一	人
三音諾顏部	一	人	札薩克圖汗部	一	人
烏梁海	一	人	科布多	二	人
歸化城土默特	一	人	阿拉善	一	人
額濟納	一	人	舊土爾扈特	一	人
哈薩克	一	人	呼倫貝爾	一	人
前藏	四	人	後藏	三	人
青海	二	人			

第九十九條　選擧監督各當該選擧區ノ行政長官ヲ以テ之ニ充テ該管區域內ニ於ケル一切ノ選擧事項ヲ監督セシム

選擧監督ハ選擧辦理人ヲ派出シ並其ノ職務ヲ定ムルコトヲ得

第百條　選擧監督ハ調查員ヲ分派シ選擧資格ニ照シテ合格者ヲ調查シ選擧人名簿ヲ作成スヘシ

選擧人名簿ニ記載スヘキ事項ニ付テハ第二十二條ノ規定ヲ準用ス

第百一條　前條ノ調查ハ選擧監督ニ於テ一般ニ施行シ能ハスト認メタルトキハ其ノ駐在地ノミ

ニ就キ之ヲ行フコトヲ得

第百二條　選擧監督カ專ラ其ノ駐在地ノミニ於テ調査ヲ爲ストキハ駐在地以外ノ其ノ本管區域ニ就テハ選擧ノ事由選擧ノ資格並限定シタル期日ヲ詳記シ豫メ各地ノ行政長官ヲシテ一般ニ公示セシメ選擧資格者ヲシテ自ラ屆出ヲ爲サシムヘシ

各地行政長官ハ屆出ノ期間滿了シタルトキハ直ニ實査ノ上之ヲ選擧監督ニ稟報スヘシ

第百三條　選擧監督ハ前條屆出ノ選擧人ヲ總テ選擧人名簿ニ記入スヘシ

第百四條　選擧人名簿ノ公告及更正ニ關シテハ第二十四條第二十五條第二十六條第一項ノ規定ヲ準用ス

第百五條　選擧監督ハ選擧期日前選擧通告ヲ發シ其ノ管各地ノ行政長官ヲシテ公示セシムヘシ

前項選擧通告ニ記載スヘキ事項左ノ如シ

一　選擧期日

二　選擧投票所及開票所ノ位置

三　投票方法

第百六條　投票所及開票所ハ選擧監督ノ駐在地ニ置ク選擧監督ハ便宜ニ依リ其ノ選擧區ヲ若干

投票區ニ分チ各投票區ニ投票所一箇ヲ設クルコトヲ得
第百七條　投票所及開票所ニ關スル事項ニ付テハ第三十二條乃至第三十六條ノ規定ヲ準用ス
第百八條　投票紙投票簿及投票箱ニ關シテハ第三十七條乃至第四十條ノ規定ヲ準用ス
投票紙ニハ漢字ノ外當該地方通用ノ文字ヲ以テ記載スルコトヲ得
第百九條　投票開票及檢票ニ付テハ第四十一條乃至第五十二條第二項第一乃至第四及第五十三條ノ規定ヲ準用ス
第百十條　選擧ハ其ノ區ノ選出スヘキ議員ノ定數ニ依リ得票多キ者ヲ當選トス當選者定數ニ足ラサルトキハ原投票所ニ就キ更ニ投票ヲ行ヒ定數ニ達スルニ至リテ止ム
第百十一條　當選人定數ニ達シタルトキハ得票次點ノ者ヲ候補當選人ト爲ス其ノ數ハ議員ノ數ニ同シ
候補當擧人定數ニ足ラサルトキハ前條ノ規定ヲ準用シテ之ヲ選擧ス
第百十二條　當選人及候補當選人ノ席次ニ關シテハ第五十七條ノ規定ヲ準用ス
第百十三條　當選通知及議員證ノ交付ニ關シテハ第七十六條第七十八條ノ規定ヲ準用ス
第百十四條　議員證ヲ交付シタルトキハ選擧監督ハ選擧ノ情況ヲ詳細ニ記載シ投票簿有效、無

效ノ投票紙及議員名簿ト共ニ其ノ期選擧年限內之ヲ保存シ竝當該區議員名簿ヲ作成シ內務部ニ報告スヘシ
議員名簿ニ關シテハ第八十條第三項ノ規定ヲ適用ス
第百十五條　當選人選ニ應スルコトヲ欲セサル場合及議員缺員ノ場合ニ於ケル候補當選人ノ遞補ニ關シテハ第七十七條第八十一條第八十二條第八十三條ノ規定ヲ準用ス
第百十六條　選擧及當選ノ無效ニ關シテハ第八十四條第八十六條第八十七條第八十八條ノ規定ヲ準用ス
第百十七條　改選及補選ニ付テハ第九十條第九十一條ノ規定ヲ適用ス
改選及補選ノ選擧ニ關スル事項ニ付テハ本編ノ規定ニ依リテ之ヲ行フ
第百十八條　選擧人辦理選擧人ニ不正其ノ他法令ニ違背セル行爲アルコトヲ確認シタルトキハ選擧ノ日ヨリ五日以內ニ訴訟ヲ受理スヘキ官廳ニ起訴スルコトヲ得
第百十九條　選擧人當選人ノ資格ニ欠缺アリ又ハ票數不實ナルコトヲ確認シタルトキハ前條ノ規定ニ依リ起訴スルコトヲ得
第百二十條　落選人カ其ノ所得票數ニ依レハ當選スヘキモノニシテ當選セサリシコトヲ確認シ

タルトキ又ハ候補當選人席次ニ錯誤アルコトヲ確認シタルトキハ第百十八條ノ規定ニ依リ起訴スルコトヲ得

第百二十一條　選擧訴訟ノ審判及上訴ニ關シテハ第九十六條第九十九條ノ規定ヲ準用ス

第四編　附則

第百二十二條　本法施行細則ハ敎令ヲ以テ之ヲ定ム

第百二十三條　本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四款　衆議院議員選擧法施行細則

七年三月三日敎令第七號公布
九年十二月十九日敎令第三七號修正

第一章　各省議員ノ選擧

第一節　選擧區劃及選擧辦理員

第一條　衆議院議員選擧法第十條ニ依リ規定シタル行政區劃ノ境界ニ變更アリタルニ因リ選擧區モ共ニ變更シタルトキハ原管轄ノ選擧區監督ハ該管區ニ屬スル選擧人名簿中變更ニ關スル部分ヲ新選擧區ノ選擧監督ニ送付スヘシ

選擧監督前項ノ選擧人變更名簿ヲ受領シタルトキハ副本ヲ謄寫シ關係各區ノ選擧辦理員ニ分送スヘシ

第二條　各選擧期ニ至レハ各省選擧總監督ハ法定ノ選擧事項ニ於ケル最初ノ期日以前ニ選擧辦理事務所ヲ設ケ全省選擧ノ準備ニ關スル一切ノ事項ヲ處理スヘシ

第三條　選擧辦理事務所ニハ委員若干人ヲ置ク選擧總監督之ヲ選定派遣ス

第四條　選擧辦理事務所辦事細則ハ選擧監督之ヲ定ム

第五條　選擧辦理事務所ハ其ノ期ノ選擧完了シタルトキ之ヲ撤廢スルモノトス

第六條　初選監督及覆選監督ハ各其ノ署ニ選擧辦理事務所ヲ設ケ專ラ各當該選擧ニ關スル一切ノ事項ヲ司掌ス

第七條　初選選擧事務所ハ衆議院議員選擧法第十六條第二十三條ノ規定ニ依リ管理、監察ノ各員及調査員ヲ置クノ外委員若干人ヲ置クコトヲ得

第八條　覆選擧辦理事務所ハ衆議院議員選擧法第十六條ノ規定ニ依リ管理、監督ノ各員ヲ置クノ外委員若干人ヲ置クコトヲ得

第九條　初選及覆選選擧辦理事務所辦事細則ハ初選監督及覆選監督之ヲ定ム

第十條　初選監督及覆選監督ハ投票、開票各監督員ヲ委任シタルトキハ其ノ氏名及住所ヲ各當該投票開票、管理員ニ通知ヲ爲スヘシ

第十一條　初選及覆選選擧辦理事務所ノ撤廢ハ第五條ノ規定ニ依ル

第二節　初選擧

第十二條　衆議院議員選擧法第二十一條ニ依リ初選監督ハ地方ノ狀況ニ依リ本管區域ヲ若干ノ投票區ニ分割シタルトキハ之ヲ本管區內ニ告示スヘシ

第十三條　每選擧區ヲ分チテ二箇以上ノ投票區ト爲シタルトキハ左記各項ノ規定ニ依ルモノトス

一　各投票區ニハ第一、第二等ノ文字ヲ冠ス
二　各投票區ニハ夫々選擧人名簿ヲ調成ス
三　各投票區ニハ各投票管理員若干人ヲ置キ初選監督之ヲ選定派遣ス
四　初選監督ハ選擧期日五日以前ニ於テ選擧人名簿ヲ各投票區投票管理員ニ分送ス
五　投票ヲ了リタルトキハ投票管理員ハ投票監察員中ノ一人又ハ二人以上ヲ立會セシメ投票紙投票簿及選擧人名簿ヲ開票管理員ニ送付スヘシ

第十四條　選擧人ノ年齡及該選擧ノ區居住年限ハ選擧人名簿調查開始ノ日ヲ以テ計算ス

第十五條　同一選擧人ハ數選擧區ノ選擧人名簿ニ編入スルコトヲ得ス

第十六條　調査員ハ選擧資格調査表ヲ作成シ該調査員署名捺印シ表内記載ノ選擧人資格ニ就キ完全ナル責任ヲ負フモノトス

第十七條　衆議院議員選擧法第二十四條ニ依ル選擧人名簿ニ記載スヘキ事項ニ就テハ初選監督、監察調査員ハ調査ノ明確記載ノ正實ニ就キ各當該調査員ト共同ノ責任ヲ負フ

第十八條　投票管理員ハ投票錄ヲ調成シ開票管理員ハ開票開票錄ヲ調成シ初選監督ハ選擧錄ヲ調成シ投票、開票ニ關スル始終ノ狀況ヲ詳記シ其ノ期ノ選擧期間內之ヲ保存スヘシ

第十九條　投票所ニハ相當ノ設備ヲ施シ投票人ヲシテ窺視交換及其ノ他不正ノ行爲ヲ爲サシメサルヲ要ス

第二十條　各省覆選監督ハ衆議院議員選擧法第三十九條ノ規定ニ依リ投票紙ヲ各初選監督ニ頒付シタルトキハ其ノ數ヲ選擧監督ニ報告スヘシ

第二十一條　初選監督ハ衆議院議員選擧法第二十九條ノ規定ニ依リ投票紙ヲ各投票所ニ頒付シタルトキハ其ノ數ヲ覆選監督ニ報告スヘシ

覆選監督前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ選擧總監督ニ之ヲ彙報スヘシ

第二十二條　交付シタル投票紙ノ數ハ選擧總監督ニ於テ內務總長ニ夫々彙報スルノ外各當該監

督ハ其ノ頒付シタル數ヲ選擧辦理事務所ニ公示スルヲ要ス

第二十三條　投票紙ヲ各投票所ニ頒付シタルトキハ投票管理員ニ於テ其ノ數ヲ檢査シ嚴重ニ密封シ選擧期日ニ至リ立會者ト共ニ檢封ヲ爲シタル後ニ非サレハ開封スルコトヲ得ス

第二十四條　投票人投票所ニ至リタルトキハ管理員、監察員ニ於テ調査員ト立會シ詳ニ氏名、住所ヲ聞取リ選擧人名簿ト對照シ誤ナク投票人署名ヲ爲シタルトキハ投票紙ヲ交付スヘシ若シ本人ニ非サルノ疑アルトキハ其ノ他ノ投票人ノ證明アルヲ要ス

前項證明ノ事實ハ之ヲ投票錄ニ記載スルヲ要ス

第二十五條　投票人ハ錯誤ニ因テ投票紙又ハ封筒ヲ汚損シタルトキハ之カ交換ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ投票紙又ハ封筒ノ交換ハ管理員ニ於テ當該投票人ノ氏名ヲ投票錄ニ記載スルヲ要ス

第二十六條　前二條ノ規定ハ投票紙ヲ交付シ又ハ交換ヲ爲シタルトキハ投票管理員ハ當日交付シタル總數、交換シタル總數及殘餘ノ總數トヲ夫々投票錄ニ記載シ併テ投票所ニ公示スルヲ要ス

前項ノ公示ニ就キ投票人ニ於テ疑義アリ十人以上ノ請求アルトキ投票監察員ハ卽時面前ニ於

テ檢査ヲ爲スコトヲ得但シ該檢査ハ既ニ投票箱内ニ投入シタル票紙ニ及フコトヲ得ス

第二十七條　各投票所投票紙ヲ受領シタルトキハ其ノ數ヲ記帳シ投票完了シタルトキ投票管理員ニ於テ其ノ使用シタル數ヲ初選監督ニ報告シ竝汚損又ハ殘餘ノ票紙ヲ併セテ返還スヘシ

第二十八條　投票人左記事情ノ一アル者ハ管理員及監察員ハ退出セシムルコトヲ得

一　他人ニ替リタル者

二　投票所内ニ於テ喧擾又ハ勸誘ヲ爲シ管理員及監察員又ハ巡警ノ制止ニ服セサル者

三　投票所内ニ於テ投票ヲ窺視交換シ管理員及監察員又ハ巡警ノ制止ニ服セサル者

四　凶器ヲ携帶シテ投票所ニ入リタル者

五　刑律ヲ犯シ選擧妨害罪ノ嫌疑アル者

六　投票所内ニ於テ其ノ他不正ノ行爲アリテ管理員及監察又ハ巡警ノ制止ニ服セサル者

第二十九條　投票人事故ニ因リテ投票所外ニ出テ又ハ前條ノ事情ニ因リ退出セシメラレタルトキハ投票管理員ハ投票紙ヲ回收シ該投票人ノ姓名竝退出ノ事由ヲ投票錄ニ記載スヘシ

第三十條　事故ニ因リ投票所ヲ退出シタル投票人投票所ニ入ラントシタルトキハ管理員ハ投票所ヲ閉チサル以前ニ於テ其ノ入所投票ヲ許スコトヲ得但シ第二十六條各項ノ事情ニ因リ退出

セシメラレタルモノハ此ノ限ニ非ラス

第三十一條　投票管理員ニ於テ必要アリト認メタルトキハ選擧人ニ投票所入場券及入場番號ヲ交付スルコトヲ得

第三十二條　天災又ハ其ノ他ノ事變發生ノ爲投票ヲ行フコト能ハサルトキハ投票管理員ハ之ヲ初選監督ニ報告シ投票期日ヲ改定スルコトヲ得但シ投票可能ニ至リタルトキハ三日以上延期スルコトヲ得ス

第三十三條　投票管理員ハ投票ニ先チ投票箱ノ立會檢査ヲ爲スヘシ

第三十四條　選擧票ハ投票人自ラ投票箱ニ投入スヘキモノトス

第三十五條　選擧人投票ヲ行フトキハ投票管理員二人ヲ派遣シ投票箱側ニ列席シ各投入ニ數ヲ記シ投票了リタルトキ之ヲ投票監察員ニ報告スヘシ

前項ノ報告ハ投票監察員、投票監理員ト立會シ二人ノ記シタル總數ヲ對照シテ之ヲ投票簿ニ記載シ竝之ヲ投票所ニ公布スヘシ

第三十六條　投票箱ハ投票ヲ了リタル後投票人投票監察員ト立會シ即時面前ニ於テ嚴密ニ封鎖シ開票ノ時ハ立會ノ上封緘ヲ檢査シタル後ニ非サレハ開封スルコトヲ得ス

第三十七條　投票箱ニ封鎖ヲ施シタルトキハ開票所ニ移送セサル以前ニ於テ投票所外ニ移出スルコトヲ得ス

第三十八條　投票箱ヲ開票所ニ移送スルトキハ鎖鑰ヲ施シ封印ヲ行フノ外投票管理員ハ投票監察員ト會同シ巡警ヲ派遣シ監守又ハ護送スヘシ

前項ノ規定ハ投票人十人以上ノ同意ヲ以テ二人以上ヲ公選シ管理員ニ請求シテ所在ニ會同シ監守シ又ハ之ヲ護送スルコトヲ得

第三十九條　衆議院議員選擧法第三十七條規定ノ時間ヲ過クルモ投票終ラス翌日投擧ヲ續行スルトキハ其ノ投票箱ノ封鎖及監守ニ就テハ前三條ノ設定ヲ準用ス

第四十條　投票箱ヲ開票所ニ移送スルニハ途中ノ時間ハ道路ノ遠近ヲ計リ二時間以上遲延スルコトヲ得ス

第四十一條　投票箱開票所ニ到着シタルモ未タ開票ノ時刻ニ至ラサル以前ニ在リテハ開票管理員ハ巡警ヲ派遣シ嚴密ニ監守ヲ爲スヘシ該投票區投票人ノ公選シタル護送人モ亦會同シテ之ヲ監守スルコトヲ得

第四十二條　衆議院議員選擧法第五十二條ニ依リ初選監督ニ於テ開票ノ時刻ヲ定メタルトキハ

豫メ開票所及初選監督所在地ノ交通便利ナル各地方ニ於テ公衆ニ宣示スルヲ要ス

第四十三條　開票ノ時間ハ初選監督ノ定メタル時刻ヨリ午後六時迄トス若シ時限ヲ過キ尙完了セサルモ未開票數約三分ノ一以下ナルトキハ開票管理員ハ初選監督ニ報告シ時間ノ延長ヲ爲スコトヲ得其ノ數三分ノ一以上ナルトキハ翌日午前八時ヨリ之ヲ續行スルモノトス

前項ノ規定ニ因リ開票ヲ續行スルトキハ投票箱ノ封鎖及監守ニ就テハ第三十六條乃至第三十七條ノ規定ヲ準用ス

第四十四條　開票管理員檢票ヲ畢リタルトキハ監察員ヲ會同シ有效票數無效票數ヲ決定シ夫々開票錄ニ記載スヘシ

第四十五條　開票管理員ハ監察員ヲ會同シ投票總數ト投票人總數トヲ夫々開票錄ニ記載スルヲ要ス

投票總數ト投票人總數トヲ比較シ增減アルトキハ其ノ增減ノ理由ヲ附記スヘシ

第四十六條　選擧人ハ管理員ニ入場票ノ給與ヲ請求シ開票所ニ入リテ開票ヲ參觀スルコトヲ得

但シ管理員ハ臨時ニ入場人員ヲ制限スルコトヲ得

第四十七條　前條ニ依リ入所參觀ノ張票人開票ニ關シ疑義アリト認メタルトキハ十人以上ノ請

求ヲ以テ開票監督員ニ由リ即時其ノ面前ニ於テ檢査ヲ爲スコトヲ得

前項請求人ノ氏名及檢査ノ狀況ハ開票錄ニ記載スヘシ

第四十八條　投票、開票ノ時刻ニ至リ該監察員事故ニ依リテ缺席シタルモノアルトキハ選擧監督又ハ其ノ他ノ監察員ニ於テ本選擧區內ノ選擧人中ヨリ代理者ヲ選派ス

前項ノ缺席監察員及代理監察員ノ氏名ハ夫々投票錄又ハ開票錄ニ記載スヘシ

第四十九條　同一選擧區ニ被選擧人二人以上同氏名ノモノアルトキハ其ノ選擧ノ何人ニ屬スルヤヲ證明スヘキ別段ノ方法アルトキノ外決選投票方法ニ依リテ之ヲ決定ス

前項ノ證明ニ就キ三日以內ニ其ノ投票區ノ選擧人十人以上ニ於テ事實ニ非スト確認シタルトキ仍決選ヲ行フ

第五十條　同氏名者ノ決選投票ニ就キ若シ其ノ住居カ各投票區ヲ異ニスルトキハ各其ノ投票區ニ就キ夫々之ヲ行フ但シ地方ノ便宜ニ依リ選擧監督ニ於テ臨時ニ適當ノ投票所ヲ擇ヒ聯合投票セシムルコトヲ得

第五十一條　同氏名者ノ決選投票ハ一日以前ニ各當該者ノ職業及住所ヲ各別ニ記載シ投票所ニ揭示スヘシ

第五十二條　同氏名者ノ決選投票ハ選擧票ニ被選擧人ノ氏名ヲ記載スルノ外氏名ノ下ニ被選擧人ノ職業及住所ヲ記入スルヲ要ス

第五十三條　同氏名者ノ決選投票ハ得票ノ多キ者ヲ以テ當選ト爲シ票數同シキ者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第五十四條　本節ニ於テ投票紙、投票箱、投票、開票及檢票ニ關スル各規定及同氏名者ノ決選投票ニ均シク之ヲ準用ス

第五十五條　衆議院議員選擧法第六十五條規定ノ選擧旅費ハ各選擧區ヨリ支給ス

第五十六條　選擧人名簿、選擧人資格調查表、投票簿、投票紙、投票箱、投票錄、開票錄及選擧錄ノ調製費ハ各當該選擧區ヨリ支辨ス

第五十七條　衆議院議員選擧法第二十條規定ノ選擧辨理員ニ關スル公費及本編則ニ依リ設ケタル委員ノ公費ハ各當該選選區ヨリ支給ス

第五十八條　投票錄、開票錄、選擧錄ハ副本ヲ作リ選擧人又ハ被選擧人ノ閲覧請求ニ備フルヲ要ス

第五十九條　選擧人名簿、投票簿、投票紙、投票封筒、投票箱、投票錄、開票錄、選擧錄及初

選當選證書式ハ附表ノ定ムル所ニ依ル
選擧資格調査表式ハ初選監督之ヲ定ム

第三節　覆選擧

第六十條　覆選被選人ノ年齡ハ覆選擧擧行ノ日ヲ以テ計算ス
第六十一條　衆議院議員選擧法第七十三條ニ依ル覆選擧投票紙ハ覆選監督ニ於テ定式ニ依リテ調製シ投票所ニ交付スヘシ
第六十二條　覆選擧人ハ覆選期日前自カラ覆選區選擧辦理事務所ニ出頭シ初選當選證書ノ檢閲ヲ受クヘシ
第六十三條　投票ノ際覆選選擧人ハ初選當選證書ヲ投票所ニ持參スヘシ管理員、監察員ニ於テ檢閲ノ上合格シタルトキハ投票紙ヲ交付スルコトヲ得
第六十四條　覆選擧票ニハ法令ニ依リ被選擧人ノ氏名ヲ記載スルノ外氏名ノ文字以下ニハ被選擧人ノ原籍ヲ記載スヘシ
第六十五條　覆選監督ハ開票入場劵ヲ作リ投票後各當該覆選選擧人ニ發給ス
第六十六條　投票ノ後覆選選擧人十名以上ノ同意アルトキハ五人ヲ公選シ別ニ各人ノ記名捺印

ノ封箋ヲ備ヘ管理員監察員ニ請求シテ投票箱ニ加封スルコトヲ得

第六十七條　開票所ハ覆選擧人三分ノ一以上入所監視シ封印ヲ檢査シタル上開箱スヘキモノトス

第六十八條　開票所駐守ノ巡警ハ該所ノ秩序ヲ維持スヘキノミニシテ覆選擧人ノ開票監視ニ干渉スルコトヲ得ス

第六十九條　投票所、投票紙、投票箱、投票、開票、檢票、同氏名者ノ證明又ハ決選及選擧等ノ費用支辨ノ各事項ハ本節ニ規定アルモノヲ除キ總テ初選ノ規定ヲ準用ス

第七十條　投票紙、投票封筒、投票箱、投票錄、開票錄、選擧錄等定式ノ初選擧ト同一ナルモノヲ除キ覆選人名簿、覆選投票簿、議員證書及議員補缺證書式ハ附表ノ定ムル所ニ依ル

第二章　蒙古、西藏、青海議員ノ選擧

第七十一條　毎選擧期ニ於テ選擧監督ハ法定ノ選擧事項ニ於ケル最初日以前ニ選擧辦理事務所ヲ設クルモノトス

第七十二條　各選擧區ノ本管タル各地ノ行政長官ハ前條ノ規定ニ依リ選擧辦理事務分所ヲ設クルコトヲ得但シ選擧監督ニ報告スルヲ要ス

第七十三條　選擧辦理事務所及選擧辦理事務分所ノ辦事細則ハ選擧監督之ヲ定ム

第七十四條　投票所、投票紙、投票箱、投票、開票、檢票ニ關スル各事項ニシテ本章ニ規定ナキモノハ總テ第一章ノ規定ヲ準用ス

第七十五條　選擧人名簿、投票簿、投票紙、投票封筒、投票箱、投票錄、開票錄、選擧錄、議員當選證書及議員補缺證書式ハ附表ノ定ムル所ニ依ル

選擧資格調査表ハ選擧監督之ヲ定ム

第七十六條　投票紙ヲ式ニ依リテ作成スルトキハ漢字ヲ用フルノ外尙當該地方通用ノ文字ニ翻譯シ投票紙ノ裏面ニ印刷シ置クヘシ

第七十七條　選擧通告ヲ頒發スルトキハ漢字ヲ用フルモ尙各當該地方通用ノ文字ニ翻譯シ該通告書ノ後方ニ記載スヘシ

附　則

第七十八條　本細則ハ公布ノ日ヨリ施行ス

（以下第一乃至第二十附表省略）

因に民國七年三月教令第七號衆議院議員選擧法施行細則同則第七十條の規定に依り民國元年

公布の衆議院議員選擧法施行細則、蒙古、青海衆議院議員選擧施行令、衆議院議員選擧投票紙投票箱管理規則、衆議院議員選擧開票規則、衆議院議員初選擧同氏名者被選決定令、衆議院議員覆選擧選擧票施行令は廢止せられ今又本則の公布に依りて曩の選擧細則は部分的に改正せられたり

第二編　憲　法

民法

凡例

一　民國の法律は前清時代に於ける改訂事業の後を承けて、段々に進められて居り、民法の如き既に民律草案として發表せられてゐることは、人の知る所てある。併しなから、凡そ民法程國民日常の利害に重大にして、且つ切實なる影響のあるものはあるまい。草案發布以來既に十數年、今尙ほ之れか實施を見るに至らないのは一に爰に當局の苦心の存する所てあつて、事の愼重を期するに出てたる結果てあるとも謂ふへきてある。故に現在民國に於ては成文法としての民法法典は未た制定せらるゝに至らないのてある。

二　支那の法度は、一般法度發達の系統と同しく刑律の發達か其の中心を爲してゐるので、民法に關する規定の如きも多くは律例の規定又は其の解釋の内にこれを示してあるのか一般てある。然るに現今民國に於ける刑事法は新に刑律として專法の發布を見るに至つたので、在來の刑事法としての律例は其の力を失ふに至つたことは元よりてあるが、併し律例中に規定せられたる民事に關する條項丈けは、玆に民法の一部として今日に其の效力を有するものとはなつたのてある。故に現今に於て民國に於ける民法を覓れしは、今日に於て尙ほ效力を有す

る律の規定と從來行はれ來つた慣習に依據するの外はないのてある。

三　然るに現行律例に就ては其の規定する所か大體に於て之を明にすることを得るのてあるが地方に行はるゝ慣習に至つては民國自から之を明にすることを得さるのか現に實際の狀態てある。故に民國の一般に行はるゝ慣習法を講究せんとすれは民國自からも亦之れに答ふることの出來ないのも、亦當然の結果てあると謂はねはならぬ。此の故に民國は其の民法の實施に先ち、初め自國に行はるゝ慣習を知らねはならぬ必要か生して來たのてある。此の必要に追られて民國の採つた二つの方法の其の一は律例と慣習とを基本としたる大理院の解釋及判例の公示であつて、其の二は地方に行はるゝ慣習其のものゝ探究てある。司法部に慣習調査會の設置を見たのは卽ちこれか爲てある。斯くて大理院は其の法の意義と其の行はるゝ範圍とを探究掲示せんとはしてゐるのてある。

四　茲に民法と謂ふ而かも其の原則は大要動く所なきも、其の慣習より論する所の結果は、地方に依りて必すしも一定ならさることを知らねはならぬ。故に本書の論究する所も亦之を民國全般に適用せんとせは、地方的に必すしも當て柑まり得るものとは謂ふへからさるものかある。專ら滿洲に行はるゝものとして見て貰ひ度い。

五　本書に論斷又は論及してあることは、一々其の根據を有するものである。故に各事項每に一々其の出所又は依據する所を擧示し度い希望であつたか、何分時間と紙數とに限りかあり且つ時々の問題の爲に力を專らにすることを得なかつたので、一應此の儘これを梓に上せ、他日機を見て別に之れを大成することゝして、一先筆を擱くことゝしたのである。請ふ諒察を賜はらんことを。

第三編　民法

目次

第一章　總論

第三編　民法目次（終）

第三編 民法

第一章 總論

第一節 私權の主體

權利主體　**第一、權利の主體**　權利の主體とは權利享有の名義者の謂にして、卽ち權利の半面たる義務に就ての關係者の謂てある。而して其の權利の亭有者の自然人てあるへきことは特段の說明を要するまても無い所てあるか、併しなから自然人以外のものに對しても尙ほ觀念上自然人と同しく權利の主體と看做すの例は支那法に於ても明かに設想せられてゐる所てある。

權利能力　**第二、權利能力**　權利の主體たり得へき適格、之を權利能力と謂ひ、其のこれを有するものを能力者と謂ふ。而して此の能力の私法上に關するものは元來特定の制限を受けさる限り一般にこれを享有すへきものせられてあり、これに反してこの能力を有せす若くはその亭有の制限を受けて居るものを一般に無能力者と稱する。更らに公法上の能力に就ては從前の法規の上には官公職に就き、榮爵を受け犯罪を告發し、兵士となり、法廷の證人となるなとも一の公權とな

つてゐたと共に一面には一定の制限もあつた。此の制限内に在るものは所謂公法上の無能力者となるの理である。

権利能力の制限

第三、能力制限の理由　從來此等の權利の能力を制限して無能力者たらしめたる標準に就ては主として智力方面より見たものとか、又專ら身分地位等の關係より定めたものとかあり、一概に論定し能はさるものもあるも、此等當事者の智能を標準としてあるものは所謂一般に共通のものであり、從て此の方面に於て智能の缺けたるものを指して無能力者と稱するに至るの譯である。而して更らに此の種智能の方面よりすれは明かに能力者であり得へきものなるにも拘らす、尚且つ無能力者と見られてゐる場合かある。由來律の規定には此の例の少からさるものかある。惟ふにこれは犯罪そのものの構成は明かてはあるか、特定の者に對して其の責任負擔の能力を認めなかつた特殊の理由に發したものてあらう。例せは「老少癈疾收贖」律または「工樂戶婦女犯罪」律に於て老、幼、癈疾者及婦女の犯罪には其の罪を減免するの規定かあるのは、其の老幼を矜慈すへき恩惠より出てたるものであつて、一般の能力欠缺と少しく其の趣の異なつて居ることを思はしむる。併しなから此の刑法上の能力に關しては現今の暫行刑法に、十二歲未滿の者の行爲は罪と爲さすと規定してあるのは、智能の上から犯罪の責任を負はしめない

主意であつて、而かも此の他に老者癈疾者等に對して罪の減免を規定したもののないのを見れば、同しく幼老矜慈の主意を以て撤回したるものと思はるる。要するに支那法の權利能力は各人之を享有するを原則とするも一般に智能を標準とし、特別矜慈の主意を以て其の責任能力を制限し來つたものであつたことは明かである。

第二節　自然人

第一款　權利能力の始終

権利能力の始期

第一、權利能力の始期　人は其の出生と共に權利享有の適格を有するものと認めらるる點は支那法に於てもまた他の諸國の法度と其の相軒輕する所かない。而して其の未た出生せさる胎兒に對して、これを保護して其の生命を安全ならしむるに就ては、法規の上に充分なる準則を定めてはあるか、未た生れさるに先ちて權利能力者たらしむるの法度は定められてはないのである。而して其の不法行爲に對する賠償の請求又は遺産の相續等に就ては一般には胎兒も亦權力能力あるものと見做さるる所てあるか、支那法にはこの觀念はない。此は一般に死者も尙ほ其の相續者の承繼あるまての期間權力能力者として所有名義を認めらるるの慣習のあるか爲に

其の遺族たる胎兒の生れさるに先ち、其の胎兒に遺産を與ふるの必要かないからてあつた。併し新民律の草案にはこれに關して胎兒は分娩したる時に於て、初めて出生前の權利能力を得たるものと認めてある。

權利能力の終期

第二、權利能力の終期　權利能力の終期は權利を享有するの適格を喪失したる時てある。人は其の出生に依りて權利享有の適格を得たるものてあるか爲、其の死亡に依つてこれを喪失するのは必然の歸結てある。併しなからこれには支那法に特有なる例外かある。それは財産の所有に關しては死者と雖尙生存者と同しく權利能力を有することてある。これは支那の各地方に通して行はるる所てあつて、例せは遺留財産の相續に當り其の子孫に於て其の財産を分割せさる間は、其の死亡したる父祖の名に於て所有し、又は子孫かその父祖の祭祀を斷たさるか爲父祖にこれを贈與し、其の名に於て所有せしむるか如きは是てある。尙又遺産の相續者無くして官またこれか處分を爲ささるものに在りては、これ亦死者の名に依りて所有せらるるか如き事實かある。此の慣習は唯に遺産に限られたる計りては無く、死者に寄與してこれを權利者たらしむるか如き例もそれてある。併しこれを以て死者か生者と同しく死後に公法上の人格を享有しつつあるの例なるか如くに說かれてある樣てあるか、併し此は所有の意思とか若くは權利主體

としての延長なとと見ることは、決して妥當の見解てはあるまいと思ふ。

第二款　行爲能力

第一項　概　説

行爲能力

一般に行爲能力として論するのは其の行爲と其の行爲か法律上討來し得へき效果との關係を論するに在る。而してこの行爲と效果とか、或は當事者の白痴又は瘋癲の如き所謂天然的事由に因つく意思決定の障害に依つて其の行爲か完全なる效果を擧け難きものかあり、又は行爲其ものか完全に行はれて居りなから其行爲者か行爲の效果に關する責任の負擔に關して適否能不能の關係かあつて、必すしも其の結果を同一にし難いものかある。故に支那法に於ても此の種法律的行爲能力に關しては幼者、老者、不具者、婦女、刑餘者等を想定してあり、また國籍を異にするに依りて生する行爲能力の關係を定むるか爲に、外國人に關しても特別なる定規を存してゐる。次に其の大要に叙述する。

第二項　幼　者

幼者の意義

第一、幼者の意義　法律上幼者と云ふのは所謂未成年者を謂ふのてあつて、法律上の行爲能力者たるへき年齢に達せさる者の謂てあるか、其の所謂行爲能力者たるへき法定の年齢に就て

は支那在來の慣習に依れは、右は「男二十歳にして冠し女十五歳にして笄すとあり之を標準として冠笄を成人と見做してあつたか、後には一般に十六歳を以て成年と爲し、十五歳以下を以て幼者と定められてある。而して此の十六歳を成年とすること及その成年者か法律上行爲能力を有すると云ふことは、支那の地方に依りて多少の疑問もあつたのてあつたか、嘗て清國時代に横濱駐剳の領事館から日本の外務者に宛てたる囘答にも明かにこれを説明して居り、又大理院の解釋にもこれを示してあるのてある。且つ十六歳を以て完全なる責任能力を有するものたることは律にも明に示してあるか、併し現行の刑律には十二歳を以て刑法上の受刑能力と見て居り、又新民法の草案には民法上の成年期を二十歳と改める見込の樣てある。而して年齢の計算法に關しては所謂數へ年に從つてゐる。

幼者の能力

第二、幼者の能力

一、原則　幼年者は完全なる能力者てないのか前提てある以上は、原則として其行爲も亦欠缺あるものと認めらるへきは當然てあらねはならぬ筈てある。此の故に父祖在世の間は自から任意に戸籍を立て財産を所有することを得さらしめてあることは戸律の規定に於て明てあり、又任意に其の財産を使用することをも禁せられてある。戸律の卑幼私擅用財律の主意なとも其

に同一なる主義から出發して居るものであることか明かてあらう。尙又民國四年山東高等審判廳に與へた大理院の解釋例にも卑幼者か父兄又は他人の財產を處分したるときは、相手方の善意なると否とに論無く其の契約を無效とすとの定說を示したのも、又自己の所有に屬する家產を處分する場合に於て、母の同意を必要とする慣行のあるのも、何れも此の主義原則に胚胎してゐるのである。

幼年者の財產處分及其の管理

二、例外　幼者の行爲は左の如き場合には制限に對する例外を認めてゐる曰く

イ、財產上の行爲　(一)法的習慣として子孫は父祖の在世中別に戶籍を立て財產を所有することは禁せられてあるか(戶律戶役則別籍異財律)、併し父祖の同意あるときは幼者と雖財產を分割してこれを承繼することか出來る。故に父母の許したにあれは卽ち父祖の同意を條件として父祖の在世中と雖、これか分與を受くることか出來得る譯て、これは通常行はるる財產鬮分の例に於て多く見る所てある。(二)また財產の管理に關しては幼者は旣に許されて財產を所有する以上はこれを任意に管理し得へき筈なるも、其の財產か父祖よりの承繼に係はるものてある場合には、一般に母ある場合は母かこれを管理するを例として居る。此の場合の管理者の順位は多く或は父母、祖父母、兄、伯叔父等てあるか、併し必すしも一定してゐるのではなく、

父祖の意を以てこれか順位を定め得へきものと見られてゐる。

幼年者の民法上の能力と商法上の能力

ロ、獨立營業上の能力　幼者と雖父母の同意を受け獨立の營業を許されたる場合に於ては其の許されたる範圍内に於ては獨立したる能力者として認められて居るのてある。大理院の解釋として子の債務の爲父の財産を差押ふることを能はさる旨の判示のあつたのも、この一半の意義を示したものと謂ふへきてあらう。併しなからこれは一般に商法上の規定と分離して考ふる必要かある。如何となれは茲に所謂幼者と成者との區別は年齡に於ては十五歳以下と十六歳以上とを分界としてあるか、商法上に於ける獨立能力者と云ふのは二十歳以上の者を指すのてあり、其二十歳以下の者は法定代理人の同意を得て初めて獨立したる商業を營むことを得るか故に、茲に所謂幼者とは其の意義を異にしてゐるからてある。故に民法上に於ける十六歳以上の成年者てあつても商業上には能力者てはなく、反對に商業上法定代理人の同意を受けて營業する者は民法上の行爲無能力者てあつても、商法上には有能者たり得るものと論定か出來る譯てある。

未成年者の結婚能力

ハ、親族及相續法上の能力　(一)親族法上男女適婚年齡に關しては大清通禮に男子十六歳以上女子十四歳以上たるへき期定かあるので、此の點から見るならは民法上に於ける未成年者は婚姻能力を有せさる譯てあるか、併しなから此は實際上地方の慣習に於て定められ、法定婚姻

年齢に拘束せらるることなく、殊に富者に於ては早婚の例か甚た多く、尚ほ反對に貧者の子は年長の妻を娶るか如きは通例てあるのて、年齢上の拘束は全く無いと云ふて差支か無い樣てある。（二）相續法上に於ける幼者は父祖の財産を鬮分に依りて相續することは元より有效に爲し得ると共に、宗姚承繼卽ち家名の相續も亦これを爲し得るのてある。

未成年者の相續能力

二、公法上の能力　公法上に於ける幼者の能力は其の幼者か一般行爲能力を有して居られない以上は、幼者は公法上の責任能力を有せさるものたるへきは自明の事てあると云はねはならぬ。普通に官職に就く者に就て、京官は十八歳以上地方官は二十歳以上、兵役は十六歳以上、衆議院議員は三十歳以上等の規定のあり、若くはあつたのはそれてある。唯刑法上の能力としては現行刑律に十二歳以上を以て責任能力者と認められてあることは前述の如くてある。

任官能力と刑法上の責任能力

第三項　不具者

第一、不具者の意義　茲に不具者と云ふは、支那法上癈疾者及ひ篤疾者と稱する公私法上の無能力者の謂てある。而して一般に此の不具者の内には精神上の不具者及有形上の不具者を含み得るか故に、所謂禁治産者又は準禁治産者を併せ稱し得る。然るに從來の支那法上禁治産と稱するものか無いのて、茲には同義の意味に於て不具者と稱するのてある。

不具者の意義及範圍

支那法の上に不具者と稱するのは(一)篤疾者、卽ち兩目を瞎し兩肢を折りたるの類などて、癲狂癱瘓の如きも亦これに含まれ得る。また(二)癈疾者、これは律の註に腰背を折りたる者侏儒、聾者、啞者、痴呆者、瘋患者、脚瘸者などか擧けてあり。(三)殘疾者、卽ち駝背、突胸者、跛者等を算して居り、(二)は(一)より(三)は(二)より輕きものとしてある樣てあるか、併しこれは身體上の不具者の謂てある。併し茲に不具者と云ふ内には精神的の不具者卽ち民律草案及ひ商人通則等に心神耗弱人、聾人、啞人、盲人及浪費人審判衙門須宣告準禁治產」とある準禁治產の要件を有する者の意義をも含むものと見ねはならぬ。

不具者の能力

第二、不具者の能力　不具者には身體の有形的なる不具者と精神上の不具者とを併せ含む。而して(一)身體上の不具者は何れの場合に於ても財產、親族又は相續の諸法に於ても何等の制限なく通常人と同一てあるか、(二)白痴、瘋癲の如き智能に缺け聾啞者の如き機能に缺くる所ある者の如きは其の財產の所有は妨けなきも、これか管理又は處分に關しては相當なる保護者の參加なり參與なりを必要とする。民國四年中大理院はこれに關して、「現行法令、關於此、雖無明文規定、如實際因心神耗弱、或爲聾、爲啞、爲盲及浪費等情、本置有保護人、或向由其同居近親、任保護之責者、則雖未宣告準禁治產、苟無保護人之同意與追認、於惡意

(知情)之契約相對人、當然可由其保護人等、準用民事法、準禁治産者之行爲、得撤銷之例、辦理因、卽因有萬不得已情形、聲請審判衙門」と云ふ解釋を示して居る。これに依れは此等の不具者の法律行爲には其の保護人又は同居近親者の同意を必要とすへく、又苟も法律上に於ける準禁治産の宣告を必要とすへき者に對しては假し未た宣告なき場合に於ても、宣告を必要とすへき事情を知悉せる第三者に對しては保護者に於て取消しの權あるものたるを見るへく、尙又本項に關し禁治産宣告を必要とする心神耗失の程度に關しては地方の慣習に依るへきものとせられてゐることか解かる。

不具者の犯罪責任能力

以上は專ら民法に關する能力てあるか、刑法上に於ては淸律には篤疾者は十歲以下の幼者に準し、癈疾者は十五歲以下の幼者に準して其の罪を論し、或は僻遠に地に發して奴と爲すものには篤疾者に限り內地に改發し、又は有意再犯の者廢疾又は特疾を恃みて人を誣告したる者は罪の收贖を准さすとする等、其の他瘋癲者の殺人罪を犯したるときは、篤疾者の例に依りて處斷するか如き各種の規定かあつたか、新刑律は全然これを改め、精神病者の行爲は罪を爲さす、但し其の狀情に依り監禁處分を爲すへき旨の規定を置き、亂醉又は精神病者の中斷間に於ける行爲には例外としてこれを處罰すへき旨の規定かあり、要するに一時的の不具者に對して

はその責任を問はさるの主意てあることか明かになるのてある。

第四項　婦女

婦女の意義

第一、婦女の意義　女は權利享有の適格を自然に具備して居ることは元よりてあるか、これを男子と比較して法律上甚しく異なつた取扱を受けてゐる。而して人の女子たり人の妻たる場合に於て親族法上又は相續法上に於て其の享有すへき權利の内容に於ても亦其の財産權の一例に就ても同一てある。茲に併せて婦女と稱してあるか其の間人の子女たるものと人の妻たるへきものの何れをも含包してゐるのてある。

婦女の能力

第二、婦女の能力　支那には古來婦女に三從の道ありとする習慣かあり　所謂「幼從父、長從夫、老從子」とあるものかそれてある。貧困の爲子女妻妾を賣るも罪と爲さゝるものと解せられたるか如き、婦女の人格を無視したるの甚たしきものと言ふへきてある。併しなからこれは必すしもそうとのみ限定せられた譯てはなく、古來の觀念は兎も角、婦女の人格を認むることか寧ろ實際上の事項として法律上又は慣例上各種の事實か認められつつあるのは卽ち現在の狀態てある。

イ、私法上の能力　私法上の能力中（一）財産に關するものに在りては古來別籍異財の禁かあ

つて、男子と雖父祖の承諾なくして私產を所有することを得さると同しく女子も亦一般に財產を私有することなしとせられてゐる。併しなから這は女子は所謂三從の敎ありて自から獨立して財產を所有する場合なしと想定せられてあるに起因するのてある。此の故に父祖なり兄弟なりの認諾かある場合には女子も亦財產を所有することも亦從て處分することも出來得へきは必然てあると云はねはならぬ。例せは自己の勞力に依り得たるもの、又は父母より嫁資として與へられたる動產不動產の類の如き、若くは出稼の女子の携帶する皮箱等の內に入れ與ふる壓箱錢、壓櫃錢、買花兒錢等の如き、其の他夫より特に與へらるる財產の如き、自からこれを所有することを得へく、尙ほ其の私產に就ての管理や處分に就ても自由てあるか、多くの場合多少程度の大なるものの處置に就ては、夫なり父なりの同意を要するものとせられてゐる。(二)相續上の能力に就ては宗祧の相續は必す男子なるへきを要すとしてゐる。而してその財產の相續に就ては父祖又は夫に承繼者なきか、又は男子孫間に於て其の相續財產中より一部按出分與せられたとき等にはこれを相續する場合かある。

ロ、公法上の能力　婦女は獨立したる行爲能力を缺如してゐるか故に、從つて公法上の能力を缺如してゐを譯てあるか、近時は公職に就く婦女もあるのは實際上婦女子の社會上の地位の

向上して來てゐる影映てあらう。

ハ、刑法上の能力　從前の例に依れは婦女は死罪、姦盜罪及不孝罪に宥減を許ささるも附加の枷號は收贖を准し、刺字はこれを免し、梟首はこれを斬に處する等、其の他受刑能力の欠缺に基く、特別の取計例を存したるものてあつた。併し現今刑律上には特に此の點に關して特別の規定を存しては居らぬ。卽ち男子と同一に取扱はるる次第てある。

妻及妻の能力

第三、妻及妻の能力　妻とは婚姻中に在る女子の謂てあつて、前項に揭けたる婦女の內に包含せらるへきてあるか、前段の婦女と云ふのは所有婦女に共通してゐるのに對し、此處には妻は其の妻たるの身分上の關係から一般の婦人と同一ならさる特殊の性質を有して居るのて、これを一般の婦人と分離して考ふるの必要かあるのてある。

婦女の典賣

妻の能力は夫權の認容したる範圍に於て大體上有效なるものと見られてゐる。妻に對しては夫は絕大なる力を有してゐることは、時に依りて妻を典賣の目的物となし、若は之れを他人に貸與することのあるに依つても明瞭に知らるへきてある。大理院か曾て他人の妻を買得したる例に就き若し他人と離婚したるものと認むへき場合には買得者は受罰の責任なしと解釋してゐるか如き以て其の一般を知るへきてあらう。

妻は一言にして盡せは家の財產に關しては夫の同意なくして處分の能力なく、又從て重大なる權利の取得又は喪失に關する行爲を限定せられてゐるものと見られてゐる。而して別に妻か、例せは有夫の婦は本夫の允諾を得たるときは自から商業を營み、又は會社の無限責任を負擔することを得へしと規定してある。商人通則に依れは妻は獨立したる行爲能力者として認められてゐる場合かあるか、併し若しその夫か未成年者であつた場合は如何、之れに就ては若し其の夫か十六歲未滿であつた場合には夫は父母の承諾なくして、此の重要なる營業權を妻に與ふることは出來ないか、若し妻か年齡既に二十歲以上の商業丁年に達して居つても、若し其の妻にして營業に堪へさる事跡あるときは、本夫はこれを任意に取消し得へきものと規定せられてある。

第五項　外國人

外國人の意義

第一、外國人の意義　國籍を異にするものか所謂外國人である其の間條約國人と無條約國人との區別はある。無條約國人は民國內に於て旅行通商の自由を有せないか、條約國人は特に一定の住居を許され又は旅行の自由をも與へられてゐる玆に外國人とは條約國人の意と解する。

外國人の能力

第二、外國人の能力　大體これを公私の兩方面に分けて見ることとする。

イ、私法上の能力　私法上の能力として（一）財産所有に關しては一般に不動産所有を認められては無い。之には例外として外國法人か宗教上の禮拜堂を建て、居住其の他布教の爲にする土地の所有を認められてある丈けてある。併し開港場の區域内又は條約に依り定められたる、例せは日本人か滿洲に於て商業又は農業を營むか爲に土地の商租を爲すことを得るか如き特例は、元より其の定むる所に從ふへきてある。其の他の動産の如きは特に法の禁令なき限りはこれを所有することは元より之を妨けない。（二）居住交通商業等に關しては、別に條約に依り最惠國として外國人及其の家族、雇員及僕婢と共に外國人の住居貿易の爲に、外國人の爲に開き又は開かんとする民國の諸港、諸市に居住し、商工業製造業を營み又は其他一切合法の職業に從事し、且つ其の商品を搭載して前記の諸開港地間を隨意に往來し得へく、又其の地に於て外國人の使用及占有の爲に既に選定し若は將來選定せらるへき地區内に於て、家屋を貸借賣買し、地所を貸借し寺院、墓地、病院を建設することを得せしめてある。（三）親族法及相續法上に關しては、外國人は其の本國法の定むる所に據るへきを原則としてあることは、法律適用條例の明示せる所てある。（四）信教上に就ては民國内に於て自由たるへきものとして約法に明規せられてある。

ロ、公法上の能力　公法上外國人（一）官吏に任用することを得るや否やに就ては、法規を以て

定めたるものかないか、一般には無いと解せられて居る。併しなから外國人に對して勳章を與ふるか如き榮擧は行はれてゐる。(二)訴訟上の權利に就ては外國人は今も尙治外に在つて各本國の領事裁判に附せられつゝある。光緒二十八、九兩年、日、英、米の三國に對し領事裁判撤廢を商議して拒絶せられた以來、今以て各國は支那に於て領事裁判を行なつてゐるのである。また上海等に於ては特別機關を設け會審の方法を取つてゐる。刑事上の能力に於ても外國人は各其の本國法の適用を受くへきてあるか併し無條約國人に在つては此の限に在らさるものと云ふへきてある。

第三款　住所

住所　民法上に於ける住所は其の者の生活の根據たるへき事實と、これを生活の本據と爲すの主觀的の意思とに依つて定まるのてあることか明かてある。而かも戶籍と相關する所か甚た多い。元來戶籍は一家の存立を證明すへき簿册の意てあつて、戶籍に就ては後に親族の部に述ふる所かあるか、戶は所謂家てあり、家は家族を基本とする。同義に依つて戶は口を基本とする、口と云ふのは戶を組成して居るのて、戶族とも謂ふへきてある。嘉慶會典に「凡民男曰レ丁、女曰レ口、未レ成丁亦曰レ口、丁口繫レ於レ戶」とあるのは此の戶と口との關係を説明したものてあつ

て、戸籍と住所は同一てあるへき筈てあるか、生活上の根據か漸次に此の間の一致を見ること能はさるものかある樣になり、終に原籍に對して寄籍と稱するに至つたのか、今日の所謂住所を認むるに至つた經路と謂ふへきてある。卽ち原籍は其の者の國民籍を登錄するに在るか、寄籍は原籍以外に於て定住する地方行政區域の居住籍を指稱するのてある。

第四款　出　踪

出踪の意義

第一、出踪の意義　出踪の制度は一定期間生死不明なる者を死亡したるものと見做すのてある。元來法規上出踪の規定を必要とする由以は、多くの場合に於て生死不明者の家名なり財產なりの所屬を明かにするに在ることか疑ない。然るに支那に於ては實在せさる所有者名義に依つて財產を所有する習慣か行はれて居るか爲、例せは祖先祭祠の爲にする費用を籌出する資源に充當するの目的を以て、死者又は遠祖の名に於て財產を所有するか如き事實かあり、從つて不在者の財產所有名義に就ても、所謂所有權者の名義には困難を感しなかつた樣な事情等かあつて、不在者を法律上死者たらしむる如き法度か必要とせられなかつた關係にも由ることは明てある。また不在者の不在の事實か殘留者、卽ち不在者の妻なとの身分上の始末に就ても、多くの場合には其の儘に孤を守りて節に死する樣な例か多く、法度上には多くの例を示さなかつ

た事と思はるるのてある。併しなから不在か事實てある以上、これに就て何等かの慣習のあらねはならぬ筈てある。次に述ふる出踪の效果は卽ちそれてある。

出踪の效力

第二、出踪の效力　(一)出踪して所在不明となりたる場合、或る期間を經過したるに依つてこれを死亡者と見做すことかあるか、その期間に就ては區々一定せさるか如くてある。併し行先所在の不明者か難破したる船舶に乘込み居りたる等の事情かあつて、其の者の死亡を想定せらるへき場合には、其の事のあつた一箇年の期間を以て、死亡者と見做すか如き慣例かある。また(二)夫死亡したるときは妻は其遺留財產に對して完全なる行使權かある筈てあるか爲、夫の出踪か確定すれは妻は事情に依りては夫の遺產を處分することを得ることか認められてゐる。又妻の改嫁に就ては、夫か死亡したる場合多くの場合は其寡に節を守るのかあるか、事情に依りては妻は實家に復歸し又は改嫁することか出來るものとせられてゐる。尙ほ(三)不在者の立後に就ては、不在者か死者と見做されたる場合には、若し其の子なれは子は其の宗祧を承繼するか當然てあらう。子なき者は過繼子を迎へて相續せしむると共に、(四)不在者に屬する財產は不在者の死亡と見做されたる時に於て其の子に鬮分せらるるか如きことあるも、多くの場合不在者の名に依つて近親者の管理に委ねらるる例もある。併し其の承繼すへき財產なきと

きは、其の宗祧の相續も亦其の缺けたる儘に放置せらるる場合か多い。(五)出踪の始期及終期に關して慣習明確にはなつて居らぬか、家長は家口の增減を官に申告するの義務有るものとせられてあるか故に、家長より其の門牌の訂正、又は現今に於ては戶口簿の訂正を受けたるときを以て始まり、其の取消の申請ありたるときに於て終るものと見て差支なからん。

第三節　法人

第一款　法人の意義

法人の意義

支那法に於ける法人の觀念は日本其の他の外國法に於けるものと同一ならさる點かあり、從てこれか內容なり又は組織の狀態なりか、然かく確然としては居らぬのてある。從つて茲にこれを法人なる題下に於て論議するのは少しく妥當を缺くの嫌はあるか、旣にこの觀念かあり特に商法其の他に於て法人と云ふ熟語は用ゐられて居り、旁茲にこれを法人と云ふ稱呼を以て論することにしたのてある。

自然人以外の者を以て權利の主體と認むることは、官有と謂ひ民有と謂ふか如き抽象的なる呼稱は、其の物の民に屬し官に屬する所謂無形の所有主體の存在を確認して來た結果てあるか、

此の他に自然人に非さる權利主體の存在を認めて居る事は明白てある。其の大體は(一)學術、技藝の爲、又は宗教祭祀若は慈善團體等の如き、專ら公益の爲に設けられたる社團若くは財團的のものと、(二)專ら營利を目的とする商事團體の如きものかある、後者は商人通則や公司條例の定むる所にして、茲に一般的なる法人の規定には包含せしめさる事とする。併しなからこれとても例せは商會法に「商會及商會聯合會得レ爲二法人一」とあるか如く、其の組織上法人たらしめ得へきことを定めた丈けてあつて、これ等と其の內容を等しくする社團又は財團の如き法人的團體の組織法に關しては、これを明かに示した通則かないのてある。故に茲には商法上所謂公司條例の如き特別なる法規に準據すへき社團法人以外のものてあつて、從來事實上組織せられ來つた。公益法人的組織の內容を有するものを擧示して其の一般の慣習を說述することとする。

第二款　法人の組織及管理

法人の組織及管理

公益を目的とする法人的組織は其の法人的社團又は財團の組織に一定の標準を示したる法度を存せさることは前述の如くてある爲、これを一定の形式に照して記述することは困難てある唯其の大要を略叙することに留むる。

第一、學術的財團　學術的財團の主たるものは舊來のものには（一）書院かある。書院の多くは官民の捐金に因りて設立せられ、其の名に於て一定財産權の主體となり、其の目的は地方の子弟を收容して之れを養成し、又は篤學の士の講學に便すへき公益的の事業を營むに在つて、元は賢士丈夫等か志を仕途に斷ち、自から講舍を設けて子弟の敎養に從事したのか起因てあると云はれてゐる。其の業務に就ては董事院長等に依つて擔任執行せられ、また其の財産に就ては其の書院の沿革等に依つて一定はして居らぬか、或は官の監督を受け或は官自からこれを管理してゐるものもある。前清時代には（二）各縣に儒學を置いてあつたか、儒學は一言にして謂は官營の學校てあつて其の財産は官有てあり、其の管理者經營者は官吏てあつた關係から見るときは、往々其の財産收入に依つて經費を支辨する特別會計のものもあつて、組織其のものとしては玆に謂ふ所の財團とは見られ得さるものかある。また儒學の敎師か書院の敎師てあるものか甚た多かつた關係から、儒學は兎角に書院と同一なるか如くにも見られたことも有る樣てあるか、兩者は財産權の主體としては明かに分たれて居るのてある。（三）また學會の名に依つて地方の富坤か田畑金穀を捐出して同考究學を目的として組織せられてゐるものもある。育才公業等と稱せられてゐるのはそれてある。書院の如き子弟敎養の事業と比較すれは其の組織な

り業務なりに多少の異なる所はあるか、其の目的は同一のものてある。此の他にこれ等に類するものは甚た尠からさるものかある。

宗教的財團

第二、宗教的財團

寺廟の種類

一、寺廟　支那に於ける宗教及其の營造物は、其の沿革なり狀態なりに就ては複雜なる點か多くあつて、宗教の大宗に就ても儒教、佛教、道教の如き在來教に加へて、基督教の如きも相當久しき沿革を以て居る。また同し宗教上の營造物に就ても、廟と謂ひ祠と謂ひ觀と稱し寺と呼ひ、雜多の稱呼を以て居り、また或は寺觀の外に殿、宮、庵、院、亭、樓、臺、巖等の稱もあつて其の上基督教の教堂もあり、此の外には齋堂、神明會、祖公會の如きものもあり、一々擧けて見ると頗る複雜なるものとなつてゐる。併し大體上の組織等に就ては大要共通の關係を有つてゐる。

宗教的營造物には其の沿革なり組織なりに就ては官設と民設とに分類することか出來る。例せは各府州縣の所在地に社稷壇、神祇壇、先農壇、厲壇、文廟、崇聖祠又は孝祠等の如きかある。何れも儒教に關する祠廟てあると共に多くは官設てある。官設の祠廟は其の設立者か官署てあり、其の管理者は官吏てあり、また其の廟宇財產は官の有てあるか爲、茲に財團としての

宗教團體には包括か出來ないのてあるか、斯の如く宗教及其の營造物に雜多の內容はあるか、一言にしてこれを云はは寺廟の二字を以て表はし得へきものとなつてゐる。

寺廟に關する法規なり其の取締の事例なりは、沿革的に記述すれは甚た複雜なものかあるか、現今總括的なる法規としては管理寺廟條例かある。これに依れは同條例に於て寺廟を次の七類に分けてある。

管理寺廟
管理條例

一、十方選賢叢林寺院　二、傳法叢林寺院　三　剃度叢寺院
四、十方傳賢寺院菴觀　五、傳法派寺院觀　六、剃度派寺院庵觀
七、其の他習慣上現に僧道の住持する神廟　八、其の他宗教に關する各寺廟

寺廟の設立は喜捨に依りて成るは一般の例てあるか、自から寺廟を設立し自から其の僧道となつてゐるものも甚た多くあり、從て茲に所謂財團組織に非らすして純然たる個人經營のものもある譯てある。此の故に其の名に於ては寺廟てはあるか、其の性質に於ては茲に謂ふ寺廟に屬せないものもあることか明かてある。寺廟管理條例は此の區別あることを認めて同條例「第一條に其私家獨力建設不ㇾ願ㇾ以ㇾ寺廟ㇾ論ㇾ者不ㇾ適ㇾ用本條例ㇾ」と規定してある所以てある。而して佛敎に靈居と謂ひ道敎に淸居と謂ふか如き僧道は其の寺廟の住守の職を徒弟に傳ふるの例てあ

るか爲、此等は殆んと其の多くは寺廟條例上の寺廟か多くあるか、彼の佛教の在家僧又は道教の火居道士の如きは自から寺廟を營み寺廟の財產の如きも自己の財產に屬するものも多くあり、其の內には寺廟として登記をしてあるものもあるか、自から登記を希望せさるものかあるへき筈である。卽ち其の意に依りて或は事實上の寺廟たるに留め、或は法律上の寺廟とに分類するに至つた譯である。

また彼の同佛同神を祀るか爲の寺廟の如き本山末派の關係を有し、其の連繫の廣いものやかあり、又一寺廟を以てしても其の組織の比較的大なるものかあり、また同業者の立廟せるもの、卽ち例せは廣東、廣西方面より遼東方面に航海して商事を營む同業者か海上安全を禱る爲の會館廟や、地方の財神を祀る關帝廟や、漁業者を初め河川の靈を祀るか爲の龍王廟や、其の他娘娘廟や天后宮の如きは比較的財團組織のものか多い。農家の祀る土地廟や、鍛冶屋業者の營む火神廟や其の他これに類するものには比較的小さいものか多く、從て寺廟管理條例の寺廟に該當せさる所謂家廟と云ふ樣なのも甚た多いのである。

寺廟の設立及教義

二、寺廟の設立及其の敎義　寺廟の設立は設立者の任意に由るへきてあるか、既に一箇の寺廟として存立する上には一定の財產を必要とする。故に寺廟其のものの成立と寺廟產の捐出と

は多くの場合に一致する譯てはあるか、寺廟管理條例に所謂寺廟として財團の設立を見るのは、寺廟の存立を地方官に申告して登錄を受けたる時てあると云ふことか出來る。同條例第六條に「寺廟の設立合併及名稱の變更竝に現存の寺廟は當該地方官に登記を申請するを要す」とあるのは是てあつて、啻に新なる設立を登記すへきのみならす、舊來の寺廟と雖亦現存寺廟として登記すへきものたるを見るへきてある。故に新に設くへき寺廟は其の登記に成りて完成したるものと見るへきてあるか、併し舊來からの寺廟は登記の有無に拘らす寺廟としての存在は認められてあることは明白てある。現在及將來に向つては一應現存の登記を受けることか合法的存立の必要條件てあると云はねはならぬ。

寺廟の敎務及財產に關しては舊來複雜なる取締令か時々の令達として發せられてあるか、沿革的研究は省略して現今の取締としては敎義の闡揚、社會の導化、愛國心の啓發を以て講宗演義の眼目となし、此の範圍を脫することを得さらしむるを主旨としてある。

寺廟財產の內容

三、寺廟の財產　寺廟の財產は其の禮拜擧典の爲にする廟、觀、宮、閣、寺、樓、祠、堂、庵、臺、岩、洞、亭等の如き儒、道、佛三敎の如きを主となし、これに附屬して廟田、廟產、廟地、香火地、香貲地、油光地、齋田、祀田、養贍地等の如さ不動產を算することを得る。此等

の財産及特定財産の債權收入の如きは或は官の發給せるもの、村屯又は特志者の喜捨等は通常てあるか、此の外に當初の住持か最先に土地を佔據し、所謂佔山戶と稱する習慣に依つてこれを廟有の財產となしたるもの、若は寺廟自から財產及財產權を收買又は收得したるもの等かあり、其の歸屬の原因は異なつて居ると共に其の動產、不動產の種類に至つても一樣てない。又其の不動產中の土地の如きに至つては山林あり、原野あり、鹽田等もあり、又田畑等もあると共に其の沿革地名としては官地、民地、旗地もあり、紅册地、餘地、三園等もあるのてある。而して斯の如く各種の土地を所有し得られることに就ては元來土地に旗民の別を立て人にも旗人と民人との區別を置き、旗民互に其の土地の賣買讓與を禁止してあつたにも拘らす、獨り寺廟に限り此の兩種の土地を所有し得たと云ふことは、特別の人格を認められてあつた沿革に由來するものと謂ふへきてある。

寺廟財產の管理

寺廟の維持は專ら喜捨に依るのか通例てはあるか、一般には土地を主として有する一定の財產からの收入に賴つてゐる。而して此の財產の管理は其の寺廟に依つて一定はして居らぬか其の寺廟か喜捨に依つて成り、其の僧道か靈道又は淸居道の者てある場合には、必す徒弟を養成して後繼と爲すの關係上、住職住持の者か自からこれを管理するか又は壇下の內より管理者を

選定してあるか、又其の住持か在家僧又は火居道の僧道なる場合に在つては、自己の家産を以て寺廟の用に充て、若は自己の財産に由る收入を以て之を自己と寺廟との用に充て、或は寺廟の財産に依りて僧道の子女を扶助するか如きものかあり、其の間寺廟と僧道とか財産上の分界を明にせさるものも頗る多いのてある。併しなから、既に廟産を以て獨立財團てあると認められてゐる以上、寺廟の財産は寺廟の所有と認むへきは當然てあつて、清朝戸部の則例に於ても「各省叢林古刹經ニ官入冊一齋田、不許ニ私相售賣一違者治罪」と云ふ樣に僧道の自由處分を禁してあつた。尚又寺廟の內には家廟と稱する個人有のものもかあるので、此等は此の禁令の外に立つへきてあるか、其の他の寺廟の財産は必す所轄官廳に屆出て官簿の登錄を受くへきものとせられてあり、特に戸部則例に規定かある。現今管理寺廟條例にも凡そ寺廟現在の財産及將來財産を取得したるときは、當該地方官に登記を申請するを要すとの規定かありて、其增減の都度これを登記すへきものとなつてゐる。尚其の財産の管理に關しては「寺廟の財産は住持之を管理す」との規定か置かれてある。而して從前寺廟と僧道との公私の區分判明せす、これか爲其の財産上の處分に關して常に紛情の多かつたのは甚しい例てある。これか爲「寺廟の財産は之を典賣することを得さらしめ、又口實を設けて故意にこれを犯したるものは刑法の横領罪を以て論

すへきものとなつてゐる。唯舊來寺廟產と僧道の財產處分權との關係は實際に於ては甚た不判明てあつたか爲に、寺廟管理條例の實施前後に於ける處分の有效なるや否やに就て實際上の問題か頗る多かつたので、民國四年八月內務部は此の財產上の處分禁止は既往に遡らさる旨の示達を爲してゐる。

四、其の他　儒敎に於ける祖先崇拜主義に基き同姓又は同宗の者の集りて祖先を祭祠するものや、齊敎に屬する寺院卽ち齊堂とか或は同鄕人、同一系統の讀書人や、同一祖先を有する人とに依つて同祖、同師、同敎義を信するものの間に一種の財團組織を爲してゐるものもあり、就中同祖の爲に祭祠公產として組織せられてゐるものもあるか、滿洲にはあまり多くを見ないこれ等は常に一定の財產を有し一定の財團として存在してゐる。併し此等の內には其の性質に於ては明かに財團的內容を有してゐるか、公然の手續に依る法人的の能力を有して居らないものかある。

慈惠財團

第三、慈惠財團　支那は土地廣く民多く且つ移動流離の甚たしい丈けに、無告の窮途に迷ふものか頗る多く政府の蠲卹の制度も比較的廣く久しく行はれてゐる。養濟院を各地に置き地方に流落せる異鄕の困窮者を救ふの制の如きかあり、また地方に普濟堂又は善堂なとを置いて貧

民に飲食を給し、病者に藥餌を給ふるものや、又或は幼孤を養ふか爲にする育嬰堂や、或は行路死亡者の埋葬の爲にする義塚の設けやは各地に見ることか出來る。又は地方の凶作を救濟するか爲に穀物を貯藏する義倉や、其の他行旅者の河川交通を助くるか爲に設くる義渡と云ふ樣な設備かそれそれ講せられてゐるのかある。此等は官の施設に係はるものも甚た多いか地方の富紳か一定の財產を捐與して其の事業を執行してゐるのもある。併し近時社會的の施設として此の種の財團は漸次其の數を增加しつゝある。

第四、祭祀財團　同一なる祖先を祭祀するの目的の爲に、一定の財團を作り其の財團の收人を以て祖先を祭祀するの組織は支那の各地に廣く行はれてゐる。而して(一)其の財團設定の方法としては同宗の子孫又は親族か一定の私產を捐出して成るものと、父祖の財產の一部を其の子孫の分割より除外してこれに充つるもの、又は父祖自から特定の財產を遺留して公產に充てるものもある。而して此の公產の所有者は其の祭祀せらるへき父祖てあるとせられてゐるか、併し如何に父祖の爲に捐出したるものてあるとは云ひ、實在せさる父祖か所有者てあると云ふことは、假し支那人の思想上には存在し得るとするも、法律上死者を以て所有權の主體とは見認め難い觀念てあると云はねはならぬ。故にこの財產の管理なり處分に關する一般の事情から押し

てこれは死者の有てもなく、また其の子弟其のものの有てはなく、一種の財團てあると認むることか頗る妥當と見るへきてある。(二)然して此の財團の管理は其の祭祀を行ふへき派下の內より管理人を選定してこれに當らしむる仕組になつてゐる。また其の派下內部の關係に就ては其の子孫の各人は何れも其の祭祀公產の目的に副ふ祭祀を取り行ふへき義務を負ふものとせられてあり、從て其の財團に關してもこれを管理すへき義務を負ふものとなつてゐる。故に祭祀の執行者若は管理者を當初より協定して置くものや、又は順番にこれに當らしむる方法等も講せられてある。又其の管理の實施に就ては派下の各子孫か一定の文書を立てて財產の範圍やこれか管理方法なとも定めてあるのかあるか、間には單に祖先の財產を分割承繼するの際に關係書類の上にこれを併記して置く位に留めて、特に文書を立てないものか甚た多い。(三)祭祠公產の財團は性質上永遠に傳ふへきか主意てあるか爲當初設立に際して其の意味を示してゐるものか多い。併しなから滿洲地方の如き家族の集團性に乏しい地方に在つては、大仕掛に祭祀の公產を立ててあるのか比較的少ないと共に、兎角分家分產の甚たしく多く行はるる結果として、祭祀公產の如きも會員の同意に依つて解散せらるるものも亦甚た多いのてある。從つて其の財團より得たる收益の如きも、其の處分に就てこれを祭祀の爲に用ふると云ふまてあつて、一定の

準則の定まつてゐるものも少い樣てある。此等の關係から祭祀公產の永遠性も兎角にその性質を狹め、子孫合族の合意に依つて解散せらるるものの多い所以となつてゐる。

第四節　物

物及物と定著物

民法上物は自然界の一部にして、人の需要を充たし場所的の存在を有する獨立の一體てある。其の內容に就ては幾多の分類を示すことを得へきも、日常の取引上に關係深く、且つ訴訟等の爭點となり、多少の留意を要すへきものは土地と其の定著物に關するものてある。而して法理上の原則としては土地と其の定著物とは之を一體の物と認むの觀念あることは明かてあり、從來土地の賣買に當り「地上地下井口木石無除留」等の文言を文契上に記載するの例の多いのは此の主意を明にしたものてあり、而して近き民國の判例に於ても、賣契上に單に田地、宅院等と指定したる儘にて竹木等に關する別段保留の意を明にしあらさるものは、別に證憑なき限りこれを以て土地の定著物と認め、土地と一體を爲せるものと解すへきなりとの決定あるに徵すへきてある。而して更らに其の定著の範圍及效果に就て、大理院は土地の定著物及其の地內に在りて未た出產せさる物は主たる所有權の移轉に隨つて移轉するものとの說明を下してゐる。

第五節　法律行爲

第一款　法律行爲の意義及成分

法律行爲の意義

一定の法律上の效果の發生を目的とし、表意者の希望に依り法律上の效果を發生せしむへき私法上の意思表示を法律行爲と稱する。

法律行爲は旣に當事者の意思の表示せられたものてある以上、その表示か完全に行はるへきことを必要とすることは元よりてある。曾て大理院か熱河に於ける訴訟案件に關し、「法律行爲は其の眞意を探求すへく文字に拘泥すへきに非らす」と釋示したのはそれてある。

法律行爲の要素は其の目的確定し、且つ可能にして適法ならさるへからさると共に、完全に意思の表示せられたるものたるへきを要する。

第二款　意思表示

意思及意思表示

意思表示とは意思の內容を外形に表明することてある。而して其の意思と表示との關係に就ては、意思成立し且つ表示せられ、尙又意思と表示と一致し、更らに其の緣由の任意なるへきを要することは必然てある。今此等に對する民國裁判上の判例及解釋に從ふに左の如くてある。

心裡留保

一、心裡留保　心裡留保に關しては「表意者か既に肯定の意思を表示したるも、其の眞意は之を拒否し居り相手方か其の眞意を知悉することを得たるときは其の意思表示は效力を發生せす」と判定してあり、又

暗默の意思表示

二、暗默の意思表示　に就ては「言語動作を以て明白に其の意思を表示したるに非さるも其の他の擧動に依りて其の意思を推定し得へきものは單純なる沈默と看做すことを得す」と判示し更らに其の效果に就ては其の表示に從ふへきものと說き、尙又

詐欺又は虛僞の意思表示

三、詐欺又は虛僞の意思表示　に就ては詐欺を「不正當なる侵害行爲」と判示し、又虛僞の意思表示も亦同しく同一の判詞を示し、又其の效果に就ては表意者か其の詐欺又は虛僞の證明を爲したるときはこれを取消すことを得へきものと判定して居り、更らに

恐嚇及脅迫の意思表示

四、恐嚇脅迫の意思表示　に就ては「詐欺脅迫は不正當なる侵害行爲なり」と判示し、更らに恐嚇は表意者をして其の意思の自由を喪失せしめたるものにして不法なりと判定し、又其の效果に就ては善良なる風俗に違背せさる場合と雖之を取消し得へきものなり」との判示を下してゐる。一般不法行爲を目的とする意思表示の無效たるへきや論する迄もない。

第六節　代　理

第一款　代理の意義

代理及代理の意義

代理人か本人の名に於て自から意思表示を爲し、又は之を受け其の效果を直接本人に及ほす相互の關係を代理と稱する。代理に就ては法規上專法の示されたるものはない、故にそれを慣習又は判例の上より考察するの外はない。

代理の性質に就ては、代理は代理者か代理行爲を爲すと云ふ主觀的作用なりとの說かあり、又代理は權利なりとの說かあるに對して、權利にも義務にも非さる資格關係なりとの說を通說とするものの如くてある。而して代理は其の關係の發生に依りて法定代理、任意代理又は其の效果の關係上直接又は間接等に區別し得らるへきも、訴訟其の他に於て多く問題と爲つてゐるのは無權代理に關するものに因由する。依て次に有權代理と無權代理及復代理に就て敍說することとする。

第二款　代理の效力

有權代理

第一、有權代理　有權代理とは所謂代理者に於て代理權を有するものの由とあつて、而して

代理權の發生原因の一は法律の規定に出するもの、其の二は當事者の委任に因るものとてある。而して法定に因るものは、本人と代理者との間に特定の權限委任の定式を要せさるも、法定以外の場合に在りては、本人と代理人との間に於て委任又は其の他の方法に於て代理權の受授あることを必要とする。

法定又は委任に依る代理者の行爲は必す委任の範圍內に於てせらるへく、其の效果は直に本人に對して效力を發生すへきも、若し其の行爲か法定乃至委任の範圍外に出てたるときは其の效果は一般無權代理を以て論すへき旨の判詞かある。

無權代理

第二、無權代理　法定又は委任に因る代理の權限なき者か本人の爲にするの意思を表示して意思表示を爲したる場合、又は第三者か本人の爲にすることを表示して爲したる意思表示は所謂無權代理てある。故に前段所說の如く有權代理人の權限外の行爲は亦同しく無權の代理たるへきの理てある。

無權代理行爲は本人の意思又は法律の規定に由るものに非さる行爲者任意の行意なるか故に、本人に對して直接に效力を發生せさるへきを原則とする。即ち本人はこれに對して同意拒絕の權あるは勿論、其の受けたる損害に就ては賠償を要求するの權利を有する。併しなから旣

に本人の爲にするの目的を以て行はれたるものてある。本人の追認あるときは卽ち本人に對して直接效力を有すへきや必然てある。而して此等の拒絕及追認の效力に就て、嘗て無權代理人の行爲に對し本人の拒絕あるときは其の行爲は始より無效たるへく從て別に原狀囘復の問題を生すへしとの解釋、竝に無權代理人の行爲は本人の追認あるに非されは本人に對して效力を發生せすとの判決のあつたのは卽ちそれてある。

第七節　無效及取消

無效の行爲と取消し得へき行爲の別

第一、無效の行爲と取消し得へき行爲の意義　無效の法律行爲とは當事者間に於て事實上の行爲あるも法律上の效果を發生すること能はさる行爲の謂てあつて、取消し得へき行爲とは行爲其のものは有效なるも特定の原因あるとき其の效力を滅却せらるへき行爲の謂てある。

第二、無效の原因と取消し得へき行爲の原因及其の效力　行爲の無效たるへき原因は行爲者の行爲資格を有せさるに因て生する、故に其の效力に就ては判例に「凡そ權利なくして他人の財產を處分したる場合に其の所有者は之に對して其の行爲の無效たるへきことを主張とすることを得」との論斷を爲したるに見るへく、尙又行爲の取消し得る原因に就ては「法律行爲の瑕疵

由あり自の意思に欠缺あるものはこれを以て取消しの原因と爲すことを得」との判詞ありて、主に法律行爲に關する能力の欠缺、又は意思表示の瑕疵卽ち詐欺强迫其の他法定形式の欠缺等」てある。

無效の行爲は初より法定要素中に成立要件を具備せさりしか爲成立せさりしものてある。判例に「無效の行爲は拘束力無し」とあるのはそれてある。取消し得へき行爲は其の欠缺を補正するに依りて取消し得へき瑕疵を除却し得へく、これを補正し能はさるの間は取消し得へき條件を負ふて取消されたる期間中有效なるへきものてある。而して一度之れを追認したるときは行爲は玆に完全となり、爾後取消し能はさるへきものとなるのてある。

第八節　期間及時效

第一款　期　間

期間とは一定の時期より一定の時期に至る限定的の時間を指すものて、法律上には種々なる效果を生せしむる。而して法律上の效果を生する期間は法規又は命令若くは裁判上の決定に由りて生するか例てある。

此の期間の計算法に關しては元來支那法に明かに之れを規定したものは無いのてあるか、唯た年齡を分つに一定の算法かある。卽ち現在年歲と稱するのが所謂數へ年、整歲と稱するのか所謂滿年の數へ方て、稱日と云ふのか日を以て計算することてある。併し法律上の計算法としては其の何れに據るへきやに就ては、名例律に「稱日者以百刻」とあるのみて、果してこれを用ゐたるや否やは不明てある。また乾隆年間の事例には現在年歲卽ち數へ年を標準としており、また嘉慶の例にはこれを改めて刑罰上の責任年齡も亦等しく數へ年に依ることになつてゐる。現在の法度ては刑法に責任年齡を定むるに「未滿十二歲人之行爲不爲罪」と規定し、又商人通則にも亦同様の字樣を用ゐてあり、年齡の計算は滿年計算てあることは明てあるか、其の他に就ては明てない。唯民法草案に依れは、期間の始期には初日を算入せす、年齡の計算には出生の日を算入し、又月、年等は曆に依り、別に期間終期の算法等を定むるの豫定あることか明てある。

第二款　時效

時效の意義

第一、時效の意義　時效とは或る要件の下に於ける時の經過に因りて權利の取得又は喪失を來すへき法律上の事實てある。卽ち一定の期間或る事實上の狀態か繼續したるに因て生せしむる權利得喪の方法てあるか、支那法の上には一般的時效の制を示したものは無いのてある。併

しなから此の觀念の存在は否定し能はさるものかある。唯民法上の事項に就て同義の規定として見らるるのは(一)に佃人か其の佃作地の所有權を取得し得へき特別規定と、(二)に從前典賣不明なる土地の所有者を定むるか爲の定例かあり、また近く淸理不動產典當辨法かある計りてある。

取得時效

第二、典賣不明地の取得時效及其の他　不動產を他人に出典して金錢の融通を受けたる後、往々にして其の契約か典てあつたか乃至は賣地てあつたか不明なるものか有る。滿洲には殊にこれか多いのてある。元來典は出典者に於てこれる受戾さる限り何時までも存續するのか例てあり、また實際に於て永年これか受戾を爲さざるものも多いので、結局これを放任して置くことか權利關係を不確定の狀態に置くこととなるので、これか所屬を限定するの必要か生して來る斯くて斯くの如き典賣地の不明に對して一定の年限、これか受戾をせなければこれか典得者をして其の土地の業主權を得せしむる制度を立つるに至つたのてある。故に此の意義に於ける時效の取得には、土地の典賣不明の事實と一定の年限の經過とを必要の條件とする。此の外家產分割に對する異議の申立に就て、一定期間の經過に依り爾後其の申立の權利を喪失せしむるか如きも亦時效の一例と見るへきてあらう。

第二章　債權

第一節　債權總說

第一款　債權の意義及要素

債權の意義

第一、債權の意義　債とは字典に「負」とあり、責任を負擔するの意てある。而して債權は之を法律的に解すれは特定の人か他の特定の人に對して特定の行爲を爲し、又は爲ささらしむる權利關係てあることは、廣義の債の意味に於て支那法上明かに認められたる所てある。只從來金錢給付の關係か主として負債の意義に用ゐられて居つたか爲に「今俗負財曰債」と謂ふ樣に解せられてゐるのは債を狹義に見たものてある。特に民律の草案註解にも同一なる釋義か施してあり、且つ各國の立法例に照らし併せて國內の慣習に依據したる立法たることを附說してゐるのにも徵し得られ得る。

債權の要素

第二、債權の要素　債權は必す二箇の共通せる要素より成つてゐる。卽ち特定の作爲又は不作爲の行爲、卽ち特定の給付を爲さしむるに在るか故に、相對立したる債權者と債務者の存在

を必要とし、且つ其の給付の物體の存在を必須的要素とする。而して債權又は債務の主體は必らす現に實在し且つ相異なれる自然人又は法定上の人格を有するものたるへきを必要とする。慣習として死者の名に於て財産權を有するの例かあるか、這は寧ろ一種の法人格樣のものと見るへきか穩當てあらふ。

第二款　債權の物體

債權の一般的物體

第一、債權の一般的物體　債權は債務者をして特定の行爲不行爲を爲さしむるものてあり、之を併稱して給付と謂ふ、民律草案にも亦此の字樣を用ゐて居る、而して其の給付は適法にして且つ可能のものたるへく、更らに其の性質上確定のもの若くは確定し得へきものたらさるへからさるものたるを要する。

特定物及不特定物

第二、特定物及不特定物　特定物を目的とするときは、其の特定物を目的と爲すへきも、不特定物を目的物體とする場合には、代替物を以て給付を爲すことを得へきものたることは通常の慣行てある計りてはなく、既に「不特定物を物體と爲し、僅かに其の物の種類のみを定めたる債務に就て、若し行爲の性質及當事者の意思を以て其の等級を定むること能はさるときは、債務者は品質中等の物を以て給付すへく、若し又其の品質兩種のみなるときは債務者の選擇す

る所に依る」との判例のあるのは不特定物に對する債務者の選擇權を認めたものである。

第三、貨幣　債務か貨幣を目的とする給付なる場合に於ては、貨幣に就ての大體の種類又は沿革の研究を必要とするも、這は第四卷金融貨幣に關する論述に委ねて茲には之を論及することを避くる。併しなから支那に於ける貨幣の制度は甚た久しいものであつて、從つて其の種類も頗る多く、且つ又これに加ふるに外國貨幣の國內に流通せられて居るものも亦頗る多く、其の種類丈けても約三十六以上に達してゐる。更らに滿洲地方には外國貨幣の流通かあり、給付の際に於ける標準貨との割合等には入込みたる問題を生する。判例の示す所に依れは(一)特約あるものは其の定むる所の貨幣を標準となし、(二)特約なきときは債務者の選擇する所に依り(三)債務者の提供貨幣か强制通用の力を失ふときは、地種の區別少なき貨幣を以てし、實價に增減あるときは其の實際の差額は債務者の負擔たるへく、若し又(四)外國貨幣を物體となしたるときは契約當時に於ける相場に依るへく、(五)外國貨にして內國に通用せらるるものに就ては市價に依りて算定する等、其の他の複雜なる關係となつてゐる。尙又(六)兌換券に就ては辨濟時の市價に依りて受授すへき旨の解釋かある。

貸借と利息との關係沿革

第四、利息　利息の制は支那法の上には既に久しき沿革を以てゐる、而して貸借と利息の關

係に就ては、周代に市場の物資過剰すれは官に於て之を收買し、物資缺乏すれは官より之を放賣し、掛賣の扱を爲した、之を貸又は賒と稱したるに由來して居る。卽ち貸は資なきものに貸與し賒は祭喪の如き不時の入費を要するものに貸與したものてあつた。而して貸に對しては別に勞役を徵したのか、國服爲之息とあるに依つて利息と稱したるに初まつたとある。然るに現今此間に貸を賒と稱してゐるのは二者を混同したものてあることか明てある。

貸は他人の窮乏に對するものなるか爲、利息の要求は高額なるへからさるものとして、明朝以後律に高利を要求すること勿からしむるの制限かあつて、淸にも之を傳へ現今行はるる律の錢門違禁取利條に月利三分を制限とし、又別に一本一利の法と謂ふのかある。蓋し一本にして一利にして、複利なることなからしむるに出てたるものとあるか、併し實際には必すしも準則とはなつてゐない樣てある。

利息の性質

利息の物體は通常金錢を以てするのか、例てはあるか必すしも一定しては居らぬ。蓋し利息は法律的に之を解すれは債權者か或期間元本の使用を爲し、又は爲し得へき狀態に在つたのに對し其の期間に應して債權者に給付すへき報償てあり、且つ元本の分數に依りて成るものとなつてゐる。それ故に金錢に對しては金錢を以て利息とするも、又一般農家の如きは穀類を以て

利息を仕拂ふものか多い。

第三款　債權の發生

債權發生の原因　債權は特定人か特定の人に對し、作爲又は不作爲の責任を負はしむるの關係を指稱するものてあるか爲に債は其の意義に於ける對人負擔てある。而して債權の發生は(一)其の主たる特定契約人間の契約に原因するものと、(二)當事者の意思に關係せす、特定の事實に依つて當事者間に特定の事業作爲又は不作爲の責任を發生する場合とかある。賣買、貸借の如きは前者に屬し損害賠償又は不利利得の如きは後者に屬する。然るに同しく契約に依りて特定の債務を發生するも、而かも一般の債權は賣買貸借の如く一定の原因に依りて發生するを通例とするに對し、(三)、別に一定の原因を必要とせすして債權の發生原因を爲す場合かある。民律草案にはこれを債務約束及債債務認諾務認諾と稱し、一種の債權的法律行爲と認めて居るのはそれてある。是れ亦通有の事實てあるのを、單に民律の分類上債權の一分類に加へたに外ならさるものてある。これに就ては後に解說を加ふる筈てある。此の外親族及相續關係より生すへき債權事項に關しては、別にその章に於て敍述することとする。

第四款　債權の效力

債權の效力

債權は相手方をして作爲又は不作爲を爲さしむるの權利てあつて、換言すれは當事者をして特定の給付を爲さしむるを目的とす。而かもその給付は單に當事者間に於てのみ給付關係を生せしむるに留まらす、債權の性質及其の內容に依り、第三者に關係を及ほすか故に債權の效果は其の當事者間に於けるものと第三者に對するものと區別を生する。

第一項　當事者間の效力

債權の當事者に對する效力は債務者をして債務を履行せしむること、債務者の不履行に對し强制履行を爲さしむること、更らに不履行に對して生したる損害の賠償を爲さしむるとの關係てある。

債務の履行

第一、債務の履行　履行は債務者か其の債務の本旨に從ひ、債權者の目的としたる作爲又は不作爲を爲す所の作爲其のものてあつて、而して債務者の作爲する所の內容は債務の本旨に從ふへく、不完全なる履行に對しては債權者はこれか拒絕を爲し得るとせられてゐる。而してその履行は適當の時期に於て遲滯なくこれを行ふに在る。更らに其の本旨と爲すへき債務の內容、其の時機乃至其の方法に關しては、各債權の內容に依りて定まるへきてある。

債務の强制履行

第二、債務の强制履行　債務者の不履行あるとき、債權者をしてこれに强制して特定の履行

を爲さしむることは、債權の保護上最も大なる權利てある。然るに從來の支那法の上には此の點に對する規定か充分てはない。元來支那法には此の種の場合を豫見するに所謂仁義主義を以てして居る。蓋し債權の內容に於て其の主たるものは金錢の給付てあつて、而して貸借關係は富者と窮乏者との關係てあることか普通てあり、而して貧者に不履行のあつた場合、富者に强制の權利を充分に與ふることは所謂窮者を益々窮乏に導くものてあつて、所謂仁義の精神に違背するものと見做して居つたか爲てあつた。併しなから這は所謂主義てはあつたか、事實上債權者を保護せさるへからさる社會上乃至政治行政上の必要から、自然に債務者に對して强制的に債務を履行せしむの法度を生するに至らしめてゐる事實かある。現在訴訟法上强制履行の手續を規定し、尙又債權者か抵押權を設定して債權の擔保に充當したる場合、債權者は抵押物上に完全に其の權利を行使し得へく、若し債權者の請求あるときこれを拒絕すへき理由なきものと判示してあるのも、此の他に債務者の家產か債務を償ふに足らさるときは、慣例に照して其の一部分の資產を債務に充當せしむることを得へく、尙又債務者の資力か債務を辨濟するに足らさるときは、破產の請求を爲すことを得へき規定のあるか如き、何れも强制履行を公然の規定として債權者を保護するの精神を表明し來つたものと見るへきてあらう。

債務不履行に因る賠償

第三、債務不履行に因る賠償　在來支那法の一般觀念上損害の發生に就ては、所謂天意說か行はれてゐたことは事實てある。例せは債權の物體か滅失したる場合の如きは、天意に依るものとして債務者に債務を免れしむるの慣習てある。併しなから債務者の重過失に對しても尙ほ此の天意說の當箝め得へきや別やは自から問題の生する所てある。要するに債務不履行の原因か不可抗力に出てたる特別の場合に於ては天意說に據るへきも、而かも其の他の場合に卽ち債務者の意思乃至は其の過失に由る不履行に關しては、元より其の賠償の責を免るへきものに非さるは明てある。

第二項　第三者に對する效力

債權の第三者に對する效力

債權の第三者に對する效力の主なるものは一に間接訴權、二に廢罷訴權とし、更らに同一債務關係者內に於ける他の債務者との關係又は多數當事者の債務關係及保證の關係等てある。

間接訴權

第一、間接訴權　間接訴權は債權の地位に從屬する固有の權利てある。卽ち債權を保全するか爲、債務者の有する權利を債權者に於て行使するの權利てある。唯曾て民國三年に債務者か其の所有の店舖を賣却せんとしたるに、適々債務者か他に負債あるの事實を知悉したる債權者か、これを以て自己の債權を危殆ならしむるものとし、債務者に屬する權利を保全せんか爲に其

の賣買を拒み、其の結果遂には他の債權者の意思を顧みさりし事實ありたるに對し其の行爲を惡意と推定したる判例かある。惟ふに此の秝訴權の行使は法律上、單に此の訴權を行使せる債權者一人の利益の爲にのみ之を認めたるに非らすして、間接訴權行使の利益は、常に總債權者全體に及ふものと解すへきものたることは一般の解釋と見るへきてある。

廢罷訴權

第二、廢罷訴權　廢罷訴權は債權を害することを知りて爲したる法律行爲を廢棄せしむる。債權に從たる取消權てある。民國三年中凡そ債務者にして債權者を害することを知りつつ自己の財産を第三者に讓渡したる事件に對し、讓受人に於て其の讓受か惡意に出てたるに非さることを證明するに非されは、債權者は自己の債權の保全の爲、債務者の爲したる法律行爲の取消を爲すことを得へきものなりとの判決を爲したる前例かある。此等の如きは明かに此の權利を認容せられたるの證左と爲すへきてある。

第三項　多數當事者間の效力

多數當事者に對する債權の效力

多數當事者間の債權の效力とは、債權者又は債務者か二人以上の場合に於ける相互間の關係を謂ふのてある。若し夫れ債權者にして一人ならんか、其の權利の全體は債權者一人に歸すへく、之に反して債權者か二人以上なるときは其の權利は二人に屬すへく、此の關係は債務者の場

合に於ても亦全く同一てある。と共に或は單數の權利者と複數の權利者、或は複數の權利と者單數の債務者との間に於ける相互の關係は頗る混雜となり來るへきは必然てあらねはならぬ。卽ち以上の關係を、茲に多數者の債權及債務と稱するのてある。

債權者間の關係

第一、相互間の原則　一般相互間に於ける債權關係は之を平等のものと看做すことは原則として認められてゐる所てあつて、債權者の債務者に對する權利の行使は、各債權者に平均して分配せらるへしとの判定、又は各債務者は特別の意思表示なきときは、各債務者に於て平均して之を負擔すとの判詞あるは、卽ち此の意義を示したものてある。

連帶債務

第二、連帶債務　連帶債務は二人以上の債務者に於て共同の債務を負擔して、其の共同の債務を各別に全給付を爲すの義務を負ふ所の債務關係てある。故に大理院の判例に依るに債權者は連帶債務者の一人に對し全部の債務の履行を請求することを得、而して全部辨濟を爲したるものは他の債務者に對し按分に依りて求償することを得とあるは卽ちこの意を明にしたものてある。

保證債務

第三、保證債務　保證債務に關しては第十六款保證債務の部參照

第五款　債權の消滅

債權の消滅

債權は其の債權其のものの目的を達成したるに依りて消滅する場合と、又其の主たる債權か事故に依つて其の性質を變更し、債權の存在せさるに至つて消滅する場合とかある。茲に前者を債務履行に依る消滅と稱し、後者を債權の改變に依る消滅と假稱する。

債務履行

第一項　債務の履行

辨濟

第一、辨濟　債權は債務の履行を條件としてのみ存在すへき筈のものてある、故に債務の辨濟に依りて權利を消滅せしむるのは債權の本來てあらねはならぬ。而して其の債務の辨濟か金錢の給付てある場合には之を還錢と謂ひ、物の引渡てある場合には交若くは給とも謂ひ、又其の債務か作爲を目的とした場合には完工と謂ふてゐるか、民律草案には之を總稱して淸償と謂ふてゐる。辨濟は債務者に於て爲すへきか當然てあるか、若し其の性質か許す以上は他人か辨濟を爲すことも通常ある所の例てある。

辨濟の時期

又辨濟の時期は當事者の定むる所に依るへきてはあるか、一般に商取引ほ依るものの如き物の引渡は各其の定めたる時期の外には一般の月算のものは其の月末に、又期及節算のものは其の期節に辨濟すへきものとせられてゐる。其の他農家等に於ては秋期收穫後を例としてゐる。又其の場所に就ては特に取決めあるものは其の取決めに依るの外、多くは債權者の住所に於て行はれ、農家の代物辨濟を爲すものの如きは其の穀類を

運搬して債權者の倉庫又は營業所に於て引渡しを爲すものか多い。

相殺

第二、相殺　二人互に債權を有し互に債務を負擔したる場合に、互に相殺して債務を消滅せしむることは、互に其の債務と債務とを相對控せしむることに依りて辨濟に代ふるものてあつて一種の辨濟てある。是を對抵又は控抵とも謂ひ、民律草案にはこれを抵銷と稱してゐる。而して相殺の行はるるのは、其の債務の性質か互に相殺に適應したものてあることか要件たるへきは勿論てある。而して相殺の方法は相互に合意あることと、且つ相互に辨濟期に在ることか必要てある。

第二項　債權の改變

債權の改變

債務か債權の性質の改變轉移に因て、相對的に消滅する場合かある主たる債權の更改及讓渡に依るものかそれてある。

更改

第一、更改　更改は債權の要素を變更するに依りて新債權關係を發生せしめ、これか爲舊債權を消滅せしむるの效果を生する。而して債權の要素は通常當事者及契約の目的そのものの二者を指すか故に、茲に更改は其の内の一部を變更する場合を指すのてある。而して此の變更改廢は主として新舊の債權者及其の債務者との合議に依つて成るものか多い。

混同　**第二、混同**　債權者の權利は債務者相對的關係に於て存在する、故に債權者としての權利と債務者としての義務とか同一人に歸したるときは、權利と義務とか同一人の有する二箇の權利と二箇の義務とか互に混同して玆に債權關係は消滅に歸する。而して此の事例は相續又は過繼に依る承繼なとの場合に最も多く生する問題てある。

第三項　債務の消滅

債務の消滅に依る消滅　主たる債務か解除せられたるときは、債權は玆に消滅すへきは當然てある。而して其の債務の解除は所謂免除と時效の完成との二てある。

免除　**第一、免除**　債權の免除は一に債權者の意思に依りて定まり、債務者にして其の權利を拋棄するも、亦其の債務を免除するも、其の結果に於て等しく債權の消滅原因を爲すへきてあるか、免除は單に債權者の意思のみに依らす、法律上免除せらるる場合かある。律例に「因强奪而姦占婦女絞、人口給親、私債免追」とあるのか、それて卽ち債權者の不法行爲か其の債權の法律上の免除原因と看做されたる例てある。現今の暫行刑法の公布と共に此の規定か法の力を失つた譯てはあるか、此の場合の民法的債務者免除の效力の有無に就ては、慣習多少不明の點かある。

時效　**第二、時效**　時效の制は支那法上の上に直接規定してあるのは、物權に於ては典の囘贖は一

定期間に之を爲さなかつた際、典主は其の典得地の所有權を取得しこれか登記を申請することを得へき旨を定めてあるか、債權に關してはこれを定めたものはない。故に時の經過に依つて事實上權利の執行、又は義務の履行の行はれさる場合はあるか、法律上權利を取得し義務を免るへきものとは謂ひ能はさる所てある。唯暫行民律の草案には時效に關する規定を揭けてある。

第二節　契約總說

第一款　契約の意義及內容

契約の意義

第一、契約の意義　契約は之を形式上より見れは約を契にしたるものてはあるか、實質に於ては約そのものてある。而して約は之を抽象的に解すれは字典に纒束也とあるか如くに、拘束を意味する。故に公法的には憲法制法の如く國家と人民との關係の準規となり、私法上には私的權利の準繩たるへきものてある。諺に「官有正條、民有私約」と云ふのは共通して其の規繩たることを謂ふたものてある。要するに以上の意義に從へは、契約の契は約束の事項を文契と爲したるものてはあるか、それか直ちに約束其のものを意味するものとして用ゐられて來たのてある。

契約を以上の如くに解すれは契は約束其のものと分離するときは、約束を記した所謂書證の意義となるか、これに就ては別に契約の形式の部に記述する所を參照せられたい。

契約の自由

第二、契約の內容 契約の自由は支那法に於ても亦共通の原則となつてゐる。併しなから、其の自由の範圍は法律の認容せさる內容を目的とすることは無效てあることも共通の原則となつてゐる。而して其の準繩となるへき支那法の成文法に就ては、既に總論に記述した所の如く、前情の律例、會典乃至事例又は則例省例、示諭の如き一部現行の效力あるものを含み、一般に民國の各律各規則に準據すへく、其の慣習法に依るものには所謂民法事項に關するものか多い。而して此等の慣習上其の法としての效力を有するものに就ては、「凡そ法律に正條なく而かもこれに對して一定の慣習存在し、當事者に於て之に準據する意思かあり、且つそれか公の秩序又は善良なる風俗に害のない限りはヽに從ふへし」との判例かある。卽ち此の條項に反せさる限り、契約は自由てある。

第二款 契約の要素及契約證

契約は二人以上の意思の合致を必要とする。然るに此の意思の合致と云ことか心的の要素てあるか一般には此の要素の外形的證明として書證を作り、若くは公なる證明の方法をとること

の習慣か養はれてゐる。

第一、契約の要素

合意

一、契約は　當事者間に合意を必要とすることは當然てあるか、此の合意の意思の表示に關しては民法關係の法文に特別の規定は無い。併しなから刑律には錯誤、詐欺、脅迫に關する罪を定めてあり、依つて利を得たるものを詐欺取財として罰則を定めてあるのみて、此の場合に於ける法律上の効果に就ては別に定むる所は無い。併し其の程度の如何に依りては或は之を取消し、又は其の無效を主張することを得へきは理論上當然と認むるの外はあるまい。

申込及承諾

二、契約の成立　當事者の合意に依りて成立する契約の順序は契約の申込とこれに對する承諾に依りて成る。而して直接契約の申込に關する慣習は明かてはないか、土地家屋の賣買又は貸出の誘引には常に招の文字を用ゐて招買、招售、招租又は招募なと稱してゐる。而してこれに對する承諾に就ては允許、允諾、甘愿、允承なとの字體を用ふるか例となつてゐる。更に又契約の申込とこれに對する承諾の意思表示に關しては一定の方式を定めては居らぬ。申込と承諾の法律的效力の發生の時期に就ては多くの文契に「當面會議」とか、又は「兩道甘愿」或は「二比甘諾」なとと稱して居るのは、要するに當事者の互に允諾ありたるときを以て契約成立の時

期と見て居るのである。併し離地者間の意思表示又は申込乃至承諾の效果等に就ては尙不明の點あるものか尠くない。

第二、契約證

立契及其の形式

一、立契　契約は當事者間の合意に依りて成るも、凡そ家產其の他主要なる事項に關するものは之を文契として證憑を日後に備ふるか通常の例となつてゐる。民律草案に依れは不動產の賃貸借一年以上に亙るものは立契を要するものとしてあるのも此の義に因つたものである。而して一般文契形式の內容は契約の性質又は其の物體の異なるに依つて一樣てはないか、因習久しくして略々一定の形式と名稱とか定まつてゐる。其の種類又は呼稱の如きは地方又は時代に依つて一定はして居ないか、其の大要を示せは次の如くてある。

文契及文契の種類

賣買證書

典、質證

貸借證

雜契

二、文契の種類　契は又字とも謂ひまた約とも謂ひ、又文契とも合同とも合約とも謂ひ、其の他同義の稱呼かあるか等しく契約證書の義となる。而して其の(一)契約の性質に依つて賣買證書を賣契、杜賣契、杜絕賣契等と稱し。典契約證書を典契、典約、典字、典約字、質契、典質契、轉典契なとと稱し、押契約證書を押契、壓契、指產借錢契等と稱し、又借地借家の契約證書を租契、永租權の讓渡證書を退契、兌契と稱し、其の他換字、分管字、招夫字、續絃字等

其の例は甚た多い。又一般に(二)帖と稱するのは契に比すれは遙かに輕く、紙片に記して證と爲すの程度のものを謂ふ。押契を押帖、借地證を租帖永租權の讓渡證を兌帖退帖、交換證書を換帖なとと稱するのも亦同義てある。又別に(三)單と稱するのは書付けの意てあつて總て簡單の取扱と爲つてゐる。交換證書を換單、分割證書を分單、分家證を分家單、養子緣組證を過繼單寄附證書を施單、捨單等と稱するの類かそれてある。其の他官より發行する地劵を丈單と謂ひ又其の占有事項を記載したる佔單なとかそれてある。此の他(四)憑帖と謂ふかあり、一般證憑書類の意てある、又は憑據に作るものもある。此の外に單に帖、單等と記載する證書は甚た多いか、何れも證憑の義を成すものてある。併し土地建物の如き重要なる家產の處分には何れも上述の契を立つるか例てある。更に票かある金錢其の他の引替に關する證劵を金票、銀票又は股票、貨票等と稱するのも同義の用例てある。

（帖）（押契）（單）（憑帖）（票）

三、文契の作成　文契の作成は、其の契約の正確を證して日後に備ふるに在るか故に、最も嚴格に取扱ふか例となつてゐる。特に家產中最も重要なる土地建物の處分に關するものや、家產の分割若くは過繼子の議立等の場合には家長近親等を會同し、且つ其の公平を期するか爲他人を立會せしむるは通常の例てある。而かも證書の筆者を關係者外より聘し、中介者の會同記

（文契の作成と立會人）

名を要する等嚴重に行はれてゐる。

記載事項　四、文契の記載事項及其の數　文契類の記載事項は元より簡單てはないか、要するに其の契約の當事者及中見人、中說人、立字人の氏名を揭け、其の證明すへき事項は其の行爲の內容に依つて單純ならさるへく、前に文契の種類として揭けたるか如きはそれてある。而して其の數

文契の數　に至つては或は同文二通を作りて各其の一通を所持し、又は一通の文契を折半して各其の一部を所持するものもあり、最も普通とするのは債務者例せは典の借主、金錢貸借の關係あるものは、其の借主より之を作成して債權者に交付するのか多い。故に租契約の場合に一通の租帖を折半して各一半を所持するものあるか如きは之を例外と見るへきてある。此の外別に貸主より貸帖を借主に交付してゐるものも多くある。

公證制度　第二、文契の公證及其の契紙　文契は契約あるに依りて纏めて作成せらるるに至るのてある此の故に文契の成立を確認することか契約其のものを確實に立證し得るの效果を生する。卽ち此の必要から官は財產の主要なるもの、卽ち土地建物の處分中、典と賣とに關しては、其の賣典

立契と契稅　のあつた際其の當事者の屆出を俟て一定の稅を課し、以て其の立契を證明するの制度かあつた。而して其の官の檢證を受け稅を納めたる文契を紅契と稱し、其の然らさるもの卽ち私證書とし

こ官の檢認を濟してない。文契を白契と稱してゐる。然るに茲に契約の締結せられたる際、文契を作ることか契約手續上必要てあるや否や、又此の立てたる文契には契稅を納むることか必す必要てあるや否や、卽ち契約に際し文契を立つることは契約成立上の要件として見るへきや否やに就ては、議論のある所てある。然るに古來立契を以て契約の必要なる方式と見做し、これを作成せなかつたものに對して一定の罰則を設けてあつた例もあつたか、併しなから此は不動產の賣買出典の場合に於て立契するのか例てあり、其の例に依つて立てたる文契に課稅するの目的に依つて定められた制度てあつて、一般に文契無けれは契約は成立せすとの意てはないとの解釋か下されてゐる。而して舊淸時代の文契なり契稅なりの規定は度々の變遷かあつた。

契稅條例

然るに民國の三年契稅條例の布かれてより舊來の制度は更らに新にせられた。今回條例の定むる所に依れは不動產の買主又は承典者は契約成立後六箇月内に賣契には文契額面の價額百分の

契稅額

九、典契には同百分の六の率を以て印花稅紙を貼用し、官署に提出して登錄を受くへきものと

文契紙

定めてあり、又其の所用の文契用紙は官の發行に係はるものを用ふへく、尙又官の發行用紙を買入れ二箇月以上使用せさるときは無效たるへく、又其の屆出の賣價典價に虛僞あるときは其の虛僞の程度に比例し、其の差額の二倍乃至八倍の罰金を科すへき旨の規定かある。併しなから

同條例中にも以上契稅不納のものは其の契約を無效たらしむへしとの規定かない。惟ふに若し此の場合に於て契約を無效としたならは、契稅も亦同時に之を徵收するの理由なしとの論決に到著すへき順序てあらねはならぬ。故に、唯其の不納者を印花稅法の反則と見るへく契約其のものを有功のものとを見るの外はあるまい。

第三、文契契紙の種類　文契の公證契紙は一定の形式かあり、當事者の屆出てたる文契に添貼して一定の徵稅を爲すものてあつて、大要之を分ちて舊契紙及新契紙の二樣とする。而して舊契紙と稱するは槪して清朝時代のものを指すものてあるか、舊來は典當の當事者か立契したる後之を官に差出し、徵稅の衙門に就き檢印を請ひ契稅を納入したるのか、民國二年に劃一契紙章程九箇條を公布して契稅徵收の法度を改めたる後、翌三年一月更らに驗契條例十七箇條を公布し、契紙の制は初めて完成するに至つたのてある。而して本條例公布以前のものを總て舊契と稱し、以後を新契と稱してゐる。而して現行のものは其の種類は甚た多いか、等しく舊制契尾の制と同義のものてあつて、其の內容には大なる變化は無い。而して今次に此等の新契紙の添貼を受くへき文契を示せは、1従前の契尾　2民地、旗地、三園の各戶管　3更名、典稅及蒙地の各執照　4蒙地外の大照　5蒙地及蒙地外の糧領　6蒙地及蒙地外の無課の契據

劃一契紙章程

驗契條例

7蒙地及蒙地外の未稅白契及　8土地の抵押契據等てあつて、土地に關する契據の全部に亙つてゐる。

第三款　契約の效果

契約成立すれは其の效果としてこれか履行及履行に關する當事者間の責任を生する。而して

同時履行の原則

(一)其の契約の履行に就ては、一般に同時履行を原則としてゐる。文契中に例せは賣買には「賣與某爲業賣價〇〇元筆下交淸」の如くに記載し、典には「典與某耕種爲主典價市錢〇〇元當日眼前交訖」の如く記載するか例てあつて、同時の履行を特に表示するのか多い。次に(二)契約の

危險の負擔

成立したるときと、其の契約成立の時と契約の履行の時との間に於ける危險の負擔に就ては、其の慣習は明確てはない。併しなから典の物體たる土地の水沖砂壓を被むり家屋か類燒した場合天意說に依つて各所有者の損失に歸せしむるの慣習あるに見れは、契約成立後の危險は各所有者の負擔に歸せしむへき論決を見るの外はない樣てある。而して(三)更らに契約の成立と共に相手方か其の履行を爲ささる場合に於て當事者は其の物體の上に如何なる權利を有すへきや

留置權

に就てはこれ亦慣習明てない。併し一般債權又は物權の推論から歸納すれは、其の一方は物體の上に留置權を有するものたることは明てある。

第四款　契約の解除

全章解約　契約は既に合意に依りて成立したるものなる以上は、當事者の合意あるに因りて解約せらるへきは必然の歸數なりと云ふへきてある。併しなから總有る契約は單に合意のみに依りて成立すへきものてない。若し其の契約にして特定の事實又は條件に基いて成立したものてあつた際には契約の解除を目的とする合意其のものは、此の特定の事實又は條件に依りて妨けられさるものに限らるへきの理てある。例せは單純なる賣買契約の如きは、當事者の合意あるときはこれを解約することは自由てあるか、若し其の賣買の初めに當り將來此の賣買を解約せんとするときは某の同意を必要とするか如き條係を附しありたるか如き場合には、某の同意は必す必要てあると共に、其の不同意に依りて妨けらるるか如きことなき場合に限らるへき筈てあると謂はねはならぬからてある。

解約原因　解約の行はるる一般の場合は、契約の目的を達し難き場合に多く、其の原因は、或は當事者の契約事項の不履行又は目的の達成不能、若くは目的達成の意思なきとき等か其の主なるものてあらふ。又其の解約の方法は當事者一方の意思表示、卽ち相手方に對する通告のみを以て足るへきか又は相手方の同意を必要とすへきやに就ては慣習明了ならさるものかある。

第三節　賣買

第一款　賣買の意義

賣買の意義

賣買は當事者の一方か財産權を相手方に移し、相手方かこれに對して代金を支拂ふの契約の意て、卽ち支那語の買賣てある。而して其の當事者を賣主、賣人又は買主、買人と稱し、其の賣買行爲を爲すを業とするものを買賣家と稱す、蓋し商人の意てある。併し此の賣買の行爲は其の範圍餘りに廣きか爲、一般に買賣人と稱するときは生業の義にも用ゐられてゐる。併し茲に買賣と稱するのは其の必すしも商人間の賣買のみに限らす、商人と一般人との商事若くは賣買乃至は一般人と一般人との賣買に關するものを包括するの意てある。而して其の特に商人間に於ける賣買行爲に就ては、商行爲として別に商人通則の如き特別法の規定かあり、其の特別なる商取引の準則となつてゐる。故に茲には彼此關聯したる一般賣買の法律的原則に就て記述することとする。尙又此の他各種賣買の內容に關するものに就ては別に商業に關する別册（第五卷）の記述に讓る。

第二款　賣買の當事者及目的物

賣買當事者

第一、賣買の當事者　賣買は何人と雖自由にこれを爲し得へきか原則てある。併しなから賣買は或る場合に特定物の賣買に關しては治安又は一般秩序風俗の維治上制限あるを免れない、故に、特定の目的物に對しては賣買當事者も亦相對的に制限を受くへき筈てある。而して此の制限を別にしての賣買には一般に制限を受くへき筈はない。

賣買能力

唯賣買を常業とするものに就ては、

商人

商人通則に之を買賣業と稱してあり、凡そ獨立して契約を訂結し義務の負擔を爲し得へき能力を有するものは、商人たることを得との規定かあり、其の年齡二十に滿たさる者、不具癈疾の者、其の他の無能力者は父母又は法定代理人に依りて商業を營むことを得へく、又二十歳未滿の有

妻

夫の婦は其の許されたる範圍内に於ては獨立したる商人たるを得へきと共に、其の營業に適せさるときはこれを取消すことを得へきものとせられてある。

禁賣物品

第二、目的物　特別の禁例なき限りは、何物と雖これを賣買の目的物と爲すことを得へき筈てある。例せは其の通常の物品中、火器、火藥の類の如き危險物、風俗に關係ある特殊の物品は、特別の取締令に從ふへき範圍内に於て賣買の目的物たるへく、總有動產及不動產に及ふへきてあるのみならす、營業店舖の如きものの總ての現有の物體のみならす、未た現在せさる物品と雖亦同しく賣買せられ得へきてある。

人身の賣買は法の禁する所てあるか、併し奴婢の賣買は事實上に行はれてゐる。貧窮にして生を支ふるに由なき饑民途上に彷徨するか如き凶年に在りては、貧兒窮女を購ふて奴婢に當つるの例は行はれてゐるのは實際てあるのみならす、民國九年の大凶歳には救濟の一手段として官憲に於て、却て富家をして窮身の妻又は子女を購はしめたる實例もある程てある。

人身

土地を賣買の物體とするものには、舊制に依れは旗人と民人の間には旗地を賣買することを禁してあつた例もあつたか、現今に於ては此の禁は全く解かれてゐるか爲め、總ての土地は賣買し得へき一般の原則とする。

土地

第三款　賣買の成立

賣買は當事者の一方か財產權を相手方に移轉することを約し、相手方は之に對して金錢を支拂ふことを約するに因りて成立する故に合意に依りて成り例として一般に文契を作成する。

賣買の合意

第一、合意　賣買は一般に諾成不要式の契約てある。故に當事者間に意思の合致あるときは茲に賣買の契約は成立したるものと謂ふへきてある。併し一般に其の申込の方法に就ては元より其の形式を定めてはない。唯商人間の申込には採貨單又は批單の類を發して其の意を通し、賣主はこれに應して賣買承諾の意思を表示すれは茲に賣買は成立するか、一般には此の賣主の

甲込及其の承諾

意思か相手方に到著したるときに於て契約は成立したるものと認められてゐる。所謂受信主義に據るものてある。尚ほ賣買契約に手附金卽ち定銀の交付を爲すものに在りては、定銀交付の時を以て契約の成立したるものと解してゐる樣てある。

賣買に關する文書

第二、立契　賣買のあつたとき文書を以て之れを締約するものかある。併し賣買契約は合意のあつたときに成立してゐるか、此の場合の立契は唯日後の證憑と爲すか爲てある。一般商人間に批單を發して申込を發したる場合に、賣主も亦これに應して發貨單の如きを發して應諾を示すものか多いか、別に賣買契約書を作成するものか多い。唯土地の賣買には特に賣契又は受契を立つるのか通例となつて居り、賣買代金の支拂は賣契作成と同時に授受するの例か多い。(兌に付ては別に敍述すへし)

上契又は老契

賣買の文契卽ち賣契は賣主之を作成して、之を買主に交付し以て日後の證に備ふるを得せしむるか例てある。然るに賣主は其の賣主たる所有資格の證明を爲すへき責任上、其の資格權原の證明の爲、其の賣買以前に自己の權利を取得したることの證明の爲に、一定の文契を有するを通常とする。而して賣主は賣買の際之を老契又は上手契と稱して新なる賣買を爲したるとき、新に立てたる文契と共に買主に引渡すの例かある。併し北滿地方には餘り嚴格には行はれては

居らぬ。惟ふに老契の證憑力の薄弱なるも其の一つの原因てあり、特に奉、吉兩省の登記法の實施せられてから後は、登記に依りて權利の確認を得ることか出來る爲、老契又は上手契は將來殆んと用を爲さない樣になつて來るへきか必然てあらうか、併し今尙ほ此慣習は存在してゐる。

第四款　賣買の效果

賣買の效果

買主の義務　物體の引渡

第一、買主の義務　賣買豫約成立すれは買主は其の物體の引渡を受くるの權利を生すると共に相手方に對して代金支拂の義務を負ふ。

代金の支拂の時期

代金支拂の時期に關しては、其の賣買の物體の異なるに依り、又其の當事者の關係に依り且つ又地方の慣習に依りて一定しては居らぬ。商品の賣買には賣買と同時に代金を支拂ふのみならす一般に現場に於て授受せらるるか例てあるか、特產物及其の他の賣買には所謂先物の賣買行はれ、從て代金の支拂にも其の時期は共通しては居らぬ。尙又商家と商家の取引には賒賬卽ち延取引のものか多く、其の代金支拂にも商品の性質又は商人の信用の關係等からこれ亦一致して居らぬ。而して其の月內を以て支拂ふものにも、月初、月中、月底かあると共に月を以てするにも或は清明節、秋後、又は蠟月等一定して居るものもあるか、併し必すしも一定はしては居らぬ。

物體授受の場所 支拂の場所に就ても普通商品の現場取引かあり、一定の場所を定むるものかあり、特産物の取引には混合保管の關係等から賣買の行はれたる場所と、其の代金又は商品の授受の場所とを異にするものかある。其の他取引に關する費用、又は此等の内容の詳細は、別册(第五卷)商業の記述に讓る。

賣主の義務 **第二、賣主の義務** 賣買契約に依りて賣主の有する權利は、賣渡代金の受領に在り、又其の負ふへき義務としては、賣買物體の權利を相手方に移轉するの義務と、目的物保管に關する義務義務不履行に對して生する義務等てある。

物體の引渡 賣主か賣買契約の成立と共に其の物體の引渡卽ち權利移轉の方法を完了するを要する。一般動產に就ては之を引渡し、不動產特に土地家屋に就ては文契を作製し必要の登記手續を完了するの義務かある。而して

引渡物の標準 目的物を相手方に引渡すまては之を保管するの義務を負ふ。而して其の引渡すへき物の性質に就ては、其の賣買の際に於ける當事者の定むる所に據るへく、或は其の定められたる見本に依りて其の格を定むへき例もある。特產取引所に於ける見本品の提供保存の如きは取引上此の種の引渡品に對する標準と爲すものてある。而して更らに

瑕疵及追奪の擔保

第三、賣買に關する擔保　賣買契約後、賣主に其の物體に對する瑕疵と追奪に關する擔保の責任を生する。賣契に「自賣之後並無私債準折亦無包套逼勒」など記載するは、瑕疵又は追奪に對するものであつて「耕種蓋房倶由買主自便不與賣主相干」、「此係兩相情原各無反悔」等と記載するか如きもそれてある。而して此の擔保の發生は、其の物體の引渡後に於て發生すへきものと解せられてゐる。其の故は物體の引渡されさる以前に在つては、其の瑕疵あるも買主かこれを知つて之を受領すへき筈かないからてある。

第五款　買　戻

買戻の意義及由來

第一、買戻の意義及其の由來　買戻の契約は賣買に際し、賣主に於て嘗て他日買主か拂込みたる代金を買主に返還し、其の賣買物件を元との賣主に買返すへきことを定めたる契約てある。惟ふに經濟思想の發達上物々の交換か所謂今日の賣買行爲の淵源となり、次に信用の觀念の發達に依りて物々の貸借上他の有價物を以て擔保するの順序に達し、茲に質權の發達を見るに至り更らに此の貸借に基つく擔保物件を賣買の形式に依つて擔保に供すへき、所謂買戻約款附の賣買の發達を見るに至るへきは經濟史上に明なる事實てある。支那法の發達史上にも此の徑路は全く同一なる理論を辿るものてあることは明かに見出さるる所てあつて、初め賣買は財

買戻約款附賣の形式上發達せさる理由

産を以て代金を得るか爲に行はれ、次に財産を以て金融に供すへき典の發達を見、更らに賣買に依りて取得する代金と、金融に依りて得る借金との兩面的の意義を兼ねたる、買戻約款附の賣買の發達を見るに至つたものてあつた。支那の法制上賣買に關する法規の發達の後に、典に關する法規の發達を見、更らに活賣の制の典と混用發達を見るに至つたのも、其の一面を物語るものてあつて、近時民律草案には此の賣と典との外に買戻約款附賣の專法を設くるに至つたのは必然の順序を辿る立法の徑路てある。

上述の如く支那法の上に統なる買戻約款附賣の專法はないか、併し如上の徑路に於て此の觀念なり此の事實なりか存在してあつた事も明てある。唯獨立したる專法の設けてなかつたに就ては法制上の理由はある。其の故は支那法には賣買と典と別に押（南支那に於ける胎）の制度か發達して居り、典は元來財産に依りて金融を得。他日これ返還して引渡したる擔保物件を受け戻すのと、賣買に依りて得たる代金と同一なる金錢を買主に與へて曩の賣却財産を取戻すのと事實上金錢流用上同一の效果を討來し得へきか故に、既に賣買の外に典制度の發達したる後に於ては特に買戻約款附賣買の法規的專法を要せさる事實上の理由かあつたからてある。

第二、買戻約款附賣買の實在及其の效力　上述の沿革に依りて買戻約款附の賣買觀念は明か

買戻は事實典の名に於て行はれたり

に存在し、且つ發達し來つたものてある。此の觀念の顯著になつて來たことは賣と典との混同を生し事實兩者の中間に彷徨した、所謂典賣不明地の存在か著しくなつて來たことからてある。其の主要なる原因は各種の政策とも相關聯かあり、卽ち主として賣の名を避けて典の實を行ひ、又は典の形式に依りて賣の實を行ひ、若くは事實賣買の意味を以て賣買し、典の形式に依りてこれを受戻す等の事實かあつたのはその著しき例てある。活賣と云ふ字樣の出てたのもこれに由來してゐる。卽ち制度の上に明に買戻約款附賣買の專法を設けられなかつたか爲に、法制上に於ては典の形式に於て行はれたものてあつたのてある。併し旣に形式上典てあるか故に、此の種のものか實在しても法律上の效果は當然典てあるいてある。民國三年の判例中にも「旣に典てある以上は賣買の意思を推定せす」とあるのは、此の意を明にしたものてある。而して又囘贖の字樣を載するものは律文の所謂典契なりとの解釋例のあるのは、事實上買戻のものを典の形に於て行はれてあつたことを證明するものてはあるか、これ亦賣契の名を以てするも、實質上典なるか故に典と解すと謂ふに在る。

買戻約款附賣買は事實に存在す

併し買戻約款の附いた賣の契約は假し其の專法か無い（民律草案に在り）にしても賣の名に於て賣の實を行ひ、更らに買戻の約款を附したる賣買は賣買の一形式として法律上有效てあらねはならぬことは明てある。

第六款　權利の賣買

第一項　㐲及其の契約

㐲は權利の賣買

第一、㐲の意義　賣買の一片面として㐲の慣習も發達してゐる。㐲は易に同しく交換の義てある。㐲は又退にも作る蓋し彼進み我退くの意味てあつて不動產を物體としたる賣買の內、賣買は所有權の受授を目的とするに對して㐲は其のものの上に有する權利の受授を目的とする契約てある。併し單に權利の受授を目的とすと稱するときは、所有權も亦權利てあるか故に、㐲も賣買も歸する所は同一となるか、併し茲に㐲と稱するのは所有權の支分權てある。用益權を受授するに在る。卽ち土地に就ては租權の賣買の意味てある。

㐲契約の性質

第二、㐲の契約　㐲の契約は賣買と同しく諸威契約てある。故に當事者の意思表示に依りて成るか例としては㐲契及は退契を作成し、其の土地の所管官署の證認を得るへきことを必要とした取扱から見れは、一種の要式契約となつてゐた樣てある。

㐲の物權

㐲の物體は權利てあるか、其の多くは官有地の小作權に在つた。故に從前の土地としては隨缺地、任田地、莊田等の佃權は元より山林の使用權等の授受にも用ゐられ、又漁場の使用權授受等にも用ゐられてゐたのてある。當時制度上の官有地とあつて實質上の民有地と見られてゐ

た餘租地の如きは、今日に於ては純然たる民有地と認めらるるに至つた。爲に其の他の民有地と共に賣契を以て授受せらるるか、清末までは制度上空名てはあつたか、既に官有地てあつたか爲に總て兌帖を立て授受し、其の權利の授受行爲を兌と稱してゐたのてある。

兌の性質か既に上述の如くてあつたか爲、兌の當事者も亦此の種の土地の用益者に限られてゐたのてあつた。

兌契紙　兌契紙に依つて當事者間に授受せらるる、對價は兌價と稱するも、通常は中力工本錢と謂ひ又は單に工本錢とも稱してゐる。卽ち其の土地の開墾費を指すものて、開墾費の補償を以て其の土地の授受を爲すのてあるか、其の實質は土地の賣買代金と選ふ所はないのてある。

第二項　兌の效果

兌の效果　兌は其の性質に於て官地、永租權の賣買てある。故に其の授受の效果は、其の目的地の性質如何に依つて其の效果に區別を生するに到るへきてある。例せは餘租地は純然たる私有地と見らるるに至つたか爲其の兌の結果は土地の業主權を授受したと同一の效果を生し、又隨缺地、任田地其の他の官地の兌得者の權利は其の土地の行政上其の他の特別處分に依つて、其の業權を永租戶の掌裡に歸せしめたる場合には兌到者は其の土地の業主權を取得すへきてあるか、其の

他の場合に在つては、其の從前の性質の如く永租權の授受と認むるより外は無いのである。

第七款　交換

交換

交換の意義及物體

第一、交換の意義及物體　交換とは金錢以外の財産を互に移轉するを謂ふ。淸律には之を換易と稱し民律には之を互易と稱してゐる。其の賣買と異なる點は、賣買は金錢と財産との交換てあるのに對して、茲に所謂交換とは金錢以外の財産を交易するに在るのである。故に交換は亦對換、互換、調換又は交易等とも謂ふてゐる。而して交換の物體は特に其の所有に制限を附してあるもの以外には、何物なるとに制限はないのである。即ち總有る物體、即ち各種の財産を含み、其の不動産に就ては、田園及建物敷地又は總ての物其の他總有物體を含むへきてある。

交換契約の效果

第二、交換契約及效果　交換は相互に權利を移轉する所の所謂雙務契約てある。而して契約の性質は諾成契約てはあるか、一般の例には互に文契を立てるのか多い。一般に換單又は換帖等と稱するのかそれてある。而して契約の成立と共に互に其の物體の引渡を爲すへき義務を發生すると同時に、互に其の引渡を請求するの權利を有するものとは爲つたのてある。

第八款　贈與

贈與

贈與の意義

第一、贈與の意義及物體　贈與は支那語の送の意にして、文語には餽送とも贈とも謂ふ。當

事者の一方か、自己の財産を無償にて他の一方に與ふるの契約てある。而して贈の物體は日常の小物品に行はるるを見るか出稼の女子に與ふる所謂嫁資と爲すものには、粧奩又は隨奩或は粧奩なとゝ稱するものの内に親、兄弟なとから土地又は家屋の類を贈與して持參せしむるものなとか多い。其の他に一家の業務或は他人との合辦事業に努力したるもの、又は雇人の功勞に對して一定の財産を贈り、又は親族又は知人の爲、若くは富家か公益上の利益の爲に寄附を行ふか如きも亦多く行はるる例てある。

贈與の物體

第二、贈與成立及效果　贈與は不要式の契約てある、故に贈與の意思とこれか受贈の意思の表示せられたる時に於て贈與は成立する筈てあるか、一般の物の贈與に對しては唯其の之れを引渡のみに因りて成立すへき例てはあるか、併し土地建物の如き重要財産の贈與に對しては、寄附の場合に捨單又は讓字又は奉送單或は分書、分管書の如きを作成するものか多い。民律草案には贈與には必す書證を立つへきことを要件としてゐるのも亦此の慣習に由來したものてあらう。

贈與の成立

贈與あるときは其の時より受贈者の所有に歸するは當然てあるか、若し其の贈與物體に瑕疵あり、又は贈與者の惡意又は過失に依りて受贈者に損害を生すへき虞あるときは、受贈者は事前

贈與の效果

に之を拒絶することを得へきも、既に贈與の完成せられたる場合に於ては、受贈者は其の損害の賠償を贈與者に請求することを得へきものとなつてゐる樣てある。若し又これに反し、受贈人か重大過失あり、又は贈與者又は其の近親者に忘恩の行爲ありたるとき、民律草案には贈與人は其の贈與を取消すことを得へきものと規定せられてゐる。

第九款　賃貸借

第一項　賃貸借の意義及租契約との關係

賃貸借と租契約の關係

特定物を相手方に貸與し、相手方をして之に賃金を支拂はしむることを約するを賃貸借と謂ふへきことは民律草案の定むる所てあるか、現行法上に於ける此の種の法律行爲はこれを租と稱する。蓋し租とは有償貸借の總稱てあつて其の内容を區分類別すれは或は時に其の目的物體の性質に應して租と賃とを混用せられてゐる場合もあるか、要するに現行に於ける租及賃の慣行は共に他人をして特定の物體を使用若くは使用收益せしめ、之れに對して賃金を支拂はしむるの契約てある。惟ふに租は多く不動産の賃貸借料を意味し、從て不動産の賃貸借關係其のものを指す場合かあり、併し家屋の賃貸借を賃と稱する場合あるを以て必すしも限定し能はさるもこれを契約の性質上より使用賃貸借料を賃と稱し、用益賃貸借を租と稱する場合のあること

賃と租の別

を承租者に交付するものもあり初より租帖二通を作り、承租者と出租者とか各一通を所有するものもあり、又初より一通を作り之を二つに截斷して、各一部を所持するものもある。此等は其の地方の慣習に依つて異なることは判例其の他に於ても之を認めてゐる。

租契約の物體

第二、租契約の物體　租の目的は其の目的物體を使用收益するに在る故に、此の目的に應し得へきものは以つて租の物體たるを得へきの理てある。故に不動產に在りては耕作用の土地は勿論、其の他荒地、山場、鹽灘、細場其の他を含むへく、又其の官有たり民有たり若は公有とを別たさるへく、又他人より租來せるものたるも妨けない譯てある。唯旗册地に就ては嚮に長租を爲すことを禁止してあつたか、これは當時旗人の所有地は旗人の私產を保護せんとするの必要から、旗人と民人との交產を禁止したのてあつたか、旣に旗民の區別を撤廢した今日に於ては何等の拘束もない次第てある。此の他に通常家の賃貸、農家に於ける農具馬匹の賃貸等一般に行はるる所てあつて、唯動產物品の貸借には警察行政其の他の制限を受くへきや元よりてある。

租の當事者

第三、租の當事者　租は他人をして其の土地の耕種を爲さしめ、若しくは家屋又は物品を使用せしむるを通常の目的とするか爲、承租者はこれを承租し一定賃料の支拂の義務を負ふもの

たれは足り、前淸時代に多く其の例を見たる特定地の長租、又は租に名を籍りたる賣買の禁に觸れたるものならさる限り、概して制限なきも、出租者に在りては其の租地を他人に使用收益せしめ若くは目的物の使用を爲さしむへきものかある故に、出租者に在りては其の土地又は物品の使用收益權を有するものならさるへからさるの理てある。

租の期間

第四、租の期間　租の期間に就ては、特定のものと不特定のものとあり、特定のものは租契約證（租帖）に「一租五年」、又は「租與某某三年爲一期」等の如く明記するものかあり、此等は各々其の定むる所に依るも不特定のものに在つては、通常は一租三年と云ふのか例となつてゐる。これは一肥三年と云ふのか慣習となつてゐるのに胚胎するのて、承租者は多くは其の承租の年に大量の肥料を施用し、其の後三年は補肥を下すに留め、斯くて順次に三年毎に多量の施肥をするのか例となつてをる樣な事情かあるからてある。併し近時肥料の變化かあり、地方的に多少慣習を異にするものかあるか、概して一般の通例となつてゐる。故に此の關係から少くも一租三年と云ふ樣な習慣を爲すに至つたものてある。又俗に「地三房五」の語かあり、一般土地は三年家屋は五年を一期と爲すの意てある。地方に依りて必すしも一定しては居らぬか期間中途の解約は善意の承租者を害するの幣かあるとの判詞か示されてゐる。

租の年限

租の年限は當事務の任意に定むる所てはあるか、沿革に依れは旗地の長租は禁せられてあつた。這は永年の租出は賣買と效果を問ふし、從て租の名に隱れて賣地の實を行ふものかあり、其の結果は旗民不交産の禁を犯すに至るものかあるので、其の弊を妨かんとするの制度てあつた。光緒の末年に旗民不交産の禁か解かれたるか爲、特定の制限を見さるも、參考とすへきは民律の草案の地上權及永佃權には二十年以上五十年以下、賃貸借は二十年を標準と爲すへき規定かある。租の期間も亦將來これと相似たる制限を附せらるることとなるへきてあらう。

租の解約猶豫期間

租の解約申込に關する猶豫期間に就ては、民律草案に賃貸借の期間の定めなきものは、當事者の一方より解約の申込を爲したるとき、土地に就ては一年、建物に就ては三月を經過するに依りて其の契約は終了するものと定められてある。此の制は日本の制を其の儘に襲用したるやの感あるも、併し一般に土地の受授は秋後に行ふへき慣習かあるのに照せは、寧ろ現在の慣習を肯定しての規定と見るへきてあらう。唯建物にありては地方に依りて一定の標準を定め難きものかあり各地の慣行に據るの外はあるまい。

租料

第四、租料　家屋の賃料は都會地に在りては月を以て計るゝのもあるか、地方の農家特に土地の使用料に在りては毎年一回の支拂を爲し、又は年二回又は三回に分割拂を爲すものか多い

其の月又は期節乃至は年を標準として、租料賃銀を定むるは勿論てある。一般農家の地料の如き秋後收獲後に支拂はるるものか多い。

押租銀の意義

第五、押租錢　租の契約に際し承租者より一定の金錢を出租者に交付するものかある。之を押租錢、項首錢又は項手錢と稱してゐる。此の押租錢は南支等に於て磧地銀と稱して、小作人か小作契約に際し地主に交付するものと、相旁䭷たるものかあるか、其の內容は土地制度の沿岸に伴ふて多少の差異はある。元來は租料の滯納ある場合に於て出租者の損害を補ふ爲にする保證金の意義を有してゐる。卽ち租契約に對し出租者の手中に一定の金錢を留め置き、動かささらしむるの意に由るものてある。

押租と抵押との別

恰も金錢の貸借に際し一定の不動產を指定し、他日債務不履行の場合は其の指定地を債主に引渡すの契約を押と稱する。而して其の押又は抵押の意義は同一てあるか、彼は金錢の貸借に對して不動產を壓住するに對し、これは不動產の貸借に對して金錢を壓住するの點に於て兩者は差異を見るのてある。

押租錢の內容

押租錢の內容には大要次の四種かある。

敷金類似のもの

一、敷金の性質を有するもの　租契約の際承租者より一定の金圓を出租者に交付し置き、爾後承租者に於て租銀の滯納かあつた場合に、出租者は曩に其の交付を受けたる金圓中より其の

滯納部分を扣除するものであつて、他日租契約の解除の際殘餘かあつたときは出租者より之を承租者に返付するものである。此の場合に於ける壓租銀は租銀の不拂の場合に於ける出租者の損害を擔保するか爲に、其の提供せる金錢に對する承租者の使用を壓下して居るものであつて、恰も日本民法に於ける敷金と同一性質てある。而して壓租錢を要するものは、土地及家屋の出租の際當事者の合意に依りて提供するか例であつて、必すしも租契約に壓租銀の提供を必要とはしない。

壓租錢の提供は土地家屋の貸借に其の例か最も多いか、蒙古地方には牛馬の貸借にも亦壓租錢を提供せしむるの慣習かある。而して此の壓租銀は解約の際其の提供者に返付せらるるか例てはあるか、土地か不可抗力に依りて滅失したる場合、例せは河岸海濱の地か水に洗ひ去られたる場合の如きに在りては、一般に租戶に過失なき限り壓租錢は之を租戶に返付せらるるか例てある。家屋の場合に於て租戶の過失に依り家屋を燒失せしめたる場合には、壓租錢は之を租方に返還せないのか例となつて居り、大淸律例にも之を認めてある。然るに類燒の場合に關しては、家屋主は更らに建築を爲し若しこれを他人に租與したるときは壓押錢の三分の一租戶に返還することとなつてゐる定例かあつた。惟ふに天災は相互に其の結果を負ふへきものとする

の観念に胚胎するものの樣てある。家屋の類燒の際一部を租戶に返還するのは新築の家屋を他人に租出したる特別の事情に基つくものと見るのか至當の樣てある。

租料前拂に類するもの

二、租料前拂のもの　等しく壓押錢と稱しなから其の實は租銀の前拂に類するものかある。卽ち租契約の際租戶より一定の金額を出租者に提供し、年租又は月租を其の提供せる金額中より漸次扣除し去るものかそれてある。之を法律上より解すれは其の提供銀は未拂分に在りては恰も敷金と同一性質に見ゆるか、其の果して其の何れに屬すへきやは契約當事者の當初の意思に依りて決すへきてある

典價に類するもの

三、典價に類するもの　租契約の際、租戶より一定の金錢を出租者に提供せしめ、他日契約解除の際出租者より之を租戶に返還すへき旨の契約を爲してゐるものかある。旗衙門の所管する伍田又は隨缺地の如き官有地に其の例か甚た多かつた。此は一見すれは普通の壓租銀てあつて、其提供せる金額は通常敷金の性質を有するか如くてある。而かも此の種の契約は日淸戰役後兵餉の行渡らなかつた軍衙門か其の所管官有地の借受人に對して其の提供を要求したるに由る實例か多い。而して別に其の租地に對して年々一定の租銀の取立を爲して居るものは其の壓租銀は租銀不拂の場合に於ける擔保の性質を有するもので、恰も敷金と同一性質のものと見る

ことか出來るか、壓租銀提供後別に租銀の取立を行はす、租契約解除の際其の壓租銀の返還を爲すへき條件の附いて居るものは、他人に土地の使用收益を爲さしめ、これに對して一定の金錢を提供せしめ後解約の際其の提供金額と同一の金錢を返還する典價と其の實質を同ふしてゐる。清朝時代に官有地の永租戶より一時金錢の籌出を爲さしめた特別の場合に其の例を見ることか多い。若し此の場合に於ける壓租銀を典價に類するものと認むるならは、其の土地の租出は租てはなくして租に名を藉りたる典出で所謂巧典の一てあると云ふこととなり、契約の根底から其の性質を異にするものとならねはならぬ。然して其の壓租錢の果して敷金を以て見るへきや典價を以て見るへきやは當初契約の意思如何に在ることてあり、一概には論斷し能はさるものかある。

租銀、敷金、典價の性質兼有のもの

四、租銀の前渡と敷金又は典價の性質を兼有せるもの　租契約に際し租戶より一定の壓租錢の提供を爲さしめ、其の幾分を租銀の前渡として漸次これを控除し、殘部はこれを出租者の手に留保し、他日解約の際これを租戶に返還すへき契約を爲して居るものもある。而して其の殘存せる金錢の性質に就ては全然敷金と見るへきや又は典價と見るへきやは各箇契約の內容に依りて決せらるへく、表面租契約書を作成して居りなから其の內容は全然典の性質を有して居る

ものなとは少くない。併し此等の曖昧なる契約はこれ又舊清時代の官有地に其の例か多いか、光緒の末年典賣契税に關する規則の改正發布かあり、典契の形式か定まつてからはこれに依據したる典契には以上の如き曖昧なる事柄は全く無い。唯た其の制式に據らさる租の內には多少此の種のものを含むことは有り勝てある。

第四項　動產租

動產租

動產租は動產の有料貸借の意義てあり、租は又賃と稱し、兩者を併せて租賃と稱することは前項既に述へた所の如くてある。而して不動產外の租賃として特に掲くる所なきも概して一般租の原則に從ふへく、又其の租賃の支拂標準に就ても農家か車輛又は馬匹の賃料の支拂は其の使用期間を標準として、例せは馬匹農時一期の貸與に穀二石を要求し五歲以上のものは四石を要求する等、地方の慣行に依りて一定なるを得ない。

租料

租の解約申込猶豫期間

動產租の解約申込に關する猶豫期間に就ては、民律草案に賃貸借の期間の定なきものは當事者の一方より解約の申込を爲したるときより三日を經過したるに依つて其の契約は終了するものとせられてあるか、併し現行の慣行上此の點に關しては判明ならさるものかある。

第五項　租契約の效果

第一目　一般租の效果

租は雙務の契約なり

租契約の結果は租戶に對し其の目的物體の上に一種の用益權を設定することとなる。即ち之に依りて承租者は其の土地家屋の上に一定の權利を得ると共に、出租者は承租者をして其の目的物體に對して權利の行使を支障なからしむるの義務を負ふへく、互に雙務の責任を負ふ。而して承租人のこれに對して有する權利は左記要項の如くてある。

使用收益の方法及程度

第一、租物體の使用收益權　承租せる土地又其の他の動產の使用は、承租人の自由なるへしとは雖、一般に通常の用法に從ふへきものてあること自明の理てあるか故に、土地に大なる變形を生せしむるか如きは必す出租者の同意を要すへきは勿論、通常は原狀囘復の責を負ふものとせられてある。併しなから解租の場合に於て土地使用の爲租地に加へたる施設中、例せは家屋の如き或は樹木の如きは定著の儘出租者に引渡すへき例かあり、既に「租地不毀家」と云ふ樣な法諺を有する位てある。併し此等は其の程度の大小又は事情の如何に依ることてあり、且つ特別の契約を妨くへきて無いから一般には限定し能はさる所てある。

轉租及轉租權

第二、租地轉租の權　租主は其の承租地を他人に轉租することか出來る。而して轉租には二樣の形式かある。其の一は自己の承租地を第三者に移轉するものて、自己の租權を他人に轉す

るものてはあるか、其の實は租權の讓渡てあつて、舊租權者は租地の契約から全然脫退するものてある。其の二は自己の承租地を自己の責任を以て第三者に租出するものてあつて、前者は租權其のものの處分てあるのに對して後者は租權の支分的利用てある。

轉租の方法

轉租は承租者と新承租者及地主との三面合議に依つて行はるるのは本來てあるか、租の範圍を脫することの出來ないのは元よりてある。而して第一の租權の讓渡に類するものは新承租者と出租主との直接關係となるか、第二の轉租のものに在つては、新承租主は其の租料を轉租者に支拂ひ、轉租出者は元との租出者に支拂ふのか順序てあるか稀に新承租者より直接元との租出者に支拂ふものかあるか如きは、事の便宜に出てたるものてあつて、而して租料の多少の如き元より合議に依るへく限定すへきてはない。

租地先買權

第三、 租地承買權　承租者は其の承租地に對し、他人に優先して買得の權利あるものとせらるる慣習かある。併し此の慣習は典主か他人に先して優先承買の權利あり、地主の親族も亦優先承買の權利かあると同しく、緣故者か他人に先するのと同一なる意義から發生したる事てあつて、有緣を先にし無緣を後にする一般の人情より發したるものてある。故に法律上の意義としては絕對的のものと見ることか出來ないか、事實に於ては一種の權利視せられてゐる。

第四、繼續租權　租關係一度發生すれは缺租又は其の他契約の目的を阻害する非違なき限り、租關係は之を繼續すへきものと解せらるるを一般とするの慣習かある。通常土地の租關係は一定期限を定むるものと定めさるものとかあるにも拘らす、特別の場合の外同契約條項に來り續租するを例とし、又家屋の貸借に關しても「准交不准要」「許租主不住不許房主轉租」なとの語るあるは、借主に返還の自由あるも貸主に返還請求の權なしとせられてあることを示すものてある。併しなから嚴密なる意義よりすれは這は契約期間内に於ける借主の權利たるへく、以て借主の續租權と見ることは多少の穩當を缺くも、事實上には此の觀念の延長に依つて租權の永續性を示す場合少からさるものかある。

第五、租物體の修理及滅失　租物體の修理は元來貸主の負ふへき義務たるへきも、通常房屋の内部修理は租主之を負擔し、外部の修理は家屋主に於て之を負擔すへきを一般の例としてゐる。尚又出水震災等の爲に土地陷沒し、若しくは兵燹又は類燒に依る家屋の燒失等に關しては、借主に於て之れか責を負はさるを一般とする。所謂天意說に由るものてある。唯此の場合に於て項首錢(敷金)は之を借主に返還すへきや否やに就ては地方的に多少の論議のあるのを見る。

第二目　租の巧典

租の巧典及其の意義

租に於ける巧典と云ふのは租の名を以て典即ち質の實を行ふの謂てある。其の多くは官地を出租し其の承租者より前段に説述せる壓租錢を提供せしめたるものに例を見ることかある。特に前清時代等には賣契の契税を免れんか爲に典契を作製したものか多かつたと同しく、典契の契税を免れんか爲に租帖を立てたものも亦可なりに多かつた。故に此の場合に於ける租契は單なる租帖てあつても、其の實典と同一なる事項の契約を爲してゐるものか可なりに多い。而して租に巧典のものか多いと共に押にも亦巧典のものか多い。故に本項に就ては別に典質及押抵押の巧典に就て參照する所あらんことを望む。

第六項　租の終了

租の終了原因

租は次の一般的なる事由及特別なる原因に依りて終了する。其の一は租の物體の消滅てあつて、次には公用に依る收用てあり又官沒等てある。而して其の二は租契約の特別なる終了原因に由る消滅てある。即ち租期間の滿了、目的物體たる土地の租と性質を異にする例せは出典、出賣の如き處分又は租契約の解除等てある

第十款　使用貸借

使用貸借の意義及内容

無償を以て他人の財産を使用すへき例はあつても、法律上の問題としての契約事項として定

められたるものは實際に多くはない。唯日常器具等の一時的借受け等に見る位の事ではあるか、併し高價の物體に就ては證書を立てて貸借關係を明にして居るものは多い。

使用貸借の物體は、使用者に於て善良なる注意を以て之を使用し、約定の時期日又は其の使用を終りたるときに於て、之を貸主に返還するの義務を負ふと共に、其の物體の滅損に對しては借主に於て之か賠償に任し又其の物體そのものより生する收益、例せは牛馬の孳生の幼馬、仔牛の如きは貸主に歸するものとせられてゐる。

使用貸借は其の使用期間の滿了、又は契約の解除に依りて終了すへく、其の期間滿了以前に於て貸主は解約申込の權利あるものとせられてゐる。

第十一款　消費貸借

消費貸借の意義

第一、消費貸借の意義　消費貸借とは當事者の一方か種類品及數量の同しきものを返還することを約して、相手方より金錢其の地の代替物を受取るに因りて成立する契約である。元來滿洲地方に於ては不動產の貸借を租と稱してゐる。これは租料の授受を標準とすのもので、從て租とは不動產の有料貸付を意味する。これに對して動產の有料貸付を稅物と稱してゐるのもあるか滿洲地方一般には賃と謂ふ樣になつてゐる。等しく有料貸付であつて、而かも其の貸借の目

的物は不動產又は動產てあり、其の對價は其の物體を使用する意味に於かれてある、故に全然消費貸借に關する法語とはなつてゐない。併し消費貸借の一面の貸は他面の借てあり、また一方の借は他の一方の貸てあるか爲に、兩者の關係は貸てあると共に借てある。彼の文契に貸帖と書くものと借帖と書くものかあるのは卽ちこれに由來するもので、結局此の間の關係は貸てあり借てある、故に嚴格に云へは貸借は相互の關係を云ふもので、貸は債權方面より借は債務者方面より見たるものてある。要するに消費貸借を言表はすへき法術語はないのてある。

消費貸借の物體

第二、 貸借の物體　消費貸借の物體は通常穀類又は金錢の如きものてあつて、其の性質は一般に同種類を標準として授受せらるへき特性を有して居る。穀類又は金錢の如きはこれを特定物として取扱ふ場合を除き、他日同種同量を以て返還すへき意思を以て、貸借せられたるときは一般に代換物として取引せられたるものてあつて、卽ち消費貸借の物體たるへきか通例てある。

消費貸借の文契

第三、 文契　消費貸借契約は當事者間に意思の表示あり、且つ其の物體の授受のあつた時に於て成立すへきてあるか、別に證憑として文書を作成し債權者に交付するか例となつてゐる、之を貸帖とか借帖又は字帖或は單に憑帖等と稱して居り、又は借銀字等とも謂ふ。

消費貸借の效果

第二、消費貸借の效果

貸借物體の消費

一、貸借物體の消費　消費貸借の效果として債務者は其の貸借物體に對する所有の權利を發生し、卽ち元本を消費するの權利を生すへきは勿論てあつて、其の結果として元本返還及利息仕拂ふの義務を負ふのみに留まらす、此等の義務か不履行に就て擔保提供の責任を負ふことゝなる。

元本の返還

二、元本の返還　金錢又は金錢以外の代替物は必すしも其の借受けたるものと同一種の貨幣又は同一樣のものたるを要せない。同額の通貨又は同種外の穀物を以て返還するも差支ないものとなつてゐる。特に約款あるものは別問題てはあることは大理院の判例にも示してある。而して返還の場所及方法等に關しても必すしも一定の規定はないか、多くは貸主の住所又は店舗等に於て行はるるか例となつてゐる。

利息の仕拂

三、利息の仕拂　金錢の貸借には利子を附することを約するものか多い。金錢の貸付に對し穀物を以て返還する場合にも、穀物を貸付け金錢を以て之を支拂はしむる場合にも同樣てある。而して其の利率に就ては、舊律の規定には月利三分か大體の制限となつてゐるか、現今に於ては月利一割又はそれ以上に及ふものは少く無いか、制度としては一本一利卽ち利息は元金

保

にのみ附せらるへきものとする律の制限か行はれてゐる。

四、擔保　金錢其の他の貸借に對して行はるる對物擔保を、指産借錢と稱してゐる。而して其の指産の内、不動産を物體としてゐるものに典及押てある。併し此等は其の貸借の金高の比較的多額のものに行はるるもので、其の詳細は後に物權の各論中に論究する所かあるか、消費貸借の如きものに對しての對物擔保は通常什器其の他の有價物等て、内容は種々なる「指産借錢」となつて行はれてゐる。併し商業上の取引より生する貸借に就ては、擔保の提供の無いものか多く殆んと通例となつてゐるか、民國三年に貨物を擔保に提供した場合の契約證の書式を定むるの必要かあり、全國の商會よりの稟議に依つて、農商部からこれか決定を一般に公示せられてゐる。而して其の示されたる内容の制限に依れは貨物を以て擔保に供するには一般稅契條例に據るの外に別に證書を立つへきこと、又借受人返還の義務を履行せさるときは、指定しある抵押の物品を評價して債務辨濟に充當すへく、且つ其の契約に關して係爭を生したるときは其の土地の商會又は商事公斷所に於て、これか整理を爲すへき責任あることを規定してゐる。

保證

消費貸借に關する擔保中、對人擔保に關するものは卽ち保證を定むることに依つて成つてゐる。然るに一般保證人は其の負擔すへき債務の範圍は、主債務者の有する債務の全部に及ふへ

きや否やに就ては一定して居らぬ樣てある、支那の別地方に於て「賠母不賠利」と謂ふ俚言かある。故に此の意義に從へは保證人は其の元本を辨濟すへきも其の利息はこれを辨濟せさるの意てある。

第十二款　雇傭

第一項　雇傭の意義

雇傭契約

雇傭契約の意義

雇傭契約とは當事者の一方か相手方に對し勞務に服することを約し、相手方か之れに對して其の報酬を與ふることを約するに依りて效力を生する契約てある、故に勞務を目的とせす、又報酬を仕拂はさる契約は、茲に所謂雇傭契約には論入せられさるものてある。被傭者は報酬を受くるものと推定すとの判例のあるのも此の意を明にしたものてある。

雇傭の通常の例としては商工業に關する使用人、又は通常婢僕、又は其の他業務に關する特別聘用に關するものか主たるものてある、而して雇傭の契約は其の性質に於て有償且つ雙務の契約てあり、不要式の性質のものてあるか、店舖の使用人等には、一般には店舖又は相當信用ある者の保證狀に依つて、雇傭の契約證を立てるの例はある。併し必すも一定した形式とはなつては居らぬ。

雇傭契約及其の效果

雇傭契約の當事者

第二項　雇傭の效果

第一、雇傭契約の當事者　雇傭契約の被傭者を一般に勞務人と稱してゐる。其の通常に多く例を見るのは店舖に於ける、又は製造工業に於ける、所謂商工業使用人である。店舖の組織又は工廠に於ける編成等に關しては、別册商業又は工業乃至鑛業等の部編に記述してある通りてあるか故に玆には之れを省敍する。商工業に於て通常雇傭する使用人は、掌櫃的及夥記てあり、之を雇傭するものは、店主卽ち財主てあり、又財主にして且つ支配人たるへき掌櫃的は自から雇傭者たり得へきてある。而して普通の僕婢の雇傭に就ては其の家長たり又は家族たるとに關することなく、事實上の雇傭者と被傭者との關係に於て成るへく、又特種なる技術を主とする製造工業の如きに在つては、例せは染房銀店、鞋舖、木匠、磨粉、鐵匠其の他の工場に在つては、或は師傅と徒弟との關係に依つて成るもの多きも、其の法律上の關係は其の獨立したる工匠と同しく雇傭契約てあるのか例てある。

商業に關する使用人は商人通例には經理人、夥友、勞務人に分けてゐる。這は其の使用人の業務上の權限關係からの稱呼てあつて、其の商業主人との關係の內容に至つては同しく雇傭契約に過きない。

第二、勞務者及其の義務　被用者卽ち勞務者の一般其の雇傭者に對する義務は其の勞務の供給するの責あるも、其の程度に至つては地方の習慣に依るへく過重なるを許さない。又其の供給すへき勞務に關しては、其の雇傭の目的の內容の異なるに依つて一定はしては居らぬか、其の通則の明かなるものは普通商家に於ける商店組織上の使用人關係てある、故に一般に共通すへき商人通例には之を經理人、夥友及勞務人に分けてあり、且つ其の分擔する所の範圍を概定してある。

（勞務者及其の義務）

一、經理人　經理人は商業主人の營業所に在つて、商業に關しては主人を代理し一切商業上の權限を有してゐるか、其の權限外に在つては通常の商業使用人に過きない。而して其の權限に就ては原則としては營業上の事務に關しては業務及其の業務に關する訴訟行爲に亙りて、商業主人を代表するの權限かある。故に經理人か商業上第三者に對して爲したる行爲は、直ちに商業主人に對して效力を發生し、商業主人は之に對して一定の義務を負擔することとなる。而して例外として經理人の權限に對し制限を加ふる場合かあつても、情を知らさる第三者に對抗することを得さるものとせられてある。

（商業經理人）

經理人は既に商業上商業主人の代理者てある、故に經理人は其の權限を明かにするか爲、其

の經理人たるの資格を表明してこれを爲すへきものとしてあると共に、主人の承諾あるに非されは自己の爲、又は他人の爲に營業主を爲し得さるものとなつてゐる。要するに經理人は其の權限の事務に忠實なるへく、商業主人の死亡に因るに非さる限り又背任の非違なき限り、其の地位は容易に轉替せらるへからさるを通例としてゐる。

二、夥友　夥友とは商業主人又は其の經理人の選任する所てあつて、商業上或る種の事項に就て商業主人を代理すへき權限を附與せられたる商業使用人てある、故に夥友は其の受任の範圍內に於て商業主人の業務を代表處理すへき權限あると共に、これを處理するの際は其の資格を示すか爲に、某商號の夥友たることを表示すへきものとせられてある。

夥友は商業主人又は、經理人の選任する所てあり、背任の非違かなけれは容易に之を解傭することは無いか、併し主人に於て必要あるときはこれを解傭することか出來るのみならす、解除の原因か當事者の一方に在つたときは互に要償するを得るものとしてある。而して主人と夥友との兩者の關係は普通雇傭契約に依るへきものとのみ限定せらるへきてはない、故に一般商人の通例に規定する所に據るの外、一般委任契約の原理に從つて解決せらるへきものてある。

勞務人

三、勞務人　勞務人は商業主人又は經理人との雇傭契約に依りて、商業上の勞務に服すへき

商業使用人である。而して其の勞務の内容は專ら雜務に從ふへく、一般に商業上の代理權を有せさるものとなつてゐるか、特定の委任に依り代理權を有する場合あるへきは當然である、故に此の場合に於ては其の行爲に當り委任を受けたることを特に表示するの要あるものとせられてある。

勞務人の選任は通則としては商業主人又は經理人これを爲すへく、不正又は背任なき限り又は已むなき事情の發生なき限りは通常解任することはないか、必要あるときは互に自由に之を爲すことを得へきものとせられてある、且つ一方の非違又は過失に依り、他方に損害を與へたるときは互に補償の義務を負ふ。

勞務人と主人との業務上の法律關係は商法の規程する所てはあるか、一般雇傭契約として見るへきてあることは無論てある。

徒弟

四、學徒　學徒は所謂徒弟の意て、商業を見習ふことを目的とし契約に依つて商業主人の爲に商業上の勞務に服する所謂勞務人てある。而して其の商業主人との關係は師弟の誼を有するものとせられて、特に技術に關するものに就ては一層適切なるものとなつてゐる。故に法律上は學徒に對する主人を商業師と稱して居り、木匠、鍛冶等の主人を俗間今以て師傅と稱してゐ

る。

學徒と商業師との關係は一般雇傭の關係であり、學徒にして其の義務に違背したるとき又は已むなき事情あるとき之を解傭することを得ると共に、商業師にして過分の勞務を望み又一般に報酬を支給せないのか多いか必要なる衣類、食料其の他當然支給すへき必要の給與を爲さゝるときは互に解約の申込を爲すへきことを得へきものとしてある。

使用者の義務

第二、使用者の義務　雇傭者は雇傭契約上負擔すへき義務の範圍は其の契約の條項に依るへきてある。故に特に限定すへきに非らさるも、其の通常の例としては(一)は報酬の支給義務てある。其の内容は單に報酬金を交附するものあり、又は併せて衣食住の給與を爲し若くは二者を併せて之を給與する等、元より其の約する所に從ふへきてある。(二)には使用人か其の職務の執行上受けたる損害に就ては之を賠償すへきものとせられてゐる。但し其の過失か故意又は重大なる程度に達したるものに就ては、自から別個の問題と見做さねはならぬ。而して更らに(三)給料の外に業態に應し利益の分配を爲すの制を爲つてゐるものも多い。又學徒に就ては報酬なきか一般てあるか別に慰勞銀を與ふるの制を作つてゐるのも多い。

報酬

損害

給料

第三項　雇傭の終了

雇傭契約の終了　雇傭契約は使用者の死亡及解約の爲に終了する。而して當事者の死亡は特對的の契約終了で

死亡　はあるか、其の解約の申込を爲すには豫告を要するや否やに就ては慣習の一定せるものあるを

解約　見ない。又其の解約は特定の理由を必要とするや否やも不明であり、雇傭者に對する侮辱は淸律に依り罪罰かあつたに見れは當時は解約の理由となつてゐたことか明てある。又惡習、不和其の他一般の非違に就ては悉く解約することを得へく、又使用人も亦特別の契約なき限りは自から解約を申込むことを得へきも、民律草案は五年以上の期間を定めたるもの、又は當事者の一人又は第三者の終身を條件としたもの等に在つては、五年を過きたるとき相互に解約を申込むことを得るも此の場合は申込後三箇月にして雇傭關係は消滅へきものとの規定を示してある。此は一般共通の慣行を參酌する所かあつたものと思はるる。併しなから當事者間に於てはこれか爲給料其の他の支拂關係は妨けらるることなかるへきてある。唯雇傭に特定の期間のあるものに就ては期間に關する一方の利益は他方の解約に依りて妨けらるることなかるへきを原則とする。

第十三款　請負

第一項　請負の意義

請負　請負とは當事者の一方か或る仕事を完成することを約し、相手方か其の仕事の結果に對して

請負の意義及性質

報酬を與ふることを約するを謂ふ。支那に於ては俗にこれを包と稱してゐる。其の意蓋し當事者の一方か勞力及費用乃至は材料を豫測して一定の報酬額を定め、包括して其の仕事を引受け卽ち之を請負ふの意てある。法語としては承攬と稱して居り、民律等にも此の用語に依つてゐる。卽ち請負人を承攬人と稱し、其の相手方を定作人と稱するのてある。定作人は卽ち注文者の意てある、滿洲地方の工事請負には職人の手間工事か多く、材料及工事を併せて包攬するの例は在來には少かつたか、近時はこれを總括請負を爲すの例は頗る多く擴張せられてゐる。

請負は雙務契約てある。而して不要式なる諾成契約てあるか、近時規模の大なる工事又は運送其の他內容の複雜なるものに在りては責任の範圍を明かにする必要かあり、請負契約の成立と共に文契憑帖を立てるの例も多くなつてゐる。併し小規模のものは口約に依るものか多い。

第二項　請負の效果

請負契約の效果

請負契約の效果として生する注文者の權利及義務は、一面請負者の義務及權利てあらねはならぬ。

期限

第一　期限　請負人の義務の第一は其の引受けたる一定の期限內に其の仕事を完了することてある。然るに此の期限に就ては其の仕事の內容又は當事者の關係の同一ならさる理由上元より

一定なること能はさるへく、一に當事者の定めたる期限内にこれを完了すへく、又注文者はこれを完了せしむるの督促を爲し得へきは當然てある。官署に對する請負工事に在つては工事完了遲滯に對して過怠金の提供を約するものあるを聞くも、特約ある場合の外一般には此の事なしと云ふ。

瑕疵擔保

第二、瑕疵擔保　請負人の工事に瑕疵のあつたとき、請負人は其の瑕疵に對して擔保の責任を負ふへきものとせられてゐる。其の瑕疵擔保の要求を爲すへき時期に關しては、其の仕事の引渡を受けたるときに於て爲すへきを原則とすへく、一般物品の製作、染工の請負銀工店舗の注文作製等も亦同一てあるか、官署の請負工事に關しては、五年間は此の要求權あるものとせられてゐる。これは南北を通しての慣行てあるか如くに見ゆる。併し民律草案には工事物品の受領後一箇年間に之を爲さされは時效に依つて要償の權利は消滅すへきものとしてある上に、土地の工作物に對しては五年以内に之を爲すへきものとしてあるのは、此の慣行に從つたものてあらふと思はるる。

報酬

第三、報酬の支拂　請負工事の引渡に依りて請負人は報酬を受くるの權利を有する。而して此の報酬額は工事の引渡後に支拂ふへきてはあるか、前渡を爲すの例も多い、尙又報酬額は工

事の費用か初當の豫定額を超過したる場合に於ても、注文者はこれを補償すへき義務はないと
せられてゐる。且つ近時の判例に依るに工事施行中其の工作物か他人の占奪に遇ひこれか回收
に費用を要したる場合に於ても注文者はこれを補償するの義務なしとせられてあるのも、亦此
の意味を延長したるものと見ることか出來やう。

第三項　請負契約の解除

請負契約の解除

請負工事に著手したるときは中途に於てこれを解除することは出來ないものとなつてゐる。
併し協議上の解約は如何なる方法に依るも自由であるへきて元よりてある。

第十四款　仲　介

第一項　仲介の意義及性質

仲介の意義

仲介とは相手方の爲に或種の契約の機會を通し、若くは其の契約の媒介を爲すことを約し、
相手方はこれに對して報酬を與ふることを約するに依りて效力を生する契約てある。此の種の
契約の性質は、之を仲介人の勞務の結果に對して報酬を與ふるの點に於て雇傭契約と異なり、
又其の勞務の結果に就ては權利を有するも義務を負はさるの點は請負と異なるものとせられて
ゐる。而して民律草案に於ける委任は無報酬たるへきものとせられてあるか爲、民律草案に於

ける委任とは此の點に於て異なつてゐる譯である。尙又商業に就ての仲介は商事法の規定する所であるか、茲には一般民法としての中介を指すのてある。

第二項　仲介人の權利及義務

中介の權利及義務

通常中介人は法語に居間と稱し俗に中見人と稱してゐる。仲介の例としては不動產の賣買に多く通常他人の爲に賣買の紹介を爲し、當事者かこれに依りて利益を得たる場合には、當事者はその約する所の報酬の支拂を請求するの權利あるものとせられてあり、又賣買の仲介者は其の代金の支拂に關して保證契約の責任を負ふものてはないか、併し其の代金の支拂に對しては

中介人の責任程度

毫も責任なしと云ふへからさるものとの判例かある。併し現在不動產の賣買に際し、中見人又は中保人乃至は知見人等の名稱を以て、賣買の仲介を爲すものは賣買取引の行はれたる際、其作成する文書に記名するのか例となつてゐるか、此等の多くは代金の取引を完了したる上に於て立契せらるるのか一般てあるのて、事後に代金の支拂に關して紛情を生することか殆んとなく、從て代金支拂の上に於ける仲介人の責任關係を論定すへき實例に乏しいのてある。併し既に仲介に依りて生したる賣買なるか故に、事實責任なしとは謂ふ能はさるへく、前段の如き判例ある由來てあらう。併し文契中に「日後來歷加交有中見人一力抵當不敢闕於買主」等の言明あるもの

の如き、事後の責任を明にしたるものと謂ふへきてある。

第十五款　委　任

第一項　委任の意義

委任の意義

委任は當事者の一方か相手方の爲に特定の事務を處理すへきことを委任し、相手方かこれを承諾するに依りて效力を生する契約てある。現在法語としては委任と稱して居り、俗に囑託、囑附等と稱して居る。而してその立つる所の文書は多く其の例を見さるも囑書、囑託なと稱し又單に合同とも稱してゐる。原來委任の意を示すへき委扎は官權の委任を意味し俗間に用ゐられさる所てはあるか、近時は委任狀と稱する例も多くなつて居る。現今判例に依れは委任の例として莊頭と、莊田領名者、資本主と營業經營者、店主と店員、客棧に於ける荷物の管理等其の他之に類するものを委任の範圍に在るものと認めてゐる。

委任と報酬

民律草案に依れは委任は受任者に對して報酬を與ふることなきものとせられてあるか、民國三年、莊田の莊頭は莊田の事務を委任せられたるものにして其の報酬は現受任者の取得すへきものなる旨の判詞あるに見れは現行委任の慣習上、報酬の伴ふへきものあるを認容してゐることか明てある。

第二項　委任の效果

委任の效果として生する當事者の義務は互に之を負ふ。而して

受任者の義務

第一、受任者の義務　受任者は(一)契約の本旨に基つき受任事務を處理し、(二)受任者に對する報告、(三)受任に依りて受取りたる金錢物品の引渡をなすへき義務を負ふと共に、(四)義務の違背に基く賠償の義務を負ふ。而して受任者は複代理人を選任したるとき、其の結果に對して一定の責任を負ふ。

委任者の義務

第二、委任者の義務　委任者は受任者に對して(一)報酬を支拂ひ、(二)委任事項の處理に要する費用及ひ利息の支拂、(三)委任事項より生する損害の賠償の義務を負ふ。

委任の範圍

第三、委任の範圍　委任の範圍は之より其の委任の契約の內容に依りて定るへきも通常營業上に於て多く見る支配人の委任範圍に就ては、支配人は營業の範圍內に於ては其の外部に對して損害ある場合に於て主人に對して有效に其の效果を及ほすへく、又營業上の行爲に就ては特別の委任なき場合に於ても訴訟の能力あるものと看做されてゐる。而して又その委任の範圍外に係はる事項に就ては、主人の特別なる委任又は追認あるに非されは、主人に對して效力を發生せさるものとなつてゐる。

第三項　委任の終了

委任終了の原因

委任は既に契約てある、故に一般(一)契約解除の原因あるときは即ち解約を爲し得へく、又た委任は當事者の信用を基本とするか故に、(二)委任當事者の死亡は委任終了の原因たるへく(三)受任者の禁治産の如きも亦解約の原因と爲すへきてあらう。

第十六款　寄託

第一項　寄託の意義

寄託の意義

寄託は支那法には寄托に作り、現行の律例に所謂「費用受寄財産」とあるに出てたるもので、其の註釋に保管を依賴するを寄託と稱し、其の依賴者を寄託者と稱し又其の依賴を受くることを受寄と謂ひ、又其の依賴を受けたる者を受寄者と謂ふに依據し、其の依賴に關する行爲を併せて之を寄託と稱したるに由るものてある。然るに以上の見解に依れは寄託關係は、常に必す依託關係に依りてのみ生するものとなつて居るか、併しなから事實上依託なくして寄託關係を生してゐる例もある。故に寄託は之を分ちて、委任に因るものと委任に依らさるものとの二部に類別して、更らに寄託か直接行はるる場合と從屬的に行はるる場合等に分つことか出來やう。

第二項　寄託の種類及目的物

寄託の種類

委任に因る寄託

第一、委任に因る寄託　他人に依賴して物の保管を爲さしむるの契約てあて、當事者の一方の相手方の爲に保管を爲すことを約し、或物を受取るに依りて成立する。既に物の保管てある以上、其の物件の引渡を爲すことを必要とするは必然てあつて、所謂要物契約てあることは明てある。而して寄託は無償たる場合と有償たる場合とあるも、寄託其のものの性質としては區別する所は無い筈てある。

委任に因らさる寄託

第二、委任に因らさる寄託　當事者の委任なくして他人の爲に事務を管理し、財產を保管するか如きは通常時の例としては殆んと少い事柄てある、故に民國人自身に於ても其の慣例なしと稱し、又道德觀念を云々するものあるを聞くか、併し他人の爲に事務管理を爲すの例は絕無ては無い、特に南滿地方に於ける農家か北滿に移住するの際殘置したる財產に對し、親族又は知人か委任に因らすして不在者の爲に物の保存を爲すか如き例かある。一般にこれを目して緣故者か緣故を申立て、不在者の寄託財產に因りて保管上の利益を覇佔せんとするものてあると稱せられてゐる位てある。又一面土地整理の際、不在者の爲に官署か進んて登記方法を講したるか如きは、純たる他人の爲の事務管理てはあるか、蒙古地方の畜類又は鴨綠江又は松花江等に於ける流木拾得の例の如きは、明に委任に因らさる寄託の一と謂ふことは出來る。

直接寄託と從屬寄託

第三、直接寄託と從屬寄託　寄託は其の行はるる事由の上から、直接の寄託と從屬的の寄託とに分つことか出來る。例せは寄託か直接寄託することに依りて生するもの卽ち委任に依りて生する寄託又は單純なる事務管理に因りて生するか如きは前者に屬し、又賣却の委任を受けたるに因りて寄託を生し、特殊加工の注文を受けたるに因りて加工材料を寄託せられたる場合の如きは後者に屬するものと謂ふへきてある。

寄託の物體

第四、寄託の目的物　寄託の目的物は動產たると不動產たるとに依りて區別せらるることは無い、併し大淸律例なとにも「受寄財產」と稱して兩者の區別を示しては無いか、其の內容には「受寄財產畜產」と稱してあるのに依れは或は寄託には不動產を抱括せない樣にも考察せられ得る樣てもある。然し實際の事情に依れは寄託は不動產と雖必す目的物と爲すへき必要かある以上は、寧ろ之を廣く解して支吾する所はあるまいと思ふ。特に山東方面より奉天省內に移り、又は關東州若くは南滿地方より北滿地方に轉出する如き移轉者の多い地方に於ては、其の轉出地に財產を有し、知己親戚等に保管を委託するか如き事例は常に見る所てあり、又委任に因らさる所謂事務管理にしても既に不動產に於て之を見る以上は動產に於ても亦これあることを想定せさるを得ないてあらふ。

第三項　寄託の效果

寄託の效果

寄託者の責任

第一、受寄者責任　受寄者は其の寄託物の保管を爲すを要するは元よりてあるか、其の保管に關する責任の程度に關しては其の受託の性質に依りて勢深淺の差を示すへきてある。例せは當舖、染舖、金銀匠、運送等の爲に他人の物件を受寄するもの、又は爐火銀の寄託銀或は棧房卽ち委託販賣業者の商品受寄の如きに在つては、普通に依賴を受けたる寄託に比して保管の責は重いものとせられてゐる。例せは普通の受寄者は自己の財產と同一なる注意を以て保管すへきも、商人其の他報酬を得て保管を爲すものに在つては、善良なる注意を要するものとせらるるか如きはそれてある。

受寄者の管理は寄託者の意思に最も適合したる方法に依るへきてある。而して更らに寄託者の爲、最も有利なるへき注意を要する、故に不可抗力に因るものの外重大なる過失に出てたる損害は受寄者に於て賠償の責を負ふへきものとせられ一一判例の示す所てある。

受寄者の寄託物に對する關係

第二、受寄者の寄託物に對する權利　受寄者たる管理者は、其の管理物中消費寄託の寄託物に對しては所有權を取得したるものと見做さる。故に一般寄銀の如き又は棧房の寄託物の如きは消費貸借の法理に依り受寄者は之を消費し、代換物を以て之を償還すること を得る。此の他一

般寄託物は之を利用することを得さるを原則とするも、通常價値の大ならさるものに對しては日常多少の使用を爲すものかあり、從つて當然修繕の責を負ふものとせられてゐる。而して其の物體か土地の如き不動產である場合に於ても同一であるのみならす、物體の性質上これを利用し收益を計る爲、これを使用收益の用に供し、或はこれを貸付け收益を計るか如きも、保存若くは保管行爲の一たることを得へきである。

特定物の寄託に就ては、寄託人の責に歸すへからさる事由に出てたる受寄財產の損害に對しては、受寄人に賠償の責任なしとせられてゐる。

受寄物の返還

第三、受寄物の返還　受託者は寄託者に對して受託物の引渡を爲すへき義務あることは當然てあるか、其の引渡請求に豫告を要するや否やは不明てある。又其の返還を爲すへき場所に就ても一定の慣習あるや否やも不明てあるか、動產に就ては其の保管の場所に於てすへく不動產に就ては單に當事者の引渡の意思表示のみて足るへきてあらふ。

寄託の報酬

第四、報酬　報酬の有無は寄託の性質に依りて一定しては居らぬ。例せは棧房寄託の如きは通常報酬を要するも、唯德義上の寄託又は一般事務管理の如きに在つては報酬を目的とするものは少かるへく、併しそれも必すしも一定なるへからさることを思ふ。唯報酬を受くる受寄者

の保管の責任は善良なる保管者の注意を以て保管に任すへき責任を生する。

滿蒙地方に特別なる習慣としては、遺失物に對するものに家畜、卽ち主として馬匹の拾得者は其の取得を王府又は所轄官署に屆出て、自己は之を使役し居り他日遺失者に之を返還するの際其の糧秣の償却を要求し、其の畜類若し死したる場合に就ては其の皮を返還するの例かあり、又林場の標流木の拾得に就ても一定の報酬を得へきものとせられてゐる。

尙ほ律の債門に於ける費用受寄財產の規定及同雜犯門の失火條及放火故燒人房屋條の規定中には寄託人の責任を明にせる點あるも、茲には省敍に從ふ。

第十四款　組　合（合夥）

組合（合夥）

第一項　組合の意義及其の種類

組合の意義

第一、組合の意義　組合は支那語の所謂合夥である合夥とは二人以上の者か共同の出資を爲し、共同の事業を營むに就ての組織を總稱するに在つて、其の名稱は合夥、合股、聯財、合做等とも謂ふ。其の合夥の沿革は支那に於ける家族制度の影響に依りて發達せられたるものてあることは明てある、卽ち家族は分離せす常に一家長の下に集團し、其の得る所の財產は家長に歸するの風習かあり、又後世分頭相續の風を生したる後に於ても、一家に屬する業務はこれを

其の儘繼續せしめ、各分得者は合夥を組織してこれを存續せしむる等の爲に、自然に合夥關係の發達を招來し、又家族制度以外に知人乃至同志の者か、共同の目的を有する事業の經營の爲に合夥を組織する場合も多く、彼此相應して此の種の發達を見るに至つたものと思惟せらるる。合夥はまた合股とも稱せらるる、蓋し合夥とは共同の意であり、又合股の股は支那語の株と云ふに同しく出資を指し、合股とは出資を共同するの意てあると共に共同の目的に就て行はるる、故に合夥は其の事業の性質上より自から商事合夥と其の他の合夥とに分たれ得る。

合夥の性質

第二、組合(合夥)の性質　合夥は二人以上の共資を以て而かも同一商號として、共同の事業を營むものてあるか故に其の性質は合同てあり卽ち契約てある、故に各合夥者間には互に債權關係を有するのみてあつて、外部に對しては法人格を有するものてはない、此の點に於て會社と異なる所てある。而して從來會社業務執行者の多數決の意思に據つたものか多いか、合夥には多くは初より一人の代表者かあつて、一切の行爲を爲すものか多い、特別の場合に於てのみ合夥者全部の意思に問ふものとせられてゐる。併しこれは合夥間の取決めに依ることとて限定的のものてはない、又合夥は會社と異なるか爲其の責任の負擔に就ても各相異あり、又其の設立解散、清算に關しても一樣ならす、合夥者は其の持分に應して無限に其の責に任すへきを原則

とする。

合夥の種類

第三、組合の種類　合夥は其の共同の目的たるへき經營の異なるに依つて幾種にも分類することは出來やう。併しなから事業の性質上からこれを商事及民事の二類とすることを得る。

商事合夥

第一、商事合夥　商事は一般の商行爲を目的とするもので其の内容は商法上商業と稱せらるへき行爲を含むものと見るへきてあらう。其の範圍は商人通例に謂ふ所の買賣業の意てあるか尙は更らにこれを廣く考ふれは場所、組織等に依つて一樣てはないか、これを商業其のものの性質から貨物商業、媒介商業及補助商業に分類することか出來やう。貨物商業とは生產者と小賣人との商業、小賣商は商人と消費者との商業を含み、媒介商業には生產者と商人、商人と商人又は消費者との間に媒介を爲す所の商人てある。又他人の計算に基き報酬を得ることを目的とするの商業には運送、仲間、問屋業なとはそれに包含せられ得る。また補助商業としては貨物商業と媒介商業との經濟を敏活ならしむるの商業、即ち銀行客棧等も、保險運送等も亦これを包含せられ得る。商人通例はこれを分類して十七種を擧けてゐる。

民事合夥

第二、民事合夥　民事合夥は上掲の商事合夥以外の事業を目的とする合夥てある。例せは燒鍋、油坊の如き工業を經營するもの、三省其他の農業開墾を目的とするもの、又は林業其の他

水產業、鑛業の如きを經營するものなどに其の例を見ることを得る。

第二項　組合契約及其の效果

合夥契約及其の效果

合夥人及合夥契約

第一、合夥人及合夥契約　合夥の當事者を合夥人と謂ふ。合夥人たるには制限なし唯無能力者たらさるを要するのみ、而して合夥契約は當事者の合意に依りて成るも、一々之を文契と爲すものあり、又文契の作成を爲ささるものもあり一定ならす、併し少しく組織立ちたる合夥には必すこれを作成し、殊に合夥の組織、合夥出資方法、代表機關、存立の時期、其の他重要なる事項は等しく契約書中に明記して日後に備ふるか例てある。

公號

第二、公號　公號は合夥の名稱てある。或は之を行號と稱し、又之を字號と謂ひ、商號とも謂ふ。

公號は合夥の契約と共に之を選定するを例とする。一度定まりたる公號は多くは之を篇額ご爲して店頭又は事務室に掲け、容易に之を變更する事かない。而して合夥事業の信用に關係あるか爲、或は之を營業と分離して賣却するものもあると云ふ程に尊重せられるの風かある。併しなから公號は合夥の解散と共に消滅すへしとするを一般とす。

合夥の業務

第三、合夥の業務　合夥の業務は多くの場合には之れか執行員を定めて置くのか通例てあり

合夥の成立と共に之を決定して置くか例てあるか、出資者卽ち財東か自から代表機關となることは至つて少く、多くの場合には別に營業者を選任するか普通てある。

第四、合夥人の權利義務

合夥人の權利及義務

合夥人の權利

一、合夥人の權利　合夥人の合夥公號に對する權利は、其の組成員てあることてある、故に(一)合夥人は合夥公號の事業中、合夥の組織變更乃至合夥解散の如き重要なる事項に關しては議決權を有し、且つ號內の使用人の任免權を有する。又(二)事業の利益に對し配當を受くるの權利を有するの外、(三)合夥の業務に關する監督乃至檢査を爲すの權利を有するのみならす、脫退又は解散の場合に於ける出資分の拂戾を受くるの權利を有する。

合夥人の義務

二、合夥人の義務　合夥人の有する義務の第一は出資てある。而して其の出資の物體は通常金錢てあるか、其の他の物件を評價してこれに充つるもあり、また身股と稱し勞力を以て出資に充てるものもある。別に特殊の權利を以て出資に充つることも當然出來得へきてある。更らに合夥人は(二)其の事業に損失ありたるときは其の有する分夥の股份に應してこれを負擔すへき義務を負ふ。而して此の場合に於ける勞務出資者の負擔に就ては、其の所謂身股なるか爲責任なしと解してゐる向もある。

三、合夥持分の處分　合夥の持分を股份と謂ふ。卽ち合夥人か合夥に對する權利義務の範圍を以て之れを得、之を負ふの基準となつてゐる、此の關係を他人に讓渡することか出來る、唯此の場合他の合夥人の承諾を得ることを必要とする。而して合夥の持份にして他人に讓渡せられ得る以上は之を以て第三者に擔保として金融を謀ることも出來得へきの理てある。

第五、合夥の決算　合夥事業の決算は業務執行者に於てこれを合夥人に報告すへき義務かある。而して此の決算は地方に依り、又其の業態に由り其の時期を一にせない。併し滿洲各縣の商人間又は會社間等に在りては每年末に帳簿の決算を行ふの外短きは年內數期、長きは數年一期の收支損益の決算を行ふ。卽ちこれに比準して合夥人の分益配當乃至は損失負擔を生するに至る。

第三項　組合の解散及清算

合夥の解散及清算

解散

第一、解散　合夥は其の合夥の目的となつた業務を了り、若くは了らさる以前に於て、一定の原因あるときは卽ち茲に分散する。これを分散、分折なと謂ふ。合夥解散すれは同時に淸算を行ひこれを終りたるときは合夥は消滅終了する。

解散の原因は(一)事業の成功、(二)又は不成功、(三)總合夥人の同意、(四)存立期間の滿了

(六)合夥人一人に減少したるとき、(七)官憲の命令等によりて行はる。

清算　第二、清算　合夥か解散したるときは、合夥人はこれか終了の手續として其の負ふ所の債務は之を辨濟し、債權は之を取立て殘餘の財産はこれを合夥人に分配を爲すことは、支那法に於ても慣習上之を認め、解散後に於ても清算期間中は存續したるものと看做すを一般とする。而して清算あれは合股は茲に其の存立を失ひ、相互間に於ける合夥關係は茲に終了を告くる。

第四項　匿名組合

匿名組合の意義　第一、匿名組合の意義　匿名組合は所謂組合の一つてあつて、民國法語の隱名合夥てある。隱名合夥は所謂組合の一種てあるか、其の普通の組合と異なる所は、匿名組合に在つては當事者の一方か相手方、即ち營業者の爲に營業の出資を爲し、其の營業上の利益の分配を與ふることを約する所の契約てある。然るに通常の組合契約は名義上當事者の共同の出資を以て共同の事務を經營するに在る。以て兩者の主要たる區別とすへきてある。

匿名組合と普通組合との區別　第二、匿名組合の效果　匿名組合は其の組合に表示組合員と不表示の組合員との二より成るか故に匿名組合員か外部に對する場合と、組合員内部に對する場合とに依りて其の關係を異にする。然るに從來此の種の資本主と營業者との責任に關しては多少の明瞭を缺くものかあつた

か普通の組合員は組合員全員に於て連帶の責任を負ふも、匿名組合の場合に於ては其の表示組合員に於て單獨又は連帶を以て其の責を負ひ、其の他の匿名者に於ては直接責任を負ふものとせられてある。

第十八款　修身定期金契約

終身定期金契約

修身定期金契約は民律草案は表はれたる字樣てあるか、其の內容は當事者の一方か相手方に對し或者の修身間定期に金錢又は其の他の物品を相手方又は第三者に給付すへきことを約する契約てある。此の種の契約は現在に於て稀に家產の分管に際し、家產增加に對する功勞額の分配として特定者に特定額の給與を爲したる場合、若くは特定の男系間に分劑せらるへき家產の分配額を特定の女系姉妹に分與するか爲に、特定分與額を定めたるものの如きは、其の常例とすへきものてある。判例竝に事實上の慣習に就ては、一般契約の原則上特別に記述すへき慣行を見ない。

第十九款　博戲及賭事

博戲と賭事及其の區別

第一、博戲及賭事の意義　博戲及賭事は共に僥倖を得んとする契約てあるか、博戲は不經濟的行爲てあつて事實上偶然の勝敗に依り財產上の利益を得喪するの契約てあり、賭事は、其の

主張の確否に依りて財産上の利益を得喪するの契約てある。要するに此等は元より正當なる契約に非さるも、其のこれか爲に　當事者間に如何なる效果を生すへきやは民律草案に一節として規定せんとしてゐる所てあるか、現在の慣行上に於ける效果に就ては、之を事例に徵する外はない。

博戲及賭事の效果

第二、博戲及賭事の效果　博戲及賭事は旣に法規上不法の行爲てある、故に之に因りて債權を發生することなきと共に、これか爲に給付を爲したるものあるときと雖、これに對して返還を請求することと能はさるへきは必然の論決と謂ふへきてある。唯實際上の問題として裁判上に多く見る所のものは空賣買の事件てある。

空賣買

空賣買は元より法の禁する所てはあるか、先物又は靑田を賣買するものは其の形式に於て相類似する所あるか爲、判例は之か區別に就て「奉天省に於ける穀類の期買は定期契約にして現穀の交付を目的とするものなり、若し其の契約の目的にして現穀の交付に非らすして期日に至り單に市價の高低に依り決算して其の差を取引するものなるときは空賣買を以て論すへきものなり」との判定あり。尙又實際上期日に至り「債務者の不履行に因り其の差額を計算して賠償を爲さしむるは空賣買を以て論すへきに非らす」との判詞あるに徵せは以て兩者の區別する所

を見るへきてある。

第二十款　和　解

和解

和解とは當事者か互に讓步を爲し、其の間に存する係爭を止むることを約する契約てある。

而して和解は不要式なる諾成契約てある。

和解は既に存する爭を止むことを目的とする契約なるか故に、和解の契約成立すれは互の權利關係は茲に確定する「不許當事人之一造更爲空言主張以冀異」との判辭あるのは此の故てある而して和解は將來に亙りて爭を止むるか爲に互に讓步を爲すのは、互に權利を免除するものとは異なつて居る。免除は或る程度まて權利を拋棄するの意思表示てあるか、和解はこれと異なり相互に權利を確定するに在つて、唯其の確定か相互に讓步を階梯として成立すると云ふたけてある。

第二十一款　債務約束及債務認諾

債務約束及債務認諾

債權の一般通則として當事者の意思に關係なくして發生するものに就ては、例せは損害賠償又は不當利得の如き法律に於て之を定め、尚又當事者の意思に因りて成立するものに就ては例せは賣買貸借の如き、法律上當事者の意思に依るものとして之を認めて居り、兩者共に債務の原

因を爲して居る、故に此等の債權關係に於て債務者をしてこれか履行を爲さしめんか爲には、債權者に於て債務原因の存在を立證するの責を負ふ、故に此の種の債務關係を要因債務と稱してゐる。然るに此の責任あるか爲、權利の實行に就て多少の困難あるの例少しとせない。然るに實際上に就て此の種の要因債務の外に、單に契約に依り債務原因の如何を問はさる債務關係を認むることは近來立法の傾向となつてゐる。現在判例其の他に於て債務約束及債務認諾と稱してゐるのはそれてある。

債務約束

債務約束は當事者か契約に依りて債務を發生せしめたる場合、主たる債權の發生原因を證明することを要せす、債務は原因と分離して獨立して存左するものと見做されて居るものを謂ひ

債務認諾

又債務の認諾に就ては、判例に依れは債務者か裁判上又は裁判外の旣存の債務かあり、債權者かこれに對して其の債務の存在を承諾するの意思を表示したるに由りて效力を發生すへきものとなつてゐる。唯民律草案には、債務約束及債務認諾には書證を作成するを必要と爲し、所謂要式契約と爲してゐる。這は他日の立證の困難を顧慮したるに出てたるものと思はるるも、現在に於てはこれに關する慣習は明てない。

第二十二款　保證

保證債務の原因

保證債務とは他人の債務不履行の場合之に代りて其の債務を履行すへき債務を謂ふ、從來保證及保證人の責任に關しては法規及慣習上多少明瞭を缺くものかある。併し保證債務は保證人たるへき當事者の意思表示に依りて成るものて、所謂保證契約に依りて生するものたることは明てある。

保證債務の效果

現時の法規及慣習上保證契約の效果として、債務者に不履行あるときは債權者は直ちにこれに對して保證債務履行の請求を爲すことを得るも、保證人はこれに對して一定の抗辯權を有する。其の內容に就ては民國以來の判例に徵するに(一)債務者に對する催告請求權又は債務者に對する資力檢索其の他に亙つて居り、更らに(二)保證人と主たる債務者との間に於ては、保證人は保證債務の辨濟後求償權を有する外、(三)保證人相互間に在りては、連帶の關係を以て債務の辨濟に當るへきものと爲してゐる。

第二十三款　指圖債權

指圖債權の意義

第一、指示債權の意義　指示債權は現在法證に指示證劵と謂はれてゐるか、其の意義は證書に指定したる債權者若くは其の指圖人に辨濟を爲すへきものを謂ふ、故に指示債權には證書の存在を必要とする、指示證劵の名稱は卽ちこれに因するものてある。現行法上には明文を以て

之を規定してないので特別なる習慣あるものの外は條理に依りて之を律するの外はないのである。而して從來の裁判の例に依れは、指圖債權證書上には必す「指示」の字樣を特記することを要する。

指示債權の性質

第二、指示債權の性質及效果　指示債權の性質に就ては、通常の貸借と異なり無因債務たる點に在る、故に債務者は其の主たる債權關係の有無及其の受益の有無に關することなく、唯其の證券上に記名したるものを以て責任者と爲す。從て現行法例上證券發行人と裏書人とは證券の所持者に對して等しく保擔負擔の義務を負ふ故に、大理院の示したる解釋に依れは、證書の所持人にして金額の交付を受け能はさるときは、當然償還請求の權利を有す。唯求償權の行使には相當の期間内に通知を爲すを必要なる條件とする。然るに法律上期間の規定なきを以て其の程度に就ては地方の習慣に從ふの外はない。

求償權行使の期間

第二十四款　無記名債權

無記名債權の意義

第一、無記名債權の意義　無記名債權は現在の法語に無記名證券と稱するものに該り、債權者を特に指定せさるも債權證書の所持人に對して辨濟を爲さしむへき債權を謂ふ。而して無記名債權には必す證書を必要とするは勿論、該證券は合法に發行せられたることを必要とする、故

に若し證劵にして不法に作成せられたるときは、債務者はこれに對して支拂の拒絶を爲すことを得へく、旣に支拂たるものに對しては返還の請求を爲すことを得へきものとせられてゐる。

無記名債權の效果

第二、無記名債權の效果及讓渡　無記名債權は其の債權證書の所持人に於て其の證劵上の權利を第三者に讓渡することか出來る。此の場合に於て其の證劵の讓受人は證劵上の債務辨濟を受くへき權利者たるへく、例せは一般無記名公債證劵若くは船車の切符の如きはそれてある。

銀劵に對する交付標準

無記名債權に關し裁判上の爭となつたものに銀行兌換劵の市價に關するものか多く、近年の判例として湖南實業銀行劵及吉林永衡官帖に關する事件に關し、各省官私銀號發行の鈔票に就ては銀號は額面の價額に照して現金を交付するの責任を負ふ、故に之を無記名債劵と認むへきも、約束當時の債劵の市價と辨濟の際に於ける證劵の市價との間に差異を生したる場合、例せは銀行の支拂停止の爲、銀票の價額高騰したるとき銀行は之を物品視し、銀劵所持人に對して責任を免るべきに非らさると共に若し價額低落したる場合にも、亦同しく發行當時の價額に照して現銀の交付を爲すへきものとす。要するに何れの時に在りても、兌換劵を發行したる債務者は其の兌換劵を物品視することを能はさるにへし。これ不易の原理なりと論斷してあるのは所謂無記名債權の性質より來れる當然の效果てある。是れ卽ち一般の場合に於ける例たるへきも此

の他に若し特定の交付貨を定め、若くはその價額に對する補足を定めたる場合には其の定むる所に從ふへきてある。

第二十五款　事務管理

事務管理の意義

第一、事務管理の意義　事務管理は民國現在の法語に管理事務と稱する。定義する所に依れは、凡そ委任を受けす又は權利なく義務なくして他人の爲に一種の事務を管理するの意てある。滿洲地方に最も多く見る所の例としては、南滿地方の土地所有者か土地を放置して北滿に移住したる後、他人か其の土地家屋を管理する場合等に生する。

事務管理の效力

第二、事務管理の效果　事務管理の效力として、管理者は其の管理の義務を發生すると共に、管理の內容は他人の爲最も利益なる方法に依るへく、且つ努めて他人の意思に從ふを要する。而して既に無權者にして他人の爲にするものなるか故に、繼續管理の義務あると共に本人に對し之を通知すへきは勿論、尙本人に對しては其の佔有物竝に得たる利益を返還するの義務を負ふと共に本人も亦これに對して管理人の爲したる求償の請求に應するの義務あるは勿論、其の管理より生したる損害に對しては賠償の義務を負ふ。

第二十六款　不當利得

不當利得の意義

第一、不當利得の意義　不當利得は法律上正當の理由なくして他人の財產又は勞務に因り利益を受け、爲に他人に損害を及ほしたるを謂ふ。從前の法規上には直接の法度は無いか、刑律に「非因事而受財坐贓致罪」とあるのは不當利得に對する罰則てある。現在民律草案にはこれは明にしてゐるか、現在の判例に依れは「凡そ法律上の原因無く他人の給付に依りて利益を受け他人に損害を致したるもの」とあるはそれてある。

不當利得の效果

第二、不當利得の效果　不當利得の利益は、之を本人に返還すへき義務を負ふ、唯茲に不當利得の利益と不法の原因に依りて給付を受けたる利益とはこれを分離するを要する。從前裁判上多く問題として係爭の生したるものは二者を混同したるものてあつた、併しなから不法原因に依りて給付せられたるものに就ては、返還の請求を爲すこと能はさることは判例の示す所てある。

第二十七款　不法行爲

第一項　不法行爲の意義

不法行爲の意義

第一、不法行爲の意義　故意又は過失に依りて他人の權利を侵害し、損害を生せしめたる行爲を不法行爲と謂ふ。現在の法語に侵權行爲と稱してゐるのはそれてある。從前の支那法に於

て多少問題と爲つてゐることは。不法行爲に依りて生したる損害に對してこれを賠償せしむることは、民法上の賠償卽ち損害補塡の意てはなく其の不法行爲に對する處罰の意味を以て爲さしめたと云ふ點に在つた、不法行爲に關する事項か專ら律に規定せられてあつたのに就ても首肯し得らるる。

第二項　不法行爲の責任

不法行爲者の責任

第一、不法行爲者の責任　不法行爲に依りて他人の權利を侵害したる場合に之に對する行爲者の責任如何は其の不法行爲の性質に依りて異ならさるを得さるも、不法行爲の範圍は寧ろ其の損害の方面より見るを捷徑とする。卽ち身體の傷害、殺害、名譽及自由の侵害、財產の損害等其の他の場合を想像することを得る。然るに此等の不法行爲に對しては、何等かの方法に依り賠償補塡を要する。而して此の責任をも負ふのは其の不法行爲者に在るは勿論てある。

不法行爲に對する賠償補塡は何れも不法行爲の無かつたと同一なる狀態若くは其の狀態に近からしむるに在るか故に、傷害に對しては療養金を交付し、殺害に對しては慰藉金又は埋葬費を支出し、名譽及自由侵害に對しては神前に紙を燒きて謝意を致申し(之れを起誓と謂ふ)又は其の障害を解き、或は近時新聞紙上に其の雪白を揭告する等元より一樣てはない。又財產上の

損害に對しては毀損物品の辨償、燒毀家屋の賠償、强占物品の返還等元より一樣てはない。

不法行爲者以外の責任者

第二、不法行爲者以外の責任者　不法行爲の責任は不法行爲者に於て負擔すへきは一般の原則てある。併し行爲者必すしも常に責任を負ふへからさる場合かある。即ち行爲者以外の者に於て責任を負ふ場合を案するに

無能者の加へたる損害

一、無能者の加へたる損害　茲に無能者とは法律上の無能者と事實上の無能者とを含む、其の一は幼者にして、其の二は心神喪失者てある。(一)幼者に就ては民律に十二歳以下を刑法上責任無能力者と見做してあり、民法上の責任を十六歳と定めてある、故に此の年齡以下に在るものは不法行爲に對して直接の責任を有するものてはないか、これに對しては親權又は尊長權を有するものか他人に加へたる損害に對して責任を有するものとなつてゐる。又(二)心神喪失者の爲したる損害に就ては、慣習明ならさるも一般には家長權を有するものに於て其の責を負ふものとせられてゐる。併しなから心神喪失者か官府の特別監禁の下に在つた場合には、家長は直接の責任を負はさるものとなつてゐると云ふ。

二、使用人の爲したる損害　使用人か繼續的の使用なると一時的の使用人たるとを問はす雇主に於て其の責に任し賠償の責任を負ふの例かある。而して此の場合は其の使用人として主人

の爲に爲したる業務上より生したる損害ならさるへからさるものと解せられてゐる。

三、動物の加へたる損害　動物の他人に損害を與ふるとき、其の責任は其の持主又は雇主に於て之を負擔すへきか通例の樣てある。例せは畜犬人を咬傷し、牛馬か他人の農作物を荒すの類てある。此の場合に於て一般持主又は雇主に於て責を負ふへしとする例とするか如し。

第三章　物權

第一節　物權總說

第一款　物權の意義

物權の意義

物權は直接に物の上に行はるる支配の權利にして、且つ財產權の一てあるとは總括的の定義と云ふへきてある。此の如き觀念か支那法上に於ても明かに其の存在を認識し得らるる所てある。また其の物權の目的物體は特定なる有體物たるへきことゝ、又其の權利か關聯ある物の全部に亙るへきものとせらるるの觀念も亦一般に通して考へられてゐる。一般に都會又は市街等には多少の差異は有るか、村落等に於て家屋と土地とは定著の形に於て權利を移轉するの例は、慣習として認められてゐるなとはそれてある。境界內の立木の如き特別なる意思表示なき限り、土地に定著したるものとせられてゐるのも亦同一の觀念より來つたものてある。

第二項　物權の種類及其の得喪

物權の種類

第一、物權の種類　物權の分類を所有權及制限物權の二系統に分ち、更に其の制限物權を他物權と占有權の二に分つとゝは、支那法の觀念に於ても大體同一てあることを論定することか

出來る。而して支那法上(一)其の物の上に行はるる支配力の範圍に就ては原則として制限なく、卽ち權利は法定の範圍內に於て自由に物の使用收益處分(不動產に對しては權利の處分)し得へき權利を有するものなりとの意に於て、支那法の上にも所有權と稱する用語は或る程度まで適當に當て箝め得らるる。總有る物の上に行はるる「あらゆる」經營の權利と云ふ總括的の意義に於て、最も大なる權利として認められてゐる。所謂業主權かそれてある。また不動產の業に對して動產には一般有字か用ゐられて所有の意義を爲すものとなり、而して又(二)所有權に對する制限物權に對してはこれを他物權と占有權との二面に分ち得へく、尙又(三)他物權中所謂他人の所有權の上に存する物權、所謂用益權中に類別せらるへきものは租權と入會權とてある。而して又其の租權の內には地上權、永小作權、地役權、賃貸借權とを總括したものか包容せられ、尙又入會權に類する牧養地等の慣行も包められてゐる。更らに(四)他物權中の擔保物權としては、不動產に就ては質權と抵押權との二かあり、動產に就ては當かある。尙又留置權又は先取特權に關する事項は此等の諸權の內に包容せられてゐるのてある。

物權の得喪

第二、物權の得喪　物權の取得原因は、原始的の取得原因としては、先占、時效、遺失物拾得埋藏物の發見及添付等てあり、又繼承的取得原因としては、賣買、相續の如き場合てあり、

物權の原始的取得

物產の繼承的取得物權の喪失

また他人の物權上に於ける設定取得の權利としては地上權、永小作等に類する租權等かそれてある。次に物權の喪失には物の滅失、例せは地盤又は水流の變化等の爲耕地内陷沒の如きは他日其の水地の浮出したるとき、其の元の地主に優先報領するの權利を與ふる例あるも、兎に角權利得喪の方面からは所謂絶對的喪失の例てあり、また彼の賣買讓渡等の如きは所謂相對的の喪失原因となる。而して更に物體の消滅か物權消滅の一原因てあると、同しく拋棄即ち無主地入官の例の如き又は時效即ち典賣不明地の占有者は一定の年限後其の土地の所有權を取得することを得るの例の如き沒收、即ち各種各項地中入官地の制度の存するか如き、其の他公用徵收即ち城堡修築又は鐵道敷設の爲にする民地收用の例の如き、其の他混同の如き物權を通したる一般の權利消滅の原因と爲すの慣行は等しく、支那法を通して認めらるる所の原則てある。

第三款　不動產上の物權登記

登記法の沿革

第一、登記の沿革　日本の民法には不動產に關する物權の得喪及ひ變更は、登記法の定むる所に依りて登記を爲すに非されは第三者に對抗することを得さるものと規定せられてあるか、支那法に於ても此の規定の大體の制度か立てられてあるので、沿革も亦相當に久しいものてある。元來支那法に於ては不動產、特に土地に就ては人民か國土の一部を使用收益すると云ふ觀

前清時代登記簿册と徴税原簿

念と又その使用者占有者に對して使用料、換言すれは國税を徴收するの關係から、其の使用者なり納税者の調査又其の整理なりの爲に、登記制度か比較的整然として行はれて來たのは事實てある。前清時代に於て不動産の登記簿册としては魚鱗册と云ふかある。魚鱗册とは所謂土地臺帳の意て、この帳簿の卷頭に附圖を揭けこれには地番と地形とを揭け、其の地境の相毗連して居る形狀か恰も魚鱗の相接するか如き形狀を爲してゐる點から名けられたものてある。また錢糧册と稱する民地の徴租薄かあり、これには納税者の氏名や地積及納税額等を記載してあり、其の內容も民紅册地、民餘地、民典旗、另段私開地、八旗銀米地、佔荒蓋房地と云ふ樣な各種の地種目か區劃せられて居つて、此等は專ら沿革上民地に關するものかあるか、此の他に旗地に關する諸册としては部頒册かあり、恰も民地の魚鱗册に類するものて、其の內容は旗界、佐領、坐落(位置)、四至(境界)、業主(所有者)、竝に首報(所有取得の出願及許可)又は賣買の年次等てあり、又は串根册と稱する中央官廳に對する納税報告の原薄かある。又納租册と稱する徴税原簿や又は徴租册等の官册か備はつて居り、此等は專ら旗地に關するものてあるか、次に官地の簿册に關するものては納租册かある。これは隨缺地、伍田地等の貸出に關する淸册てあつて其の內容には前出旗民徴租諸册中の納租册や、又は租價底册、租糧底册、兵缺老賬、錢文

總賬や、其の他にこれと名を異にし實を同くする各種の簿册か備はつて居る。而して以上は專ら土地の現狀や現所有者乃至現占有者なりを明にし、且つ其の納稅の關係を明ならしむるの目的に於て備へられてあるものであるか、更らに其の土地の賣買典出の行はれた際、これに對して作成する所の賣契典契なとの契約證書に對しては其屆出の際、官に於てこれを奥書するの制を以て其の契に對して一定の稅額を納入せしめ、これを登記すへき稅契の原簿か備はつて居つたのてある。此等は土地に關する權利の得喪に關する結果を記し、其の效力を登錄する所の制を整ふたものて其の果して實際に此等の事項に變化を及ほすへき事項の生したる際は一々登册卽ち登記の手續を爲し、過割卽ち權利者移轉の手續を履行すへきものとせられてあるのてある。而して此等の制は一面からは地稅徵收上の便宜に由るものてあるか、其の名義變更の手續を執ることか一面其の權利者の所在を公認するものてあつて、其の旗民の賣買更名の手續は權利移轉の相對的取得の登記てあり、其官地の隨缺伍田なとの更名手續は永小作權乃至地上權の設定又は移轉の登記に該當するものてある。而して此等の事項は民國の法度に於ては制度上の變革の結果其の儘これを準則と爲し能はさるものかあり、事情の變轉は各種の改法を順致するに至つて、從來の制度か茲に徵稅事項に關するものと、所謂登記に關するものとに分類せらるるに至

契稅法と登記法

つた、前者は卽ち契稅法て後者は卽ち登記法てある。併し契稅法は土地に關する所有權利及典權の取得あるときは一定の期間（六箇月）內に賣契又は典契を官に提示して賣契には賣價百分の九典契には百分の六の印紙を貼用し、官の檢印を受くへきものと規定し且つこれを在來の契約書類とを分割するか爲、驗契條例を定め其の條例發布以前の此の種權利證書を舊契と稱し、以後の證書を新契と名つけ、凡そ舊契を有するものは一定の檢定料を納めて檢印を受けしめ、更らに其の新なる契約に關するものは前揭契稅規則に依つて納稅の手續を爲すへきものとせられたのてある、故にこれを今日の結果から見れは、此等は初に於ては租稅徵收上の必要からと又其の權利の所在を明にすへき必要からとの二樣の意義に於て進められたのか、輓近に於ては全然契約に對する課稅の意義を以て行はれ、特に登記法の獨立制定に依つて兩者の意義は全く其の目標を別にするに至つたものてある。

新定登記法

第二、新定登記法

登記法の制定

一、登記法の制定　斯くの如くにして登記法は專法として設けらるるに至つたか、さて又此の登記法の制度は民國の法度の一般に完備せさるか爲、全國を通して行はるるに至らす、初めは民國四年九月に奉天省試幹不動產登記法の制度施行かあり、續て同年十月に吉林省に登記規

則か施行せられ（五年一月に補充幹法の公布あり）更らに七年五月に奉天省不動産登記規則の公布かあり、特殊の登記法か定められたか、別に十一年五月には一般的の不動産登記條例の通則か公布せらるるに至つて、大體上登記の法規か稍行渡るに至つたのである。

登記事項

二、登記事項　登記事項に就て奉吉兩省現今の區分に從へは所有權、地上權、永佃權、地役權、抵押權、土地債務、質權、賃借權に分たれてあるか、此の內土地債務に就てはこれか削除を力說する學者なとかあり、民國十一年五月制定の不動産登記條例には、土地債務を典權として登錄し、賃貸借權を租借權として登記することになつてゐる。此等か從來の慣行上に於て如

要登記の物權

何なる種類の權利か此等の諸權利に該當すへきやは甚た明瞭を缺いて居るのである。併し惟ふに民國に於ける暫行民法の草案に依れは、不動産に關する權利は所有權、地上權、永佃權、地役權、擔保物權に大別し、擔保物權を更に抵押權、土地債務、不動産質權、動産質權と云ふ樣に分類してあつて、登記法の示す所の分類の基く所か不明となつてゐる。併し現今支那法上に於ける不動産の法的慣習から見れは、所有權は業主權に、典質又は質權は典權に抵押權は押權に該當することは明かてはあるか、永佃權、地上權、賃貸借權の三種に至つて現今の慣習上租權の內に包容せられて居り、其の內容の分界は不明となつてゐるのである。若しこれを日本の民法の

分類に依つて類推するならは、永佃權は或は永小作權に、地上權は他人の土地の上に工作物又は竹木を所有するの權利の意に於て、特定物に係はる租地の一部てあり、賃貸借權は一般土地建物の租關係の一部てあることは明てある。要するに以上の關係の權利に關しては其の權利の得喪に關し登記を要するものとせられてある。

登記外の權利

三、登記を要せさる權利　登記を要せさる物權としては民法上の權利の種類の明示せられて居らぬ關係からこれを擧示することは困難てはあるか、其の實際上の占有權例せは無主地の先耕の保護とか、無名の留置權例せは保存費又は有益費の出費に關し、土地の留下即差押の如き、入會權即ち荒地草生地に於ける肥土採取馬匹放牧の如き、一定の慣習は事實上の權利として存在してゐるなとは茲に所謂登記せさる物權の一類と云ふへきてあらう。

第二節　所有權

第一款　所有權の名稱及其の由來

所有の觀念

所有權と云ふ字樣か支那法令上に用ゐられたのは淸末以來の事てあつて、其の文字も其の觀念も新しきものてある。尤も物の所有と云ふ觀念は元より其の由來して居る事竝に其の觀念の

所有權の字義

存在の久しいものであることは言ふまでも無いのであるが、支那法上には爾來動產と不動產とは其の所有觀念の內容に區別があり、從つて此の觀念の異なれるものを總括したる總稱名詞としての所有權なり、所有の觀念なりの言ひ表はされたる字樣が無いのである。然るに今茲に所有權なる字樣を用ゐて行くことに就て一應其の由る所を記述して置くの必要があらふと思ふ。それは民國に於ける法制の改革は淸末後の變法自强の政策の後を承けたのと、一面には國體の改革と共に此事業は爾來著しき進步改正の成績を示してゐることとてある。これと共に法律上の術語にしても多く日本に於ける前例などに依つて其の儘これを民國に移したものも甚だ多いのである。所有權と云ふ言葉も亦同一沿革に出てたものであつて、例せは民法草案にもこれを用ゐて居る計りて無く、大理院に於ける用語にも「外國の敎會堂は法人と認め、土地所有權を享有す」と云ふ樣な說明もあり、また奉天、吉林兩省の暫行土地登記法にも明かに土地所有權と云ふ樣な字樣を用ゐてゐるのみならす、支那の官公署に於て等しく同樣の用字例を示してゐる。惟ふに早晚民國の法度上、所有權の字樣か共通のものとなるへきは疑なき狀勢てある。旣に斯の如き有樣てあつて爾來全く用ゐられさる新語てもないのと。また物の總括的所有權の觀念は旣に實在してゐる上から、茲に之を總括して所有權と云ふ字樣を用ふることは却て甚た便宜てある

ことを信するか故に、特に茲に所有權の文字を使用した譯てある。

第二款　所有權の意義及其の内容

所有權の意義

第一、所有權の意義　所有權とは法令の範圍内に於て自由に物の使用收益及處分を爲す所の總括的なる一般支配權てある。民律草案に於ても亦此の意義に定義せられてある。併し支那法の沿革に照せは此の觀念は總ての所有權に共通の理論として見ることの出來ない點かある。物を使用し收益することは原則上共通して物の上には行はれ得るか、處分と云ふ意義に就ては少からす論議の餘地かあるのてある。

所有權の内容

蓋し處分とはこれを廣義に解して物質的處分と法律的處分とを包括するものとすへきか、又は狹義に解して物に關する物質的處分のみを指すものと見るへきやの問題てある。

不動産所有權と動産所有權

併しなから物は其の性質に依りて法律的處分と物質的處分とを共に行ふことを得へきものと、又單に法律的處分又は物質的處分の何れかの一方の處分のみより爲し能はさるものとかある。例せは所有權其のものの處分は法律的處分てあつて、支那法ては、典當、換易、賣賣、交付、給付、寄託等と稱してゐる。此等は法規上特別の制限のない限りは自由に行はるるか、若し其の所有權の物體か不動産てあつた場合に、特定の建造物て無い限りは例せは土地の如きは自由なる事實上の絶對的處分卽ち支那法に於ける毀壞燒燬の如き實際上の處分

か出來ない筈てある。之に反して其の他の物に至りては啻に法律上の處分のみに限らす、事實上の處分卽ち支那法上に於ける棄擲、毀傷、伐去、宰殺、燒燬又は費用等の行爲か自由に行はれ得へきは本來の性質てある。斯の如くに觀し來れは同し所有權と云ふ語言の間にも、此の處分の意義に二樣の相異る性質を含むことか明てある。果して然らは此の處分の意義を論斷してこれを事實上の處分と法律上の處分との何れかの一方に限定するの必要もなく、また爲樣も無いのてある。既に斯の如くてある以上は此の異なる意義を有する動產の處分と不動產の處分とを同義に解して、同一なる所有權中の處分と云ふ言葉の內に包容させることは其の間多少不通の觀念を包ましむることとなるの憾みか生するのてある。然るに支那法上に於ける所有の觀念は明かに此の觀念上の異同を區分したる看察を有つてゐて、其の間に混同を許さない意義を包めてゐる。這は支那法に於ては不動產の所有權とはこの所有權中の處分に關する觀念に於て、明かに區別せられてあるからてある。前者を業主權と謂ひ後者を支那法の研究者はこれを物主權と稱してゐる。

所有の意義

所有權の意義には、既に上述の如く支那法上には明かに新語てはあるか、併しなから更らに支那法上の字義の上から觀察して見ると、支那法上に於て從前には通常用語としてはなかつた

にしてもこれを動産、不動産を通して法律上所謂所有の意義を表はすへき字樣さしては、特に甚た的確なる字樣てあることを認め得らるるのてある。這は元來有と云ふ字樣から來てゐる。然るに此の有字は物に對する主管を意味して居つて、例せは業主典主と云ふときは、業又は典の目的物體と此の物體に對する權利者との從屬的關係に於ける。其の權利者其のものを指すに在るか、これに對して有字は此の業主權者と業産の目的物體との關係其のものを言ひ表はす字樣てある。例せは官有地、私有地と言ふ場合に有字は官又は私なる主體と、其の物體たる土地との關係を言表はし、官又は私なる主體か其の物體たる土地に對して主管的關係に在ることを意味する、故に有字は普通には其の目的物體に對する總括的なる支配的意義を有し、業主典主の主字は其の權利の主體を示すものとなるのてある。而して更らに支那語の上に於ける所有と謂ふ字樣は「總て」又は「あらゆる」の意てあつて、其の包容甚た廣く「最も大なる權利」の意を示してゐるからてある。

業主權と物主權

此の意義から見れは、所有權と云ふ語は內容最も廣く、其の內には不動産に關する所有權卽ち業主權と、動産に關する所有權卽ち物主權とを包容することとなるのてある。而して既に上述したる所の如く、同一なる所有權の字義の內には、沿革的に其の意義を異にしてゐるのてあ

るから支那法に於て若し從來の法制沿革に基つき、此の間の論理的系統に留意する所かあるならは、當今新法編成の際に於ては此の關係を明にして置くへき筈てある。併し民律草案なり又は近時大理院の採つてゐる解釋例なとに依るときは、既に上述の如き沿革的觀念の明なるものあるにも拘らす、此の相異なれる觀念を一括して、同一なる所有權なる字樣を以て律し行かんとするものの樣てある。故に吾人は茲に此の過渡の時代に當り、所有權の內容を業主權と物主權との二樣に考へて研究を進めては居るけれと、若し他日民國民律の實施せらるるに際し民國立法の當局に於て、此の在來の觀念を顧念せす、直ちに外來法理の誘ふに委せたならは、支那法上の原則は明に破壞し去らるるに至るへきてあらうと思ふ。要は他日の變遷に徵するの外なきも、或は遂に顧みらるることなからんかを遺憾とするものてある。唯茲に所有權なる字樣は業主權と物主權とを包容し得へき字樣として、遠からさる民國法度變遷の傾向を豫想し、本書も亦茲に所有權なる字樣を用ふるに任せんとするものてある。

所有權の分類

第二、所有權の分類　以上敍述する所に依つて所有權の內容を分類すれは、其の專ら不動產權に關する所有權を業主權と謂ひ、專ら動產に關する所有權を物主權と稱し、概略此の二つに大別することを得るのてある、故に次に此等の各種の權利の內容に就て記述を進むる間に、或

不動產權と動產權

土地の占有なり使用收益なりを、一定の方式に依りて整理せんと試みたる王土の使用方法の一つてある。惟ふに土地占有使用の初めは單に王土を使用すると云ふ位の極めて漫然たるへきものてあつたてあらうか、其の使用か多少永續的となり且つ多少とも排他的の傾向を生して來たことか、一面使用者の定住的の結果からも生して來た爲に、比較的時代の進步に隨伴する上に於ても單に漫然たる王土を耕種する位の觀念を以て統一整理することの困難を生したものに相違なく、この困難は遂に王土使用に關する具體的公平なる標準案を作るの必要を順致し來るへきは必然の結果てある。卽ち此の必要から井田法の如き使用制限方法の講せらるるに至つた譯てあらうと思ふ。而して井田法の主眼とする所は一人を以て一定の土地を永續的に使用せしむへきものてなく常に順次使用者を轉換すへしと云ふに在つて。而して其の井田法と謂ふ名の出たのも土地を區劃して輪番耕作を爲すへき特殊の地形區劃に在つたのてある。併しなから輪番して其の耕作者を替ふることか其の結果から見れは、土地に對する愛著を妨けんとするものてあり、また其の愛著心の缺乏は遂に一年限りの耕地に對する土地の改良生產力の發達に努力することを成るへく、これを避くるの風習を招來すへきは當然てあるか爲、經濟上には極端なる不合理のものとなり此の主義の奬勵は遂に地力を衰退せしむるの結果を示し來るのは、蓋

し已むを得さるの歸結てあらねはならぬ。而して又一面にはこれに反して事實上には土地愛著の念漸次に發達し來り、輪番の制は次第に永續的使用の狀態に變し來り、井田の法は單に理論上の問題として留まり、終に實際上行はれ難きに至つたのてある。井田法の起つたのは甚は遠いのてあつたか、其の稍完全の域に達したのは周時代てあつて、又其の行はれさるに至つたのは秦代以後に在るものの如くてある。明の半頃に至り學者の或者は再ひ井田法の復活を唱導したのてあつたか、行はるるに至らすして已んたのてあつた。

王土と業主との觀念上の區別及其の發達

第三、業主權確認時代　王土觀念の時代に於ける土地所有の觀念は、王土も王民も共に王に屬するものの意義から王民の使用する所の土地は王土てあり、また王と王位に在る人との分界か明てなかつた結果、其の王土の耕作者てある王民と、其の王土との權利關係も亦極めて茫漫たるものてあつた事は明てある。而して更らに既に王と王個人との區別か明確てなかつたと同しく、また其の王土と稱する意義に就ても、王の統治下の土地と王個人の土地との分界か明瞭てはなかつたことは明てある。然るに井田法時代になつては此の觀念は餘程確然たる分界を有するに至つたのて、王と王土との分界の以前に王と雖王土を私すへきものて無いと云ふ觀念か生してゐる。而して既に王民か王土に對する定著使用の關係か、所謂私權の發達上の使程とな

つて其使用者たる人と其の使用の物體たる土地との關係を法律上又は經濟上確實に認めらるるに至つた。それか卽ち此の業主時代に入つたのてあるのてす、業主の意は初め王民か王土耕佃の實際より生し、中頃其の輪番耕作に依りて其占有使用の實質を確認せられ、最後に其の占有使用權を公認せらるるに至つたものてある。唯此の何れの場合にも共通して見られ得るのは何れの時代にも國民は其の國土の一部を使用收益するのみてあつて、土地其のものを絕對的に個人の所有と認むへきものに非すとするの意義か一貫してゐるのてある、故に此の主意を推印すれは土地は所謂王土てある。而して王土は王の私的自由にすへきものてないと云ふ意義から、王土と云ふものは王の統治する土地卽ち領土の意義てあつて、從つて王の土地を耕種する王民は法理上王土を處分するの權限は元より有り得へからさるものてある。王民は王の領地を耕種するものてあるに過きないと云ふに歸するのてある。業主權の觀念も亦正しく此の意味に於て發達して來つたものてあると云ふ事を私は思ひ且つ信するものてある。

業主權の所有觀念さ異同さの上餘は租地主な業主なり

第二項　不動產所有權（業主權）の意義

不動產所有權の意義

業及業主の意義

第一、業及業主の意義　不動產所有權者を一に業主と稱する。而して業主の意義は業と主との復合に依りて成る、故に先つ業字に就て考覈を加ふる。業はこれを字義に從はしむれは抽象的

には經營の意であり、又一には經營の物體其のものを指すこととなつてゐる。併しながら業字本來の意義はこの經營の義に在るのて、これを物件として見たのは轉用に過きないのてある。

業主權の範圍

然らは其の業權者の有する權利の範圍如何と云ふに、經營の範圍は國土を使用收益し得るに在つて、而して其の土地に對しては其の使用收益の範圍內に於ける有形的の處分を認めて居るに過きないのてある、故に一般の土地を地皮と稱するの慣習の如き明かに此の意を表出したものてあつて、從て地骨は國に屬するものと解せられてゐる。此の例の如きは地主の權利は地皮に限られ地骨に達すへきものてないと云ふ原則を示して明なるものて。この點は日本其の他羅馬法系の所有權と明に區分せられ得へき所てある。羅馬系の所有權は使用收益處分の總括的權利を謂ふのてあつて、其の物に對しては、土地の如き不動產に對する場合も、個々の物體に對する場も同一に見て居り、尙又處分の範圍に就ても一般に權利の處分の意義計りてはなく物質的の處分をも意味してゐるのてある併し事業上、土地の如きは所謂使用收益の範圍內に於ける處

不動產處分の意義及內容

分(使用の一部)を意味し絕對的なる有形的の處分の出來ないことは上述の如くてある。然らは是を以て所有權とは「一般に所有權とは使用收益處分を總括する」權利てあると云ふ觀念は事實上處分の行はるへき物體に對してのみこれを認むることを得へきも、元來土地の如き、法理上に

は國の絶對的要素てあつて個人の絶對的處分を許さす、事實上にも絶對的處分の出來ない物體に對しては、論理上相容ることを許さゝるものである。此の點に於ては、初より土地に對しては處分の意義を含ますとする支那法の觀念は、法理上にも實際上にも肯定し得べきものとなつて來るのである。故に言語を替ふれは一般に所有權といふ言葉の內には其の物體の土地たると其の他の物たるを分ちては居らないか、支那法上に於ける所有權の內には土地と其の他のものとを分ちて居り、其の土地に係はるものを業權と謂ひ、其の他の物に係はるものを物主權と云ふ樣に、觀念上明かに區分せられてあるのてある。要は茲に單に所有權の字樣を用ゐてあるか其の內容に就ては、如上の論議と沿革とを包含するものとして其の意義に解せられんことを望むものてある。

不動產所有權と他物權

第二、 業主權（不動產所有權）と他物權　業主權は土地に對する使用收益の權利てあつて且つ處分の意義は其の使用收益の爲にする甚た制限的のものてあることは上述してあるか、更らに之を制限物權たる他物權、卽ち地上權、永小作權、地役權なり入會權なりの上より見るときは此等の權利は他人の所有に屬する權利の上に設定せられてあるか爲、其の本權たる業主權にして絶對的處分權を包まさるものなる以上、此等の他物權も亦等しく土地の絶對的處分なるもの

か出來得へからさる次第てある。而して更に其の擔保物權たる質權なり抵押權なりに於ても亦此の處分權を有せさるものてあることは理論上必然の歸結てある。

第三項　所有權の物體たるへき土地の名稱及其の種類

土地の分類標準

不動産所有權卽ち業主權は不動産に對する秩序ある經營權て挾義に於ける所有權てある。然るに此の權利の物體たるへき土地の種類に就ては、支那法上の分類呼稱に從へは多少複雜なるものかあるか、併し現今に於ては大項を分ちて官地、民地、公地の三類となしてある。此等は專ら其の所有主體の方面よりの區別てあるか、其の內容に至つては制度の沿革上可なりに多樣に分類せられてある。尤も此の複雜なる內容は上揭三樣の分類のみに依るときは頗る簡略てはあるか、併し一面に制度上の內容に就て沿革的に知る所なけれは實際上の問題には殆んと判定を缺くへき恐かある。依て極めて簡單に茲に業主權の物體たる土地に就て其の內容を略敍することにする。

第一目　沿革又は制度上の區別

沿革及制度上の區別

土地に關する行政は國政中最も重要なる地位を占めてゐる。從つて其の政策の變遷は當時の事情の推移に連れてこれ亦幾多の變革を閱して居る。これか爲土地の名稱にも幾多の區別を生

して居るか、大別すれは紅册地、餘租地及三園の三様となつて此の分類は一般の通例てある計りてはなく記述上にも極めて有利てある。

第一、紅册地

紅册地の由來

一、紅册地の沿革　清初遼東招民例を布き、奉天地方の移民招來に力めたる結果、流民の東三省地方に入るものか漸く多くなつて來た。然るに其の結果は清朝發祥の地方に漢族の浸入夥しきを加へ、これか爲清朝の股肱たる旗人の生計を恐威することとなつたので、終に乾隆五年流民の東省に入るを禁すると共に耕地の丈量を行ひ、乾隆四十五年に至るまてに前後十三四の整理を行ふた上、これを紅册に登錄した、紅册地の名は蓋しこれに由りて起つたのてある。而して紅册の意義は徵税報告册の意味て、その表記に紅紙を用ゐたに由來するものと謂ふ說かある。

紅册地取扱上の分類

二、紅册地の性質　紅册地の性質は(一)沿革に依れは盛京地方各項の地目中最も早く開墾せられた土地てあり、(二)其の取扱上の形式に依れは旗册地(旗人の所有する紅册地)、民册地(民人の所有する紅册地)の別かあり、旗册地は旗衙門、民册地は民衙門の管轄に歸し、又其の(三)負擔に就ては民册地からは賦を徵し旗地からは租を徵して居つた。また其の權利の内容に就ては旗地は當時之れを民人に典賣することを制限せられてあつたか、民地に對しては完全なる業

主權を認められてあつた。而して最後に(四)紅册地の實質に就ては、これを沿革及上述各種の事項を綜合して考察するの必要があらうと思ふか故に、後に餘税地と紅册地との比較の部に於て述へることゝする。

紅册地の種類

三、紅册地の種類　紅册地は其の所有者の民人たると旗人たるとに依つて旗紅册地、民紅册地に分かれてゐるか、其の内容は沿革的に頗る多様に分れてゐる。

民紅册地の名稱及種類

イ、民紅册地の名稱及種類　民紅册地は民册地とも民册粮地とも云ひ、又徴税上からは額徴銀米地、銀米兼徴地、半銀米地、額徴銀地、額徴米地或は銀地若くは米地なとの稱かあり、又これを開墾の沿革から見て、民人起科地、出旗民人隨帶地等に分類せられてある。而して此の民人起科地と云ふのは清の國初より奉省地方に居住した民人、或は遼東移民奬勵當時の移民者か乾隆五年以前に許可を受け、同四十五年前に開墾を完了したる土地及其の接續地隣を耕作した土地てあつて、爾後これに編入せられたる土地を謂ふのてあり、又出旗民人隨帶地と云ふのは旗人か其の有する旗册地を以て民人籍に入りたる際、所有した册地を云ふのてある。又民典旗紅册地と云ふのかある、民人に出典し出典流れとなつた土地を云ふのてある。其の外尙多くの內容かあるのてあるか茲にはこれを省敍することゝする。

旗紅冊地の名稱及種類

ロ、旗紅丹地の名稱及種類　旗紅冊地の內容も亦頗る複雜てあつて、旗冊地、紅冊糧地、原納紅冊地、旗倉納糧冊地等の名かあり　又其の徵稅上からは冊徵草豆地、額徵米地、銀米兼徵地なんとの名稱かある。又納入すへき旗倉の異なるか爲に（內倉地內務府收納のもの）、牛倉地（牛莊倉に納入のもの）鐵倉地（鐵嶺倉に納入のもの）又は其の他の稱呼かある。更に沿革上から原佶地、圈撥地、自墾地、帶地投充地等の稱呼かあり、原佶地と云ふのは旗人に對して旗所領地の發給を爲さなかつた以前から、旗人自身か所有して居つた土地てあつて、所有者か旗人に爲つた關係から其の土地も亦旗地に編入せらるるに至つた土地てある。蓋し清初隨身の兵丁か家族養贍の費用から操練の需、又は非常の兵餉の一部に至るまて專らこれより籌出したもので、盛京旗丁特有の原佶開墾に係はる恆產てあつたのてある。又圈撥地と云ふのは清の世宗北京に入りて無主の復荒地を扈從の宗室以下の八旗官岳に分給し、又盛京駐防の八旗官兵にも亦同し土地の給與を爲したので、八旗の冊地と稱するのは大要は此の種の土地てあつた。圈撥と云ふのは當時の地區割當と云ふ意から出てものてある。次に自墾地と云ふのは旗人の圈撥を受けたる以外の土地を開墾耕作したるものか、自から官に屆出て其の土地を紅冊地に編入せられたものを云ふのてある。尙又帶地投充地と云ふのは清初の兵亂に際し所在の漢民か土地を携へて權門に

投降し、投降者は其の世僕となつて其の土地の佃耕を續けたものが多く、その投充地を以て組織せられた宗莊又は內務府官莊の紅册地と稱するものがそれてある。

此の外に紅册登錄以前よりの舊い開墾地てあつて、當時の徵稅上分類してあつた額徵陳民地額徵續增陳民流民墾地など名けた土地の一類も亦、紅册地と同一性質の土地と見られてゐる。

第二、餘租地

餘租地の沿革

一、餘租地の沿革　餘租地と云ふのは紅册地の丈出登册を完つてから後、開墾又は增墾せられた土地の意て、原額地卽ち當初紅册地たるへく許可せられたる土地以外に餘出した旣墾地の謂てある。本地目の制定は乾隆二十七年奉天省に於て紅册地外に餘出したる土地を丈量査出し同三十一年後餘租と稱する租の徵收を開始したのにある、餘租地の名はこれに因なんたものに過きない。

餘租地の種類

二、餘租地の種類　餘租地は紅册地又は三園と同しく其の所有者の旗人たると民人たるとに依り、旗人餘地、民人餘地の二と爲すことが出來るが、其の土地の沿革若くは性質上から何れもこれを法定餘地と事實上の餘地との二樣に分けることが出來る。

法定上の餘地

イ、法定上の餘地　法定上の餘地と云ふのは旣に成墾の地てあるが未た餘租の徵收を開始し

て居らない土地、卽ち若し查出して租の徵收を受くる場合には當然餘租地の內に編入せらるへき土地であつて、而かも未た升科卽ち徵租手續を經て居らない未升科地（事實上餘租地てあつて名義上又は法定上餘租地に非さる土地）に對しての呼稱てある。

餘租地の分類

ロ、餘租地は其の徵收する所の租に名けたる名稱に從つて甚た多樣の稱呼かある。其の（一）所有沿革から區分すれは初め旗地てあつたのを、後に民有餘地となつたものには民典旗餘地、遠徵租地、暫行徵租地なとかあり。又（二）官地開墾の徵租上から額徵民人餘地、原浮納租地なとかあり、又（三）特に其の土地の開墾沿革上から額徵加賦餘地、額徵減賦餘地、佔用餘地、未發帑餘地又は額徵民人暫行徵租餘地なと云ふのかある。（四）更らに又特定開墾地の沿革上から牧廠開墾地、園場開墾地、東邊開墾、葦塘、淸賦升秤地、龍崗官山餘地、開放地なと名けたものかある、（五）此の外には淸末に土地整理の行はれたる地方には此等各種の餘地の地隣開墾なとの爲、各種の餘地中に編入せられたものはあつたのてある。某某升秤地なと稱するものは多くこれに屬するものてある。

第三、三　園

三園及其の種類

一、三園及其の種類　三園と云ふのは房園、墳園及菜園の三を總稱したものであつて前掲の

紅册地、餘租地等とは全く別種の取扱を受け來つたものである。而して其の當時所有者の旗人たると民人たるとに依りて、旗三園、民三園に分たれ又之を實際上の取扱上からは法定上の三園及事實上卽假稱三園等に分ち得る。

三園の分類

二、三園の類別

法定上の三園

イ、法定上の三園　法定上の三園とは其の所有者たる旗人又は民人に對して完全なる業主權を附與せられた土地であつて、一般の農耕地以外に房園は家屋敷地として墳園は墳墓敷地として又菜園は一般作物以外に常用の蔬菜等を培栽するか爲に、特定の土地として特に租稅を免し、

三園の特種取扱

一般の旗地に就ては民人との賣買典出長租等を禁してあつたのに對して、三園たけは此の禁令の外に置かれ、交產の自由を認められた土地であつた。

假稱上の三園

ロ、假稱上の三園　假稱の三園と稱するのは法定上の三園に非さる耕地を假稱して三園と稱したもので、多くは紅册地の賣買を禁せられた時代に其の禁令外に在つて行はれた制度弛廢の一反映であつたのである。此の外に徵稅を免る一方法として三園と謂ふ名に藉りて農耕地の賣買せられたるもの等かあり、實際に立觸はる者に在つては注意すへき沿革地の一つである。

民國肇立後の土地の種類

第四、改革後の地種目　以上の類別は其の所有者の旗人たり民人たるとに依りて大別せられ

徵稅田賦考成條例

田賦等級辦法

田賦等則章程五號

地稅人丁租課

てはあるか、要は其の負擔する租又は糧なとの上から沿革的に立てられたる呼稱てあるに過きない。然るに民國の肇立以來は旗民の如き畛域か當然撤廢せられたる結果として、如上の沿革的類別も、勢改變せらるへきは必然てあらねはならぬ。卽ち民國政府は財政上の見地から此の種の土地に對して一定の取扱方法を劃したのてあつた。民國三年徵收田賦考成條例を發布し從來の土地に係はる負擔徵收の整理を行ふか爲に、これ等の徵收を總て田賦と稱し地丁、漕糧、租課を併せてこれに組入れ、土地の等率を定むるか爲に各縣調査田賦等則辦法を以て各縣は自後に旗地民地を分たす一律にこれに依らしむることとし、唯舊來の等則あるものは其の儘となし、再らに奉天省に在りては奉省劃一田賦等則章程の發布以後、民地旗地を分たす新法に依りて一律に處理すへく、唯た皇室莊頭地、王府莊頭地及蒙王自から租の徵收を爲すものは之を除外することとなつて居つたのてある。而して前揭の地丁を負ふの土地と云ふのは元と地稅と人稅とかあつて、地稅は土地に應して、これを徵し別に各戶から人丁卽ち勞力を徵したものは、康熙以後更らに土地に割當て穀に替算して徵收したものてあり、漕糧は紅冊地の如き糧の負擔のあるもの、又租課と云ふのは餘租地の負擔の如きを指稱するに在るのてある。要するに沿革上からは紅冊地に課した糧も餘租地に課した租も又土地に割當てた勞力も等しく之を地稅とし

て取扱ふの意てあるのてあり、言葉を替ふれは上掲の紅册地餘租地の名は有つたにしても、唯三園の如き地税の負擔の無いものは之を除き、其の他は田賦と云ふ負擔の内に一律に取扱ふの意と解せらるるのてある。今本改革の結果奉天省に於て分類してある所に見れは、土地を平地と山地とに分ち、平地は上則、中則、下則及沙城の四に、山地は上則、中則、下則及沙城に分ち別に等外を置いてある。

地税の等級

第二目　所有主體に由る區別

所有主體に由る土地の區別

土地の分類を其の所有主體の方面から分類して、官有地私有地及公有地の三様と爲すことか出來る。此の分類方法は民國財政部清査官有財産章程の内に「私有、公有に非さる財産は總て官有とす」とあり、又鐵道土地收用の規定に收用すへき土地を國有、公有、民有の三と爲すとの規定かあつたのに由來したもので、茲に土地を分類して私有、公有及ひ官有の三となしたのも亦此の規定に相應するものてある。

第一、官有地

官有地

官有地の意義及沿革

一、官有地の意義及沿革　官に於て所有權を有するの土地を茲に官有地と稱するものてある支那には土地は元來擧けて王土なりとの觀念の有することは所有權の部に論及した所の如くて

あるか、王道の根本觀念からは王道は君主と雖之を私すへからさるを以て一貫せる主義としてあるか爲、王土の意義も亦此の意に解して國家公有の土地と解すへく、又此の公有の意義は私に對する稱呼てあり、又公と云ふ文字は私に對しては一般に官と云ふ文字を以て顯はされて居るのてあり、又國に屬するものも亦官有と稱せらるる、故に茲に官有地と稱するのは法律上からは國家に屬するものと君主に屬するものとを一括して、一般民有地及次の公有地を除外したる總ての土地を指稱するものてある。併しなから以上の觀念に基ける王土は民國肇造以來に於ては此等の土地は擧けて民國國有の地となり、清の皇室に對する優待條件に依りて皇室特有の財産の範圍を明に分界することか出來た所の皇室財産は、民國國法からは特定人の私有財産となつた譯てあり、從て茲に官有地と稱するのは、純然たる國家の所有する土地の意となつたのてある。

國家公有の地

二、官有地の種類　官有地の內容は其の初めからの官有地かあり、或は民有より轉入したる官有もあり、又其の官有地としての狀態に於ても沿革なり實際なりに依つて多少複雜なる區分かあるか、茲に專ら官有歸屬の沿革と更らに管理若くは用法の上から區別して官用地、官田徵租地及無主地の三樣に分類して見ることとする。

官有地の種類

官有歸屬の沿革區別

イ、官有歸屬の沿革上の區別　官有歸屬の沿革上から土地を區分して見ることは制度研究上甚た必要なる事項てはあるか、權利の性質を研究する上には餘り詳細に記述するの必要かない樣てあるので、唯其の舊制度上からの大要を示せは(一)官か自から必要の土地を佔用したるもの(二)投充者の土地を收用して官莊を編成したるもの、(三)收用せる一定の耕地を文武官に使用せしめたる隨缺地の如きもの、(四)旗の練兵牧馬の爲に留保しありたる土地を特に貸下手續に依りて借受人に耕種せしめたる伍田の如きものかあり、(五)特定收用地としては司法上の處分に依る籍沒地、爭訟地、帖達入官地なとや、行政上の處分に依る絕嗣入官地、違禁典賣地、官贖地、(違法典賣地を官に於て囘贖したるもの)又は抵帑地(入官地の一)等の沿革かある。

官佔用地　官莊地　隨缺地　伍田地　入官地

管理上の區別

ロ、管理上よりの區別　官有地を管理上から分類すれは大體官用地と官田徵租地の二類とすることか出來る。

1　官用地　官の直接使用する所の土地を茲に官用地と云ふ。舊制時代に官員養贍の爲、特定の員缺に貸付してあつた土地の如きは明かにそれてある。併し貸付は一の管理行爲てはあるか茲には官用地に包含せしめては居らぬ。卽ち茲に官用地とは官の所有に屬し且つ官自から使用する所の土地の由てある。在來の土地としては(一)官衙用地、(二)營盤地卽ち防禦營造物、

官衙用地　防禦營造物、壇、藉田

(三)壇及藉田即ち祭天敷地等て其の內容は頗る多く、また其の由來は官自から佔用したもの、若は各種の入官地等もあり、頗る複雜てある。

官田徵租地

2　官田徵租地　官田とは官有の農耕地の謂てある。其の由來に就ては各種の入官沒收等のものもあるか、或は自開の耕地もあり、又は土地の借受人の手に依りて開かれたものもある。

莊田

隨缺地

伍田、其の他

管理方面から官有の莊田は吉林、黑龍兩省にも可なり多い。此の他には文武官在職中使用收益を許されたる隨缺地、又は往時の練兵牧馬の用地を管理の一方法として特に貸付地となしたる伍田の如き、其の他以上の各種の土地は專ら貸付料徵收の目的を以て一般に租出して居つた土地てある。此等の土地は其の年所可なりに古いので其の多くは永佃權の設定地と目せらるるもののみてある。(後の永佃權を參考するを要す)

公有地

第二、公有地

公有地の意義及種類

一、公有地の意義　公有の意義は、官有及私有の何れにも屬せさるものの意てあることは前に擧けた處てあるか、其の出所は鐵路收用土地暫行章程に國有地と稱するは國家各機關の所有する土地にして、公有地と稱するは國有の地にして(一)地方自治團體に屬するもの、(二)營防屯衞、軍學、旗田、(三)寺院、祠堂、善堂の三類を謂ふと在るに出てたるものてある。

以上の内其の國有に屬するものは前に掲けたる官有地を指し、其の個人に屬するものは次に掲くる私有地てあるのに對して、茲に公有地と稱するのは概して以上三種に類する土地を謂ふに在るか、公有の字義に關しては特に示す所か無い。併しなから以上の規定から類推すれは同一公有地の内には其の財産か官有より成り又は私有より成る場合かあつても、既に地方自治團體なり營防旗田の一部に編入せられ、又は寄附其の他に依りて寺廟の所有に歸したる以上は、これを新なる性質の所有名義として取扱ふの意てあつて、從て公有地と云ふのは公益上の組織に屬する土地の意と解すへきてある。只公有の字樣は常語としては深く用ゐられては居らぬ、寧ろ北滿地方等て一村官有、合屯官有等の字樣を用ゐて居るのか事宜に該れるを思はしむる。此の場合の官有は所謂官廳有の意てなく、寧ろ個人を離れて所有主體かあるの義の意に解すへく、卽ち一般の所有たるへきの意てあると解すへきてある。

公有地の類別

二、公有地の類別　公有の意義は如上の通りてあるか爲、公益を目的とする組織又は財團に屬する土地の意を解すへく、營所、屯衞、軍衙又は公益の爲の自治團體、或は講書授學を旨とする書院の類、宗敎團體たるへき寺廟、祠堂、善堂の類、又は未た所屬を分たさる旗田の如きもこれに類する。

私有地

私有地の分類

第三、私有地　私有又は公有に對する指稱であつて、官有又は公有の何れにも屬せさる土地卽ち所謂個人の所有に屬するの地てある。(一)所有の權利主體に依りて之を沿革的に分ては大別して旗地民地の二宗となすへく(二)制度上の沿革より之を分ては紅册地、餘租地及三園に分たるへく、其の内(1)民地に屬するものには沿革上から民人起科地、出旗民人隨帶地、民典旗紅册地及三園等とあり、又(2)旗地に屬するものには旗人原佔地、圈撥地、自墾地、帶地投充地及三園等とある。

紅册地と餘租地

形式上の區別沿革

一、紅册地と餘租地　以上は紅册地及三園地に係はるものてあるか、此の私有地に對し沿革的に別呼の觀念を以て取扱はれてゐるのは餘租地てある。今兩者の異同を考察するのに(一)餘租地の名稱は上掲の紅册地か紅册に登錄せられ、國稅の意義を有する錢糧の徵收を負ふて居るのに對し、餘租地は餘地の薄册に登錄せられて貸付料の意義を有する餘租の徵收を受けて居つたと云ふ點に於て、紅册地と區別せられてゐるのてあつた。而して一般には紅册地は其の所有者に完全なる業主權を與へられてあつたか、餘租地は其の領有者に永代の貸付地として使用せしむるに過きないので、紅册地は私有地てあるに對して餘租地は準私有地とも謂ふへきものてあると說明せられて居るのてある。而してその理由とする所は(二)これを開墾の沿革より見る

開墾の經過

ときは紅册地は乾隆五年以前に開墾の許可を受け、同四十五年までにこれを完了し、紅册に登錄せられた土地及爾後隣接地開墾の縁故に依り紅册地中に編入せられた土地であり、餘租地は乾隆五年以後の開墾地であると云ふ點に在り、(三)紅册地は形式上賣買に依りて受授か出來るのに對して、餘租地は權利移轉の意義を以て形式上兌又は退の契約を以て受授を行ふのみならす其の結果として(四)紅册の賣地に依りて受授する對價を賣價と稱するのに對して、餘租地の場合には開墾費用を意味する開包工本とか、又は中力工錢とかの字樣を用ゐて居る。加之(五)紅册地の賣買を官に屆出でたる際、其の提出せる證書に契尾の貼與をするのみに對して、餘地を兌に依りて讓受けたる場合には其の形式を異にする更名執照を下附して居る。

賣買名義

紅册地と餘租地

所有觀念の差違

紅册地と私有地

餘租地と國有地

以上は明かに紅册地と餘租地との形式なり取扱上なりの差異てはあるか、併しなからこれを以て(一)紅册地は純然たる私有地で餘租地は國有地の貸付てあると云ふ決斷は、多少考慮を要する說明てあると思ふ、なる程、單に兩者の取扱上のみから見れは此の區別も當然とは信するか併し國有地に對する國民の所有觀念は、紅册地も餘租地も共に同一てあつて、紅册地所有者は國法の範圍內に於て其の土地の使用收益なり、又其の使用收益の範圍に於ける處分なりか認められて居るのに對して、餘租地に在りても同しく國法の範圍內に於て國有地の使用收益を爲し

又は其の範圍内に於ける處分權を認められて居るのであつて、國土に對する紅册地と餘租地とは、其の內容に於ては全く同一であることは動かすことか出來ないのである。

部報冊の異同

(一)これを沿革上から觀念するならは紅册地と云ふのは紅册に登錄したと云ふまてであつて、紅册と云ふのは紅册に造られたる租稅徵收の報告册であつたに過きないのである。又餘租地にしても同しく報告册に依つて中央政府に報告せられてあつたので、此の點には其の實質を異にする底の差異は認められ得ないのである。

錢糧と餘租との差

また(二)紅册地は糧を徵し餘地は租を徵しした、而して糧は國稅の意であり租は私法上の貸付料を意味するものであるか、紅册地旁の餘地は紅册地に餘租地の餘出地は餘租地に編入した點なとと對照すれは、當初は兩者の間に別區する所か有つたとしても、既に年所を經たる後に於ては兩者は共に等しく國稅としての歲入に編入せられて、特に民國に入つてからは田賦としての收入には二者を區別しては居らぬのである。特に支那に於ける田賦の稱呼は其の調査時の異なる每に一々之を改定するの例であつて、同一なる餘地と云ふ字樣の內にも甚た多くの名稱を存して居るのである。これと同しく其の徵收する所の糧穀の名稱か異なつたとしても、既に現在の結果から見ては紅册地の錢粮も餘租の租穀も、共に同一なる國稅と見るの外は無く、要は徵稅上の沿革的區別てあつて權利其のものの實質上の問題とは既

に明かに分離せられた問題に過きないからてある。

以上の如く紅册地と餘租地とは實際上の權利に區別なく、又其の土地より徵收する所の租稅か共に國稅として取扱はれて居る。今日に於ては兩者の區別は既に明確となつたので唯沿革上の一事實と云ふに外ならちいのてある。

升科地と私有地

二、升科地と私有地　升科と云ふ字樣は科に升するの意て　從前の無稅地を有稅地と爲したの意てある。故に升科地を以て一種の地目の如く解して居る向かある樣てあるか、これは沿革上から有稅地と云ふ意てあつて、恰も紅册地後の既耕地を餘租地と稱して來たのに對して新に稅の負擔を開始したのを升科地と云ふたまてである。升科地に各種の區別をしてあるのは、餘租地の種類に幾多の名稱の存して居るのと全く同一てあるのてある。而して此升科地と名けた土地に例せは光緒二十八年吉林將軍の奏定に依り原領の外に浮出し（原の面積より超過したる繩延地）又は餘出したる地隣耕作地に對し其の土地の種類を按して新に地租の徵收を開始したるものてあつて、一般に新規開墾許可を受けたる土地か多く、鍬下五年を無稅地と爲し第六年目より租稅の徵收開始を爲して居たものか、其の開始の時より此の新升科地中に含包せらるへきものと云ふへきてある。故に現今の制度に依るときは其の舊來よりの有租地々旁を開墾した

るものか官の査出に依り新に租税の徴收を開始したるときは新に其の土地に對して私有を確認せられた實證となる譯てあり、之に反して新規なる土地拂下規程に基き開墾の爲に、拂下を受けたものは、其の拂下に依りて私有地の確定を見更らに升科に依りて有租地となる譯てある。尤も奉天内務府莊田の拂下に就ては拂下に依りて地價を納入したる後一年にして升科するの規定かある。斯の如きは新なる且つ特別なる升科に依つて地租の負擔を發生すると同時に、舊莊地としての租の納入を終ることとなるのてある。

第三目　土地の狀態に由る區別

土地の狀態に由る區別

土地は其の使用狀態か一定して居らぬか爲に、此の使用上の方面から各種の名稱も生し又各種特別の習慣も生し來るへきは必然てある。元來土地の用法は其の土地の自然の狀態を利用するに創るのてあるか、其の利用の方面に依つて原有の地形に故らに特殊の工事を加ふるの必要を生して來る。卽ち玆に特殊の慣習か養はるるに至る次第となる。此の意義から見るときは土地の使用上の分類には土地の(一)自然の狀態に於ける區分と、(二)墾地の狀態より來るものと(三)其の之を利用する上からの分類とに區別して見るの必要かある。

第一、自然の狀態に依るもの

自然の狀態に依る土地の名稱

一、自然の狀態に在る土地と云ふ前に一應前提して置くへきことは通常「地」と云ふときは開墾の加へられた土地、又は利用しつゝある土地を指すことてある。故に通常に利用外の土地には一定の形容論か加へてあるのか例てある。

地の意義

地は畑を指し荒地は自然の荒地を指すか如きはそれてある。而して茲に自然の狀態に在る地名中に山、谷の如きを包めては居らぬ。主として利用し得へき土地を指稱することてある。

荒地

二、荒地　自然の狀態の儘を利用する地名の一は(一)荒地てある。山荒、生荒とも稱し未墾地の意味てある、故に一度開墾せられたものか荒蕪に歸したるものを復荒と謂ふのも是てある。時には廠、場、灘、游又は甸なともこれに併稱せらるる場合かある。

また廠は場に通し一定の區劃内の廣濶地の意てある。未墾の荒地を荒廠(場)と謂ひ草生地を草廠、山地を山場と云ふのも同義てあり、馬廠、石廠、圈中廠等も皆此の意味てある。荒地荒廠の類は山林原野と混同する場合か多い。卽ち山林原野の類はこれを自然の儘として見れは荒廠に類するも、これを使用上の地目として見るときは全然意義を異にするか故に、山林原野に就てはこれを用法上の區別の部に揭くることとする。

灘、洲、河淤、海退、其他

三、灘、洲、河淤、海退、其の他　灘又は洲は共に水退き土現るの狀態に在る河沿又は海濱

漲出して居る干瀉、水渚の如き地形を謂ふ。海灘、沙灘、泥灘、鹽灘等の稱も同しく此の意より生し、葺洲、葺灘等の如きもそれと同一地形から出てたものである。概括して灘は海邊の淤張したるものを謂ひ、一にはこれを海退とも稱し南支地方では海埔と謂ふて居る。又洲は概して河床の淤出したもので一に河淤とも謂ふ。

壕及溝

四、壕及溝　字義に依れは壕は所謂城下之池溝は水田の水道であるか、山間又は田間の隙地を共に壕又は溝と稱してゐる、故に概括して土地の凹入したる地形である。而してこれに對し地の凸形を示して居るものは畦畔であるか、俗にこれを格と稱してゐる。卽ち上格下溝なといふのは此の地形を謂ふものである。

嵐

五、嵐　嵐は小氣滋きの意味から山林を意味してゐる。樹嵐子、草嵐、松樹嵐、柏羅嵐なとの稱のあるのは皆同義に出てゝゐる山林又原野の如きも、或は嵐又は樹嵐と分離し難き場合か頗る多い。

水泡

六、水泡　水泡はまた水泡子とも謂ひ湧水池沼の義てある。其の埔上したる荒地は水泡廠、其の耕作地となつたのを水泡子地なとゝ呼稱してゐる。

塘

七、塘　塘は堤防を意味するか、築土遏水の地形から崖岸を意味し、又沿地の意に用ゐられ

る。池塘とか海塘とかの位置的關係や、蘆塘、草塘などの地形や、用法も此の字義から推斷か出來るのである。

其の他

八、其の他　此の他に或は坡(坂)と謂ひ、崗(岡の俗字)と謂ひ、又甸(草生地)又は甸子、海甸子、荒甸、甸子地等の字樣も推讀か出來る譯てある。

土地の形狀に依る土地の名稱

第二、土地の形狀に依るもの　既に耕作を施し若くは既に利用して居る土地に於ても、又自然の狀態に在る土地に在りても其の形狀の上から一定の稱呼か習慣的に出來て居るのかあり、其の多くの例を擧示することは煩雜てある計りては無く、又茲に本書の記述の目的とする所てもないので、唯たその一、二を例示して見ることとする。

體象上

(一)は物體に象つたものに、刀子地(包丁形の土地)、鏵子地(鏵子(鋤の先、金)形の土地)、糖塊地(糖塊に似たる、四角形の地)、棋盤地(棋盤形に似たる四角の地)の如き、

形狀上

(二)形狀から名けられたものに、三夷子地(三角形の土地)、四方地(四角形の土地)、槽子地(馬槽形の地矩形にして長き地)、臉子地(平端にして斜形の地)や、

位置上

また(三)位置に因めるものには、埃溝地(溝に沿ふの地)、甸心子地(草生荒地中に在る耕地)、道南地(道路の南に沿ふ土地)などの如きかあり、

地質上

また(四)地質上からは沙泥地(沙質壤土の地)、黑泥地(土質黑色の地)、白域地(鹽分曹達ある白色の地)、石砬子地(小沙礫雜りの地)など此の他に多くの名稱を有してゐる。此等は既に成墾せられた土地の稱てはあるか、同義の意味に於て其の他の土地に共通して用ゐらるへき形狀又は性質から因なんた名稱てある。

第四目　用法に由る區別

用法に由る區別

土地を用法上から分類することは寧ろ土地の名稱としては本來てある。併しなから用法上の分類は頗る多樣てあるのみならす、雜多の沿革なり慣習なりを存して居るか爲、今茲に一々列擧することは頗る煩雜てある許りてなく亦頗る困難てある。唯其の一、二通常の地目に就て記述することとする。

田と地

一、田と地　田は所謂禾稼を植ゆるの地てある。其の字形は一定の四角形の地に畦畔地格を縱橫にしたものてあつて、大淸會典に「凡地之墾者曰田」とあるのは此の意てある。故に既に開墾せられた土地てあれは水田たると陸田たるとを分たないのか正用てある。「南方曰低田爲田高田爲地、北方曰水田爲田、餘者皆爲地」とあるか如く、耕地に水を注けは水田となり、注かさるものか高田てある。又北支那一般にまた耕地卽ち高田を地と云ふのか例てある。(畑は日本の造字てある、恐らくは朝鮮の火田からの轉用てあらう)

宅・宅基

二、宅及宅基　宅は所謂房園の義て、一定の地域内に於ける建物と其の建物外の空地とを包括する。宅基と云ふのも同義て宅基、房基、廟基又は城基なと云ふのは皆夫々の敷地を包稱するのてある。而して法律的慣習としては房園地又は宅基は特別なる表示のない限りは其の地上

の建物と不可分の物として定著の儘受授移轉するのか普通てある。借受地上に建てゐ房屋は返還の際之を地主に交付すへきものとせられ、借地不折屋なとの成語の有る理由てある。故に家屋の賣買には當然其の敷地か隨從するものとせられてある。併しこれは市街地には之を分離して處分するの慣例は行はれて居る。

山林原野

三、山林原野　山場は山地又は平地を包容したる山林の意てあるか、其の使用上の分類から蠶場、樹嵐の二樣とすることか出來る。

蠶場

1 蠶場　蠶場は柞蠶を放養すへき山林てあつて蠶廠とも書く、舊來旗民兩地の分類の嚴格に行はれた當時には旗人の有する蠶場は旗の衙門かこれを管理し、民人の有するものは民衙門の管轄する所となつて居つた。而して蠶場の所有者は官私何れに屬するやに就ては沿革的には多少の論議かあることは免れないのてある。其の故は蠶場は紅册地や餘租地の如き錢糧を負ふ土地てはなく、蠶場の使用者は山分税又は山繭税或は剪子税と稱する。恰も養蠶飼料の採取税若くは營業税に屬する負擔又は蠶税租錢等の納入をして居り、其の蠶場の受授に就ても通常賣買の形式に依らすして權利移轉の方式に法り、賣契を立てすして兌契を立つる等の方式から見れは山地は沿革的には官有の地てはあるか、實質上からは其の使用の旣に久しきに亙つて居る

點に於て明かに民有と認むることは出來るのてある。其の性質に於ては恰も餘租地に類してゐる。此の外に鵰場、園場、果園山場、楧欇林等、各種の獵場又は收果の爲に衙門又は官莊等の特別の用に充てられたのか甚た多い。

以上は主ら久しき沿革を有する山場てあるか、此の外に近時開放地に於て新に貸下を受けて居る蠶場か少くない。此等は各其の借受の條件に於て取扱はるへく、一概に論定し難いものかある。

樹嵐　2　樹嵐　樹嵐は一般山林を云ふのてある。玆に樹嵐と前掲蠶場と異なる點は、蠶場は旗民蠶場としての沿革を有し、旣に旗民册に登錄し剪子稅、山分稅、山繭稅若くは蠶場租錢の負擔のあつた山場てあるか、玆に樹嵐は此等の蠶場以外の山場の故て、山嵐、樹嵐、山崙、樹川、樹林子等を謂ひ地勢の關係上山場、山廠と混稱せられて居り、又其の地形も山地平野を包括して居る。此等は多くは佔山戶と稱する、最先占有者に於て之を覇佔し、或は植樹を行ひ又は草場の儘これを使用して居るのか普通てある。所謂他人の土地の上に樹木を有し若くは任意なる施設を有するに過きないのてある。從て官許を得たる使用て無い爲に假し其の占有の事實か官署の不問の儘にあつたとしても、前掲の蠶場等の如く公認せられたる使用者とは同視することか

出來無い。即ち何等租穀の負擔なき官有地であることは明である、故に此の種の山場は一般土地淸丈の際に新に民有地たらしむるへく、特定の申告に依りて拂下處分を爲したるものか多い。唯此の種の土地に對しては其の占有者は多く最先の占有者であり、尚又最先占有者たるの緣故は、其の土地の借地權又は所有權取得上の便宜を期待するの有利なる關係に在ることは從來の經過に於て明かにせられてゐる所てある。

原野

3 原野　原野は山荒、荒生、毛荒、草甸子、草生地等種々の呼稱を有して居るか、此等は全く原有の形狀地形を變せさるものもあり、又は一種の入會地の如き關係に在るものもある。其の自然の儘に在るものは其の先佔者の開墾に依つて耕地に轉入したるものや、又は入會地として存置せらるるものの外は、新に官許を得たる開墾者又は從來の慣習に依る先佔者の子母相連地の耕地たるへき性質を有するのみてある。而して此等の荒地の開墾に就いては國有荒地承墾條例か旋行せられてある。

海灘河淤

四、海灘河游　水退見土の狀態に在る土地は灘と稱する、滿潮に水を被り退潮時に瀉出するものは海灘であり、河流游出して半は陸地を形成したのか河游地と稱せらるる。河洲、海洲其に同一浮埔の地を指すのてある。而して此の地形か其の地形の利用に依て特別なる使用に供せ

らるる。鹽難は實に海灘の利用の主たるものであり、水田、放養地などは多く河游の利用から生ずる。

鹽灘

1　鹽灘　鹽灘は我が國の鹽田である。蓋し田は耕地の畦畔若くは土地の區劃を示したものであつて、鹽灘は自然の地形から名けられ、鹽田は生産地としての方面からの呼稱である。鹽灘は外堤を以て圍み留潮、蒸發、結晶の構堤設備が整へられて居る。海灘は海であるのが原則である。故に自から耕地を開墾して有税地を鹽田に改築したものでない限りは、鹽田の敷地が國有であるべきが當然の論結であらねばならぬ。而して官設の鹽田は其の敷地と其の建設せられた鹽田裝置とが共に官に屬することは明であるが、私設の鹽田に就ては多少の問題を伴ふ鹽田開設許可證(灘照)に依れば、開設後官簿に登錄を受けたる後「永爲恒業」を認められて居る。併し這は海灘を鹽灘として使用收益することを公認するに在つて、敷地其のものを灘戸の所有と爲すの意に解せられないのである。鹽灘の讓渡は通常免契を立てるが例である、此の點から見れば「永爲恒業」とあるのは永く其の鹽灘としての經營權を附與するの意であり從て讓渡は鹽灘業權の權利を移轉するものに過ぎないのである。灘照に鹽灘の私開を禁し私賣を禁止してあり、而して故意に之を犯したる場合には其の業務を止めしめ、其の鹽灘の取毀命することと

となつて居る。取毀の後に於ける敷地か元との海灘に歸した場合、其の土地の官有歸屬に思及へは、私有地上の鹽田を除き、其の他は灘戸に於て官地の使用收益權を有するに過きないことか明となる。而して地上の設備は土地に定著した建設物に外ならぬと解するのか蓋し妥當の論決と云はねはならぬ。併しなから海灘を鹽田として使用するのは、荒地を耕して餘租地と爲したるものと理論に於ては區別する所は無いのてあつて、要するに以上は鹽田に對する行政上の取扱例に就ての事例上に過きないのてある。

葦塘

2 葦塘　河流游塞して停水すれは或は其の生草を得るか爲に葦塘を爲し、或は其の生草を利用して牛馬の放牧地と爲して居るものも頗る多い、これを水田と爲しこれを陸田に開くか如きは游塞の程度の著しく進み、荒廠草廠若くは草甸に達したるものに就て云ふのてある。

葦塘は水地の生葦地てあつて、元と葦課を負ふのか制例てあつた。葦塘の地盤は官有てあるへきは通常てあるか、清末から後に拂下を決行したものは甚た多い。葦塘の內には自然の地形から出來たものと耕地の落下に依つて生したものもある。後者に在つては一般の水泡と同しく若くは更らに游塞して水田又は陸田に適するに至つた際には、概して元の地主たりし緣故者の優先して開墾を許さるるのか例てある。

牧養地　五、牧養地　牧養地は多くは河游又は海退の廠地乃至は山地荒廠より成り、家畜の放牧場として使用せらるる、故にまた牧養場とも牧牛場とも謂ひ、牧廠とも又單に草廠とも稱し、其の稱呼は類似したものか多い、多く一村一部落の共有に屬して居るものもあるか、多くは一人の獨占を避け共同使用のものかある。沿革若くは管理の方法から見れは共同使用の目的物となつて居り、各關係者の權利關係は一種の入會權を成して特殊の慣習か發達してゐる。

河口及網口　六、河口及網口　河口、網口共に水邊の漁場であつて河口には河口官莊を組織して居る向もある。河岸に晾網場を設け河口に魚梁を設置して河魚を漁獲するの場所てある。また網口は海濱に晾網場を設け、其の接近の海面を劃して漁場と爲すものか多い、河口網口に從屬關係に在る陸上の魚房、晒網場は官有と爲り又は私有となつて有效に讓渡の物體となつて居るか、其の漁撈の場面たるへき河床、海底は實際上には水中に於ける漁撈の障害物を除去し使用に適せしめてはあるか、これか讓渡は漁業に伴ふ水上の使用權を移轉せしむるものに過きない。唯慣習として陸上漁場の用地を漁房、漁網、船隻と共に併せて讓渡するものか多いのである。また河口の漁場に於ては河床か游塞に依りて埔上し、後之を耕作し使用を繼續して居る例も多く、河口官莊には此の種のものも少なかつた、又河口の游塞の結果陸地となり、曩の河口の使用者か

之に耕作を加へ畑地として所有して居るものもある。併し此等は河口の使用の變化であるか、土地制度の方面から見れは一般水瀉地の開墾は、成るへく元の使用者に耕作者せしむるの方針てあつたので、河口、網口を其の借受者に於て耕作するものは多く此の例から來てゐる。併しなから此は河口網口は其の使用者に於て開墾の權利ありとの意てはなく、開墾許可に關する官憲の便宜取扱たるに過きないと見ることか穩當てあらふ。

第五目　權利關係に依る區別

權利關係に依る土地の名稱

土地は權利の物體てあるか故に、其の係はる所の權利方面より觀察すれは、これまた各種の稱呼を生し、其の稱呼はまた直ちに其の係はる權利の性質、由來及權利相互の關係を表出することを得る。例せは所有地、業地、典來地、租與地なとは前者に當り、個人有地、合有地、共有地等は後者に當るか如き、或は佔用地、自開地又は自置地、買到地、遺下地分到地等其のこれに類するものは所謂權利の沿革的名稱てあり、一々其の特質を表出するものとなる。

併しなから此等の土地權利に關する事項は、後に各其の物權其の他に於て說述せらるへきを以て、茲にはこれを省敍する。

第四款　動產所有權

第一項　動産所有（權物主）權の意義

動産所有權（物主權）の意義

動産所有權と云ふのは不動産以外の財産に對する所有權の意であつて、不動物に對する業主權に相對する稱呼である。而して其の字樣は支那刑律の註に若山野、柴草木石之類、本無物主人得共採と云ふ樣に用ゐられ、物の所有者を物主と稱したのと且つ臺灣に於ける慣習の調査上物の無制限なる處分を意味する單一且つ完全なる支配權を指稱して物主權と云ふたのに因んたのである。民律に不動産と同一に共に所有權の字樣を以て言ひ表はされてゐる。

物主權の意義

物主權の意義は物に主たるの由てあつて、而して其の權利の物體たる物と云ふのは支那法上に他人物、己物と云ふ樣に用ひられ、法律上所謂所有の目的物を廣義に言表はしたものであるか、更らにこれを經濟的の意義に於ては律の上なとに「人財物」とか、又は「人財」とかの字樣を用ゐて居つて若し此の物の意義を廣義に解すれは、律の上にも田宅財物、即ち土地の如き不動産を包容することとなるのてある。併し既に業主權を以て此等の不動産所有權と見做してゐる關係上、茲に物主權を業主權を除きたる狹義の動産所有權と見做すのてある。

第二項　動産所有權の效力

動産所有權の效果

動産所有權即ち物主權の内容は法律の許す所の範圍内に於て、物の使用收益處分を爲し得へ

き完全なる財物の支那權てあつて、民律草案の上に於ける所有權又は我民法上の所有權と觀念上全く同一てあることは既述せる所の如くてある、故に動產所有權卽ち物主權は物に對する總括的なる支配權てある結果として、物主權者の有する所の權利の內容は(一)物主は其の目的物體を占有することを得、(二)又其の物を使用し、(三)又其の物の收益を爲すことを得、戶律に「所得花利」を許してあり、又戶律に船車の賃錢收受を許してある等かそれてある。また(四)物主か其の所有物の絕對的處分卽ち支那法の用語に於ける棄擲、毀傷の如き行爲を爲すことを妨けさるを原則とするか、唯何れも其の處分なり使用なりは法制の禁止なきものたるへきを必要とすることは明てある。而して其のこれに加へたる特別の法規に就ては一般行政其の他所謂特別法の規定に依るへきてある。

第五款　所有權の限界

所有權の限界

所有權者は其の目的物體に對して使用、收益、處分の權利を有することは上述の如くてあるか、而かも此の使用收益、處分の行爲は法令の許す範圍內に於てのみこれを許さるる譯てある。而して法令は公益上又は利益上乃至は公の秩序又は善良の風俗を保持するか爲に、常に所有權者の權利の行使に對して特定の制限を加へてゐる。卽ち此の制限の範圍を茲に所有權の限界と

謂ふ。法令に依りて制限を受くへき所有權の內容は其の物體の性質に於て動産と不動産二樣に分つを得へく、從て所有權の限界も亦此の二樣に分ちて記述するを便宜とする。

第一項　不動産所有權の限界

不動産所有權の制限

不動産殊に土地の所有權に與へたる制限は、結果に於ては其の所有の物體に係はるも、要は其の所有者たる權利主體に與へたる制限と、更らに其の所有の物體其のものに與ふる制限との二に分たれ、又特に其の權利者其人と特定なる所有權の物體其のものの性質に依つて、其の限界の性質と範圍とを異にすることとなる。併しなから、其の制限は要する公益上の理由に出るものと私益保護の爲に出てたるものとの二に分たる。

第一目　公益上の制限

第一、一般的制限　土地の權利其のものに對して特に制限を加へない限りは土地所有權（業主權）は其の土地の上下に及ふも公益上の必要から常に各種の制限を受けることか多い、其の主なるものは（一）地下の鑛物に就ては元と土地所有者の所有と見做され土地と鑛物とは一體を爲すも、唯龍脈の關係上官憲の許可を受けてこれを採堀すへきものとせられてあつたか、近時は鑛業條例の公布に依りて土地と鑛物とは之を分離し、全然國家の有たるへきものとせられ又

鑛業條例

森林法規

地上の樹林に在りては、(二)森林法其の他の法規に依る制限あることは民國法に於ても明かに

空中法規

規定する所て、あつて或は近く(三)研究實施を見んとする空中法の如きも、實現の曉には又正に

地皮と地骨法

後來の所有權に對する制限にあるへきてある。而して更らに慣習上に於て(四)土地の所有者は其の地皮を有するに過きすして、地骨は國家に屬すへきものてあるとの習俗又は觀念の如き、又

土地と建物との定著

以て權利の性質に就ての制限てあり、又(五)土地と建物との關係に就ても、市街地の如きは別として地方農耕地等に於ては土地と建物とを定著物と見做し、家屋の賣買には當然土地を含むか如きも兩者の共有を推定するか如きも又以て一種の制限と見るへきてあらう。(六)尙又前清時

前清時代の制限

代に於ける紅册地、餘租地及三園地の如き、其の一區分及其の區別せられたる取扱、例せは紅册地は賣買の自由を認め、餘租地には其の占有使用收益を爲さしめなから其の權利の讓渡を認むるも之を賣買することを得さらしめたるか如き、又三園地に對しては所有者に對して自由に使用收益を爲さしむるも、官衙の威推保持の爲には官衙を睥瞰すへき建物の建築を制限したるの例あるか如きも、亦これと同義のものと謂ふへきてある。

公用徵收法

第二、公用徵收　公益上權利の處分上に加へたる制限の主たるものは公用徵收てある。公用徵收に就ては、現に土地收用法及鐵道土地收用法の制定かあり、また善良なる風俗を保護するの

典租地上墳墓收買

立場から、典得地又は永代の借地上に墳墓を設置した場合には、其の土地の回贖(受戻)又は撤地(借地返還)の際、其の部分の土地を典主又は租主に優先買收を爲さしめたる慣習の如きも、亦これと同義に在るものと見られ得へきてあらう。

旗民不交產律

第三、權利者に就ての制限　權利者其の者の身分關係から其の特定の財産に對する權利に制限を受けて居るものかある。(一)沿革上旗地を民人に賣與することを禁したるか如きは、旣に旗民の身分に區別を設けさる今日に於ては其の間何等の制限を留めては居らないか、元來此の禁令は旗人の產業を保護するのは直接の理由てはあつたか爲、其の由來する所は軍事上兵餉籌出の一法てあり、一種の軍制に出てたるものてあつて、明かに公法上若くは公益上の必要から

官吏の任地に於ける土地收買の制限

權利者の身分に加へたる制限てあつたのてある。(二)他鄕に赴任した官吏か其の任地に於て土地を所有するの禁令の如きも亦同一てある。これは淸國の末葉に一度廢せられたのを更らに復活して今尙ほ禁止のまゝとなつて居る、亦同しく身分に伴ふ權利の制限てある。(三)更らに支

外國人の土地所有禁止及その例外

那法に於て宗敎團體に對する例外あるものを除き、その他の外國人に對しては土地の所有權を全然賦與して居らぬものの如き、亦これに類するものてある。

不動產の限界私益上の制限

第二目　私益上の制限

私益保護の見地より不動産權に制限を加へてゐるものも少くない。例せは

隣地の使用

第一、隣地使用　境界に接近したる建物の修設の場合に隣地に立入ることは、一般に差支なきものとせられて居る。唯此の際隣地所有者は場合に依りては補償を求むることを得へきものとせられてゐる。而して其の使用に就ても隣地主の承諾を要すへきや、又は使用の通知を爲すのみにて足るへきや明瞭てない。次には

隣地の通路

第二、隣地の通行制限　一般には他人の土地に立入ること能はさるへきは原則てはあるか、併し地方の慣習に依れは必要の際隣地の通行は爲し得へきものとせられてゐる場合か多い。例せは農耕地に於て多く見るのは、肥料又は作物運搬等に隣地を通行することてある。元より亂雜なる通行を許すものてはなく、場合に依りては通行者は補償の義務を負ふものとしてある。分割に依つて袋地を生するの例は父產を分割相續する場合に多く生する例てあり、又分割して典賣する場合に生する。而して此等の場合に於ける通行路は、多く共有の形式に於て留保せらるるか例てあり、然らさるものは井戶の汲水路等と同しく分割證書、又は賣買證書等の上に特定の條項を明示してあるものか多い。元より地方の慣習に依るへきてある。更らに

隣地境界上の建設物

第三、隣地境界上の建築物　一般に市街地に於ける習慣として圍墻は多く自己の地內に築造

する例のかてはあるか、元より合意に依りて境界線上に築造することは自由てある、故に兩地間の境界線上に在る建物は、共有と推定せらるるものか多い。特に一棟の家屋を分割して相續するの例は頗る多いのて、從て實際上家屋の壁か共有になつて居るのか少くないのて、此の推定は當然生して來る譯てある。而して共有線上の墻壁は其の倒入地の所有者に於て修築の義務ありとせられてある慣習かあるか、一般の例規たるへきや否は不明てある。此の他に

水流疏通

第四、水流疏通　低地の地主は高地より流下する雨水其の他の水流を阻害することの出來ない事になつて居り、又兩地間の水溝は低地保護の爲に設けられたるものと見做されてゐる。

其の他

第五、其の他　隣地の竹木枝根の制限又は水道、瓦斯、電線等の工事の爲隣地使用を爲す場合に於ける制限に就ては、其の程度に關する一定の慣習を見出すに難きも、其の事實上に行はるる範圍に就ては各地方の慣習に依るへきてある。

第二項　土地に就ての限界

不動産の限界　土地の限界

土地所有權は法制及慣習上の制限内に於て其の物體たるへき土地に對して總括的支配權を行ふに在る。而して其の權利の行はるる土地に對する實際上の範圍は其の權利の物體たるへき土地の境界と面積とに依りて定まる。

第一目　境界

土地の限界　境界

所有權の及ふへき平面上の範圍は其の境界に依り、而して其の境界內の上下に及ふ、然るに其の四圍の境界は慣習に依れは之を表示するに(一)隣地の境界を表示するもの、(二)界石の樹立に依るもの、(三)格溝に依るもの、(四)接壠に依るもの等かあり、特に民律草案の規定に依れは、土地所有者は隣地所有者の請求あるとき、不明なる境界に就てはこれを確定せしむるの義務を負はしめてある位てある。次に境界表示の一般を敍述する。

隣地の表示

四至表示

第一、隣地の境界を表示するもの　隣地の表示に依る一般の例は賣買證書、其の他に明確に表示せらるるか例となつてゐる。例せは「東至王姓地」と稱し、又は「西至楊家墻跟」或は「南至地頭」若くは「北至山」等の如き表示はそれてある。一般に之を「四至」と云ふ。然るに此の四至の東は王家の畑地に接し西は楊姓の墻脚に接すると云ふか如きは言語の上には甚た明瞭てあるか、而かも王家なり楊家なりの境界線、又は其の地頭若くは山の境界其のものは表示せられて居らぬか爲に、斯の如くの境界表示は其の價値に於ては甚たしく不明瞭のものとなつて來るのは、蓋し當然の歸結となるのである。經驗に依れは、隣家の境界を以て自己の土地の境界として居るものには比較的境界の紛議か多く、山又は河の如きを境界として居るものは漸次其の山地

を侵して耕地を擴張し、河水の退游を利用してこれを侵耕しつつ進むものか多いのてある。

界石の樹立

第二、界石の樹立に依るもの　土地の境界を表示するか爲に石塊を設置するものか甚た多く寧ろこれを通常の慣習と見るへきてある。石材は一般には自然石を用ふるか例となつてゐるか特定の石材を以て造りてこれに充つるものかあり、特に墓地の周圍にはこの加工せるものか多く用ゐられてゐる。而して此の界石は土地の四方の角又は其の邊中の所々に樹立してあるのてあるか爲、土地賣買證等に「東至界石」、「西有界石爲據」等の樣に表示せらるるのてある。併しなから、此の界石は或は隣地主と立會の上建設するものかあるか、必すしも然らさるものかあつて、且つ移動し易い爲、時には紛議の種となる場合も多いのてある。

格及溝

第三、格溝に依るもの　境界表示に關する特殊の慣習上「上格下溝」と云ふ語かある。即ち地(耕地)は格(畦畔)と溝(水溝)とを以て境界と爲すの意てある。若し兩地の境界に凸線を劃するときは格となり、特別の意思表示なき限りは其の中心線を以て境界となし、兩地の境界凹線を劃するときは溝となり、特別の意思表示なき限りは其の中心線を以て境界と爲すの意てある。若し相隣相接する兩地互に高低なければは格溝の中心を以て境界たらしむへきは明かてあるか、若し相隣する兩地の互に高低あるときは格及格脚は上地の爲に設けられ、溝及溝底は低地の爲に設けら

れたるものと看做さるるを一般とするの慣例てある。蓋し溝は常に低地の爲に設けられたるものと看做さるるを前提とするに由るものてある。

境界壠

第四、接壠に依る境界　兩地間に空地なく互に壠を接して居る場合の境界は、通常界石を置いて表示して居るのか例てあるか、稀には唯其の壠を接したるのみて、特定の境標を有せないものかある。これには一壠を相方より之を耕種し、其の結果一壠の兩面に二列の禾稼を見るものかあり、また毎年壠基を替ふるものに在つては境界線上に相互に壠を立てるものかある。これか爲、壠の半面か他人の地内に侵入する場合には之を外撩と稱し、之れに對して侵入を受けたる他人の方からは內收、收裏と云ふて居る。併し春日播種時に造られたる壠低は播種後には耕床となり、中耕時に於て土を鋤き壠を立つるか爲、夏日後には壠頭となるので、多くは耕作の初に其何れか外撩て何れか裏收てあるかを協定するの例もある。

封推

第五、封推に依るもの　封堆とは土地の境界を示すか爲に堆積せる特定の目標てあつて、通常牧養地の土堤の如きはこれてあり、又山地に石磊を堆んて境界標識と爲すか如きもこれてある。

第二目　面積

土地の限界面積權度法

土地所有の限界を數量に依りて表示すへき面積の單位は、地方に依つて著しく差異かある。これは度量衡の統一問題と關聯して民國政府の最も意を用ゐて居る所であるか、新度量衡法（衡度法）及權度營業特許法竝に其の施行細則の施行もあつたか、これは京師地方に限られて今以て普及するに至つて居らぬ。これか爲地積の表示等も、今尙ほ舊制の儘行はれてゐる。而して

面積計算標準

尺度の木尺一尺は約我一尺四分に當り、其の五尺を一弓（長度）と稱し、又其の五尺四方を一弓（面積）と謂ひ、其の弓積二百四十弓を併せて一畝と計算するものと、二百八十八弓を合して一畝と云ふものと、三百六十弓を合して一畝と謂ふものかあり、主に其の第一は遼陽、奉天又は其の以南第二は吉林方面及第三は蒙古方面の一部に行はれ、更らに地方に依つて混合して用ゐられて居る、また此の畝を六畝合して一日地（地方に依りて一天地、一晌地とも謂ふ）と謂ふものと、十畝を一日地と計算するものとかある。前者は遼陽以南に多く、次は奉天一部及吉林地方に行はれて居る。これか爲同しく畝と謂ひ同し日と稱するも實積には甚た多くの不統一かあるのである。而して近時は更らに新なる開墾制度に於て方、區、井等の命數かあり、或は繩とか頃とか云ふ稱呼をも存して居るか、此等は地方に依つて其の內容を異にするものもある。煩長に亙るのあるを恐れてこれか詳解を省略す。

面積の表示は賣契等に「紅册地幾畝東至王姓地西至陳家墻根南至陳家地北至界石」等の如く畝數を示し、又は畝數と四至（四方境界）とを併せ記すものも多いのであるか、其の他には壠數を以て面積を表示し二重の表明をするものも少くない、通常壠の巾員は地方に於て多少の差はあるか、大體に於て壠巾一尺五寸乃至一尺八寸を通例としてゐるので、壠巾と壠數と其の長さに依つて面積の算出を爲すに支障かないからである。

第三項　動産所有權の限界

動産所有權の限界

動産所有權者は物に對してこれを占有、使用、收益するの權利を有する所謂總括的なる支配權者たるか故に、自から其の物を占有し又は他人をしてこれを占有せしむることを得、又自からこれを使用し、若くは他人をしてこれを使用せしむることをも得ると共に、またこれに依つて收益を爲すことを得るのみならす、物主權の特異點としては啻に其の物の上に有する權利の移轉變更乃至は拋棄等の處分を爲すことを得るのみならす、更らに物體其のものを物質的に處分することか出來ることは前述せる所の如くてある。併しなから此等の權利も亦法令の制限範圍内に於てのみ完全てあつて、法令上には明かに制限を受けてゐる。而して其の限界に就ては舊律例に自己の建物と雖猥りに放火燒毀するを禁せられ、或はこれを官吏に授與することを禁

し、或は之を不法行爲に使用することを得ざらしむる等各種の禁例は明かに示されてあるのみならす、これに違ふものは一定の罪を得へきものと定められてあつた。現行刑律又は其の他の法規上私人の所有を禁し、若くは其の使用を制限して居るものは少くない、此等は正にその限界に從ふへきてある。

第六款　所有權の得喪

所有權の得喪

所有權の特殊なる取得原因としては、縱的には原始的取得と承繼的の取得とかあり、横的には先占、遺失物取得、埋藏物發見及添附等を數ふることか出來る。併し其の所有權の性質か或は不動産所有權(業主權)てある場合と、動産所有權(物主權)てある場合とに依つて、其の原因に或は共通のものかあり特異のものかある。

第一項　不動産所有權の取得

不動産所有權(業主權)の取得原因は原始的取得としては先占、添附、時效を擧け繼承的取得としては移轉的取得及設定的取得を擧くることか出來る。

第一目　原始的取得

原始的取得

先占

第一、先占　原始的取得の一として占先を數ふることか出來る。其の權利の物體か何人に屬

したりしや否に論なく、或る特定の條件を具備したるに因りて其の物體の上に所有權を取得するを云ふ。

所有の意思を以て過失なく物の占有を爲したる場合に、其の物か無主てある場合には其の先占者は其の物の上に所有權を取得すへきことは、支那法に於ても明かに認められてあるか、然らは此の原則は土地即不動產に就ても亦同一てあるや否やは多少の論議はあるか、併し先占を以て物の權利を取得し得へき原則と見て居つた必然の結果として、土地に對しても亦同一主義の行はれて居つた事は明てある。元來土地は個人の有たるを許されすして、國民は其耕種佔用の權利を有するに過きすとせられてゐる。支那在來法の上からは、例せは無人の島地を發見先佔したりとするも、其の島地は國に屬すべく直接發見者の所有權取得原因となるへきてはない。

不動產先占に關する民律草案

民律草案に不動產先占の權利は國庫に專屬すと規定したのは此の意を明にしたものてある。併しなから茲に國庫に屬すと謂ふは所謂統治權の意義を含むものてあり、而して茲に所有權と稱するは國家に依りて許されたる法令の範圍內に於て所有するの意てあるか爲、從來とても此の先占を以て所有權（業主權）取得上の一原因と爲すものとして取扱はれ來つたことは明かなる事實てある。特に滿洲地方に古くより佔居し來つた民族は、其の既に農業時代に入つた後は、其の

滿洲地方に於ける佔有の慣習

土地を占有することか權利の覇持に必須的要件てあつた關係上、他人に先して其の土地を占有することか聽て其の土地の權利取得の一條件と見られて居つたことも事實てある。原來土地の開墾には官に申告して其の許可を受くへきは順序てあつて、之を報領と謂ふのてある。併しなから此は先つ土地を覇佔して居るものか後に報領の手續を爲すことを妨けなかつたのと、且つ此の先占者を佔山戸を名けて、此の佔山戸は當然其の土地の耕作權を取得したるものとして取

佔山戸の法律上の地位

扱はれ來つた沿革から、若し其の者の有する土地か既に耕地になつて居り、而して其の者か佔山戸てあつた場合に、當然其の土地の所有者てあると看做されて居つた沿革的關係から、此の報領手續の前既に先佔して居つたことか、新に土地の所有權取得の一原因と爲すものと見られて居つたのてある。尤も土地の無主なる場合には當然國家か其の所有者てあるか爲、勿論無主の物てはない、故に國民の先佔に依りて常に國家か其の所有權を失ふへき筈なく、佔山戸か土地の所有權を取得するのは唯先佔して居つた耕作者に耕作權を與ふると云ふ、開墾手續上の便法に過きない、故に先占を以て所有權取得原因と見るへきてないと云ふ議論の餘地はあるのてあるか、併し事實上滿洲の天地に播居して居つた滿人や、流入し來つた漢人等か廣茫たる無人の土地の先佔を爲した當時は、明かに先占を以て其の土地の耕種權取得の一方法卽ち一原因と見

て居つたのてある。而して此の耕種權は制度上には紅冊地又は餘租地と名けられて居り、特に旗の伍田や官莊地や乃至は隨缺地てない限りは、國土の獨占的にして總括的の支配權てあつて所謂今日の所有權取得の一階梯てあつた點から歸納すれは、支那人の觀念上からも又支那土地制度の主義からも先占を以て土地所有權の取得原因の一つと見て居つたことは爭ふことの出來ない事實てある。而して此等は主ら耕作地に就ての例てはあるか、此の他に墳園菜園又は房園の如き先佔に依るものは殆んと其の例と爲すへきものか多く、清時代の地種中に倚荒蓋房地と稱する地目の存したりしか如きは適例てあり、此の外殊に河邊海濱の地には此の例のものか頗る多いのてある。

以上は沿革的に先佔を以て不動產の取得原因と見做したとの例てあるか、併しなから現在に於ては此の制度は明に改變せられてゐる。それは國有地開墾條例其の他の法規か公布せられて或は無願開墾地の拂下規定等の公布も行はれ、任意先佔等の行はれ難きに至つた制度の上から歸納すれは、從前の如き先佔を以て土地所有權を取得すへき直接の理由とは認め能はさるに至つたものと見るへきてある。卽ち從前の無主の土地は所謂官有地たるへく、從て此の官有地の繼承的取得を爲ささる限り、國民は獨立して原始的に土地の所有權を取得することは明に認め

得さることとなつてゐる。

附添

第二、添附　添附とは一物か他物に合併し又は一物に工作を加へたる爲其の物の所有權を取得すへき附合、混和、加工の各場合に於ける相互の法的の關係を指すものであるか、支那法上に於ける此の種の關係は要するに不明てある。唯附合に就ては浮多地の取扱方に關して子母相連と稱する慣習かある。

浮多地

凡そ土地の所有者は官査を得て耕作する所の地域を超ゑて、隣地を耕作したるとき其の超過面積を一般に浮多地と稱する。而して此の浮多地は開墾上から子地と稱し、其の本地を母地と稱し子地は母地に併合せらるへきものと推定するのゐてある。子母相連地の慣習と稱する所以てある。

子母相連地の慣習

勿論子は母より大ならさるを原則として居るか爲、從たるへき小なる土地の所有者か主たるへき大なる隣地を併合することは、明かに此の觀念と矛盾することは元よりてある。併しなから此の子地を母地に併入するの慣習は、一面より見れは隣地の開墾に對する報償、卽ち出願許可に關する一つの便法てあつて、此の場合官か子母相連の關係を認めた時に於て纔めて其の土地か母地に併合せらるへく、從つて此の官査の在るまては此の子地の耕作地は無許可開墾地たるへき事實のみてあつて、子地の開墾は直ちに附和に依つて母地に添附の關係を生するものてないと云ふ論議を試むるの餘地はあるか、併しなから此の子地を以

て母地に量入すへきものと認めたる官の整理上の處分は、要するに子母地相連の關係を認めたるに出つるものてあつて、恰も先占に似たる事由から來つた所有權取得上の一原因てあると見て差支ないのてある。河岸、海濱等に土砂淤塞の爲添加の狀態に於て本地に組入らるゝ土地か多く、又樹木の類の如き同議の狀態に於てこれ亦本地に添入せらるるものか多い。

時效業主不明地

第三、時效　時效の制に就ては既に說述せる所の如くてあるか、業主の不明なる土地を耕種すること三十年に及ひたるものに對して、其の土地の業主權を取得せしむへき規定か業に清時代に存在してあつた。又典地及典賣不明地の占有者に對しては、一定の期間受戻を爲ささるときは、其の占有者に業主權を取得せしむへき旨現に清理典當不動產辦法等の規定かある。要は時效を以て所有權の取得原因と見做してゐる點は明かになつてゐる。荒地の先佔を耕種權取得の一原因と見做したのも、時效の一片面と見る事か出來やう。唯以上の特別規定の外に時效の制なく、從て假令久しきに亙る占有の繼續せらるることありとするも、これを時效の原理に基つきて採用することを得ないのてある。

典賣不明地

第二目　繼承的取得

繼承的取得

財產權の繼承的取得には、權利者か權利を其の儘承繼人に移轉する場合と、單に其の權利の

一部を他人に附與する場合とかある。これを權利取得の方面より前者を移轉的取得と謂ひ、後者を設定的の取得と名くる。

移轉的取得

第一、移轉的取得　權利者か其の權利の全體を他人に移轉交付するものの內、その一般的なるものは相續、賣渡、寄捨、交換、給出てある。

相續分家鬮分

第二、相續　滿洲地方に於ては普通にこれを分家と稱してゐる。所謂家を分ち產を鬮分するの故てある。其の詳細は後に共同所有權の分割又は相續の部に說述する。次には賣買てある。

賣買

第三、賣買　賣買は其の目的物の權利を其の儘移轉するに在るか、此の他に土地に就て沿革的に特定地の權利移轉方法に兌又は退と稱するものかある。其の詳細は賣買の部に記述するか

權利の賣買、兌

這は賣買の如く土地其のものを讓渡するのてはなく、其の目的物に對する使用收益權を讓渡するに在る。卽ち其の性質は設定的權利の移轉てある。併し兌の目的物たる土地の內、餘租地の如きは既に所有權と見做されてゐる今日に於ては、餘租地の兌は其の實質か通常紅册地の賣買と擇ふ所かないので、兌は直ちに賣と同一に考察することか出來るか、尙此の兌の目的物たる土地にして隨缺地、伍田、官莊其の他明かに其の土地の所有權か兌の權者以外の者に屬して居るものに對しては兌は初より特定なる設定權利の移轉に過きないのてある。次に

寄捨　**第四、**寄捨　寺廟等に對する寄附の類か多い。俗にこれを捨と稱してゐる。而して捨の契約書を俗に捨單と稱する。

交換　**第五、**交換　交換は相互に權利の移轉を行ふに在つて、これを換と稱してゐる。其の契約書を一般に換單又は換帖と云ふ。次に

分割　**第六、**歸份　歸份とは共同所有者の持分を決定するものてある。これは見方に依つては權利の性質を變更したまてて、純然たる移轉行爲てはないと云はれ得る餘地はあるか。併し玆に云ふ歸份持分の明かになつて居らぬものを決定すのを特質としてゐる。共同所有から持分の定額に進んたのは明かに權利上の歸屬の上に變質移轉の事實かあるものと見て宜からうと思ふ。一種の分割てある。更に

讓渡及給出　**第七、**讓渡及給出　土地建物の讓渡は常に見る所の移轉行爲てあるか、一般にはこれを給出と云ふてゐる土地の給出には多く人口稀薄て土地の餘りある地方に行はるるもので、例せは土地所有者か其の所有地も有償又は無償にて他人に附與し、將來其の土地に就て一定の租錢を徵收するのてある（徵收を爲さざるものもあり）恰も南部臺灣地方等に多く見る給出の慣習に相似て居り、現に蒙古地方には今尚ほ此の慣習は行はれてゐる。而して從前は此の給出は自由にし

て且つ何等の手續を要せなかつたか、蒙地に大照（地劵）の發給を見るに至つてから以後は、其の給出地は之を官に屆出て、其の他の土地に就ては何等形式上の拘束なく任意は行はれ來つたのてある。性質上からは讓渡の一てあるか、其の元の地主に對して租の支拂を爲すことあるの一點は特異の性質と云ふへきてある。

第三目　設定的取得

權利の設定的取得

權利者か其の自己に屬する權利の一部を制限し、他人をして之を得せしむる場合、卽ち自己の有する權利の上に其の權利の一部を他人に屬せしむへき特種の契約を爲したる場合に、此の權利を取得するのか、明かに權利の設定的取得の一てある。支那の在來法上には此の種の權利を言ひ表はすへき廣範の意を有する法術語は無いか、併し此の種の權利を設定すへき法律行爲は一に租の形成に依るものか最も多く、此の他佃、典、押等はその類てある。

租權

第一、租　租の範圍は甚た廣く沿革上より餘租地の一類かある。租は所謂貸付の意に當り滿洲地方の餘租地又は蒙地の小租地の如きは官有地を使用收益せしむへき永遠小作の如き意てあるか、旣に餘租地を以て私有地の實質を有することの認められたる今日に於ては、餘租地の租は恰も所有權の公認と同しく、旣に官地貸付の意義を失ふものてあるか爲、從て餘租地の租出

は茲に設定的取得の內に包括せらるへきものては無いか、併し前清時代に官吏か在官中官有地の使用收益を許されて居つた所謂隨缺地の如きは、一定の租を納めて居り其の關係は租出したものてあるか故に、茲に所謂設定的取得の原因たるへきてある。また官地例せは伍田或は官莊田の小作又は特有の官地の永代に亙る貸付の如きも其の性質は永代に亙る官地又は官莊地の租出てあつて、內容には官有地の永小作權、地上權又は賃貸借權をもこれに包括せらるるのてある。既に租の關係には永租出を含むの外に、一般有料貸付契約を包含するか爲、短期の土地家屋の賃貸借も亦これに包含せらるる。而して其の各場合に關する內容は別に各節の說述する所に讓る。

永佃權

第二、佃(小作權)　租は貸付其のものと貸付に依りて收入すへき金穀とを併稱するものてあるか、これと性質を同うする佃出も亦その一に數ふることか出來やう。佃は他人の土地を小作關係に於て耕種するのてあつて、租に比へては範圍は自から狹められてはあるか、貸地關係てある點は同一てあつて、從つて設定的なる權利の移轉の一てあることは相等しい。

質權

第三、典、典質、質　典は性質上質權に似て居つて、而かも地主は一定の典價を得て其の土地の使用收益權を他人に與ふるものてある。卽ち土地所有權の上に特定權利の設定を爲したものてある。

第四、押、抵押　押の形式を以て他人に土地の使用收益を爲さしむるものがある。特に前清時代に官地を貸付け、其の貸付使用料前拂の形式を以て又は其の使用料の前渡と一定の金錢の貸付と更らに一種の敷金とを混同したる形式とに依つて、他人より金錢を受取り、之に對して其の書入地の使用收益を爲さしめたるものか頗る多い。これ等は其の實質上土地の貸付てある樣にもあり、また典の一變形てある樣に論せられても居る。併し契約者の觀念上からは別に一種の特殊契約てあつて、而して其の永く受戻を爲さなかつた者の多かつた點からは、見方に依つては、其の內容に依り一種の賣地契約とも見られ得るのてあつたか、形式上からは明かに特殊なる設定的權利の一と謂ふことか出來る。

第二項　動產所有權の取得

動產所有權の取得

動產所有權(物主權)の取得原因は原始的取得と繼承的の取得の二に分ち、繼承的取得は又更らに移轉的取得、設定的取得の二となすことか出來る。

第一目　原始的取得

原始的取得

物の所有權を原始的に取得するの原因として擧くへきは先占、遺失物拾得、埋藏物の發見の三を算ふる。共に從前に於ける物主權の存在と否とに關せす特定の事由に依りて物の所有權を

新に取得するを云ふ。

先占　**第一、先占**　他人に先して無主物を自己の所有と為すの意思を以て佔有するとき、其の物の性質上又は法制上其の目的物の私有を禁してあるものでない限りは、其の占有物の上に所有権を取得すへきものてあるとの観念、若くは其の事例なりか支那法上明かに存在して居る。而して其の占有の目的物か他人の所有に非さることを必須的要件とするに就ては、刑律の註に「若山野柴草木石之類、本無物主、人得共採、但他己用工力、硯伐積聚、是即其人之物」と云ふてある。即ち例令無主物と雖已に他人の占有に帰したるときは之を占有するも為に物主権を発生すへきものに非すと云ふ意てある。次に現行法規の上に於ける先占の主たる事項の一、二を考査することとする。

採伐　**一、採伐**　採伐は山野に於ける草木の採取てある。既に無主の土地は先佔に依つて業主権取得の一原因を為してゐることは、前に説述した所てあるか、不動産たる土地にして業に斯の如くてある。地上の草木の如き伐採に依りて其の所の所有権を取得すへきは勿論と云ふへきてある。刑律の註に山野柴草木石之類、他人已用工力、硯伐積聚、而擅取者、罪亦如此」とあるのは他人の已に採伐したるものは他人の有たるへきことを謂ふものであつて、先占か其の所主権

を取得すへきものとせられて居つた證左てある。唯樹木の伐採に就ては、滿洲地方に圍場としての禁伐林か多く各地に散在して居り、又特種の保安林か自由採伐を制限せられて居り、原則として山場の採伐ば盜罪を構成するものと見做されて居つたのてあつたか、多くは其の慣行を見すして放任せられ、又彼の原野の青草の如きも、特に入會權に類する牧養地としての特種慣習の發生を見るに至つたものてない限りは、先占採取者に依つて自由に其の所有のものとせられてゐる。併しなから、既に森林法及同施行法等の施行せられて居る今日となつては、原則として無許可採伐の出來へからさるものとなつたか爲、新開の地方は從前の如く村落都市の附近には一小樹木をも見ることの出來ない程度の慘狀を見ることは少かるへきてはあるか、而かも大地段を爲した森林はこれを除き、其の他の小樹林は今尙ほ任意採伐を斷たさる狀態てある。南滿一部の地方を除きては原野の青草の如き、唯其の先占採取に任して居るか爲、此の種の採伐は先占の意義に於て所有權取得の一原因と見られ得へきは明てある。

森林法

二、狩獵及漁業　狩獵も亦無主物先占の一方法として算ふるへきてあるか、狩獵に就ては其の場所方法及これを職業とすへきものの身分關係等に就て、多くの取締方法か設けられて居り現今に於ては新に狩獵法か制定せられてゐる。又漁業に就ては從前漁課と稱する一定の租稅の

狩獵法

漁業法

負擔を爲さしめたるのみて、直接取締上の法規には乏しかつたか、近時は公海漁業奨勵條例其の他の法規か設けられてあり、主ら漁業の奨勵及其の取締に關するもののみてある。併し狩獵と謂ひ、漁業と謂ひ共に無主の鳥魚を捕獲することを認許するものてあつて、從つて其の捕獲と云ふ先占の事實は法律上之を認めて、所有權取得の原因としての取扱てあることは白明のことてある。

第二、遺失物及漂流物の拾得及埋藏物發見

一、遺失物及漂流物　遺失物の取締に關しては遺失物返還章程かある。奉天、吉林両省には現に施行中に在るか、其の特に其の規法を有せさる地方に對しては、唯刑律上に一、二の規定のあるのに從ふへきてある。

遺失物に對する律の規定

從前遺失物に就ては律に特別の規定かあり、遺失物を拾得したるものは五日以内に官に提出し、官物なるときは官に納め、私物なるときば其の物主と折半して拾得者に賞與し、若し三十日以內に遺失主の知れさるときは全部拾得者に給與すへく、若し又拾得者か五日以內に屆出を爲ささるときは、一定の罰を科すへきものとせられてあつたか、

現行遺失物返還章程

私

現在の遺失物返還章程には、遺失物を定義して他人の遺失又は遺留したる其品、金錢、自己の錯誤に因り善意を以て取得したる他人の所有物、又は他人の錯誤に因り自己に交付したる他人の所

有物は遺失物を以て論し云々とあり、而して遺失物の取得者はこれを遺失者に返還すへく、返還し能はさるものは之を官に届出つへきものとしてある。而して官署か特定の方法に依り遺失者の受領方を公示催告し、一年を經てこれか受領の申出なきときは拾得者は其の物の所有權を取得すへきものとなつてゐる。

漂流物

尚又漂流物に就ては遺失物と全く同一に取扱ふへきものとせられてある。

拾牧家畜

尚ほ家畜か養主を離れて他人の拾牧に歸したる場合には、期限に拘らす其の持主に返還すへきものとせられてある。此の際拾牧者をして其の聘料を賠償せしむるの例は甚た多い。

埋藏物の發見

律の規定

第三、埋藏物の發見　埋藏物の發見に關しては律に「若於官私地內、堀得埋藏無主之物者、並聽收用、若有古器鐘鼎符印異常之物非民間所宜有者限三十日內送官、違者杖八十其物入官」との規定かある。卽ち官有地なると私有地なるとに論なく、地内より埋藏物を發見したるとき、發見者は其の物の所有者たるを得るの主意てあり。若し其のものか民間の所有すへからさる性質のものなるときは、これる官に届出つへく、其の物は官の有たるへきの義てある。唯其の發見と其の發見せられたる土地とか同一人てあつたときは、其の物か發見者の有に歸すへく、若し土地所有者と發見者とか異なつてゐる際には、折半して各其の一部を取得すへきものとせられてあり、

現行遺失物規則

其の他細かい規定もあるか、現在施行せられつつある遺失物規則の内にはこれに關する規

定かなく、また別に專法の制定もない所から見れは今尙ほ律の精神に遵つて處置せらるるものと解すへきか如くてある。併し埋藏無主物中曾てこれを埋藏し一時所在を失ひ、後これを發見したるものは遺失物の規定に依つて處置すへしとの判決例かある。

附合、混同及加工

土地と建物

第四、附合、混同及加工　附合、混同及加工に依る所有權の歸屬に關する慣習は明瞭てない併し土地借受人か其の地上に建物を建設したる場合には、返地の際之を取拂ふことを得すとするの慣習かある。借地不折屋と言葉のあるのはそれてある。勿論地主より相當の賠償を與ふると否とは別箇の問題てはあるか、建物は地主に歸屬すへきものとするの主義てあると認め得らるる。併しなから此の慣習は土地の事情又は地價と建物の價値の差額の大小にも依ることてあ

耕地と作物

り、一概には論定し能はさるものかある。又耕地の耕種者は土地の返還に際しては其の耕種時の狀態の儘たるへしとの慣習かある。これも附合加工の地態を動かさす、其の結果を地主に歸屬せしむるの注意と見ることか出來る。併しなから以上の事項は、多くの契約の際に特約を以て此等の事項を定むるものか多いのて、法的慣習の標準は一定し難い。

果實の取得

天然果實

第五、果實の取得　天然果實の取得に就ては其の元物より分離する時に於ける收取權者の手に歸屬するのか、果實の性質上當然てあらねはならぬ、故に此の種の果實の元物たる農地の典

賣出租の如きは、多く其の果實の收獲後に於てせらるるか例となつてゐるのも、その意に出てたものであらう。

法定果實

法定果實としては家畜の子は母體より分離したる時に於ける母體の所有者の所有に歸するか例となつてゐる、故に蒙古地方の如き主として家畜を以て家產と爲して居る地方等ても、胎內の小駒は同義に依りて取扱はれてゐる。

第二目　移轉的取得

動產所有權の移轉的取得

動產所有權の移轉には移轉に關する契約と更らに事實上の移轉卽ち引渡とを要件とする。而して其の移轉の原因は賣買、讓渡、交換、歸份等に依りて行はるることは一般の例に等しい、舊刑律の規定に依れは犯罪用の物件は官沒し、又加害者をして被害者の損害を補償せしむるの意に於て加害者の財產を沒收して一部を被害者に與ふるの規定や、又大罪を犯したる者の家財は官に入れ、更に一部を其の告發者に附與するの類の如き、此の種司法上の處分に依りて動產の權利を移轉したるの例規に存してあつたか、新に刑律の制定あつてからは、此の類の處分は全く改變せられ、犯罪の用に供したる物品は之を官に納め、更らに沒收物品處分規則に依り之を賣却するの例を作つてゐる。

第三項　所有權の喪失

所有權の喪失　所有權は一定の原因に依りて喪失せらるへきてあるか、其の物體の性質に依り、例せは不動產所有權、卽ち業主權と動產所有權卽物主權とに依りて其の喪失原因を異にする場合かある。

第一目　不動產所有權の消滅

不動產所有權の消滅　不動產所有權(土地の業主權)の喪失には土地其のものの絕對的滅失に依る消滅を想定し難いか、相對的の權利消滅を算ふることか出來る。一に契約に由るものと、二に法定に由るものとかある。

契約に因る消滅　第一、契約に因るもの　契約に因る業主權の繼承的移轉は、通常相續、賣買、寄捨、交換、歸份、給出等てあつて、既に上述せる所の如くてある。

法定上の消滅　第二、法定の消滅　法定の消滅原因としては時效、收用及沒收を擧ける。

時效　一、時效　取得時效完成すれは一面所有權の取得あると同時に他面には所有權卽ち不動產業主權の消滅原因を爲すへきは必然てあらねはならぬ。時效に就ては、既に述ふる所ありたるを以て略す。

收用　二、收用　收用に就ては土地收用法及鐵道土地收用法等かあり、これまた既に記せる所の如

くてある。

没収　三、没収　没収には入官と充公の二類に分ち、入官は其の没収不動産を官の用に充用し、充公は公益的用途に充つるの意てはあるか、併し没収に因つて不動産所有權を消滅せしむるに於ては二者共に同一てある。

混同　四、混同　不動産權は事實上混同に依りて消滅すへき場合かある。有り來りの例てはあるか典主か業主の相續者となりたる場合、及其の他類似の場合も想定し得らるる。

第二目　不動産所有權の消滅

動産所有權の消滅　動産所有權（物主權）の消滅は絕對的のものと相對的のものとの二樣に見ることか出來る。

絕對的消滅　第一、絕對的の消滅　絕對的の消滅は一に其の物體の滅失にある。又物體の放棄又は權利の拋棄は其の場合に依りて絕對的消滅原因を爲す。

相對的消滅　第二、相對的の消滅　相對的の消滅は一に契約に基くものと二に法規の處分に依るものてある。前者には賣買、讓渡等を算し得へく、後者には没収卽ち禁制品又は無主物の入官の如きを想定し得へきてある。

第七款　權利の共同

第一項　所有權の共同所有

所有權の共同所有の意義

第一、共同所有の意義　一の物體に對し數人共同して所有權を有する狀態を所有權の共同と謂ふ。所有權は物の一般的支配權てあるか爲、一物に對して數箇の所有權の存在を許ささるは理論上當然てはあるか、併し數人か共同して一箇の所有權を有し得へきことは必然あり得へき狀態てある、故に權利の共同所有と謂ふことは、所有權其のもの又は所有者其の人の關係に於ては一般の所有權と異なる所はなく、唯所有權者か二人以上複合の狀態に於て所有權の一主體となつてゐる場合に於て生する問題てある。

共同所有の內容及區分

第二、共同所有の內容及區分　所有權か二人以上の複合體に屬する場合に於て其の共同所有權者相互間に於ける權利の範圍か限定せられてある場合と、又其の權利の範圍か限定的になつて居らぬものとの區別かあるので、此の標準に依つて共同所有の內容を分別共同と公同共有との二つに分つことか出來る。而して此の間一般に權利の共同所有の內には其の不動產に關する所有權（業主權）の共同と所有權以外の卽ち動產（物主權）又は權利の共同とを含むことは勿論てある。

第二項　分別共同（共有的共同所有）

分別共有

分別共有の性質

第一目　分別共有の性質

一の所有權か數人の權利者に屬する場合に、其の權利の主體か多數者の複合形てあつて、而して其の權利者の相互の權利の範圍卽ち其の持分か一定し、各人か其の一定の範圍內に於て權利を有し義務を負擔するの狀態に在るものを、茲に分別共有と稱するのてある。日本民法に謂ふ所の共有と謂ふのはこの意義を指すものてある。而して此の分別共有と謂ふ言葉は、從前支那法の硏究者に於て所有權の合有的共有の對稱として、共同的共有と名けられてあつたものてある。然るに茲に分別的共有と謂ふ名稱を用ふるに至つたのは、民國に於ける民律草案に分別的共有と云ふ文字を使用したのに因んたものてある。蓋し分別と云ふ意義は、後の公同的共有と云ふ稱呼に對するものてあつて、草案に「數人か應有の部分を定めて同一物を所有するを分別共有人と謂ふ」とあるのと同義てあつて、要は各共有者か其の所有の持分を各人每に分割決定してゐる所の所有の義てある。

共同所有を言ひ表はすへき語としては合股、連財或は夥有等てあるか、併し其の內容に至つては或は分別共有のものと、公同共有のものとか時に混同して居る場合か甚た多い、此等は其の名に拘らす宜しく其の實質に依りて其の權利關係を區分考察すへきてある。

第二目　分別共有の原因及其の持分

分別共有の原因及持分

分割共有の起る原因に就ては、其の主なるものに共同讓受と共有契約の二場合を擧くる。

共同讓渡

第一、共同讓渡　共同讓受は、其の所有權の持分を定めて各權利者か共同して讓渡を受けたる場合に生すへきて、例せは共同出資に依る收買物體に對する關係の如きはこれてある。又彼の持分を定めたる遺產の相續又は遺贈を繼承し、未た分割を行はさるものの如きかそれてある。

合股

第二、合股　合股は資本又は經營の共同の形に於て成立するのか一般てあるか、其の權利に關する所有の觀念上から見れは特定の權利に對する持分の共同を目的とする特約てあつて、夥財、連財、合夥等の字樣を用ゐてゐる。勿論其の權利の物體か不動產たると動產たるとに依り異なる所はない。從て商業を目的とする合股の如ぎは、其の所有の店舖、器具、商品、賣買物件等にも及ひ漁業を合股とするものは漁場、漁船、漁舍及漁具に亙り、又共同開墾の場合農具畜種等に亙つて合股なるものか多い。

第三目　分別共有者の權利及義務

分別共有者の權利及義務

分別共同者　(一)其の持分を有する持分は之を份と謂ふ合股のものは股份と謂ふ。併し此の份は持分の決定額を指すものと限定することは出來ない。如何となれは共同相續の場合等に於

て相續者は未た分割を爲さゝるときは各人の持分は決定して居らぬか、併し各人は其の物體に對して共同所有者としての權利を有して居ることは確實てある。之を份と云ふを妨けないのてある。然るに拘らす此の場合其の份の範圍を定むることをも等しく歸份と云ふて居るからてある、故に共有の場合に於ける份と云ふのは、其の持分の決定したる所謂分別共有者の份と、其の持分の決定せない所謂公同共有の份の意義をも含有する次第てある。而して茲に分別共同所有者と共有物體に對する關係に就ては(一)各共有者は共有物に對して各其の持分に應して使用することを得、又はこれを管理することか出來る。但し其の費用の負擔に任するの責を有する而して其の管理に就ては共有物に變更を加ふることを得へく、又管理の方法として處分することも出來るか、更らに(二)各共有者は其の持分を處分し、交代に依りて共同所有者の關係より脫退することの出來るのみならす、各共有者の合意に依り其物體を處分することも出來る。而して此の處分に當り共有者の一人は共有者外の他人に先して、共有物體の買受を爲すことか出來ると云ふか一般の例てある。

第三項　公同共有(合有的共同所有)

第一目　公同共有の性質

公同共有の性質

一の所有權か數人の權利者に屬する場合に、其の權利者は其の多數者の複合形を以て權利の主體となつて居る。此の場合に此の複合形の權利者相互間に於ける權利持分の範圍の明ならさる狀態に在るものを公同共有と云ふ。從來支那法の研究者か公有と稱し來つたもので、獨逸法の合有と同しく持分の獨立せさるものを指すのである。而して玆に合有の字樣を用ゐす、特に公同的共有と云ふ字樣を用ゐたのは、民國の民律草案に前出の共同的共有と對稱して、これを公同的共有と稱して居るのに依つたものである。

第二目　公同共有の原因

公同的共有の通常發生の原因は、共同相續と公同所有の特約との二を擧け得る。

公同共有の原因

共同相續

第一、共同相續　共同相續の生するのは通常の場合には、父祖の有する財產は其の生前に於て其の子孫に分割相續せしむるものか多いか、之を分割相續せすして死亡したる時は、父祖の財產は其の相續を受くへき子孫か共同の關係に於て繼承することとなる。然るに既に分割せすして相續したるか爲、數人の子孫か相互間に於ける持分はあるか、而かも其の持分相互間の關係は各自獨立して居らぬ。卽ち持分の範圍の限定せられさりし儘の狀態に在るのである。從つて各人は不可分の狀態に於てこれを所有する。其の關係は公同的共有である。從て相續人か單一

てある場合には其の相續に公同共有の關係は生しない筈である。

公同共有の設定

第二、公同的共有の設定　公同的共有の設定は滿洲地方には祭祀公業に多く其の例を見る。即ち同一父祖の祭祀の爲、一定の墳墓地又は其の費用を作るか爲の特定財產を設置し、公同的所有を爲してゐるなどか其れてある。其の他育才事業又は其他共同なる別種の目的を達する爲公同的共有關係を以て經營せられてゐるものなどもある。而して其の財產に就ては動產たると不動產たるとに別はなく、又稀有のものには生物をも此の關係に於て所有し得へく又所有してゐる例もある。

第三目　公同共有者の權利及義務

公同共有者間の權利關係

公同的共有物體に對しては、其の權利の數の定まつてゐるものもあり、また定まつてゐないものもあり得る。例せは親族間に於ける公同共有の如きは、其の親族人員の增減の都度其の權利者の增減を生して居り、また假し其の權利者の數か或時期に於て一定して居る場合かあつても其の持分は對物的にも對人的にも其の範圍は限定せられて居らぬのである。併しなから旣に所有者かあるのてある從て公同共有者は(一)其の持分不定の儘に於て其の共有物體の使用收益を爲し得ると共に、(二)其の共有物體の管理に就ても亦共に之れに當り、共有者の同意を以て

の其保存費を負擔すへく、また(二)共有者全員の同意を以てこれを處分することを得るのてある。併しなから既に公同的關係に在るか爲共有者全員の同意あるに非されは其の公同的共有權の持分を分割することを得さると共に、これを任意に處分することか出來ない。併し司法處分等に依りて或る共有者の持分を官沒せらるる場合には之を平等に所有するものと見做したる慣例はある。

第四項　所有權以外の財產權の共同所有

所有權以外の財產權に對して、權利の共同所有あるときは、其の權利者と權利の物體との關係及權利者相互の關係はこれ亦所有權の共同所有に準する。

第三節　租權總說

第一款　租の分類

凡そ物權の種類中所有權を主とし、これに對して制限物權を分ち更らに制限物權を他物權と占有權とに分類するを一般とする。然るに所有權に就ては既に前節に記述する所かあつたに對し、茲には物權中用益物權に屬する大要を敍述することとする。

租は用益物權

惟ふに他物權は更らにこれを分ては用益物權と擔保物權とに分類せらるへく、今此の分類形

式を以て民國法の現在に照せは其の用益權に分屬すへきものは租權を主とし、また擔保物權に分屬すへきものは典押權を主とする。

租と民律草案との關係

民律草案に依れは凡そ貸借の關係は賃貸借と消費貸借との二類となし、賃貸借は更らに使用貸借と用益賃貸借に分ち、又更らに使用貸借と消費貸借とに分ちて之を債權中に收め、別に不動產に對しては地上權、永小作權(永佃權)、地役權、抵當權(抵押權)、土地債務、不動產質權を收め、別に物に對する動產質權を收めてゐる。然るに此等の分類中不動產に關する地上權、永小作權(永佃權)地役權の如きは、現行法規中の租權の內に包容せらるへき用益物權てあり、抵當權土地債務、不動產質權の如きは性質上現行法中の抵押權又は典質權の如き擔保物權に屬する。併しなから租權は其の內容に於て地上權、永小作權、地役權に類するとは雖、現在の法規上租權は直ちに地上權ても永小作權ても亦地役權そのものてないのてある。けれとも租權を以て然かく嚴密に論斷し去ることは法の實際の運用上多くの困難なる理論に到達するの恐かある計りてなく、租權そのものの慣習法なる立脚の上より、其の租權の特定形式のものに對しては之を解釋上、永小作權、地上權、地役權乃至は賃貸借權の性質的の內容に從つて他の後屬的法規との聯關を保つへきものてあると考察するの外はあるまい。故に茲には租權を租權として

租の債權及物權的性質の兩面

論し其の租契約の一般卽ち賃貸借に就ては既に債權論中に說明したるを以て、本節には其の最後に租權の有する。永小作權、地上權、地役權の如き物權的性質を有するものに就き敍述することゝする。

第二項　租の意義

租の兩面觀

租の意義は他人の不動產を使用し、之に對して一定の對價の支拂を爲すの關係を指稱するに在る。故に租とは他人の不動產を使用する法律關係其のものを稱すると共に、又此の契約に依り支拂ふ所の粮穀又は金錢をも尙ほ租と稱する場合がある。併しながらこれは寧ろ結果より見

租と田賦

たる關係であつて、租を以て「田賦也」と定義してあるのは專ら後者の謂である。唯當時王土の耕種は寧ろ當然の關係とせられ、往時に於ては特に手續を要する事なくしてこれを使用したるか故に其の王者との主たる關係は其の使用によつて課せらるる租の支拂關係に在つて、從つて

租と用益權

租を以て其の上納する所の田賦と見た譯であらうか。併し其の田賦の生する所、又は其の上納の租の發する所以は王土の耕種に在るので、其の原因に遡れは租の關係は人民の國土を使用收益する點に在つたものと見るのが當然である。之を制度の沿革上から見ても紅册地より徵收した所の糧若くは錢糧は其の徵收物其のものを指稱したもので、當初の觀念からは王土を耕種し

て粮を納むるの地を謂ふに在つたもので、又餘租地は紅册地外の王土を耕種し、租即ち田賦を擔負するの地の謂てあつたのてある。而して田賦は即ち田税の義てあつて税は國家の人民より徵して國用に充用する所のもの漢書に所謂「税謂公田什一工商虞衡之人也」とある。國の徵收其のものてあつた。此の意味から考察すれは租は其の實質に於て他人の土地を耕種するの意てあつて、其の適々國家の土地を耕種して租穀を納入したものか一面個人の權利の發達に依り、既に他人か國土を租して租を負ふて居つた。其の個人既得の土地を更らに引請け耕種するの關係をも等しく租と稱するに至つたもので　從つて其の之に對して支拂ふ所の糧を國家に對しても又個人に對しても共に等しく租と云ふに至つたものてあると謂ふことは明かなる由來てある。

以上は主として土地に關するものてあるか、此の他家屋の如きも他人をして使用せしめ、其の對價として徵收する所のものを等しく租と稱して居るか如きも、元來土地と家屋とはこれを定著せしめて觀察した結果に基くもので、例せは一般土地の貸出を招佃と稱し、貸家の掲示に

租の法律上の地位

招租と記載するか如き共に同一なる關係に在ることは明てある。之を要するに租とは他人の不動產を使用收益しこれに對して一定の支拂を爲すへき法律關係を謂ふものてある。故に之を法律行爲として見るときは不動產の有料貸借となり、之を物として見るときは其のこれか爲に支

拂ふへき料金其の物を意味する。

第三項　租の沿革及租糧

租の意義は他人の土地を耕種するの行爲てあることは上述せる所の如くてあるか、租の沿革は其の發達の時代に依りて其の意義及觀念を異にして居つたと、共に其の結果に於て漸次其の内容に變化を生して居る。次に其の沿革の大要を敍述すれは

土地の定著

第一、王土耕種の時代　往昔の如く地多く人の少なかつた時代には國民に定住心なく、適所に彷徨したることか想察せらるる。故に當時は一地覇佔の必要もなかつたか、現に農業の時代に入つても尙此の定著を本義とはせなかつたことは唐虞に發し、周に至つて完成した所謂井田法の行はれたのに徵してこれを見ることか出來る。此の時代に於ける王土耕種の法たる井田法は一地區を九區に分ち、各區を七十畝とし其の中央を公田として扣除し置き、其の餘を八戸の耕作に使用せしむるに在つて、而して公田は八戸の共同耕地となし、之れより收穫する所の糧穀を王家の用に充て其の他の地區は八戸各輪年耕種するの例てあつたか爲、此の時代に於ては耕作者は定著を許さなかつた。これを結果から考察すれは國民は國土を耕種して一定の租を官に致するの制は所謂今日の租の關係に髣髴たるものてあつたか、唯其の土地か國家の有てあ

井田法

ると云ふ意義に限られて居る。卽ち租は國土の使用權てあり、又租はまた國王の收納すへき穀そのものてあるとの觀念は一貫してゐる。然るに

租と私權の發達

第二、土地私有權確認時代　既に土地所有權確認時代にまて進んては從前租を納めて國土を耕種して居つた者か、其の租權か定著不動のものとなり、而して此の定著不動の狀形か所謂一面私權の發達を現實に表示するものとなり。遂には租權は進んで所有權となり、例せは餘粗地の如き租を納めて國家の土地を耕種するものは其の形式に於ては、國家の土地を借地して居るものてはあるか、既に認めてこれを私有地と見做すに至つた今日に於ては、此等の土地は其の名に於ては國家の土地を借用耕種するものてはあるか、實質に於ては其の租權は所有權と選ふ所なく全く之を同一視してゐる關係上、租の關係は玆に更に變化を生し曩日の國家の土地の租用權は一轉して所有權となり、更らに租關係は此の所有權に對して更らに之を租用するの狀態とはなつたものてある。故に租の沿革上からは租は他人の土地を耕種する關係てある事は變化はないか其の他人の土地と云ふのは王土時代に於ては國家の統治し國家の所有する土地てあつたか、今日に於ける他人の土地と云ふのは國家の統治する或る國民の所有權內に在る土地の意となつて居る。從つて法律的の性質上から見れは、王土時代又は淸朝中頃の租權は制限物權てあ

租の法律上の性質變化

つたのが清末より民國に進んでからは此の制限物權が所有權となり、同一租權の名に於ける租權は新に此の所有權に對して他物權となり、制限物權たるの性質を有するに至つた次第である。

第三、大租と小租との區分及混同 租の沿革は其の意義に於て如上の變遷を經て居るが爲、一般に租地より徵收する所の租穀の如きも、其の始めに於ては國家に對する租稅の意味であつたのは今日に至つては恰も私法上の貸付料を意味するものとなつたのである。併しながら此の變遷は支那に於ける各般の制度の變革と一致するまでにはなつて居らぬ爲、其の間多少の異同あるは免れ難き所である。例せば租字は既に一面私法上の貸付料を意味しては居るが、尙ほ全く公法上の租稅の意味を失はさるが故に、此の二者を區別するが爲公法上の租を大租と稱し私法上の租を小租と云ふて居るものもあり、尙ほ又蒙古地に於ては王皇は開墾者より小租を徵し國家に對して大租を負ふこととなつてゐる。恰も南支方面又は臺灣地方に土地開墾許可を受けたる者が大租戶となり、國家に對して大租を負ひ、其の實際の開墾者は小租戶となりて大租戶に對し小租を負ふものと相類する點がある。尤も臺灣に於ける大租戶は大地段の開墾許可を受けたるものであり、蒙地の諸王は蒙地の統治者たるが故に所有者たるの地位に在るので、之を

租は私法上の使用料

大租と小租

大租戶と小租戶

大租と比較するのは其の當を得て居らぬか如くてあるか、併し蒙古王の統治權は民國の肇立に際し民國に移つたものてある。以上は、蒙王の小租は單に一種の取立權を有するに過きないのて其の結果に於ては二者全く同一てある。唯臺灣の大租戶は小租戶より小租を徵するのみにて之に反して開墾者は蒙王に小租を支拂ひ、官に大租を負ふ二重の負擔を直接に支出する點を異にして居るのみてある。

第四項　租及租權の性質

租の性質及種類

租の法的性質

第一、租の法的性質　租は前述の如く他人の土地建物を使用收益し、之に對して一定の租を支拂ふへき權利關係てある。而して其の(一)目的物體は他人の土地及家屋竝一般地上の建造物を占有し、之を使用收益するの契約てあつて一般動產の有料貸借と區別してある。動產の有料貸借は通常之を賃と稱してゐる。而して(二)租權者は之に對して一定の租を支拂ふことを要件とする。故に原則上有償貸借てあることは勿論てあり、從て租關係には無料貸付の內容を有しては居らぬ。無償の貸借は一般に貸又は借と稱して居り租と稱するの例は無い。更らに又(三)租の期限に關しては一定の限度かなかつたか、奉天省に地畝規則の制定かあつて以來五十年以上の長期契約を禁止してある結果、租は有制限の契約となつた譯てある。又(四)租權は一般に

讓渡せらるへき權利てあり、倘又（五）租契約は租當事者の合意に依りて成る諸成契約てあるか唯概して契約と共に租契約の證書を作製するのか通例となつてゐるのみてある。

租の性質は大要以上の如くてあるか、然らは租權は之を物權と認むへきや又は債權と見做すへきやに就ては多少の議論ある所てはある。併しなから租契約は元來他人をして不動産の使用收益を爲さしめ之に對して一定の租料を支拂ふ契約てあつて、主看的には日本民法に於ける賃貸借と同しく債權契約てあることは明てあるか、客看的には契約の目的及其の結果から見て物權的の性質を有することは明かてある。

租權の類別

第二、租權の類別　租の性質既に斯の如くにして其の内容は頗る多岐に亙つて居る。併しなから元來租契約か以上各種の内容を有して居るとは雖も、其の性質に至つては租は單に有料を以て他人の不動産を使用收益すと稱するまてであつて、租は直ちに永小作權ても地上權てもまた地役權てもまた賃貸借權そのものてもないのてある。換言すれは租は此等の各種の權利を包含したる權利てあつて、各個分類的の權利てはないのてある。故に租に對して直ちに性質的の分類を試むることは多少行違の生すへき恐はあるか、旣に民國登記法上にも示され又司法判詞の上にも亦これを分別するの例となつてゐる。今日に於て租の性質を明かならしむる爲、寧ろ

大勢の分類に從ふを有利と認め、此の內賃貸借に屬すへき租の大體はこれを債權中に揭け一般物權に屬する地上權、永小作權、地役權に屬するものを本節に揭くることとした所以てあつたことは既に述へたる所てある。唯茲に租の硏究上頗る重要なる一點は以上の分類か租の一般客看的に下されたる標準に出てたるものてあつて、若しこれを租當事者の主觀的の立脚點より見るときは債權乃至物權の類別又は物權中の各權間の分類は唯其の租契約の內容に就て之を類別し得へしと云ふまてあつて、從て租は用益權てあると云ふに留まり、租の性質上から下した分類てはないと云ふことてある。故に再言すれは主看的には債權關係となり、契約其のものてあり、之を客看的には其の動產不動產を物體とする概括的なる用益權の總稱てある、卽ち債權的には賃貸借性質のものてあり、物權的には永小作權地上權なとの性質と同一のものてあると謂ふ所以てある。

租は既に斯の如き性質のものてあるか爲之を債權的に見るときは他人の不動產を使用收益すへき賃貸借となり、之を物權的に見るときは制限物權中の他物權に屬する用益物權てあつて、要するに此等の權利の總稱となつてゐるのてある。

第四節　地上權

第一款　地上權の意義及性質

地上權の意義

第一、地上權の意義　地上權と稱する法語は民律草案に依りて用ゐられたる所てはあるか、登記法上には既に之れか登記を實施しつつあるのてある。而して嘗て民國五年大理院の判例に於て土地所有者か他人の爲に其の土地を使用して家屋を建設せしむるの權利を地上權と稱し、物權の一にして債權法上の土地の租賃と其の性質を異にするものなりとの説明かあつた、恰も民律草案に於ける地上權の定義に「地上權者は他人の土地の上に工作物又は植物を所有する爲其の土地を使用することを得」とあるに吻含するものてある。之を在來の慣習法に照せは恰も制限物權の一たる用益租權の一種にして、唯茲に區別すへきは其の租地の目的か其の土地の上に工作物、又は植物を所有する特別なる用法に使用せらるる點に限定せられあるのみてある。

地上權の性質

第二、地上權の性質　地上權は自己の工作物又は植物を所有するか爲に、他人の土地を使用するに在るか故に、地上權は在來租權中土地を目的物體とする權利てあり、而して既に他人の

土地の上に設定する權利なるか故に所謂他物權に屬し、且つ用益權に屬すへきは明てある。而して從來の例に依れは土地を租用して家屋を建設するもの多く、所謂常有の例なるも其の他の建造物を所有するの例として著しきものは鹽田の如きに其の例を見ることか多く、尙又特定の樹木を培栽するか如きは其の例として多からさるも亦常に見る所の事實てある。

第二款　地上權の效力

地上權者の權利目的物の使用權利の處分

第一、地上權者の權利　地上權設定の效果として、地上權者は其の目的地の使用權を取得すると共に、其の權利の讓渡又は處分を爲すことを得へきは勿論てあるか、唯茲に地上權か日本民法等に於けるか如く、これを抵押權の物體と爲すことを得へきや否やは多少の論議を要する。

地上權及抵押權の物體たり得きや

併しなから現在の慣行上抵押權の物體は債務不履行の際之を押主に引渡して質權の物體と爲すへき例なるを以て、此の場合に於ける地上權者たる租主は其の租地を以て之を典權の目的物體と爲し能はさるを以て、現在に於ける地上權は之を抵押權の物體と見做し能はさるものたるへきを思ふ。

地上權の期間

地上權存續の期間に就ては現行法令の上に明文の規定あるを見さるも、曾て大理院の判例に徵するに確定期限なき地上權に就ては、審判衙門に於て其の地上建設物の性質を案して之を酌

定すへきものなりと判示してある、以て參照と爲すへきてあらう。

地上權者の義務
使用目的
地料
原狀回復

第二、地上權者の義務　地上權者は其の(一)土地租用の目的範圍内に於て之を使用するの義務あるへく、又(二)其の地料を支拂ふの外、(三)契約解除の際其の土地を原狀に回復するの義務を負ふ。併しなから、地料の支拂は必すしも地上權に必要なる要素てはないことは事實上其の例多く、民律草案にも亦これを明にしてある。唯茲に多少議論の餘地の生するのは、地上權は用益租權の一てある。

無なの地上權と一般的用益租

然るに租は元來有料貸借を意味するものてある、今若し茲に無料の貸借を認むるときは租の一般的性質に一致せさる點なきに非さるやの觀かある。然れとも從來地上權は無料を原則とするものに非さるか故に適々地上權中に無料の租を含むことありとするも、爲に一般租權の性質を左右すへきものと謂ふへからさると共に、以て地上權と一般的用益租權との間に相抵觸する所あるものとは謂ふ能はさる所てある。

第三款　地上權上の建物

建物に關する地上權

他人の土地を租到し、之れに家屋を建設することは市街地に其の例多きも、其の他の地方に於ては餘り多くを見ない所てある。而して此の場合に於て土地と建物とは一體を爲したものと見做さるの慣習かあつて、將來若し其の土地を返還する場合には其の建物を土地と共に地主に返

還交付するものかある。一般に「借地不折房」と云ふ法的熟語のあるのは此の觀念を言ひ表はしたものであるとせられてゐる。併しなから經濟關係の進歩に連れ、且つ權利關係の複雜なるに從つて斯の如き慣習か獨り依然として舊態を持續するの理はない筈てある。故に現在に於ては地上の建物を建築するに際し必すしも此の慣習に準據せす、十年乃至二十年の後其の土地を返還するの際、地上の建物の一部を地主に歸せしめ一部を建設者の所有たらしむる等の事例もあり、或は初より土地と建物とは之を分離して考ふるものもある。

第五節　永佃權

第一款　永佃(永租)の意義及沿革

永佃權の意義

第一、永佃權の意義　永佃は又永租とも謂ふ所謂用益租權の内に包含せられてゐる。其の内容は一定の租料を支拂ひ、他人の土地を耕種するに在つて而して其の權利者を永佃人、永佃戸又は永租人、永租戶と謂ふ。

永佃は既に用益租權の一てある。故に租其のものの性質としては永租に對する現租卽ち一般租權と同一なるも一般租權は債權にして、茲に永佃關係のものは性質上物權に類することとな

つてゐるのである。

永佃權の沿革

第二、永佃權の沿革　永佃關係の發生は之を沿革的に考ふるときは、其の多くは永佃人（永租戶）か自己の資本と勞力とを以て他人の土地を開墾したるか、又は改良したる等の事實に胚胎してゐるのか常例てある。官地、旗地、一般蒙地に甚た多く、或は內務の官莊田に亙つて永佃關係は頗る多いのてある。併し此の種の沿革を有することなく、初より永久に繼續することを條件を附することなくして、卽ち現租現佃の關係に於て事實上永佃關係の持續となり、終に一般永佃權の成立を見るに至つたものも亦頗る多いのは事實てある。

第二款　特種永佃地

特種永佃權

永佃關係の沿革的に關聯あるの土地は官莊田、隨缺地、伍田地等に最も多く、又寺廟地其他官田、書院田の如き特別沿革の公有地等にも甚た多い。元より個人の土地の上にも特別の契約に依る此の種の權利は其例に乏しからさるも、槪して以上揭けたる土地に其の例を沿革的に見ることか出來るのてある。故に玆に以上の內、一二のものに就き沿革的に之を記述することとする。

第一項　官莊田の永佃

官莊田の永佃

官莊用の沿革

第一、官莊田の種類及沿革　官莊田は其の成立の沿革には夫々の區別かあり、其の制は頗る

久しいもので、唐時代に莊田、宋時代に官莊、明時代に皇莊と稱して居つたものと其の性質を類似して居る。而して茲に官莊田と稱するのは、所謂淸朝創定の官莊を指すものである。

官莊田の種類

官有官莊の歸屬

官莊の種類には、官有各官莊と王皇の官莊の二類があり。(一)官有の莊園の組織になつてゐたものには內務府官莊、戶部官莊、禮部官莊、戶部官莊三陵莊等があつた。然るに此等の官莊田の租賦收入は專ら淸朝皇室內廷の經費に供用し、又は陵寢祭祀の所要を辨し來りたるか爲、民國肇造の際これを以て淸朝皇室の專用財產と認め、これを官有卽民國有の財產より除却し現今に於ては私有財產に編入せられて居り、別に(二)また王皇の官莊は、其の儘各王皇の私有の官莊となつてゐる。

官莊組織上の區分名稱

官莊の組織は官莊旗丁と其の所管の土地とより成り、官莊旗丁中に莊頭を置き、これに旗丁を配屬し、其の所屬の土地を旗丁又は其の租戶佃人をして耕種せしめ、莊頭は之を徵收して皇室又は各王皇に納入するものであつた。而して此等の土地か官莊に編入せらるるに至つた沿革に

官莊の沿革的種類

帶地投充官莊

就ては種々の歷史がある。(一)淸朝の興起した當時、滿洲所在の漢民にして土地を有する者か淸朝に投し、其の所有の土地を官又は勢力ある皇公に獻して以て他意なき服從を表し、官又は皇公か之を以て莊田を編成するや、卽ち自からはこれか莊頭となり其の土地を官莊所屬の旗丁

に配付してこれを耕種せしめ、若くは佃人をして小作せしめ名義上土地を擧けて之を獻し、事實上其の所有者たるの地位を持續して居つたものかある。これを帶地投充の官莊と稱して居る。此等は、清祖の綏撫に依頼したる漢人の功妙なる方策に出てたもので、當地盛京地方に至る所に其の例かあつた。以上の莊田は民地を獻上して成つたものであるか、別に官より土地を給

繩地官莊

與して出來たものかある。承領官地官莊と謂ふものかそれてある。(二)清朝入關の當時に明朝時代よりの皇莊莊田又は一般私有地の荒廢したものや、或は事に依つて官沒せられた官有の土地か頗る多かつたのを利用して、內務府官莊又は王公勳戚八旗官兵の莊田を編成したものか多かつた。其の投充者一人に付一繩地卽ち四十二畝の土地を領種せしめた、卽ち繩地人官莊と云ふ

餘地官莊

かあり、また(三)紅册地外の餘租地は、清朝の中葉までは官有地の取扱てあつたか爲、此等の土地を官地に編入して莊田を組織し、其の地元の業主又は開墾者をして耕種せしめたゝもの之を餘地官莊と稱して居つたものかあり、また(四)清朝の中葉以前、旗人の財產を保護するか爲旗

官贖官莊

人と民人間の賣買出典を禁止してあつたにも拘らす旗地を民人に出典し、之を回贖せなかつたものか頗る多かつた爲、皇室の內帑を發して之を回贖したる土地か多かつた。然るに嚮の出典を爲したる旗人かこれを回贖せないので已むなくこれを以て官莊を組織したものかある。官贖

荒地官莊

官莊と云ふのかこれてある。併し此の種の官莊は近京地方のみに限られた樣てある。(五)次には吉林方面の官有荒地の拓植の爲に官莊を組織し、旗丁をして荒地を拓かしめ莊頭をしてこれを管理せしめたものか可なりに多かつた。所謂荒地官莊かこれてある。また(六)次には入官原因の不明なる土地を以て莊田の組織に充てたもの等かある。山海關外頭等官莊と稱したものかそれてある。而して此等の官莊は單に耕作物の收護のみを以て目的とするものては無く綿靛、鹽城、蜜葦、果實、蔬菜、羽革若くは魚介等を收穫する目的を以て成つてゐるものもある。

關外頭等官莊

菜一地

官莊の徵納の區分及其の名稱

官莊はこれを其の徵收納入する所の租の物禮の異なるに依つて糧莊、銀莊に分つことか出來る。糧莊の租は大糧卽ち稗に限らす、粟、黑豆、家鴨、羊草を以て替納するものもてあるか、別に豆莊、稻田莊と名けて居るものもあり、其の他に租を納むるに當り必す銀を以てするものかある。之を銀莊と稱して居る或は綿、靛、鹽城、蜜、葦を以て官租を納め、果實蔬菜又は羽革、禽介を以てするものなどもある。或は官莊の地積に依つて整莊半莊等の區別もあり、內容は可なりに複雜てあるか茲に省略に從ふこととする。

官莊用地の種類

官莊田の土地の種類に就ては、其の官莊の種類に依つて元より同一なるを得ない。併し大體に於て糧莊は粟、豆、米の如き一般的の穀類の收獲を目的とする旱田又は水田或は蔬菜、綿、靛

を收獲すへき特別の耕地或は蜜蜂、茸、鹽城若は楔檮の如き收獲を目的とすへき山地荒場、又は其の他魚類を漁撈すへき河川の漁場等を含み、此の他に家屋敷地たるへき房園又は墳園或は菜園の如きをもこれに包括することか出來る。

官莊田の永佃戶

第二、官莊田の永佃戶　官莊は斯の如く其の沿革に於ては異なつて居るか、官莊田の耕作者は其の莊田の開墾者てあり、若くは特別なる權利の承繼者のみてある。特に投充官莊は其の類最も多い。此等は元來か其の旗丁なり其の佃人の租地とはなつてゐるか、元來か自己の開墾地を政府又は當時の有力者に獻して其の保護下に入つたと謂ふまてて土地そのものは元來か旗丁のものてあり、又は其の當時租戶の手に渡つて居つたものに在つても、當時租戶をして開墾耕種せしめたものてあつて、其の他果實園又は漁場の如き、各租戶に於て特別なる緣故と沿革とを以て租戶自から開拓したるものか主たるものてあり、各管莊田の耕種權者たる關係は一時的の貸借關係てはなく、何れも永く將來に亙るへき歷史的に沿革し來つたもののみてある。

第二項　隨缺地の永佃

隨缺地の種類及沿革

第一、隨缺地の種類及沿革　隨缺地は其の名の如く缺に隨ふの地てある。缺と云ふのは所謂官缺の意てあつて官吏たる地位其のものを謂ふのてある。彼の舊淸時代に滿缺と稱したのは滿

人を以て補任すへき官吏の地位、漢缺は漢人を任命すへき官職を指したものてある。現今同一官吏の職務の等級に繁缺、中缺、簡缺の區分を爲してゐる缺の意義も亦同一てある。而して隨缺地とは此等の官職に附屬したる土地の意てあつて、其の官吏の在職中これを使用收益し得へきものを云ふのてある。依つて其の官吏をして特別の收入を得せしめ、以て養廉の資たらしめたものてある。卽ち統然たる官地てある。而して

隨缺地の種類なり又其の多寡に就ては其の缺の屬する土地に依つて勢同一なるを得ないのみならす、其の官缺の大小に依つて區別かある。例せは金州協領四〇日、佐領四〇日、防禦三五日、驍騎校及筆帖式は三〇日と云ふか如く、又文官にも夫々の缺地か與へられてあつた。

第二、隨缺地の永佃　隨缺地は其の在缺者をして使用收益せしむるのか當初の目的てあつた、併し在缺者か耕作期の半に於て轉任交代のこともあつて、土地の利用に不便を伴ふの弊かあり、且つ元より之に專念なることは能はさるか爲、自から直接の使用を避け一般に之を租出し在缺者は金錢又は穀量を以て租料を承租人より徵收するの便利なるに如かすとして、隨缺地の殆んと全部は之を出租してあつた。この故に隨缺の租戶佃戶は、常に引續いて缺地を耕種し、久しきに亙つてこれを繼續してゐる。これか隨缺地の永租となつてゐるのてある。

隨現地の永佃

第三項　伍田地の永佃

伍田の意義及沿革

第一、伍田地の意義沿革　伍田地は、之と滿洲駐防の滿漢旗軍か其の所屬牧場を開墾耕作したる土地の由てある。旗所屬の牧馬場は、各旗毎にこれを有して居つたのを漸次耕地の擴張を來し且つ旗人家族の限なき增加は、終に牧馬場を盜墾するものを生するに至り、其の取締に困難ありたると、別に所定の牧場てあつても必すしも牧馬場たるに適せさるものかあり、又旗人か各旗混住の端を闢くに及んて、牧場の位置必すしも牧馬に便ならさるものか出來、寧ろ一般の所要に應して伍田を耕地と爲し、所得の租銀を以て旗の養馬に充つるの便なるに如かさるに想到し、結局一般に租出して開墾せしめたる官地の一てある。

伍田の永佃

第二、伍田の永佃　伍田は以上の沿革に依りて耕作せられて居り、而して此等の耕作は專ら其の租戶に依りて開墾せられた爲、此等の土地は舉けて租戶の手に委ねてゐる。而して官に於ても特に之を囘收使用の必要なき限り、其の耕種を繼續せしめて來つた爲に、茲に此等の承租人は沿革的に永く其の租關係を繼續することとなつたのてある。

第三款　永佃戶の權利及義務

第一項　官莊田永佃戶

官莊田は莊の旗丁と土地とより成り、而して莊地は旗丁をして耕種せしむるの外別に一般佃人をして耕種せしめ、又旗地、伍田の土地も亦一般旗丁をして耕種せしむるの外、佃人をして租耕せしめてゐる。而して此種の旗丁と佃人とは其の身分上に於ては區別する所かあるか、其の土地の耕種關係に於ては殆んと同一てある。

第一、莊田永租戶の權利の性質　莊田は王皇莊田又內務府莊田の何れにも所屬の莊丁と特別なる佃人を有してゐる。而して(一)莊園の旗丁は其の本來は莊園ヘ組織分子の一てあつて、沿革的に莊園と相屬する特別なる身分卽ち公法的の關係に由るものてある。併しなから清末後に及んては此の公法的の關係か殆んと有名無實となり、其の嚮に享有して居つた公法的關係は殆んと其存在の力を失ひ、特に王皇官莊若くは內務部官莊の徵收する所の租糧はこれを王皇自身の用に充て來つた沿革かあり、又新に莊田を以て王公若くは舊清室の私有莊園と決定したるか爲、莊園丁の莊田に對する關係か公法關係より一轉して、私法的永租關係に變し、唯別に莊園丁たる特別の身分取得上、莊園丁の世襲的餘習を有すと云ふに過きないものとなつてゐるのてある。而して(二)莊田の永租戶は其の身分に於ては莊田組織の旗丁てはなく、公法上の關係を有するものてはないか、莊田設置の當時に其召佃に應したる佃戶てあつて當時特に佔山戶たり、或は

佃戸となりて特に其の荘田の荒地を開きて熟地となし、若くは其の劣等地を耕して良地と爲したる等これ亦特別なる沿革的の關係を有して居る世襲の佃戸である。而して今日に於てはこれ亦荘田の歸屬か王皇の私有となつた關係上、私法上の租地關係となつてゐるのである。

荘田永佃人の權利義務

第二、荘田永佃戸の權利義務　荘田の旗丁は其の身分の得喪に特別なる規定を有して居つたものも上述の如く、旣に公法的關係と認むること能はさるに至つた。故に今日に於ては這は契約締結上の一方便たるに留まり、其の關係の內容に至つては設荘當時からの世襲佃人たる永租者と撰ふ所かないのてある。今其の沿革上より永租戸の權利義務を述ふるに當つて、二者を區別する所なく併せてこれを揭くる所以てある。

永佃人の權利

官荘永租戸の權利は(一)增租奪佃せさる保障てある。併し元より絕對的のものてはない故に地主に於て自から其の土地を耕種する場合、又は佃人に於て租料の不拂若くは租地の目的に相反する用法、或は租地荒廢等のあつた場合は例外と云はねはならぬ。次には(二)荘田承買の權利てある。荘田の沿革上永佃戸を以て最も其の關係を重しとするに出てたものてあつて、民國二年奉天都督の批示にも明かに此の先買權を認めてある。更らに(三)永佃地の分種及轉租の權利てある。永租戸は其の有する永租地を其の子孫に分割耕種せしむることか出來ると共に自己

の權利の範圍内に於て他人をして其の佃得地の轉佃を爲すことを得るのか例てある。故に永租戸は其財産を子孫に分割相續せしむる場合、莊地の分種地を財産として承繼せしむるの例は甚た多い、尙又(四)租權は任意に處分することを得へきものとなつてゐたか、元より土地其ののの授受てはなく權利の讓渡てあるか爲、其の莊頭の許可を受くるの必要かあり退頒を屆出て更名の手續を必要とする。唯淸朝時代官莊旗丁の身分に關して、特定の公法的制限もあつたか現今に於ては此の制限は私法的となり、特別の事情無き限り之を讓渡し、若くは轉租するの自由を認められてゐるのてある。次に

永佃人の義務

永田戸の義務として負ふへきものは(一)に納租の義務てある。納租の遲滯は租約解除の原因たるへきことは上述の如くてある。次に(二)土地の使用は其の土地の本來の用法に依るへきてあつて從て土地の性質を害するの用法は非違を以て目する。更らに(三)租戸は土地保存の義務を負ふ、故に善良なる注意を以て租地を管理し、苟くもこれを典に供し或は之を賣買し、若くはこれを押に出し乃至は土地の交換を行ふか如きは非違を以て目せらるへく、此の場合に於ては出租者の解約を拒否することか出來ない。

第二項　隨缺地伍田地

官莊田の永租は其の性質上私法上の永租に變遷したる沿革あることは上述の如くてあるが、爰に隨缺地又は伍田地に就ての永佃關係は依然官地に對する永租關係てある點に於て異なる所はあるか、其の永佃の關係に於ては其の沿革上大體に於て相類するものかある。而して其の永租戶の權利に於ても、また其の永租戶の義務に於ても亦大體同一てある。

隨缺地、伍田地の永佃人

隨缺地伍田地の外に各項の充公地卽ち沒收地又は其の他の官地を佃人に租出して居り自然に永租的關係を生して居るものかある。此等の永佃戶の權利關係も亦大要右と大同小異てある。唯其の一時的租出卽ち現田と名くるものの如きは所謂債權關係に在りて自から區別せらるへきてある。

第四款　永佃關係の終了及永佃の期間

永佃關係の終了

永佃も亦普通の租地と同しく目的物體の消滅公用徵收若くは官設あるときは租契約の終了を來すへく、而して其の特別なる終了の原因は、佃戶か租の不納、目的外の使用又は土地保存の義務に違背し、特に其の土地を出典出押するが如き非違を原因とする地主の撤地退佃の請求に依り佃權は玆に消滅すへきてある。

永佃の期間に就ては現今の法令に於ては之を制限したる法文は無い。故に今若し期間の上よ

永佃期間　り永佃なるや否やを決せんとは一般契約當時の事情を案してこれを定むるの外はないのてある。此の故に嘗て判例にも此の判別に關し、當事者か永佃權設定の當時、既に永遠に繼續せしむへしと定めたるものに在りては突然永佃の解約を請求し、又は永佃期間の短縮を請求するは法律上の根據なきを以て其の請求を正當と認むることを得さる旨を明にしてある。

第六節　地役權

第一款　地役權の意義及性質

地役權の意義　**第一、地役權の意義**　地役權は設定行爲を以て定めたる適法の目的に從ひ、他人の土地を自己の便益に供する權利てある。而して此の種の權利は支那法上新に發生したる權利ては無く從來事實上存在したる權利の一部に對し、新なる名稱を以てこれか觀念を呼稱したるものてある。故に民律草案に「地役權者は設定行爲を以て定むる所の目的に依り他人の土地を自己の土地の便益の用に供することを得」とあるのは、若し將來同草案か實際に行はるる場合に新に之を物權として制定するのてはなく、從來の權利に特別に物權としての稱呼を定めたるものと見るへきてあらう。現在大理院の判例にも通行地役に關し「自己の土地の利益に供する爲自己の

土地より他人の土地に通行するの權利なり」と解釋したり、又現在に地役權の登記を行ふてゐるのに想到すれは、地役權は在來の權利の一として現在法上の一物權として認められて居ることは明了と謂はねはならぬ。

地役權の性質

第二、地役權の性質　自己の土地の便益の爲に他人の土地を使用制限することは或は法定に因る場合と又設定に因る場合との二かある。然るに法定に依り他人の所有權に制限を與ふるものは所謂所有權の限界とし論せらるるものてあり、茲に設定行爲に依るものは地役權として論せらるるのてある。

地役權か土地の上に行はるるの點は地上權、永佃權等と同一てあり、性質上用益租權の一てある。

第二款　地役權の設定及ひ其の效果

地役權の設定

第一、地役權の設定　地役權は既に他人の土地の所有權に對する制限てある。而して當事者の設定する權利てある以上地主の承諾を得ることを必要とすることは判例の示す所てある。通常地役權の設定せらるるものには元より各種の場合かあり、其の契約に依るものは協定に由るも、別に時效に由て取得するものもある。例せは家産(重に土地)分割の際、一部他人の所屬の

部分に對し、通行權を設定するか如きは前者の例てあり、又農耕地の肥料搬人の爲他人の土地を通行するものの如きは後者の例てある。此の外水利を得るか爲に他人の土地を通過せしめ、若くは低地の水を排洩するか爲に隣地を利用するか如きは通常の例てある。

地役權の效果

第二、 地役權の效果　地役權は既に他人の權利に從屬して居る權利てある。故に要役地の所有權に移轉あるときはこれを附隨して移轉すへきを原則とする。併し要役權は之れか爲に生する承役者の損害に對しては、これか賠償の責あることを免るへからさるものとなつてゐる。

第七節　擔保物權總說

第一款　擔保物權の意義及性質

擔保物權の意義

他の債權の擔保として設定せられたる物權を擔保物權と稱する。故に擔保物權には主たる債權の存在とこれを擔保すへき物其のものの存在を必要とする。民律草案に依れは擔保物權は法律の特別なる規定に依りてのみ始めて存在するものとなつて居る。現在の慣習上これに屬すへき權利としては抵押權、土地債務並に質權てある。

擔保物

擔保に供せらるへき物に就ては唯其の債務に充當し得へき物たれは足る。故に自己のものたると他人のものたるとを論せす、又は共有のものたるとを論せない。若し他人のものたる場合

又は共有のものたる場合には其の所有者の承諾を證明するを要する。

擔保物と主たる債權との關係に就ては擔保と辨濟とを混同するを許さぬ。卽ち擔保の消滅又は其の取消は債權其のものに及ふことは全然あり得さるか故てある。

擔保物權中不動産に對するものは特別の慣習あるものの外、文書を以て契約を明かにすることを要するものとなつて居り、且つ契稅の負擔かあつて一定の契紙を使用すへきものとなつてゐる。所謂要式の契約てある。

第二款　擔保物權の效力

擔保物權の效力

擔保物權の共通の效力としては(一)に擔保物權の行使權を生する。卽ち債務者の不履行あるとき債權者は擔保物件を變賣して債務に充當し得へく、若し其の變賣の價格にして債權額に對して不足あるときは別に債務者をしてこれを補償せしむへく、何れの場合に於ても他人に優先するの權利を有する。次に(二)債權者は其の擔保物權設定の儘其の主債權を他人に讓渡することを得ると共に、債務者も亦其の擔保關係の附帶の儘擔保物を他人に讓渡することを得る。而して(三)債權者は債務者に不履行あるとき擔保物を直ちに債權に充當せしめ、若くは債務者か任意の高價を以て債務に充當すへきことを互に强要することを得さるへきことは、一々判例の

示す所である。

第八節　抵押權

第一款　抵押の意義及性質

抵押の意義

第一、抵押の意義　押の文字はまた壓に作り、一定の物體を壓下して移動し易からさらしむるにあり、抵はこれに充當せしむるの意であつて抵押の意義は寧ろ押に在る。而して押の法律上の意義としては一定の財産を指定し置き金錢を借り受け、他日其の借受金を返還すへく又は之に代へて該指定財産を貸主に交付し、其の占有用益權を與ふへきことを約するに在る。これを指産借錢と謂ひ、また其の物體の異なれるに依りて指地借錢、指房借錢、指物借錢等とも稱し其の金錢の貸主を押主又は錢主と謂ひ、借主を原主又は出押的等と謂ふ。

抵押權の性質

第二、抵押權の性質　抵押は一定の財産を指定し、他日債務の不履行の際其の指定財産の用益權を錢主に與ふるに在るか故に、抵押には主たる債權の存在とこれに充當すへき擔保物のあることを必要とする。而して此の指定財産の引渡は債務者の辦濟に代るのみならす、抵押の債權者は此の指定財産の上に追及的の擔保權を有する。故に、抵押權は所謂物權的の性質を有するものたるや見るへきてある。

擔保物引渡の效果

抵押の主たる債務の履行に際し、指定財産を引渡したる後に於ける錢主と借主との關係は、典(質)の關係を發生する場合か多い。故に學者は抵押は借主に於て義務を履行せさるとき指定不動產の引渡に依りて典に變するか故に押は債務の不履行を條件としたる典てあるとの見解を下して居るものかある。これは其の結果から論したものてあるか、併しなから此の場合に於ける押の債務者は金錢を以て返還するも指定不動產の引渡を爲すも、債務者の撰擇は自由てある、適々指定不動產の用益權を押の錢主に移すに依つて押の義務を免るゝ場合には所謂る債務の履行てあつて、その效果として押は玆に消滅し其の後に新に從前の錢主か典主となり、押の借主か原主たる新なる典の關係を發生するに至つたものて、因果關係からは押か典に變したりと謂ひ得きも、法理上からは、押か典に變したるものと見るへきてはないと解するのは穩當てあらう。

抵押權と典契

以上は通常の押に就ての論議てあるか、押の內には押の契稅を避くる爲押を裝ふも其の實は典を行ふ所謂押の巧典と又押の契約の際初より典契を作成してあるものかある。此等は初より押てはなくして典を行ふものてある。殊に押の初に典契を立つるものの如きは押の期限に至り金錢の返還を爲さるるときは直ちに指定不動產を引渡して貸主の使用收益に委ね、再ひ典契を作製することなく直ちに典契約を爲すへしとの豫約に出てたるものてあつて、明かに債務者の

不履行を條件としたる典契約であると見るべきであらう。多數の押契約中には斯の種のものを見ることが出來るが、併しこれは特異のもので押本來の性質ではない、即ち初より典契約であると見るのは寧ろ穩當であらう。故に單に押と稱するものの内には此の種の區別あることを注意し混同することなきを要する。

第二款　抵押の契約

抵押契約の成立

第一、抵押契約の成立　押は一定の不動產を指定して他日債務不履行のとき其の指定不動產の用益權を相手方に與ふべき條件を附して爲したる金錢の貸借關係であつて、新民律草案に占有を移轉せすして不動產を擔保に供したるもの云々に該當したものである。故に押契約は借主か一定の不動產を指定し、貸主より金錢を受領するに依りて成立する。而して通常押契約に際し押契を作成するの例となつてゐる。民律草案に依れは總て立契を必要とするの方針である。現在判例に於て一般物權の設定には立契を必要とすと說き、倘押權設定に就てもこれを要件として說明せられてゐる。併しなから現在に於ては證明上必要あるを見るも法律上必須條件ではあるまい。

抵押の當事者

第二、押の當事者　押の借主は他日若し主たる債務の不履行の場合には、金錢の支拂に代へ

指定不動產を相手方に引渡し、其の用益に任せさるへかゝさる責任を有する、故に押主たるものは他日其の不動產の引渡を現實に爲し得へき權利者たるを要する。故に土地家屋の所有者は押主たり得ると共に他人の土地の典得者も亦押主たるを得へく、又永佃權者も亦押主たるを得へきてあると共にまた承諾を得れは他人の不動產に就ても抵押の當事者と爲ることを得る。

第三款　抵押の文契及其の期間

抵押の文契

第一、押の文契　押の契約に際し立つる所の文契を通常押帖と稱してゐる。蓋し典又は賣には典契又は賣契を立て所謂文契と稱するに對して、押には帖字を用ふるのは、押は單に債務不履行の際に引渡すへき財產を指定する丈けてあつて、實際財產の引渡かなく、これに對して典なり賣なりは事實上其の物體の引渡を爲すものて、權利の關係か直接てあり且つ重要てあるか爲押に比して總ての取扱か嚴重てあつたのみならす、典賣は別に契稅を徴して居つた關係上、其の文契か注意して取扱はれ、加之典賣後の租稅の徴收の關係もあり、當時これか登記手續も嚴重に取扱はれ來つた譯てある。然るに押に至つては多くは一時的の金錢貸借關係に過きないのて、從つて文契の如きも典賣等に比較すれは割合多く注意せられて居らなかつたのてあつた。故に典賣契に契を立るに對して押には押帖を立つるに過きないのてある。而して帖とは一般に

「書付け」と云ふ位の程度に過きない。

押は其の性質上借主か金錢を以て押價の返濟を爲さなかつた際、其の指定財產の引渡を爲すときは押は玆に滅消するも新に典關係の發生を見ることかあり。若し又豫定の如く金錢の返濟を爲したるときは押關係は全く終了し去るものもあり、當事者又は契約當時の事情等に依りて單純ならさるものかある。從つて押の契約に際し立つる所の文契も其の場合に依りて多少複雜なるものかある。元來押に押帖を立つるは一般の原則であるか、從前の慣行上或は之を立てす若くは典契を立つるものもあつた。故に左に其の一、二を敍述する。

押帖及其の種類

一、押契を立つるもの　押の契約に際し立つる所の文契は通常、押帖(又は壓帖に作る)借帖缺帖又は指地借帖、指房借帖、指產借帖等と稱してゐる。或は憑帖と稱して居るものも甚た多い。

押帖の記載すへき事項は、主たる債務と共に押に依りて指定せられたる財產を表示し、且つ債務の辨濟を爲ささるときは其の指定財產の使用收益權を貸主に與ふへき旨を明にするにある。

老契の交付

二、老契を交付するもの　押契約の際特に押帖を立てすして其の土地に關する老契を貸主に交付し以て押帖に代ゆるものかある。蓋し老契は其の土地の來歷を證明すへき所謂原權證明の

爲に必要なるか爲、其の指定財產の處分を間接に制限することとなつて、押權の保護を爲し得るか爲てある。此の老契を押主に交付して金錢の貸借を爲すことは恰も老契其のものの抵當てあるかの如く見ゆる。故に老契を交付する押は、證書に對する貸出してあると解して居る向かある併し老契其のものは一片紙に過きない。其の信用は其の老契の上に記されたる財產の處分制限に在り、其の處分制限は押の物體の處分を制限するものてある。故に押主か老契の交付にして金錢の交付を爲したのは實は其の老契に記されたる財產に對しての信用から貸出したものて、結局押主は其の財產を押住して卽ちこれに對して貸出したものてあると云ひ得る。押契を立てす老契の交付のみを以て押の取引を爲したりとて押の性質は毫も動搖するものに非すと解するのか實際上穩當の見解てあると信する。尙又斯の如く老契のみの交付を以てする押の取引は時に小面倒なる見解上の爭を生するの處かある。故に極めて昵懇者の間なとに行はるるのみて、一般に廣く行はるる慣習てはない。

無契の押

三、全く立契を爲さざるもの　立契の有無に依りて押の性質を變するものてはない。故に立契すると否とは當事者の自由てあるか爲、全く立契せすして押の成立し得へきは當然てある。併し極めて近親なるものの間に行はるるものを除いては立契又は憑帖の交付なくして行はるる

押は少ない、のみならす現今に於ては無契の押契約は殆んと無い。

典契を立つる押

四、典契を立つるもの　押契約の際押帖を立てすして典契を立てるものかある。此は押の貸金不拂の際、貸主は其の押の目的物を自己の占有に移した際從前の押は茲に一變して新に典關係を發生するか故に、寧ろ其の際に契約の更新を爲さんよりは初より典契を作成し置くに如かすとするの意義から來て居る慣習てある。併し押の初より典契を立つることは事實に違背するか故に此の場合の典契は押契約の一年後の日附とするものか多い。這は多く此の種の契約は押契約か期限を一年とするもの多く、從て此の典契には押の貸金に一箇年の利子を積算したるものを典價として記載し之を貸主に交付するものか多い。此の典契は押契約の當時に於ては日附の關係上甚た明瞭てはあるか、一年後に至れは其の契約か果して典てあるか、又は依然押てあるかに就て往々にして不明の點を生することかある。此の場合に於ては單に文書の上から之を考察することは困難てある。惟ふに此の際に於ける問題は押の物體か、借主の手に在るか又は貸主の手に在るかの點に依りて決するのみてある。概して其の物體か押の借主の手に在る場合には押の目的物は指定の儘てあり、從て依然押の姿勢に在るものと見るへきてあるか、其の物體か貸主の手に移つた場合には押は既に典に變して居るものと見るか穩當てある。唯この際注意す

へきは、典の内には地主か其の土地を出典しなから、典主と協議の上更らに其の出典地を租回して耕種なり使用なりを續けて居るものかあることてある。所謂出租租回の典てある此の種の典は、其の物體は出典者の手に在るも、元より特別なる契約に由ることてあり、彼是混同すへきてはない。唯多く此の種のものは押契なり典契なりに其の旨を註記して居るものか多いか要は事實上の問題てある。

第二、押の期限　押の期間は押契約の時より借主か其の借受けたる金錢を辨濟し、若くはこれに代へて指定財產を押の錢主に引渡を爲したるまての間を謂ふ。此の期間は通常は十箇月乃至一年位のものを多しとしてゐ　。併し別に制限あるものに非さるを以て其の借受者の信用又は貸主との關係乃至は金額の多寡等の爲、二年乃至は三年に及ふものも多いのてある。改正民律の草案にも之に對しては特定の期間を示してない。要は主たる債權關係の長短に依りて定まるへきてある。

第四款　抵押の物體及抵押價格

第一、押の物體　押の物體は押主に於て其の借受金を仕拂ふか、又はこれを仕拂はすして其の物體を貸主に使用せしむるを以て仕拂に代ゆることを得るものてある。故に押の當事者卽ち

借主は必す其の物體を引渡し得へき權利者たるへきを要することは前に記述した所てあるか、これと同時に(一)押の物體となるへき財産は必す借主に於て完全に引渡しを爲し、押主をして使用收益を爲さしめ得へきものたらしめさるへからさるは當然の論決と云ふへきてある。故に自己の所有たる土地又は建物の如きは押の物體たるを得へきは元より(二)其出租中のものと雖亦これを出押することを得へきてある。但し此の場合に於て借主より租戶に通知を爲すことを必要とすへきは之よりてある。之を對田喫租の押と稱してゐる。而して若し此の押にして典に變したる場合には、租戶は爾後新なる典主の爲に代理占有を爲すものとなるへきてある。而して更らに(三)他人の土地と雖、其の承諾あるときは押の物體と爲すことを得へきは元よりてある。

押價

第二、押價及利息　押價とは押契約の際押の貸主より出押者に貸與する所の金錢てあつて押の物體に依り擔保せらるる主たる債權額てある。而して押價は一般には金錢てある場合か多いか穀類を以てする場合も可なりに多い。或は穀類を金錢に見積るものもあるか穀類其の儘を押價に供するものも少くはない。

押價と典價の割合

押價は概して典價に比して遙かに少額てある。通常典價は價額に比して七、八割のものか多いか押價は五割、四割乃至三割位か最も多い。普通の場合には押價は押主の貸金を其の儘に記載

するか、押契約の際典契を立てるものに在つては、貸金に其の押期間の利子を算入したものを載せてゐるものが多い。

押價と利息

押は不動産を擔保とする貸金である。故に通常利息の支拂あるへきを例とする。而して其の利息は月利三分を限りとするの例ありたるも、實際に於ては各當事者の定むる所に依りて定まり月利三分、四分(百分の三、四)なるか最も多く、其の利息も亦元押價と同しく金錢を以てするものと又は穀類を以てするものとある。

第五款　押契約の效果

抵押契約の效果

押契約の效果として押の貸主の有すへき權利の主なるものは、押價の利子返濟の請求、指定不動産の引渡請求及轉押の權利てある。

押價竝利子の請求

第一、押價竝利子の請求　押の貸主は押の借主に對して金錢の貸付を爲してゐるのてある以上は、其の主たる貸金竝にこれより生する利息に就て、借主の支拂を請求することを得へきは勿論てある。故に主たる債務の辨濟せられさるか又は指定財産の引渡なき限り、元金及利子の請求權は繼續すへく、又利子の支拂の繼續してゐる間は、押の期限の經過したる場合と雖押は依然繼續すへきてある。

指定不動産引渡請求

第二、指定不動産引渡の請求　押は一定期間を經過し借主に於て尙元債務金額の返濟を爲ささるときは、押の貸主はこれに對して其の指定不動産の引渡を爲すことを得へきは當然てある。而して此の場合借主は之に對して元金の返濟を爲すことを得へく、又は指定財産を引渡して其の直接の辨濟に充つることを得る。唯此の際、押の借主は押價の元金返濟を爲すも指定地の引渡を爲すも任意なる撰擇權を有するか故に、貸主か自由に其の撰擇に依り元金の返還を請求し、若くは指定財産の引渡を任意に撰擇請求すること能はさるの理てある。卽ち貸主か其の指定財産の請求をなすのは必す押の支拂期限の經過後に於て纔めて之を爲し得るものと解するか穩當てあらう。併し實際に於て利子の滯納なき限り指定財産の引渡を請求することか稀てある。

轉押

第三、轉押

轉押の意義

一、轉押の意義　押主は自己の押權者たる資格を利用して、他人より金錢の融通を受くる場合かある。卽ち次に擧けたる押權の讓渡と轉押とかそれてある。而して茲に轉押とは他人の不動産を指定して貸付を爲したる押權者か更らに其の財産を指定財産として他人より金錢の融通を受くる場合を謂ふのてある。

轉押の時期

二、轉押の時期　押は指定不動産の引渡を爲さすして債權の擔保に供せらるへき契約てある

故に轉押の時期は、其の指定財產か第一押貸主の手に移轉せさる以前なるへきか特性てあらねはならぬ。蓋し第一押の指產財產か既に錢主の手に移つた場合には、通常の場合に押は既に其の性質を變して居り、多くは典の關係となつてゐるからてある。故に此の場合の押は轉押卽ち第二押てはなく全く新なる押と認めねはならぬからてある。

轉押の方法

三、轉押の方法　轉典の通常の方法は原借主、原貸主及新貸主の三面の合議に依るへきてあるか、此の場合に於て原貸主は原借主の承諾を得ることを要すへきを一般としてゐる。併しこれは絕對的のものとはなつてゐない。

轉押の際轉押帖を立つることかあるか、又單に新押主に舊押帖を轉交するのみのものもある。併し初め押契約の際典契を立てて居る押に在りては典契を立ててゐるものかあるか一般に轉押には轉押帖を立つるものか多い。

轉押の效果

轉押の效果　轉押の效果は恰も轉典の效果と相類似して居る。唯轉押の期限竝に轉押價は原押に比へて延長又は短縮し若くは增額することは第一押主に於て爲し得へきてあるか、併し此の場合には轉典の際原典價より高額の轉典價を定めたる場合に轉典の出典者卽ち第一典主は典價超過に關する全般の責任を負ふへきものと爲つてゐるのと同一に、自己の押價を超過したる

押價を以て出押したる第一押主は、これに關する全般の責任を負ふへきことは當然と謂ふへきてある。更らに別に一の問題となるのは。

押の借主は其の負擔する借受金を返還するも、又は指定してある不動産を引渡すのも辨濟として撰擇の自由かある。故に第一押の借主は支障なく此の撰擇權を行使することを得へきてあるか、併し第二押の借主は第一押の借主の撰擇權を有する指定不動産を目的物とする出押てあるか爲、第二押の借主の辨濟方法は常に第一押の借主の撰擇權の影響を受くへきてある。故に轉押の借主の有する撰擇權は第一押の借主の有する撰擇權の支配を受くるものとなり了るへき點に著しき差異あるを見るのてある。

第六款　押の終了

押の終了

押の契約は主たる債權の存在することと、其の債務不履行の場合に引渡すへき指定不動産との關係を要素として成立してゐる權利關係てある。故に此の二つの關係の内其の一を缺くに至れは押の權利關係は其の存立の基礎を失ふに至るへきの理てある。

押の終了原因

故に(一)主たる債權か一般債權の消滅原因たるへき權利の拋棄、混同又は免除、辨濟等に依りて消滅するときは押は即ち之に依りて終了すへく、(二)若し又指定不動産か土地てある場合に水沖砂壓即ち河床となり海

灘に入り、或は地盤陷沒して又用を爲さざる等の事由を生し、或は指定不動產か家屋てある場合に燒失に歸するか如きことあれは、其の事柄の故意に出て又他人の不正に出て乃至は全く天災に出てたる場合とを問はす、押は爲に終了に歸する。

押の主債權消滅すれは押は全く終了し去るへきも、若し指定不動產の滅失に依りて押の終了を來したる場合には主たる債權は如何に歸結すへきやの問題は頗る重要なる論題として殘るのてある。これに就ては一般に天意說をとつてゐる卽ち斯の如きは天意に因るものてある、故に借主は指定の財產を失ひ、貸主の貸付たる金錢を失ひ兩者は互に要求する所なかるへしと云ふに在るのてある。併し從來の此の慣習は理論上に於ても又實際上に於ても將來亦果して斯の如くなるを得へきかは更らに問題てあらう。

第八款　抵押の巧典及重押

巧典及其の由來

第一、押の巧典　押の巧典とは押の名に於て典の實を行ふものの謂てある。此は前淸時代に一時的の金融に過ぎざる所の押には契稅の負擔かなかつたので押契約の借主か金錢の返還を爲さす、土地建物の引渡に依りて押か典契約の內容を有する場合かあつても別に典契約の手續をも爲さす、契稅の負擔もせす押の文契を其の儘にして事實典の效果を生せしめたものなとも多

かつたので、或は表面は押と稱して其の實は典であつたり、又は初より典の名を避けて押と稱したりしてゐたものもあつて內容には多くの曖昧なるものも含包せられて居つたのである。併し當今に於ては此の弊は少くなつてゐる樣である。唯多少年所を經たるものには、此の關係の明瞭ならさるものも少くはない。

押と押の巧典との區別

押と押の巧典卽ち典とは、次の如き標準に於て大樣區別することは出來る。卽ち(一)は利子の負擔てある。典の借主は利子を負ふことなきに反し押の借主は利子を支拂ふか例てある。(二)典は典主に於て同物物體を占有するを原則とするに反し押の貸主は指定不動產を占有することなし。(三)典主は其の物體を使用收益するか爲、通常其の不動產の租稅を負ふか例てある。故に押の契約書中に「錢糧隨地見納」等の字樣を戴せて特に押の貸主をして租稅の負擔を爲さしめあるものの如きは多くの場合に於ては押を名とする典てあるものか多い。(四)典は槪して長期てある。現今法に於ては十年以上の典期限を新に附するものかないか、牲質上に於ては長期てあるに反して押は一年以上のものか稀れてある。又(五)典は常に囘贖の請求に應すへきか一般てあるに反し、押には單に貸金の返還あるのみ。故に若し押契約にして「錢到囘贖」の如き字樣を用ゆるものは槪して典の實質を有するものか多い。

以上は主として典の沿革より見てこれを區分したるものではあるか、現今の法例上必すしもこれと同一なりと限定すへきものではないか、注意すへき區別とせねはならぬ。

押の巧典あると共に租にも巧典あることは旣說したる所の如くてある彼此參照を要する。

重押の意義及轉押との區別

第二、重押 重押とは一指定財產に對する二以上の押關係てあつて、上段に揭けたる轉押と似て而して非なるものてある。卽ち指定財產を二つの押に關係せしむる點は二者共に同一てあるか、轉押は第一押の指定したる其の指定の權利其のものを條件的に指定の物體としてゐるか重押に在りては同一不動產を異なれる二以上の押契約の指定財產とするものてある。故に轉押は押の上押にを重ねるのて立體的てあるに反し、重押は一の指定物を二以上の擔保に供するに在つて平面的てある。又轉押は重立てあり重押は並立てある點に差異かある。

重押の貸主は複數てあるか爲、勢ひ權利競合の問題を生する。此の場合に於ける權利の前後は其の設定の前後に依るの外無かるへく、同時に契約せられたる重押に在りては理論上優劣なきものと云ふの外はあるまい。寧ろ事實上の問題たるへきてある。

第九節　質權總說

質權總說

第一款　質權の意義及類別

質權の意義及類別

質權の意義及内容は其の呼稱の統一せさると共に多少沿革的に相一致せさる點あるか故に、次に先つ其の呼稱に就て少しく記述する所あらんとす。

第一項　質及典當の異同

質及典當の異同

質權の呼稱

第一、質權の呼稱　質權は從來典當權と稱せられ其の内容は殆んと同一てあつた。而して典當權と云ふ語は一口に言ふときは典と當とを混異同稱したものてあつて、或は之を典質とも謂ふ。奉天省又は吉林省等に於ける登記法に典質權としてあつたのはそれてある。奉天登記法にはこれを質權と改めたるも、而かも又一方には之を當質と稱してゐる例もある。併しなから典と當とは其の實體に於ては明かに區別せられてゐるものもあるか、其の性質に於ては相一致してゐる。これか爲、二者は沿革的に又は地方的に混同せられてゐる場合か多い。其の詳細は後に述ふる所に讓るか、要するに典と謂ひ、當と謂ひ、質と謂ふも共に一定の金錢の融通を受け之に對して一定の物件即ち動産不動産を錢主に交付して其の占有に委ね、他日其の融通金額と同

格なる金錢を錢主に返還し、其の義の提供物件を回收することが出來る契約であつて、兩者は其の性質に於ては全く同一である。

典當の異同及混同

第二、典當の異同及混用　典當の區別は後に質權の内容を說くに當つて明了となるが、概括して言はは典當は其の性質に於て相類するか爲、兩者は同一に解せられてゐるのは事實てあつた。現在兩者の區別は典は其の目的物體を不動產に限定し、當は其の物體を動產と解してゐるものかある。併しなから遡つて之を見れは婢女を典の目的物と爲し、田畑を以て當の物體と爲す等、兩者は正に混同と謂はんよりは寧ろ無差別の狀態に於て用ゐられてあつた。而して更に不動產の典に就ても亦此の種の混同かある。

典の名稱に就ても同一不動產を目的物體と爲しなから、錦州より新民府、開原より鐵嶺方面又は昌圖の一部、或は少しく離れて奉天省內海龍府方面にかけては不動產の典を當と稱んてゐる。其の原因は直隷方面の不動產質を當と呼稱する地方的の異同に依るものと思惟せらるるか、其の他は概して典と稱してゐる。

典當權の稱呼

第三、典當權の稱呼　典は不動產に關する質權であり、當は動產に關する質權であることは上述の如くである。然るに如上の沿革と理由とに依り此の兩者を合した典當權の名稱は相當

に古い字樣てあるか、近くは民國四年清理不動産辨法に於て典當と併稱したる一種の複合名詞は、恰も此の不動産質權と相類するものてあつて。而して典は從來の慣習に依るの外如上の清理不動産典當辨法の支配を受くることとなつたのてある。而して從て同一不動產を目的物とする遼西地方の當と云ふ法律行爲の如きも、これまた上記の法規に依り典と同しく典當辨法の支配の下に置かるるのは當然てあると共に、從前動產を目的物體とする當の關係は不動産を物體とする典當辨法より分離して取扱つて居るとは雖、而かも其の呼稱に至つては此の當營業者を取締るへき章程を取締典當營業章程と稱して、之を奉吉兩省に施行してゐるのから見れは一般典當の內には當然不動產質と動產質とを含むものと解し得らるへきは必然てある。此の故に吉林省に於て典を典質權として登記し、奉天省は民國七年に之を質權と改めたりとは雖、而かも一般の呼稱としては今尙ほ典當の字樣を一般の用語としてゐることか明てある。故に若し茲に典と當との混用と又その兩者を混用したる綜合的觀念として取扱ふ上には寧ろ彼此複合して典當權と稱して置く方か却て妥當てあることを信し得るのてある。民國十年の判例中にも質の目的物を典當物と稱してゐるか如きは制度慣習の上より最も穩當なる術語と謂ふへきてあらう。

第二項　質權の分類

質權の分類

質權と典との關係は上述の如くてあつて、而して從來の典權を現在不動產質權として取扱ひ、今現に登記法の施行に依つて吉林、奉天地方に行はれてはゐるか、動產質に關しては今尙ほ典當の稱に從つて居る。併しなから既に從來公にせられたる審判廳又は大理院等の解釋判例等に照せは、動產の典當に關しては質權の名稱を以て取扱つて居るので、現在に於ては他の取締法其の他に於て當の字樣を用ゐて居るとは雖、徒らに此等の稱呼に拘束せらるることなく、併せて之を質權の一類と看做すを穩當とすへきてある。然らは質權はこれを一般の類別に任せ不動產質及動產質の二類とすることか寧ろ相當とすへきてあらうと思ふ。卽ち本書は此の意に於て質權と典當權との關係及類別を取扱ふこととしたのである。

不動產質

第二款　不動產質權典

不動產質を典として說述する理由

第一項　不動產質を茲に典として說述する理由

不動產質權は不動產を物體とする擔保債權の一てあこるは既に記述した所の如くてある。而して茲に質權と稱するは從來の典又は當若くは典質或は典當の字樣を以て表示せられ來つたものと其の意義及性質に於て全然同一てあることも、沿革的に記述した所の如くてあり、尙又後に論述する所の如くてある。然るに茲に質權中不動產に關するものは之を登記法又は審判廳の

判詞等に於て質權と稱して居るの事實かあり、茲に民法の大體を講するに當つても寧ろ此等の事實に依つて典當の稱呼を廢し、質權の名稱を用ゐることか彼此便宜なるへきを思ふ。併しなから又一面實際の事情に照すに典當の字樣は一般に行はれて居り、一般の風俗なり慣行なりの上からもこれを文契其の他の對照研究の上からも實際に於ては不動產質の取扱上之れを典と稱し事實上動產質の取扱上之を當と稱した方か、現實に其の觀念を捕ふるに近いものかある。依て茲に分類上質權を不動產質權及動產質權の二に分ち、更らに其の分類の下に於て不動產質權の題下に典の字樣を以て說明し、動產質權の題下に「當」の字樣を用ゐて說述することとする名稱上の統一には多少適一を缺くの恐はあるか、過渡期に於ける事象をして洵に巳むを得さるに出てたるものてある。

第二項　典の意義及其の沿革

典の意義

第一、典の意義　典の意義は前段に說いた處の如く他人より一定の金錢の融通を受け他日其の金錢を返還するまて一定の土地建物を使用收益せしむるの法律行爲てある。而して典の金錢の融通者を典主と謂ひ、現業主又は錢主と謂ひ其の融通を受けたる土地建物の提供者を原主、地主、原業主と謂ひ又其の典契約の締結を原主側より典給、典出と謂ひ、典主側より典得、接

典、受典又は典到等と謂ひ更らに又當初融通を受けたる金錢を返還して其の出典地を回收するのを回贖又は贖回と稱してゐる。

第三項　典の沿革

典の沿革

典の法的慣習は其の由來する處頗る古く、漢代既に盛に行はれたる法律行爲てあつたことは臨時臺灣舊慣調査會の報告に其の文契を載せてあるにも徵することか出來る。前にも述へた處の如く當時は動產たると不動產たるとに別は無かつたことも立證せられてゐる。

典は其の初め債權の擔保的の意味に於て發達したるものてあつるか、又は典得地を使用收益するの意味に於て發達を見るに至つたものてあるかに就ては、學者に依つて論議かある樣てあるか、これは典の一般的研究を試みたる後に於て記述するのか讀者の諒解を得るに便宜てあると思はるる計りてなく、論議上に於ても亦好都合と思惟するか故に、茲には暫く之を論するのを避けて專ら典の發達の階梯を記述することとする。

第一目　典權發達の由來

典權發達の由來

典の發達は支邦に於ける不動產權中主要なる位置に達せしめてゐる。而して典をして斯の如くに著しき發達を遂けしむるに至つたに就ては多くの原因を有することてはあるか、其の最も

主要なるものは爲政上の仁義主義と徵稅上の便宜主義と更らに經濟上の實利主義の三に起因してゐる。

爲政上の仁義主意

第一、爲政上の仁義主義　爲政上の仁義主義と云ふ其の（一）は土地兼併を防遏することか第一因となつてゐる。此の政策は典の制度を發達せしむるに最も好都合てあつた。それは富者か貧窮者の土地を兼併するのは主として買得行爲てある。然るに典は土地の使用收益權を典主に移すも土地所有の名義は依然地主に屬するか爲、土地所有者の名義に移動を見ない點に於て表面上典主は土地兼併の非難を避け得るの利益かある。故に土地兼併防止に關する仁義主義の掣肘を受くることか少かつたのか好都合てあつたからてある。更らに仁義主義の第（二）は父產保存の孝名主義てある。子は父祖傳來の地を出賣するを以て耻とする所謂孝名を存するか爲に其の土地を賣却するとの名を避け之を典出するの例か頗る多くなつて來たのてあつた。而かも他日之を受戾すことを得るか故に父產を賣るに比して其の名に於て處分の程度の輕いものと謂ひ得る名分上の利益かあらてある。

徵稅上の便宜主義

第二、徵稅上の便宜主義　徵稅上の便宜主義から典の制度か勢ひ發達するの情勢に置かれてあつた。其の（一）稅として見るへきは凡そ何れの國又何れの時代に於ても徵稅上の便宜は勢ひ

財主を保護するの結果に陥るのは常例てある。即ち土地を出典するの事情に在る地主は大體に於て納稅成績の良好なる筈かない。此の故に貧窮にして土地の利用者に非さる地主をして納稅せしめんよりは富有にして土地の利用者たる典主をして納稅せしむるの利なるに如かさるか爲、常に典主をして地主の名に於て納入せしむるの慣例を生したるは其の(一)因てあり、又第(二)には典主を保護するは財主を保護するの所以てあつて、財主を保護するか聽て納稅成績を擧くるに必要てあつた計りて無く、總有る官治行政の補助事務として缺くへからさる事情かあつたことも其の因を爲してゐる。更らに又第(三)因として典契の契稅率は賣契の契稅率よりは小額てあつたことも一つてあつて、賣地行爲を典と假稱して契稅の差額を利益せんとするの非違を爲すの例も少くはなかつた。此の外に更らに大なる原因を爲したものは

經濟上の實利主義

第三、經濟上の實利主義 てあつた。其の(一)は滿洲に最も深い關係のあつた旗民不交産の禁例の影響てある。前淸の中葉以前には淸朝股肱の旗人を保護するのと軍餉調達の方便の爲、旗人の所有地は之を民人に賣却することを禁してあつた。併しなから民人の富有なるものは進んて土地を得るの手段として故らに所有の名を得ることを避け、典の名に於て其の土地の使用收益の實權を把持することを怠らなかつた。之れか爲に典の名に於て買得の實を行ふものか甚

た多かつた、且つ又當時(二)換地方法に依る土地の典賣か行はれて居つた即ち當時旗人の土地と雖菜園、房園、墳園の三類は自由の賣買を許してあつた爲、三園の名に於て土地を賣るものや又は典出するものか多かつた。又(三)寺廟の土地は特に官許なき限り之を賣却することは出來ない事となつて居つた。併しなから他日取戻しの出來ると云ふ名義の下に土地を典に出すことか通例として多かつた。

凡そ斯の如きものか原因となり、結果となつて典の法行爲は發達助成せられたのてあつた。典の內面に潛んてゐる此等の事情は支那の法的硏究の上に最も重要なる關係を有するものてあつて、言葉を換ゆれは財產に關する人情も風習も殆んと或程度までは典の硏究によつて明にすることか出來るものとも謂ひ得るのてある。

第二目　典權內容の變遷

典の內容の變遷

典は當初總有る財產を物體とした權利關係てあつた。或は土地を典とし或は婢女又は其粧身器具を目的物體となしたか如きはそれてある。而して土地を主として典を行ふ樣になつたのは比較的近代の事に屬してゐる。而して當時は此等の目的物體は債權擔保の意味に於て債權者に引渡されてあつたか、又は債權者の物體に對する使用收益か目的として行はれたものてあるか

に就ては惟ふに二者は互に原因となり、又結果となり來つた事てあつて強いて今茲に論議上これを決定するの要もない。寧ろ茲には典に對して賣買行爲の明かに分別せられて兩者の對立して居る上から見て、而して更らに兩者の實際上の混同關係を表はして來た點に就て研究するの要かあらう。而して兩者の混同の情態を表はしたものは典と活賣即ち買戻約款附の賣買との混同狀態てある。兩者は甚た相類する狀態てはあるか、併しその詳細は後に典の性質を論するときに再論する事として要するに典は初に其の目的物體として動產たると不動產たるとを論せさるものてあつたか、後に典と當との分離を見るに至つて典は專ら不動產を目的と爲す樣になり、更らに又其の內容に於て典と賣とは明に分別せられて居りなから上來記述せるか如く爲政上の仁義主義又は徵稅上の便宜主義乃至は經濟上の實利主義の影響を受けて、賣地者か典を裝ふに至つたるのてあり、典賣の內容は變轉して分離し難きまてに達したものてある。典と活賣とか殆んと混同せらるるに至つたのも亦此の理由からてあつた。而して兩者をして斯くまてに混同せしむるに至つた原因は、典に對する受戾期間か不確定の狀態に在つたからてある。勢典賣の分界か曖昧になつた沿革から生したものてある。更らに又此の典の期間の不確定になつて來た由來に就て見るのに元來典の期間は初めから不確定なるを原則とするか爲に、典賣の混同

狀態を來したものではなくして、典の內容か上述の事由に依つて典者自からこれを不確定ならしめ、且つ法度弛廢の結果此の狀態か其の儘推委し來つたのてあつたものてある。故に斯の點に對する觀察を深くすることか典の研究上必要の問題となる譯てあつて、而かも往々にして典の實體を見出し得ない。研究者の生するのも多くは此の點の不撤底から生する次第となるのてある。淸國政府は此處に見る所かあつてか典期間の確定を厲行するか爲、奉吉兩省に於て各單獨の法制を立て、更らに民國政府はこれを一般法として別に典當辨法を制定して之を公布して居る。玆に於て典は又更らに其の曖昧てあつた法度の弛廢を緊縮し、新に典の性質を明確ならしめつつあるのてある。詳細は其の項の記述に讓る。

典權の性質

第四項　典權の性質

典の性質に關する學說

第一目　典の性質に關する學說

典は前に述へたる如く、原主か典主より一定の金錢を受取り之に對して其の土地の使用收益權を典主に與ふるの法律行爲てあつて、而して他日原主より曩に受領したると同額の金錢を典主に交付し、其の土地又は家屋を受領することを得るものてあり、恰も日本民法の質權と相類してゐる。

然るに典權を以て質權なりと考察するに就て、從來これに對して否定說かある樣てあり、特に甚しきは典を買戾約款附の賣買と混同してゐる向もある樣てある。併しなから以上の兩說の如きは嘗て典制度の上に表はれたる法の弛廢の一部面を捕へて典の本質と考へたものてあつて、其の後に行はれたる制度の改正に就ては論及せられすに了つたものてあつた。典は不動產質又は獨逸法の土地債務とも異なつたのもてあると云ふ說か行はれ、終には典權は擔保物權に非らすとの說をも生するに至つた。此等の說は臺灣の舊慣調査會の報告にも又滿鐵會社の調査報告書にも論及してある點もあるか、此等は典の制度の最も弛廢を極めた光緒の中葉に於ける當時の狀態に就て下したる考察の結果てあつて、當時の研究としては蓋し至當の論決てあつたてあらう。併しなから旣に二十年に近き歲月を閱みしたる今日に於ては其の論據と爲つてゐる制度の弛廢狀態は次第に緊縮せられて來た許りてなく、淸朝より民國に亙り漸次これに關する法的性質を明にすへき制度の施設竝に立法的基調を整ふるに至つたのて、典に關する學說も此等の弛廢的狀態より漸次脫却するの必要に迫られてゐるのてある。依て次に此等の說の一、二に就て多少の考察を加へて見やうと思ふ。

典主の回贖請求權

第二目　典主の回贖請求權

典主に囘贖の請求を爲すの權利かないと云ふ說かあつた。尙ほ此の說を信するものかあるやにも見られ得る。而して其の理由とする所は出典者か囘贖(典の受戾)を爲さなかつた際、典主は之に對して囘贖を强要するの權利か直接に規定せられてゐない。是卽ち典主に法律上囘贖請求權の無い爲てあると云ふに在る。併しなから此の斷定は議論上の推斷てあつて法律上に何等の根據を持つて居らぬのてある。試みに典主の權利に就て考察するに、法規上に典か期限を過きて尙ほ受戾を爲さない場合には、出典者と合議の上出典地を他人に賣渡して、其の價額中より典價を典主に仕拂ふか、又は典地を典主に賣渡すの方法をとる事の出來るものとせられてある。旣に此の權利の存する以上は典主か出典者に向つて其の典價の償還を請求するの權利ありと云ふ樣な積極的な規定かあるとするもなしとするも、これか爲に典主に囘贖請求權なしとの斷定には毫もなるものてはないのてある。元來典は囘贖を條件として成立してゐるものてある。故に出典者に典地の囘贖を爲さざる場合、典主に其の出典地の賣却を爲し其の得たる收得に就て典價を返還せしむるの權利を與へてある。此の典價の返還を受くるの請利と云ふものは、典物體を囘贖せしめ、其の原主の提供したる典價を受領することてあつて、囘贖を前提としてのみ存在する所の權利てある。旣に然らは典價の囘收は典地の囘贖と其の法律上の效果を同ふするもの

たることを認むへく、若も此の場合出典者に回贖の請求權なしとせは此の場合回贖を前提とせる典價の返還を受くることも、又其の返還請求乃至回贖請求の一形式たる典主の別賣請求權の存在をも之を認むることか出來得へからさるの理である。惟ふに法律上典主の別賣權を認めたのは實際の場合に於て出典者に受戻の出來ない場合に典主を保護するか爲、典主か其の土地を自己のものと爲すの意思の無かつたとき、これを他人に賣渡して其の地價の內より典價の回收を得せしむるの意であることは、出典の關係、出典者と受典者との典契約の相對關係を沿革的に考察して充分首肯し得らるへき事柄である。惟ふに典主に典受戻の請求權なしとの見解を下すに至つたのは事實上典主の請求あるも、出典者に於て應するの用意のないのは通常の例であつて或は之に應するの用意あるも、事實上應するの意思なきときは到底實際に受戻の行はれさるか一般てあるか爲、相倚つて典地受戻に對する債務履行の遲滯となり決定する所なきに至るか故に、遂に典主の別賣請求權を法條を以て確認するに至つたものである。典主に典地受戻の請求權なしとする議論の如きは全く根據なき一種の推斷と見るへきてある。

第三目　典の擔保物權的效力

典の擔保物權的效力

典の目的物體たる土地は擔保の性質を有せさるか故に、典は質權的性質を有せすとの說を爲

すものかある。而して其の理由として臺灣舊慣調査會報告には、擔保物の目的は其の擔保物を以て債權の辨濟を確保せんとするに在り、擔保物の利用卽ち使用收益は其の主眼に非すと說き、又滿洲調査報告には不動產質に在りても、不動產の使用收益は其の本質に非す、從て設定行爲を以て之を除却することを得。然るに典は之に反して典主の主たる目的は典物の利用に在り、其の使用收益は典の要素にして當事者の契約に因りて之を剝奪することを得す、從て典價の回復は典主の甚しく重を措く所に非す、殊に典物を以て典價返還の確實を保たんとするか如きの意思なしと說き、典地は擔保の爲に提供せられたものでないと云ふ論據となしてゐる。併しなから是は擔保と擔保物の利用とを混同したものである云ひ得る。成る程典主中には典得地の利用を目的として典得したものか多いか、併し典主中には典得地を自から使用せすして却て出典者をして使用せしめて居るものもあるのである。對典喫租の典と稱するものの如きはそれてある。此等は典得地の利用を目的としてのみ典か發達したものでない事實を示すものである。然らは典は典主の土地利用の爲にのみ生し典價の擔保として交付したものでないと云ふ議論は成立し能はさるものと云ふへきてある。此等は支那法上租の關係及壓租錢の名を以て官地を盜典するもの等かあつて此の場合に壓租銀と典價とを混同した樣な巧典巧租の一片面と其の變體とを引用して以

て典本來の性質を推論判定せんとするものであつて、支那に於ける實際經濟上の事情を無視したる机上の論と見るへきてある。典の目的物體は典價の提供回贖あるまて之を占有するものてあつて、典價の返還を確保するものてあることは疑なき所てあり、而して典得物體は典價返還の擔保として典主の占有に委ぬるものてあると云ふことは既や議論てはなく事實てあつて、多くの判例に明にせられてゐる計りてなく、全然問題とするまてもない明確な事柄てあるのてある。

典主と典價返還請求權

第四目　典主の典價返還請求權

典主か出典者に對し典價返還の請求權なしと云ふ說かあつて、其の理由とする所は、典主か其の返還を請求するも出典者か、之に應せさるときは典主は之を强制するの方法か無いと云ふこと、又典價に對して利子を附せないのも亦典價か典主よりの貸金に非さる證左てあり、旁々典主は典價返還の請求權かないと云ふ意味になつてゐるのてある。併しなからそれは典主は實際上典價返還請求の權利か無い譯ては無く、之を請求しても原主かこれに應するの力か無い場合には之を强要するも如何ともすへき樣か無いと云ふ事實に就て云ふことてある。併し債務者の應否か事實行はれなくとも債權者の權利は必すしも無いとは云ふへきてはない。これか爲法律は典主を保護するか爲に此の場合典主をして其の返還に代ふるに其の土地を典主の所有に移

し以て典價の回收に充當せしむると云ふ規定を置くに至つた。是れ明かに典債務者に典價返還の義務あることを前提としたる規定に外ならない。果して然らは典主か出典者に對して典價の返還を請求し得へきは議論するまてもない明な事柄てある。唯此の場合に出典者は典主より典價請求を受けても其の請求通り典價を返還して典物體を取戻(回贖)すも、又は之に代ゆるに典物體の所有を相手方に移して典權を消滅せしむるも共に自由たるへく、所謂典出者の選擇債務に屬すへきものたる點に注意すへきてある。

典價の返還なきとき典地を第三者に賣拂ひ、其の得たる金額か典價に達せさる場合には、典主は其の得たる金高に甘し、其の差額は典主に支拂を請求するものなきは一般の狀態とする。之に對し典は唯典物の上に債務辨濟を受くるの權あるのみにて、對人的には返還請求の權なきか爲なりとの説を加ふるものもあるか(臺灣舊慣調査報告)、是又一の推論たるのみてあつて當然然るへきものてない。民國四年四月大理院か典物體を換價し典價に比して不足あるときは出典者は其の不足額を補足して支拂ふへきものとの解釋を公にしてゐる。是出典者か典物體の處分後に於ても尚ほ不足部分に對して典價支拂の義務を負ふことを明にしたものであつて、典は即ち擔保物權たることを説明するものと云ふへく此等を參照すれは以上の説の當らさるを辨して餘あるへきてある。

典と買戻約款附賣買

第五目　典と買戻約款附賣との異同

出典者か其の出典地の受戻を爲ささる間は典は幾年を經るも終に出典者に復歸することなし故に典は買戻約款附の賣買に同しと謂ふの説を爲すものかある。併なから典主は初より買受を約したるものではなく、出典者は初より依然として所有の名義を存してゐるのである、故に斷して典を買戻の約款附賣買であるとは認め難いのである。尤も此の説は典主か一定期限の經過後出典者か受戻を爲ささるときは自身これか所有者として公然登記を受くるの權利を有しなから依然として其の手續を爲さなかつた結果、出典者より回贖の請求のあつた際之を拒否することか出來なかつた者か多く例を爲し、即ち典物體を債權の擔保として其の所有權を自己に取得するの方法を行はなかつた爲に、隨時典物體を取戻さるるのか一般となつたのである。加ふるに當時典を裝ふた賣買の多かつたのも典賣の混同を來した原因を爲してゐる。

典には更らに活賣と云ふ名かある。活賣とは他日買戻し得る賣買の意と見られ得る、賣買と典とを同視せんか爲には常に引用せらるる好箇の例である。遼西より直隸方面に於て典を活賣と稱する。律例に「活賣房屋與典產無區別」とあるのはこれを指したものである。併しなから是は典と活賣とは同一であると云ふ丈けのもので、活賣は其の回贖せらるることと典の受戻さるるの

と同一であり、從て其の活賣者は出典者たるへく、承買者は典得者と同しかるへしと云ふまてのことてある。卽ち其の物體たる不動産は賣買せられたるものと見て居るのてはないのてある故に此の場合の出賣者は實際所有權を失ふものてはなく、從て承買者も所有權を取得して居るものてもないのてある。唯單に典と云ふ字樣と活賣と云ふ字樣とか同一に用ゐられてゐる丈けの事てあつて、亦從つて典を買戻約款附の賣買と認めたと謂ふ意義てはないのてある。

第六目　現在典の取扱及其の本質

典は典主に於て一定の金額を原主に交付し、其の金錢の返還あるまて一定の土地建物を占有し、之を使用收益する權利てあつて、直接不動産を目的物體と爲して居ることは恰も日本の質權と相類する物權てあることは以上の諸說に於て明てある。民國奉天省及吉林省に於ける不動産登記法に、典質權と稱してあるのは其の實質上よりの稱呼てあつて、別に整理不動産典當辨法と稱してある。其の典當の名稱は從來の沿革的の稱呼を襲用したものてある。然るに後に改定せられたる奉天省登記法に於ては改めて之を質權として登錄する樣になつてゐる。然るに民國十一年五月に公布せられたる不動産登記條例は目下施行の時と場所とを定められてはないか、同條例にはこれを典權と稱してゐる。旣に同一なる典權に於て典質權と謂ひ、質權と謂

ひ、典當權と謂ひ今又之を典權と謂はんとして居る。

斯の如くに見來れは典に關する民國の現在法としては如何に複雜にして、且つ實際上混亂したる且つ困難なる內容を以て取扱はれ來りつつあるやを見るへきてあらう。併しなから此等の法度は其の外見上の法度の不一致はあるか典其のものの效果に至つては、慣習法上の根底は甚た強く唯た典の年限等に就て法定上整理せらるるのみてあつて、其の他に就ては別段動搖を來たしては居らぬのてある。

之を要するに典の內容は其の契約に依つて典主の爲に典物の利用權を設定するものてあつて出典主に於て業主權を把持してゐる點から見れは如何なる條件かあつたにせよ、法律的には決して買戾約款附の賣買を以て見るへきものてはなく、要は他日回贖に依りて消滅すへき內容を有する最も强大なる用益物權の設定行爲てあることか明確てある。而して出典主をして典價の利用權と回贖權とを把持せしめたる點は經濟的に一種の融通行爲てある。更らにまた、原主か典價返還の義務あることは、典を取扱ふに質權の理論を以てしてゐる大理院の判例から見れは、典主の有する典物の占有權は典價の回收に對する擔保の意義の有るものとして取扱はれてゐることは明白なる事柄てある。

第五項　典の契約及其の契税

典の契約及其の契約の成立

第一、契約の成立　典の契約は出典主の典價利用と典主の土地利用との雙面的要求に出つるものてあるか爲、其の契約は典主の典價提供と原主の土地引渡とか雙面の義務てあり、從つて此の雙面の相互の引渡に依りて典契約は成立すへきてある。併しなから、既に土地を目的とする物權的契約てあるか爲には必す出典地又は出典物體の引渡を以て成立したるものと認むへきてある。唯同一物體に對して二以上の典權設定かあるときに就ては、典權登記の順序に從つて前後を定むるものとなつてゐる。

典契及契稅

第二、典契及契稅　典の契約には典地の引渡の外に、典契約證書の作製を爲すのか一般の例てある。而して典の契約證の作製には元來一定の法度はなく、多く各地方の慣習に任せてあつたのてあるか爲、各地方的に異同あるを免れなかつた。前淸時代に於ても契稅に關する規定者くは契尾に就ての制度か比較的に行互つて居つたか、民國に入つて新に契稅條例の發布かあつて、不動産の賣契及典契に就て一定の契稅を徵收することとなつてゐる。故に典契約を締結したるものは、契面の典價額に照し百分の六の契稅を納入することを必要とする。而してこれに要する契の作製に就ては、從來隨時に其の當事者をして作成せしめたのてあつたか、契稅條例の

公布と同時に一定形式の契約書原紙を財政部より發行し、これに典契約の書入を爲し一定の届出を爲すへく、而して實際典賣を行ひ十日以内に其の官契紙を購はさるものは、脱税の處分を受くへく、尙官契紙を購入するも、二箇月以内に契約の成立せさるときは、其の契紙は效力を失ふものとせられてある。之を其の結果から見れは此等の契税は契約其のものの成立を認定公證すると云ふよりは其の道程に官の發行する所謂官契紙の買取を强制し、且つ其の官契紙の有效期間を限定して居る點から、寧ろ税金の徴收か最大なる目的となつてゐる樣てある。併しなから契約は自由なるへきか法律學上の原則てある。契約其のものと契税其ものとは全然別箇の問題てある。故に假に官契紙を使用せなかつたとしても契約其のものは無效てあるへき理由かない、殊に官契紙を用ゐないものに對して脱税の處分を爲すとあるか、併し其の賣買なり出典なりを無效とすとの規定か無いのは此の間の消息を物語るものとも思はるる。此の故なるや否は不明てはあるか、今現に典契約を行ふに一々典契紙の使用を爲ささるものか少くない。此等は他日査定せられた場合、契税規則に依つて脱税の處分かあるとしても既行の契約其のものは依然有效たるへきや元よりてある。

典は賣買其の他と同しく、中人を介して出典者と受典者との間に總有る協議を遂くるか例て

ある。而して其の協定せらるへき事項の大體を次の各項に敍述せんとす。

第六項　典契約の當事者

典の當事者出典者

典の直接當事者は出典者即ち原主と接典者即ち典主との兩主てある。

第一、出典者　出典者は典主に對して其の土地の使用收益を爲さしむるの責任あるを以て、有效に之を爲し得へき權利者たるへきを必要とする。故に其の土地の所有者は當然之を爲すことを得へきのみならす、他人の土地を接典したる典主と雖、自己の責任を以て他人に對して使用收益を爲さしめ得へく、從て出典主たるを得へく又其の例も甚た多いのてある。併し他人の土地を承租して居るものは他人に出典するの權利なきは一般てあるか、典の目的物體たる土地は必すしも出典者の所有たるを必要としないか爲、出租者其の他所有者の承諾ある土地に對しては他人と雖、出典者たるを得へきてある。

接典者

第二、接典者　他人の土地の典主たるへき者には前淸時代旗人と民人との間には交産を禁してあつた關係上、民人は旗地を典得することか制限を受けたのてあつたか、旗民の區別を撤去したる今日に在つては、何人と雖典權者たるを得る。

典の物體

第七項　典の物體

所有不動産

第一、所有の不動産　典の物體は通常の場合に於ては出演者の所有に係はる土地建物たるへきを一般として居る。嘗て前清時代旗民の交産を禁した場合に於ては、旗人所有の土地建物は民人に對する典の物體たり得さるものかあつたか、旗民人の區別を取去つた。現今に於ては全く此の制限は存在の理由を失ふつた譯てある。

第三者の不動産

第二、承諾を得たる第三者の不動産　他人の土地の出典に就ては、其の土地提供者の承諾あるときは、所有者以外の者に於ても典の當事者たり得ると同しく、他人の土地と雖其の提供の承諾あるときは、自己の典の物體と爲すことを得へきは必然てあらねはならぬ。更らに又

典得不動産

第三、典得の不動産　典は典得者をして其土地家屋の使用收益を爲さしむることを主要なる效果として居るか爲、典の物體たるへきものは出典者に於て典得者に對し以上の利用を爲さしめ得へき關係のものたらさるへからさるは明了てある。然るに他人の土地家屋の典得者は其の出典者の回贖あるまては自己の任意に使用收益を爲し得へき權利を有するか爲、自己の責任を以て其の土地家屋を以て他人の使用收益の物體に提供することを得へきの理てある。故に典主は其の典得地を他人に出租して使用收益せしめ得と共に、自己の責任を以て更らに第三者に出典して其使用收益を爲さしめ得へきの理てある。即ち此の理に於て轉典の慣習は生したもの

てあつて自己の典得地と雖も、更らに第三者に出典して其の目的物體たらしめ得へきものてある。尚又

寺廟地

第四、寺廟有地　典の物體たるへき財産は、自己は勿論他人に屬するものと雖、これに充つることを得へきも、唯寺廟の所有地に對しては廟産管理規程に依り、管轄行政官署の認可を受くへきのもとなつてゐる。

租到地

第五、租到地　租は他人の土地家屋を使用收益することを得るの權利てあるか爲め、從て自己の責任を以て他人の使用收益に提供することを得へく、從て租到地は之を典の物體たらしめ得へきの理てある。併しなから典は其の設定の初に於て典價を提供して得たる權利てあつて、之を必すしも壓押錢の提供を必要とせない。租の契約に比較すれは典は所有權に準するまてに重要なる權利てあり、且つ轉典は典主の責任を以て同一性質の用益權を設定するものてあるか、租は典に比して權利の内容重要ならす、從て租權に比して重要なる典權の設定は、租の性質上相容れさるに由るものと云ふへきてある。また事實上租到地を以て典の物體に供したるの例は無いのてある。唯併しなから官地の租戶又は莊田の佃戶等の内には、官產、莊地を出賣出典を爲して居る例はあるのてある。併しこれは不動產に關する權利の讓渡又は權利質と見るのか

穩當であらう。此の意義に於て典の物體と爲すことを得へきものとせられ得る。

第八項　典の期間

典の契約の初より其の終了の時に至るの間は、所謂典の期間である。而して典の終了は後に論及する所に於て明かであるか、典の本來性質として典の回贖即ち受戻に依りて終了するのか本來である。故に普通に典の期間と云ふことは出典より回贖の行はるるまてを指稱するのである。然るに此の期間は其の出典後典限と稱する回贖の制限期間と其の回贖の行はるへき回贖期間との二樣の期間とを相加へたものとなつてゐる。然して此の典限又は回贖の期間には一定の制限か設けられてゐるか爲、典の最長又は最短の期間は法定上明瞭になつてゐるのであるか、而かも實際上に於ては、其の回贖期間を超ねても尙ほ未た事實回贖權を行使しないもか有るか爲に、殆んと曖昧の狀態に於て事實上の回贖權か存續するの習慣かあつた。これか爲從來可なりに問題の簇出したる沿革かある。故に次に典限及回贖期の各項に分說することとする。

第一目　典　限

典限

典限の意義

第一、典限の意義　典限とは典の契約の初より典の受戻の時卽ち回贖期限の始期に至るまての期間であつて、其の性質から見れは典主か出典者の回贖に應せさる特定期間の由である。惟

ふかに典權者は、一定の期間其の典得地を使用收益を爲すの權利を有するか爲、今若し某地を典得し之に肥料を下し、之れか利用の計劃を爲したる際直ちに出典者より回贖の請求ありて之を受戻されたりとせは、爲に典主をして意外の損害を受けしむるの恐かある。茲に於てか典主の此の種の利益保護の爲、典限の習慣を生するに至つたものてある。卽ち典限は或る期間內は典主をして支障なく其の典得地の使用收益を爲さしむる、換言すれは出典者の回贖申込あるも出典者は之を拒絕し得るの期間てあつて、謂はは典主の利益の爲に設けられたる回贖請求に對する不應期間てある。而して典限には特定のものと、不特定のものと更らに性質上法定の典限とかある。

特定典限

第二、特定の典限　特定の典限は典當事者に於て特に協議の上決定したものてあつて、典の證書の內に「一典五年之後到錢回贖」等の記載あるものかそれてある。其の年限に就ては當事者の協定する所に依りて定まるへきてはあるか、其期間の久しきに亙ものに在つては之を制限するの必要かある。蓋し典限久しきに亙るときは遂に回贖の期なく結局賣買と區別する所なきに至るの恐かあり、殊に旗民間に土地の交產を禁止してあつた當時の如き無期の典限を附し、典の名を以て賣地の實を行ふもの有つたので、此等の情弊を防止するか爲十年以上の典限を附す

ることを禁してあつた。若し此の禁に反して十年以上の典限を約した場合には典主をして賣契に對する契稅を官に納め、自から其の土地の業主權者たらしめ得へき權利を與ふへき旨の規定を存して居つた。之は旗地の永租を禁したのと相俟て、當時の土地政策の一面てあつたのてある。而して現今典に關する規定中、此の種の規定を見ないけれとも典の最長期限を十年と定めたる上から見れは、十年以上の典限を附することは無論出來ないのは自明のことてあるか、其の以內なるときは典の期限內に於て囘贖開始の時に定むるのは當事者の任意てあると共に、其の典限も亦自由に之を定め得へきの理てある。

不特定の典限

第三、不特定の典限　典契約の際、特に典限の定めを爲して居らぬものか甚た多い。此の場合に於ける典限の期間に就ては多く慣習上定められてゐるものかある。俗に房三地二とか、房五地三と謂ふ樣な成語かある。卽ち家屋の出典には三年又は五年の典限を附し、土地の出典には二年又三年の典限あるものと解せられてゐるのは一般の例てある。併しなから此等は各地方の事情に依ることてあり、從て一定の限度を附することは出來ない。故に不動典當辨法に別に慣習あるものは之に從ふと規定したる由以てある。

法定の典限

第四、法定典限　法文を以て典限の期間を定めたものは無いか、法は唯其の典の最長限度十

年を規定したのみてある。併しなから不動產典當辨法に「十年未滿の典當には期限に至り回贖せさるときは絶產と爲すへき旨の條件を附することを得す」との規定かあり。「之れに違ふものは契約のときより十年以內に隨時回贖することを得」との規定を附してある。これは前に掲けたる如く典の期限十年以上に至らしむることを限止してあるのと相應するものてある。故に特定又は不特定の典限と雖相加へて此の制限以上に亙ることは絶對に出來ないのてある。

回贖時

第二目　回贖期

回贖期の意義

第一、回贖期の意義　回贖期と云ふのは、出典者か典價を提供して典關係を終了せしむることを得へき期間を謂ふのてある。故に回贖期の始期は典限滿了の時に在つて、而して其の終期は典の期限と一致すへき筈てある。若し或は絶對に典限を附せないものにあつては、回贖期の始期は典の始期と一致すへきか故に回贖期は典期と相始終するの理てある。

典と其の回贖期間の制限

第二、典と其の回贖期間の制限　典は出典者の回贖あるに依りて終了すへきものなるか故に其の回贖なき限りは何時までも繼續すへき筈てある。此の故に典の期限の制限は一面には出典者は何時までに其の回贖を爲し得へきやの問題と相關聯して來るのてある。是を以て典の期間に就ては寧ろ典の回贖期限と相對照して研究するのか便宜か多い。換言すれは回贖の終期か典

の期間の終期てあるからてある。依て茲に典の期間に對する制限を示せは從つて典は何時まてに回贖せさるへからさるや明かに爲る所以てある。

典期の制限に就ては沿革的には種々なる問題の起つた所てあるか、概括すれは典回贖制限時代と回贖放任時代と更らに回贖整理時代の三樣とすることか出來る。

典の回贖制限時代

一、典回贖制限時代　出典地を永久に回贖せさるは權利の歸屬を不確定ならしむるものてあつて、法律上放任を許すへき性質のものに非さることは明かなることてある。故に歷代之に關する取締の方度を存して居つた次第てあるか、淸の初に於ては此の制度は稍弛緩を見、而かもこれか爲に實際上の取締は勵行せられて居つた。特に滿洲地方に於ては旗人か旗民不交律の制限を犯し、出典に名を藉りて民人より金錢の融通を受くるものか頗る多かつた爲、終には國庫より之を回贖して更らに旗人の回贖を促かした等のこともあり、旁々典の回贖に對しては努めてこれを勵行せしめて居つた。當時の規定に依れは(一)旗人相互の典に就ては十箇年を制限とし更らに一年の猶豫を與へ出典後十一箇年內に回贖を爲すへく、若し期限內に回贖を爲さささるときは典主をして賣地の屆出と共に賣地契稅を納めて其の土地の業主權を取得せしむるの制を布いてあつた。併し此の例は殆んと畿輔地方に限られ、滿洲には施行せられなかつた樣てある

又(二)旗人と民人との間に於ける典に就ては民人か接典後二十年を回贖の期とし、以後は回贖を許さすとしてあつた。併しこれも亦滿洲には行はれたるや否は不明てある。而して更らに(三)民人間の典に就ては、十年を限りとし此の期間を過くれは典主は賣地契稅を納めて名義替の登記を爲すことを得。又は他に轉典するの自由あるものとせられてあつた。而して既に斯の如き典賣の混同傾向の著しかつた結果として、事實上に(四)典賣何れか不明てあつて、且つ契約證中に絕賣の字義を用ひ又は回贖せさるの字義を載する等內容詳かならさるものかあり、此の種のものには出典後三十年以內は回贖を許し、以後は之を許さすと規定か行はれ、何れも典主に對する取得時效の實益を附與したものてあつた。而して此の制の厲行は乾隆の末頃までに及んてゐる。

回贖放任時代

二、回贖放任時代　典の回贖の制限か次第に弛んて來たのは、乾隆の末頃からてあつた。當時滿洲方面に流入し來つた民人は、山西、直隸及山東方面より集り其の經濟上の發展は漸次著しきを加ふるに至つた。當時乾隆帝は幾度か諭旨を下して旗人は弓箭に親しむを主と爲すへく商賈に混して利を追ふを禁したる裏面には、旗人の產業の漸く民人の手中に移入する弊あるを防止せんとするに努めたりし當時の實狀を察すへきてある。併しなから典の關係は旗民の間に

於けるものは別とするも、要は貧窮者が金錢融通の必要に迫まられ、自己の唯一の財產たる土地を他人の掌中に委ぬるに至つた。これが經濟上自然の歸趨であつたが爲、其の制も漸く行はれ難きに至り、且つ前に典の沿革の部に述へたるか如き爲政上の仁義主義や徵稅上の便宜主義や乃至は經濟上の實利主義等の爲に、典の回贖制限は法規上の空文と爲り、全く放任の狀態に立至つたのであつた。此の時代は、事實上旗人の實力の漸く弛んだことを證するものであつて、滿朝爲政の根源になつて居る旗人の生活を保障したる世襲の制の弊風は、又これを救濟するに由なきに至つたことを證するものであつて、一面には一般行政の弛緩は、遂に典の回贖をたに之を整理し能はさるまでに立至らしめたのであつた。併しながら當時回贖期間を三十年と限定したる規定其ものは依然存續したことは、宣統元年の奉天高等審判廳の判決文中に採用してあつたのにも徵することは出來る。而かも其の實力の既に失はれて居つたことも明かであつた。而して此の典の制度の弛緩は近時に至るまで多くの爲政者をして手を下すに由なからしめたるまでの難問題たらしめたのであつて、此の期間は實に光緒の末年頃までに及んだのである。

第三、典の回贖期間改定　典の回贖なき限り典は永く存續するか爲不確定なる權利の關係は依然として繼續し、又一面には既に述へたるか如く典の名を藉りて賣の實を行ふものも多く、

これか爲、同し典の內にも明かに初より典に出したもの、卽ち必す囘贖すへき下心を以て典契約を締結したものと、全く囘贖の意思なくして出典したるものとか犬牙錯雜して、其の結果は或る年限內には囘贖せられ得へきものと、全く囘贖せらるへき見込のないものとか同一なる典の名の下に置かるるに至つたのてある。旣に斯の如き內容を有するに至つたことか明白てある以上は之に對して應當の對策なかるへからさるは爲政者の深く留意すへき必須の問題てあらねはならぬ筈てある。殊に其の茲に至つた原因は明かにこれを行ふ者の不法と不規律に出てたとは雖、其の之を助成して留まる所なからしめたるものは、當時直接行政の衝に在つた者の執法の弛廢に基因したことは亦明なる所てあつた。是を以て淸朝の末期にこれか整理に力を致し、此等の弊風を根絕するには典の囘贖期間を嚴定して之を勵行するの外なしと爲し、奉吉兩省に於て先つ之れか專法を發行するに至つたのてある。

淸末に於ける囘贖期間の改定

奉天省に於ける典の期間の制限二十年

一、淸末に於ける囘贖期間の改定　典の囘贖期の改定は先つ奉天省に由つて行はれた。卽ち光緖三十二年奉天省に於て施行したる整頓奉省旗民各地及三園稅契章程には、爾後典當の土地は二十年を以て限となし、此期を過くれは囘贖を許さす總て絕產とし典主をして契稅を納めて土地所有者たるの名義變更手續を爲すことを得せしめ、典主若し納稅を怠るときは處罰すへし

租借地內の典期限の制限

この規定を設け、更らに本規程の發布以前の典地にして其の既に二十年を經過したるものに對しては、一箇年の猶豫期間を附して其の回贖を促がしてゐる。而して以上は專ら民地に關したもので官地は此の例外となつてゐる。以上に依れは從前典は十年典賣不明のものは三十年を以て典主の所有權取得の時效と認めてあつて、而かも有名無實の狀態に放置せられてあつた。典の整理期間は奉天省に限り二十年を以て典主の取得時效と決定したる譯てある。但し關東州は同し奉天省内にはあるか本改正以前外國租借地となつた爲、此の改正の效果か及はなかつたのて、依然舊來の不確定狀態を續けて居るのてある。併しこれも大正十一年の勅令に於て典は之を不動質と看做すことゝなつたので典を質としての回贖受戻期間は十年の制限に服すへきものとなつたのてある。

吉林省に於ける典期限の制限

吉林省に於ては更らに奉天省に先ち、光緒三十一年に於て既に典の處置に關する章程を發布してゐる。其の大要を擧くれは典の回贖すへきや否やは典契約證記載の年限に依るへく、其の契約期限の明ならさるものは三十年を以て斷となし、又旗民の產業は既に旗地と民地との取扱を撤廢せるを以て、爾後旗民地の區別なく典後三十年を過ぎたるものは回贖を許さす典主をして地主としての名義書替手續を爲さしむるものと定められたのてある。而して回贖の期限なき

ものは三十年を以て絶產と爲すの制は乾隆以來の法規には刎合する所はあるか、舊法は典賣不明のものを律するのか主たる目的であり、是は明かに典地三十年のものは時效に依りて典主として其の土地の所有權を取得せしむるの意である。

以上の如くにして奉吉兩省に於ける典の囘贖は各一定の標準を作るに至つた譯であつた。故に奉天省には光緒三十二年後には二十年以上に亙る典はなく吉林省に於ては光緒三十一年後に出典後三十年以上の典地契約は存在して居らぬこととなつた。併しなから此の制度は遺憾なき迄に充分の成績を擧くることか出來なかつた。

民國に於ける典囘贖期間の改定

二、民國に於ける典囘贖期の改定　典の契約は上述の如き奉吉兩省の斷行に依つて舊制を變更脫出することを得たか其の內容は兩者共に一致することか出來なかつた。併し典の囘贖期に關する制限の不規律となつたか爲に行政若くは經濟上の不便不利に惱まされて居つたことは單に滿洲一般のことのみては無く、支那の全體に亙つて切實に感して居つた事柄てあつた。これか爲、民國政府になつてから、總有典當の整理法を新に制定するに至つた。所謂清理不動產典當辨法はそれてある。典の囘贖期に關するものは次の如くに改められた。而して其の內容は典賣不明のものと明かに典產てあるものとに分つことを得る。

典賣不明なる在來の典

1. 典賣不明なる舊來の典　土地を現實に使用收益しつゝあるも、而かも其の使用收益の權原か典に依つたものか又は賣に依つたものか不明なるものか有る。而して其の文契には之を回贖即ち受戻すと云ふ樣な事の記載か無く、又別に典賣何れとも定むへき證憑の無いものかある之を茲に典賣不明の典と云ふのである。此の種のものは其の權利の發生したときから三十年を期限として結定するものとしてある。而して(一)三十年に達せさるものは之を絶産と見做し、即ち初より賣地したるものと定め、之を回贖することを許さないこととし、(二)三十年に達せさるものは之を典出したものと認め、其の回贖を許すものと定められたのである。而して

確實なる舊來の典

2. 確實なる舊來の出典　土地の使用收益か典契約より生したるものであることか明了なるものに就ては出典の時より六十年を經過したるものと然らさるものとに分ち、又其の六十年に達したものに就ては三十年を經過したるものと未た三十年に達せさるものとに就て其の取扱を異にして居る。

六十年以前の出典

イ、六十年以前の出典　出典以來六十年に達したものに就ては其の當初よりの典關係を其の儘に持續して居るものたると、或は再典續典の行はれたるものとに論なく、總て之を絶産と見做し出典者の回贖を許さざるものとし、而して未た六十年に達せないものに就ては別に一般的

取扱方法を規定してある。

六十年未滿の出典三十年以上六十年未滿

ロ、六十年未滿の出典　六十年未滿の典に就ては三十年以上六十年未滿のものと三十年以下のものとに區別し得る。而して茲に單に六十年未滿の出典に就ては原則としては出典者の回贖を許すへきものとしてある。卽ち原典契約に回贖期の有無に係はらす出典來未た典價增加（典價と賣價との差額を追求請求）の上賣約を爲したることなきもの、又別に從前賣契の作成を爲ささりしもの、又或は合意に依りて典を賣に改むるの契約を爲さなかつたものに在りては、總て回贖せしむるを以て原則としてゐる。但しこれには次の例外を加へてある。曰く(1)本法施行以前に典主か久しきに亙り自己の所有と見做し、卽ち絕對に出典者の回贖なきものとして之を經營し、原出典主に於ても之を否認せなかつたもの或は(2)原典の契約書内に、期限經過後は回贖を爲さす絕產と爲すへき旨の記載かあり、若しくは(3)期限を過くるも尙ほ當初の契約に依る回贖を實行しなかつたものの如きは總て之を絕產と見做し、絕對に回贖を許ささるものと規定してある。

三十年未滿の出典ト三十年以上の出典

ハ、三十年未滿の出典と三十年以上の出典　六十年未滿の出典地は大體に於て以上の例外の場合を除けはこれを回贖せしむるの原則てある。併しなから其の實際の結果に依れは以上の例

外のものか常に甚た大數に達して居るの事實かあり、結局は次に述ふるか如き最近の出典地を除けは多くは回贖の實行あるもの、甚た少ないのは明なる結果てある。故に等しく六十年未滿の典地てあつても其の經過したる時の長短に依りて勢ひ其の取扱方の異同を生せさるを得ない。此の故に時の新舊を案し、更らに三十年の分界を置き(一)出典六十年未滿の典にして前の原則に照し出典者の回贖を許すへきものの內、既に三十年を經過したるものに在つては本辨法の施行の時卽ち民國四年十月九日以後三年間內に回贖を爲すへく。若し此の期間を經過したるときは出典者は典主に向て典價と賣價との差額の追求を請求し得るの權利あることを認むるも爾後絕對に其の回贖を認めさるものと規定してある。更らに(二)出典六十年未滿の內三十年に達せさるものに就ては特段の規定を設けてはないか、其の第一條に前揭の如く典賣不明のものてあつても三十年以內のものは總て典產として出典主の回贖を許してある上から見れは、明かに典產てあつて、三十年を經過して居らないものは何等の問題も例外も無く典限の制限なき限りは當然出典者の回贖を許すものたるへきは疑問の餘地の無い處てある。斯の如くにして見れは不動產典當辨法の施行せられた民國四年十月後に於ては、出典後三十年を經過したる典賣不明地乃至は出典地は其の存在の理由か無くなつた次第てある。

法定回贖期間

第四、法定回贖期間　以上不動產典當辨法の施行の結果、舊來の典の期間を統一するの一階梯に達したのであつたが、更らに本辨法の施行に依つて新に茲に典の期間を明確にすることを得るに至つた。即ち同法第八條に「不動產を出典するときは回贖の年限を記入すへし、典の期間は十年を過ぐることを得す、若し之れに違背したる典期限を附したるものは十年に達したるとき業主は卽時回贖を爲すことを得、業主若し回贖を爲ささるときは典主は一定の稅額を納入し業主名取得の登記を爲すことを得」との意を規定してある。これに依れは今後の典契約は十年を以て最長期と決定した譯てあつて、爾後從前の如き典賣不明の典、若しくは制度の弛廢に基く曖昧なる典の存在を絕對に許さないものとなつたのである。從て典の回贖期も亦當事者間に於て特に回贖を制限したる期間卽ち典限を除き、其の他は以上の十年の期間內に於て典の契約期間と關聯して回贖期か決定せらるる譯てある。之を要するに回贖期の最終期は典期贖の終期以上に延長せしめ能はさることは明確となつた次第てある。

關東州に特別なる回贖期間

第五、關東州內に特別なる回贖期間　奉吉兩省に於ける典期間の整理改法の行はれたること上述の如くてある。然るに關東州に於ては大正十一年四月以後典權を質權と看做すこととなつたので、典の期間は今後十年に限定せられた譯てあつて、民國に於ける整理不動產典當辨法の

回贖制限十年の規定と一致することゝなつたのである。

回贖の時期

第六、回贖の時期 回贖の期間は十年を限度とすへきを法定としてあるか更らに其の各年中回贖實施の時に就ては、法定上何等の制限は無い、併し典物體の土地てあるときと、又は家屋の如きものてあるときとは其の利用上の性質に異なる點のあるか爲、元より一定し難い。併し

一、土地 大體上土地に就ては、其の利用の耕作に在るものは秋後春耕前なるを通例とする。是は春耕下種したるときは其の物體の主要なる用法に就いたものてあつて、秋收までは之を動かすへからさるものと認むるか爲てある、「錢掛牛角」と云ふ諺かあるのは既に耕種期に入れは其の一耕期間回贖し能はさるへきことを云ふものてある。故に多くは十月頃又は其の以後春期清明節以前なるを一般とし、審判廳の判決例にも亦之を通常贖地の慣習と認めてある。併し以上は契約上特定の回贖時を定むることを妨けない事は元より、特に市街地内に於ては必すしも以上の慣行のみに依據るへきてはなく、特約あるものは元よりこれに依るへきてある。

二、家屋 家屋の回贖に就ても亦大體土地と同しく秋後春前のものか多い。是は土地と同しく秋收後に於て土地の利用及利用者の移動の行はるゝと事情の關聯かあるからてある。併し以上は專ら農耕地を標準としての家屋を指すものてあるか、此の他に市街地内に於けるものに就

ては其の利用者の事情に依るへく元より隨時の履行又は特定期の協定は自由に定め得らるへきてある。

第十項　典　價

典價及回贖價

典の契約に依り典主より原主に融通したる金錢を典價と稱し、爾後典契約解除の際原主より典主に返還すへき金錢を回贖價と稱する。甲は典關係の成立に要素たるへき金錢てあり、乙は典を消滅せしむる爲の要素たるへき金錢てあるのてある。以上各價の性質に就て次にこれを分項して説述することとする。

第一目　典價の意義及內容

典價の意義

第一、典價の意義　典の契約に當り原主か典主より融通を受け原主に於て利用消費し得へき一定の金錢てある。而して此の金額は當初より一定のものかあり、後に添加せられたるものもあるので便宜上これを元典價及拔價の二類に分くることか出來る。概括すれは典價とは此の元典價又は元典價と找價卽ち拔價との相加はつたものを謂ふのてある。

典價の內容

第二、典價の內容

元典價

一、元典價　典契約の當初に典主より原主に交付したる典の融通金額てある。此の金高は出

典者と受典者との特別なる關係又は事情に依つて一定しては居らないか、概括して典價は賣價に比へて其の十分の四乃至八に比例して居り、通常は七、八分か一般となつて居るか、四分五分のものは餘り多くはなく、又多くとも九分に至るものは稀有てある。

找價又は拔價

二、找價　拔價はまた添價とも找價とも又は增錢とも謂ふてゐるか、原主か出典後典價以外更らに典主より受領する所の金額を謂ふのてある。民間の文契には殆んと拔價を常用語としてゐる。多くの例としては原主か出典後更らに金錢の入要を生した場合に、典主に對して典價の追加を求むる拔價は卽ちこれに對して交付する追加額を謂ふのてある。

拔價の性質に就ては二樣の意義かある。それは(一)原典價と典の物體たるへき土地家屋其の他の現在の價額に依る典價との間に差額かあり、而して原典價か現在に於ける典價見積額より少額てある場合のみに生する問題てあつて、一般典價の追加額と見られ得へきか一般てあるか故に、出典者より見れは典價の追加拔出てあり、典主から見れは典價の追加撥出てある。然るに拔價は又別に(二)典價に對する賣價の差額追加額と見られ得へき場合かある。元來拔價は南滿地方の用語てあり、大淸律例又は戶部の則例なとには、これを找貼、找價等の字樣を用ゐてゐるか爲、總括的には事後の割增金を意義するものとなり、其の結果、典主か拔價の請求に應せ

さる場合に原主か其の典地を他に賣出し若くは協議の上典主に對し爾後典を改めて賣與する所謂變賣の手續をとり、其の際元との典價と改定の賣價との差額を原地主に受領する場合にも共に其の金錢を找價と稱してゐるので、法文等の上からは拔價は同し找價の字義の内に含まれて典價と賣價との差額とも見られ得る場合かあるからてある。併し茲に云ふ所の找價とは典價の增加額の意てある。又典價と賣價との差額を要求する意味に於ける找價は後に再論することとする。

第二目　典價の性質

典價の性質

典價の性質は爾來最も議論のある所てあるか、這は典價其のものの問題と云はんよりは寧ろ典其のものの性質より生する問題てあるのてある。言葉を換ゆれは典の性質に議論かあるか爲に典價の性質に關して、論議の行はるるので、相互に關聯して區々の論議の分岐發生する譯てある。而して

典の性質に關する所說

典價は典主の貸付金に非らすとの說

典價は原主に於て自由に消費することか出來る金錢てあり、而して典の回贖の際原主より典主に同額の交付をすへき金錢てある。然るに原主か典の設定に際し受領したる金錢は原主か典主より借受けたる所謂消費貸借に依る借受金てないと謂ふ說かある。而して其の說の由る所は

典價は典主の貸金なりとの說

(一)典價に利息を附せさること、(二)典主より返還の督促あるも原主は必すしも之を返還するを要せす、典地を直ちに典主の有に歸せしむるも任意てあると云ふのか論據となつてゐる。而して(三)原主か典地を回贖する場合に典價を典主に交付するのは其の設定したる典關係を消除する爲て典價を返還するものてはなく、從て典價は原主の借受けたる負債てないと謂ふに在る。併しこれに反對の見解は明かに立てゐらるる。卽ち(1)典價は原主の借受金てあると謂ふの意見てある。飜て攷ふるに、典は其の既に典の沿革の部に記述したるか如く、典の發達には多くの歷史を有しては居るか、當初土地を以て金錢の乏しきを補はんとするの道程より發したるものてある。唯中頃に至り典の內容に變態を表はしてはあつたか土地を引渡して金錢の融通を受けたるもので、其の利子を附すると附せさるとに依りて典價の性質か一定すへきものてはないのてある。卽ち利子を附すると云ふことは其の元金か貸金たるの性質を定むるには有理てはあるか、典主か利息を仕拂はないと云ふことか典價か貸金てないと云ふ理由は生せない筈てある。如何となれは貸金には必す利子を附すへきものと云ふ理由はないのてあつて、從て典契約には利子の支拂を爲さゝることか典其のものの特性てあつて、これか爲に典價を貸金に非らすとするの理由を爲すものてはないのてある。尙(2)又典の物體たる不動產は

典地は典價の擔保なり

典價たる貸金に對する擔保てはないと云ふ說に就ても、此等は典價は貸金に非らすと云ふ前提から發生した說てあつて、此等は既に述へたる典の沿革に照せは問題とするまてもないのてある。典主は金錢を以て返金するも又は土地を引拂して典關係を消滅せしむるのも自由てあつて唯返還に就て撰擇權を有すると云ふに過きないものてある。典の物體たるへき不動產か擔保に供せられたるに就ては何等否認の理由にはならないのてある。要する典價不拂の場合に典地を典主の所有と爲すのは典地を典主に交付し以て典價支拂を免るゝ一方法てあつて、出典主か典價に代へて典地を引渡し典主を地主たらしむのは、不拂の典價を擔保したる實證と謂はさるを得さる所てある。それか典價を借受金と見る上にも、典地を典價支拂に對する擔保と見る上に於ても毫も支吾する所なきものてある。特に現在民國の制度の上に於ても、典を以て質權と同一に取扱つて居り、大理院の解釋に依るも同樣の見解を下して居る上は、其の舊清の中頃制度の弛廢の爲多少の變體はあつたにせよ、前清末より民國の現在に及んて典の制度の整理を見たる今日に至りては典價を負債に非すとする論や、又は典價返還の義務なしと謂ふか如き議論は今日に於ては何等之を認容すへき理由の無い說と謂はねはならぬのてある。

第十一項　回贖價

回贖價

回贖價の意義

第一目　回贖價の意義

回贖價とは、原主か其の出典物體の取戻を爲す場合に其の典擔保物體たる不動產と引代へに典主に交付すへき金錢てある。而して典價か原主の負債てあるとすれは、回贖價は其の負債の返還てあるか、併し典價は典權設定に關する對價てあると見れは、回贖價は典權を滌除する爲にする對價てあつて、從つて回贖價の給付は典主に於て典價返還義務の履行と見るへきものてはないと見ることになる。けれとも此の說は典を以て買戾約款約賣買の實質あるものと見たるに出るものてあつて、從つて回贖價は買戾價額てあると云ふ意義に解したものてある。併し上來沿革の部に述へたるか如く典價は典の物體を擔保とする融通金てあると云ふことにあれは、回贖は寧ろ典價の返還てあると見るのは當然と謂はねはならぬ本著者は即ち後說をとるものてある。

回贖價格

第二目　回贖價格

回贖價は典の物體を取戾さんか爲の典價の返還てあるとすれは、回贖價の金額は原則として典價と同一額てあらねはならぬ筈てある。又實際の問題としても回贖價は常に典價と同額てある。然るに回贖の實際行はるる場合は往々にして典價に比較して增減の行はれてゐるものかある。

回贖不動産の價格の增減

第一、回贖不動産の價格の增減

一、回贖價は當初の典價に比して增加せらるもの、通常の場合には回贖時に於ける典の物體か出典時に比し價格の增加してゐる場合てある。これには二つの場合かある。(一)典價か典物體の價格增加に伴つて事實上增額して來たものと、(二)典物の價格增加かありなから出典時の典價を其の儘持續せしめてゐる場合とてある。例せは出典地の價格一百元にしてこれを八十元に出典したるに、後其の價格騰貴して二百元に至りたる爲、原主は拔價の請求を爲し、一回又は數回に百圓の拔價を爲したるときは、典價は元典價と拔價とを合して百八十元に達したるものてあり、此の百元は典價か典物體の價額增加に伴ひ增額したるものてあつて、卽ち前者に該る。

二、典の物體たる不動產の價格增加するも典價に變更なきもの　此の類のものは例せは典地の價格騰貴して二百元に達したるも原主か典價の增額を爲さす、依然八十元の典價を持續して居るものてあつて、卽ち後者の場合に相當するものてある。

三、回贖價か典物體の實價に比して高額なるもの　出典地の價格か或る種の理由に依つて減額したるか爲典價と等しき回贖價か、其の回贖すへき物體の價格に比較して却て高額なる場合は往々にして生するのてある。例せは百元の出典地か出典後價額低落して二十元となりたる爲

回贖價か却て出典地の實價に比例して小額となる場合かあり得る。

回贖價の増減

第二、回贖價の増減　典の物體の價格増減あるときは典の回贖價はこれに從つて増減すへきやの問題は實際上注意すへき事項である。

一、典の物體の價格減少の場合　典物の價格か減した其の原因か典主の責に歸すへき事由に出てたるや否やに依つて區別かあらねはならぬ。併しなから、典主か故意に典物體の價格を減少すへき所爲ありたるときは、原主は典主の不法行爲に依つて損害を生したるものであつて、從つて原主はこれに對して作害行爲廢罷の訴權かなり、又はこれに伴ふ損害の賠償を請求し得へきものたることは推斷するに餘りかある。唯問題は典物價格の減少と自然別箇のものとあるへきてある。併し之に反し其の價格か自然に低下したる場合に於ては、原主は之れに比例して回贖價を減少し得へきやと云ふに就ては、典の物體か實際に其の價値を減少したるとき事實上之を回贖するものなきか故に、此の問題は事實に發生することは極めて稀有のことと見なけれはならぬ。併しなから實際之を回贖せんとせは典本來の性質より打算せさるを得さるへし。即ち回贖は典物體を買收するものに非らすし、て曩に借受けたる典價と關聯して之を返還し、其の典主の占有若くは留置權を滌除するものなる以上は、典物の實價額の減少に依つて其の曩日出典

典物體の價格增加するも回贖價は增加せすとの說

主に於て受領し既に消費若くは利用を爲したる典價を動かすの理由なきを以て、回物體の價格の減少は回贖價を減少すへきものに非すと論斷せさるを得さる所てある。然るに之に反して

二、典の物體の價格か出典時に比して增加したる場合　此の問題には二樣の見解かある。

其の一、典物の價格增加するも回贖價は增加すへきものに非らすとの說　此の說の根據とする所は若し典物の價額騰貴したるとき回贖價を增加すへきものとすれは、典價と回贖價は同一なるへき原則に反するのみならす、回贖價は常に典物體の價格に從つて增減するものとなるへし、果して然らは、典の物體か若し反對に減少し[illegible]る場合に於ては、回贖價も亦從て減少せさるを得さるへく典價は常に不確定のものたるへし。物體の價格の減少か回贖價を增減せさると共に典物體の價格の增加も亦回贖價の增加を來すへき原因たるを得さるへしと云ふに在る。これは論理上の問題として至當の見解てある。民國四年大理院か原主か回贖を爲さす典主亦之を買得することを欲せさる場合には、典物を賣却し其の所得を典主に返還すへく、若し其の買得金にして原典價に達せさる場合には、其の差額は原主をして責任を以て補出せしむへしとの意味の見解を示してゐる。此は典物體の價格の增減か原典價の增減に左右せらるることなきを示すものてあつて、卽ち以上の論旨と同一意義に基くものある。次に

典物體の價格増加及回贖價を増加すとの説

其の二、典物體價格の増加は回贖價を増加すとの説　此の説の論據は次の如くてある。曰く凡そ典の契約は沿革上必す常に回贖せらるへきものとのみ限定して居らぬ。故に典回贖價の増減も亦此の沿革的の事實を度外視し得へきものてはないと云ふに在る。此の見解に依れは典物體の價格増減するも、回贖價は爲に増減すへきものに非らすとするを原則とするか、唯典の沿革上特定の取扱なかるへからすと云ふに在る。想ふに此の特別の事情に在るものは出典地の價格か著しく増加した場合と典物體の特別沿革あるものてある。

典物體の價格著しく増加したる場合

典物體の價格著しく増加したる場合　時を經るに從つて土地の價格の増加すへきは通常の事てあるが、併し特別の増加のあるのには或は各種の事情もあらふが、典主の爲したる相當なる利用又は改良の結果に依るものも頗る多いのも事實てある。此の故に特別なる地價の騰貴あつた場合には回贖價を増加するのを至當と認むへしと云ふのてある。即ち此の例としては清理不動産典當辦法第六條に「回贖を爲すへき田地にして典主の耕種二十年に至り、現在地價確實に増加したるものは原主回贖の際原典價以外に其の増加額を加へて回贖すへし」と云ふ意義の規定かあるのてある。これに依れは出典後二十年を過ぎたることと、現在に價額の増加かあることとの二要件を具備したる場合には回贖價はこれを増加すへきものと爲つてゐるのてある。而し

て此の増加額の算定標準は同法に依れは現貸付料一箇年分の二十倍を以て決定すへく、又其の回贖價の増加率は、現價格と典價額との差の十分の五の範圍內なるへく、又其の額の決定か雙方の協議に依りて行はるへきも、協定整はさる場合には地方審判衙門に於て之を決定すへきものと定めてある。併し此の規定には、實際上明瞭ならさる點かある前述の理由を以てすれは、例せは百元を以て典出したる場合に、其の價格増加して二百元に至りたりとせは、増加額は百元にして此の十分の五即ち五十元までを回贖増加額と見做さんとするに在るか如くてある。然るに前の百元は典價てあつて通常賣價格の八割以下に在るのか例てある。然るに後の百元は賣價格の見積てある。若し單純なる理論上より見るならは、典は典價と比較するのか回贖者の利益てあらねはならぬ。然るにこれを賣價格と比較して回贖増加額の増加範圍を擴大したのは、明かに原主に不利なる規定てあると云はねはならぬ。併し此の規定は典當の期限を十年に限定したるに對する特別經過法てあるか爲、二十年以上に及んた典主の利益を保護するの理由を包有するものと見れは、蓋し已むを得さる規定たることを認めさるを得ないものと思料せらる。尙此の意義に於ける判例は、奉天高等審判廳の民事案にも表はれてゐる。

以上の規定は典期限を十年と限定したる典當辨法の結果から見れは、今後に發生したる典に

關しては適用せらるることは無い筈である。尙又此の法規卽ち回贖價增額の一項は熱河特別區域及四川省管內には事情を異にする點あるか故に、之を適用せないことゝなつてゐる。

特別地の典地回贖價

1. 特別地の典地回贖　光緒三十二年奉天省內に於ける典の期限を二十年と爲すへき規定か發布せられた際、王公府の所屬地を出典したるものの取扱に就て問題かあつた。蓋し莊頭若は莊丁等か王公府所屬地を出典したのは自己の土地を典出したるものでない。此の無權出典者の不法行爲に依りて地主たる王公府をして時效二十年の期限に依りて典贖權を喪失せしむるは元より穩當てはない。併し此の典の回贖を無期限にして置くことは、權利の不確定を整理することか出來ないので、此の種のものに限り回贖價を增加して之を爲さしむると云ふことになつたのである。民國元年五月の奉天公報に依れは、出典の時より二十年までは原典價に依りて回贖せしむるも、二十年以上のものは原價に照して四倍を加へ、卽ち元典價百吊のものはこれに四倍卽ち四百吊を加へ合して五百吊を以て回贖價格と爲すへしと云ふに在る。斯くして三十年以上のものは五倍を加へ、四十年以上のものは六倍、五十年以上は七倍を加ふるものと規定せられてゐる。而して要するに以上は永佃權の典當であるか永佃權の典當には不動產典當辨法を援用せさる旨大理院の解示のあるに見れは、以上は特別なる法規として見るへきのみてある。

特別地方の回贖價

2. 特別地方の回贖價　以上は民國に於ける回贖價に關するものであるが、前述の如く熱河特別區域、四川省等は事情に於て其の他の省と異なるものかあるとの理由に因て上述の回贖價を上下するの制度か行はれて居ない。また關東州に於ける回贖價の制限等に就て、從來別に制限的の制度も示してないので、これまた從來の儘に押進んて居り共に回贖價に就ては舊來の慣習を依然繼續してゐる。併しこれ亦早晩改正法の發布せらるへきを信する。

第十二項　典契(典契約證)

典の契約あるときは典價を給付し、典の土地建物の類を引渡すに依りて成る。併し典の契稅規則に據れは典契約あるときは官發行の典契紙の賣下を受け、これを用ゐて典契約書を作るへきものとなつてゐる。併しなから契稅規則に依れは土地の典賣を爲したるものは典賣契紙を買受け使用すへしとの規定であり、買受後二ヶ月内に使用せされは契紙の效力を失ふへしと云ふに在るも、此の典紙を用ゐされは典の效力を發生せさるか如き規定かない。從つて此の典契紙を使用せさりしとするも典其のものは無效となるへき理由かない譯である。これに依りて見れは此等は典に對する課稅であるに過ない。此の故に、民間に今尙ほ官の發行する契紙を用ゐすして在來の儘の文契を作成して典賣を行ふものか依然多い次第である。

典の文契は通常原主に於てこれを作成しこれを典主に引渡すを例とする。併し地方に依りては其の出典土地建物に關する總ての文契を全部併せて典契と共に典主に交付するのかある爲、原主は爾後其の典物の證明材料を失ひ、これか爲不正なる典主か其の典契又は其の引渡たる文契を故意に隱匿したる場合等に於て殆んと手の下し樣かなく、終に不正なる典主の乘する所となつて弊端を滋くするの例は甚た多い。勿論奉天、吉林兩省の如き登記法の施行ある地方に於ては、登記に依りて此の弊害を免るることを得るか、其の他の地方に於ては甚た心もとないものかある。これか爲、山西省に於ては典契約のあるときは、原主は典契を作製して之を典主に交付するの外に活典契と稱する一契約書を作成し、同一記載の證憑を原主の手下に留めて、他日の證憑とするの制を立て政府の公認を承けて實施して居るか如き以上の弊害を豫防するか爲にしたものである。

原主の權利及義務

第一目　原主の權利及義務

典契約成立の結果、出典者は接典者をして其の目的物體たる土地又は建物の使用收益を爲さしむへき義務を負ふと共に、別に出典物體に對し特定の權利を有することもある。此等の大體は前に典の性質の部に記述する所かあつたか、玆に其の出典者に專屬する主要なる權利として

は回贖權、找價權、找賣及另典の權利を擧くることか出來る。

第二目　回贖及回贖權者

回贖權の意義

第一、回贖權の意義　回贖とは、原主か回贖價を提供して其の設定したる典權を滌除するの行爲を謂ふ。回贖は典契約上の要件てあつて、原主の有する必須の權利てある。故に典權者には必す回贖に應するの義務あることか前提となつて居り、從つてこの回贖に應する義務を負擔することか典の常態とあつて何人も此の回贖權の負擔を免るることと能はさると共に、原主も亦此の回贖權を有效に拋棄することか出來ないこととなつて居る。此の故に典に對して回贖かなければ典の存立か出來ないと共に、當事者の合意を以て回贖を省略することか出來ないのである。

回贖の順序及方法

第二、回贖の順序及方法　回贖は前に掲けたる回贖期間内にこれを爲すへきも、其の順序としては原主は典主に向つて回贖を爲すへき旨の意思を表示するのみにて足れりとせす。必す之に向つて典價を提供する必要とする。而して又其回贖の申込に就ても單純なる典に在つては原主は直ちに典主に對して回贖を爲すことを得るも、若し其の典にして轉典のものてあつた場合には原主は第一典主に申込み、第一典主は第二典主に申込み、斯くて第三典主は第二典主に、

第二典主は第一典主に、第一典主は原典主に其の典物體を順次返還すへきか相當てある。併しなから斯の如く各典主の現存するものは甚少く、其の間に時々不在若くは不明のものかある。此の場合には原主は、現在の典主に直接回贖を申出ることか多い。蓋し已むを得さるに出てたるものと見るへきものてあらう。而して此の場合回贖價は第一出典の典價に依るへきか、又は最後の典價に從ふへきやは議論の生するを免かれさる所てはあるか、併し初より便宜の回贖順序なるか故に、これ亦便宜の方法に依るへく、元より限定すへき問題てはないのてある。唯純理上より謂へは、原主は自己の關せさる典價に依りて回贖價を支拂ふの義務なく、又典主は自己の典得價より少額なる回贖價の提供を應諾すへき義務かない譯てある。蓋し前揭回贖價の部に述へたるか如く王皇の永佃權を典出したるものに對し、回贖價の增加を認め、又不動產典當辦法に地價增加せる典地の回贖價は其の增加の範圍に應して增加すへきことを規定したるに見れは、轉典回贖價の增加したる場合は其の土地の價額も亦明かに增加したるに基因するか爲なりと解せらるる。畢竟するに、此の場合に於ける原主は、其の初に於ける典價より增加したる轉典價に依る回贖價を支出するを相當とすへきてある。但し回贖價格に關しては第十一項に記述せる所を參照せらるることを望む。

第三、回贖權者

回贖權者

一、出典者　回贖權者は出典者たるへきを原則とするは言ふを俟たさる所てあると共に轉典の場合には轉典權者に對しては第一典權者か回贖權者てあり、第一典權者に對しては原典出者か回贖權者てあり順次回贖權を有することは同斷てある。而して此の出典主の相續人、受贈者も亦回贖權者たり得へきは元よりてある。併しなから轉典以上のものに在つては往々にして中間の回贖權者の不明の場合かある。此の場合に於ては或は中間の出典者の回贖權を行使するを俟たす原主か直ちに第二、第三の轉典主より回贖するの例は少くない。

出典者

二、女子と典主の檢索權　支那在來の慣習に依れは、法律行爲は女子に依りて行はるること は極めて少ないのてあるか、本家に後繼者の無い場合なとには、典主の反對なき限り出嫁の女子と雖回贖することを得るものとしてゐる例かある。蓋し典主には回贖者の權利者を檢索するの權利かあつて、其の權利者たることを信し得へき通常の事情かあれは之れに應して回贖せしむることか自由てあるか惡意の回贖者たりと認めなかつた場合には、之を檢索するの義務を負ふものてはないとせられてゐるのか一般てある。此の點から見れは典の性質は人に對するものてはなく專ら土地に對する債權關係てあり、所謂獨逸流の土地債務なりとの見解を下し得る理由

女子附典主の檢索權

となるのてある。

出典者の近親

三、出典者の親近者　出典者の生死不明等の事由あるとき、親近者は回贖權を有すへしとの慣習かある。併しこれは一概には論定し難いものかある。其の故は此等の多くは不在者の遺留財產のあるとき、其の利益に均霑すへきものは先つ近親者たるへしとの欲望と、不在者の爲に事務管理を爲すとの理由とから來つたものてあつて、多くは此等の出典地を回贖せんか爲に特に絕嗣の家に養子卽ち過繼子を立てて、これに引渡すものか多い。故に此の場合に於ける近親者の回贖は、事務管理としての回贖と見るの外はないと思ふ。然らは此の回贖者と新に過繼子たる土地の相續的承繼者との間は、回贖價に關して如何なる權利關係を發生するへきやは法理上頗る注意すへき問題となるのてある。惟ふに此の場合、近親者の回贖は近親者たる身分關係を利用して他日地主たる過繼子の定まりたるとき、これに引渡すへき義務を負ふて新に回贖したるものて、恰も事務管理の一てあると解するのか理論上正當と思ふ。併しなから現行法上其の回贖地の上に有する回贖者の權利は轉典權者と同一てあると見るのを穩當と思惟する。故に近親たる回贖者か新に過繼子となつた場合には、其の關係は混同に至りて消滅すへきてあらふ。回贖は近親者の外、同族、同卿の朋友等も亦原主不在の際、此の回贖權を有すへしとの說を爲

すものもあるか、這は單純なる縁因を追ふものてあつて、法律上認められて居らぬ計りてなく、大理院は斯の如きは典の融通性を害するものとして善良なる風俗に反する旨の見解を下してゐる。

拔價（找價）請求權

第三目　拔價（找價）請求權

原出典主は典主に向つて典價の增額を請求することを得へきことは前に典價を說くに當り詳述してある通りてある。而して此の拔價の請求權を有するものは原主てあるへきか原則てあるか、併し原主に非さるも回贖權を有するものてあつたならは、等しくこれを有するものと解すへきてあらう。蓋し回贖權者は典主にして典價の增加請求に應せさるときは、另賣又は找買の權利を有するか故に典主にして其の目的物の先買を爲さす、又は其の占有使用權を存續せしむるの意思なき限りは之に應せさるを得さるへきか一般てあるからてある。

另賣權

第四目　別賣權

另賣權の意義

第一、別賣權の意義　原主か典主に對し找償即ち拔價の請求を爲し、若し典主の同意を得さる場合に原主は其の土地を他人に賣渡し、其の得たる金錢を以て典關係を滌除するの例は常に見る所てある。斯の如き場合に於て原主か其の出典地を他人に賣與し得るの權利を茲に別賣權

と稱する。別賣の字樣は另賣に作るのか一般てあるか、別と另とは字義に於て同一てある。故に邦人の便宜上別の字樣を用ゐた次第てある。

別賣權の性質及效果

第二、別賣權の性質

別賣權の性質

一、別賣權の性質　別賣權は之を其の經過より見れは、典主か先買權を行使せない場合に、其の土地を他人に賣渡して、其の得たる金錢を以て典關係を濟除するに在る。故に其の結果から見れは回贖價後拂の一方法てあるに過きないのてある。元來典には回贖權の負擔かある故に、此の回贖なくして典の物體は原主に復歸すへきてない。然るに此の別賣の場合に限り典關係を持續したる儘、其の土地を他人に賣却するのてあつて、別買者から見れは典關係の濟除を條件とした典附地の買取てあり、典主から見れは回贖價を後拂として典權濟除を條件とせる典附地の賣買承諾てある。

別賣の種類

二、別賣の二種類　別賣には二つの區別かある。即ち出典地を出典の儘之を三者に賣渡すと云ふ形式に於ては二者同一てあるか、其の別賣か(一)別賣に依りて得たる代價を以て、直ちに典の回贖を爲すもの即ち回贖を爲さんか爲に別賣するものと、(乙)別賣か單に原主か其の典關係より脫離するが爲に卽ち別賣に依りて得たる價を以て回贖するのてはなく、唯出典地の所有

權を第三者に移轉するか爲に行はるるものとかある。卽ち(甲)は典權設定地の囘贖を條件とせる賣買てあり、(乙)は典權設定地の賣買てある。惟ふに原主か一般に出典地を他人に賣渡すことの出來ないのは典主の有する先買權を妨くることと能はさるに在る。故に典主にして典權地の買得を肯せさる場合に於ては、土地所有者か典附の儘其の土地を賣却するのに對しては、これを拒否し得へき理由か有り得へからさる爲てある。

別賣の制限及效果

第三、別賣の制限及效果

別賣の制限

一、別賣の制限　別賣は要するに典權設定地の賣買てある。故に別賣の必要條件としては典主の承買權を拋棄したる場合に於てのみ行はるへきてある。從て別賣を爲さんとする原主は、必す典主に典地買得の意思なきことを確むるの義務かある。卽ち此の場合に典主の意思を確むることか一つの條件てあり制限てある。大理院の判例にも亦同一なる見解を示してゐる。

別賣の效果

二、別賣の效果　別賣には原主か囘贖を條件として行ふものと、單に所有權の移轉を目的として行はる場合とあることは上述の如くてある。併しなから典權の設定ある土地又は其の他の不動産の賣買てあると云ふことは二者共に異なる所かない。故に別賣あれは典の物體たる不動産の所有權は新なる買得者の所有に歸屬すへきは當然てある。唯此の場合に於て前者と後者と

に依りて多少其の效果を異にする所かある。

1、別賣か囘贖を條件とする場合には、原主は其の出典不動産の價格を受領して囘贖價を典主に引渡すか、又は新なる買主より直ちに典主に交付するかは三者の契約する所に依るへく、從て典主は其の原主の取得する買得金の上に先取權を有するや否やも其の契約の內容に從ふの外ない。併しなから旣に自己の先買權を拋棄し新に條件附別賣承認者となりたる典主としては其の賣買を承認すると否とに關せす、典權者としての權利に異動なきを以て、原主か其の當初の條件の如く囘贖を爲ささるときは其の賣買の效果に對して之を拒否するの自由かある。然のみならす別に一般典權者として、其の不動產の上に擔保權を有する點に於ては、依然として動かすへからさるものかあるのである。然るに若しこれに反して

2、另賣か單に典附の儘賣買てあつたとすれは、單純なる原主權の移轉てある。純理上より問題となるへきは此の場合、原主の移轉かあつた際舊典を其の儘繼續しあるものと見るへきや又は原主の移轉と共に舊典關係を終了し、新に典關係を發生したるものと見るへきやは典の時效の計算に重要なる關係のある問題となるのである。然して此の場合に於て原主の移轉と共に新に典契を作製するものと、舊典契を新原主に引渡して置いた儘にしてあるものと、又は其の

舊典契上に原主移轉の事實を明瞭に記載し別に典契を立てないものもある。此等は要するに各個の場合に決すへきものであつて、其の内容により判斷するの外はない。

第四目　別典權

別典權

典權の設定のあつた土地を更らに第三者に對して典權を設定するものかある。多く典主か拔價卽ち找價に應せさるか、又は原主か現典主の下に出典し置くを望まさる場合等に於て原主か之を他人に出典し、其の典得金を以て典價の返還に充つるものであつて、恰も別賣と其の性質を同ふするものてある。而して其の法律上の性質としては、これ亦別賣と同く回贖價の後拂を條件として其の回贖に應したるものと謂ふへきてある。唯原主か其の不動產を處分して回贖價を調達し、一は不動產を擔保として回贖價を調達する點に於て差異あるのみてある。

第十四項　典主の權利及義務

典主の權利及義務

典物體の占有並使用收益

典契約の效果として典主は典物體の占有を爲し、之を使用收益するの外、轉典及典物先買權を有する。

第一目　典物體の占有及使用收益權

典物體の占有及使用收益

第一、占有と使用收益との關係　典主は典の物體を占有し、又は之を使用收益することを得

占有と使用收益との關係

るの權利を有する、故に典主は通常典得地又は典房屋の使用者たるを常態としてゐる。併しなから典本來の性質から考察すれば典權者　典物體を使用收益するのは典主か原主に對して有する債權の擔保として其の提供不動產を自己の占有下に置くと云ふ點から由來するものなることは既述の論理に依つて明かなる所てある。元來典主か其の物體を占有するのは、自己の債權の擔保として其のものを自己の監督の下に置くものであつて、典主か其の物體たる不動產の使用收益を爲すのはこの占有の結果として生ずるものである。即ち典主か其の典得物體を占有するを得る以上はこれを使用するもせさるも、又これを收益に利用するも否ならさるも全然典主の自由てある。即ち惡意を以て典物體を荒廢にし、乃至は不法の損害を生せしめさる限りは原主に於て之に異議を挾むを得さる所てある。此の故に從來典主はその物體の使用收益を標準としてのみ典權の設定を爲すものなるか如く說明し、若くは然かく考ふる者あるか如きは典主の有する典物體の利用の方面のみを見たるに過ぎないものと謂ふへきてある。勿論典制度の推移の結果に依れは典主は殆んと他人の不動產の使用收益權を得る一方便として行はるるの事情はある。併しそれは典得に依る占有不動產の管理問題より生ずるものであつて、典得者は他日の回贖に應するか爲其の典物體を保管するの責任を有する。是を以て典得不動產の利用は其の性能

を害せさる限度に於て爲されたる管理行爲の一形式たるに過きないのてある。卽ち玆に典物體の使用收益は典物體の占有若くは留置を權原とするものと謂ふ所以てある。

典物體の占有

第二、典物體の占有　典物體の占有は必す典主に於てこれを爲すへきてある。併し元より他人をして占有せしむることは差支かない、例せは土地に在つては自から耕種するも、他人をして小作せしむるも自由てある。實例として稀には出典者をして小作せしめて居る例もある。出典租回の典と云ふのかそれてある。原主より典契を作成して典主に交付し別に租帖を立ててあるのもあり、又は典契の内に此の旨を記入して居るのもある。

典物體の使用收益

第三、典物體の使用收益　典主は典の物體の使用收益權を有する。而して此の使用の範圍は其の物體の性質に由るへく通常家屋の典契の上に「居住爲主」と記載し、畑地の典契に「耕種爲業」等と記載するか如き典物其のものの通常の用法に從つて使用すへきを云ふのてある。故に通常の程度を超ゑたる用法變形等に對しては典主は原狀回復の義務を負ふへきてある。

典物體の保存

第四、典物保存　典主は典物の保存を謀るのは自己の擔保物體を保全する自己の利益の爲と原主の所有物體を自己の利益の爲に留置占有する、他人の利害の爲とより生する管理行爲てあつて其の管理の一方法として典物體の使用收益權を有することを認めらるるに至つたものてあ

る故に典物體の保存は典主の權利であると共に義務であると謂ひ得る。併し其の範圍は通常の保存行爲の範圍に據るへく、またその保存管理の方法は其の目的たる物體の性質に從ふへく、又其の程度に關しては一般に善良なる管理者の注意を以てすへきてあらう。

出典不動産の租稅

典主か典地の租稅を負擔するか一般の例てこれ亦典物保存上の一行爲てある。惟ふに此の慣習の公認せらるるに至つたのは出典者の多くは窮困なるものか多い爲、實際上土地の利用者たる典主をして代納せしむることか利便か多いと云ふ行政上の便宜に出てたるものてある。併し此の事實は典地に就ては名義上の地主よりは實際上の土地利用者の關係か極めて強い力ある沿革となつて、租稅を人に需めすして土地に需めた點に由來されて居る。卽ち便宜と實益とに由來する自然の發達か此の慣習を發達せしめたものてある。

第二目　轉典權

轉典權

轉典の意義

第一、轉典の意義　典主は其の典得せる不動産を以て金錢の融通を得る唯一の途は自己の責任を以て其の典得物を更に第三者に出典するに在る。恰も我國の民法に於ける轉質と相類するものてあり、而して轉典の出典者を原典主又は第一典主と謂ひ承典者を轉典主又は第二典主とも謂ふ。

轉典の物體及轉典權者

第二、轉典の物體及轉典權者　轉典の目的物體は必す典得物あらさるへからさるか故に、假令他人の承諾を得たりとするも、典得地以外の他人の不動產を轉典の物體とすることは出來ないことは明かてある。而して既に不動產の典得者は之を以て轉典を爲すことを得る以上は、轉典者たるへきものは第一典主は勿論、轉典主と雖、又更らに轉典主となることを得へきてある。斯くて轉典は更らに轉典に供し得らるるか故に、相傳へて久しきに亙るものは三轉四轉又は數典を爲し得るのてある。

轉典の內容及其の期間

第三、轉典の內容及期間　轉典は典主の有する權利の範圍內に於てせらるへきてはあるか、而かも從前典の期間か法律上定まつてあつても、これか勵行かせられて居なかつたか爲、無期限の狀態となり、從つて轉典の期限も亦一定したものかなく旁々相傳繼して典の法度の弛廢を招來したのてあつた。併しなから典の期限の定められた現今に在つては、轉典も亦此の制限に從ふを要する。卽ち典の制限十箇年を超ゆることか許されない、然らは各轉典は各異なる期間を定め得るとするも其の基本たるへき典の期間以上に延長せらるへき筈かない。故に、轉典の期間も亦彼此之れを合して十年以上に亙ることは絕對にない筈てある。

典物先買權

第三目　典物先買（找買）權

找買權の意義

第一、找買の意義　典主か典物體を使用收益するのも若くは之を轉典するのも等しく典主の有する擔保權より來れる重大なる利害關係に胚胎するのてある。此の利害關係を有するか爲に典主は其の典得不動產の上に常に他人に先ちて之を買得するの權利を有するものと認められてゐる。此の權利を找買權と稱してゐる。

找買權の效力

第二、找買の效力　典主は典物の上に他人に優先して承買の權利かあるか爲、原主は其の出典地を處分するには一應典主に買受の意思あるや否やを確むるの要あるものとせられてゐる。此の場合に於て典主に承買の意思あるときは、他人に先んして之を買受くることを得るのてあるか、典主若し承買の意思なきとき原主は始めてこれを他人に賣渡すことを得るのてある。原主若し此の手續を經すして另賣を爲したるときは、典主は之に對して異議を主張することを得ることは明てある。

找買權の競合

第三、找買權の競合　慣習上典主以外に土地の先買權を有するものかあり、勢ひ先買權の競合か起る譯てある。其の順序は同族、同族、地隣、典主と云ふ樣になつてあつた。併し此の慣習は經濟上の融通性を妨害するものとして大理院は其の法的價値を否認して居る。現今に於ては典主、同族、地隣と云ふ風に謂はれて居る。併し典主を以て同族、地隣に優先することは殆

んと異論の生せさる所てはあるか、同族と地隣の關係に就ては多少の異論かある。唯茲に典主との直接關係に非さるか故に論及を爲ささるへきのみ。

第十五項　典終了及其の原因

典の終了及其の原因

典の終了とは一定の行爲若くは事實の發生に依りて、典關係の消滅せらるるを謂ふのである。其の原因を分ちて回贖、典權の消滅及典物體の滅失の三を擧くることを得る。次に其の大要を説述する。

第一目　回贖及回贖權の抛棄

回贖及回贖權の抛棄

典は原主の回贖を解除條件として使用收益を爲す所の權利である。故に原主か回贖價を提供して瑕疵なく典物體の回贖を申込みたるときは、典主は之に應せさるを得さる所てあり、斯くて正當なる回贖權の行使あるときは典關係は茲に終了すへきてある。其の回贖の方法時期及回贖權利者等に就ては前に論及した通りてある。

典は既に回贖權の行使を條件として存在する典主の使用收益權てあるか故に、典と回贖權は必須的の關係に在る。即ち回贖の條件無けれは典は獨り存在し得ないのてある。此の故に回贖權にして有效に抛棄せられ、若くは混同其の他に依つて消滅の時かあつたならは典は此の時に

於て其の性質を變して既に典としての存在を許さるものとなるへく、卽ち典は玆に終了するのてある。更らに又回贖は主たる債務辨濟の一方法てある。故に主債務にして消滅する場合には原主は回贖償擔供の責任を免る。從つて主債務の消滅ある場合には此の理に於て典關係終了の一原因となるへきは自明てある。

第二目　典權の消滅

典權の消滅

典權の消滅に依りて典の消滅すへきは當然の事てあるか、然らは典權は如何なる原因に依りて消滅すへきや、惟ふに典は其の期限の經過、典權の混同及典權の拋棄に由つて完全に消滅すへきてあらう。

典期限の經過

第一、典期限の經過　典の期限は或はこれを限定し或はこれを延長し定まる所かなかつたか現今に於ては整理不動產典當辦法の公布に依つて典には一定の期限の制限を附してあつて、その詳細は既に典の期限の部に述へてある所てある。而して典は一定の期間內に回贖するに非されは原主はその回贖權を喪ふを以て、典主は卽ち進んて自から其の不動產の所有權の所得を爲すことを得へく、典は卽ち玆に消滅すへきてある。唯從前典主か此の利益卽ち典地の所有權取得の手續を爲ささりし爲、典關係は依然存續したるに過きなかつたのてあつたか、今後は此の

關係に依りて解決を見るものか多くなることと思ふ。關東州内に在りては典を質權と看做すことに改められたのは其の稱呼及性質上に多少の異同はあつても期限の一點に於ては共に十年を制限とする點に於て一致を見ることとなつたのてある。

典權の混同及拋棄

第二、典權の混同及拋棄　典權の混同は、相續、贈與、賣買等の爲出典者の權利と受典者の權利か同一人に歸する場合に於て生する。此の場合に於て典權は混同に依りて消滅すへく又典權者か典權の拋棄に依りて消滅すへきは勿論てある。

第三目　典物體の滅失

典物體の滅失

典の物體中、家屋に就ては出火其の他兵燹等の爲事實上に滅失を見ることあるへく、土地に就ては極めて稀有なる事例に於て水沖砂壓し、又再ひ用を爲ささる場合等に依り、所謂一般典得地としての利用價値を失ふに至りたる場合には、即ち以て滅失と看做し得へきてあらふ。斯の如くにして典の物體か旣に其の存在の事實を失ふに至らは其の典物體の占有なり使用收益なりを要素として成立してゐる典權は終に其の存立の基本を失ふものとなる。

典の物體滅失の直接の效果は、典權の終了となるか、典物體滅失の間接の問題として殘るのは典價の歸屬に就てである。之に就ては典物體か典主の責に歸すへからさる事由の爲に滅失し

これか爲に典關係は消滅したるときは、原主は典價返還の義務あるや否やに就ては慣習必すしも一致せす。稀に典契中に之を規定してゐるものかあるか、これなきものに於ては典物の滅失を天意なりとして典主は典價の囘收權を失ひ、原主は其の囘收すへき土地を失ふものなりと云ふ觀念のあることを認める。又家屋に就ては、典主之を燒失せは典價を返還せす類燒なるときは其の一半を受取るへき慣習あるを說くものあるも必しも限定し難い。

第十六項　典の巧賣

典の巧賣

典の名に於て賣の實を行ふもの之を巧典と謂ふ、這は旗民不交產律のあつた當時、公然賣地を爲し能はさるか爲旗地賣買の際に典契を作成したるものかあり、又は事實上典囘贖の意思なくして典出したるものの如き、又は賣契の契稅を免れんか爲に典を裝ふたもの等もあつて、其の形式の如き甚た多樣であるか、奉吉兩省の特別典期間の制限や又は不動產典當辨法等の公布に依りて今後此の種の行爲の行はるることはあるまい。併し如何なる法度の下にも形式と實質とを異にするものかある。或は賣買の登記を爲して其の實際は典であり、或は租の登記を爲して其の實は賣買の意を含むものもあり得る。併し此等は寧ろ意思と其の表示、又は形式法規の效力に關する問題たるへく典直接の問題てはないと謂ふへきてある。

第三款　動産質權

第一項　動産質權性質及種類

動産質權

性質及種類

第一、性質　動産質權は法規判例に於ては質權の名稱を以て呼稱するも、一般にはこれを當と稱し動産を目的物體とする擔保物權たることは、既に質權の總説の部に於て記述したる所である。

第二、種類　動産を目的物體とする質權の設定には區別する所なきも、之に對して主債權の設定を目的とする營業者に就ては奉天及吉林省等に於ける警察營業取締の法規上には之を典當及押當の二に分類してあるのを見る、併しこれは質權其のものの性質上の内容に區別を置くものではなく、營業者の信用、資本の大小に依る警察行政上よりの分類に過きない。而して其の典當と稱するのは押當に比して資本大にして從て其の取扱品に就ては勢大口なるへきを例とし、之に對して押當に在りては資本取扱品共大口のものに非らさる所謂小口の質物を取扱ふ點に區別あるのみてあつて、要するに質權の實體上の分類てはなく行政上の營業取締上の區別に外ならないのてある。故に次には必しも典當又は押當等の字樣に依らす之を質權として記述することとする。

第二項　要件及制限

第一、動產質權成立上の要件

一、動產質權設定者　質物體の所有者は勿論他人の不動產と雖其の承諾を得れはこれを出典することを得るも、動產の質に在りては、設定者は其の物體に就て處分權を有する者たるを必要とすることは判例の示す所てある。之れを表面より見れは處分權を有するものとは所有者を意味するものの如くてはあるか、元來動產は性質上轉々し易きを以て其の占有は必すしも所有者たることを表示するものと謂ふへからさると共に、出質者亦必すしも所有者に非さるの理てある、元來質權に對する擔保物體の提供は主として質權者の占有又は處分に供するを目的とするに在るか故に、他日債務不履行の際質權者の此の種の權利の實行に防けなきことを必要とするのてあつて、若し此の同意權を有する者たる以上は必すしも所有者たるを要せす、卽ち他人の物件に就ても其の承諾を得れはこれを質權の物件たらしむるを得るの意と解すへきてある。

二、主債務の存在　動產質權は其の提供物件を引渡して債權の擔保となすに在るか故に、提供物件の交付に先ち、之を擔保たらしむへき主たる債權の設定に就て相事者の合意あるへきを必要とするは元よりてある。

三、物件の交付　質物は之を質權者に交付して其の占有の下に置くことか一つの要件となつてゐる。而して質權者の占有は繼續して行はるへきものたるを要する。判例は之を以て第三者に對して質權を對抗せしむる上の要件と解してゐる。

質權設定上の制限

第二、質權設定上の制限

一、出質物件　質權を設定すへき物件に就ては、典當又は押當に關する營業取締に關する規定の上には明記してはゐないか、一般に銃砲、火藥、刀劍等軍器兵器に關するものは質物に供することを禁止せられてゐる。

二、期限　質權設定の期限に關しては奉天、吉林兩省に行はるる典當、押當の營業は其の最短期を典當には一年以上押當には十箇月以上と爲すへき旨の規定を有してゐる。併し一般には必すしも一定して此の取締の如く行はれて居らぬ樣てある。

動產質權者の權利及義務

質物に對する質權者の權利

第三項　動產質權者の權利及義務

第一、質物に對する質權者の權利

一、質物處分權　質權者は其の所定の期限に至り主たる債務卽ち其の借受金のか辨濟を爲ささるときは其の占有する提供物件、卽ち質物を任意に處分するの權利を有する。然るに此の處

分に依りて得たる收得はこれを主債務の辨濟に充當するものと解すへきや、又は質物の處分權其のものの行使あるときはこれに依りて質權を消滅せしむるものと解すへきやは理論上問題たるを得る所てあらう。併しなから典當又は押當の營業に於て質權者か其の質物の處分を爲したる際、これに依りて質營業者か利益を得る場合あると共に、損失を生する場合あることを明確に區別して之を認めて居る點より見れは、質物の處分は主債權を消滅せしむるものと謂ふよりは寧ろ質權の完了として一箇の消滅原因と見ることを得へきてあらう。

質權者の質物處分は債務者か所定の期限に債務の履行に遲滯ある場合に於てのみ行はるへき權利てある。故に質權者は期限經過後に於て此の權利を發生すへきのみに過きない。而して質權者か質物を占有するは自己の債權の返濟を得なかつた場合に、之れを處分するの權利を保全するの方法にして有する權利に由るものてあるか爲、質權者は單に質物を保管するに留まり任意に之を使用するか如きは之を爲し得へからさるや明てある。

二、轉質權　動產質權者は質物を第三者に轉質することは典當又は押當の營業上に於ては之を禁止せられてある。併しなから轉質は事實上行はるる所てあつて、判例に於ても質權者は其の質權の範圍內に於て之を第三者に轉質することを得るものとして判例を示されてゐる。

三、 利子請求　質權者は主債權額に就て一定利息を受くるの權利を有する。而して其の額に就ては一般利息には一本一利と稱する制限か行はるる。卽ち重利を認めさるの意である事實は併しなか〳〵に行はれ難い。典當、押當の營業上收得すへき利子に就ては、月利百分の三以上を要求することを得さるものとせられてある。併しこれ亦必すしも此の制限か行はれては居らぬ、通常此の制限を超過して居るのか事實てある。

質物に對する質權者の義務

第二、 質物に對する質權者の義務

一、 質物保管の義務　質權者は質物に對して保管の責を負ふ。惟ふに質物の占有は債權者に在りては自己の債權の擔保に在るも、而かも債務者の爲にも亦其の提供財産の保管を爲すへき義務を負ふ。故に典當、押當の營業者は其の質受を爲せる物件の故意又は過失に就き賠償の責を負ふのみならす、營業者に非らすと雖尙ほ同一の理に於て賠償の責を負ふへきや明てある。

二、 質受戾に對する義務　質物は質權者の債權を擔保するか爲に質權者の占有下に置かれてあるのてある。故に質權設定者の受戾請求に應すへきは特に記述するまてもない明かなる所てあらう。

第十節　占有

第一款　占有の意義

占有の性質及意義

占有の性質、占有はこれを權利と見るへきや、又は事實として認むへきやは各國の立法例に於ても問題とせられてゐる所てあると共に、法律上の位置に就てもこれを獨立したる權利として保護すへきや、又は別に法律に依りて保護せらるる權利行使の關係として取扱ふへきやは解釋上亦從て問題を生する所以てある。然るに從來支那法上に於ては占有は法律上の地位に於ては一定の保護を受け、法律行爲に關する一事實として認められ來つたものてあつた。而して占有權は所謂本權に比して强大に非らすとするの判例あるに徵するときは占有の事實は寧ろ他の本權の延長として著はれたる事實なるを謂ふものてあつて、占有の保護はその本權に由つて生する事實の上に係はるものたることを指すへきてある。故に民律の草案にも占有を以て之を占有權と爲さす、單に之を占有と稱して獨立したる權利として取扱はなかつたのてある。之を在來の支那法の沿革から論すれは占有を業主權取得の一形式と解することか出來ると共に、又業

主權か占有と云ふ形式を以て表はるるものと考察することか出來るのてある。故に占有を以て法律上の權利として取扱ふことは、占有か業主權其の他の正權原に由りて生する場合に於てこれを論するに便宜てはあるか、占有か不正當又は無權のものとして表はれたる場合には理論上權利として見能はさるへく、寧ろ在來の觀念に依り之を權利外の事實として認め、其の正當にして且つ正權原に由るものを保護し、其の然らさるものは之を事實の問題として二者共に法律上其の效果を定むへきてある。

占有の意義　既に斯の如くてあるか爲一般に占有を權利と見る上からは占有權は「自己の爲にするの意思を以て物を所持するの權利」と解せらるるも、茲に占有を事實と見るの結果は占有とは「物に對して事實上行はるる管領」と云ふ樣に解せられてゐるのてある。所謂性質上二箇以上の占有か同時に同一物の上に行はるることなしと云ふ論決を見るに至る所以てある。

占有權の取得及其の區別

第二款　占有の取得及其の區別

占有の所得

第一、占有の取得　占有は事實てある故に占有は「物に對して事實上管領の行はれたるに依りて取得せられたるもの」と解すへきてある。故に其の占有の方法か自己の爲にすると他人の爲にすることを論するを要せないのてある。而して占有は一物に對して事實上には一にして二な

る能はさるか爲、占有の取得順序は、無主物に對しては先占に依りて取得するものと解せられてゐる。故に占有の喪失に就ても亦同義に依りて事實上管領の行はれさるに至りたるきを以て喪失のときと見るへきてある。

占有の區別

第二、占有の區別　占有の類別は之を各方面より見て、或は善意と惡意、完全と有瑕疵、直接と間接、自己と補助等の如く客觀的に之を分ち得るも占有の記述上の便宜として、茲に之を主觀的分類の標準に依り自主及他主並正權原に依るものと無權に出てたる占有とに分ち、併せて客觀的占有の場合をこれに併敍することとする。

自主占有と他主占有

一、自主占有と他主占有　自主占有とは自己の所有としての意思を以て占有するを謂ひ、此の他の意思を以てするの占有を他主占有と稱する。即ち自己の所有物上に行はるる占有は自らこれを行ふ。亦他人をしてこれを行はしむるも等しく自己占有たるへく、これに反して主人の占有に對する雇人の補助占有の如きは所謂他主占有てある。又占有そのものの當否に關しては

正權原の占有と無權占有

二、正權原の占有と無權占有　と分つことを得る。正權原の占有は一に之を正當占有と稱し又これを直接占有と稱することを得る。而して無權占有はまた不正當占有を包含する。尚又正權原占有とは其の占有か實體たるへき基本權ありて生する。即ち所有者の自から有する自主占

有は勿論、質權、賃借權又は保管其の他これに類する法律關係に基つき他人に對して移されたる占有又はこれに對して義務を負ふ所の占有を謂ひ、當然法律上の保護を受くへく。これに反して無權占有とは法律上の原因なき事實上の占有を指す。即ち過失に依りて生する占有又は强盜强奪の如き惡意又は瑕疵ある占有を謂ふ。例せは現行律の內、道路を侵占して房屋を建てたるものの處分を規定したるか如きは、此等無權原占有の一たるへきてある。

第三款　占有の效果

占有の效果

占有は其の正權原に出てたると無權行爲として生したる場合とを分たす、一定の動產不動產の上に管領の行はるるに依りて生する事實てあるか爲、旣に事實の現存する以上、茲に法律上一定の效果を生する。即ち其の二、三を敍述すれは次の如くてある。

善良適法の推定

第一、善意適法の推定　占有の法律上に於ける效果として主要なるものは、其の占有の善意にして且つ適法なることの推定を受くることてある。故に事實上の問題として占有には反證を須す又他人の占有に對する係爭者をして自から占有權原の證明を爲すの責任を負はしむるか如きは此の推定に基つく效果てある。而して特に事故無き限り其の占有の繼續進行を推定せらるるのも亦それてある。

使用收益權の所得

第二、 使用收益權の取得　占有は事實にして善意適法の推定を受くるの結果、其の關係の繼續は更らに占有に伴ふ使用收益權の設定を認容せらるる場合かある。古來土地開墾には豫め、官の許可を受けて後耕耘を行ふを順序とし、法規も亦これを規定する所かあつたか、流民隨時の遊移の爲、又は隣接地乃至無主地に就て、先つ事實上開墾を行ふ者あるに至り終には先報後墾を轉して先墾後報を一般の例するに至つた。此の場合山地荒撫地の占有か繼續して行はれたるときには其の占有者に使用收益の權利を有するものと推定せらるることは既に判例に示された所てある。

必要費の請求權

第三、 必要費の請求權　占有者は其の占有に要したる保存費改良費の如き有益費の支出を爲したるときは、其の利益の現存せる程度に於て其の占有の間複者に向つて之を請求することを得る。勿論これは善意の占有者の有する權利てはあるか、惡意の占有者に在つては之を要求するの權利あることを認めらない。唯嘗て民國六年の大理院判例に其の支出か有利にして且つ必要費なる場合に於てのみこれを要求することを得るものと解せられてある。倘只占有者に於て既にこれに依りて利益を得たるものなるときは通常の必要費は其の占有者の負擔たるへきてある。

第四、占有の移轉及讓渡　占有は事實上これを移轉することを得る。其の形式は物體の交付を以てこれを爲すへく、又當事者の意思表示に依りて讓渡することを得る。

第四章　親屬法

第一節　親屬總說

第一款　親屬の意義

親屬總說　親屬の意義

親屬とは日本民法の親族に似て而して異なるものかある。蓋し日本民法の親族とは普に同宗の血族を指す計りてはなく、異姓の配偶者及姻族をも尚ほこれに包含して居るか、支那法上律の定むる所に依れは親族とは專ら同宗族の親を指すものとなつてゐる。律の昭穆相當之親族とある內に「夫同宗然後有二昭穆一、異姓無二所謂昭穆一」とあるのは其の意を明にしたものである。而して律例の上に、同宗族の親を表はすには多く親族の二字を用ゐ其の族親と姻親とを併せてこれを指稱するには親屬の二字を用ゐてゐる。試に親、屬、族の意義を按するに其の大義を示せは次の如くてある。

親の意義

第一、親　親は親愛の親であつて、元と和親の意義より出て終には相和親する間柄、即ち關係其のものを示すに至つたものて、それか直ちに大義滅親の親の如く獨立して親族關係を指稱するものとなつたのてあつて、此の他「親親故尊レ祖」なとある用法に徵すへきてある。而かも

親は其の血族を指すものとして意義せられてあるにも拘らす、法律上には常に內親、外親、正親、旁親等の如く複合形の文字として使用せられるのか例てあるのに徵すれは、此の間正系と旁系をもこれに包含し、今日の所謂親族の意として用ゐらるるを見るへきてある。

屬の意義

第二、屬　屬は禮大傳に「親者屬也」とある註に「夫以レ卑而屬レ尊、以レ幼而屬レ長、以レ庶而屬レ嫡、以レ旁而屬レ正、親族之道、如斯而已、故曰、親者屬也」と說きたるは悉く父祖、兄弟、庶嫡の總ては同一宗祧に從屬する意てあつて、而かも親字と同しく字義は相互の關係を言ひ表はすものとしてある。尙又然るにも拘らす同義なる親字と合して親屬、族屬、家屬の如く複合形の文字として使用せられてゐる。

族の意義

第三、族　族は群族の義てある。「族者湊也、聚也、謂二恩愛相流湊一也、上至二高祖一、下至二玄孫一、一家有レ吉、百家聚レ之、合而爲レ親、生相愛死相哀痛、有二會聚之道一改謂二之族一」とある。以て族の本義は血族を指稱するものたるを見るへく、而かも其の法律上の用字例としてはこれに親等關係の字樣を加へて、父族、母族、妻族乃至宗族、九族三族の如く複合字形を以て用ゐられてゐる。

親、屬、族は之を要するに同一血族間の集聚を指し、特に其の相互間の關係を稱するものと

謂ひ得る。此の意に從へは親、屬、族の各文字は、互に相關聯したる意味てある。而してこれを代表せしむへき字樣としては日本民法は親族の二字を以てして居り、支那法には親屬の二字を以てしてゐる。蓋し日本民法の法制に用ゆる親族の字義には、配偶者又は姻族の如き異宗を包含するも、支那法の上に在りては單に親族と云ふときは常に同宗族を意味するものとなつて居り、兩者の意義は自から區別せられてあり通用を許ささるものとなつてゐる。併しなから更らに支那法上の術語としての用例に就て案照するに、此等の同宗親及其の族親又其の姻族親たるとを問はす總てこれを包括總稱するものは親屬の二字てある。然のみならす民律草案にも亦此の文字を用ゐて居るの事實もある。依て旁々茲に日本民法に於ける親族の意に類する字義として特に「親屬」の字樣を用ゐることとした所以てある。

第二款　親屬關係の發生及其の範圍

第一項　宗親及擬親

宗親と擬親

親屬の關係は原則として(一)血統に因りて生し、これを宗親と稱し又一に之を族親と謂ふ。民律の草案にも亦此の字樣を用ゐてゐる。而して直接に血統に因らす(二)法の擬定に依りて發する親屬關係を擬親、擬宗親と謂ふ。惟ふに血統關係の發生は一に婚姻に發するか故に、擬定

親屬の初を夫妻と爲すへく、茲に外親及妻親の關係を發生し又其の婚姻に依らさる養子縁組及ひ更らに恩義名分に因りて生する關係者は皆これを親屬に擬定したもてのある。之を要するに血族と血族に參加する外、血族の姻結を認めて其の關係を擬定し、以て血族に準せしむるに在る。

族親

族親間の親屬關係

第二項　族親

第一目　族親間の關係

血族に因りて生する親屬を宗親と謂ひ、宗親の關係は又一に親子の關係より發し、(一)子は其の出生に依りて父母との間に親子の關係を生すると共に、更らに其の父母の血族者たる祖孫叔姪、兄弟、姉妹等の間にも亦親屬關係を有するのみならす(二)若し其の父母の間に無效の婚姻かあり、其の子か此の無效の婚姻に依りて生したる場合又は私通の結果に基つくものなるときは子の親屬關係は父母の一方に對してのみこれを認むる場合かあり、(三)若し又父母の一方か賤民なる場合若くは同母異父の關係に在る者の間には、子と親とは親屬關係を有するものとせられてゐるの例かある。勿論賤民と稱する如き身分的の階級觀念は今日に於て法律上其の存在を否定すへき一應の理由はある　、蒙古地方及其の他には今尚ほ此の關係は明かに存在を認

定せさるを得さるは論理に非らすして現に事實てあることを知らねはならぬ。
階級觀念は今日に於て法律上其の存在を否定すへき一應の理由はあるか、蒙古地方及其の他には今尙ほ此の關係は明かに存在を認定せさるを得さることもこれ亦論理に非らすして事實てあることを知らねはならぬ。

第二目　族、親屬　範圍

親屬の範圍

宗親の範圍

支那古來の宗親の範圍は之を經典歷代の法制に照せは、九族を以て斷とすることは己定の制例てある。而して九族の範圍は父族四、母族三、妻族二、併せて九族と稱するものと、自己を中心として高祖より元孫に至る同族親の範圍を以て九族とするものとの二法かあり、明の律は後者に據つて居り、淸朝の制も亦これに依つて定まり現在も亦これに準據してゐる。卽ち自己を中心として直系親は四世の高祖より元孫に至り、又旁系親は自己より横推して三從兄弟に至りて已む。卽ち兄弟、堂兄弟、再從兄弟、族兄弟は同しく四世高祖の孫てあるか故てある。斯の如くにして支那法制上の宗親は九族とはなつてゐるのてある。併し實際上五世の祖と五世の孫とか世を共にして生存するの例は殆んとあることなく、名分上は兎に角として事實上には徒らに法度の煩雜を見るに過きない。これを自己より計算して單に六等親内の血族を標準とする他

の外國法のあるのに比較するに、此等は上下を通すれは直系に於て十三世となるに比して支那法九族の制は寧ろ世數を縮少したものであつて、却て實際の事情に適合したものと謂ひ得る。九族親の範圍は民律草案には親屬の範圍を定むるに當り本宗親屬を四親等內の宗族と稱してゐる。此の親等の計算法は自己より世數を同祖に遡らしめて、更らに同祖より其の求むる所の者に至るまての世數を以て親等を定むるもので、支那法には全く新なる計算法である。蓋し支那從來の親等は專ら服圖に於て定められ、親等計算法と稱すへき制式を有して居らなかつたのて、卽ち茲に親等に依りて親屬の範圍を限定し若くは言表はすの制を定めんとするものてあつて、實質上には大なる影響のあるものてはないのてある。

婚姻に由りて生する親屬關係を姻親と稱する姻親は、之を夫妻外親及妻親の三とする。

第三項　姻親

第一目　夫妻

血統關係に因る親屬は其の初めに於て一に親子の關係より生する。然るに親子は又主として婚姻に基く夫妻の關係より生する。而して夫妻の親屬關係は又一に婚姻に因て出てたるものである。而して既に婚姻に依りて本宗の外より入りて宗親となるへき夫妻の親屬としての身分は

法度の擬制する所てあつて、即ち夫妻は族親に對する擬宗親の一つてある。民律草案にも妻は夫の宗親、外親に對する親屬關係は夫に同しと規定したるものあるはそれてある。

婚姻より生したる親屬關係は(一)古來夫妻一體主義の行はるるに因り、夫妻は夫妻兩系を一體として妻は夫と同一なる宗族親となり、更なに其の關係をこれに因由せしむる。即ち(二)妻は夫の親屬との間に親屬關係を生し、(三)夫も亦妻の親屬との間に親屬關係を生し、(四)更らに後妻と前妻の子、(五)妻と養媳又は養婿との間に親屬關係を生し、而して更らに(六)夫に對して妾は身分上妻に比して低下するも妾も亦家長又は親屬に對して親族關係を生し、其の生れたる子女も亦妻の子と同しく親屬たるへく、自己も亦庶母、庶祖母としての地位に立つのである。

第二目　外親

外親とは宗親か血族の男系的關係てあるのに對して、女系に依る血統上の連續を以て成る親屬關係の謂てあつて、等しく婚姻に基つく擬定の親屬關係てあり、共に律例の服圖に記載してある三親の一に算する所の母族の親屬範圍を指したものてある。言葉を換ふれは母方の親屬か出嫁したる母を通して、其の父家との間に生したる親屬關係を指すものてあると共に、夫家よ

り見れは其の入嫁し來りたる母を通して其の母方との間に生したる親屬關係を謂ふのてある。外親親等の範圍は律例の示す所に依りて定まつてゐることは後に揭くる圖表の示す如くてあつて、宗親圖と同一てある。民律草案には、三親等內の外親を親屬と稱することに明記せられてゐる。

第三目　妻親

妻親

妻親とは夫と妻との本生親族の親屬關係てあつて、夫より見たる妻の本生親族を指し、共に婚姻に依りて生する擬定親てある。而して妻親の稱呼は、專ら夫か妻の宗親に對して有する親屬關係の意てある。而して夫の宗親と妻の宗親との間には法律上親屬關係を發生せぬものとなつてゐる。

妻親の範圍

妻親の範圍は妻親服圖に依つて定まつて居り、直系親は妻の父母、妻の祖父母卽ち外祖父母てあり、また旁系親としては妻の伯叔及姑妻の兄弟竝に其の婦妻の兄弟の子、妻の姉妹及妻の姉妹の子に限られてゐる。民律草案に妻親に就ては二等親內の妻親を親屬の範圍に在るものこ記載せられてあるのはそれてある。

第四項　養親子

養親子

血統關係に依りて生する宗族及擬定に依る姻族の外に、更らに養子縁組に因る親屬關係の發生を認めてゐる、共に擬制親てある。

所後の父母と過繼子

第一、所後の父母と過繼子及過房子　養子縁組に依りて他家の祭祀及財産の承繼を爲すものを過繼子と稱する。其の養父母を所後の父母と謂ひ、過繼子を人後の子と稱する。過繼子は條例に之を過繼子と謂ひ繼子又は嗣子とも謂ふ。

過繼子は家に宗祧承繼の實子なきとき、又は承繼せしめ能はざるとき一般に兄弟の子を招入議立するを例とする。卽ち同宗中より昭穆の序を正して繼嗣を立つるを正式とするも、若し入るへき子なきときは同姓中より容るることの出來るものとせられてゐる。而して其の嗣父と過繼子との間には其の過繼に依りて宗親關係を生し、嫡出子の身分を收得する故に他の親屬に對しても全然實子と同一なる親屬關係を生する。而かも其の生家に對する關係は絶縁するものに非らすとせられてゐる。過繼子はまた一に過房子とも稱する。

過房子

養父母と養子女

第二、養父母と養子女　養子とは他人の子を養ふて子となしたるもの謂てある。其の過繼子との差は過繼子は家に宗祧を承繼すへき子なきとき同宗の子を容れて宗祧を承繼せしむるに在るも養子に在りては必すしも然らす、所謂宗祧の承繼を爲さしむるに非らすして唯異姓又は同

姓異宗の子を養ふに在る。故に、義子は其養父母に對しては養男又は養女と稱し、兩者の親屬關係は所謂宗系上に於ける身分關係に在るものに非らすして、一生相依倚することを得るのみ。故に概括してこれを論すれは義子とは宗祧の承繼に與らさる同宗又は異宗の子にして、唯養父母と養男女との間に於て親屬に準するも、其の恩義の大小厚薄に依りて或は實親子に準し、又或は雇傭工人の關係に在るものをも之を包含するものとなるのである。滿洲地方に於て幹父母幹子女と稱するのは即ちこれに該るものである。

幹父母

養父母と養子

第三、養父母と養子　養父母とは、三歳以下の遺棄兒及同宗の子を撫養するものを併稱するに在る。而して遺棄兒四歳以上の兒を收養したるときは玆に所謂養子に非らすして義子の關係となりとの說あるも、滿洲地方には此の點に區別する所なき樣てある。尙又同宗の撫養したる子を立てて嗣となすときは、別に所後の父母と人後の過繼子との關係に變すへきものとなる。尙又養父母と養子との間には其の一身を限り相倚依し、養子は養父母に對して齊衰期年の喪に服すへきものなるか故に、所謂親屬に準すへきものなるや明てある。

養子女と其の生親との關係に就ては一般に遺棄子は養父の姓に從はしむるか故に、概して生親との親屬關係なきを例とすへきも、同宗撫養の子に對しては、養父の關係なく唯養母として

の關係あるに留まるか爲、養子と其の生親との親屬關係は絶緣する筈かない。故に養子は其の生家と絶緣するものとせさるものとを含むものと解すへく、唯螟蛉子と稱する養男に在つては姓の異同に關することなく、常に生家との絶緣せられたるものに限る。故に單に生家絶緣の關係より見れは收養の遺棄子も亦螟蛉子中に算せらるへきてある。

螟蛉子

第五項　恩義親

恩義親

恩義親も亦法の擬制に因る親屬關係てある。卽ち直接なる血統關係に因るものてはなく準親子の關係てある。別にこれを繼父母、嫡庶母子、慈母子、乳母子の關係と謂ふ。此等は地方的に多少の異同はあるか、大體に於て一貫したる親屬關係となつてゐる。卽ち次に律例其の他に基く一般の敍述を爲すこととする。

第一目　繼父母

繼父子

第一、繼父子　繼父とは(一)母の後夫の意てあつて、現に同居し又は同居したることある者を指稱する。而して此の場合に於て其の子の母は其の父の正妻なるをことを要せさるも、一方に於て母は必す後夫の正妻たるへきを必要とし、尙ほ又(二)子は母の後夫と現に同居し、又は同居したりしことを要とする。此の場合に於て母か子を伴ひて改嫁したると、父家に留まりて

後夫を招入したると否とに依りて區別する所はない。

繼父子の親屬關係に就ては同居繼父は繼父及前夫子に對し大功以上の親あると無きとに依りて服を異にするも親屬關係は同一であり、(一)繼父と妻の前夫子との間に父子の關係を生し實父子に準する。(二)繼父及其の親族と前夫子及其の配偶者、又その直系卑屬との間には、法律上親屬關係を生せさるも一般にはこれを親屬として取扱ふ例もある樣てある。

繼母子　第二、繼母子　繼母とは子より父の後妻を指稱するに在つて、而して繼母は父の正妻たるへきを必要とする。繼母と前妻子との關係は之を實母子の關係に準する。即ち繼母及本生親族と前妻子及其の配偶者直系卑屬との關係も亦實母子より生すると同一の親族關係を生する。

第二目　嫡庶母子

嫡母子　第一、嫡母子　嫡母とは妾生の子より父の正妻を指稱するの語てある。故に正妻の子は其の實母を呼ふに親母と稱するも嫡母と謂ふことはない。嫡母と庶子との關係は全然實母子の關係に準し、嫡母の本生親族及庶子の配偶者、直系卑屬の間に在つても、亦同しく實母子より生すると同一の親族關係を生する。

庶母子　第二、庶母子　庶母とは正妻又は他の妾生の子より父の妾にして子女あるものを指稱するの

語てあつて、即ち父の妾なることと、子女あることとか要件てある。而して(一)庶母と嫡子庶子の間には最も輕き程度に於て母子に準する、即ち服に於て杖期の喪あるのみ。また(二)庶母と嫡子、庶子の直系卑屬との間に於て、嫡庶子の子は其の父の庶母即庶祖母に對し、小功の喪に服すへく嫡庶子の子の妻は夫の庶祖母に對して無服たるも、夫妻一體の主義に依り親族關係あるものと謂はれてゐる。

第三目　慈母子

慈母子　慈母とは庶子より己を撫養したる父の別妾(實母に非さる)を指稱するの語てあつて、而して慈母と慈子との間には生母子の關係に準するものとせられる。慈子の妻は慈母に對しても同一てある。併し慈母と慈子の直系卑屬との關係若くは慈母の本生親と慈子又は其の直系卑屬この關係は直接親屬關係はない。

第四目　乳母子

乳母子　乳母子の關係に就ては乳母とは母の妾にして己を乳哺したる者たるへしとの說と、父の妾たるを要せす、只幼より乳哺の恩あるものたるへしとの二說を生せるも、第一說は寧ろ庶母子の關係となる故に、第二說に從ふを妥當とすへきてある。唯別妾か他の妾の子を撫養するは必す

しも乳哺を要とせさるも、茲に乳母は唯た乳哺の恩を有する點を異にすと謂へきてある。多くの場合、子女を夭殤せしめた別妾か他の妾生の子女を乳哺する場合に於て生するものと見るへきてある。而も乳母の位置は年期を以て雇傭する乳婦乳娘とは混同すへきてはない。而して乳母子の關係は唯乳哺の恩義に由りてのみ生するものなるか爲、其の親屬關係として子は乳母に對して緦麻の服あるのみにて、他に其の關係を及ほささるものとせられてゐる。

第三款　親屬關係の消滅

親屬關係の消滅

親屬の關係は其の宗親たると擬制親たるに依りて其の消滅原因を異にするも、要する所は其の親度の事實上に於ける疎隔に胚胎する。

第一、宗親屬

宗親の解消

一、宗親　宗親は事實上血統關係に基つくものなるか爲、事實上に表はれたる死亡以外に親屬關係の消滅すへき筈はない。併しなから血統の連續關係は更らに事實上死亡あるも爲に斷絕すへきものに非さるか故に、親等に於ける事實の關係は消滅し能はさるの理てある。唯律例服圖に依りて定められたる宗親九族の範圍は當位者の死亡に因りて其の親等を進むるに至るへきか故に、これに包括せらるる各親等に於て變化を生すへく、四親等の高祖は遠祖に入りて九族を脫

し、別に四親等の元孫を加ふると共に之を列に配しては兄弟姉妹、これを上にしては伯叔、姑、これを下にしては姪孫の階級順位に各一親等の變化を生すへきのみてある。

出母、嫁母の親屬關係解消

二、出世、嫁母　出母とは父と離婚したる母を謂ひ、嫁母とは改嫁し若くは夫の死後後夫を招入したる母を謂ふ。而して共に必す實母たるへきことを要する。而して實母たる以上は父の正妻たるへきを要せす父の妾たるも同義てある。更らに又離婚又は改嫁したる事實あるに依りて親屬關係の解消やらるる場合かある。此の場合に於て(一)此等出母嫁母と其の實子との間には共に一身間を限りて親屬關係を有するのみにて、子と母との本生親族との間及母と子の直系卑屬としての親屬關係は消滅するものとせられてある。唯(二)子の妻は夫妻一體の主義に依り姻族としての親屬關係を保持するのみてある。而して(三)嫁母の父母は、直接親族關係はないか新母に對しては小功親としての關係を保有せしめてある。

子女賣斷に因る親屬關係の解消

三、賣斷の子女　子女の賣斷あるとき子女と本生親屬との間に於ける親族關係は消滅する。唯他日之を贖身したるとき又本來の關係を回復するものとせられてある。賣斷の風は近時漸く少きも蒙古人間に於けるものの如きは今尙ほ此の風の頗る多きを見る。

姻親屬關係の消滅

第二、姻親屬　姻親は夫妻の婚姻に依りて發生し、且つ連續するに在るか故に主たる婚姻の

解消あるときは主妻の關係は玆に消滅すへく、而して婚姻解消の原因は、婚姻の取消、離婚及妻妾の改嫁に因るを常とす。卽ち此等の原因に依りて一度婚姻の解消あれはこれを基本となせる外親又は妻親の關係も亦玆に消滅するの理てある。

養親子の親屬關係消滅

第三、養親子　養子緣組より生する親屬關係は概括して之を謂はは養子緣組の解消に依りて消滅するの理てある。例せは

一、過繼子　所後の父母に對して人後者として有する準血族たる關係は、過繼子の改立あるに依りて解消すへきも、唯其の改立後に於ける子の親等關係は所後の父母の家には血統宗親として留まるへきてある。

養父母と養子との親屬關係解消

二、養父母と養子　養父母と養子との間に於て其の終身倚依する準親子の關係は單に親子に準するに在つて、所謂親屬たる直接關係に非さるか故に、從て親屬解消の問題を生せさるの理てある。唯事實上の關係として見るへきてある。

養父母と養子との親屬關係解消

三、養父母と養子　(一)養子緣組の離緣に因りて親屬關係消滅すると共に、(二)養母か離婚し又は改嫁し他家に入るときは養母は養父と義絕するか故に、養子女に對して母子の關係は消滅する。

第四、恩義親

繼父子の親屬關係解消

一、繼父子の關係　繼父子の關係は繼父か母の後夫たるに因りて生したる親屬關係なるか故に、母か繼父と離婚し、又は改嫁したるときは其の關係も亦消滅すへきてある。

繼母子の親屬關係解消

二、繼母子の關係　繼母子の關係は唯繼母か父の妻として生存する間に限るものであつて、若し繼母か離婚改嫁したるとき又は死亡したるときは此の關係は消滅する。併し父の死後繼母か父の家に留まり後夫を招入したるとき、又は繼母の子を伴ひて後夫の家に入りたるときは所謂「從繼母嫁」と稱し母子雙方一身のみ外姻關係を保持するものとせられてある。

嫡母と庶子との關係親屬關係解消

三、嫡母と庶子との關係　嫡母と庶子との關係は、嫡母か父の正妻たる間に限るものなるか故に(一)嫡母か離婚改嫁するときは兩者の親屬關係は全然消滅し、又嫡母の本生親族と庶子との關係も、亦嫡母の死に依りて消滅すると共に、庶子か嫡母の本生親に對する關係も亦消滅する。

庶母と嫡子庶子との親屬關係も亦庶母と父との婚姻解消に因りて消滅する。

慈母及乳母子の親屬關係解消

四、慈母子及乳母子の關係　慈母は事實上の撫育の恩に基き乳母は乳哺の緣に因るも、此等の關係は又別に父の妾たるに因るか故に、妾か父との關係を離るれは慈母の關係も亦消滅すへ

くまた乳母の關係も同しく解消せらる。

第四款　親屬の親等及服

第一項　親屬の親等

親屬と親等

親屬親等は、律例服圖に本宗服圖、外親服圖及妻親服圖の三様に記載してある。然るに民律草案にはこれに新なる親等を記入したる圖式を用ゐてある。律例に記載する所に比すれは了解し易しい點かある。故に其の圖式に依り兩者を併せて圖表となし、次にこれを掲くる。

（別圖の如し）

第二項　服

第一目　服親

服

服親

支那古來の禮制上、死者に對する禮を最重要のものと爲して居り、凡そ死者あるとき其の親族は其の死者との尊卑又は恩義の厚薄に依つて一定の期間喪に服して哀悼の情を表すへきものとなつてゐる。卽ち其の間一定の行爲を爲し、又一定の行爲を爲しへからさるものとせられてある。而して此の喪服の制は支那歷代の親屬關係の輕重を定むへき標準の基礎を爲すものて、其の結果は犯罪其の他の斷罪上にも深く關係を有するものてある。故に茲に親屬法上親屬範圍の

限定には直接の關係はないか、親屬關係か一に此の親屬の服制に由來するものなるか爲、前揭の親等表の上に參考として併せて表示したる由以てある。依て次に服の種類及其の等級の極めて大要を敍述することとする。

第二目　喪服及喪期

喪服の意義

第一、喪の意義　喪とは喪の禮を謂ふ。喪服は喪禮の儀制てある喪制は又服制を主たるものとする。卽ち喪は期間を主とし一定の期間中心裡に懷く哀痛を一定の服裝によりて外貌に表彰するの制を謂ふのてある。故に茲に死者あれは一定の喪かあり、喪中に一定の服制かあり。而して更に喪服の期間の制を爲すに至つたものてある。滿蒙に於ける喪服の制には明ならさるものかあるか故に茲には律の改むる所を敍述することとする。

喪、服、期の等級

第二、喪、服及其の等級　喪服の等級は淸律に依れは斬衰、齊衰、大功、小功、緦麻の五種と分ち之を五服と稱する。而して之に一定の期を配するか爲に八等の服を定めてある。

喪服の制式

喪服は衰と裳との二より成り其の上に著するを衰と謂ひ、其の下に著するを裳と謂ふ。併し現今は唯衰のみにして裳の制は殆んと行はれさるか如し。而して(一)「斬衰」は父母及承重祖父母の爲にする服にして、五服中最も重く極めて粗なる生麻布を用ゐて作る。斬とは其の衣旁及

斬衰

下際皆緝縫せさるを謂ふに出つ。冠、履皆制かあり必す杖を携ふ所謂哭杖と稱するか是てある。

齊衰　(二)「齊衰」は斬衰に次くの服にして、祖父母、伯叔父母、兄弟、子女の爲に用ふ。齊衰は稍粗なる生麻布を用ゐて作り、衣旁及下際を緝縫す。齊の意は之を指すものてある。冠は布履は疏草又は麻を以て作り或は杖を用ゐ又之を用ゐす。

大功　(三)「大功」は齊衰に次くの服なり、布の少しく練りたる稍粗き布を以て作る布の粗なるを云ふ。大功には哭杖を用ゐす、冠履齊衰に同し。

小功　(四)「小功」は大功に次くの服にして布を練り稍細少なるものを用ふ。布の大功に比して精細なるか故に小功と謂ふ哭杖を用ゐす。

緦麻　(五)「緦麻」は五服中最も輕き服なり、緦麻は通常の衣服に用ふる細絲を以て織りたる布を以て作る哭杖を用ゐす。

祖免　五服の外に別に「祖免」と稱するものかある元より正式なる服制に由るものてはないか、唯素服を著し尺布を頭に纒ひ以て弔意を表するに在る。所謂五服の閏卽ち五服五世の外に在る者に對するものにして服外の服と謂ふへきてある。

喪期の制　**第三、喪期**　喪服に在るの期間卽ち喪期は歴代に變遷ありたるも、斬衰に三年を制とし齊衰に基年卽滿一年、大功に九箇月又は三箇月齊衰及小功に五箇月緦麻に三箇月の期間を定めてある。

此の他繼父母、養父母、嫡母、父祖妾、嫡母出母等夫々の服其の他正服義服等其の外記述すへきもの甚た多きも玆には之を省敍とする。

第五款　親屬の效果

親屬の效果

親屬關係の發生は、其の他の親屬との相互間に種々の效果を生する。其の

親屬の私法上の效果

一、私法上の效果　私法上の效果としては(一)喪服の關係を生し、(二)婚姻に關して同宗親族及外姻有服者間の婚姻は禁せられ、尤も同姓間の婚姻を禁するの例あるも、元と全然血統上關係なき同性者の婚姻は事實上に行はれ居る。また(三)新屬互に扶養の義務を發生するの外、最も重大なるは相續問題てある。卽ち宗祧承繼、財產承繼の權利義務を發生し、家族の關係も亦新に發生すへく等しく私法上の效果てある。

親屬の公法上の效果

二、公法上の效果　公法上の效果としては刑事上の罪に對しても親屬關係の爲或は特定の罪科を構成し、或は特定の罪科を免かる。例せは惡逆の罪、又不幸の罪あり罪科特に重く或は親屬の相盜に其の罪科の責任を免かるるか如き、共に其の例と爲すへく、尙刑法上に於ける親屬の範圍に就ては刑律第八十二條を參照するを要す

第二節 家制

第一款 家及家の組織

第一項 家の意義

家の意義

支那法制上　家は人の血統的團體たる親屬卽ち宗親を中心となしたる集團の內に在つて、一共同生活團體を成し國家組織上の單位と爲つたものを指稱するものであるか、而かも一面には名分に因る血統關係より分離したる生活的の實際に基く組織に與へたる觀念を表はすものとなつてゐる。故に家の觀念と宗祧の觀念とは必すしも一致するものではなく、從つて實際上の問題としては自分を主とする宗祧の相續と、財產を主とする家の相續とはこれを分離して考ふる必要かある。卽ち此の關係は實際上の問題としては常に各別に取り行はれてゐるからてある。此の點は日本の民法上に於ける家屬制度の觀念と、甚しく差異ある所てある。卽ち日本の制度に依れは家とは宗祧相續たる宗親血統の承繼と、血統者の生活的の集團狀態の承繼とを同一に考へて居る。卽ち宗祧に關する家名と家族の財產關係に在る家產と兩者を併せて同一なる家の觀念中に包含せしめてある。故に日本には本宗と分宗卽ち、大宗と小宗とを本家と分家とに分ち

而して實際上の家屬の關係は之を戸と稱してある。故に單獨なる家屬制度の方面より見れは日本の家族制と云ふのは宗屬を主とし支那の家屬制度は實際生計を主とするものとなる。故に日本は家に本家あり、又分家かあり、且つ各々戸主かあり、支那には家に家長かあるのみ宗親關係は全く別に在るの理となるのてある。

第二項　家の組織

家の組織　家は家屬の生活的集團てある。而して家長と家口との二より成る。而して家長は家口を統率し更らに原則上一家の最尊長となり、家を代表し外に公法上の責任者となり内に對して家口を保護すへき地位に立ち家口はこれに倚つて團結を保持する。

家は宗親の生活的集團てはあるか、其の宗との關係は當初同一なる宗に出てては居るものの其の家にして分家すれは其直宗も亦分れて分家と分宗とは同時に行はるる。故に其の結果より見れは一家即ち一宗とはなるも、併しなから之を宗系より見れは宗系は直系嫡男の襲ふ所なるか故に宗親系統は常に嫡長子孫のみこれを承繼するものとは爲る譯てある。

第二款　家の設立及廢絶

家の設立及廢絶　家は經濟生活上の集團てあつて國家組織の一單位を爲して居る。これか爲漫に之を創立し又

徒らにこれを分離せしむるを欲しないのは一般の原則てあり、且つ所謂九世同居を理想とした る支那法の上には嚴として動かさる慣習てあつた。併しなから經濟組織の變遷は常に生活の根 據を動搖せしむるに至るのか必然てあり且つ事實てある。この故に事實上に於ては此の理想は 殆んと破れ新なる家の設立と廢絕とか頗る頻繁に行はるるに至つた。今其の重要なる一、二の原 因と結果とを說かんとする。

第一項　家の設立

家の設立には分家、創家及附籍の三を思定することか出來る。

第一目　分　家

分家の意義及其の時期

第一、分家の意義　從前の一家を分割し、新に二以上の家と爲すの謂てある。而して分家に 就ては、戶部の則例に祖父母、父母の在世中は其の子孫に於て戶籍を分ち財產を分割すること を許さすとの制限かある。而して祖父母、父母の喪期中に在つても同一なる制限に服すること となつてゐる。併しなから此の制限も所謂九世同居の理想に基つくものてあつて、其の家にし て富めるものは兎に角、其の家にして豐かならさるものは、家內の同胞等か各其の生活の必要 に迫まられ祖父母の死後又は父の死後の久しからさるに分家を行ひ、又其の家計の都合に依り

ては、父母在生中にも之を行ふの例はある。民律草案に父母の同意を得れは之れを行へ得へきものと認めて居る規定のあるのも亦この事情を認めたるに因るものである。併し一般には父の在世中は之を行はす、父死して他に家の實經濟を執るものの生した際には、分家を行ふものも多い。而して分家に際し、母命を奉して家を分つ旨を明にしてあるのは其の例として甚た少くないのも、父母在世中分家分産を爲すは原則に反するものたることを明にしてあるものである。

分家の效果

第二、分家の效果　分家直接の效果は家の分立である。而して其の結果は其分家間に於ける關係、家屬に對する關係及家産に關する關係の各方面に及ふ。

一、各分家　分家は其の直接の效果として各家の分立を見るのみである。即ち分家は一家を廢して二家以上に分立せしむるに在る故に、各家と家との間には事實上に宗家分家の關係あるも、法律上本家分家の如き關係なく各家は平等に對立する譯である。唯宗祧の直系的承繼及封爵の如き榮秩は長男の家に承繼せらるるのみである。

二、家屬　家屬は分家の效果として各家に分屬する。故に其の新なる分家長の妻子等は其の夫の家に入り、婢僕の如きも其の家長に從つて其の分家の家に入る。

三、家産　家産は分家に際し、各分家者間に分割せらるへきか通例てある。其の分割の方法は先つ全家產を各分家者の數に應して豫め分割し、家神の前に鬮を用ゐて其の分得額を定むる。即ち分家に依りて家產は各分家者間に分割承繼せらる。而して家產は分家者間に分割するの外、或は父母生前の分家なるときは父母養老の爲、養老部分を分家外に置きて父母の手下に除留し置き、他日之を分家者間に分割するの例もあり、又長男額として之を長男に與ふるの例もある。

第二目　創家

創家　創家は戶籍外の家屬か新に家を立て、又は新に廢家を再興する場合等に生するか例てあり、滿洲殊に蒙古地方の如き奴婢多き所に在りては、彼等をして一家の創立を爲さしむるものかあるも此等は、一に家長の意に依りて定まる。

創家あるときは其の效果として創立者は新に家長たるへく、其の有する所の財產は其の創家家產たるへきてある。只從前の家產とは何等關係なき別乎の新なる家產たるへきのみ。

第三目　附籍

附籍　附籍は戶口籍に在らさる。例せは流懸の如き他地方の者か其の原籍地方に於て除籍せられたる場合、現住地に於て新たる行政區劃內に附籍するか、又は原籍地に發遷して更に一戶を立て

しむへきやは當該地方官に於て處置すへきものとなつてゐたのてある。卽ち此の場合に於て新たる行政區域內に於て一戶を立つるは、特別なる事情卽ち所謂附籍を原因となせるこれ亦一の創家に外ならすとす。

第二項　家の廢絶

家の廢絶

支那法上家の廢絶には合家、廢家及絶家の三場合を想定することを得る。

第一目　合　家

家は一にして從つて家長も亦一たるへきは原則てある。然るに家の承繼は宗親血統を唯一の系統と爲すか爲、從つて原則として家系の延絶あれは家の宗系は茲に廢絶せらるへき筈てある然るに事實上其の宗系に血系の絶へんとする場合の生して來ることは多く其の例のある所てあつて、而して此の場合に於て最も普通の例とする所は過繼子を議立招入し、主として被相續人の兄弟の子を之を撰入し、以て宗祧を承繼せしむるか常てはあるか、若し同宗にこれに充るへき適當の者の無かつた際、他家の宗祧を繼ける者か更に他の家の宗姚を承繼する場合かある。

雙祧又は兼祧

雙祧又は兼祧の承繼と稱してゐるのはそれて、餘り多くはないか、而かも往々見る所の例てある。而して斯の如くにして二家以上の家か一系に合すれは事實上二家の系統か一家に雜はり、

即ち二家は合して一家となりたる結果、分家の場合の反對に一家は爲に存在せさるに至る。所謂事家上より此の場合を一家の廢絕と看做したものてある。

右の如く雙祧又は兼祧の效果は獨子一身を以て兩宗三宗を承繼することとなるか故に之を結果から見れは合家てあつて、其の直接の效果としては其の家產及家口を併せて獨子一人の下に歸屬するの理てある。併しなから獨子にして他日多子あるときは其の合併したる家を分ち、其の嫡に併せたる宗祧を承繼せしむるを例とするより歸納すれは、形式上に於ては合家てあつて法理上からは宗祧の兼繼てあることを疑はぬ。法語上に之を兼祧と稱するのは此の意を示したものに外ならない。

第二目　廢家

廢家は法規上之を特に規定してゐるものは無いのて、事實上に之を論定するの外はない。而して廢家とは自から其の家を廢するに在るか故に、宗祧の廢絕を許ささる支那法上の見地からは頗る重要のものとして取扱はれて居り、從つて大宗の家に嗣なきとき小宗の家を廢して大宗の家を繼くことを許されてゐる。舊制に依れは封爵ある家、又は戰死者の叔伯父の後を立つるか爲に獨子か出て其の家を廢することを認めてある。併しなから實際上斯の如き場合には前項

の如き兼祧の方式に據るものか多いので、廢家の行はるるのは事實多くは無い樣である。

廢家の效果

廢家の效果としては、廢家の家口は他の家に入ることである。而して廢家は更らに設立再興せらるる場合は前に掲けたる創家の手續に依るへきである。

第三目　絶家

絶家

絶家は廢家の如く自から其の家を廢絶せしむるものでなく、專ら事實上の結果として表はる場合か多く、其の主たるものは家屬の缺けたる場合である。併し家長一人あるも絶家とはならす又女家長一人なるときも、尙ほ家は存續することか出來る。唯奴婢の如きは正家屬に非さるか故に其の存續あるも絶家を支ふることは出來ない。

絶家の效果として宗家の宗祧の系統は玆に絶ゑ、家產は無主のものとして官に入るへきか制てあるか、實際には此の例を見ることはない。奴婢は或は家長の族人の有となり又は獨立して家を成す場合を生する。

絶家の後に家產の遺留あるときには、過繼子を立て、又は他より人を入れてこれを承繼するの手段を講するも、滿洲各地方の例に依れは家に產なけれは特に絶家を妨き、乃至は絶家を再興する等の例は全く無い樣である。

第三款　家　長

第一項　家長及尊長

第一目　家長の意義

家長の意義

家長の名は律例に「一戸人口家長爲主」とあるに出てたるものである。而して家長は其の家の創設者たる家祖を以て之れに當て、家祖死亡したるときは其の家族中の最尊長者を以て順次家長に當らしむる例てある。民律草案にも亦此の主義を認めたる規定を掲けてある。而して尊長とは幼卑者に對する長老の意に由るものなるか爲、一家にして家房多きものは一家に其の房毎の尊長ある場合あるへきも、家長としての尊長は唯一人たるへきか本則てある。一般に婦女は外部に對する能力を缺如するか爲、原則としては家長たるへき資格を有せさるへき筈てはあるか、家に男家族なきときは家長權者たるへき場合あるものとせられてゐる。

第二目　家長權の得喪

家長權の得喪

家長權の發生は其の家の創立に始まる。宗家の相續竝分家の開始に依つて定まるものか通例てある。其の外には特別選任の例外かある。多くは家長の病氣に依り家長權を執ること能はさるか、又は故障のあつた場合等に限られてある。從て家長の死亡、辭任、相續家の廢滅等に依

りて家長權の消滅を見るへきてある。

家長と尊長との關係

第三目　家長と尊長との關係

家長は外に對して一家の代表者なるか故に、公法上に於ては家長の地位は頗る重大なるものてあるか、併し實際上一家の內容は然かく單純なるを得ない關係に在る。從來支那の家屬制は同族群居を理想としたものてあり、且つ實際生活にもこれに基礎を置いてある。故に一家の內には多數の家口かあり、又此の家口中にはそれぞれの小家族かある。その小家族中にはそれぞれ長幼の順かあり、尊卑の序かある。從て其の小家居の內には其の幼卑者の爲に教養を統括すへき尊長者のあるへきてあつて、而して一家に家口の多いものは、從て尊長者は數人あるへきの順序となる。併しなから尊長の職とする所は家口の序を保ち、其の教養を司るに在つて事實上家口の監督に任し、家口の幼卑に對する懲戒權、子女の婚姻同意、卽ち主婚權等は要するに其の教養と秩序の維持に胚胎するものてある。從て尊長權の行使せらるる範圍は主として內面的てあり公法的てない。此の點に於て家長權と其の效果を異にするの順序とならさるを得ない譯てある。故に家の內容に於ては理論上以上の區別を認むるも、併し實際上の結果に依れは尊長も亦同しく家長の下に純制せらるるものと見るの外なく、從て家長は實際に於て一家の最尊長た

るの結果を見るに至るへきは當然の效果てあらう。民律草案に家長は一家の最尊長者なりとの規定を示したのは此の意を明にする意義てあらう。

家長と尊長との關係は以上の如くてあるか、奉天省内各縣の戸口調査の結果に對照するに、一家中の尊長を以て戸主と看做し、事實上該尊長か老年又は老病等の爲家事を管すること能はさる場合に於て、卑族中の才能ある者をして家事を經理せしめたるものあるときも一切これを不問に付した事實かある。これか爲外に對する家長と内に對する事實上の家長とか、名實の上に行違を生するに至るの恐かあるに至つた。併しなから尊長と實際上の家長との性質は常に事情に依つて變動すへき素質を有してゐか爲、實際に應して常時斯の如き方針を以て調査を遂けたと云ふまてゝあつて、寧ろ已むるを得さるの結果と見るの外はあるまい。唯これを公法上に於て合法的の整理をなさんか爲には別に戸籍法の整理に俟たさるを得まい。

第四目　家長の權利及義務

家長の權利義務

家長は外部に對して一家を代表するものなるか爲、公法上の義務として租稅の納入の責を負ふ。畢竟家産は特に家屬の所有たることを認めたるものの外、家長の所有と推定せらるるに由るものてある。其の外家長は村屯行政上保甲の制其の他の取締上に就て當面の責任者となる。

而して(一)内に對して最長の尊長として家政を整理し、(二)家口に對しては全家口の監督を統ふると共に、家口又は奴婢の懲戒權あるの外、實際上には其の賣買行爲をも爲し得へきものとなつてゐる。而して(三)家長の家口に對して負ふへき重大なる義務は家族に對する扶養の責任あることてある。

第四款　家　屬

第一項　家屬及其の範圍

家屬及其の範圍

家屬とは、家長と同一戶籍內に在る親屬を謂ふ。家屬の名は律例には家長と家長以外の家族をも包括せしめてあり、又家人、家口の字樣をも用ゐてゐるか、民律草案等には家屬の字樣を用ゐてゐる。

家屬は生活的集團てある以上、其の範圍も亦自から親屬に比較して一般に廣く解せらるへきは當然てある。故にこれか解釋は狹廣二樣となすことを得へく、其の狹義に解釋に依れは、其の一家長の本宗親乃至は其の妻妾等に限らるへきも、若しこれを廣義に解するときは其の本宗親に非さる招入の婿の如きも、これに算入せらるへく、滿洲地方には今尙婢僕の買入せられてゐるものかあり、實際上其の家以外に民籍乃至生活の根據なきものの如きは、他日戶籍法の整頓

に依りて處置せられさる限り、今日の場合これを家屬に準するものと見るの外はあるまい。此の他本宗婦女の私生の子、收養の棄兒又は妻妾の連兒の如きも亦これに併せて準すへきてあらう。

第二項　家屬たる身分の得喪

家屬たる身分の得喪

家屬たる身分の取得に關する原則としては、其の戶籍に入るへき身分を標準とせさるを得ない。故に(一)出生を第一と爲すへく、卽ち子は父の家に入り、父の家に入ること能はさる場合には母の家に入るへく、卽ち其の母の屬する家の家口に入るへく又(二)養子緣組に依るものは、招夫は其の招家に過繼子は其の招繼の家に入るへく、更らに婚姻に依りて妻は夫の家に入るへく或は(四)買斷の奴婢の如きは各其の買家に入るへく、斯くて各其の家の家屬たり又は準家屬たるへき身分を取得するのてある。

第三項　家屬の權利及義務

家屬の權利及義務

家屬は家長の統率の下に在りて家長の保護を受け、家長の扶養を受くることを得る。而して家長の權利に屬し義務に屬するものか一面家屬の義務てあり權利てある場合か多いと共に、家長か家屬に對して扶養の義務あるに對し、家屬も亦家長に對し扶養の義務を負ふ。

第三節　婚姻

第一款　婚姻の觀念

婚姻の觀念

婚姻制度の發達は、何れの國家と雖夫々の久しい沿革を有するものではあるか、支那の婚姻の如き制度の整備したるものは、各國に其の例を見ない程に最も古き且つ久しきものである。而して支那人の婚姻に對する觀念を言表はしたものを求むれは洵に易に如くものはなく、上經の乾は男、坤は女に配し、下經の咸は男女の感應、恒は其の恒久不變なるを意味し之を天地陰陽に配し、男女の婚姻を以て人倫の始と爲し、夫婦を以て社會組織の源泉と爲してゐる。以て其の夫婦婚姻に對する根本觀念を見ることか出來やう。故に其の婚姻の目的とする所も亦これに依據し、其の祖先の崇拜も亦其の子孫の連綿を禱るも亦共に乾坤陰陽の理數を過らさらんとするの希望を延長するものに外ならす、同族結婚の禁も宗親相續の主因も、要は等しくこれに原因するものである。

婚姻の觀念斯の如くにして成れるか爲、男女の結合を支配すへき婚姻の要素としてはこれを法律的に解すれは男女間の意思を一致せしむるを以て主要の根源と爲すへく、此の男女の一致

に依りて祖先を承け、又更らに己を將來に延長せんとし、茲に亂宗を戒め同族混合の禁を見るに至つたものて、一夫一妻を天理に合するものとなし、妻は夫に同化して一體たるへき狀態を理想と爲したるものてある。即ち茲に禮制を成すに至つたものてある。

第二款　婚姻の制度及沿革

婚姻及制度の沿革

婚姻及其の制度の沿革は、既に伏義氏の以前に發してゐる。而して秦漢唐宋より明淸に亙り內容の變遷はあるか、其の禮制は甚た至れるものかある。更らに其の婚姻を行ふに當りても、法律上若くは又は實質上に幾多の變化かある。併し又一面には此の間に法も禮も實際上には共に甚しく紊れて居たことも明かてある。民律の註に其の婚姻は掠奪婚、買賣婚、聘娶婚、允諾婚及自由婚の五法に依りて從來行はれたることを說いてゐる、以て其の實狀を案すへきてある。

以上は專ら婚姻の行はれたる外面的狀態てあつて、此の各場合に於ける當事者間の意思の一致に重きを置きたる舊制は殆んと力なく、此の間如何に法律上の意思の一致せさる强制婚姻の行はれ來りたるやを見るへきてあらう。斯の如く婚姻に關する當事者の意思は殆んと認められさる一面には其の名に於て聘娶婚と稱するも、聘金の多寡に依りて事實買賣婚の弊も亦多く潛んてゐるのは殆んと一般的の風を成してゐる。支那法の現在は今尙ほ此の狀態にあり、假令こ

れか改正に力を出したりさするも、地方の内情は容易に一致し難きものかある。今暫くは現在の狀態を繼續するものならんさ思ふ。併しなから、現今の實際か必すしも立法の趣旨に一致して居らぬものかあるとしても、それは所謂内情てあつて必すしも立法の趣旨を廢滅に期せしむるの主意てはない。故に自今大理院に於ても此の點に留意する所かあり、其の解釋に於て元來の法規の主意に適合せしむへく、又一面近世各文明國の法規を參酌し成るへく相通するの方法に進まんとしてゐるのみならす、婚姻に關しては當事者の意思に殊に重きを措き、法律上からは强制を允さゝるものとなつて居り、且つ買賣婚の無效を判示して居るの事實もある。故に茲に婚姻を論するに當つても限なき婚姻の内情を螺列することを避け、法律上より見たる婚姻に就て論議することゝする。

第三款　婚姻の要件

婚姻の要件

婚姻に關する各種の要件はこれを分ちて實質上の要件と形式上の要件との二と爲すことか出來る。而して實質に關するものは婚姻當事者に關するもの形式に關するものは婚姻の契約及其の實行に關する事項である。

第一項　婚姻當事者の資格

婚姻當事者の資格

婚姻の當事者は其の婚姻に依つて夫たるへく、又妻たるへく、而して當事者の婚姻に對する資格の主たるへきものは年齡及身分關係に關するものてある。

第一目　結婚年齡

婚姻に關する年齡の制限

婚姻に關する年齡の制限は、周禮に規定せられたるか初めててあつて、其の以前より既に相當制限かあつたことも明かてある。當時「男三十而娶、女二十而嫁」と云はれあるか、孔子家語等にもあるか如く男子十六、女子十四を以て婚姻を爲し得へきものとせられてある。故に前の男子三十、女子二十は其の極を示したものとの說かある。而して又他の一面には地方の風習に依り、又事情に依り歲の者の婚姻の多いのか事實てある。現在に於て男子二十歲內外、女子十六七て男子十歲內外の者に女子十六七歲、又は十七八歲の者を配するの例か頗る多い。のみならす支那一般の風習となつてゐる。特に買賣婚を爲すもの卽ち男子に養媳を爲すもの等に其の例を見ることか多い。

婚姻に關する年齡の制限は、男女の身體の健康と羸弱とか、次期の國民の强弱に關すること多きを以て豫め之を制限するに至るものてあつて、其の基準とする所は專ら身體の發育に在るは元よりてある。民律草案は古今內外を參酌し男子十八歲未滿、女子十六歲未滿の者を婚姻の資

格を有せさるものと規定してある。

第二目　親屬間の制限

婚姻に關する親屬の制限

婚姻は親族間に之を行ふへからすとする規定は、支那古來の禮制に定められてある。唐、明、清律の規定には、同宗の婚姻を嚴罰して居り、卽ち直系親の婚姻を死刑に處し、姻族に在つても直系は斬に處し、其の他の傍系親間にも夫々罪科かある。併し此等は悉く公然式に依りて婚姻したるものを指すものなるか故に、事實上の婚姻と形式上の婚姻とに依りて論議あるを免れさる所てある。刑律に依れは、本宗緦麻以上の親屬相和姦したる者を罰するの規定かあつた。それに依れば舊制服圖の五服や卽ち四等親者の事實上の婚姻は、男女共に刑罰を受くへき規定かある。故に此の親屬關係に在るものは、婚姻の資格を制限せられてゐることか明かてある。而して民律草案に依れは、此の後同宗者及親屬の婚姻を禁し、旁系親間の親等同しきものには婚姻資格を與へない方針てあることか分かる。

第三目　同姓者の制限．

同姓婚姻の制限

同姓の婚姻を禁するも、亦親屬の婚姻を禁するのと同一趣意に出てゝゐる。同姓の婚姻を禁したのは古來の制てあつて、同姓は溯究すれは同宗なりと云ふに出てゝゐる。併しなから同姓必

すしも同宗には限られて居らぬ。故に多くの場合に同姓の婚姻を喜はさるの看あるも法律上に於ては制定的にこれを禁しては居らぬ。而して實際には同性者間の婚姻は其の例甚た少くないことを認め得る。

第四目　特別法定制限

婚姻の特別法定制限

前項の親屬同姓者間の相婚を禁止してあるのも、同しく法定制限てあるか、玆に法定制限と稱するのは此の如き一般的のものてはなく婚姻當事者の特定なる身分關係に依つて、婚姻を制限したものてある。（一）は僧道てある。例せは火居道、應付僧は妻帶を許すも淸居道、大淸僧は妻帶を許さぬか如きはそれてある。此の外重婚の禁かあり、此の他（三）相姦男女の婚姻、（四）男女喪中の婚姻等には當事者に對して法定上其の婚姻を制限してある。卽ち玆に特別法定制限と稱するゝ由以てある。

第二項　定　婚

婚姻には先つ其の豫約を爲すを要する。而して約後に合卺の式を擧くれは玆に婚姻は成立するのてある。婚姻の豫約は之を定婚と稱し其の方式は地方に依りて同一てはないか婚姻の一要素として必すこれを行ふ。

第一目　定婚及其の要件

定婚及其の要件

定婚の禮

第一、定婚の禮　定婚とは婚姻の契約を豫約するの義てある。而して定婚の義式はこれを六禮と稱してゐる納采、問名、納吉、納徵、請期及親迎の六目を指すものてある。納采は問名の二禮は男家より女家に禮物を送りて、生庚と稱する女子の生年月日の書き物を求め、納吉の禮は生庚を卜して其の吉兆あるを女家に通知し、納徵の禮は聘財を送り、請期の禮は婚姻の期日を打合はせ、親迎の禮は夫たるへき者自ら妻たるへきものの家に往き之を迎ふるの禮式てある。併し此等は古制てあつて近代は必すしも其の各式法に依らさるも、其の意味は式様を異にしてゐるか事實には行はれてゐる。而して定婚の儀式は定婚を有效ならしむる爲必すこれを行ふへきものとなつてゐる。

第二、主婚者及媒人

主婚者

一、主婚者　主婚人は婚姻の一切の事務を處理し一切の責任を負ふものにして、律例の規定には主婚者を有せさる婚姻は其の成立を認めない事となつて居り、現今大理院の判詞にも此の慣習を認めてゐる。而して主婚者たるへきものは通常第一に本宗直系尊屬、第二に期親尊長、外祖父母、第三に其の他の有服尊長、第四に有服卑幼と定まつて居り、即ち最初に父母、祖父

母を主婚と爲し、次に餘親の主婚に從ふの意である。而して斯の如く、家の尊長權者の司る所てはあるか、家長か尊長權を有する場合には家長、卽ちこれに當る順序となる。民律草案には之に關し婚姻は家長の免許を要すと規定した丈けて主婚に關しては直接規定する所か無いか。現在に於ては大理院に於ても舊來の主婚者の制を必須のものと認めてゐる。

媒人

二、媒人　媒人には婚家兩面の間に立ちて婚務を執らしむるを例としておる。併しなから法律上の責任に就ては律例の規定に依れは殆んと主婚者に準するに似たるも事實上に於ては婚契約の媒介者にして、法律上には必須的責任者と見得られさるものの如くてある。

婚姻當事者の合意

第二目　婚姻當事者の合意

婚姻の契約は婚姻當事者たる男女の同意に依りて成るへきか普通てある。故に法律上からは婚姻當事者の完全なる意思の合致を必要とすると共に、當事者の合意か完全ならさる場合には婚姻は成立を見ること能はさるへきか當然てある。律例の規定中、强娶、强嫁を罰する法條の甚た多かつたのも、またこれを離婚の原因と看做したのも皆此の主意に出てたるものてある。

婚書

第三目　婚　書

婚姻の契約成れは婚書を作るのか一般の例てある。併しなから婚姻は婚書なきか爲其の成立

を無效とするの意てはない。而して婚書の書式は朱子家禮等にも示されてあるか、一般に其の方式に依つてゐる。極めて吉祥ある文字を臚列し兩家婚約の成立を祝するの字樣を用ゐてゐる。奉天、吉林省には官署に於て一定の形式を以て印行せる婚書か發行せられてあり、上中下三等の區分に依り一定の手數料を納めて之か下付を受け、之を用ゐて婚姻契約書を作成することとなつてゐる。併し官契紙は婚姻其のものではないのであつて、實際官製の契紙を使用せさるも、婚姻其のものの效力に變化あるへき筈はない。故に單に婚書の一形式として存在を知るを得るまでのことてあつて、要するに官契婚書に因る省の收入を定めたものと解すへきてある。

婚姻の聘銀

第四目　聘銀

婚書を立てて婚姻契約を成立せしむるの外に、聘銀を女家に送るの慣習は所謂定婚方禮中の納徵に關聯して生したものと見られ得る。納徵には多く布帛と酒を送り、又は耳輪、腕輪の類を送り或は日當の用品其の他極めて多くの物品を擧くるものもある。蒙古地方に於ては布帛に代ふるに畜類を以てするものか多い。聘銀はこれと異なり主婚者に於て定婚の際納徵の外に銀兩幾何の額を定め、之を女家に送るのか常例となつてゐる。是れ卽ち聘銀てある。然れとも之を婚姻の契約上に於ける性質より見れは定約の要件とすへきものてはなく、聘銀の一部は入嫁

の際の仕度に宛てらるるものてある。納徵の一部を見るへきてあらふ。中には入婚の際男家よりの聘銀に相當したる金錢又は財産を携帶するものかあるに依るも、これを知ることを得へきてあらう。併しなから男家の外觀虚禮上の慾望と女家必要上の要求とは聘銀の多きを欲するに至るか如き、免れ難き情弊を釀し恰も賣買に依りて女子を入嫁せしむるか如き事實上の結果を見るに至つた譯てある。法律上既に聘銀を以て買賣の意義に解すへからさるものたる以上は、茲には定婚の事實上の要件たるへきも、法理上には認め能はさる所以てある。

第三項　成婚

婚姻成婚

婚姻は定婚に依りて豫約されたる契約の行はるるに依つて成立する。此の婚姻の成立を示す所の儀式を合巹の式と稱する。

合巹

合巹の法式は地方に依りて異なる所はあるか、これ亦婚姻六禮の定むる所に依り、定婚に際し納采、問名、納吉の終りたる後なるを以て主婚者に於て直ちに請期卽ち成婚期日の打合を了し、男子は卽ち女を其の家に迎ひて歸り以て親迎の禮を行ふ。而して各儀式に從つて合巹の式を畢れは婚烟は卽ち茲に完了するのてある。

婚姻の請期
婚姻親迎

第四款　婚姻の效果

婚姻の效果

第一項　夫妻の身分關係

夫妻の身分關係

婚姻は定婚と成婚とに依りて其の效果を異にする。蓋し婚姻は定婚と合卺とを併せて成るものである。故に支那法上定婚あれは既に婚姻の一部を行つたものてあると見られてゐる。從つて定婚を解除することは或る意味に於て離緣の一つと看做されてゐる位て、從つて婚姻の效果は定婚と成婚との二に分說するの要かある。

第一目　定婚の效果

定婚の效果

定婚の效力を發生するのは定婚の完了したる卽ち納幣の行はれたる時と思ねはならぬ。而して此の時に於て男女兩家の間には、其の婚姻を完了せしむへき義務を發生し、主婚者はこれに對して全責任を負ふ。

定婚は一面主婚者をして婚姻の履行に對し責任を負はしむると共に、婚姻當事者に對し婚姻に對し障害を生すへき事故の發生なからしむへき責任を負はしむる。定婚男女か他人との通姦を罰し一面定婚の結果として女は生家の謀犯罪に連座せさる規定もあつたか、併し此等は今日に於ては普通刑律の罪科以外には刑事上の責任なきものと解すへきてある。

第二目　成婚の效果

成婚の效果

成婚の時期

第一、成婚の時期　成婚の時期は定婚ある男女の合巹の禮の行はれたる時である。此の時期より男女共に婚姻の效果を負ふことゝなる。

成婚の效果の身分に關するものは婚姻の完成と共に妻は夫の同親となりて茲に親屬關係を生し、夫妻齊禮の關係に依りて同居の義務を生し、斯くて妻は夫權に服することゝなるのてある。

婚姻に因る家族關係

第二、成婚に因る家族關係　婚姻に依りて妻は夫の家に入りて其の家屬となる。然れとも妻は其の生家の姓を失ふことなし、故に張姓の女王姓の家に入れは王姓を稱するも此の場合王姓の下に自己の家姓を併せて王張氏と稱するか一般の例てある。此の張姓を乳名又は幼名或は母家姓と謂ふ。

成婚に因る親屬關係

第三、成婚に因る親屬關係　婚姻成立すれは妻は、夫と同一なる親屬關係を生し、自己と夫家の親屬との關係は、夫と夫の親屬との關係に同しく、其の親等關係は前に掲けたる親屬親等圖に同してある。既に夫の籍に入れは其の實子に對しては親母となり、庶子に對しては嫡母、前妻の子に對しては繼母、過繼子に對しては所後の母又は嗣母と稱する。

第四、成婚に因る夫妻の關係　婚姻に因りて其の男子と女子との間に夫妻の關係を生する。

而して夫妻兩人間の關係は所謂夫と妻との關係であつて、夫は妻を保護すると共に妻は夫權に服すへきものとなる。而して互に扶養の義務を負ふ。

夫妻は、外に對しては齊體の關係てはあるか、内に對しては命令服從の關係に置かれてゐる。而して夫は妻に對しては或程度の懲戒權を有するの外、特殊の原因あるときこれを離婚することも出來る。更らに實際に於ては妻の非違あるとき之を典賣することを得へきものと云はれてゐる。大理院の如きも此の事實の存在してゐることを認めてゐるか、併しこれを以て夫權當然の範圍に入らしむへきや否やに就ては考究の餘地かある。

妻は婚姻に依りて夫權に服するの關係上、外部に對しては獨立の能力なきを原則とする。唯日常の家事又は夫の許可を受けたる取引、或は一家に男家族なき場合には各々其の範圍に於て獨立したる能力を有するものとせられてゐる。而して妻は其の子に對して懲戒の權利あるものとせられてゐる。

夫婦財産制

第二項　夫妻の財産制

夫妻間の財産關係

第一目　夫妻間の財産關係

妻は婚姻に依りて夫の家に入るへく、従て家産は夫の所有に屬するか一般である。而して此

の財産は夫か妻に對する扶養の義務を果すか爲に使用せらるると共に、妻も亦其の財産あるとき、これを以て妻の夫に對する相互扶養の義務を果すか爲に使用せらるへきは、夫婦互に扶養の義務を有する必然の歸結てあらねはならぬ。而して妻は夫の家産以外に屬する自己專有の財產を有することか認め得らるる。これを特別所有の財產と持參財產とに分ち得る。

第二目　妻の特別所有財產

妻の特別所有財產

妻か有する財產上の能力は夫權の爲に制限せられ、家產に對しては夫の許可なき限り自由に處分し若くは收受の權利なきものと認められてゐる。併しなから此の原則は別に例外を認められてゐる。卽ち妻は夫の許を受けて商業其の他の營業を爲し、これより生したる利得又は夫の特別なる給與に依る財產、若くは妻か他人より特に受け、或は父祖同胞より特別に贈與分配等に依りて得たる財產又は利得に對しては妻の特別なる所有と見ることか出來ると共に、これに對する處分の如きは妻の自由に爲し得へきや元よりてある。併し妻の財產所有又は營業の自由を認むる他の一面には、夫の財產との混同又は信用の確保を期するか爲に、妻の重要なる財產の處分に對しては夫の同意を得へきことを必要としてゐる。妻の重要財產の處分證書に夫を立會者とするものか多いのも其の必要から生した習慣てある。要するに妻の所有財產として妻は自由

なる所有權と處分權とを有するものである。

第三目　妻の特別持參財產

妻の持參財產

妻か婚姻前に所有した財產は元より單一てはないか、妻か婚姻に際し夫の家に持參したる財產は法律上之を粧奩又は嫁奩と稱してをり、又嫁裝とも稱してゐるか意義は同一てある。

粧奩の意義は元と出嫁の時に携帶する衣飾其の他の道具等を謂ふものてあつたか、後には出嫁の際持參する金錢又は土地の如きをも之に含ましむるに至つた。併しなから滿洲地方に於て婚姻を爲すに當り、婚資は男家の支辦する所てあつて定婚に當つて男家より女家に支出してこれを迎ふるか例てあり、男家女家共に聘金の多きを驕るの風かある。從て男子は其の驕とする婚資聘金を支出することなく、却て女子をして婚資を支出せしめ若しくは財產を持參せしむるか如きは女家か男家に比して遙かに富有なるか、又は特別の事情を有するものたる事を表はすものてあるか爲、實際には殆んと例の少いのは事實てある。而して此の場合に於ける妻の持參財產は夫に屬すと云ふものと妻に屬すと云ふものと兩說かある。併し妻の重要なる財產の處分には、夫妻の扶養財源に關聯するのみならす、夫の信用にも關聯する所かあるか故に夫の同意を得るを要すると云ふのてあつて、妻は其の有する特定の粧奩は之を處分することを得へきを

以て從て妻の所有に屬するものと解するを妥當とする。

第五款　婚姻の解除

第一項　離　異

婚姻の解除

離異

婚姻の解除は婚姻の效果を喪失せしむるに在つて其の間婚姻の完了前に於ける解除と、婚姻完了後に於ける解除とを含む、而して婚姻の解除は、支那法上に於ては之を離異と稱してゐる。茲には支那法の離異の原因に關し婚姻完了の前後を併せて記述することとする。

協議上の離婚

第一、協議上の離婚　婚姻成立の後に於て協議上離婚するものは夫妻の不和に原因する場合か多い。これは定婚に就ても同一てある。又成婚の後夫死亡し妻か他に緣附くか爲父家に歸る場合等にも此の例を見ることか多い。

强制上の離婚

第二、强制の離婚　强制離婚は法定上離異の原因と爲すへきことを認められたる事由の爲に婚姻を解除するのてある。民律草案には各種の原因を列記してあるか、現行律例の上から見れはこれには次の三の場合を想察することか出來る。其の一は

法定離異

一、法の直接規定　法の直接規定に因るもので婚姻成立の原因に不備又は制限のあるもの、例せは定婚者の意思に錯誤あり、又は强制の事實かあり、或は定婚者の一方か姦盜の罪を犯し

乃至は故なくして成婚を爲さゝるもの、又は法律上夫妻の義絶ゐたるものと見られたる所謂義絶の原因あるとき、卽ち例せは夫又は夫の尊屬か妻を虐待したるとき、互に殺害せんとし若くは其の尊屬を殺害せんとしたる等、其の他各種の事故を想定したる細密なる規定かある。故に此等の事情ある場合には互に離異の申立を爲すことか出來ると共に官は之を義絶せしむへきものとなつてゐる。

夫の意思に因る離異

二、夫の意思に因る離異　子なきもの、淫泆なるもの、姑舅に事へさるもの、多言、盜、妬忌及惡疾等は夫の意思に依る離異の原因となつてゐる。併しなからこれには、三不去と稱する異例を認めてゐる。例せは夫妻の父母の喪服中、糟糠の妻卽ち婚時貧なるも現今富有なる場合、離婚後、妻の歸るへき家なきものにはこれを強ゆることを得さるものとなつてゐる。

妻の意思に因る離異

三、妻の意思に因る離異　定婚の後五年を過きて娶らさるもの、夫逃亡して歸らす又は歸期望みなきもの等、虐待其の他或は夫の重大なる非行等のあつたとき、何れも妻の意思に依り婚姻の離異せらるるものとなつてゐる。

第二項　離異の效果

離異卽ち離婚は直接婚姻の效力を解除するに在り、故に離婚の效果として其の離婚の行はれ

たる時より(一)配偶者及配偶者の親族關係は消滅するものとあり、妻は即ち其の家を去り、從て妻は夫姓を寇用することを得さるものとなる。而して(二)子に對しては法律上親子の義絕ゆるものとなつてゐる。併しなから事實上の親子の關係は存續するものと云ふことか出來る。更らに(三)財產上に對しては既に夫妻の財產關係に記述したるか如く、夫妻互に財を分てるものは離婚に依つて互に扶養の財源たる關係を脫すへきてある。唯離婚の原因か妻の非違に在る場合には夫は聘金の取戾若くは妻の特有財產を返還せさることを得と說くものあるも、此の慣習は明ならさるものか多い。

第六款　招　婚

第一項　招婚の意義

招婚及招婚の意義

婚姻は男女の夫妻關係を目的とするの外に、男女の各親屬に對しても直接親等關係を發生せしむるものて何れも女子か男子の家に入るを原則とする。然るに之に反して家に家女寡婦あるも後嗣者なき場合かあり、此の際家計を計り若くは過繼の男子を得るか爲に、又は家の祭祀を斷たさるの目的の下に特別の條件を以て家女寡婦を出嫁せしめ、又は男子を招入するものかある。即ち前者を招出婚と謂ひ後者を招入婚と謂ふ。此の外年少の者を家に入れ養ふて後、子の

媳と爲し又は家女の婿と爲すものかある所謂養媳養婿も亦其の意義よりすれは招婚の一たるへく此等は共に一般に行はるる所てある。

第二項　招出婚

招出婚　家女又は寡婦か其の家を去りて他家に入るのは普通に於ては家女は出嫁てあり、寡婦に在つては改嫁てあり、婚姻其のものとしては變化はない。唯此の場合に其の生子をして女家又は寡婦の元の夫の家を承繼せしめ、若くは其の家の祭祀を繼續せしむるか如き條件を帶有せしむるの點を異にするのてある。

第三項　招入婚

招入婚　招入婚は男子か女家に入りて婚烟を爲すに在つて、家女か家に留まりて夫を迎ひ、寡婦か前
姑婿　夫の家に留まりて後夫を迎ふるを指すものて、前者を招婿後者を招夫と稱する。共に女家又は
招夫　歸家よりする招入てある。招入はまた入贅とも出贅とも又は進贅とも稱する、贅は蓋し疣贅の意てある、家には子なからさるを得さるも婿は必すしも有らさるへからさるものてはないと云ふことを意味する、人體に於ける餘剩物なりとの意に出つるものなりとの說かある。

第四項　招婚契約

招婚の契約

招婚の契約も亦婚姻の場合と同しく合議の上其の條件を定め、一定の招婿契を立つるを例とするも全くこれを缺くものもある。併し必す一定の媒人を立てて之を行ふか常てある。又聘財を男家より女家に送るを例とするも全然それを缺くものも少くはない。尚又女家の後繼たるへき子を得て後別に夫妻か家を立てんとする際には男子より更らに金錢の支出、卽ち聘財の增額を行はしむるの例もある。

第五項　招婚の效果

招婚の效果

招入婚の效果としては之を親屬關係より見れは、入婿は家女の家屬となり、又招夫は婦家の家屬となりて其の家長權に服する。而して招婿は其の家の繼嗣てない結果として其の姓は依然生家の姓に從ふ。然かも生家より見れは其の家屬てもないので、親等上の關係はあるか、生家の家產の分得權を有して居らぬものとなる。故に招婚者間の家名家產の承繼關係は家女と入婿又は寡婦と入夫との間に男生子ありて、その者をして宗祧の承繼を爲さしめたる後、若くは特別なる條件の協定を遂けたる後に於て或は法定上の事由に依つて其の家を去つて、新に分居する場合には、新に嫁娶せる夫妻關係を生するに至るか順序てある。之を律例上には出舍と稱するも滿洲地方に於ては分居と稱してゐる。入婿入夫の身分は親族法上條件附又は期限附の關係に在

招婚者の出舍又は分居

るものたることを見るへきてある。

第七款　養媳婿

第一項　養媳及養婿

養媳及養婿

家に子女を養ひ、これを其の家の子女に配偶し、家子の爲には妻となし、家女の爲には婿と爲すの例は支那には可なりに廣い例てあり、法語には過門童養之媳と謂ひ又は童媳、幼媳、苗媳等の字樣を用ゐてゐる。

第二項　養媳養婿婚約

養媳は將來其の家の男子の妻と爲すへき目的を以て他人の女を招養するものてあり、養婿も亦將來其の家の女子の夫と爲すへき目的を以て、緣組を行ふものてあるか故に共に結婚の年齡に就ては制限はない筈てある。又形式上には特段の慣習はなきも一定の契字を立つるか例となつてゐる。併し買斷の子女を養媳養婿と爲すものには特に立契をして居らぬものもある。

養媳養婿の婚約

養媳も養婿も共に幼者に對する豫備的契約てある。寧ろ婚姻當事者の相當成長を待て通常の婚姻を行ふに如かさるへきてあらふか、併し此等は當事者の親密を企圖し、若くは婚費の輕減又は其の他の都合に由るものてある。

第三項　養媳養婿の效果

養媳養婿の效果

養媳も養婿も唯豫め媳婿を其の男家又は女家に入ると云ふ迄てあつて、婚姻其のものとしては通常のものと異なる所はない。故に媳も婿も其の入るへき家の家屬たるへきは明てある。光緒五年の刑案に「童養媳無論成婚與否一經過門名分既定」とあり、「又過門童養之婿」も同一に見られてゐるのか其の例てある。併しなから之を婚姻の效果の上から見れは當事者間に結婚の成就したものてはないのて成婚と同一なる親等關係卽ち夫婦の關係を發生することか出來なく、要するに定婚者の關係と見るの外はないものと云はねはならぬ。唯養媳も養婿も共に其の養家の家屬となつてゐるか爲、養家の尊長權に服し又これと扶養の義務を負ふへきてある。

第八款　妾

第一項　妾及其の性質

妾及其の性質

妾の起源は極めて古く三代の制にも亦これを掲け「太夫一妻二妾士一妻一妾」とあるかそれてあり、又蓄妾の目的は男系の血統を崇みこれを絕さらんとするに在るか、現今の事實は必すしも然らさるものかある。而して妾の名稱は側室、副室、偏房其の他多くの呼稱あるも、俗間の通稱としては如夫人、二夫人、次に依りて三夫人、四夫人なと云ひまた姨太太、小老婆等幾多

の稱かある。唯玆に注意すへきは妾の身分は大淸律例の註に「妻者齊也、與夫齊體之人也、妾者接僕得與夫接見而已、貴賤有分、不可紊也」とあるのみならす親屬關係を服制上より見れは妾は側てあつて夫の側に侍するのみてあり、妻は夫と呼ひ得るも妾は家長と呼ふを得るのみ、卽ち妾は妻の齊に對して接てあり親屬上に於ては妻に準して家屬たるへきてある。唯注意すへきは玆に妾と稱するは家長か認めて以て正妻外の配偶となしたるものたるへく、一般合家の合意あるものたるを要し、曖昧なる同居の如きは妾を以て論せさるものとなつてゐることてある。

第二項　蓄妾の要件及其の效果

蓄妾及其の效果

妾を迎ふるを蓄妾と謂ふ。併しなから實質上に於て婚姻に類するか故に其の要件も亦大要婚姻の場合と同一てある。卽ち結婚年齡に達したること異姓なること親屬に非さることなとの制限かあり、一般に主婚人を立て婚書を作るの例てある。唯婚姻の如く蓄妾契約の後式に依りて合卺の式を擧くるものもあり、又之を省略するものもある。

蓄妾の效果としては、妾は其の本姓の上に家長の姓を冠するの外家長の家屬となつて其宗親の喪に服するも妻に比すれは其の程度か遠い。又家長の妾に對する權利は妻に對するに同しく又其の扶養の義務を負ふ。唯婚離に關しては妻に對するものと比較すれは遙に其の範圍か廣い。

妾は家の內部に於ては其の所生の子孫に對して命令懲戒の權あるも、妻の所生に對しては其の力なしとせられ、而して其の外部に對しては獨立の能力なきを原則としてゐる。

第四節　親子

第一款　親子及其の範圍

親子

親子の範圍

親子は自然の血統に因るへきか當然の原則てあるか、各種の事情は此の原則の外に別に法律上特定の場合に於て親子の關係を自然の血統外に存在せしむることを認めてゐる。茲に於てか法律上に於ける親子の內には自然の血統より生するものと法の擬制に因るものとの二類と爲すことか出來る。而して其の自然の血統に因るものを實親子と謂ひ、法律の擬制に因るものを養親子と謂ふ。

第二款　實親子

實親子は律例の規定に因れは嫡子、庶子、姦生子、婢生子と爲すことを得るも、大清新法律には婢生子を删除してある、故に今日に於ては嫡子、庶子、姦生子の三となすへきてある。然るに民律の草案には更らにこれを嫡子、庶子、私生子の三に分類せんとしてゐる。蓋し姦生子

とは父母の婚姻に形式上欠缺あるに因るの故を以て、此の名稱を存するものに過ぎさるか故に、此の名稱の保有は何等の實益を伴ふものは非さるのみならす、寧ろ有害とする場合多きに出るか爲てある。

嫡子

第一項　嫡子

嫡とは正室の意てある。嫡子又は嫡出子とは卽ち正妻の生む所の子の謂てあつて、正妻の生む所の子を嫡長子、嫡次子等と稱するのは此の意に出てたるものてある。而して嫡長子は其の家の宗祧を承繼すへき關係に在るも、若し嫡子なけれは庶長子を以てこれを承繼せしむることか出來る。民律草案も亦この主義を認めてゐる。

庶子

第二項　庶子

庶子の名は左傳に「旁出爲庶」の意て正出以外の子を指すに在る。併しなから庶子とは正妻外の子てあることか必要てあることの外に、庶子の母か父の妾たるへきことか必要なる條件となつてゐる。此の點は日本民法に於ては正妻外の子を總て庶子と稱するに比すれは支那法には妾の身分卽ち親屬關係か公然認められてある結果てあつて、而して庶子は卽ち此の認められたる妾の身分を有するものの生む所の子てあると謂ことゝなるのてある。

第三項　私生子

私生子とは支那法に於ては正當なる婚姻に因らさる卽ち妻に非らす、又妾に非さる男女間に生れたる子の謂てある。而して律例其の他に依れは私生子は父の特別なる認知なき限りは母の姦生子として親子の關係あるの外、父との親子關係かない之に反して父の認知ありて父の子養に歸すれは父の子となりて母との親子關係は消滅するものとなつてゐる。滿洲地方にも亦此の慣習かある。民律草案には父の認知したる私生子は父の私生子となるとの特別規定かある。而して男女間に正式結婚あれは其の私生子は嫡出子たるの身分を取得するものとなつてゐることは各地共通の歸結てある。故に若し又父か私生子を其の家に入れて子養となすとき、卽ち其の妻妾の子として養ふときは、其の子か妻に歸すれは其の身分は嫡生子となり、妾に妻するときは庶子となる。

第四項　實親子の效果

實親子權利義務

實親たる父に對して子は皆其の宗族となり、私生子は其の子養の父母の何れかの一方との間に宗族關係を有するものとなり、其の尊長權に服する。

男系の實子は父の宗祧を相續するの權利かあり、其の順序は嫡長子、嫡次子に及ひ嫡子孫・

庶子孫の順序となり、若しこれなければ婢生子姦生子の私生に及ふ。

實子は又男系に於て嫡子、庶子、私生子共に父祖の財産を承繼するの權利を有してゐる。女子は正當に其の相續を爲さるるものとせられ、唯分與に參するのみ。

第三款　養親子

養子を爲すは男系の宗祧相續者なき場合他家の者を入れてこれを承繼せしむるものであつて、其の制は甚たしき古代より行はれ來つたものである。併しなからこれは表面のことであつて繼嗣の爲にするか第一てはあるか、次には妻妾共に老後の倚依する所あらしむるか爲に各他人の子を入れて養子となし、若くは家門の大を禱るか爲乃至は別に迷信等の關係より、又或は生家の事情、若くは生家と招家との關係其の他の原因から他家より子を入れて養ふの習慣か夫々に發達して來たものであることは明てある。

養子の種類として律例上には過繼子、宗祧を承繼せさる同宗撫養の子及義子のあることを記してあるか、滿洲地方には過繼子、螟蛉子、養女かあることは一般支那の各地方に等しい。

第一項　過繼子

過繼子及過繼子の議立

第一、過繼子及其の議立　過繼子とは宗姚の承繼者なきとき他より男を子迎へて後祧者たら

しむるに在つて、親屬法上頗る重要なる關係に在る、此の故に過繼子の議立には各種の條件か必要となつてゐる。

過繼子議立の制限

第二、過繼子の議立の制限　過繼子を議立するには(一)其の家に實男子孫の無きことを第一の要件とする。これ一人一宗の主義から發生するものである。但し其の家に私生子かあつても其の者か嫡子庶子の身分を取得せない限りは宗姚の承繼者たり得へからさるか故に、其の家には過繼子を迎ふるの必要はあり且つ迎ふるに妨けない。次に(二)過繼子は未婚の男子たるを要する。これ女子には宗祧承繼者たるの資格を認めさる當然の結果と謂ふへきてあらう。更らに(三)過繼子を迎入るへき家長は二十歳以上ならさるへからすとせられてゐる。併し戰死者の家又は位階ある家柄に對しては此の制限を必要とせぬことになつてはゐるか、現今の制度上には自から有效ならさるへし。

出繼の制限

第三、出繼の制限　出てて他家を過繼するに就ては親屬關係より多少の制限あるを見る。卽ち(一)過繼子たるへきものは親族又は同宗親たること、(二)親屬關係か自己と同親等者間には過繼を爲さゝること、(三)獨子は他家の過繼子となすへからさること等か爾來の制限となつてゐる。此等の制限は各地方に共通のものてあつて現に民國の民律草案にも此の制限を其の儘に

採用してゐる。

第二項　養子及義子

養男養女は共に他人の子を養ふて自己の子と爲すに在るも、其の過繼子と異なるは宗祧相續の關係の有無に在る。卽ち過繼子は自己の祧宗の相續を爲さしむることを目的として、族親中より議立招入するに在るも、養子女に在りては他人の遺棄兒又は同宗の子を撫養するものにして一身相倚依するもののみ。唯此の內其の生家と絕緣して養はるるものに在つては(一)養父より年少なるへく、(二)尊卑の序を失はさること、(三)現婚者ならさること等を制限とする。但し只撫養に留まるものは自からこれに包まさるへく、故に養子中には生家との緣を斷たさる撫養のものと、全く生家と絕緣し來る螟蛉子の如き區別あるを知らねはならぬ。螟蛉子は其の養はれたるときに於て養親子たる身分を取得したるものとなるへし。

義子は其の義父母に直接養はるるものと養はれさるものとありて、義父母との間には名義上親子と稱するも、法律上の關係あるものに非さるか故に玆に親子中に入らさるへきてある。唯一身倚依の關係に在るのみ。

養父子義父子の親屬關係は前に族親の範圍の部に述へたるを以て省敍す。

第三項　養親子の效果

養親子緣組の效果は其の養子者の身分に依りて元より同一なるを得ない。

第一、過繼子　過繼子は過繼子議立の有效となりたるときに於て養家の嫡長子たるの身分を取得す。故に(一)養父母及其の親屬に對しては實子と同一の親屬關係及これと同一なる喪服の關係を生し、(二)養父の宗祧を承繼し、(三)養父の家產を承繼するを一般とする。而して家產に關しては其の家に在る父の私生子又は養老の女婿、又は過繼後に生れたる養父の嫡子、庶子婢生子等あるときはこれを分配するを例とする。尙ほ過繼子と所後の父母との關係に就ては族親屬の範圍の部に述へたるを以て茲には省敍に從ふ。

第二、養子及義子　過繼子を除きたる同宗の撫養の子にして其の生家と絕緣せさるもの或は義父子乃至は遺棄子の養父母との關係又は螟蛉子との親屬關係に就ては其の間或は親屬關係を生し、若しく生せさるものあるへく、此等の關係は既に親屬の範圍の部に述へたる所あるを以て茲には省敍とする。

唯此等の養義子は養父母又は義父母に對して所後の父母又は人後の繼子たる關係に在るものに非さるか故に喪服の關係はあるも、父產に對しては之を承繼すへき分け前を有せさるを例と

す。

養子の離縁

第四款　養子の離縁

人爲に因て成つた親屬の關係はまた人爲に依りて分離すへきは蓋し免れさる所てある。故に養親子間の親屬關係は、一定の原因あるとき當然離縁せしむることを得るものとなる。

第一項　離縁の原因

養子の協議に因る離縁

第一、協議上の離縁　離縁の原因には協議上のものと強制的のものとかあり得る。其の協議に由るものは養父母と養子と共に離縁の協定したるものと別に養子か生家の承繼人なきか爲生家の宗祧を承繼するの目的を以て、養家を出てて本家に復歸する場合等に行はれてゐる。併しなからこれか爲に養家にも亦宗祧承繼人なきに至るか如き場合には、一身を以て兩家の宗祧を承繼せさるへからさる場合かある。兼祧又は一身兩祧なとの關係を生するのはこれか爲てある。

養子の強制上の離縁原因

第二、強制上の離縁　強制上の離縁原因としては律例に養子を非理に毆打し又は強制して通姦を爲さしめたる場合には官より離縁を命することを得へきものとなつてゐる。尙又養家も生家も亦互に嫌隙を生したる場合、若くは生家に宗祧を繼くへき實子なきに至つた場合等には或る場合には強制離縁の出來得へきものとなつてゐる。

第二項 離縁の效果

養親子離縁の效果

養子は離縁に因りて生家に復歸する而して極めて稀なる例てはあるか、此の場合には其の妻妾も亦これと連行して去ることか出來る場合かある。

養子の關係より生したる親屬關係及服の關係は養子の離縁に因つて消滅する。

第五節 監護(後見)

第一款 監護制度の沿革

監護制度の沿革

支那には日本の所謂後見に該當する制度は無いと傳へられてゐる。日本の後見制度も、民法制定以前には甚た不完全てあつたのを別に羅馬法系の制度に參酌して確立したものてある。然るに茲に民國に於ても日本其の他の民法を參酌して新に民律草案上に監護の制を立てやうとして居る。併しなから其の制度は未た現行の制とはなつてはないのてある。故に今茲に現行の律例慣習其の他に依つて別に後見に關する制度を講究するの外はない。

支那の在來法に依れは、所謂後見なる呼稱かなく比較を求むれは託孤の稱かある。論語に「可以託六尺之孤」とあるに胚胎する。併し其の內容は孤子を人に托する契約の性質を帶ひ、多少後

見の制度と一致ならさる點もある。然るに民律草案には後見乃至託孤の文字に替るに監護の二字を以てしてゐる。蓋し監は其の財を監し、護は幼孤を保護するの意であつて、最も好適なる字樣である。然かも亦民國に於ては一定の法語となつて居り、法院の判詞には之を成語と爲して居り將來は必す此の字樣を用ふることとなるであらう。故に茲には監護の字樣を以て、而かもその內容は地方の託孤の慣習を逃ふることとする。

第二款　監護の意義

監護の意義

監護の監は、主として幼者又は無能力者の財產を保護するに在つて、護は其の能力を補ふの意義である。而して從來の託孤の慣習も亦同しく此の二面の目的を以て定められてゐる。併し託孤は所謂護に當り、事實上に孤獨を保護するも所謂監と護とを併せてこれを見ることは餘り多くを數へさる處である。蓋し滿洲地方一般の習風を按するに其の家に特段の事情あるものは別として、一體に其の家に屬する財產か無けれは事實上に其の家の廢滅を見るも之を承繼せしめさるの風かある程であり、從て其の孤幼にして保護すへき尊長なき場合にも、これか爲に特に之を保護すへき所謂監護人を選定することなきを通常としてゐる。究局する處監護も託孤も共に幼者の爲に財產を管理するの目的の下に行はれ、主として幼者の精神補助の爲にのみ行はる

ることは稀有てあるからてある。

第三款　監護人及被監護人

第一、監護人　監護せらるへき者は通常幼者てあるか、監護を行ふものは通常は其の父てあり、又は母、祖父母、叔伯の如き尊長なるへきか一般なるも實際には父母及祖父母なるを多しとする。民律草案には監護人の順位を一祖父、二祖母、三家長、四最後に親權を行ふへき父母又は遺言に依る特別指定人としてゐるのは之を謂ふものてある。出母の母は子女の爲に監護人となり廢絶したる妾か子女の監護に任し、招夫を未婚の婦も共に其の出の子女の監護人たるを得へく此の外親族會に於ても亦これを爲すことを得へきの理てある。

第二、被監護人　被監護人は幼者たるへく又は成年者にして能力の缺如ある者たるへく、而して共に尊長たるへき者なきか又は尊長者か其の尊長權の行使を爲すこと能はさる場合なるを要する。

第三款　監護の範圍

監護の範圍

監護人は被監護人を成年に達するの期間之を保護し、懲戒權をも之を有するものとせられて居るか、若し尊長あるときは其の指定に任せさるを得ない。被監護人の財產に對しては之を管

理するの外善意を以て爲したる管理行爲に就ては責任を負はさるものとなつてゐる。而して監護人の職務は被監護人か成年に達したるときに於て終止すへきものとす。

第四款　保佐

浪費者又は精神病者に對しては特別なる監護を要する、例せは通常監護人は被監護人か成年に達したるときに於て終了すへきも、若し被監護人の浪費尙ほ止まさるときは親屬の同意を得て別に保護人を選定して之を保護せしめ、其の管理財產の引渡を拒否することを得るものとの判例かある。惟ふに斯の如きは、旣に通常未成年者の監護に非らすして、成年者の監護に移り、更らに準禁治產の程度に至るものと見るへく、監護人は所謂保佐人の位置に在るものと謂ふへきてある。精神病者、浪費者の財產は保佐人之を管理するの例は判例の示す處てある。

第六節　親屬會

親屬會　親屬相會合して一族に關する事項を會議するの制は支那古代よりの家族主義の發達と共に久しく存在する處てある。而して其の目的とする處は家系血親を經緯として平常無事に團欒を樂しみ併せて有事に協力を籌るに在る。而して親屬會の組織又は親屬會員の數其の他に關しては

民律草案に複雜なる規定はあるか元より現行のものてはない。併し從來特に規定する處かないにしても事情に應して親屬の會合協力する事實かあるのてある。卽ち此の事實上の範圍に依つて其の內容を硏究するの外はないのてある。

親屬會の管掌事項

親屬會の管掌する處の事項は主として家長權、尊長權又は夫權の行使に支障かあり、又は行使の能力なき場合にこれに對する救濟方法を立て、又は其の重大なる事項を協助する爲、乃至は親屬間の紛議等を調停する等の問題てある。別に其の重要なる問題としては其の家の重要財產の處分並に過繼、婚姻、相續等に亙る事項の外特に祖先の祭祀に關するものか協議の要項を爲してゐる。

第五章　相續

第一節　總說

相續總說

支那人か由來祖先を崇拜し、宗系に依倚して團欒を喜ふことは廣茫の土地に移動する生活上の絶體的必要から培養せられたものてある。此の故に集團生活上其の部分の中心を爲せる家に關する相續關係には、勢其の集團生活上に要せられたる各種の利益を承繼するの順序となるは當然てあらねはならぬ。故に相續の内容は家長の身分の交迭と、封爵の承襲、宗祧の承繼及財產の承繼の四樣となる。

相續の分類

併しなから身分に關する宗系の承繼は親屬制の關する處てあることは既に上述せるか如きものかあるか、封爵の承襲は特別なる公法上の地位に關するものてあつて、所謂民法的私法に關するものてはない。故に玆にはこれを揭けないこととする。而して家の宗祧と家の財產との承繼に關するものは所謂一般的のものてあるか故に、玆に謂ふ處の相續中には此の二類に就て說述することとする。蓋し民法一般の分類に從つた次第てある。

第二節　宗祧相續

第一款　宗祧相續の意義

宗祧の宗は祖先の神主を指すもの、蓋し尊崇の義に由る。祧はまた遠祖の廟を指す。而して宗は更らに宗子、宗統宗族を意味すると同時に、祧も亦併せて宗統を指すものとなり、終に宗祧の字樣は條例の上に於て嫡長子孫か父祖の祭祀を世々相承くるの狀態を指稱するに至つたものである。故に法律上からは宗祧承繼の目的は其の父祖の祭祀者たる資格を承繼することとなるのである。

第二款　宗祧承繼人

宗祧承繼人

實子の承繼

第一、實子　宗祧の承繼人は男系主義であつて卽ち男系の實子てあらねはならぬ。女子及其の子孫は宗祧相續の資格の無いものとなつてゐる。故に嫡長子孫一人の外傍系はこれに與ることを得ない。若し嫡長子死亡し又は嫡長子あるも相續し能はさるものは嫡長二子之を承繼すへきものとなつてゐる。而して嫡子は庶子に先ち、庶子は婢生子に先ち、同順位は年長を先にする。

過繼子の承繼

第二、過繼子　家に宗祧を承繼すへき實子孫の無いとき、同宗若くは異姓者より養子を議立招入して過繼子と爲し、其の宗祧を承繼せしむるか一般てある。過繼子の招入及其の身分上の關係は既に親屬の部に記述した通りてある。

兼祧及其の場合

第三、兼祧　宗祧の承繼は男系一人宗嗣となるに在つて、若し男系承繼の資格あるものなきときは過繼子を議立招入して其の宗祧を承繼せしむること上述の如くてある。然るに他家より入りて過繼子と爲りたる後、其の生家に承繼祧を缺くに至り、更らに生家に復歸してこれを承繼する場合かあること、尙又分家の宗祧相續者の缺けたる場合にはこれと反對に本家の承繼者か分家の宗祧を兼繼することも認められた慣習となつてゐる。此等の場合に於ては一身を以て兩家を承繼するの理數となるか故に、これを一身兼繼或は承繼兩房又は雙祧兼繼等と稱してゐる。

第三款　宗祧の範圍及其の時期

宗祧の範圍及其の時期

宗祧の範圍はこれを遡れは殆んと界限かなく、これを後世に傳へて終止する所はないのてあるか法律上には祭祀者より五世の祖を限りとし、被祭者よりは五世の孫に至る範圍としてある所謂親屬の直系親等を指すものとなる。

宗祧は祖先の祭祀は其の死後に於て行はるへきものてあるか爲に、父祖の世在中に承繼せらるることかないと云ふへきてある。而して宗祧は親に承繼あると別に其の高祖の宗祧者は順次に消滅することとなる。

第四款　宗祧承繼の效果

宗祧の承繼は其の家の宗祧を祭祀すへき身分を傳ふるに在りて、宗祧の承繼は唯これに留まると云ふを得へく、故に宗祧の承繼は財產の承繼とこれを分離して考ふるの必要かある。而して宗祧承繼上承繼人に歸すへき權利は主として父祖の祭祀を行ふこと、卽ち父祖の神主祠堂、祭具、墳墓等を承繼することてある。而して又別に同族の正系として同宗親の統轄權を有するものとなつてゐる。而して其の實際に於ては宗祧承繼は一に家長權を承繼し、又尊長權を承繼する場合か多いか、家長は必すしも宗祧の嫡系承系者たるを必要とせす、又尊長權は多くは家長これを行使する場合は多い。これまた別箇に獨立したる觀念に基くものてあつて、共に宗祧と必すしも一致するものてはなく、又父祖の祭具、墳墓の如きも家產分割の行はれたる同宗との間には、公同的共有の關係に置かるるものか多く、結局宗祧の承繼は其の身分のみの繼承となる譯てある。

宗祧相續の曠缺

第五款　宗祧相續の曠缺

宗祧を相續すへき男子なきときは宗祧の承繼は勢行はれさるか故に其の相續者の決定、又は過繼子の議立乃至は廢絶を決するまての間、相續曠缺の狀態を持續することとなる。併しなから滿洲地方一帶の習俗を按するに、其の家に傳ふへき特定の封爵財產等のない家に在つては多くは其の後嗣の議立若くは追立を爲さす、結局廢家に了らしむるものか頗る多い。

第三節　家產相續(承繼)

家產承繼の意義

第一款　家產承繼の意義

家產は其の家に屬する財產の謂てある。而して家產は家長に依りて所有せられ、家屬の特に其の所有と看做されたるものの外は、假し其の家屬に依つて得たる財產と雖、總て家產に編入せらるへきか一般となつてゐる。而して家產の承繼とは此の家產の所有を其の家孫に附與するものてあつて、所謂所有者の交代の意てある。故に家產は其の家の宗祧とは別箇の關係に在る卽ち宗祧の承繼は嫡長子孫の親等關係に於て、其の承繼者に屬するも家產は其の家を組織する家屬の生活の根基を爲せる財產てあると云ふことになる。從て又家長權の承繼は一人より一人

に傳ふるも家産は二人以上に傳へらるることか出來る。又家長權の承繼と比へて稍々同一の結果となる譯てある。而してその承繼せらるへき家産の範圍は家長の外に有し得へからさるものを除き其の他總有財産及財産權てある。

家長權の承繼と家産の承繼

第二款 家産承繼人

家産承繼人

家産を承繼すへき所謂相續人は被承繼人たる家の家屬たるへきを原則とする。故に其の同列尊親又は卑屬親と雖、其の家を分てるものは家産の承繼を爲し能はさるの理てある。而して其の承繼の順序は左の如くてある。

第一、男子　家産の相續人は男子たるへく、實男子一人なるときは一人之を承繼し、二人以上なるときは二人に於てこれを承繼すへきものとなつてゐる。而して妾腹の子も亦同順位者たるへく、又實男子無きものは過繼子を議立して之れに承繼せしむるの順序となる。過繼子に非る養男子は家産分割の際家産中より幾分の配給を受くることかあるか承繼權を有するものではない。

家に男子の宗祧承繼者なく、又はこれを繼く能はさる事情あるとき、家に女子ありて夫を迎ふる場合かある。招婿と稱するものかそれてある。招婿者は其の家の女子の夫となるも家産の

分割を受けさることか一般てある。併し招繼は其の家に在つて舊父母を養へたる後は過繼子と共に產を承くることとなつてある。併し地方に依つて多少の慣習を異にするものかあらう。其の他は多少の配給を受くることかある。

第二、女子　女子には家產承繼の資格なきを一般とする。故に實女子は家產分割の際には家長の配給を受け乃至は兄弟より特別配給を受くるの外權利として分配を請求することを得さるものとなつてある。併しなから其の家に宗祧を繼くへき男子なきときは、女子これを承繼するは蓋し已むを得さるに由るものてはある。而して此の場合に於ては多くは過繼子を議立してこれに承繼せしむるのか例てある。女子は出嫁するものか多い實際上の出來事としては女子出嫁後に家に後嗣を缺くか如きことあつて、女子をして過繼子を立てんとし紛擾を惹起するの例は少くない。

第三、妻　被承繼人に後嗣なきときは妻は夫產を承繼す、此の場合の承繼家產は後過繼子の議立ありたるときこれに引渡すへきものとなつてある。故に妻の承繼は唯夫產を管理するに留まり、所謂其の家の尊長權の行使てあつて夫產を承繼するものに非らすとの說を爲すものあるも、惟ふに此の說は女子に家產の分配なきを一般とする主義に胚胎し女子は所有權の主體たる

能はすとするに由るものの如くてある。併しなから妻は夫産を持して歸宗改嫁すること能はさるの例てはあるか、別に過繼子の議立を俟て之れに傳ふへき義務あるさ、又必要に應し已むを得さる場合には貧困者の如き賣產自贍を認めら兀てゐる點から見て、妻は夫產の中繼承繼人てあると謂ふを妥當とすへきてある。

第四、代位者の承繼　財產を承繼すへきときは別人に依つて代つて承繼せらるることかある、失踪したるとき孫か其の父份を代位承繼するか如きはそれてある。

第三款　家產承繼の時期及方法

相續に依る財產の承繼には公同的承繼と分割的承繼との二つの場合かある。而して此等は承繼の時期と相關する處か頗る多い。

第一項　繼產承繼の時期

家產承繼の時期

家產承繼の時期に關しては家祖在世中財を分ち居を別にすることを禁して居つた律の精神を見れは其の家長の生前に於ては承繼を許さるの主意てあつたことは明かてある。併し父祖の生前に於て之を家族に分割承繼せしむるの例は頗る多く、尙又之れに反して死後に於ても尙分割せられすして依然從前と同一狀態に置かるるものも少くない。然らは家產承繼の時期を改定

するの前に承繼家產の所有名義に關する問題を生する。若し分割の行はれたるときを以て承繼の行はれたるものと見るときは家長の死後分割に就ては其の死亡の時と分割の行はれたる時との中間に於ける時期は死者を以て所有者と見做さざるを得ぬ。沿革に依れは支那人の觀念も亦これを死者を所有者と見做すに在つたことは事實であつて、死者を所有者名と爲すの例は少くない。併し近代法理上この觀念を有效と見ること能はさるか故に、其の生前の分割のに在りては其の分割の時に於て承繼開始せられ、死後の分割のものに在りては其の死亡の時に於て承繼の行はるるものと見るへきてある。茲に於てか家產の承繼に分割承繼と公同承繼の二樣の區別を生するを適當とするに至るのてある。

家產の分割的承繼

第二項　家產の分割的承繼

父祖在世中、又父祖の喪期中は其の家產を家族に分割承繼せしむるの例は餘り多くはないか時々行はるる、父母又は其の他家產を管理する者、老衰、疾病等の事由に因り家政を執ること能はさるとき等の場合、又は家產か他の家族の浪費に因りて減耗するを避くる等の必要に因り、父祖の承諾を得てこれを行ふの例はある。此の場合は承繼人か事實分割を爲したるときに於て家產は各相續人に承繼せられたることとなる。

第三項　公同的承繼

家産の公同的承繼

公共的承繼は父祖の在世中行に行はるるものと家父の死後に於て行はるるものとの二場合かあ る而して公共的承繼の意義は承繼人か二人以上にして、其の二人以上の者か家の財産を其の儘これを承繼せしむるもので、承繼人の各箇人間に於ける承繼部分の限定せられて居らぬもの、卽ち其の承繼財産か二人以上の者の間に分割的所有でなく、合同的の共有關係に於て承繼せらるるものの意義である。故に家父在世中の公同的承繼は家父の命に依りて行はれ、家父の死後に於て行はるるものは家父の死亡に依り公同的關係に於て承繼人に相續せらるるのである。故に其の公同承繼家産は或は其の儘これを傳ひ或は承繼後に於て承繼者間に更らに分割を行ふのてある。而してこれ等は承繼後の分割てあつて所謂分割承繼てはない。

第四項　家産承繼及分割の方法

第一、分割承繼の意義　承繼は家父在世中に於ても死後に於ても承繼其のものに關しては別段の方法かないか、家父在世中には家父の許諾を得て家産を分割し、各承繼者に分配する旨の意を分家單に記入する丈けてある。然るに家父の死後の承繼は家父の死亡と同時に其の財産は其の承繼者に歸する。これには別段の方式を要することてはないか、此の合同的承繼を爲した家

産は承繼後承繼人間に分割を行ふ場合に於て別に分家單を立つるの例てある。唯此の場合注意すへきは同一分家單てあつても家父生前の分家單は其の家産の承繼か承繼と同時に分割せられて各人に各別に分得せらるるも、家父死後の分家單は承繼後の合同承繼家産の分割を意味することとなる點てある。

第二、家産分割の方法　家産の分割は其の家父より承繼せる財産の持分を定むるに在つて、初めに其の分割すへき財産の範圍を定め豫めこれを分割し、分得者間に抽籤を以て其の得分を定むるのてある。而して其の事の公平を持するか爲に、祖先の神前に香を焚き親屬族長の立合を求め抽籤の結果に依りて分家單を作成し、其の分配の公平を證するの料とするのてある。而して其の分割に際し家父母養贍の料となす爲、又は家産に關する功勞者又は長孫の爲にする特別部分の加給を要するものあるとき、又は家屬中の女子に對する婚費其の他の爲に豫め抽出して分割家産外に置くものは、以上の分割外に置かるることあるは元よりてある。

第四款　家産承繼の效果

家産の承繼は包括的のものてあつて承繼人は被承繼人の財産を取得すると共に、其の債務をも併せてこれを負擔すへきか一般の例てある。

第一、家父生前の承繼　家父在世中の承繼に承繼者一人あるときは家父死亡の時に於て被承繼人に屬したる財産及財産權は承繼人に移るものとなることは通常の例てある。此の故に承繼人一人あるときは生前の承繼は殆んとないのてある。然るに承繼人二人以上あるときには事實上生前に承繼の行はるることか多い。此の場合の承繼には承繼人の各人に承繼と同時に分割を行ふことか多い。故に此の場合には各承繼人各箇に其の承繼部分に對する承繼の效力を生するの理てある。然るに之に反して若し其の承繼家産か各人間に分割せらるることなくして承繼せられたるときには各承繼人の間に於ける關係は其の各承繼持分の限界明ならさるか故に、所謂公同的共有の關係に在るものてある。此の故に此の公同的共有の承繼家産は各承繼者間に合意あるときは家父在世中と雖、これを各承繼者間に分割することか出來るのてある。若し此の分割か其の內容に於て單に各承繼者間に於て、持分の決定を爲すのみに留まるときは、分割の效果として此等の承繼財産は各承繼人間には從來の公同共有に非すして、各承繼人間の分別共有の性質に變することとなり、之に反して其の分割か單に持分の決定に留まらす、全然其の持分と事實上の共同的管理とを各箇に分管することとならは、共有は茲に分別共有を離れ、さらに各個人の夫々の所有に歸すへきてある。

第二、家父死後の分割　これも亦承繼人一人の場合には家父死去と同時に承繼人は特別の除外又は家父に非されに所有することを得さる特有財産を除き、直ちに其の權利の承繼を受くることなるも、承繼人二人以上なるときは家父の死亡と共に其の承繼財産は二人以上の公同的共有の關係に於て承繼せらるるの理である。故に此の場合に於ける家産の分割はこれ亦生前の承繼財産分割と同しく其の內容にして單に持分の議定に在らは分割と同時に公同的共有か變して分別的共有となり、之に反して分割か持分の分割と共に事實上各人間に分管するに至れは、分割の效果として承繼財産は各人各箇の所有と爲るの理である。

第五款　家産の特別承繼

第一項　分割持分外の抽出家産

家産の特別承繼

一般承繼外の抽出

家産は承繼人間に分割せられ、又は公同共有の狀態に於て相續人に承繼せらるることは上述の如くてあるか、而かも事實上に於ては家産の全部か常に必すしも此等の承繼人間にのみ承繼せらるへきてはなく、家産の分管の際、特に以上の承繼者以外のものに與ふるか爲、特別の抽出を爲し殘部を承繼人間に分割するの例は頗る多い。此の承繼分割の際取除けらるる財産を茲に分割持分外の抽出と稱したのてある。故に之を承繼前に於ける被承繼人より見れは特別なる

取除け殘有財產であり、之を承繼後に於ける承繼人より見れは特別なる承繼財產の贈與處分てある。

第二項　公同遺留家產

公同遺留家產

特に遺留せらるるものの內、墳墓、祠堂、祭器の類は嫡長子孫之を承繼するを制とする。從つて事實上に於ては墳墓其のものは各其の嫡長子孫に於て、各別に所有管理するの例あるも墳墓地其のものは多く特定の墳墓用地として、同宗又は同家內の公同的共有關係に在るか爲此等は一般の承繼財產に包括せしめさるものか多い。

墳墓にはこれか祭祀の費を得るの財源として、一定の財產を設置してあるものかある。祭田と稱するものは卽ちこれてある。祭田は一般に一族の公同的共有財產てあるか爲、これ亦承繼財產中に包含せられて居らぬか例てある。併し其の共有關係の承繼は當然行はるへきものと見るへきてある。

第三項　特別養贍財產

特別養贍財產

第一、特別養贍財產の意義及內容　父母在世中其の養贍の資に充つるか爲、一定の財產を家產中より抽出し置くものかある。此の財產は父母の在世中は其の父母の所有に屬すへきは元よ

りてあるか、併し家族中より別に之を出して設定したる養贍財産中には直接被養者の所有とするものもあり、又或は各支出者の共有に屬するものもあり、又は特定人の財産てあつて單に父母は其の養贍の資に充つるの目的を以て之を利用するまてのものもある。而して此の種の財産は多くの場合に父母の衣食の資を辨する爲に設定せられてゐるのか例てある。故に家産の分配を受くへき家口より見れは恰も父母に對する扶養料の充當の爲にする抽出てあり、特に分割財産中より特に支出して成るものは純たる扶養料の支出部分と見られ得へきものてある。此の故に父母か其の家産を分割承繼中より抽出してあつたものは、父母の沒後、更らに家口に分割承繼せらるへく、若し又特定財産の支出に依つて成るものなるときは特別の分割方法なき限り支出者に歸すへきてある。

第二、養贍財産の管理　特別養老財産の管理は被養者たる父母自から之を爲すものかあり、又は家屬中の一部に於て之を管理するものかある。此等は其の父母の任意たるへく唯特定家口の支出に出るものの如きは其の定むる管理の方法に依據せさるを得さるへきてある。

第四項　特別分與額

父祖の特別の意思に依り若くは承繼人間の合意に依り、家産中より特定部分の抽出を爲し之

を特定家屬に抽與するの例かある。茲に之を特別分與額と稱する。

第一、長孫額　長孫額とは家產を分割承繼せしむるの際、特に嫡長孫者に對し他の承繼人に比して多額の給與を爲すものあるを指稱するに在る。併し特に此の給與を必要とするの特別形式を成せる慣習は無い。故に父產中より特別贈與の財產と見るへきてあらう。而して此の長孫の特別贈與を受くへき財產は多く父母在世中の養贍財產か、父母の沒後其の儘長子孫に承繼歸屬せらるるものの例となつて居る向もあるか、理論上父母の任意遺贈の範圍內に在るものと謂ふを得る。

第二、子女の婚費　子女の婚費は其の父の負擔すへきてはあるか、子女は家產承繼の際これに與らさるか一般となつてゐるので、家產の分割承繼の前に於て之に與ふへき特定の財產を分抽し、又は分割後に抽出して之を子女の婚費に充て、又は其の儘所持して他家に入らしむるものかある。併し此等は寧ろ稀て、子女の婚費は一般には分家以前には父產より、沒後は各分家者より任意額の支出に依りて辦するか多い。故に其の家產分割承繼を受けさる子女としては此等は等しく特別分與を受けたるものと見るへきてある。

第三、功勞額其の他　家產の管理は家長の任すへき所てはあるか、事故の爲別に管理者を置

きたる場合、其の家属の力を致したる者に對し效功勞額を贈るかため、又は其の他の爲に家産中より抽出してこれに充つるの例あるを見る。此等は時に依りて家父よりする特別贈與と見るへく又或は家産承繼人よりする特別酌給部分と見るへきてある。

第六款　家産承繼の欠缺

家産承繼人の欠缺

家産の承繼か事實上行はれさる場合かある。一は承繼人の承繼權の抛棄てあり、二は承繼人の有無不明若くは承繼人の無い場合とてある。

第一項　承繼權の抛棄

家産承繼權の抛棄

承繼人は其の承繼權を有效に抛棄し得るや否やは別問題として、一般に「子債父不知、父債子還」と稱する言葉は、滿洲地方に於ても亦通語となつてゐるか如くに、父債子還の他の反面は父產歸子たるへきは原則てあるか故に、實際上に於ては長男は其の父の財產と負債とを併せて承繼すへきか常態てある。特に家産か負債に比して少きときは承繼人中長男子孫を除きたる他の承繼人は其の家産の分割承繼を避けて以て負債の承繼負擔より免かるるの實例は多く見る所てある。併しこれは其の法律上の性質に於ては承繼權の抛棄てはあるか、實質上からは父の負債を回避するものに過きない。此の他に長男又は其の他の一人又は數人か父の負債を承繼する

か爲に其の分割に依りて受くる所の家產の配當を加減するの例も通常見る所てある。何れも平等分割に對する變則を爲すものて一部承繼權の拋棄を意味する。

家產承繼人の缺闕

第二項　承繼人の缺闕

承繼人の所在不明なる場合も承繼人か全然缺けたる場合に於ても、缺闕の狀態に於ては同一てある。併し不在者と雖其の不在の年所久しきに亙り、乃至は推定上存在を否定し得へき場合には當然承繼者の曠缺となるへく、又其の承繼者の有無の不明なるものも亦事實上被承繼人か實男子及法定過繼子なくして死亡し、同宗中に之を過繼すへき子孫なく、妻も亦女子孫なき場合は當然有り得へき所てあつて、此等の場合に於ける家產にして其の未た承繼者の定まらさるものは不在者の財產又は承繼者未定の家產として、親族故舊の者之を管理し或は其の遺墳を看るも、若し其の承繼人の議立を爲ささりし場合には法律之を官に收め又は其の他公共の資に充つるの例となつてゐる。併しなから日本民法に於けるもると同しく事實之を官沒し又は之を公用に充つるの例は殆と見さる所てある。

私產の承權

第七款　私產承繼

一家に屬する財產は所謂家產てある。併し一家の內に於ける家口卽ち男子、家女、妻妾に至

るまて其の家産以外に各自に屬する財産を有し得べきことは法の認むる所である。又家長と雖家産外に家長一人に屬する私産のあることは、日本に於ける遺産相續の關係と異なる點である。

私産は家父に屬するものに就ては家産の承繼の際これと併せて家口に分割することを得るも通常の場合には家産と分ちて任意に處分するの例である。又其の家口に屬するものは其の所有者の任意の方法に於て承繼せしめ、又は遺言に依つて之を承繼歸屬せしむることが出來る。或はこれを用ゐて他の姉妹の婚費に充て、若くは他の家口に分配する等の方法は行はれてゐる。

商法

凡例

一　民國の商律は草案として既に久しく公にせられてあつたが、其の内容は第一編總則のみてあつた。茲に商人通例とあるのは、同草案に考覈を加へて之を改廢訂正したもので、其の内容も亦大同小異てある。

二　會社法は商人通例の施行(民國三年三月)に先ちて公布せられ(民國三年一月)たものてあるか、現在に於ける本法施行の範圍は充分に行亙つては居らぬ樣てある。元來支那には商業組織に關する組合の慣習は、可なりに發達して居るの事實がある爲てあると謂ひ得る、併し一面に法の整備か信用の確保に重要なる關係を有するか爲、漸次施行の範圍を擴張することてあらう。

第四編 商法

目次

第四編　商法目次（終）

第四編　商　法

第一章　商人通例

第一節　商人通例　三年三月三日公布

第一章　商　人

第一條　本條例ニ商人ト稱スルハ商業ヲ營ム主體者ヲ謂フ凡ソ左記各號ノ營業ハ之ヲ商業ト謂フ

(一)賣買業　(二)賃貸業　(三)製造業又ハ加工業　(四)電氣、瓦斯又ハ水道供給業　(五)出收業　(六)印刷業　(七)銀行業、金錢兌換業又ハ貸金業　(八)信託擔任業　(九)作業又ハ營務ノ請負業　(十)寄席業　(十一)問屋業　(十二)保險業　(十三)運送業　(十四)運送請負業　(十五)仲買業　(十六)中介業　(十七)代理業

第二條　前條第二項ニ記載セル各號ノ外凡ソ商業ノ規模布置アルモノニシテ管轄官廳ニ屆出テ登記ヲ爲シタルトキハ凡テ商人トス

第三條　門ニ沿ヒ又ハ道路ニ在リテ物品ノ賣買ヲ爲ス商人又ハ手工範圍內ノ製造人又ハ加工人及其ノ他ノ小商人ニハ本條例商號商業登記、商業簿册ノ各條ノ規定ヲ適用セス

第二章　商人能力

第四條　凡ソ獨立シテ契約ヲ訂結シ義務ヲ負擔スルノ能力アル者ハ商人トナルコトヲ得

第五條　年齡二十歲ニ滿タサル者及心神喪失又ハ耗弱ノ者、聾者、啞者、盲者及浪費者ノ諸無能力者ハ父母祖父母ニ於テ遺囑指定シタル者又ハ親族會議ノ選定シタル法定代理人ニ於テ代リテ商業ヲ營ムコトヲ得

法定代理人ハ無能力者ノ爲ニ商業ヲ營ムトキハ登記ヲ爲スヲ要ス

法定代理人ノ代理權ハ無能力者ノ親族會議ニ於テ制限ヲ加フルコトヲ得但シ情ヲ知ラサル第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第六條　年齡二十歲ニ滿サル者及有夫ノ婦ハ法定代理人又ハ其ノ本夫ノ同意ヲ得テ自カラ商業ヲ營ミ又ハ會社ニ對シ無限責任ヲ負フコトヲ得但シ其ノ同意ヲ得タル證憑ニ本人及法定代理人又ハ其ノ本夫ニ於テ署名捺印ノ上當該管轄官廳ニ屆出テ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第七條　年齡二十歲ニ滿タサル者及有夫ノ婦ハ營業上其ノ任ニ堪ヘサルノ事跡アルトキハ法定

代理人又ハ其ノ本夫ハ之ヲ取消シ又ハ制限ヲ爲スコトヲ得
前項ノ取消又ハ制限ノ屆出及ヒ登記ヲ爲スヘキ事項ハ情ヲ知ラサル第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第三章　商業登記

第八條　本條例ニ規定セル登記事項ハ該商人ニ於テ各其ノ營業所所在地ノ當該官廳ニ就キ屆出テ登記ヲ爲スヘキモノトス
第九條　本店ノ當該管轄官廳ニ於テ登記スヘキ事項ニシテ本條例ニ別ニ規定ナキモノハ支店ノ當該管轄官廳ニ於テモ亦登記ヲ爲スヘキモノトス
第十條　既ニ登記ヲ經タル事項ハ當該官廳ニ於テ遲滯ナク之ヲ公告スヘシ
第十一條　登記スヘキ事項ニシテ登記及公告ヲ爲シタル後ニ有サレハ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス已ニ登記及公告ヲ爲シタル後ニ於テモ正當ノ事由ニ因テ事實情ヲ知ラサル第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第十二條　公告ト登記事項ト一致セサルトキハ登記簿ノ所載ヲ以テ標準トス但シ公告ヲ更正シタル後ニ非サレハ情ヲ知ラサル第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第十三條　登記ヲ爲シタル事項ニシテ變更又ハ消滅アルトキハ隨時當該官廳ニ屆出テ登記ヲ爲スヘシ

第十四條　營ム所ノ商業ニシテ特許及許可ニ關スルモノハ屆出登記ノトキニ於テ特別法ニ依リ處理スヘキモノトス

第十五條　登記所ニ關スル詳細ノ辦法ハ別ニ施行細則ヲ以テ之ヲ定ム

第四章　商　號

第十六條　商人ハ其ノ氏名又ハ其ノ他ノ字樣ヲ以テ商號ト爲スコトヲ得

第十七條　會社ノ商號ハ其ノ種類ニ依リテ區別シ合名會社（無限公司）、合資會社（兩合公司）、株式會社（股份有限公司）、株式合資會社（股份兩合公司）ノ字樣ヲ標明スヘシ

第十八條　會社法ニ依ルニ非サレハ商號中ニ會社又ハ會社ニ類似ノ字樣ヲ用ヰルコトヲ得ス會社ノ營業ヲ繼承シタル場合ト雖會社法ニ依ラスシテ之ヲ繼續スルモノ亦同シ

前項ノ規定ニ違背シタル者ハ五元以上五十元以下ノ罰金ニ處ス

第十九條　同一市（域）町（鎮）村（鄉）內ニ於テ他人ノ既ニ登記ヲ爲シタル商號ハ同一ノ商業ヲ營ムカ爲ニ模用スルコトヲ得ス

支店ヲ設置シタルトキ支店ノ市町村内ニ現ニ他人カ既ニ登記ヲ爲シタル商號アリ其ノ營業及商號カ自己ノ本店ト同一ナルトキハ該支店ノ商號ニハ本店ノ商號ニ字號ヲ附添シテ區別ヲ示スコトヲ要ス

第二十條　登記シタル商號ニ對シ他人ニ於テ之ヲ冒用シ又ハ類似ノ商號ヲ用キテ不正ノ競爭ヲ爲シタル者アルトキハ該商人ハ其ノ使用ノ禁止ヲ申請シ並損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

同一市町村内ニ在テ同一營業ノ爲他人ノ登記ヲ爲シタル商號ヲ用キタル者モ亦不正ノ競爭ヲ爲スモノト推定ス

第二十一條　商號ヲ讓渡シタルトキハ讓渡ノ登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第二十二條　商號ト營業トヲ併セテ讓渡シ當事者間ニ特約ナキトキハ讓渡人ハ十年間同一市町村内ニ於テ同一ノ營業ヲ爲スコトヲ得ス

同一營業ヲ爲サヽルノ特約アルモ其ノ特約ノ範圍ニ於ケル區域ニ關シテハ本縣管轄區域ヲ超ユルコトヲ得ス期限ニ關シテハ二十年ヲ過クルコトヲ得ス此ノ範圍ヲ逾ユルトキハ其ノ特約ハ無效トス

第二十三條　商人カ其ノ營業ノミヲ讓渡シタルトキハ同業競爭禁止ニ就テ前條ノ規定ヲ準用ス

第二十四條　登記シタル商號ニ變更アリ又ハ之ヲ廢止シタルトキハ隨時當該官廳ニ屆出テ登記ヲ爲スヘシ

第二十五條　商號變更シ又ハ廢止シ原登記ノ商人カ屆出登記ヲ爲ササルトキハ利害關係人ニ於テ當該官廳ニ取消ヲ申請スルコトヲ得

當該官廳カ前項ノ屆出ヲ受ケタルトキハ先ツ原登記人ニ催告シ期限ヲ定メテ異議ヲ述フルコトヲ得若シ期限內ニ異議ナキトキハ其ノ登記ハ直チニ之ヲ取消スヘシ

第五章　商業帳簿

第二十六條　商人ハ帳簿ヲ備ヘ日常ノ賣買及財產ノ出入ニ關スル各種ノ事項ヲ逐一明瞭ニ記スルコトヲ要ス但シ其ノ日用ノ費用ハ唯其ノ每月ノ總額ノミヲ記載スヘシ

小賣商ハ現金賣掛賣ノ兩種ニ分チ日々其ノ總數ヲ記載スルコトヲ得

第二十七條　商人ハ營業ノ開始及會社ハ設立登記ノトキ又每期結算ノ時ニ於テ動產不動產債權債務其ノ他財產目錄及貸借對照表ヲ備ヘ特設ノ帳簿ニ記載スルヲ要ス

前項ノ動產不動產及其ノ餘ノ財產ヲ目錄ニ作成スルトキハ現時ノ價格ヲ附記スルヲ要ス

時價原價ヨリ高額ナルトキハ其ノ原價ヲ記載シ價格不明ナルトキハ見積價格ヲ記載スヘシ其ノ取シ能ハサル債權ハ之ヲ削除スヘシ

第二十八條　商人ノ商業帳簿及營業ニ關係アル信書ハ十年間之ヲ保存スルヲ要ス

第六章　商業使用人及商業徒弟

第二十九條　商業主人ニ從屬シ其ノ營業ヲ助クル者ヲ商業使用人ト謂フ

第三十條　商業使用人ハ分チテ左ノ三種トス

一、支配人（經理）　二、番頭（夥友）　三、手代（勞務者）

第三十一條　支配人ハ商業主人ニ於テ選任シ營業所ニ於テ其ノ商業ヲ專理セシム

第三十二條　營業上ノ事務ニ關シテハ訴訟ト否トニ拘ラス支配人ニ於テ商業主人ニ代リテ處理スルノ權限ヲ有ス

第三十三條　商業主人カ支配人ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ情ヲ知ラサル第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第三十四條　支配人カ署名ヲ爲ストキハ自己ノ氏名ノ上ニ某商號支配人ノ字樣ヲ標明スルコトヲ要ス

第三十五條　支配人ノ代理權ハ商業主人ノ死亡ニ因リテ消滅ス但シ委任契約終結ノ時ハ此ノ限ニ非ラス

第三十六條　支配人ハ任意ニ他人ヲ使用シ自己ニ代テ職務ヲ執行セシムルコトヲ得ス

第三十七條　支配人ノ選任及其ノ代理權ノ消滅ハ商業主人ニ於テ十五日內ニ當該營業所管轄官廳ニ屆出テ登記ヲ爲スモノトス

第三十八條　支配人ハ商業主人ノ同意ヲ得ルニ非サレハ自己又ハ他人ノ爲ニ商業ヲ經營スルコトヲ得ス竝會社ノ無限責任社員トナルコトヲ得

前項ノ規定ニ違背シ第五十條第五十二條ニ照シテ處理スルノ外自己ノ營業ト爲シタルモノニ就テハ商業主人ニ於テ自己ノ爲ニ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ニ於テ商業主人ノ權利ハ之ヲ覺知シタル日ヨリ一月以內或ハ事ノ成リタル日ヨリ一年內ニ之ヲ行使セサルトキハ消滅ス

第三十九條　商業主人ト支配人トノ法律關係ハ本條例ノ規定ノ外契約ヲ以テ之ヲ定ム

第四十條　番頭ハ商業主人又ハ支配人ニ於テ選用シ商業上ノ或事項ヲ爲サシムルモノトス

第四十一條　番頭ハ其ノ委任ヲ受ケタル事項ニ就テ之ヲ處理スルノ權限ヲ有ス

第四十二條　番頭ハ其ノ委任ヲ受ケタル行爲ニ就テ署名スルトキハ某商號番頭（夥友）ノ字樣ヲ用キ支配人ト區別アラシムヘシ
第四十三條　第三十六條第三十九條ノ規定ハ番頭ニ之ヲ準用ス
第四十四條　手代ハ商業主人又ハ支配人ニ於テ之ト雇傭ノ契約ヲ締結シ商業上ノ勞務ニ服セシムルモノトス
第四十五條　手代ハ代理人トシテ商業上ノ行爲ヲ爲スノ權限ナシ但シ特別ナル行爲ヲ以テ委任ヲ爲シタルトキハ商業主人又ハ支配人ニ於テ之ヲ表示スルモノトス
第四十六條　手代ハ其ノ委任ヲ受ケタル行爲ニ就テ署名スルトキハ某商號某ノ字樣ヲ用キ支配人及手代ト區別アラシムヘシ
第四十七條　手代カ勞務ニ服スル範圍ニ就キ約定シアラサルトキハ其ノ地方ノ習慣ニ從フ
第四十八條　手代ノ受クヘキ報酬ニ就テハ前條ノ規定ヲ準用ス
第四十九條　手代ノ雇傭期間カ確定シアラサルトキハ互ニ年末ニ至リ解約スルコトヲ得ルモ豫メ言明スヘキモノトス
第五十條　商業主人ハ商業使用人ニ對シ左記各項ノ事情アルトキハ隨時解約ヲ爲スコトヲ得支

配人ハ番頭及手代ニ對シテモ亦同シ

一、商業使用人カ自己ノ受ケタル委任ニ違背シタルトキ　二、商業使用人カ不正ノ行爲ヲ爲シタルトキ　三、已ムヲ得サル事故アルトキ

第五十一條　商業使用人ハ商業主人ニ對シテ左記各項ノ事情アルトキハ隨時解約スルコトヲ得番頭手代カ支配人ニ對シテモ亦同シ

一、商業主人カ相當ノ報酬ヲ給セサルトキ　二、商業主人カ不正當ノ行爲ヲ爲シタルトキ　三、已ムヲ得サルノ事故アルトキ

第五十二條　前三條ノ規定ニ依テ爲シタル解約ハ將來ニ對シテノミ效力ヲ有ス解約ノ原因カ當事者一方ノ過失ニ出テタルトキハ對手人ハ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第五十三條　商業主人ハ商業使用人ト豫メ契約ヲ以テ委任又ハ雇傭關係ノ終了後尙其ノ營業上ノ行爲ニ制限ヲ受クヘキコトヲ定メタルトキハ此等ノ契約ハ營業ノ種類、場所、又ハ時期ニ就テ制限ヲ加フルコトヲ得ルモ此等ノ制限ニ因テ商業使用人ノ事業ノ發達ニ阻礙ヲ致スコトヲ得ス

第五十四條　商業主人ハ契約ニ違反シ又ハ不正ノ行爲アリタルカ爲商業使用人ノ解約ヲ致シタ

ルトキハ前條ノ規定ヲ適用セス

第五十五條　商業使用人ト商業使用人ト其ノ者ノ手ヲ經又ハ紹介ニ依リテ成リタル商行爲ニ就テ報酬ヲ得ヘキコトヲ契約シタルトキハ第六十九條ノ規定ヲ準用ス

第五十六條　商業徒弟ノ修業ハ契約ヲ以テ之ヲ定ム商業指導者ハ其ノ本業ノ修習ニ注意シテ其ノ業務ニ服セシメ又之ニ通學ノ時間ヲ與フヘシ

第五十七條　修業ノ期間ハ契約ニ明定シアラサルトキハ其ノ本業ノ規約又ハ該地方ノ習慣ニ依リテ之ヲ行フ

第五十八條　修業契約前定期試驗期間ヲ與フルコトヲ得其ノ期間ハ多クトモ三月ヲ過クルコトヲ得ス

第五十九條　修業契約成立後雙互解約ノ時ニ關シテハ第五十條第五十一條第五十二條ノ規定ヲ準用ス

第七章　代理商

第六十條　商業使用人ニ非ラスシテ常時或商人ノ爲ニ其ノ營業範圍内ノ商行爲ヲ代理シ又ハ紹介スル者ヲ代理商ト謂フ

第六十一條　代理商ハ其ノ代理又ハ紹介スル事務ニ關シテハ愼重ニ本商人ノ利益ヲ保護スヘキモノトス

第六十二條　代理商ハ其ノ代理又ハ紹介ノ事務ニ就キ協議締結シタルトキハ遲滯ナク本商人ニ通知ヲ爲スヘシ

第六十三條　代理商カ本商人ニ明示セスシテ代理權ヲ受授シタルモノハ唯紹介行爲タルヘキノミトス

第六十四條　代理商ニシテ紹介ノ權利ノミヲ有スル者本商人ニ代リテ賣買等ノ契約ヲ締結シタルトキ本商人之ヲ知リ直チニ對手方ニ對シテ廢棄ノ通知ヲ爲ササトキハ本商人ノ默認トス

第六十五條　物品ノ販賣ヲ爲ス代理商カ物品ノ瑕疵又ハ其ノ數量ノ不足及引渡ノ時期等ノ事項ニ關シ相手方ヨリ通知ヲ受クルノ權限ヲ有ス

第六十六條　代理商ハ本商人ノ同意アルニ非サレハ自己又ハ他人ノ爲ニ本商人ト營業相同シキ行爲ヲ爲スコトヲ得ス竝同業ノ會社ノ無限責任ノ社員ト爲ルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違背シタルトキハ第三十八條第二項第三項ノ規定ヲ準用ス

第六十七條　本商人ト代理商トノ法律關係ニ就テハ本條例ノ規定スルモノノ外契約ヲ以テ之ヲ

定ム

第六十八條　代理商ノ報酬ニ就キ特約ナキモノハ其ノ處辨シタル事務ニ依リテ計算スルヲ要ス物品ノ販賣ヲ代理シ又ハ紹介ヲ爲シタルモノニ就キ報酬ノ爭議アルトキハ物品代金ノ引渡後引渡金額ニ比例シテ計算スルモノトス

第六十九條　本商人カ故意又ハ過失ニ因リテ其ノ行爲ヲ中止スルモ代理商ノ全額ノ報酬ヲ要求スルコトヲ得

第七十條　指定地域ヲ明示シテ代理又ハ紹介ヲ受承セル代理商ハ其ノ地域內ニ對シテハ未タ其ノ手ヲ經サル本商人自カラノ行爲又ハ他人ニ委託シテ爲サシメタル行爲ニ就テモ報酬ヲ請求スルコトヲ得但シ特別ノ契約アルトキハ此ノ限ニ在ラス

代理商ノ通常ノ營業上ニ於ケル一切ノ雜費ハ別ニ契約アルカ又ハ該地方ノ習慣アルニ非サレハ本商人ニ對シテ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第七十一條　仕拂フヘキ報酬ニ就キ特約セル期間無キトキハ每季一回ノ結算ヲ爲シテ總テ之ヲ交付スヘシ

第七十二條　代理商カ本商人ト締結セル契約ニ於テ期間ヲ定メアラサルトキハ雙互二月以前ニ

豫メ解約ヲ言明スルコトヲ得
代理商ト本商人トカ原契約ノ期限ニ依リテ解約スル以外ノ關係ニ因ル雙互ノ解約ハ第五十條第五十一條第五十二條ノ規定ヲ準用ス
第七十三條　代理商カ其ノ專ラ代理又ハ紹介スル事件ノ爲ニ生スル債權ニ關シテハ商人ニ代リテ管理スル物件ヲ留置スルコトヲ得但シ別約ヲ以テ言明シアルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二節　商人通例施行細則　三年七月二十日公布

第一條　商人一切ノ事項ニ關シテハ適人通例ヲ適用ス但シ特別法令ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
第二條　商人通例施行前ニ發生シタル事項ニシテ商人通例ノ適用ニ關スルモノハ本細則第五條以下各條ノ定ムル所ニ依ル
第三條　商人ノ營業資本ノ總額五百元ニ滿タサルモノハ商人通例第三條ノ小商人ヲ以テ論ス
第四條　商人通例ニ於テ當該管轄官廳ト稱スルハ各省地方法院ノ遍ク設置セラレサル以前ニ在リテハ暫ク縣知事署ヲ以テ之ニ當ツ
第五條　商人通例第五條第二項第六條第七條第二項ノ規定ハ商人通例施行前ニ發生シタル事項

ニ之ヲ適用ス

第六條　商人通例施行前ニ發生シタル事項ニシテ舊例ニ依リ指令ヲ受ケタルモノハ商人通例ニ依リ登記ヲ爲シタルモノト同一ノ效力ヲ有ス

前項指令濟ノ事項ニシテ已ニ變更又ハ消滅シタルモノハ商人通例ノ施行後ハ商人通例ニ依リテ登記ヲ爲スヲ要ス

第七條　商人通例施行前ニ用ヰタル商號ニシテ商人通例第十八條第一項ノ規定ニ違反セルモノハ商人通例施行ノ三箇月内ニ一律ニ改正スヘシ

第八條　商人通例施行前舊例ニ依リ指令ヲ受ケタル商號ニシテ商人通例第十九條第十二條ニ依リ登記ヲ爲シタル商號ト同一ノ效力ヲ有ス

第九條　商人通例施行前已ニ用ヰ來リタル商號ニハ商人通例第十九條ノ規定ヲ適用セス商人通例施行後商號ノ登記ヲ爲シタルモノニ在リテハ商人通例施行前已ニ同一又ハ類似ノ商號ヲ用ヰ來リタルモノニ對シテハ商人通例第二十條ノ權利ヲ行使スルコトヲ得ス

第十條　商人通例第二十二條第一項ノ規定ハ商人通例施行以前ニ於テ商號及營業ヲ讓渡シタル當事者ニシテ雙互ニ特約ナキモノニハ之ヲ適用セス

第十一條　商人通例第二十八條ノ規定ハ商人通例施行前ニ所有セル帳簿信書ニ之ヲ適用セス
第十二條　商人通例第三十八條ノ規定ハ商人通例施行ノ日ヨリ六箇月後ニ之ヲ實施ス
第十三條　前記各條ノ外商人通例施行前ニ開始セル商業ニ就キ商人通例ノ適用ニ關シ本細則ニ明定セサル所ノモノニシテ疑義及爭議アルモノアルトキハ農商部ニ於テ之ヲ決定ス
第十四條　商人通例及本細則ハ民國三年九月一日ヨリ同時ニ施行ス

第二章　公司條例

第一節　會社（公司條例）（教令第七號民國三年一月十四日 民國三年九月二十二日修正）

第一章　總　論

第一條　本條例ニ於テ會社トハ商行爲ヲ爲スヲ業トシテ設立シタル團體ヲ謂フ

第二條　會社ハ凡テ之ヲ分テ四種トス

一　合名會社（無限公司）

二　合資會社（兩合公司）

三　株式會社（股份有限公司）

四　株式合資會社（股份兩合公司）

第三條　會社ハ凡テ法人ト認ム

第四條　會社ハ其ノ本店所在地ヲ以テ住所トス

第五條　會社ハ其ノ本店ノ管轄官廳ニ登記シタル後ニ非サレハ開業ノ準備ニ著手スルコトヲ得ス

第六條　會社ノ設立ハ其ノ本店ノ管轄官廳ニ登記シタル後ニ非サレハ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第七條　會社カ其本店ノ管轄官廳ニ登記シ六箇月ヲ經尙開業セサルトキハ管轄官廳ハ職權又ハ檢察官ノ請求ニ因リ之ヲ解散セシムルコトヲ得

前項ニ定メタル期限ニシテ正當ノ事由アルトキハ之カ延長ヲ請求スルコトヲ得

第八條　會社カ法令ニ違反シ治安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ紊亂スル行爲アリタルトキハ管轄官廳ハ職權又ハ檢察官ノ請求ニ因リ之ヲ解散セシムルコトヲ得

第二章　合名會社（無限公司）

第一節　設　立

第九條　二人又ハ二人以上ヲ以テ合名會社ヲ設立スルニハ共同シテ定款（章程）ヲ作リ之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第十條　合名會社ノ定款ニハ左列ノ各項ヲ記載スヘシ

一　商　號

二　會社ノ營ム事業

三　社員（股東）ノ氏名、住所

四　本店及ヒ支店ノ所在地

五　社員出資ノ種類及ヒ價格又ハ評價ノ標準

第十一條　會社ハ定款作成ノ後十五日以内ニ其ノ本店及ヒ支店ノ管轄官廳ニ左列ノ各項ノ登記ヲ爲スヘシ

一　前條第一號乃至第三號ノ各事項

二　本店及ヒ支店

三　設立ノ年月日

四　存立年限又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ年限又ハ事由

五　公司ヲ代表スヘキ社員ヲ定メタルトキハ其ノ氏名

六　社員出資ノ種類及ヒ財產ヲ以テ出資シタルトキハ其ノ價格

第十二條　會社カ支店ヲ設ケタルトキハ其ノ設立後十五日内ニ其ノ管轄官廳ニ前條ニ揭ケタル各項ノ登記ヲ爲シ竝ニ同期限内ニ本店及ヒ其ノ他ノ支店ノ管轄官廳ニ支店設置ノ登記ヲ爲スヘシ

本店又ハ支店ノ管轄官廳ノ同一區域內ニ支店ヲ設ケタルトキハ支店ヲ設ケタルコトノミノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第十三條　會社カ其ノ本店又ハ支店ヲ移轉シタルトキハ移轉ノ後十五日內ニ第十一條ニ揭ケタル事項ヲ其ノ管轄官廳ニ登記シ竝ニ舊所在地ニ於ケル管轄官廳ニ移轉ノ登記ヲ爲スヘシ

第十四條　會社カ登記ヲ爲シタル各事項中ニ變更アルトキハ變更後十五日內ニ其ノ本店及ヒ支店ノ管轄官廳ニ登記ヲ爲スヘシ

第二節　會社內部ノ關係

第十五條　會社內部ニ於ケル一切ノ權利義務ノ關係ニ付キテハ本條例ニ規定シタルモノヲ除クノ外定款ヲ以テ明ニ之ヲ規定スルコトヲ得

第十六條　社員カ債權ヲ以テ資本ト爲シタル場合ニ於テ債務者カ期限ニ至リ辨濟ヲ爲ササリシトキハ社員ハ自ラ辨濟ノ責ニ任スヘシ

此ノ場合ニ於テハ其ノ利息ヲ加算スルノ外損害アレハ更ニ之ヲ賠償スルコトヲ要ス

第十七條　會社カ損益ノ分配ニ關シ別段ノ定メヲ爲ササリシトキハ各社員ノ出資ノ多少ヲ以テ標準トス

損失又ハ利益ノ一面ニ付テノミ分配ノ比例ヲ定メタルトキハ其ノ定メタル比例ハ損益兩面ニ均シク之ヲ適用ス

第十八條　各社員ハ其ノ出資ノ多少ニ拘ラス均シク會社ノ業務ヲ執行スルノ權利ヲ有シ義務ヲ負フ但シ定款ニ社員中ノ一人又ハ數人ニ於テ業務ヲ執行スヘキコトヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十九條　業務ヲ執行スル者社員ノ全部又ハ其ノ中ノ數人ナルトキハ會社ノ業務ノ執行ハ其ノ過半數ニ由テ之ヲ決ス

公司ノ尋常事務ニ就キテハ業務執行ノ社員ハ各自之ヲ執行スルコトヲ得。但シ其ノ他ノ業務執行ノ社員中異議ヲ述フル者アリタルトキハ遲滞ナク業務ノ執行ヲ中止シテ議決ヲ俟ツヘシ

第二十條　支配人（經理人）ノ選任及ヒ解任ハ特ニ業務執行社員ヲ定メタルト雖全社員ノ過半數ニ由テ之ヲ決スルコトヲ要ス

第二十一條　會社カ定款ヲ變更シ又ハ會社ノ事業範圍外ノ行爲ヲ爲スニハ社員全體ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第二十二條　業務ヲ執行スサル社員モ亦公司ノ營業情況ヲ質問シ帳簿貨物及ヒ信書ヲ檢査スル

コトヲ得

第二十三條　業務執行社員ハ特約アルニ非サレハ會社ニ對シテ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス

第二十四條　社員カ業務執行ノ爲急ニ費用ヲ要シ立替拂ヲ爲シタルトキハ會社ニ對シテ償還ヲ請求シ並ニ之ニ立替後ノ利息ヲ加算スルコトヲ得債務ヲ負擔シタルトキハ未タ期限到來セサルモノニ就テモ相當セル擔保ノ提供ヲ請求スルコトヲ得

株主カ業務執行ニ因リ損害ヲ受ケ其ノ損害ハ自己ノ過失ニ由ルモノニ非サルトキハ會社ニ對シテ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第二十五條　會社カ其ノ定款ニ於テ業務執行ヲ社員中ノ一人又ハ數人ニ專屬セシムルコトヲ定メタルトキハ該社員ハ故ナクシテ辭職シ又ハ之ヲシテ退職セシムルコトヲ得ス

正當ノ事由ニ依リテ之ヲ退職セシメムトスルトキハ定款ニ多數決ニ由ルコトヲ規定セル場合ノ外全社員ノ同意ヲ得ヘシ

第二十六條　社員カ業務ヲ執行スルニ當リテハ定款及社員ノ決議ニヨリ定メタル主旨ニ依リ誠實ニ經理スルコトヲ要ス此ノ義務ニ違反シ會社ヲシテ損害ヲ受ケシメタルトキハ賠償ノ責ニ任スヘシ

第二十七條　社員カ會社ノ銀錢ヲ代收シテ相當ノ期日ニ交付セス又ハ社員カ會社ノ業務上ニ用フヘキ銀錢ヲ私ニ借用セルトキハ交付スヘキ期日以後又ハ借用以後ノ利息ヲ加算シテ追納スヘシ損害アリタルトキハ更ニ之ヲ賠償スヘシ

業務執行ノ社員ハ會社ノ請求ニ因リ業務執行ノ狀況ヲ會社ニ報告スルコトヲ要ス

第二十八條　社員ハ他ノ社員全部ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ自己或ハ第三者ノ爲ニ會社ノ營業範圍内ノ行爲ヲ爲シ又ハ同種營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ無限責任社員ト爲ルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違背シタルトキハ會社ハ他ノ社員ノ過半數ノ決議ニ依リ社員カ自己ノ爲ニ營メル商業ヲ會社ノ爲ニ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ノ權利ハ他ノ社員中ノ一人カ其ノ行爲ヲ察知セル時ヨリ十五日内又ハ事件成立ノ時ヨリ一箇年内ニ行使セサルトキハ消滅ス

第二十九條　社員ハ他ノ社員全部ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ其ノ出資額ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス

第三節　會社ノ對外關係

第三十條　會社定款又ハ全社員ノ同意ニ依リ社員ヲ特定シ對外事務ヲ代表セシムルコトヲ得。

若シ特ニ之ヲ定メサルトキハ各社員ハ均シク會社ヲ代表スルノ權利ヲ有ス

第三十一條　會社ヲ代表ス可キ社員ハ會社ノ營業事務ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲スノ權限ヲ有ス

第三十二條　定款又ハ全社員ノ同意ヲ以テ代表權ニ加ヘタル制限ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第三十三條　會社ヲ代表スヘキ社員又ハ支配人カ業務執行ニ因リ第三者ニ加ヘタル損害ハ本人ノ過失ニ由ルモノヲ除クノ外會社ハ之カ賠償ノ責ニ任ス

第三十四條　會社ヲ代表スヘキ社員カ自已又ハ第三者ノ爲ニ本會社ト賣買貸借其ノ他ノ法律行爲ヲ爲ストキハ同時ニ本會社ノ代表者タルコトヲ得ス但シ會社ニ對シテ債務辨濟ノ行爲ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラス

第三十五條　會社所有ノ財產ヲ以テ會社ノ債務ヲ完濟スルコト能ハサルトキハ各社員ハ連帶シテ其ノ辨濟ノ責ニ任ス

第三十六條　會社成立後會社ニ加入シタル社員ハ加入前ニ生シタル會社ノ債務ニ就テモ亦責任ヲ負フ

第三十七條　社員ニ非スシテ自己ヲ社員ナリト信セシムヘキ行爲ヲ爲シタルトキハ善意ノ第三者ニ對シテ社員ト同一ノ責任ヲ負フ

第三十八條　社員ノ出資額ノ減少ハ之レヲ以テ會社ノ債權者ニ對抗スルコトヲ得ス但シ既ニ出資減少ノ事實ヲ會社本店及ヒ支店ノ管轄官廳ニ登記ヲ爲シタル後二年内ニ債權者カ之ニ對シテ異議ヲ述ヘサリシトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十九條　會社若シ年度ノ欠損アルトキハ之ヲ塡補シタル後利益アルニ非サレハ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シテ配當ヲ爲シタルトキハ會社ノ債權者ハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

第四十條　會社ノ債務者ハ其ノ債務ヲ以テ社員ニ對スル債權ト互ニ相殺スルコトヲ得ス

第四十一條　各社員ハ退社及會社解散後ニ非サレハ自己ノ出資額ニ應シテ會社財産ノ分割ヲ請求スルコトヲ得ス

第四節　社員ノ退社

第四十二條　定款中ニ會社ノ存立年限ヲ定メサリシトキ又ハ或社員ノ終身間會社ニ存續スヘキコトヲ定メタルトキハ各社員ハ營業年度ノ終ニ於テ退社ヲ爲スコトヲ得但シ六個月前ニ各社

員ニ向ツテ豫告ヲ爲スヘシ已ムコトヲ得サル事故アルトキハ會社ノ存立年限ヲ定メタルト否トヲ問ハス各社員ハ何時ニテモ退社ヲ爲スコトヲ得

第四十三條 前條ノ規定ヲ除クノ外社員ハ左記各項ノ事由ニ由リテ退社ス

一 定款ニ定メタル事由ノ發生
二 其ノ他社員全部ノ同意
三 死亡
四 破産
五 瘋癲
六 除名

第四十四條 社員ノ除名ハ左ノ場合ニ限リ他ノ社員ノ同意ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得但シ除名シタル社員ニ其ノ旨ヲ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ其ノ社員ニ對抗スルコトヲ得ス

一 出資ヲ爲スコト能ハス又ハ屢催告ヲ受ケシモ出資ヲ爲ササル者
二 本條例第二十八條第一項ノ規定ニ違背シタル者
三 業務ヲ執行シ又ハ會社ヲ代表スルニ當リ不正ノ行爲アリタル者

四　業務執行ノ權利ヲ有セサル社員ニシテ會社ノ業務ニ干預シ會社ノ商號、印章、銀錢、貨物ヲ濫用シタル者

五　重要ナル義務ヲ盡ササル者

第四十五條　會社ノ商號中ニ社員ノ氏名又ハ氏名ヲ用ヒタルトキハ該社員ハ退社ニ當リ其ノ氏名又ハ氏名ノ使用ヲ止ムヘキコトヲ請求スルコトヲ得

第四十六條　社員カ退社ニ因リ會社ト財產ヲ分割スルトキハ時價ニ照ラシテ計算スヘシ退社社員ノ出資ハ其ノ種類ノ如何ヲ問ハス銀錢ヲ以テ返還スルコトヲ得

退社ノ際未完結ノ事項アルトキハ其ノ完結ヲ俟チテ損益ヲ計算シ舊出資額ニ應シテ分配スルコトヲ得退社社員ニ關係アル事項ハ他ノ各社員ニ於テ自己ニ最モ利益アル方法ニ由リ之ヲ適當ニ完結スルコトヲ得

第四十七條　勞務又ハ信用ヲ以テ出資トシタル社員カ退社シタルトキモ亦前條ノ規定ヲ準用スルコトヲ得但シ定款中別ニ規定アルモノハ此ノ限ニアラス

第四十八條　退社社員ハ本店ノ管轄官廳ニ退社ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス登記前ニ生シタル會社ノ債務ニ付テハ尙ホ連帶無限ノ責任ヲ負フ此ノ責任ハ其ノ登記セル後二年ヲ經過シタルトキ

ハ消滅ス
自己ノ持分ヲ他人ニ讓渡シタル社員ニシテ他ノ社員ノ承諾ヲ得タルモノモ亦同シ

第五節　會社ノ解散

第四十九條　會社ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス
一　存立時期ノ滿了又ハ定款ニ豫定シタル事由ノ發生
二　所營事業ノ成功又ハ其ノ成功ノ不能
三　社員全部ノ同意
四　社員カ一人トナリタルコト
五　他ノ會社トノ合併
六　破產
七　官廳ノ命令
第五十條　前條第一號ニヨリテ解散シタル會社ハ社員全體又ハ二人以上ノ同意ヲ以テ會社ヲ繼續スルコトヲ得會社ノ繼續ヲ欲セサル社員ハ退社シタルモノト看做ス
第五十一條　會社カ解散シタルトキハ破產及ヒ合併ノ場合ヲ除ク外十五日內ニ本店及ヒ支店ノ

管轄官廳ニ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第五十二條　會社ハ社員全體ノ同意ヲ以テ他ノ會社ト合併スルコトヲ得

第五十三條　會社カ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ十五日内ニ財産目錄及ヒ貸借對照表ヲ作ルコトヲ要ス

會社ハ該決議後十五日内ニ合併方法ヲ各債權者ニ各別ニ通知シ且一定ノ期間内ニ異議ヲ述フルコトヲ得ヘキ旨公告スルコトヲ要ス但シ其ノ期限ハ少クモ三個月以上タルヘシ

第五十四條　會社ハ前條ニ掲ケタル期限ヲ經過シタル後及ヒ異議ヲ述ヘタル債權者ニ對シ辨濟ヲ爲シ或ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ合併ヲ爲スコトヲ得ス

第五十五條　會社カ法律ニ從ヒテ通知及ヒ公告ヲ爲サス或ハ債權者ノ異議ヲ顧ミスシテ合併ヲ爲シタルトキハ各債權者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五十六條　會社カ合併ヲ實行シタルトキハ十五日内ニ合併後ノ情形ヲ本店及支店ノ管轄官廳ニ夫々登記スルコトヲ要ス

一　合併ニ因リテ存續スル會社ニ付キテハ變更ノ例ニ照ラシテ登記ス

二　合併ニ因リテ消滅シタル會社ニ付キテハ解散ノ例ニ照ラシテ登記ス

三 合併ニ因リテ設立シタル會社ニ付テハ設立例ニ照ラシテ登記ス

第五十七條 合併ニ因リテ消滅シタル會社ノ權利義務ハ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社之ヲ承繼ス

第五十八條 己ムコトヲ得サル事由アルトキハ各社員ハ會社ノ解散ヲ管轄官廳ニ請求スルコトヲ得

前項ニ掲ケタル已ムコトヲ得サル事由ニ付キ社員ノ内其ノ責任ニ任スヘキ者アルトキハ管轄官廳ハ他ノ社員ノ請求ニ因リ會社ノ解散ニ代エ會社ニ損害ヲ與ヘタル社員ノミノ除名ヲ決定スルコトヲ得

除名ノ決定ヲ受ケタル社員ト會社トノ財產ノ分副ニ付テハ起訴ノ時ニ於ケル會社ノ財產ノ時價ニ照ラシテ計算スルコトヲ要ス

第六節 清 算

第五十九條 會社ハ解散後ト雖清算ノ範圍内ニ於テハ尙ホ未タ解散セサルモノト看做ス

第六十條 解散後ノ會社ノ財產ハ社員過半數ノ決意ニ因リテ選定シタル社員又ハ他人ヲシテ清算セシムル場合ヲ除ク外ハ社員ニ於テ之ヲ爲スヲ要ス

第六十一條　解散後ノ會社ノ財產ニ付キ社員ニ於テ處置方法ヲ議定シタルトキハ解散後十五日內ニ帳簿ヲ結算シ財產目錄及ヒ貸借對照表ヲ作ルコトヲ要ス會社ノ債權者ニ對スル關係ニ付テハ本條例第五十三條第二項第五十四條第五十五條ノ規定ヲ準用ス

第六十二條　社員死亡シタルトキハ清算事務ハ其ノ相續人之ヲ行フコトヲ要ス相續人數人アルトキハ其ノ中一人ヲ定メテ社員ノ權利ヲ行使セシム

第六十三條　本條例第四十九條第四款第七款ニ因リテ解散シタル會社ノ清算人ハ管轄官廳ニ於テ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ之ヲ選任スルコトヲ得

第六十四條　社員ノ選任シタル清算人ハ社員過半數ノ決議ヲ以テ隨時之ヲ解任スルコトヲ得必要ナル事由アルトキハ管轄官廳ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第六十五條　清算人ニ選任セラレタル者ハ選任後十五日內ニ本店及ヒ支店ノ管轄官廳ニ其ノ姓名住所ヲ登記スルコトヲ要ス清算人ノ解任又ハ變更モ亦十五日內ニ本店及ヒ支店ノ管轄官廳ニ登記スルコトヲ要ス

清算人カ官廳ニ由リ選任或ハ解任セラルルトキハ官廳ハ期ニ先シテ公告スルコトヲ要ス

第六十六條　清算人ノ職務左ノ如シ
一　現在事務ノ結了
二　債權ノ取立及債務ノ辨濟
三　殘餘財産ノ分配

第六十七條　清算人數人アルトキハ清算ニ關スル事務ノ執行ハ其ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス但シ第三者ニ對シテハ各代表ノ權限ヲ有ス

第六十八條　清算人ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第六十九條　清算人ハ就任ノ後遲滯ナク會社財産ノ現況ヲ檢査シ財産目錄及ヒ貸借對照表ヲ作リ之ヲ社員ニ交付スルコトヲ要ス

清算人ハ社員ノ質問アリタルトキハ清算ノ狀況ヲ實際ニ據リテ報告スルコトヲ要ス

第七十條　官廳ニ由リ選任セラレタル清算人ト雖社員及ヒ其ノ他ノ利害關係人會合決議ノ條件ヲ遵守シ其ノ職務ヲ行フコトヲ要ス

第七十一條　清算人ハ就職後二個月內ニ少クトモ三次ノ公告ヲ以テ各債權者ニ一定ノ期限內ニ債權ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ催告シ並ニ期限ヲ逾ユレハ其ノ債權ヲ除斥スヘキ旨ヲ聲明スルコ

トヲ要ス但シ其ノ期限ハ三箇月以上タルコトヲ要ス
催告期限滿了前ハ一部分ノ債權者ニ其ノ申出テタル債權ノ辨濟ヲ爲スコトヲ得ス清算人ニ於テ知ルコト得タル債權者ニハ各別ニ通知スルコトヲ要ス其ノ債權ハ除斥スルコトヲ得ス
期限經過後始メテ其ノ債權ノ申出ヲ爲シタル者ハ他ノ債務ヲ完濟シタル後尙ホ未タ分配セサル財產ニ對シテノミ之ヲ請求スルコトヲ得

第七十二條　會社ノ現存財產ヲ以テ債務ヲ完濟スルコト能ハサルトキハ清算人ハ社員ニ出資ヲ請求スルコトヲ得
社員出資スルコト能ハサルトキハ清算人ハ直チニ破產宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス
清算人其ノ事務ヲ破產管財人ニ引渡シタルトキハ其ノ任務ハ之ニ由リテ終了ス

第七十三條　清算人ハ會社ノ債務ヲ完濟シタル後ニ非サレハ會社ノ財產ヲ社員ニ分配スルコトヲ得ス

第七十四條　殘餘財產分配ノ比例ハ各社員出資ノ價額ヲ以テ之ヲ定ム

第七十五條　清算人ハ清算終了後直チニ帳簿ヲ作リ各社員ニ交付シ查閱セシムルコトヲ要ス滿一箇月ヲ經テ異議ナキトキハ各社員ヲ之承認シタルモノト看做ス但シ清算人ニ不正行爲アリ

タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七十六條 清算終了後清算人ハ遲滯ナク本店及ヒ支店ノ管轄官廳ニ登記スルコトヲ要ス

第七十七條 已ニ解散シタル會社所有ノ帳簿並ニ營業及ヒ清算事務ニ關スル書信、契約書證據書類ハ清算終了登記後滿十年間之ヲ適當ニ保存スルコトヲ要ス

保存擔任者ハ社員ノ過半數ニ由テ之ヲ定ム若シ爭議アリタルトキハ管轄官廳ニ提出シ其ノ判定ヲ受クルコトヲ要ス

保存ニ係ル商業帳簿竝ニ一切ノ書信、契約書、證據書類ハ凡テノ利害關係人均シク之ヲ檢査スルコトヲ得

第七十八條 會社ノ設立無效又ハ取消ノ判決アリタルトキハ解散ノ例ニ照ラシテ清算ヲ爲スコトヲ要ス其ノ清算人ハ管轄官廳ニ於テ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ之ヲ選任ス

第七十九條 社員ノ連帶無限責任ハ解散登記後滿五箇年ヲ經過シタルトキハ消滅ス但シ其ノ他ノ法律ニ依リ五年以内ノ消滅期間ヲ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

解散登記後滿五年ヲ經過スルモ未タ分配セサル殘餘財産アルトキハ會社ノ債權者ハ之ニ向ッテ辨濟ヲ請求スルコトヲ得

第三章　合資會社（兩合公司）

第八十條　合資會社ハ無限責任社員ト有限責任社員トヲ以テ之ヲ組織ス有限責任社員ハ其ノ出資ヲ限度トシテ會社ニ對シ責任ヲ負フ

第八十一條　合資會社ニハ本章ノ規定ヲ除ク外無限責任社員ニ關シテハ前章ノ規定ヲ準用ス

第八十二條　合資會社設立ノ定款ニハ本條例第十條ニ掲ケタル各項ヲ記載スル外各社員ノ責任ノ有限又ハ無限ナルコトヲ記載スルコトヲ要ス

第八十三條　合資會社ハ定款作成後十五日內ニ本店及ヒ支店ノ管轄官廳ニ登記スルコトヲ要ス其ノ登記ハ本條例第十一條ニ掲ケタル各項ニ準スル外各社員ノ責任ノ有限又ハ無限ナルコトヲ登記スルコトヲ要ス

第八十四條　有限責任社員ハ銀錢其ノ他ノ財產ノミヲ以テ出資ト爲スコトヲ得

第八十五條　無限責任社員ハ定款ニ特別ノ定ナキトキハ均シク會社ノ業務ヲ執行スル權利ヲ有シ義務ヲ負フ

第八十六條　無限責任社員數人アルトキハ會社ノ業務執行ハ其ノ過半數ニ由テ之ヲ決ス

第八十七條　經理人（支配人）ノ選任及ヒ解任ハ特ニ業務執行社員ヲ定メタルトキト雖無限責任

社員ノ過半數ニ由テ之ヲ決ス

第八十八條　有限責任社員ハ毎結算期ニ於テ會社ノ財產目錄及ヒ貸借對照表ノ閲覽ヲ求メ竝ニ會社ノ業務及ヒ會社財產ノ狀況ヲ檢査スルコトヲ得

必要ナル事由アルトキハ管轄官廳ハ有限責任社員ノ請求ニ因リ何時ニテモ會社ノ業務及ヒ其ノ財產狀況ノ檢査ヲ許スコトヲ得

第八十九條　有限責任社員ハ無限責任社員全體ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス

第九十條　有限責任社員ハ自己又ハ他人ノ爲メニ本會社ノ營業ト同種ノ商行爲ヲ爲シ又ハ他ノ會社ノ無限責任社員ト爲ルコトヲ得

第九十一條　定款又ハ總社員ノ同意ヲ以テ特ニ社會ノ代表者ヲ定メタル場合ノ外ハ凡テノ無限責任社員ハ均シク會社ヲ代表スルコトヲ得

第九十二條　有限責任社員ハ會社ノ業務ヲ執行シ及ヒ會社ヲ代表スルコトヲ得ス

第九十三條　有限責任社員ニ自己ヲ無限責任社員ナリト信セシムヘキ行爲アリタルトキハ其ノ社員ハ善意ノ第三者ニ對シテ無限責任社員ト同一ノ責任ヲ負フ

第九十四條　有限責任社員ハ瘋癲ヲ患フト雖必スシモ之ニ因リテ退社セス有限責任社員死亡シタルトキハ其ノ社員ノ出資額ハ其ノ相續人ニ歸ス

第九十五條　合資會社ハ無限責任社員又ハ有限責任社員ノ全部カ退社シタルトキハ解散ヲ行フ但シ有限責任社員ノ全部カ退社シタル場合ニ於テ無限責任社員全部ノ同意ヲ以テ改メテ無限(責任)會社ト爲スコトヲ妨ケス

第九十六條　合資會社ヲ改メテ合名會社ト爲シタルトキハ十五日内ニ本店及ヒ支店ノ管轄官廳ニ合資會社解散ノ登記ヲ爲シ合名會社設立ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第四章　株式會社(股份有限公司)

第一節　設立

第九十七條　株式會社ニハ七人以上ノ發起人アルコトヲ要ス

第九十八條　發起人ハ定款ヲ作リ左記ノ各項ヲ記載シ署名捺印スルコトヲ要ス

一　商號

二　會社ノ營ム事業

三　株式總資本及ヒ一株ノ銀高

四 本店及ヒ支店ノ所在地
五 公告ノ方法
六 若干株數以上ヲ有スル者ハ取締役(董事)ニ選任セラルル資格ヲ有スルコトヲ明記スルコト
七 發起人ノ氏名住所
前項第四款乃至第六款ニ掲ケタル事項ヲ定款ニ記載セサリシトキハ創立會又ハ株主總會ニ於テ之ヲ補定スルコトヲ得
第九十九條 左記ノ各項ハ定款ニ記載スルニ非サレハ無效トス
一 存立年限及ヒ解散ノ事由
二 株券(股票)ノ額面以上ノ發行
三 發起人カ受クヘキ特別ノ利益及ヒ之ヲ受クヘキ者ノ姓名
四 銀錢以外ノ財產ヲ以テ出資ト爲ス者ノ氏名並ニ其ノ財產ノ種類價格及ヒ之ニ對シテ與フル株數
五 會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用及ヒ發起人カ受クヘキ報酬ノ額

第一百條　發起人カ株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ會社ハ之ニ因リテ成立ス

第一百一條　發起人カ株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ發起人ハ遲滯ナク一株四分ノ一以上ノ株銀ヲ拂込ミ且取締役及ヒ監査役ヲ選任スルコトヲ要ス其ノ選任方法ハ發起人ノ議決權ノ過半數ニ由テ之ヲ決ス

第一百二條　取締役ハ被選後遲滯ナク管轄官廳ニ檢査役（檢査員）ノ選任ヲ請求シ第一回株金（銀）ノ拂込ヲ爲シタルヤ否ヤ竝ニ第九十九條第三號乃至第五號ニ掲ケタル各事項ノ正當ナルヤ否ヤヲ調査セシムルコトヲ要ス

第一百三條　官廳ハ檢査員ノ報告ヲ得タル後發起人カ受クヘキ特別ノ利益竝ニ其ノ報酬及ヒ設立費用ヲ不當ト認メタルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

金（銀）錢以外ノ財產ヲ株金ト爲シタル場合ニ於テ其ノ財產ノ評價過高ナルトキハ之ニ對シテ與フル株式ノ數ヲ減シ又ハ之ヲ補足セシムルコトヲ得但シ其ノ者ハ金（銀）錢ヲ以テ拂込ヲ爲スコトヲ得

第一百四條　發起人カ自ラ引受ケサル株式ハ會社成立前ニ之ヲ募集スルコトヲ要ス

第一百五條　發起人ハ聯單式ノ株式申込書ヲ作リ之ニ左記ノ各項ヲ記載シ株式申込者ハ各申込

株數ヲ記入シ署名捺印スルコトヲ要ス

一 定款作成ノ年月日

二 本條例第九十八條乃至九十條ニ掲ケタル各項

三 各發起人ノ引受ケタル株數

四 第一回拂込ノ金額

額面以上ノ價額ヲ以テ株劵ヲ發行スル場合ニ於テハ株式申込者ハ株式申込書ニ拂込ムヘキ金(銀)高ヲ記載スルコトヲ要ス

第一百六條 株式引受人ハ各其ノ引受クヘキ株式ノ數ニ照ラシテ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ

第一百七條 株劵ノ發行價額ハ額面ノ金額ヲ下ルコトヲ得ス第一回拂込ノ銀高ハ額面銀高ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス

第一百八條 株式總數ノ引受アリタルトキハ發起人ハ遲滯ナク各株主ニ向ツテ第一回拂込株銀ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

額面ニ超過セル價額ヲ以テ株劵ヲ發行シタルトキハ其ノ超過額ハ第一次ノ拂込ト同時ニ之ヲ拂込マシムルコトヲ要ス

第一百九條　株式引受人カ第一回ニ拂込ムヘキ株金(銀)ヲ拂込マサルトキハ發起人ハ該引受人ニ一定ノ期間ニ其ノ拂込ヲ爲スヘキ旨及ヒ其ノ期間內ニ拂込ヲ爲ササルトキハ其ノ權利ヲ失フヘキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ少クトモ一箇月以上タルコトヲ要ス
發起人カ前項ノ辦法ニ照ラシテ通知ヲ爲シタルモ株式引受人ニ於テ期日ニ拂込ヲ爲ササルトキハ其ノ權利ヲ失フ其ノ殘株ハ別ニ他人ヲ募集シテ引受ケシム
前兩項ノ事由ニ因ルトキハ該株式引受人ニ對シ賠償ヲ要求スルコトヲ得

第一百十條　第一回銀數ノ拂込ヲ爲シタルトキハ發起人ハ遲滯ナク創立會ヲ召集スルコトヲ要ス

第一百十一條　創立會ノ召集及ヒ決議ニハ第一百四十五條第一項第二條第三項第一百四十七條第一項第三項第一百五十條第一項第二項ノ規定ヲ準用ス
創立會ニハ株式引受人ノ半數以上ニシテ總株式ノ過半數ヲ引受ケタル者出席シ其ノ議決權ノ過半數ニ由テ一切ノ事項ヲ決議ス

第一百十二條　發起人ハ會社ノ設立ニ關スル事項ヲ創立會ニ報告スルコトヲ要ス

第一百十三條　創立會ハ取締役及監查役ヲ選任スルコトヲ要ス

第一百十四條 取締役及ヒ監査役ハ左記ノ各事項ヲ調査シ創立會ニ報告スルコトヲ要ス
一 株式總數ノ引受アリタルヤ否ヤ
二 各株主カ第一回ニ拂込ムヘキ株金ヲ拂込ミタルヤ否ヤ
三 本條例第九十九條第三號乃至第五號ニ掲ケタル各事項ノ正當ナルヤ否ヤ
取締役及ヒ監査役中發起人ヨリ選任セラレタル者アルトキハ創立會ハ別ニ檢査役ヲ選任シ前項ノ調査報告ヲ爲サシムルコトヲ得
第一百十五條 發起人ノ受クヘキ特別ノ利益報酬及ヒ設立費用ヲ不當ト認メタルトキハ創立會ハ之ヲ變更スルコトヲ得
其ノ出資カ金錢以外ノ財產ニシテ其ノ財產評價過高ナルトキハ創立會ハ之ニ對シテ與フル株數ヲ減シ又ハ補足セシムルコトヲ得但シ其ノ者ハ金(銀)錢ヲ以テ拂込ヲ爲スコトヲ得
第一百十六條 引受ナキ株式及ヒ引受アリタルモ拂込ノ未濟ナル株式アルトキハ發起人ハ連帶シテ其ノ責任ヲ負擔ス株式ノ申込カ取消サレタルトキ亦同シ
第一百十七條 前二條ノ辦法ニ照シ會社カ損害ヲ受ケタルトキハ發起人ハ賠償ノ責任ヲ負フ
第一百十八條 創立會ニ於テハ定款ニ掲ケタル事項ノ變更竝ニ會社設立廢止ノ決議ヲモ爲スコ

トヲ得

第一百十九條　會社ノ株式ハ發起人ニ於テ引受ケタルモノニ非サルトキハ會社ハ創立總會完結ノ時ヲ以テ成立ス

第一百二十條　株式總數引受後滿一箇年第一回株金(銀)全部ノ拂込ヲ爲サス又ハ拂込ヲ爲シタルモ發起人半年内ニ於テ創立會ヲ召集セサリシトキハ株式引受者ハ其ノ株式ノ引受ヲ取消シ及ヒ已ニ拂込ミタル株金(銀)ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第一百二十一條　會社成立後發起人ハ十五日内ニ左記ノ各項ヲ本店及ヒ支店ノ管轄官廳ニ登記スルコトヲ要ス

一　本條例第九十八條第一第二第三及ヒ第五ノ各項

二　本店及ヒ支店

三　設立ノ年月日

四　各株式ニ付キ拂込ミタル金額

五　取締役及ヒ監査役ノ氏名住所

六　存立年限又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ年限及ヒ事由

七 開業前ニ利息ヲ配當スヘキコトヲ定メタルトキハ其ノ利率

第一百二十二條 會社成立後支店ヲ設ケ、其ノ本店又ハ支店ヲ他處ニ移轉シ又ハ設立ノ時已ニ登記シタル事項中變更アリタルトキハ本條例第十二條第十三條第十四條ノ規定ヲ準用ス

第一百二十三條 會社カ設立ノ登記ヲ爲シタル後ハ株式引受者ハ詐欺又ハ强迫ヲ口實トシ會社ニ向ツテ株式引受ノ取消ヲ爲スコトヲ得ス

第二節 株式(股份)

第一百二十四條 株式會社ノ資本ハ之ヲ各株式ニ分ツコトヲ要ス一株ノ金額ハ均一ニシテ五十圓ヲ下ルコトヲ得ス但シ一回ニ全額ヲ拂込ムヘキ場合ニハ二十元ヲ以テ一株ト爲スヲ妨ケス

第一百二十五條 會社ハ定款ニ依リ優先權ヲ發行スルコトヲ得

第一百二十六條 各株主ノ責任ハ其ノ拂込額又ハ讓受ケタル株式ノ金額ヲ限度トス

株金(銀)ハ現銀ニテ拂込ムヘシ會社ニ對スル別種ノ債權ヲ以テ充當スルコトヲ得ス

第一百二十七條 株式カ數人ノ共有ニ屬スルトキハ共有者ハ一人ヲ定メテ株主ノ權利ヲ行ハシムルコトヲ要ス

株式共有者ノ各人ハ會社ニ對シ連帶シテ株金(銀)ノ拂込ヲ爲スノ義務ヲ負フ

第一百二十八條　會社ハ設立登記ノ後ニ非サレハ株劵ヲ發行スルコトヲ得ス
前項ノ規定ニ違反シテ發行シタル株劵ハ無效トス但シ株劵ヲ發行シタルモノニ對シテ損害賠償ヲ要求スルコトヲ妨ケス

第一百二十九條　株劵ニハ株劵番號及ヒ左記ノ各項ヲ記載シ取締役之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

一　會社ノ商號
二　設立登記ノ年月日
三　社式ノ總數及ヒ一株ノ金額
四　優先株アリタルトキハ其ノ優先株ノ總金額及ヒ其ノ受クヘキ權利
五　株金(銀)ヲ數期ニ分チテ拂込ムヘキトキハ毎回拂込ムヘキ株金額

第一百三十條　會社ノ株式ハ定款ニ別段ノ定メナキトキハ會社ノ承諾ナクシテ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得但シ會社ノ設立登記後ニ非サレハ之ヲ讓渡シ及ヒ其ノ讓渡ノ豫約ヲ爲スコトヲ得ス

第一百三十一條　記名式株式ハ之ヲ讓渡シタルトキ取得者ノ姓名住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其

ノ姓名ヲ株券ニ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ會社其ノ他第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第一百三十二條　會社ハ自己ノ株式ヲ買收シ又ハ抵押トシテ之ヲ收受スルコトヲ得ス株主ノ失權又ハ借金ノ擔保トシテ會社カ一時株式ヲ取得シタルトキハ期日ヲ定メテ公賣スルコトヲ要ス

第一百三十三條　會社ハ資本ノ減少ニ因ルニ非サレハ株式ヲ消却スルコトヲ得ス

第一百三十四條　株金ノ拂込ハ少クトモ一箇月前ニ之ヲ各株主ニ催告スルコトヲ要ス期日ニ到リ株金ノ拂込ヲ爲ササルトキハ會社ハ一箇月以上ノ期限ヲ定メテ該株主ニ期限內ニ拂込ヲ爲スヘキ旨及ヒ其ノ期間內ニ拂込ヲ爲ササルトキハ株主ノ權利ヲ失フヘキ旨ヲ通知スルコトヲ得

第一百三十五條　株主カ期間經過後ニ拂込ヲ爲シタルトキハ期限以後ノ利息ヲ加算スルコトヲ要ス定款ニ違約金ノ規定アルトキハ會社ハ之ニ據リ株主ニ違約金ヲ請求スルコトヲ得

第一百三十六條　會社カ一百三十四條各項ニ依リ公告ヲ爲シタルモ該株主ニ於テ拂込ヲ爲ササルトキハ其ノ權利ヲ失フ

第一百三十七條　權利ヲ失ヘタル株主ノ株式カ輾轉讓渡セラレタルトキハ會社ハ株式名簿ニ照

ラシ其ノ拂込ムヘキ株金ヲ一個月內ニ拂込ムヘキ旨ヲ各讓渡人ニ催告スルコトヲ得
各讓渡人前項ノ催告ヲ受ケ其ノ最モ先ニ滯納銀額ノ拂込ヲ爲シタルモノ株式ヲ取得ス前項ノ讓渡人カ催告ヲ受ケタルモ拂込ヲ爲ササルトキハ會社ハ競賣ノ方法ヲ以テ其ノ株式ヲ賣却スルコトヲ得
競賣ニ依リテ得タル金額カ不足ナルトキハ原株主及ヒ轉讓人ニ追償ヲ請求スルコトヲ得
第一百三十八條　前條ニ定メタル讓渡人ノ責任ハ讓渡ヲ株主名簿ニ記載シタル後二年ヲ經過シタルトキニ於テ消滅ス
第一百三十九條　株金全額ノ拂込アリタルニ非サレハ株主ノ請求ニ因リ無記名式ノ株券ヲ發行スルコトヲ得ス
株券カ無記名式ナルトキハ株主ハ何時ニテモ改メテ記名式ト爲スコトヲ請求スルコトヲ得
第一百四十條　株主名簿ニハ總株式ノ番號竝ニ左記ノ各項ヲ記載スルコトヲ要ス
一　各株主ノ株式ノ數及ヒ其ノ株券ノ番號
二　各株主ノ氏名住所
三　各株式ノ拂込ミタル金額及ヒ其ノ年月日

四　各株式取得ノ年月日

無記名式株券ヲ發行シタルトキハ其ノ券數及ヒ其ノ番號並ニ發行ノ年月日會社カ優先株ヲ發行シタルトキハ番號ノ下ニ優先ナル文字ヲ明記スルコトヲ要ス

第三節　株主總會(股東會)

第一百四十一條　株主總會ハ毎年少クトモ一回會社ノ營業年度後一定ノ時期ニ於テ之ヲ召集スルコトヲ要ス

第一百四十二條　株主總會ハ定期召集ノ外會社ノ利害ニ關シ必要ト認ムルトキハ臨時ニ之ヲ召集スルコトヲ得

第一百四十三條　株主總會ハ本條例又ハ會社ノ定款ニ依リ其ノ他ノ者ニ於テ召集スルコトヲ得トノ規定アル場合ノ外ハ取締役ニ於テ召集ス

第一百四十四條　株主總會ノ決議又ハ本條例又ハ會社定款ニ特別ノ規定アル場合ノ外ハ出席シタル各株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ行フ

第一百四十五條　各株主ハ一株ニ付キ一個ノ議決權ヲ有ス但シ十一株以上ヲ有スル株主ノ議決權ノ行使ハ定款ヲ以テ之ヲ制限スルコトヲ得

株主カ囑託書ヲ具備セル代理人ヲシテ其ノ議決權ヲ行ハシムルトキハ其ノ囑託書ヲ會社ニ差出シ保存シテ證ト爲スコトヲ要ス

株主ハ會議事項ニ付キ特別ノ利害關係ヲ有スルトキハ其ノ事項ノ議決ニ就テハ決議ノ數ニ加入スルヲ得ス並ニ他人ノ代理トシテ其ノ議決權ヲ行使スルコトヲ得ス

無記名式ノ株券ヲ有スル者ハ會期ヨリ五日前ニ其ノ株券ヲ會社ニ交付スルニ非サレハ會議ニ出席シ決議ニ參加スルコトヲ得ス

第一百四十六條　株式總數ノ十分ノ一以上ニ當タル株主ハ提議ノ事項及ヒ其ノ理由ヲ提出シテ取締役ニ株主總會ノ召集ヲ請求スルコトヲ得

取締役カ前項ノ請求アリタル後十五日內ニ株式總會召集ノ準備ヲ爲ササルトキハ株主ハ管轄官廳ノ許可ヲ得テ自ラ召集ヲ行フコトヲ得

第一百四十七條　會社カ株主總會ヲ召集スルニハ一箇月前ニ各株主ニ對シテ通知ヲ發スルコトヲ要ス

會社ハ無記名式ノ株券ヲ所持スル者ニ對シテハ召集ノ時ヨリ四十日前ニ之ヲ公告スルコトヲ要ス

通知及ヒ公告ニハ株主總會召集ノ主旨及ヒ決議スヘキ事件ヲ記載スルコトヲ要ス

第一百四十八條　株主總會ハ決議シタル各事項ヲ決議錄ニ記載シ議長之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

決議錄ニハ會議ノ日時、議長ノ姓名及ヒ決議ノ方法ヲ記載シ竝ニ出席シタル株主ノ名簿ヲ附スルコトヲ要ス

第一百四十九條　定期總會ハ毎期會社取締役ノ具備シタル簿册監査役ノ報告竝ニ利益及ヒ利息分配ノ決議ヲ調査決定ス

前項ノ事項ヲ調査決定スル爲メニ株主總會ハ檢査役ヲ選任スルコトヲ得

第一百五十條　株主總會ノ召集及ヒ決議カ法令及ヒ定款ニ違背シタルトキハ株主總會ハ管轄官廳ニ訴ヲ起シ之ヲ取消ヲ申請スルコトヲ得其ノ訴ノ提起ハ決議ノ日ヨリ起算シ一箇月内ニ之ヲ行フヘシ

第一百五十一條　取締役監査役以外ノ株主ハ會議取消申請ノ訴ヲ提起セムトキハ先ツ其ノ株劵ヲ提出シ且會社ノ請求ニ因リ更ニ相當ノ擔保ヲ提供スルコトヲ要ス

第四節　取締役（董事）

第一百五十二條　會社ノ取締役ハ株主總會ニ於テ株主中ヨリ之ヲ選任ス

第一百五十三條　取締役ハ被選就職後定款ニ定メタル株券數ヲ監査役ニ交付シテ保存セシムルコトヲ要ス

第一百五十四條　取締役ノ受クヘキ報酬ヲ定款ニ規定セサリシトキハ株主總會ニ於テ之ヲ議定スヘシ

第一百五十五條　取締役ノ任期ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ス但シ任期滿了後公選セラレテ續任スルコトヲ妨ケス

第一百五十六條　會社ハ正當ノ理由ニ因リ何時ニテモ株主總會ノ決議ヲ以テ取締役ヲ除名スルコトヲ得。正當ノ理由ナクシテ除名セラレタル取締役ハ會社ニ對シ損害賠償ヲ要求スルコトヲ得

但シ取締役カ正當ノ事由ナクシテ退任シ會社ニ不利益ヲ與ヘタルトキハ會社ニ對シテ損害賠償ノ責ヲ負フ

第一百五十七條　取締役ノ業務執行ハ定款ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外ハ其ノ過半數ニ由テ之ヲ決ス支配人(經理人)ノ選任及ヒ解任モ亦同シ

第一百五十八條　取締役ハ各自會社ヲ代表スルコトヲ得

本條例第二十八條第三十一條第三十二條第三十三條ノ規定ハ取締役ニ之ヲ準用ス

第一百五十九條　取締役ハ定款及ヒ決議錄ヲ本店及ヒ支店ニ備ヘ置キ且株主名簿及ヒ社債原簿ヲ本店ニ備ヘ置クコトヲ要ス

株主及ヒ會社ノ債權者ハ本條例第二十二條ノ規定ニ照ラシテ前項ニ掲ケタル定款及ヒ簿册ノ查閱ヲ請求スルコトヲ得

第一百六十條　會社ノ社債原簿ニハ左列ノ各項ヲ記載ス

一　會社債權者ノ氏名及ヒ住所
二　會社債劵ノ番號
三　社債ノ總額及ヒ各社債ノ金額
四　社債ノ利率
五　社債償還ノ方法及ヒ期限
六　社債發行ノ年月日
七　各社債取得ノ年月日

八　無記名式ノ債券ヲ發行シタルトキハ其ノ數日、番號及ヒ發行ノ年月日

第一百六十一條　會社カ總資本ノ半額ヲ失ヒタルトキハ取締役ハ遲滯ナク株主總會ヲ召集シテ之ヲ報告スルコトヲ要ス

會社ノ財産ヲ以テ會社ノ債務ヲ完濟スルコト能ハサルニ至リタルトキハ取締役ハ直チニ破産宣告ノ申請ヲ爲スコトヲ要ス

第一百六十二條　取締役ハ監査役ノ認許ヲ得テ自己又ハ他人ノ爲ニ其ノ會社ト商行爲ヲ爲スコトヲ得

第一百六十三條　取締役ハ會社業務ニ付キ定款ヲ遵守シ誠實ニ經營スルコトヲ要ス此ノ義務ニ違背シ會社カ損害ヲ受クルニ至リタルトキハ其ノ取締役ハ會社ニ對シ賠償ノ責ニ任ス

取締役カ法令又ハ會社定款ニ違背セル行爲ヲ爲シタルトキハ株主ノ決議ニ由リテ之ヲ爲シタル場合ト雖第三者ニ對シテ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス但シ株主ニ於テ異議ヲ陳述シ又ハ其ノ意見ヲ監査役ニ通知シタルトキハ此ノ限ニアラス

第一百六十四條　株主總會ニ於テ取締役ニ對シ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキ又ハ之ヲ否決シタル場合ニ於テ株式ノ十分ノ一以上ニ當タル株主カ之ヲ監査役ニ請求シタルトキハ會社

ハ決議又ハ請求ノ日ヨリ一箇月以内ニ訴ヲ提起スルコトヲ得ス
起訴ノ請求ヲ爲シタル株主ハ其ノ株劵ヲ提出スルモノトス訴訟完結ノ後之ヲ還付ス
前項ノ請求ヲ爲シタル株主ハ監査役ノ要求ニ因リ相當ノ擔保ヲ提供スルコトヲ要ス訴訟終結シ會社カ敗訴シタルトキハ右ノ株主ハ會社ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ス
第一百六十五條　會社カ取締役ニ對シテ訴ノ提起ヲ爲シ又ハ會社カ取締役ニ訴ヘラレタル場合ニハ監査役ハ會社ヲ代表ス但シ株主總會モ亦別ニ會社訴訟ノ代表者ヲ選任スルコトヲ得
總株式ノ十分ノ一以上ニ當タル株主カ取締役ニ對シテ訴訟ヲ爲ストキハ該株主ハ特ニ代表者ヲ指定スルコトヲ得

第五節　監査役

第一百六十六條　監役ハ株主總會ニ於テ株主中ヨリ之ヲ選任ス
第一百六十七條　監査役ノ受クヘキ報酬ハ定款ニ規定セル場合ノ外ハ株主總會ニ於テ之ヲ議定スルコトヲ要ス
第一百六十八條　監査役ノ任期ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ス但シ任期滿了後公選セラレテ續任スルコトヲ得

第一百六十九條　本條例第一百五十六條第一項ノ規定ハ監査役ニ之ヲ準用ス

第一百七十條　監査役ハ何時ニテモ取締役ニ對シテ會社業務情況ノ報告ヲ請求シ會社ノ帳簿、信件及ヒ財產ヲ調査スルコトヲ得

第一百七十一條　取締役ハ株主總會ニ提出セムトスル各種ノ書類ヲ調査シ株主總會ニ其ノ意見ヲ報告ス

第一百七十二條　株主總會ヲ召集スル必要アリト認メタルトキハ直チニ之ヲ召集スルコトヲ得

前項ノ會議ノ時ハ株主總會ハ特ニ檢査人ヲ選フコトヲ得

第一百七十三條　監査役二人以上アルトキハ各自其ノ監査權ヲ行フコトヲ得

第一百七十四條　監査役ハ會社ノ取締役及ヒ支配人ヲ兼任スルコトヲ得ス但シ取締役中ニ缺員アリテ未タ選任セラレサルトキハ取締役及ヒ監査役ノ協議ヲ以テ監査役中ヨリ一時取締役ノ職務ヲ執行スヘキ者ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ監査役ハ取締役ノ職務ヲ執行スヘキ期間滿了後其ノ取扱ニ係ハル出納ニ關シ株主總會ノ承認ヲ得タル後ニ非サレハ監査役ノ元職ニ復スルヲ得ス

監査役ヲ以テ一時取締役ニ代ラシメタルトキハ本條例第二十八條ノ規定ヲ適用セス

第一百七十五條 取締役カ自己又ハ他人ノ爲ニ其ノ會社ト交渉ヲ爲ストキハ監査役ハ會社ノ代表ト爲ル

第一百七十六條 監査役カ其ノ職務ヲ盡サヽルトキハ會社及ヒ第三者ニ對シテ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第一百七十七條 株主總會ニ於テ監査役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シ又ハ之ヲ否決シタル場合ニ於テ會社ノ十分ノ一以上ニ當タル株主カ之ヲ取締役ニ請求シタルトキハ會社ハ決議又ハ請求ノ日ヨリ一箇月内ニ訴ヲ提起スルコトヲ要ス

前項ノ訴ヲ提起スヘキ代表者ハ株主總會ニ於テ取締役ノ外ニ別ニ選定ヲ爲スコトヲ得又總株式ノ十分ノ一以上ニ當タル株主ノ請求アルトキハ別ニ代表者ヲ指定スルコトヲ得

訴ノ提起ヲ請求シタル株主ハ其ノ株券ヲ提供シ且取締役ノ請求ニ因リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス訴訟終結シ會社カ敗訴シタルトキハ訴ノ提起ヲ請求シタル株主ハ會社ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ス

第六節 會社ノ計算

第一百七十八條 取締役ハ左記各種ノ簿冊ヲ備ヘ定期總會ノ十五日前ニ監査役ニ提出スルコト

ヲ要ス

一　財産目錄

二　貸借對照表

三　營業報告書

四　損益計算書

五　社債金及ヒ利益又ハ利息ノ配當ニ關スル議案

第一百七十九條　取締役ハ各種ノ簿册及ヒ監査役ノ報告書ヲ定期總會前ニ會社ノ本店ニ備フルコトヲ要ス株主及ヒ會社ノ債權者ハ前條ニ掲ケタル各種簿册ノ査閲ヲ求ムルコトヲ得

第一百八十條　取締役ハ各種ノ簿册ヲ株主總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第一百八十一條　會社ノ各種簿册カ株主總會ノ承認ヲ得タル後取締役ハ貸借對照表ヲ公告スルコトヲ要ス

第一百八十二條　各種ノ簿册カ株主總會ノ承認ヲ得タルトキハ會社ハ取締役及ヒ監査役ニ對シテ其ノ責任ヲ免除シタルモノト看做ス但シ事後不正ノ行爲ヲ査出シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第一百八十三條　會社カ利益ノ配當ヲ爲ストキハ先ツ其ノ二十分ノ一以上ヲ以テ積立金ト爲ス

コトヲ要ス額面以上ノ價額ヲ以テ株券ノ發行ヲ爲シタルニ依リテ得タル超過金額モ亦積立金ニ組入ルルコトヲ要ス

積立金ハ資本ノ四分ノ一ニ達スルトキハ之ヲ止ム

第一百八十四條　會社ハ損失ヲ塡補シ且前條ニ照ラシテ積立金ヲ控除シタル後ニ非サレハ利益ヲ株主ニ配當スルコトヲ得ス

第一百八十五條　前條ノ規定ニ違背シテ配當ヲ爲シタルトキハ會社ノ債權者ハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

第一百八十六條　會社ノ開業準備カ設立登記後二年以上ニシテ始メテ完成シ得ヘク已ニ官廳ノ許可ヲ受ケタルモノナルトキハ會社ハ定款ヲ以テ開業前利息ヲ株式ニ配當スヘキコトヲ定ムルコトヲ得

前項ニ掲ケタル利息ノ定率ハ年六分ヲ超ユルコトヲ得ス

第一百八十七條　利益及ヒ利息ノ配當ハ定款ニ依リテ拂込ミタル株主高ヲ標準ト爲ス但シ定款ヲ以テ別ニ優先優ノ配當法ヲ規定シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第一百八十八條　總株式ノ十分ノ一以上ニ當タル株主ハ管轄官廳ニ會社ノ業務及ヒ財産ノ狀況

ヲ調査セシムル爲メニ檢査員ノ選任ヲ申請スルコトヲ得

第一百八十九條　官廳ハ檢査員ノ報告ヲ得タル後必要ト認メタルトキハ監査役ヲシテ株主總會ヲ召集セシムルコトヲ得

第七節　社債(公司債)

第一百九十條　會社ハ本條例第一百九十九條第二項ニ依リテ決議シタル後ニ非サレハ社債ヲ募集スルコトヲ得ス

第一百九十一條　社債ノ總金額ハ拂込ミタル株式金額ヲ超ユルコトヲ得ス
最近ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財產カ拂込ミタル株金額ニ滿タサルトキハ社債ノ總額ハ現存財產額ヲ超ユルコトヲ得ス

第一百九十二條　社債一株ノ金額ハ二十元ヲ下ルコトヲ得ス

第一百九十三條　社債償還ノ金額カ劵面額ヲ超ユヘキコトヲ豫メ定メタルトキハ其ノ回ノ各社債ハ差等アルコトヲ得ス

第一百九十四條　社債ヲ募集スルトキハ取締役ハ左記ノ各事項ヲ公告スルコトヲ要ス
一　本條例第一百六十條第三項乃至第五項ノ事項

二　會社ノ商號
三　前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘサル額
四　社債發行ノ價額又ハ其ノ最低價額
五　會社ノ資本總額及ヒ拂込ミタル株金ノ總額
六　最近ノ貸借對照表ニ依ル會社現存ノ財產ノ額

第一百九十五條　社債ノ募集完了シタルトキハ取締役ハ各應募者ニ其ノ申込ミタル額ノ拂込ヲ請求スルコトヲ要ス
取締役ハ各社債金ヲ受取リタル後十五日內ニ本店及ヒ支店ノ管轄官廳ニ本條例第一百六十條第三項乃至第五項ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第一百九十六條　社債ノ債券ニハ番號竝ニ本條例第一百九十四條第一項第二項ノ記載ヲ爲シ取締役之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第一百九十七條　記名式ノ社債ノ讓渡ハ讓受人ノ氏名住所ヲ社債原簿ニ記載シ且其ノ氏名住所ヲ債劵ニ記載スルニ非サレハ之ヲ以テ公司其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第一百九十八條　本條例第百三十九條ノ規定ハ社債ニ之ヲ準用ス

第八節　定款ノ變更

第一百九十九條　會社ノ定款ハ株主總會ノ決議ニ依ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

前項ノ決議ハ總株主ノ半數以上ニシテ且株式總數ノ半額以上ニ當タル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ニ由テ之ヲ決ス

出席シタル株主定數ニ滿タサルトキハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ニ由テ草案ノ議定ヲ爲シ更ラニ各株主ニ其ノ大要ヲ通知シ無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其ノ大要ヲ公告シ一箇月内ニ第二回ノ株主總會ヲ召集スルコトヲ得第二回ノ株主總會ニ於テハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ニ由テ草案ノ認否ヲ決ス

前二項ノ規定ハ會社ノ營ム事業ヲ變更スル場合ニハ之ヲ適用セス

第二百條　會社ハ株金全額拂込濟ノ後ニ非サレハ資本ノ增加ヲ議スルコトヲ得ス

第二百一條　會社ハ其ノ資本ヲ增加スルトキ優先株ヲ發行スルコトヲ得但シ優先株ノ權利ノ種類ヲ定款ニ記載スルコトヲ要ス

第二百二條　株主總會ノ決議カ優先株主ノ權利ニ對シテ妨礙ヲ及ホスヘキトキハ株主總會ノ決議ノ外優先株主總會ノ決議アルコトヲ要ス優先株主總會ニハ株主總會ノ規定ヲ準用ス

第二百三條　會社カ新株ヲ發行シタルトキハ舊株主ノ引受ケ餘アルトキ始メテ之ヲ他人ニ發賣スルコトヲ得

第二百四條　會社カ其ノ資本ヲ增加シタル場合ニ於テ其ノ第一回株金ノ拂入ヲ終リタルトキハ取締役ハ遲滯ナク株主總會ヲ召集シテ之ニ新株ノ募集ニ關スル事項ヲ報告スルコトヲ要ス

第二百五條　監査役ハ左記ノ各事項ヲ調査シ株主總會ニ報告スルコトヲ要ス

一　新株總數ノ引受アリタルヤ否ヤ

二　各新株ニ付キ第一回拂込ノ金額拂込アリタルヤ否ヤ

三　金錢以外ノ財產ヲ以テ出資ト爲シタルトキ其ノ財產ニ對シテ與ヘタル株式ノ數ノ正當ナルヤ否ヤ

前項ノ調査ヲ爲シ及ヒ報告ヲ爲サシムル爲株主總會ハ檢査役ヲ選任スルコトヲ得

第二百六條　金錢以外ノ財產ヲ以テ新資本ノ出資ト爲シタル場合ニ於テ不當アルトキハ本條例第一百十五條第二項ノ規定ヲ準用ス

第二百七條　引受ナキ株式又ハ引受アリタルモ第一回株金ノ拂込未濟ナル株式及ヒ引受ノ取消サレタル株式アルトキハ取締役ハ連帶シテ其ノ責任ヲ負擔スルコトヲ要ス

第二百八條　本條例第二百四條ニ依ル株主總會終結後十五日内ニ本店及ヒ支店ノ管轄官廳ニ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一　增加シタル資本ノ總額
二　株式資本ノ增加決議ノ年月日
三　各新株ニ付キ拂込ミタル金額
四　優先株ヲ發行シタルトキハ其ノ株主ノ優先權

本店ノ管轄官廳ニ登記ヲ爲ササルノ以前ニ於テ新株券ヲ發行シ又ハ新株式ノ讓渡及ヒ讓渡ノ豫約ヲ爲スコトヲ得ス

第二百九條　會社カ新株ヲ募集シタルトキハ發行シタル新株劵ニ左記ノ各事項ヲ記載シ取締役之レニ署名捺印ヲ爲スコトヲ要ス

一　會社ノ商號
二　資本增加ノ時登記ノ年月日
三　增加株式ノ總數及ヒ一株ノ金額
四　增加株式ノ番號優先株ニ記載スル優先權利

第二百十條　第一百六條乃至一百九條又ハ第一百二十條第一百二十三條第一百二十八條第二項ノ規定ハ新株ヲ募集ノトキニ於テモ亦之ヲ準用ス

第二百十一條　株主總會ニ於テ資本減少ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ減少ノ方法ヲ決議スルコトヲ要ス

第二百十二條　本條例第五十三條乃至五十五條ノ規定ハ資本減少ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九節　解　散

第二百十三條　株式會社ハ左記ノ各事由ニ因リテ解散ス

一　存立時間ノ滿了又ハ定款ニ豫定セル事由ノ發生

二　會社ノ營ム事業ノ成功又ハ成功ノ不能

三　株主總會ノ決議

四　記名式ノ株主七人未滿トナレルトキ

五　他ノ會社トノ合併

六　破產

七　官廳ノ命令

第二百十四條　會社カ解散ヲ爲シタルトキハ破産ノ場合ヲ除クノ外取締役ハ遲滯ナク株主ニ對シテ通知ヲ爲スヘシ但シ無記名式ノ株劵ヲ發行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告スルコトヲ要ス

第二百十五條　會社カ解散ヲ爲シタルトキハ破産及ヒ合併ノ場合ヲ除ク外ハ十五日内ニ本店及支店ノ管轄官廳ニ登記スルコトヲ要ス

第二百十六條　會社ノ解散又ハ他ノ會社トノ合併カ株主總會ノ決議ニ因ルトキハ其ノ決議ノ方法ニハ本條例第一百九十九條第二項ノ規定ヲ準用ス

第二百十七條　會社カ合併ニ因リテ解散シタル場合ニハ本條例第五十三條乃至第五十七條ノ規定ヲ準用ス

第十節　淸　算

第二百十八條　會社ノ解散ハ合併及ヒ破産ノ場合ヲ除ク外取締役其ノ淸算人ト爲ル但シ定款ニ別段ノ定アルトキ又ハ株主總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

適當ナル淸算人タル者ナキトキハ管轄官廳ハ利害關係人ノ請求ニ因リ淸算人ヲ選任スルコトヲ得

第二百十九條　淸算人ハ管轄官廳ノ選任ニ係ル者ヲ除ク外株主總會ニ於テ何時ニテモ之ヲ解任

スルコトヲ得

官廳ノ選任シタル清算人ニ關シ重要ナル事由アルトキハ監査役又ハ總株式ノ十分ノ一以上ニ當タル株主ハ該清算人ノ解任ヲ官廳ニ請求スルコトヲ得

第二百二十條　清算人ハ就職後遲滯ナク會社財産ノ情況ヲ檢査シ財産目錄及ヒ貸借對照表ヲ作リ之ヲ株主總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

株主總會ハ特ニ檢查役ヲ選任シ前項ノ書類ノ符合セルヤ否ヤヲ調査セシムルコトヲ得。清算人ハ株主總會ノ承認ヲ得タル後遲滯ナク貸借對照表ヲ公告スルコトヲ要ス

第二百二十一條　株主總會ノ召集及ヒ決議ノ方法カ法令及會社ノ定款ニ違背シタルトキハ清算人ハ其決議ノ無效ヲ宣告セムコトヲ管轄官廳ニ申請スルコトヲ得

第二百二十二條　清算人ハ清算事務ノ範圍ニ關シテハ本節ニ特ニ規定シタルモノヲ除ク外其ノ權利又ハ義務ハ取締役ニ同シ

第二百二十三條　清算人カ債權者ニ對シテ一定ノ期間ヲ限リ通知ノ催告ヲナシタルトキ若シ期間ヲ過キテ通知ヲ爲シタルモノハ公司カ各債務ヲ完濟シタル後各株主ニ分配セサル財産アル場合ニ於テノミ之ニ就テ償還ヲ請求スルコトヲ得

第二百二十四條　清算ノ費用ハ會社ノ現存財産中ヨリ先ツ之ヲ支出スヘシ

第二百二十五條　債務完濟後殘餘ノ財産ハ定款ニ照ラシ拂込ミタル株式總數ノ割合ニ應シテ之ヲ各株主ニ分配スルコトヲ要ス但シ會社カ優先株ヲ發行シタル場合ニ於テ別ニ規定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二百二十六條　清算事務終結シタルトキハ清算人ハ遲滯ナク決算報告書ヲ作リ株主總會ノ承認ヲ請求スルコトヲ要ス

株主總會ハ別ニ檢査役ヲ選任シ前項決算報告書ノ正當ナルヤ否ヤヲ檢査セシムルコトヲ得

決算報告書カ株主總會ノ承認ヲ經タルトキハ會社ハ清算人ニ對シテ其ノ責任ヲ免除シタルモノト看做ス但シ清算人ニ不正ノ行爲アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二百二十七條　解散シタル會社ノ各種帳簿、信書、契約書、及證據書類ハ清算結了ノ登記ヲ爲シタル後十年間適當ニ之ヲ保存スルコトヲ要ス本項ノ簿册、信書及契約書類ノ保存者ハ清算人其ノ他ノ利害關係人ノ請求ニ因リ管轄官廳之ヲ指定ス

第二百二十八條　清算結了シタル後ト雖分配シ得ヘキ財産アルコトヲ發見シタルトキハ利害關係人ノ請求ニ因リ管轄官廳ハ員ヲ派シテ再ヒ清算ヲ行フコトヲ得

第二百二十九條　本條例第五十九條六十五條第六十六條第六十八條第七十一條第七十二條第二項第七十六條第七十八條第一百四十六條第一百四十七條第一百五十條第一百五十一條第一百六十三條第二項第一百六十五條第一百七十條第一百七十一條ノ規定ハ株式會社ノ清算ニ之ヲ準用ス

第五章　株式合資會社(股分兩合公司)

第二百三十條　株式合資會社ノ株主ハ少クモ一人無限責任ヲ負ヒ其ノ他ノ株主ハ各其ノ引受ケタル株式ニ應シテ拂込ヲ爲スモノトス

第二百三十一條　株式合資會社ニハ左記ノ各項ニ付キ合資會社ノ規定ヲ準用ス

一　無限責任社員ト會社トノ關係

二　無限責任社員ト第三者トノ關係

三　無限責任社員ノ退社

此ノ他ノ事項ハ本章ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク外株式會社ニ關スル規定ヲ準用ス

第二百三十二條　此種ノ會社ノ設立ニハ無限責任社員發起人ト爲リテ定款ヲ作リ之ニ左記ノ各項ヲ記載シ署名捺印スルコトヲ要ス

一　本條例第九十八條第一第二第四第五ノ各項
二　株金ノ總額及ヒ一株ノ金額
三　無限責任社員ノ氏名住所
四　無限責任社員ノ金錢以外ノ出資、其ノ種類及ヒ價格又ハ評價ノ標準

第二百三十三條　無限責任社員ハ株式ヲ募集スルコトヲ要ス

第二百三十四條　株式申込書ニハ左記ノ各項ヲ記載スルコトヲ要ス
一　本條例第九十九條第一百五條第二項第一號第四號及ヒ第二百三十二條ニ掲ケタル事項
二　各無限責任社員ノ引受ケタル株數

第二百三十五條　創立會ニ於テ株主中ヨリ監査役ヲ選任スルコトヲ要ス。無限責任社員ハ出資以外ニ株式ヲ引受ケタルトキト雖監査役ト爲ルコトヲ得ス

第二百三十六條　無限責任社員ハ創立會及ヒ株主總會ニ於テ其ノ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ出資以外ニ株式ヲ受ケタルトキト雖決議ノ數ニ加入スルコトヲ得ス

第二百三十七條　監査役ハ株式ノ總額ノ引受アリタルヤ否ヤ及ヒ株主ノ金錢以外ノ出資ノ種類價格ヲ調査シテ創立會ニ報告スルコトヲ要ス

第二百三十八條　會社ハ創立會終結ノ時ヲ以テ成立ス。成立後十五日内ニ其ノ本店及ヒ支店ノ管轄官廳ニ左記ノ各項ヲ登記スルコトヲ要ス

一　本條例第九十八條第一第二第三第五ノ各項又ハ第一百二十一條第二第三第四第六第七ノ各項ニ掲ケタル事項

二　無限責任社員ノ氏名住所

三　無限責任社員ノ金錢以外ノ出資其ノ種類及ヒ價格並ニ其ノ拂込ミタル額

四　會社ヲ代表スヘキ無限責任社員ヲ定メタルトキハ其ノ氏名住所

五　監査役ノ氏名住所

第二百三十九條　會社ヲ代表スヘキ無限責任社員ニハ株式會社ノ取締役ニ關スル規定ヲ準用ス

但シ本條例第一百五十二條第一百五十三條第一百五十四條第一百五十五條第一百五十六條ノ規定ハ此ノ限ニ在ラス

第二百四十條　合資會社ニ於テ株主全體ノ同意ヲ要スル事項ニ付テハ株式合資會社ニ在リテハ株主總會ノ決議ノ外無限責任社員ノ同意アルコトヲ要ス

前項ノ決議ニハ第一百九十九條第二項ノ規定ヲ準用ス

第二百四十一條　合資會社ニ於テ解散スヘキ事由ハ株式合資會社ニモ之ヲ準用ス

第二百四十二條　無限責任社員ノ全員脫退シタルトキハ株主ハ第一百九十九條第二項ニ定メタル決議ニ依リ改メテ株式會社ト爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ株主總會ハ直チニ株式會社ノ組織ニ必要ナル事項ヲ決議スルコトヲ要ス

此ノ會議中ニ於テハ無限責任社員ト雖其ノ引受ケタル株式ノ數ニ應シテ其ノ議決權ヲ行使スルコトヲ得

第二百四十三條　會社カ解散ヲ爲シタルトキハ合併、破產及ヒ官廳ノ命令ニ因レル場合ヲ除ク外清算ハ無限責任社員ノ全員又ハ其ノ選任シタル者ト株主總會ニ於テ選任シタル者ト共同シテ之レヲ爲スモノトス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

無限責任社員カ清算人ヲ選任スルトキハ其ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス株主總會ニ於テ選任スル清算人ハ無限責任社員ノ全員若シクハ其ノ相續人又ハ其ノ選任セル者ト同數ナルコトヲ要ス

第二百四十四條　無限責任社員ニハ本條例第七十九條ノ規定ヲ準用ス

第二百四十五條　清算人ハ第二百二十條第一項第二百二十六條ニ定メタル各項ニ依リ簿册ヲ提出シ株主總會ノ承認ノ外無限責任社員ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第二百四十六條　無限責任社員ハ何時ニテモ過半數ノ決議ヲ以テ其ノ選任シタル清算人ヲ解任スルコトヲ得

第二百四十七條　會社組織ノ變更ニハ本條例第五十三條第二項及ヒ第五十四條ノ規定ヲ準用ス債權者ノ承認ヲ得タル後十五日内ニ本店及ヒ支店ノ管轄官廳ニ株式合資會社ニ付キテハ解散ノ登記ヲ爲シ株式會社ニ付キテハ設立ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第六章　罰　例

第二百四十八條　會社ノ業務ヲ執行スル株主、發起人、取締役、監査役及ヒ清算人ハ左列各項ノ事情アル場合ニ於テハ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　本條例ニ定メタル期限ニ照ラシ登記ヲ爲ササルトキ

二　本條例ニ定メタル期限ニ照ラシ公告及ヒ通知ヲ爲サス又ハ公告、通知ヲ爲シタルモ不實ナリシトキ

三　本條例ニ依リ閲覽ヲ許スヘキ事項ヲ正當ノ理由ナクシテ閲覽セシメサリシトキ

四　本條例ニ定メタル調査ヲ妨碍シタルトキ

五　本條例第五條ノ規定ニ違背シテ開業ノ準備ヲ爲シタルトキ

六　本條例第一百五條第一項又ハ第二百三十四條ノ規定ニ違背シ株式申込書ヲ作ラス又ハ株式申込書ニ記載シタル事項不備不實ナリシトキ

七　本條例第一百二十八條第一項及第二百八條第二項ノ規定ニ違背シテ株劵ヲ發行シタルトキ

八　本條例第一百二十九條第一百九十六條第二百九條ノ規定ニ違背シ株式會社債劵ノ記載不備不實ナリシトキ

九　結算期（營業年度ノ終）及ヒ清算ノ始メニ各項帳簿ノ結算ヲ爲ササリシトキ

十　會社定款株主總會決議錄、株主名簿、社債簿、財產目錄、貸借對照表、營業報告書損益計算書、利益又ハ利息ノ配當及ヒ積立金ノ積立ニ關スル議案ヲ本店及ヒ支店ニ備ヘ置カス又ハ以上各件ノ記載不備不實ナリシトキ

十一　本條例第一百六十一條第一項第一百八十九條ノ規定ニ違背シ株主總會ヲ召集セサリシトキ

第二百四十九條　會社ノ業務ヲ執行スル株主發起人取締役監査役及ヒ清算人ハ左記各項ノ事情アル場合ニ於テハ十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　官廳又ハ株主總會ニ對スル陳述カ不備不實ナリシトキ
二　本條例第五十三條乃至第五十五條ノ規定ニ違背シテ他會社トノ合併ヲ爲シ及ヒ會社財産ヲ處分シ資本ヲ減少シ組織ヲ變更シタルトキ
三　檢査役ノ檢査ヲ妨碍シタルトキ
四　本條例第一百三十二條ノ規定ニ違背シテ會社ノ株式ヲ買收シ又ハ抵當トシテ之ヲ收受シ及ヒ本條例第一百三十三條ノ規定ニ違背シテ株式ヲ消却シタルトキ
五　本條例第一百三十九條ノ規定ニ違背シテ無記名式ノ株劵ヲ發行シタルトキ
六　本條例第七十二條第二項第一百六十一條第二項ノ規定ニ違背シ破産宣告ノ請求ヲ爲サヽリシトキ
七　本條例第一百八十三條第一項ノ規定ニ違背シテ積立金ヲ積立テ又ハ第一百八十四條ノ規定ニ違背シテ利益ヲ配當シ若ハ第百八十六條ノ規定ニ違背シテ開業前ニ利息ノ分配ヲ爲シタルトキ
八　本條例第一百九十一條ノ規定ニ違背シテ社債ヲ募集シタルトキ
九　本條例第七十一條ノ規定ニ違背シテ催告期限内ニ或債權者ニ對シ債務ノ辨濟ヲ爲シタル

トキ

十　本條例第七十三條ノ規定ニ違背シテ會社ノ財産ヲ分配シタルトキ

附　則

第二百五十條　商人通例及ヒ商事條例ニ關シテハ教令ヲ以テ之ヲ定ム

第二百五十一條　本條例ノ施行期ハ施行細則ヲ以テ之ヲ定ム

中華民國三年一月十三日大總統申令ニテ之ヲ公布ス

第二節　附　則

公司條例取締役及ヒ積立金ニ關スル解釋　中華民國五年一月十二日農商部公布

一　株式會社ノ取締役ノ人員數ハ條例ニ規定セサルモ第一百五十七條ノ規定ニ取締役ノ業務執行ハ其ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ストノ語アルヲ以テ取締役ノ員數ハ當然三人以上タルヘク尙寄數ト爲スニ於テハ條例ト符合スヘキナリ

二　株式會社ノ積立金ハ條例第一百八十三條ノ規定ニ依リ會社カ利益ノ分配ヲ爲ストキニ於テ先ツ其ノ二十分ノ一以上ヲ積立テ公積金ト爲スヘシトアリ是レ會社ノ積立金ハ利益總額ノ二十分ノ一ヲ下ルコトヲ得サルノ意ナリ尙先ツ此ノ積立金ヲ積立テ然ル後利益ノ分配ヲ

ナスコトヲ得ヘキモノトス

第二節 會社法（公司條例）施行細則

三年七月二十四日教令第百四號公布

第一條 會社ニ關スル一切ノ事項ハ總テ會社法（公司條例）ヲ適用ス但シ法令ニ特別ノ規定アルモノハ此ノ限ニアラス

營利事業ヲ目的トシテ組織シタル團體ハ法令上別ニ規定アルモノヲ除クノ外會社法（公司條例）ヲ準用ス

第二條 會社法施行前ニ成立シタル會社ニハ本細則ニ規定アルモノヲ除クノ外會社法施行ノ日ヨリ總テ會社法ヲ適用ス

第三條 會社法施行後又ハ施行前ニ成立シタル會社ニハ前二條ノ規定ニ依リ會社法ヲ適用スルノ外併セテ商人通例ヲ適用ス

第四條 會社法施行前ニ成立シタル會社ノ創立當時ニ於ケル定款、議定書類 規約等ニシテ會社法ニ定メタル創立規程中ノ重要ナル事項ニ違反シ又ハ遺漏アルモノハ會社法施行ノ日ヨリ一年內ニ之ヲ改正スヘシ

第五條 會社法ノ施行前成立シタル會社ニシテ未タ登記ヲ爲サヽルモノハ會社法施行ノ日ヨリ

一年內ニ登記ヲ爲スヘシ舊會社律ニ依リテ登記ヲ爲シタルモノニシテ會社法ニ定メタル創立當時ニ登記シタル重要事項ト違反又ハ遺漏アルトキハ會社法施行ノ日ヨリ一年內ニ一律ニ登記ノ改正ヲ爲スヘシ

第六條　會社法施行前ニ成立シタル會社ニシテ舊會社律ニ依リ登記ヲ爲シタルモノハ會社法施行前支店ノ設置本店又ハ支店ノ移轉、解散、合併及其ノ他登記事項ノ變更等ノ事項發生シタルトキハ會社法施行ノ日ヨリ一年內ニ登記ヲ爲スヘシ

第七條　會社法ニ當該管轄官廳ト稱スルハ各省地方法院ノ未タ廣ク設置セラレサル以前ニ在リテハ暫ク縣知事官署ヲ以テ之ニ充ツ

第九條　會社法第二十八條ノ規定ハ會社法施行ノ日ヨリ六月後ニ之ヲ實施ス

第十條　會社法第三十五條連帶責任ノ規定ハ會社法施行前ニ成立シタル會社ニ在リテハ會社法施行ノ日ヨリ一年後ニ之ヲ實行スルコトヲ得

前項延長期間內ニ退社又ハ組織ノ變更アルトキハ會社條例第二章第四節及第三章ノ規定ニ依リテ處理スヘキモノトス

第十一條　會社法施行ノ前舊會社律ニ依リテ立案シタルモ株式未タ定數ニ足ラサル會社ハ會社

法施行ノ日ヨリ該會社ノ成立ニ關シテハ會社法ニ定ムル定款ニ依リテ處理スヘキモノトス

第十二條　法令ノ規定ニ依レハ中國人ニ限リ組織スルコトヲ得ヘキ株式會社及中國人ヲ以テ組織スルコトヲ條件トシテ特別ナル權利ヲ享有スル株式會社ハ無記名式株券ヲ發行スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シタル株券ハ無效トスルモ最後ニ株生名簿ニ記名シタル記名式株券ヲ有效トス

第十三條　會社法施行前ニ成立シタル會社ニシテ舊會社律ニ依リテ登記シタルモノハ其ノ一株ノ金額カ會社法第百二十四條ノ規定ノ額ト符合セサルモ有效トス但シ新株券ヲ發行スルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ會社カ創立ノ時ニ發行シタル優先株ハ會社法第二百一條ノ規定ニ因リテ其ノ效力ヲ失フコトナシ

第十四條　會社法第百三十六條株主失權ノ規定ハ會社法第四章ノ規定ニ依リテ成立シ存續スル所ノ會社ニノミ適用ス

第十五條　會社法第二百四十八條第五號ノ規定ハ本細則第五條ノ期間內ニハ之ヲ適用セス

第十六條　會社法施行前ニ選任シタル會社ノ業務執行ノ株主及株式會社ノ取締役ニシテ本細則第五條第六條ノ規定ニ違反シタルモノハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス第十二條ノ規定ニ違反シタル者ハ一百圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條　前記各條ヲ除クノ外會社法施行前ニ成立シタル會社ハ會社法ノ適用ニ關シ本細則ニ未タ明定セサルモノニシテ疑義アリテ相爭フトキハ農商部ニ於テ之ヲ決定ス

第十八條　會社法及本細則ニ民國三年九月一日ヨリ同時ニ施行ス

中華民國三年七月十九日大總統令公布

刑法

凡例

一　清朝に於ける法度の改正は、先つ刑法より初められたのてあつた。清國政府か變法自疆を高唱した第一番の刺擊は、當時外國政府か清朝刑律の慘虐なる極刑に甚しい恐怖を懷てゐることを知つたのに在つたと謂はれてゐる。玆に於てか清朝政府は法度の改正を先つ刑法の上に加へた次第てあつた。斯くて刑法は清朝の末葉に他の諸法に先ちて公布を見るに至つたのてある。

二　民國肇造の後刑法は直ちに之を襲用公布せられたのてあつたが、唯皇室侵犯の罪丈けは國體を異にする當然の結果として、これを削除したる點を異にするのみてある。

三　刑法の範圍は、之を推擴すれは各種の細章に亘るの必要を生するのてあるか、玆には紙數に制せられて治安警察法と違警罪法を收餘するに留めたのてある。

第五編　刑　法

目　次

目次

第五編　刑法目次　（終）

第五編　刑　法

第一章　現行刑律制定の小沿革

第一節　清國時代に於ける刑律改正

清時代の刑法の改正

凡そ法の制定發達は先つ刑事法に始まることは萬邦殆んと其の規を一にして居る。支那法制の沿革を辿るも亦此の理論を肯定せさるを得ない。而して支那法の制定か法典としての體を具ふるに至つたのは、其の權輿を漢代に求め得へく、降て唐宋にこれか完成を徵することを得るのてある。而して、更らに刑罰法の發達は實に報復主義に因由し、漢人刑法の濫觴は、往昔苗族の壓迫に對する反抗報仇の爲に發達したりとの說の當否は暫くこれを措き、要するに刑事法か一般法度發達の因由となるの事實は、東洋法制史上に於ても明かに指示論斷し得へき所てある。而して此の事たる單に論理に於て然るのみならす、後世に傳へて法典の基準を爲せる唐律乃至後世に於ける律例の如き、其の內容に於て一般民事乃至商事に關する事項に就ても、悉くこれを刑事法中に規定せるか如きは、以て法度編纂の次第を見るへきてあらう。此の故に、今

此の法の制を改め或は體を革むるに當つても、先つ刑法の上に行はるへきは必然の順序てあらねはならぬ。寔に支那刑法の改正は、支那法全體の改正の先驅たらさるを得さるへきてある。前清光緒二十八年各國との條約改正の問題となるや、遣外法律取調大臣の先つ試みたるは一に刑法の改正に在つた。刑獄を恤にするの奏請も、極刑中虐殺を禁めたるも、皆この道程を辿つたものてある。

刑法の改正は、斯くて法度改正の第一歩として計畫せられたものてあつた。然るに既に記述したる所の如く、支那法の發達上刑法先つ完成せられ、總有る法規は此の刑法を中心として發達したるか爲、一般民事貸借に關する事項も、又は親族又は相續に關する事項も、乃至は商事に關する事宜も、悉く刑事法規の内に含包制定せられてあつたのてある。故に茲に刑法を先つ改正するのか順序てあると共に、其の改正の及ふ影響の極めて大なるものてあるへきは之より てあつた。而して、當時法度改正の原由は新學の吸取と相關するか爲、これか決行も亦頗る困難なるものかあつた。遣外大臣の復命かあり、或は米人リウエンドの招聘となり、又は日本の法學博士岡田朝太郎氏の招聘となつて、一般改法の事業の著々進行するに至つたことは、第一編に於ける改法事業の部に説明してある通りてある。

斯くて大清律例の改廢を行ふこととなり、光緒二十八年大體の方針定まり、法律館の設置かあり、三十一年には凌遲、戮屍、梟首の三重法の廢止となり、緣坐、刺字の諸法を廢し、刑獄を改め、罪犯に習藝を授け、死罪の種類を改め、人身の賣買を禁し、貨幣に對する治罪法を改め、斯くして刑律は獨立の一法律となるに至つたのである。

第二節　民國時代に於ける刑律の改定

民國時代に於ける刑法の改定

民國の新に肇立せらるるや、清時代の刑法は其の儘これを襲用することとなつた。即ち其の民國の國體に牴觸する皇室に對する罪、及其の他を削除して、其の餘は盡くこれを適用實施することとなつたのである。而して其の改法の內容に就ては、元より一時の權宜として採用せられたるものであるか故に、司法總長梁啓超の任に就くや司法計畫の初に當り、政治會議の議決を經て先つ法律の改正より著手したのてあつた。然るに當時前淸時代以來の現行刑律は、類別稍體を改めたるも、條規簡に過きて司法の爲には却て困難を招來するの恐かあり、旁々更らに研究の結果、新舊通義の途を開くか爲として、暫行刑律補充條例三十條を定めて之を公布したのてあつた。凡そ禮教に關する事項に就ても、亦舊律に依つて甄別を加へ、新舊の削

足受賄の誚を免かるるを得せしめたと共に、官吏犯贓治罪條例、懲治盜匪條例、改遣條例等の公布を見るに至り、更らに刑法草案の改正に著手したのてある。

刑法草案の修正は民國四年二月にこれを完了するを得たのてあつた。當時これか修正に著手したのは三年六月てあつて前後八箇月を要して居り、斯くて總則十七章分則三十八章併せて四百三十二條の刑律草案新に成つたのてある。其の要を摘記すれは立法の要は一は禮俗に依り、二は政體に依り、三は吏民の知識程度に依らさるを得さるか故に、此の三主要點に對して修訂を試み、總則に訂正を加へ、親族に就ての一章を增加し、此の外直系親屬の内に外祖父母の一項を加へ、更らに補充條例中に正當防衞に關する制限及無夫姦の二條を加へ、又尊長の卑幼に對する姦非の章を加へ、强制賣姦之條には略誘强賣、和賣之罪を加ふる等、此の四者は禮俗維持の爲にし、尙又大總統に對する罪の一章と私鹽の一章とは政體に關するものとして規程を加へ、此の外に刑期の酌量斟酌等に於ける法官の裁定範圍を定め、其の他時勢を揆りて修正編成して理由書と共に之を大總統に呈奉し、轉して之を法政局に囘付し、政事堂に諮議し、大理院院長司法部委員、參政等を會同し、討論を重ねなたのてあつた。而して當時修正の上之を議會に諮るを順序としたるも、國會の成立なかりしか故に已むなくこれを法制局より更らに法律編

纂會の逐條討議に移し、之を法制局に囘付して査綻を加へたものであつた。

第三節　現行暫行刑律と舊律例との關係

暫行刑律と舊刑律との關係

支那法の發達が刑事法に初まつたことは既に敍述した所の如くである。故に法典編纂上の體樣も亦その系統的の影響に依つて取扱はれてゐるのである。これが爲舊淸刑事法の總纜たる律例中に規定せられたる所のものも、單に刑事に關するもののみではなく、刑事を主としたる總有規定をこの間に包含せしめてあることは、例せば律の條例に錢債門を設けて債權に關する利息の規定を載し、雜犯門には放火者の賠償事項を定めてあるが如きはそれである。然るに茲に獨立したる暫行刑律の制定を見るに至つたので、總有刑罰に關する從前の法規にして此の刑律の規定と相抵觸するものは、新法に依りて廢止せられたる舊法と見るべく、當然無效のものとなるべきであるか。若し其の律例の規定にして新刑法と相背かざるものに在りては、依然有效のものとして遵由の力あるものと見るべきであらう。これは單に議論ではなく、現に民國の法規に之を載するのみに留まらず、多くの裁判例に於ても現行律例と稱してこれを遵奉適用して居るのである。故に現在暫行刑律は律例中の罰則と相容れざるものなるが故に、舊律

例中其の罰則部分は刑律の制定に依りて效力を失したるも、其の他の規定は依然として現在に行はれ居るものと解すへきものである。例せは遺失物埋藏物に關する法規の如き、盡くこれを律例中に登載せられてあるか、現今に於ては罰則は新なる刑律に移したるも、遺物埋藏物の取扱に就ては依然律例に依りて判決せらるるか如きはそれてある。而して律例中斯の如くにして取殘されたる有效の部分の內容は、多く債權に關するものを以て充されて居るか爲、言葉を別にしてこれを說けは、舊律例は主に刑事法てあつたのか新に刑律の公布に依つて其の刑事的部分は取離され、殘存部分は民法の法規として有效に今日に至るも適用せられつつあるものとなるのてある。

第二章　現行刑法

第一節　暫行刑律　前清宣統二年十二月二十五日公布 民國元年三月十日修正公布

第一編　總則

第一章　法例

第一條　本法ハ本法ノ發布以後ノ犯罪ニ之ヲ適用ス
其ノ發布以前未タ確定判決ヲ經サルモノニ就テモ亦同シ但シ發布以前ノ法律ニ依レハ罪ト爲ラサルモノニ就テハ此ノ限ニ在ラス
第二條　本法ハ中華民國內ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニハ何人ヲ論セス之ヲ適用ス
第三條　本法ハ中華民國外ニ於テ中華民國ニ對シ左記ノ罪ヲ犯シタル者ニハ何人ヲ論セス之ヲ適用ス
一　（本項刪除、皇室侵犯ノ罪）
二　第百一條及第百四條ノ罪
三　第百八條及第百十條乃至第百十二條ノ罪

四　第百二十五條ノ罪
五　第百五十三條及第百五十五條ノ罪
六　第二百二十九條及第二百三十一條第一項ノ罪
七　第二百三十九條第二百四十一條及第
八　第四百二條及第四百三條

第四條　本法ハ中華民國人民ニシテ中國民國外ニ於テ左記ノ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス
一　第百十八條第百二十四條ノ罪
二　第百三十三條第百三十五條ノ罪
三　第百四十條及第百四十一條ノ罪
四　第百四十四條及第百四十八條ノ罪
五　第百七十二條ノ罪
六　第二百十七條ノ罪
七　第二百二十六條ノ罪
八　第二百四十條第一項ノ罪

第五條　本法ハ中華民國人民ニシテ中華民國外ニ於テ又ハ外國人ニシテ中華民國ニ於テ中華民國人民ニ對シ左記ノ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

一　第百八十一條及第百八十三條ノ罪
二　第百八十六條乃至百八十八條第百九十二條及第百九十三條ノ罪
三　第二百十一條乃至第二百十六條ノ罪
四　第二百四十條第二項第二百四十一條第二百四十三條乃至第二百四十五條ノ罪
五　第二百五十八條及第二百六十三條ノ罪
六　第二百八十三條乃至第二百八十七條及第二百九十一條ノ罪
七　第三百十一條乃至第三百十四條及第三百二十條乃至第三百二十六條ノ罪
八　第三百三十四條第三百三十五條及第三百三十七條第一項ノ罪
九　第三百三十九條及第三百四十條ノ罪
十　第三百四十四條乃至第三百四十六條ノ罪
十一　第三百四十九條乃至第三百五十三條ノ罪
十二　第三百五十七條乃至第三百六十一條ノ罪

十三　第三百六十七條乃至第三百七十七條ノ罪
十四　第三百八十二條乃至第三百八十六條ノ罪
十五　第三百九十二條乃至第三百九十三條ノ罪
十六　第三百九十七條ノ罪
十七　第四百四條及第四百五條ノ罪

第六條　罪ヲ犯シタル者外國ニ於テ裁判確定シタルトキト雖仍本法ニ依リ處斷スルコトヲ得但シ已ニ其ノ刑ノ執行ヲ受ケ又ハ免除セラレタルトキハ本法ノ刑ヲ免除又ハ輕減スルコトヲ得

第七條　犯罪ノ行爲又ハ其ノ結果カ中華民國ノ領域又ハ船艦內ニ在リタルトキハ中華民國內ノ犯罪ヲ以テ論ス

第八條　第二條第三條第五條及第六條ノ規定ハ國際上ノ成例アルニ因リテ適用シ能ハサルトキハ成例ニ依ル

第九條　本法總則ハ他ノ法令ニ罰則アルトキニ於テモ亦之ヲ適用ス但シ特別ノ規定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二章　不爲罪(不論罪)

第十條　法律ニ正條ナキトキハ如何ナル行爲ヲ論セス罪ト爲サス
第十一條　十二歳ニ滿タサル者ノ行爲ハ罪ト爲サス但シ情狀ニ因リ感化教育ヲ施スコトヲ得
第十二條　精神病者ノ行爲ハ罪ト爲サス但シ情狀ニ依リ監禁處分ヲ施スコトヲ得
前項ノ規定ハ亂醉又ハ精神病ノ中斷間ノ行爲ニハ之ヲ適用セス
第十三條　故意ニ非サルノ行爲ハ罪ト爲サス但シ過失ヲ以テ論スヘキトキハ此ノ限ニ在ラス
法ヲ知ラサルヲ以テ故意ニ非スト爲スコトヲ得ス但シ情狀ニ依リ本刑ニ照シ一等又ハ二等ヲ減スルコトヲ得
犯罪ノ事實ト犯人ノ知ル所ト異ナルトキハ左記ニ依リ處斷ス
第一　所犯犯人ノ知ル所ヨリ重キカ又ハ相等シキモノハ其ノ知レル所ニ依ル
第二　所犯犯人ノ知ル所ヨリ輕キモノハ其ノ犯ス所ニ依ル
第十四條　法令又ハ正當ナル業務ニ依ルノ行爲又ハ公共ノ秩序善良ナル習慣ニ反セサルノ行爲ハ罪ト爲サス
第十五條　現在不正ノ侵害ニ對シ自己又ハ他人ノ權利ヲ防衞スルニ出テタルノ行爲ハ罪ト爲サス

但シ防衛ノ行爲過當ノトキハ本刑ニ照シ一等乃至三等ヲ減スルコトヲ得

第十六條　避ケ能ハサル危難ノ强制ニ依リ已ムヲ得サルニ出テタル行爲ハ罪ト爲サス但シ過當ノ損害ヲ加ヘタル者ハ本刑ニ照シ一等乃至三等ヲ減スルコトヲ得

前項ノ規定ハ公務上又ハ業務上特別ノ義務アルトキハ之ヲ適用セス

第三章　未遂罪

第十七條　犯罪已ニ著手シタルモ意外ノ障礙ニ因リ之ヲ遂ケサル者ハ未遂犯トス其ノ犯罪ノ結果ヲ生スコトル能ハサルトキ亦同シ

未遂犯ヲ罰スル場合ハ各條ニ之ヲ定ム

未遂罪ノ刑ハ既遂罪ノ刑ニ照シ一等又ハ二等ヲ減スルコトヲ得

第十八條　犯罪已ニ著手シ自己ノ意思ニ因リ中止シタル者ハ未遂犯ニ準シ本刑ヲ免除又ハ減輕スルコトヲ得

第四章　累犯罪

第十九條　已ニ徒刑ノ執行ヲ受ケ更ニ徒刑以上ノ罪ヲ犯シタル者ハ再犯トシ本刑ニ一等ヲ加フ

但シ有期徒刑執行ヲ畢リ無期徒刑又ハ有期徒刑ノ一部ヲ執行シ免除セラレタル後五年ヲ過キ

再犯シタル者ハ加重ノ限ニ在ラス

第二十條　三犯以上ノ者ハ本刑ニ二等ヲ加ヘ前條ノ例ヲ適用ス

第二十一條　裁判確定ノ後其ノ刑ノ執行ノ際發覺シタル者ヲ累犯者ト爲シ前二條ノ例ニ依リ更ニ其ノ刑ヲ定ム

第二十二條　軍律ニ依リ又ハ外國裁判所ニ於テ有罪ノ裁判ヲ受ケタル者ハ加重ノ例ニ在ラス

第二十三條　裁判確定前數罪ヲ犯シタル者ハ倶發罪ト爲シ各其ノ刑ヲ科シ左記ニ依リテ其ノ執行スヘキモノヲ定ム

第一　死刑ヲ科スル者ニハ他ノ刑ヲ執行セス多數ノ死刑ヲ科スル者ニハ其ノ一ヲ執行ス

第二　無期徒刑ヲ科スル者ニハ他ノ刑ヲ執行セス多數ノ無期徒刑ヲ科スル者ニハ其ノ一ヲ執行ス

第三　多數ノ有期徒刑ヲ科スル者ニハ各刑合併ノ刑期以下其ノ中最モ長キ刑期以上ニ於テ其ノ刑期ヲ定ム但シ二十年ヲ逾ユルコトヲ得ス

第四　多數ノ拘役ヲ科スル者ニハ前號ノ例ニ依リ其ノ刑期ヲ定ム

第五　多數ノ罰金ヲ科スル者ニハ各刑合併ノ金額以下其ノ中最モ多キ金額以上ニ於テ其ノ定

額ヲ定ム

第六　第三號乃至第五號ニ定ムル有期徒刑、拘役及罰金ニ併セテ執行スル有期徒刑、拘役及罰金ニ就キ各其ノ一ヲ科スル者亦同シ

第七　公權褫奪及沒收ハ併セテ之ヲ執行ス

第二十四條　一罪先ニ發シ裁判已ニ確定シ餘罪後ニ發シ又ハ數罪各別ニ裁判確定シタル者ハ前條ノ例ニ從ヒ更ニ其ノ刑ヲ定ム其ノ最重ノ刑消滅シテ仍餘罪アル者亦同シ

第二十五條　俱發ト累犯ト互合シタル者ハ其ノ俱發罪ハ前二條ノ例ニ依リテ處斷シ累犯罪ノ刑ト併セテ之ヲ執行ス

第二十六條　一罪ノ方法又ハ其ノ結果ニ依リテ他罪ヲ生シタル者ハ重キニ依リテ處斷ス但シ別ニ特別ノ規定アル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條　犯罪ノ輕重ハ各罪ノ最モ重キ主刑ノ輕重ヲ比較シテ之ヲ定ム最重ノ刑相等シキ者ハ其ノ最輕ノ主刑ノ輕重ヲ比較シテ之ヲ定ム

主刑ノ輕重共ニ等シキ者ハ犯罪ノ情狀ニ據リテ之ヲ定ム

第二十八條　連續犯罪ハ一罪ヲ以テ論ス

第六章　共犯罪

第二十九條　二人以上共同シテ犯罪ノ行爲ヲ實行シタル者ハ皆正犯ト爲シ各其ノ刑ヲ科ス

犯罪行爲實行ノ際正犯ヲ幇助シタル者ハ正犯ニ準ス

第三十條　他人ヲ敎唆シテ犯罪ノ行爲ヲ實行セシメタル者ハ造意犯トス正犯ノ例ニ照シテ處斷ス

造意犯ヲ敎唆シタル者ハ造意犯ニ準ス

第三十一條　犯罪行爲ヲ實行スル以前ニ於テ正犯ヲ幇助シタル者ハ從犯トス正犯ノ刑ニ照シテ一等又ハ二等ヲ減スルコトヲ得

從犯ヲ敎唆又ハ幇助シタル者ハ從犯ニ準ス

第三十二條　前ニ敎唆又ハ幇助シ後之カ犯罪ヲ實行スルノ行爲ニ加入シタル者ハ其ノ實行シタル所ニ依リテ處斷ス

第三十三條　身分ニ依リテ横成スヘキ罪ハ其ノ敎唆又ハ幇助者ニ身分ナキトキト雖仍共犯ヲ以テ論ス

身分ニ因リテ刑ニ輕重アルトキハ其ノ身分ナキ者ハ通常ノ刑ヲ科ス

第三十四條　本犯ノ情ヲ知テ共同シタル者ハ本犯共同ノ事實ヲ知ラサルトキト雖共犯ヲ以テ論ス

第三十五條　過失罪ニ於テ共同ノ過失アル者ハ共犯ヲ以テ論ス

第三十六條　他人カ故意ニ罪ヲ犯スノ際過失ニ因テ其ノ結果ヲ助成シタル者ハ過失共同正犯ヲ以テ論ス但シ其ノ罪過失ヲ以テ論スヘキ者ニ限ル

第七章　刑　名

第三十七條　刑ヲ分チテ主刑及從刑トス

主刑ノ種類及輕重ノ順序左ノ如シ

第一　死　刑

第二　無期徒刑

第三　有期徒刑

一　一等有期徒刑　十五年以下十年以上

二　二等有期徒刑　十年未滿五年以上

三　三等有期徒刑　五年未滿三年以上

四　四等有期徒刑　三年未滿一年以上
五　五等有期徒刑　一年未滿二月以上
第四　拘役　二月未滿一日以上
第五　罰金　一圓以上
從刑ノ種類左ノ如シ
第一　公權褫奪
第二　沒收
第三十八條　死刑ハ絞首シ獄内ニ於テ之ヲ執行ス
第三十九條　死刑ノ宣告ヲ受ケタル者其ノ執行ニ至ルマテ他ノ囚人ト別ニ監禁ス
第四十條　死刑ハ法部ノ回報アルニ非サレハ執行スルコトヲ得ス
第四十一條　徒刑及拘役ノ宣告ハ一日未滿ナルコトヲ得ス罰金ハ一圓未滿ナルヲ得ス
第四十二條　徒刑ノ囚ハ之ヲ監獄ニ監禁シ法定ノ勞役ニ服セシム其ノ監禁方法及勞役ノ種類ハ監獄法ニ依リテ之ヲ規定ス
第四十三條　拘役ノ囚ハ監獄ニ之ヲ監禁シ勞役ニ服セシム但シ其ノ情狀ニ因リ勞役ヲ免除スル

コトヲ得

第四十四條　五等有期徒刑又ハ拘役ノ宣告ヲ受ケタル者事實其ノ執行ニ障礙アルトキハ一日ヲ一圓ニ換算シ罰金ヲ以テ之ニ易フ

前項ノ例ニ依リ罰金ニ易ヘタルモノハ徒刑又ハ拘役ノ執行ヲ受ケタル者ヲ以テ論ス

第四十五條　罰金ハ裁判確定ノ後一月以內ニ完結セシム期間ヲ過キ完納セサル者ハ左記ニ依リテ處斷ス

第一　資有アル者ハ强制シテ之ヲ完納セシム

第二　資ナキ者ハ一圓ヲ一日ニ換算シ監禁ニ易フ

監禁ハ監獄內ニ附設セル監禁所ニ於テ之ヲ執行ス

監禁ノ日數ハ三年ヲ逾ユルコトヲ得ス

已ニ罰金ノ一部分ヲ納メタル者ハ其ノ殘餘ヲ第一項第二ノ例ニ依リ監禁ニ易フ罰金總額ノ比例ハ三年ヲ逾エ已ニ其ノ一部ヲ納メタル者ハ按分ヲ以テ監禁日數ヲ定ム

本條ノ例ニ依リ監禁ニ易ヘタル者ハ逃走罪ヲ除クノ外法律上罰金ノ執行ヲ受ケタル者ヲ以テ論ス

第四十六條　公權ヲ褫奪セラレタル者ハ終身左記資格ノ全部又ハ一部ヲ奪ハル
一　官吏ト爲ルノ資格
二　選擧人ト爲ルノ資格
三　勳章ヲ佩用スルノ資格
四　軍籍ニ入ルノ資格
五　學校監督ノ職員及敎師ト爲ルノ資格
六　辯護師ト爲ルノ資格
第四十七條　各條ニ公權ヲ褫奪スルコトヲ得ルノ規定アル者ハ現在ノ地位又ハ一定期間內前條記載ノ資格ノ全部又ハ一部ヲ褫奪スルコトヲ得但シ徒刑以上ノ刑ヲ科スヘキ者ニ限ル
第四十八條　沒收スヘキ物左ノ如シ
一　禁ヲ犯シテ私造私有セル物
二　犯罪ノ用又ハ豫備ニ供シタル物
三　犯罪ニ因テ得タル物
第四十九條　沒收スヘキ物ハ犯人以外ニ所有者ナキモノニ限ル

第八章　宥恕減刑

第五十條　瘖啞者又ハ十六歳未滿ノ者又ハ八十歳ニ達シタル犯罪者ハ本刑ニ一等又ハ二等ヲ減スルコトヲ得

第九章　自首減刑

第五十一條　犯罪未タ發覺セスシテ官ニ自首シ審判ヲ受ケタル者ハ本刑ニ一等ヲ減スルコトヲ得
親告罪ヲ犯シ告訴ノ權アル者ニ首服シ官ノ審判ヲ受ケタル者亦同シ

第五十二條　一罪既ニ發シ別ニ未發ノ餘罪ヲ自首シタル者ハ自首シタル餘罪ノ刑ニ一等ヲ減スルコトヲ得

第五十三條　各條ニ定ムル犯罪ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シ未タ實行スルニ至ラスシテ官ニ自首シ審判ヲ受ケタル者ハ其ノ刑ヲ免除又ハ輕減スルコトヲ得但シ沒收ハ免除ノ限ニ在ラス

第十章　酌量減輕

第五十四條　犯人ノ情狀及犯罪ノ事實ヲ審按シ其ノ情輕キモノハ本刑ニ一等又ハ二等ヲ減スルコトヲ得

第五十五條　法律ニ依リ加重又ハ輕減スヘキモノハ前條ノ例ニ依リ其ノ刑ヲ輕減スルコトヲ得

第十一章　加減例

第五十六條　死刑徒刑拘役ハ第三十七條列記ノ順序ニ依リテ之ヲ加重輕減ス

徒刑ハ加重シテ死刑ニ至ルコトヲ得ス

拘役ハ輕減シテ罰金又ハ免除ニ至ルコトヲ得ス

罰金ハ加重シテ拘役又ハ徒刑ニ至ルコトヲ得ス

第五十七條　各條ニ定ムル二種以上ノ主刑ヲ加減スヘキモノハ第三十七條列記ノ順序ニ依リ等ヲ按シテ之ヲ加減ス

最重ノ主刑ハ死刑ナルトキ加重スヘキモノハ唯其ノ徒刑ヲ加重シ無期徒刑ナルトキ加重スヘキモノハ唯其ノ有期徒刑ヲ加重ス

最モ輕キ主刑ハ拘役ナルトキ輕減スヘキモノハ其ノ徒刑ノミヲ輕減シ徒刑輕減シ盡シタルモノハ拘役ノミニ處ス

第五十八條　罰金ハ各條定ムル所ノ額ニ依リ四分ノ一ヲ一等トシテ之ヲ加重輕減ス

罰金ノ加減スヘキモノハ最多額ト最少額トヲ共ニ加減ス其ノ最多額ノミヲ定メタルモノハ其

ノ最多額ノミヲ加減ス

第五十九條　各條ニ定ムル併科ノ罰金ニシテ若シ徒刑ヲ加減スヘキモノハ亦之ヲ加減ス科易ノ罰金ニシテ若シ徒刑ヲ輕減スヘキモノハ亦之ヲ輕減ス

第六十條　同時ニ刑ヲ加重輕減スヘキモノハ互ニ相殺ス

第六十一條　二種以上減スヘキモノハ之ヲ累減スルコトヲ得

第六十二條　徒刑ハ主刑ニ隨テ加重輕減スルコトナシ

第十二章　執行猶豫

第六十三條　左記ノ要件ヲ具備シ四等以下ノ有期徒刑又ハ拘役ノ宣告ヲ受ケタル者ハ審判確定ノ日ヨリ五年以下三年以上刑ノ執行ヲ猶豫スルコトヲ得

一　曾テ拘役以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

二　前ニ三等乃至五等ノ有期徒刑ノ執行ヲ畢リ又ハ免除ヲ受ケタル後七年ヲ逾エ又ハ前ニ拘役ノ執行ヲ畢リ又ハ免除後三年ヲ逾エタル者

三　一定ノ住所及職業アル者

四　親屬又ハ知人アリテ執行猶豫期間中ノ品行ヲ監督スル者

第六十四條　執行猶豫ノ宣告ヲ受ケ左記情狀ノ一アル者ハ其ノ宣告ヲ取消ス

一　執行猶豫期間內更ニ罪ヲ犯シ拘役以上ノ宣告ヲ受ケタル者

二　執行猶豫期間前ノ犯罪ニ因リ拘役以上ノ宣告ヲ受ケタル者

三　前條第二項ノ要件ヲ具備セサルコト後ニ發覺セル者

四　住所及職業ヲ失ヘタル者

五　監督人刑ノ執行ヲ請求シ其ノ言フ所理由アル者

第六十五條　執行猶豫ノ期間ヲ過キ執行猶豫ノ宣告ヲ取消サヽルトキハ其ノ刑ノ宣告ハ無效トス

第十三章　假釋

第六十六條　徒刑ノ執行ヲ受ケ悔悛ノ實アル者無期徒刑ハ十年ヲ過キタル後有期徒刑ハ二分ノ一ヲ過キタル後監獄官ヨリ法部ニ申請シ假釋出獄ヲ許スコトヲ得但シ有期徒刑ノ執行三年ニ滿タサル者ハ此ノ限ニ在ラス

第六十七條　假釋出獄ノ者左記ノ情狀ノ一アルトキハ其ノ假釋出獄ヲ取消シ其ノ出獄日數ヲ刑期中ニ算入セス

一　假釋出獄中罪ヲ犯シ拘役以下ノ宣告ヲ受ケタル者
二　假釋前罪ヲ犯シ拘役以上ノ宣告ヲ受ケタル者
三　假釋前ニ受ケタル拘役以上ノ宣告ニ因テ執行スヘキ者
四　假釋管束規則中假釋ヲ取消スヘキ條項ヲ犯シタル者
未タ假釋ヲ取消サル者ノ出獄日數ハ刑期中ニ算入ス

第十四章　赦免

第六十八條　赦免ハ赦免條項ニ依リ臨時ニ之ヲ行フ

第十五章　時效

第六十九條　公訴提起ノ時效期限ハ左例ニ依リテ之ヲ定ム
一　死刑ノ者ハ十五年
二　無期徒刑又ハ一等有期徒刑ノ者ハ十年
三　二等有期徒刑ノ者ハ七年
四　三等有期徒刑ノ者ハ三年
五　四等有期徒刑ノ者ハ一年

六　五等有期徒刑拘役又ハ罰金ノ者ハ六月

前項ノ期限ハ犯罪行爲完了ノ日ヨリ起算ス期間ヲ經過シ起訴セサルトキハ其ノ起訴權ハ消滅ス

第七十條　二罪以上ノ起訴權ノ時效期限ハ最モ重キ刑ニ據リ前條ノ例ニ依リテ之ヲ定ム

第七十一條　本刑ニ加重又ハ輕減スヘキモノノ起訴權ノ時效期限ハ本刑ニ依リテ計算ス

第七十二條　起訴權ノ時效ハ左記行爲ノ一アルトキハ之ヲ中斷シ行爲ノ停止ヲ俟テ更ニ起算ス

一　捜査及豫審上ノ强制處分

二　公判上ノ訴訟行爲

前項ノ行爲ハ總テノ共犯ニ同一ノ效力ヲ有ス

第七十三條　起訴權ノ時效ハ被告人精神病其ノ他ノ重病ニ罹リ公判ヲ停止シタルトキニハ之ヲ停止ス

第七十四條　刑ノ執行權ノ時效期限ハ左ノ例ニ依リテ之ヲ定ム

一　死刑ハ三十年

二　無期徒刑ハ二十五年

三 一等有期徒刑ハ二十年
四 二等有期徒刑ハ十五年
五 三等有期徒刑ハ十年
六 四等有期徒刑ハ五年
七 五等有期徒刑ハ三年
八 拘役罰金ハ一年
前項ノ期限ハ宣告確定ノ日ヨリ起算ス期間ヲ經過シ刑ヲ執行セサルトキハ其ノ刑ノ執行權ハ消滅ス
第七十五條 行刑權ノ時效ハ執行ニ因リ犯人已ニ逮捕セラレタルトキハ之ヲ中斷ス但シ其ノ發覺セサル刑ニ就テハ此ノ限ニ在ラス
罰金及沒收ノ時效ハ執行行爲アリタルトキ之ヲ中斷ス
第七十六條 行刑權ノ時效ハ法律ニ因リ執行ヲ停止シタルトキ之ヲ停止ス

第十六章 時例

第七十七條 期間ノ日ヲ以テ計ルモノハ二十四時トシ月ヲ以テ計ルモノハ三十日トシ年ヲ以テ

計ルモノハ十二月トス
第七十八條　期間ノ初日ハ時刻ヲ計ラス一日ヲ以テ論シ最終ノ日ハ全一日トス
有期徒刑及拘役囚人ノ放免ハ滿期ノ翌日午前ニ之ヲ行フ
第七十九條　刑期ハ審判確定ノ日ヨリ之ヲ起算ス
審判確定シ尙監禁ヲ受ケサルモノハ其ノ日數ヲ刑期ニ算入セス
第八十條　未決期間内拘禁ノ日數ハ二日ヲ以テ徒刑一日又ハ罰金一日ニ抵ツルコトヲ得

第十七章　文　例

第八十一條　刪　除
第八十二條　尊親屬ト稱スルハ左記ノ各人ヲ謂フ
一　祖父母、高曾亦同シ
二　父　母
妻ハ夫ノ尊親屬ニ對シテハ夫ニ同シ
親屬ト稱スルハ尊親屬及左記各人ヲ謂フ
一　夫　妻

二　本宗服圖中期服以下ノ者
三　外親服圖中小功以下ノ者
四　妻親服圖中緦麻以下ノ者
五　妻ハ夫族服圖中期服以下トス
六　出嫁ノ女子ハ本宗服圖中大功以下トス

第八十三條　官員ト稱スルハ官職ニ在ル吏員及其ノ他法令ニ依リテ公務ニ從事スル議員委員職員ヲ謂フ

公署ト稱スルハ官員ノ職務ヲ行フ廳署局所ヲ謂フ

公文書ト稱スルハ官員及公署ニ於テ作成セル文書ヲ謂フ

第八十四條　議會及選擧ト稱スルハ法令ニ依リテ設立シ中央及地方ニ於テ政事ニ參與スル議會及其ノ議員ノ選擧ヲ謂フ

第八十五條　僧道ト稱スルハ僧尼道士女冠及其ノ他ノ宗教敎師ヲ謂フ

第八十六條　各本條ノ規定ニ依リ別條ヲ援用シテ處斷スルニ當リ別條ノ罪未遂豫備或ハ陰謀ヲ以テ論スヘキモノハ本條ノ未遂豫備又ハ陰謀犯ニ就テモ之ヲ援用ス

造意犯及從犯亦同シ

第八十七條　以下以上以內ト稱スルトキハ總テ本數ヲ含ム

第八十八條　篤疾ト稱スルハ左記ノ傷害ヲ謂フ

一　視能ヲ毀敗シタルモノ

二　聽能ヲ毀敗シタルモノ

三　語能ヲ毀敗シタルモノ

四　一肢以上ヲ毀敗シ又ハ終身其ノ機能ヲ毀敗シタルモノ

五　精神又ハ身體ニ重大ナル不治ノ疾病ヲ有スルモノ

六　容貌ヲ變シ且ツ重大ナル不治ノ傷害アルモノ

七　生殖器ヲ毀敗シタルモノ

廢疾ト稱スルハ左記ノ傷害ヲ謂フ

一　視能ヲ減衰シタルモノ

二　聽能ヲ減衰シタルモノ

三　語能ヲ減衰シタルモノ

四　一肢以上ノ機能ヲ滅衰シタルモノ
五　精神又ハ身體ニ三十日以上ノ疾病アルモノ
六　業務ヲ廢業スルコト三十日以上ニ至リタル疾病アルモノ
輕微ノ傷害ト稱スルハ前二項記載以外ノ疾病傷害アルモノ

第二編　各　論

第一章　皇室侵犯ノ罪第八十九條乃至第一百條刪除

第二章　內亂ノ罪

第百一條　政府ヲ顚覆シ土地ヲ僭竊シ其ノ他國憲ヲ紊亂スルコトヲ目的トシ暴動ヲ起シタル者ハ內亂ノ罪トシ左ノ區別ニ依リ處斷ス
一　首魁ハ死刑又ハ無期徒刑トス
二　重要ノ事務ヲ執リタル者ハ死刑、無期徒刑又ハ一等有期徒刑トス
三　附和隨行シタル者ハ二等乃至四等有期徒刑トス
內亂ノ目的ヲ以テ衆ヲ聚メ公署ノ兵器、彈藥、船艦、錢糧及其ノ他ノ軍需品ヲ掠奪シ又ハ兵器ヲ携帶シテ公然都市城寨其ノ他ノ軍用ノ土地ヲ佔領シタル者ハ內亂既遂ヲ以テ論ス

第百二條　第百一條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第百三條　第百一條ノ罪ヲ豫備シ又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一等乃至三條ノ有期徒刑ニ處ス

第百四條　内亂ヲ豫備スルノ情ヲ知テ兵器、彈藥、船艦、錢糧及其ノ他ノ軍需品ヲ供給シタル者ハ無期徒刑又ハ二等以上ノ有期徒刑ニ處ス

第百五條　暴動者戰鬪上ノ成例ニ違背シテ殺傷、放火、決水掠奪及其ノ他ノ各罪ヲ犯シタルトキハ各條ノ規定ヲ援用シ第二十三條ノ例ニ照シテ處斷ス

第百六條　本章ノ罪ヲ犯シ二等有期徒刑以上ノ刑ヲ宣告シタル者ハ公權ヲ褫奪シ其ノ他ハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第百七條　第百二條乃至第百四條ノ罪ヲ犯シ未タ暴動ニ至ラスシテ自首シタル者ハ其ノ刑ヲ免除ス

第三章　外患ノ罪

第百八條　中華民國ノ命令委任ヲ受ケテ外國ト商議シ自己、他人又ハ外國ノ利ヲ圖リ故意ニ中華民國ニ不利ナル條約ヲ議定シタル者ハ其ノ批准ト否トヲ問ハス無期徒刑又ハ二等以上ノ有期徒刑ニ處ス

第百九條　中華民國人民中華民國ノ領域ヲ外國ニ屬セシムルコトヲ意圖シ外國ト商議ヲ開始シタル者ハ死刑、無期徒刑又ハ一等有期刑ニ處ス

第百十條　外國ト通謀シ中華民國ニ對シテ戰端ヲ開カシメ又ハ敵國ト共ニ中華民國ニ抗敵シタル者ハ死刑ニ處ス

第百十一條　敵國ヲ利シ又ハ中華民國ヲ害スルノ意思ヲ以テ左記ノ行爲ノ一ヲ爲シタル者ハ死刑ニ處ス

一　要塞、軍港、軍隊、船艦又ハ其ノ他ノ軍用ノ建築物、兵器、彈藥、錢糧、交通材料及其ノ他ノ軍需品ヲ敵國ニ交付シ又ハ燒燬損壞シ若ハ法ヲ設ケテ用ニ堪ヘサルニ致ラシメタル者

二　詐術又ハ他ノ方法ヲ以テ陸海軍內ニ於テ不和反亂又ハ逃脫ヲ煽動シタル者

三　軍略ニ關スル文書、圖畫ヲ敵國ニ交付シタル者

四　敵國ノ間諜ト爲リ又ハ敵國ノ間諜ヲ幫助シタル者

五　敵國ノ軍隊、船艦ヲ誘導シ中華民國ニ侵入又ハ接近セシメタル者

第百十二條　中華民國外國ト交戰ノ際軍需品供給ノ義務ヲ負擔セル者詐術又ハ其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ契約ヲ締結シ又ハ契約締結後原約ニ依ラサル履行ヲ爲シタル者ハ無期徒刑又ハ二等

以上ノ有期徒刑ニ處ス

因テ利ヲ得タル者ハ其ノ得タル總額ノ二倍以下總額以上ノ罰金ヲ併科ス二倍ノ數三百圓ニ滿タサルトキハ三百圓以下所得總額以上ノ罰金ヲ併科ス

第百十三條　前二條記載以外其ノ他ノ行爲ヲ以テ軍事上ノ利益ヲ敵國ニ與ヘ又ハ中華民國ニ軍事上ノ不利益ヲ生セシメタル者ハ二等又ハ三等ノ有期徒刑ニ處ス

第百十四條　本章ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第百十五條　第百八條、第百九條及第百十三條ノ犯罪ヲ豫備又ハ陰謀シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ一千圓以下ノ罰金ニ處ス

第百十條及第百十一條ノ犯罪ヲ豫備又陰謀シタル者ハ一等乃至三等ノ有期徒刑ニ處ス

本條ノ罪ヲ犯シ未タ著手セスシテ自首シタル者ハ其ノ刑ヲ免除ス

第百十六條　中華民國人民本章ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪シ其ノ他ハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第百十七條　本章ノ規定ハ戰時同盟國ニ於テ之ヲ犯シタル者ニ對シテ之ヲ適用ス

第四章　國交防害ノ罪

第百十八條　外國ノ君主又ハ大統領ニ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處ス

第百十九條　過失ニ因テ外國ノ君主又ハ大統領ニ危害ヲ加ヘタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑又ハ二千圓以下二百圓以上ノ罰金ニ處ス

第百二十條　外國ノ君主又ハ大統領ニ不敬ノ行爲アリタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑又ハ二千圓以下二百圓以上ノ罰金ニ處ス

第百二十一條　外國ノ使節ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期徒刑ニ處ス

第百二十二條　外國ノ使節ヲ傷害シタル者ハ左記ニ依リテ處斷ス

一　死又ハ篤疾ニ致シタル者ハ死刑無期徒刑又ハ一等有期徒刑

二　癈疾ニ致シタル者ハ無期徒刑又ハ二等以上ノ有期徒刑

三　輕微ノ傷害ニ致シタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑

第百二十三條　外國ノ使節ニ對シ强暴又ハ脅迫ノ行爲アル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑又ハ千圓以下百圓以上ノ罰金ニ處ス

第百二十四條　外國ノ使節ニ對シ侮辱ノ行爲有リタル者ハ四等以下ノ有期徒刑、拘役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百二十五條　外國派遣ノ中華民國使節ニ對シ殺傷、強暴、脅迫又ハ侮辱ノ行爲アリタル者ハ第百二十一條乃至第百二十四條ノ例ニ照シテ處斷ス

第百二十六條　外國ヲ侮辱スルノ意圖ヲ以テ外國ノ國旗及其ノ他ノ國章ヲ損壞、除去、汚穢シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百二十七條　私ニ外國ト開戰シタル者ハ一等乃至三等有期徒刑ニ處ス

第百二十八條　外國ノ交戰ノ際局外中立ノ命令ニ違背シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ拘役ニ處ス

因テ利ヲ得タル者ハ其ノ得タル總額二倍以下總額以上ノ罰金ヲ併科ス若シ二倍ノ數三百圓ニ滿サルトキハ三百圓以下所得總額以上ノ罰金ヲ科ス

第百二十九條　第百十八條第百二十一條第百二十二條第百二十七條及第百二十八條ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

原本に元とあり

第百三十條　第百十八條ノ罪ヲ豫備シ又ハ陰謀シタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑ニ處ス

第百二十一條及第百二十七條ノ罪ヲ豫備又ハ陰謀シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑、拘役又ハ一千元以下ノ罰金ニ處ス

第百二十七條ノ罪ヲ犯シ未タ著手セスシテ自首シタルモノハ其ノ刑ヲ免除ス

第百三十一條 本章ノ罪ヲ犯シ二等有期徒刑以上ノ刑ヲ宣告シタル者ハ公權ヲ褫奪シ其ノ他ハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第百三十二條 第百二十條及第百二十六條ノ罪ハ外國政府ノ請求又ハ其ノ同意ヲ俟テ之ヲ論ス

第百二十四條ノ罪ハ被害者ノ請求ヲ俟テ之ヲ論ス

第五章 機務漏洩ノ罪

第百三十三條 中華民國內治外交ノ祕密ニスヘキ政務ヲ漏洩シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス若シ潛ニ外國ニ通シタル者ハ二等又ハ三等ノ有期徒刑ニ處ス

因テ外國ト紛議戰爭ヲ生セシメタル者ハ無期徒刑又ハ一等有期徒刑ニ處ス

第百三十四條 軍事上祕密事項ノ圖書、物件タルコトヲ知テ之ヲ探查收集シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑又ハ五百圓以下五十圓以上ノ罰金ニ處ス

第百三十五條 軍事上祕密ノ事項、圖書、物件タルコトヲ知テ之ヲ漏洩又ハ公表シタル者ハ二等又ハ三等ノ有期徒刑ニ處ス

職務ニ因テ知悉收領シ之ヲ漏洩又ハ公表シタル者ハ一等又ハ二等ノ有期徒刑ニ處ス

第百三十六條　許可ヲ得スシテ軍港、要港、防禦港、堡壘、礮臺、水雷、衞所及其ノ他防禦ノ爲ニ設ケタル建築物ヲ測量、摸寫、寫眞シ又ハ其ノ形狀ヲ記錄シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑又ハ五百圓以下五十圓以上ノ罰金ニ處ス

許可ヲ得ス又ハ詐術ヲ以テ許可ヲ得テ堡壘、砲臺、水雷衞及其ノ他防禦ノ爲ニ設ケタル建築物內ニ入リタル者亦同シ

第百三十七條　第百三十三條第一項及第百三十四條乃至第百三十六條ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第百三十八條　本章ノ罪ヲ犯シタル者ハ其ノ公權ヲ褫奪スルコトヲ得

第百三十九條　本章ノ罪ヲ犯シ因テ利ヲ得タル者ハ之ヲ沒收シ若シ已ニ消費シタル者ハ其ノ價額ヲ追徵ス

第六章　瀆職ノ罪

第百四十條　公務員公斷人其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ要求シ、定約シ又ハ收受シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

因テ不正ノ行爲又ハ不相當ノ行爲ヲ爲シタル者ハ一等乃至三等ノ有期徒刑ニ處ス

第百四十一條　公務員公斷人其ノ職務ノ事後ニ於テ賄賂ヲ要求シ定約シ又ハ收受シタル者ハ四

等以下ノ有期徒刑又ハ拘役ニ處ス

不正ノ行爲又ハ不相當ノ行爲ニ因リ事後賄賂ヲ要求シ定約シ又ハ收受シタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑ニ處ス

第百四十二條　公務員公斷人ニ對シ賄賂ヲ求メ又ハ定約シ又ハ交付シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百四十三條　公務員公斷人事後ニ賄賂ヲ求メ又ハ定約シ又ハ交付シタル者ハ五等有期徒刑拘役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百四十四條　審判、檢察、巡警監獄及其ノ他ノ行政公務員又ハ其ノ補助員職務執行ノ際被告人、嫌疑人又ハ關係人ニ對シ强暴凌虐ノ行爲アル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

因テ人ヲ死傷セシメタル者ハ傷害罪ノ各條ヲ援用シ第二十三條ノ例ニ依リテ處斷ス

第百四十五條　檢察官巡警等ノ公務員又ハ其ノ補助人ニシテ現在權利侵害ノ犯人アルコトヲ聞知シ直チニ保護ノ處置ヲ爲ササル者ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ拘役ニ處ス

第百四十六條　檢察官巡警等ノ公務員刑事ニ關スル告訴、告發、自首ニ就テ受理スヘカラサルヲ受理シ受理スヘキヲ受理セス又ハ必要ノ處分ヲ爲ササル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ

三百圓以下ノ罰金ニ處ス

審判官民事刑事ノ訴訟ニ就キ受理スヘカラサルヲ受理シ受理スヘキヲ受理セス又ハ審判ヲ爲ササル者亦同シ

第百四十七條　租稅及各種收入ヲ徵收スル公務員國庫又ハ他人ノ利ヲ圖リ正數以外ニ金穀物件ヲ增收シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

自己ノ利ヲ圖リタル者ハ二等又ハ三等ノ有期徒刑ニ處シ增收シタルト同額ナル罰金ヲ併科ス

原文に元とあり

第百四十八條　公務員前四條記載ノ情形以外ニ職權ヲ濫用シ他人ヲシテ義務ナキ行爲ヲ爲サシメ又ハ他人ノ權利ヲ行使スルヲ妨害シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百元以下ノ罰金ニ處ス

第百四十九條　第百四十七條ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第百五十條　第百四十條第百四十一條及第百四十七條第二項ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪シ其ノ他ハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第百四十四條乃至第百四十八條ノ罪ヲ犯シタル者ハ併セテ現職ヲ免ス

第百五十一條　第百四十條及第百四十一條ノ罪ヲ犯シタル者ハ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス已

ニ消費シタルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第百五十二條　第百四十二條及第百四十三條ノ罪ヲ犯シ自首シタル者ハ其ノ刑ヲ免除ス

第七章　公務妨害ノ罪

第百五十三條　公務員職務ヲ執行スルニ當リ強暴脅迫又ハ詐術ヲ用キタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百元以下ノ罰金ニ處ス

原文に元とあり

公務員ヲシテ一定ノ處分ヲ爲シ又ハ一定ノ處分ヲ爲ササシメ若ハ辭職セシムルノ目的ヲ以テ強暴脅迫又ハ詐術ヲ用キタル者亦同シ

因テ人ヲ死傷セシメタル者ハ傷害罪ノ各條ヲ援用シ第二十三條ノ例ニ依リテ處斷ス

第百五十四條　公務員ノ爲シタル封印及差押ノ標示ヲ損壞除去汚穢シ又ハ其ノ效力ニ違背シタル行爲ヲ爲シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百五十五條　公務員職務ヲ執行スルニ當リ其ノ場ニ於テ之ヲ侮辱シ若ハ其ノ場ニ非スト雖其ノ職務ニ對シ公然侮辱ヲ爲シタル者ハ事實ノ有無ヲ論セス四等以下ノ有期徒刑又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス公署ニ對シ公然侮辱ヲ爲シタル者亦同シ

第百五十六條　第百五十四條ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第百五十七條　本章ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪スルコトヲ得

第八章　選擧妨害ノ罪

第百五十八條　選擧人被選擧人ノ資格ニ必要ナル事項ヲ詐術又ハ其ノ他不正ノ方法ニ依リ名簿ニ登錄セシメ又ハ名簿ヲ變更セシメタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス無資格者ニシテ投票ヲ爲シタル者亦同シ

公務員情ヲ知テ前項ノ登錄又ハ變更ヲ爲シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑又ハ五百圓以下五十圓以上ノ罰金ニ處ス

第百五十九條　選擧ニ就キ左記ノ行爲ノ一アル者ハ五等有期徒刑拘役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　自己又ハ他人ノ得票若ハ他人ノ得票ヲ減少セシムルノ目的ヲ以テ流言ヲ散布シ詐術又ハ其ノ他ニ依リ被選議員ノ名譽ヲ損壞シタル者

二　選擧ノ前後ヲ問ハス選擧人選擧關係人ニ對シ旅費又ハ其ノ他ノ賄賂ヲ求メ或ハ期約シ或ハ交付シ或ハ之レカ媒介ヲ爲シ又ハ選擧人選擧關係人期約ヲ要求シ又ハ之ヲ收受シタル者

三　選擧人、選擧人ノ親屬、選擧人ト關係アル寺院、學校、會社、事務所、城鎭鄕ノ債權債

務及其ノ他利害ヲ以テ選擧人ヲ誘導シ又ハ之レカ媒介ヲ爲シタル者若ハ選擧人ニシテ其ノ誘導ニ應シタル者

以上ノ各罪ヲ犯シ得タル錢財及其ノ他ノ有價物件ハ之ヲ沒收ス其ノ已ニ消費シタルモノハ其ノ價額ヲ追徵ス

第百六十條　選擧ニ關シ左記行爲ノ一アル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑又ハ三百圓以下三十圓以上ノ罰金ニ處ス

一　選擧人、選擧人ノ親屬又ハ選擧關係人ニ對シ強暴強迫ヲ爲シタル者

二　選擧人ニ對シ強暴脅迫ヲ以テ其ノ選擧會場ノ往來又ハ其ノ他選擧權ノ行使ヲ妨害シタル者

第百六十一條　選擧ニ關シ左記行爲ノ一アル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

一　選擧ニ關係アル公務員又ハ其ノ補佐員ニ對シ強暴脅迫ヲ爲シタル者

二　選擧會場、投票所、開票所ヲ騷擾シタル者

三　選擧票、投票箱又ハ選擧ニ關係アル公文書ヲ阻留、損壞、奪取シタル者

第百六十二條　故ナク投票所ニ於テ投票ニ干涉シ又ハ投票所、開票所ニ被選擧人ノ氏名ヲ探査

シタル者ハ五等ノ有期徒刑拘役又ハ一百圓以下ノ罰金ニ處ス
選擧ニ關係アル公務員又ハ其ノ補佐員前項ノ罪ヲ犯シ又ハ被選擧人ノ氏名ヲ漏洩シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百六十三條　本章ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪スルコトヲ得
二等有期徒刑以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ本刑消滅後仍ホ十年以下二年以上其ノ選擧及被選擧ノ資格ヲ喪失ス

第九章　騷擾ノ罪

第百六十四條　衆ヲ聚メ強暴脅迫ヲ爲サンコトヲ意圖シ當該所管公務員ヨリ解散ノ命令ヲ受ケ仍解散セサル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
附和隨行シ助勢ノミヲ爲シタル者ハ拘役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第百六十五條　衆ヲ聚メテ強暴脅迫ヲ爲シタル者ハ左記ノ例ニ依リテ處斷ス
一　首魁ハ無期徒刑又ハ二等以上ノ有期徒刑トス
二　重要ナル事務ヲ執リタル者ハ三等有期徒刑又ハ一千圓以下一百圓以上ノ罰金トス
三　附和隨行シ助勢ノミヲ爲シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ三百圓以下ノ罰金トス

第百六十六條　前條所載ノ情態ニ於テ殺傷、放火、決水、損壞及其ノ他ノ各罪ヲ犯シタル者ハ所犯ノ各本條ヲ援用シ首魁、教唆、實施ニ分別シ第二十三條ノ例ニ照シテ處斷ス

第百六十七條　第百六十五條ノ罪ヲ犯シ二等有期徒刑以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ公權ヲ褫奪シ其ノ他ハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第十章　逮捕監禁者逃脱ノ罪

第百六十八條　既決未決ノ囚及其ノ他法令ニ依ル逮捕監禁者ニシテ逃脱シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ拘役ニ處ス

第百六十九條　既決未決ノ囚及其ノ他法令ニ依ル逮捕監禁者ニシテ監禁處又ハ器具ヲ損壞シ或ハ强暴脅迫ヲ用キテ逃脱シタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑ニ處ス

衆ヲ聚メ强暴脅迫ヲ用キテ逃脱シタル者ノ首魁及教唆者ハ犯刑又ハ無期徒刑ニ處ス其ノ他ハ無期徒刑又ハ二等以上ノ有期徒刑ニ處ス

第百七十條　既決未決ノ囚及其ノ他法令ニ依ル逮捕監禁人ヲ盗取シタル者ハ三等乃至五等有期徒刑ニ處ス

損壞又ハ强暴脅迫ヲ用キタル者ハ前條ノ例ニ照シテ處斷ス

第百七十一條　逃脫ニ便ナラシムルカ爲既決未決ノ囚及其ノ他法令ニ依ル逮捕監禁人ヲ逃脫セシメタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

第百七十二條　看守護送ノ公務員又ハ其ノ補佐人ニシテ既決未決ノ囚及其ノ他ノ法令ニ依ル逮捕監禁人ヲ逃脫セシメタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑ニ處ス

損壞又ハ強暴脅迫ヲ用キタル者ハ第百六十九條ノ例ニ照シテ處斷ス

第百七十三條　本章ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第百七十四條　第百六十九條第二項ノ罪及該項ニ依リテ處斷セラルヘキ罪ヲ犯サンコトヲ豫備シ又ハ陰謀シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ拘役ニ處ス

第百七十五條　第百六十九條乃至第百七十一條ノ罪ヲ犯スニ因リテ人ヲ死傷セシメタル者ハ傷害罪ノ各本條ヲ援用シ第二十三條ノ例ニ依リテ處斷ス

第百七十六條　第百六十九條乃至第百七十二條ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪スルコトヲ得

第百七十二條ノ罪ヲ犯シタル者ハ併セテ現職ヲ免ス

第十一章　罪人隱匿及證據湮滅ノ罪

第百七十七條　被追攝人又ハ逃脫セル逮捕監禁人ヲ隱匿シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役或

ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯サンコトヲ圖リ身代リトナリテ自首シタル者亦同シ

第百七十八條　他人ノ刑事被告事件ニ關係アル證據ヲ湮滅シ又ハ僞造シ又ハ僞造ノ證據ヲ行使シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百七十九條　本章ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪スルコトヲ得

第百八十條　犯罪人又ハ逃脱人ノ親屬ニシテ犯罪人又ハ逃脱人ノ利益ノ爲ニ本章ノ罪ヲ犯シタル者ハ其ノ刑ヲ免除ス

第十二章　僞證及誣告ノ罪

第百八十一條　法令ニ依リ司法又ハ行政公署ニ於ケル證人ト爲リ虛僞ノ陳述ヲ爲シタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑ニ處ス

法令ニ依リ司法又ハ行政公署ノ鑑定人通譯人ト爲リ虛僞ノ鑑定通譯ヲ爲シタル者亦同シ

前項ノ罪ヲ犯シ未タ審判確定セサル以前ニ自白シタル者ハ其ノ刑ヲ免除ス

第百八十二條　他人ヲシテ刑事又ハ懲戒ノ處分ヲ受ケシメントスルノ意圖ヲ以テ虛僞ノ告訴、告發又ハ報告ヲ爲シタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シ未タ審判又ハ懲戒ノ確定セサル以前ニ自白シタル者ハ其ノ刑ヲ免除ス

第百八十三條　尊親屬ノ刑事又ハ懲戒ノ處分ヲ受ケシコトヲ意圖シ虛僞ノ告訴、告發、報告ヲ爲シタル者ハ一等又ハ二等ノ有期徒刑ニ處ス

第百八十四條　犯罪ノ事實アルコトヲ誣告シ犯人ヲ指定セサル者ハ五等ノ有期徒刑拘役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百八十五條　第百八十一條乃至第百八十三條ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪スルコトヲ得公務員ノ犯罪ニハ併セテ現職ヲ免ス

第十三章　放火決水及水利妨害ノ罪

第百八十六條　他人ノ所有物ニ放火シ燒燬シ左記ノ一ニ該當スル者ハ死刑、無期徒刑又ハ一等有期徒刑ニ處ス

一　市街及其ノ他人家稠密ノ所ニ在ル建築物

二　多數ノ宗敎、科學、美術、工藝上貴重ナル圖書、物品ヲ貯藏スル建築物

三　宗敎又ハ歷史上貴重ナル建築物

四　火藥彈丸又ハ軍需品貯藏ノ倉庫及其ノ他ノ建築物

五　多數者ノ業務ヲ執リ又ハ止宿スル鑛坑、兵營、學堂、病院、救護所、工場、寄宿舍、獄舍及其ノ他ノ建築物

六　現ニ多數者ノ集合セル寺院、戲場、旅店及其ノ他ノ建築物

七　現ニ多數者ノ乘組メル船艦

第百八十七條　前條ニ列記セル以外ノ他人ノ建築物、鑛坑、船艦ニ放火シ燒燬シタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑ニ處ス

因テ前條ノ損害アル危險ヲ生セシメタル者ハ一等又ハ二等ノ有期徒刑ニ處ス事實損害ヲ生セシメタル者ハ其ノ刑前條ニ同シ

第百八十八條　他人ノ建築物、鑛坑、船艦以外ノ物ニ放火シ燒燬シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ一千圓以下ノ罰金ニ處ス

因テ前條第一項記載ノ損害アル危險ヲ生セシメタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス事實損害ヲ生セシメタル者ハ其ノ刑同項ニ同シ

因テ第百八十六條ノ損害ヲ生セシメタル者ハ一等又ハ二等ノ有期徒刑ニ處ス事實損害ヲ生セシメタル者ハ其ノ刑同條ニ同シ

第百八十九條　自己ノ建築物、鑛坑、船艦其ノ他ノ物ニ放火燒燬シタル者ハ左記ノ例ニ依リテ處斷ス

一　因ヲ前條第一項ノ損害アル危險ヲ生セシメタル者ハ五等有期徒刑拘役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス事實損害ヲ生セシメタル者ハ同項ニ同シ

二　因テ第百八十七條第一項ノ損害アル危險ヲ生セシメタル者ハ三等乃至五等ノ徒刑ニ處ス事實損害ヲ生セシメタル者ハ同項ニ同シ

三　因テ第百八十六條ノ損害アル危險ヲ生セシメタル者ハ一等又ハ二等ノ有期徒刑ニ處ス事實損害ヲ生セシメタル者ハ其ノ刑同條ニ同シ

第百九十條　失火ニ因テ第百八十六條ノ損害ヲ生セシメタル者ハ五等ノ有期徒刑拘役又ハ一千圓以下ノ罰金ニ處ス

因テ第百八十七條第一項ノ損害ヲ生セシメタル者ハ拘役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

因テ第百八十八條第一項ノ損害ヲ生セシメタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

自己ノ建築物、鑛坑、船艦其ノ他ノ物ニ失火燒燬セシメ因テ前三項ノ損害アル危險ヲ生セシメタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百九十一條　火藥、瓦斯、電氣、蒸汽ノ作用又ハ他ノ方法ヲ以テ建築物、鑛坑、船艦及其ノ他ノ物ヲ炸裂シタル者ハ損害ト危險トヲ別チ放火失火ノ各本條ノ例ニ依リテ之ヲ處斷ス

第百九十二條　水ヲ決シ第百八十六條ニ列記スル建築物鑛坑ノ一又ハ他人ノ所有ニ係ハル田圃牧場及其ノ他ノ利用地ヲ侵害シタル者ハ死刑、無期徒刑又ハ一等有期徒刑ニ處ス

第百九十三條　水ヲ決シ前條ニ列記セル以外ノ他人所有ノ建築物、鑛坑又ハ土地ヲ侵害シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑又ハ千圓以下百圓以上ノ罰金ニ處ス

因テ前條ノ損害アル危險ヲ生セシメタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑ニ處ス事實上損害アリタルトキハ其ノ刑前條ニ同シ

第百九十四條　水ヲ決シ自己ノ所有地ヲ侵害シ因テ前條第一項ノ損害アル危險ヲ生セシメタル者ハ五等有期徒刑拘役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス事實損害アリタルトキハ其ノ刑同項ニ同シ

因テ第百九十二條ノ危險ヲ生セシメタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑ニ處ス事實損害アリタルトキハ其ノ刑同條ニ同シ

第百九十五條　過失ニ因テ水ヲ決シ第百九十二條ノ損害アラシメタル者ハ五等有期徒刑拘役又ハ一千圓以下ノ罰金ニ處ス

因テ第百九十三條ノ損害ヲ生セシメタル者ハ拘役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
過失ニ因テ水ヲ決シ前二項ノ損害アル危險ヲ生セシメタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百九十六條　火災水災ノ際防禦ノ器械ヲ隱匿損壞シ防禦從事者ヲ阻遏シ又ハ他ノ方法ヲ以テ鎭火防水ヲ妨害シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑又ハ千圓以下百圓以上ノ罰金ニ處ス
其ノ第百九十一條ノ災害ノ際防禦者ヲ妨害シタル者亦同シ

第百九十七條　他人ノ田畑ニ灌漑スル水利ヲ妨害シタル者ハ四等以下ノ有期拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處シ決水者ハ決水ノ例ニ照シテ處斷ス
故意ニ水利ヲ妨害シ他人ノ田畑ヲ荒廢セシメタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑ニ處ス
水利ヲ妨害シ因テ他人ノ田畑ヲ荒廢セシメタル者ハ三等乃者五等ノ有期徒刑ニ處ス

第百九十八條　自己ノ所有物ニ關シ本章ノ罪ヲ犯シタルトキ其ノ物カ差押物又ハ擔保物若ハ他人ニ貸與中ノモノナルトキハ他人ノ所有物ヲ以テ論ス

第百九十九條　第百八十六條第百八十七條第一項第百八十八條第一項第百九十二條第百九十三條第一項第百九十六條及第百九十七條第一項第二項ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第二百條　他人ノ所有物ニ就キ放火、炸裂、決水ノ罪ヲ豫備又ハ陰謀シタル者ハ五等有期徒刑

拘役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ狀情ニ因リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

第二百一條　放火、炸裂、決水ノ罪ニ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害罪ノ各本條ヲ援用シ第二十三條ノ例ニ依リテ處斷ス

過失ニ因リテ火災炸裂水害ヲ生セシメ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ過失致死罪ノ各本條ヲ援用シ第二十三條ノ例ニ依リテ處斷ス

第二百二條　第百八十六條及第百九十二條ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪ス其ノ他故意ヲ以テ本章ノ罪ヲ犯シタル者ハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第十四章　危險物ノ罪

第二百三條　犯罪ノ用ニ供スルノ目的ヲ以テ炸藥、綿火藥、雷汞及其ノ他之ニ類スル爆裂物ヲ製造、收藏ヲ爲シ又ハ外國ヨリ輸入シタル者亦同シ

第二百四條　公署ノ命令、許可、委託ヲ受ケスシテ前條記載ノ爆發物ヲ製造シ又ハ外國ヨリ輸入シ正當ノ理由ヲ證明スルコト能ハサル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス其ノ正當ノ理由ヲ證明シタル者ハ拘役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

輸入？

第二百五條　公署ノ命令、許可、委託ヲ受ケスシテ軍用ノ銃砲第二百三條以下ノ軍用爆發物ヲ

製造貯藏シ又ハ外國ヨリ輸入シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百六條　巡警稅關官吏公署ノ命令、許可、委託ヲ受ケスシテ第二百三條ノ爆發物ヲ製造、貯藏、買入レ又ハ外國ヨリ輸入ヲ爲シタル者アルヲ知テ相當ノ處分ヲ爲サヽル者ハ一等乃至二等ノ有期徒刑ニ處ス

其ノ犯人ト共謀シタル者亦同シ

第二百七條　瓦斯、電氣、蒸汽ヲ漏出又ハ間斷セシメ因テ他人ノ身體財產ニ危險ヲ生セシメタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

因テ人ヲ死傷セシメタル者ハ傷害罪ノ各條ヲ援用シ第二十三條ノ例ニ依リテ處斷ス

第二百八條　第二百三條第二百四條第一項第二百五條及第二百七條第一項ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第二百九條　第二百三條ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪シ第二百四條第一項及第二百六條ノ罪ヲ犯シタル者ハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第十五章　交通妨害ノ罪

第二百十條　陸路、水路、橋梁ヲ損壞、壅塞シ因テ往來ノ危險ヲ生セシメタル者ハ四等以下ノ

有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
重要ナル交通線ヲ損壞シ巨額ナル復修ヲ要スルニ至ラシメタル者ハ二等又ハ三等ノ有期徒刑ニ處ス
本條ノ罪ヲ犯シタルニ依リ人ヲ死傷セシメタル者ハ傷害罪ノ各條ヲ援用シ第二十三條ノ例ニ依リテ處斷ス
第二百十一條　軌道、燈塔、標識及其ノ他汽車、電車、船艦ヲ損壞シ往來上ノ危險ナル行爲ヲ爲シタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑ニ處ス
第二百十二條　人ヲ載セタル汽車電車船艦ヲ衝突、顛覆、破壞セシメタル者ハ無期徒刑又ハ二等以上ノ有期徒刑ニ處ス
因テ人ヲ死ニ致シ又ハ多衆ヲシテ負傷セシメタル者ハ無期徒刑又ハ一等有期徒刑ニ處ス
第二百十三條　第二百十一條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ載セタル汽車、電車、船艦ノ衝突、顛覆、破壞、擱坐、沉沒セシメタル者ハ前條ノ例ニ依リテ處斷ス
第二百十四條　過失ニ因テ人ヲ載セタル汽車、電車、船艦ノ往來ニ危險ヲ生セシメタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

過失ニ因テ人ヲ載セタル汽車、電車、船艦ヲ衝突、顚覆、破壞、擱坐沈沒セシメタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス此等ノ業務ニ從事スル者ニシテ本條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス第二項ノ罪ヲ犯シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑又ハ二千圓以下百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷セシメタル者ハ過失死傷罪ノ各條ヲ援用シ第二十三條ノ例ニ照シテ處斷ス

第二百十五條　强暴脅迫又ハ詐術ヲ用キテ郵便電信ノ遞送收發ヲ妨害シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百十六條　郵便專用又ハ其ノ他應用ノ物件ヲ捐壞シタル者ハ五等ノ有期徒刑拘役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

電信線、電話線、電信、電話ノ機器建築物ヲ捐壞シ又ハ他ノ方法ヲ以テ其ノ交通ヲ損害シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑又ハ五百圓以下五十圓以上ノ罰金ニ處ス

過失ニ因テ本條ノ罪ヲ犯シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百十七條　職務ニ因リ郵便電信ニ從事スル者第二百十五條第二百十六條第一項ノ罪ヲ犯シ

タル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス第二百十六條第二項ノ罪ヲ犯シタル者ハ二等又ハ三等ノ有期徒刑ニ處ス

其ノ過失ニ因ルモノハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百十八條　第二百十條第一項第二項第二百十一條第二百十二條第一項第二百十六條及第二百十七條第一項ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第二百十九條　第二百十二條ノ罪ヲ犯サンコトヲ豫備シ又ハ陰謀シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百二十條　第二百十二條ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪ス其ノ他故意ヲ以テ本章ノ罪ヲ犯シタル者ハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第十六章　秩序妨害ノ罪

第二百二十一條　文書圖書演說又ハ其ノ他ヲ以テ公然他人ノ犯罪ヲ煽惑シタル者ハ左ノ例ニ依リテ處斷ス

一　其ノ罪ノ最重刑カ死刑無期徒刑タリシ者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑又ハ三百圓以下三十圓以上ノ罰金トス

二　其ノ罪ノ最重刑カ有期徒刑ナル者ハ五等有期徒刑拘役又ハ一百圓以下ノ罰金トス
新聞紙其ノ他ノ定期刊行物又ハ他人ノ論說ヲ編纂スル公刊ノ書册ヲ須キテ本條ノ罪ヲ犯シタルトキハ編輯人モ亦前項ノ例ニ照シテ處斷ス
第二百二十二條　强暴脅迫又ハ詐術ヲ以テ正當ノ集會ヲ妨害シタル者ハ五等有期徒刑拘役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
第二百二十三條　强暴脅迫又ハ詐術ヲ以テ左記ノ行爲ノ一ヲ爲シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ二百圓以下罰金ニ處ス
一　穀類及其ノ他公共需用ノ飮食物ノ販運ヲ妨害シタル者
二　種子肥料及其ノ他農工業所要ノ物品ノ販運ヲ妨害シタル者
三　多數ノ工人ヲ使用スル工場又ハ鑛坑ノ執業ヲ妨害シタル者
第二百二十四條　同一ノ業務ニ從事スル工人同盟罷工シタル者ハ首謀ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
其ノ他ハ拘役又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス
衆ヲ聚メテ强暴脅迫ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ第百六十四條乃至第百六十八條ノ例ニ依

リテ處斷ス

第二百二十五條　故無クシテ現ニ居住者又ハ看守者アル邸宅、建築物、船艦ニ立入リ又ハ阻止ヲ受クルモ退去セサル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百二十六條　官吏タルコトヲ詐稱シ官吏ノ服裝、徽章、內外國ノ勳章ヲ僭用シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百二十七條　第二百二十一條乃至第二百二十三條及第二百二十五條ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第二百二十八條　第二百二十一條乃至第二百二十三條第二百二十五條及第二百二十六條ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪スルコトヲ得

第十七章　貨幣僞造ノ罪

第二百二十九條　通用貨幣ヲ僞造シタル者ハ無期徒刑又ハ二等以上ノ有期徒刑ニ處ス自己ノ僞造シタル通用貨幣ヲ行使シ又ハ行使ノ意思ヲ以テ之ヲ他人ニ交付シタル者亦同シ

政府ノ命令、許可又ハ委任ヲ經テ發行シタル銀行券ハ通用貨幣ヲ以テ論ス

第二百三十條　中華民國ニ流通スル外國通用貨幣ヲ僞造シタル者ハ一等乃至三等有期徒刑ニ處ス

自己僞造ノ中華民國ニ流通スル外國通用貨幣ヲ行使シ又ハ行使ノ意思ヲ以テ他人ニ交付シタル者亦同シ

中華民國ニ流通スル外國銀行劵ハ外國通用貨幣ヲ以テ論ス

第二百三十一條　行使ノ意思ヲ以テ金銀貨幣ノ分量ヲ減損シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス其ノ行使シ又ハ行使ノ意思ヲ以テ他人ニ交付シタル者亦同シ

中華民國ニ流通スル外國ノ金銀貨幣ノ分量ヲ減量シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ拘役ニ處ス其ノ行使又ハ行使ノ意思ヲ以テ他人ニ交付シタル者亦同シ

中華民國ニ流通スル外國ノ金銀貨幣ノ分量ヲ減損シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ拘役ニ處ス其ノ行使又ハ行使ノ意思ヲ以テ他人ニ交付シタル者亦同シ

第二百三十二條　行使ノ意思ヲ以テ他人ノ僞造シタル通用ノ貨幣ヲ收受シタル者ハ一等乃至三等ノ有期徒刑ニ處ス其ノ收受ノ後行使又ハ行使ノ意思ヲ以テ他人ニ交付シ又ハ外國ヨリ販運シタル者ハ無期徒刑又ハ二等以上ノ有期徒刑ニ處ス

行使ノ意思ヲ以テ他人ノ僞造シタル中華民國流通ノ外國貨幣ヲ收受シタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑ニ處ス其ノ收後ノ後行使又ハ行使ノ意思ヲ以テ他人ニ交付シ又ハ外國ヨリ販運シ

タル者ハ一等乃至三等ノ有期徒刑ニ處ス

第二百三十三條 行使ノ意思ヲ以テ他人ノ分量ヲ減損シタル金銀貨幣ヲ收受シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ拘役ニ處ス其ノ收受ノ後行使又ハ行使ノ意思ヲ以テ他人ニ交附シ又ハ外國ヨリ販運シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

行使ノ意思ヲ以テ他人カ分量ヲ減損シタル中華民國ニ流通スル外國ノ金銀貨幣ヲ收受シタル者ハ五等有期徒刑又ハ拘役ニ處ス其ノ收受ノ後行使又ハ行使ノ意思ヲ以テ他人ニ交付シ又ハ外國ヨリ販運シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ拘役ニ處ス

第二百三十四條 收受ノ後他人ノ僞造セル貨幣又ハ分量減損ノ金銀貨幣ナルコトヲ知リ行使又ハ行使ノ意思ヲ以テ他人ニ交附シタル者ハ其ノ價格三倍以下價格以上ノ罰金ニ處ス若シ三倍ノ數五十圓ニ滿タサルトキハ五十圓以下價格以上ノ罰金ニ處ス

第二百三十五條 第二百二十九條乃至第二百三十三條ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第二百三十六條 通用貨幣ヲ僞造シ金銀貨幣ノ分量ヲ減損セントスルノ意思ヲ以テ各種ノ器械又ハ原料ヲ豫備シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

第二百三十七條 本章ノ罪ヲ犯シ二等有期徒刑以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ公權ヲ褫奪シ其

ノ他ハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第十八章　文書及印署僞造ノ罪

第二百三十八條　刪除

第二百三十九條　公文書又ハ圖面ヲ僞造シタル者ハ二等乃至三等ノ有期徒刑ニ處ス
僞造ノ公文書又ハ圖面ヲ行使シ又ハ行使ノ意思ヲ以テ他人ニ交附シタル者亦同シ

第二百四十條　公務員明ニ虛僞ノ事實ヲ知テ其ノ管掌スル文書、圖面ヲ製作シ又ハ此ノ種ノ文書、圖面ヲ行使シ若ハ行使ノ意思ヲ以テ之ヲ他人ニ交付シタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑ニ處ス
虛僞ノ事實ヲ告ケ公務員ヲシテ其ノ掌管スル文書圖面ヲ製作セシメ又ハ此ノ種ノ文書圖面ヲ行使シ若ハ行使ノ意思ヲ以テ之ヲ他人ニ交付シタル者亦同シ

第二百四十一條　虛僞ノ事實ヲ公務員ニ告ケ文書、證明、旅行劵ヲ交付セシメ或ハ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ五等有期徒刑拘役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百四十二條　有價證劵ヲ僞造シタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑ニ處ス
僞造ノ有價證劵ヲ行使シ又ハ行使ノ意思ヲ以テ他人ニ交付シタル者及外國ヨリ販運シタル者

亦同シ

第二百四十三條　他人ノ權利義務ヲ證明スルニ足ルヘキ私文書圖面ヲ僞造シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

僞造セル他人ノ私文書、圖面ヲ行使シ又ハ行使ノ意思ヲ以テ他人ニ交附シタル者亦同シ

第二百四十四條　自己ノ私文書、圖面ニ他人ノ權利義務ヲ證明スルニ足ルヘキ虛僞ノ記載ヲ爲シ又ハ此ノ種ノ文書、圖面ヲ行使シ若ハ行使ノ意思ヲ以テ他人ニ交付シタル者ハ前條ノ例ニ依ツテ處斷ス

第二百四十五條　醫師、臨檢官吏他人ノ診斷書、檢案書、死亡證書ニ虛僞ノ記載ヲ爲シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

囑託又ハ行使若ハ行使ノ意思ヲ以テ他人ニ交付シタル者ハ拘役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百四十六條　公私ノ印章ヲ僞造押捺シ又ハ盜用シタル者ハ公私文書僞造ノ各本條ノ例ニ依リテ處斷ス

僞造セル公私ノ印章ヲ行使シ又ハ眞正ノ印章ヲ濫用シタル者ハ公私文書僞造行使ノ各條ノ例ニ依リテ處斷ス

第二百四十七條　刪　除

第二百四十八條　公印ヲ僞造シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

第二百四十九條　私印ヲ僞造シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五十條　本章ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

行使ノ意思ヲ以テ僞造盜用濫用ノ公私文書、印章ヲ收受シ公私ノ印ヲ押捺シタル者ハ本條ノ例ニ依リ未遂ヲ以テ論ス

第二百五十一條　本章ノ罪ヲ犯シ二等有期徒刑以上ノ刑ヲ宣告シタル者ハ公權ヲ褫奪シ其ノ他ハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第十九章　度量衡器僞造ノ罪

第二百五十二條　行使、販賣ノ意思ヲ以テ定規ニ違背セル度量衡ヲ製造シ又ハ眞正ナル度量衡ノ定規ヲ變更シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ拘役ニ處シ併テ三百圓以下ノ罰金ヲ科ス

情ヲ知テ不正ノ度量衡ヲ販賣シタル者亦同シ

第二百五十三條　業務上度量衡ヲ常用スル者其ノ不正ナルコトヲ知テ之ヲ收藏シタルトキハ拘役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

不正ノ度量衡ヲ行使シ利ヲ得タル者ハ詐欺取財ヲ以テ論ス

第二百五十四條　行使販賣ノ意思ヲ以テ官ノ許可ヲ受ケスシテ度量衡ヲ作製シタルモ定規ニ違背セサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス販賣シタル者ハ賣價二倍以下賣價以上ノ罰金ニ處ス若シ二倍ノ數五十圓ニ滿タサルトキハ五十圓以下賣價以上ノ罰金ニ處ス

第二百五十五條　第二百五十二條ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第二百五十六條　第二百五十二條ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪スルコトヲ得

第二十章　褻瀆祀典及墳墓發掘ノ罪

第二百五十七條　壇、廟、寺、觀、墳墓及其ノ他ノ禮拜所ニ對シ公然不敬ノ行爲アル者ヲ五等有期徒刑拘役又ハ一百圓以下ノ罰金ニ處ス

葬禮、說教、禮拜及其ノ他宗教上ノ會合ヲ妨害シタル者亦同シ

第二百五十八條　死體ヲ損壞、遺棄、盜取シタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑ニ處ス

遺骨遺髮及葬物ヲ損壞、遺棄盜取シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

第二百五十九條　尊族親ノ屍體ヲ損壞遺棄盜取シタル者ハ無期徒刑又ハ二等以上ノ有期徒刑ニ處ス

尊族親ノ遺骨遺髮及葬物ヲ損壞遺棄盜取シタル者ハ一等乃至三等ノ有期徒刑ニ處ス
第二百六十條　墳墓ヲ發掘シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
第二百六十一條　尊族親ノ墳墓ヲ發掘シタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑ニ處ス
第二百六十二條　墳墓ヲ發掘シ屍體ヲ損壞、遺棄、盜取シタル者ハ一等乃至三等ノ有期徒刑ニ處ス
墳墓ヲ發掘シ遺骨、遺髮及葬物ヲ損壞、遺棄、盜取シタル者ハ一等乃至三等ノ有期徒刑ニ處ス
墳墓ヲ發掘シ遺骨、遺髮及葬物ヲ損壞、遺棄、盜取シタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑ニ處ス
第二百六十三條　尊族親ノ墳墓ヲ發掘シ其ノ屍體ヲ損壞、遺棄、盜取シタル者ハ死刑無期徒刑又ハ一等有期徒刑ニ處ス
尊族親ノ墳墓ヲ發掘シ其ノ遺骨、遺髮及葬物ヲ損壞シタル者ハ無期徒刑又ハ二等以上ノ有期徒刑ニ處ス
第二百六十四條　第二百五十八條乃至第二百六十一條ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス
第二百六十五條　第二百五十九條第二百六十一條及第二百六十三條ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪シ其ノ他ハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第二十一章 鴉片煙ノ罪

第二百六十六條　鴉片煙ヲ製造又ハ販賣シ又ハ販賣ノ意思ヲ以テ收藏シ又ハ外國ヨリ販運シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處シ五百圓以下ノ罰金ヲ併科ス

第二百六十七條　鴉片吸飲ノ器具ヲ製造シ又ハ販賣シ或ハ販賣ノ意思ヲ以テ收藏シ又ハ外國ヨリ販運シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ拘役ニ處ス

第二百六十八條　稅關官吏又ハ其ノ補助員ニシテ外國ヨリ鴉片煙又ハ鴉片煙吸飲ノ器具ヲ販運シ又ハ他人ヲシテ販運セシメタル者ニ等又ハ三等ノ有期徒刑ニ處シ併セテ一千圓以下ノ罰金ヲ科ス

第二百六十九條　館舍ヲ開設シ他人ノ鴉片吸飲ニ供シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ拘役ニ處シ併セテ三百圓以下ノ罰金ヲ科ス

第二百七十條　鴉片煙ヲ製造スルノ意思ヲ以テ罌粟ヲ栽培シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百七十一條　鴉片煙ヲ吸飲シタル者ハ五等ノ有期徒刑拘役又ハ一千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百七十二條　警察官吏又ハ其ノ補佐員ニシテ職務ヲ執行スルノ際前六條ノ犯人アルコトヲ

知リ故意ニ相當ノ處分ヲ爲サヽル者ハ前六條ノ例ニ照シテ處斷ス

第二百七十三條　專ラ鴉片煙ノ吸飮ニ供スル器具ヲ收藏セル者ハ一百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百七十四條　第二百六十六條乃至第二百七十一條ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第二百七十五條　第二百六十六條乃至第二百七十二條ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪スルコトヲ得官吏ニシテ之ヲ犯シタル者ハ現職ヲ免ス

第二百七十六條　財物ヲ賭博シタル者ハ一千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ他人ニ對シ暫時娛樂ニ供スヘキ物ヲ以テ賭ト爲スモノハ此ノ限ニ在ラス

現場ニ於テ賭博ニ供シタル器具及犯人所有ノ錢財ハ犯罪ノ用ニ供シタル物トシテ論ス

第二百七十七條　賭博ヲ以テ常業ト爲ス者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

第二百七十八條　衆ヲ聚メテ賭場ヲ開設シ以テ利ヲ營ム者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處シ併セテ五十圓以下ノ罰金ヲ科ス

第二百七十九條　彩票ヲ發行シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ拘役ニ處シ併セテ二千圓以下ノ罰金ヲ科ス

彩票買賣ノ媒介ヲ爲シタル者ハ五等ノ有期徒刑又ハ拘役ニ處シ併セテ一千圓以下ノ罰金ヲ科

ス

第二百八十條　彩票ヲ購買シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

因テ利ヲ得タル者ハ其ノ價額二倍以下價額以上ノ罰金ニ處ス若シ二倍ノ數百圓ニ滿タサルトキハ百圓以上ノ罰金ニ處ス

第二百八十一條　第二百七十八條乃至第二百八十條ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第二百八十二條　第二百七十七條及第二百七十八條ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪ス第二百七十九條ノ罪ヲ犯シタル者ハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第二十三章　姦淫及重婚ノ罪

第二百八十三條　十二歲ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑又ハ三百圓以下三十圓以上ノ罰金ニ處ス

强暴、脅迫、藥劑、催眠術又ハ他法ヲ以テ抗拒スルコト能ハサルニ至ラシメ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ二等乃至三等ノ有期徒刑又ハ五百圓以下五十圓以上ノ罰金ニ處ス

第二百八十四條　十二歲以上ノ男女ニ對シ强暴、脅迫、藥劑、催眠術又ハ他法ヲ以テ抗拒シ能ハサルニ至ラシメ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑又ハ三百圓以下三十圓

以上ノ罰金ニ處ス

第二百八十五條　婦女ニ對シ强暴、脅迫、藥劑、催眠術又ハ他法ヲ以テ抗拒スルコト能ハアルニ至ラシメ之ヲ姦淫シタル者ハ强姦ノ罪トシ一等又ハ二等ノ有期徒刑ニ處ス

十二歲ニ滿タサル幼女ヲ姦シタル者ハ强姦ヲ以テ論ス

第二百八十六條　人ノ精神喪失又ハ抗拒不能ニ乘シ猥褻ノ行爲又ハ姦淫ヲ爲シタル者ハ第二百八十三條第二項第二百八十四條及第二百八十五條ノ例ニ依リテ處斷ス

第二百八十七條　前四條ノ罪ヲ犯スニ因テ人ヲ死傷セシメタル者ハ左ノ例ニ依リテ處斷ス

一　死又ハ篤疾ニ致シタル者ハ死刑、無期徒刑又ハ一等有期徒刑トス

二　廢疾ニ致シタル者ハ無期徒刑又ハ二等以上ノ有期徒刑トス

被害者羞忿自殺シ又ハ自殺セシトシテ傷害シタルトキハ前項ノ例ニ依リテ處斷ス

第二百八十八條　良家ノ婦女ヲ誘引シテ淫賣セシメ因テ利ヲ營ム者ハ五等ノ有期徒刑拘役ニ處シ併セテ一百圓以下ノ罰金ヲ科ス

前項ノ犯罪ヲ以テ常業ト爲ス者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處シ併セテ五百圓以下ノ罰金ヲ科ス

第二百八十九條　和姦シタル有夫ノ婦ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ拘役ニ處ス其ノ相姦シタル者亦同シ

第二百九十條　本宗緦麻以上ノ親族相和姦シタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑ニ處ス

第二百九十一條　配偶アリテ重婚ヲ爲シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ拘役ニ處ス其ノ配偶アル者タルコトヲ知テ之ト婚姻ヲ爲シタル者亦同シ

第二百九十二條　猥褻ノ書畫物品ヲ販賣シ又ハ販賣ノ意思ヲ以テ之ヲ製造、收藏又ハ外國ヨリ販運シタル者ハ拘役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス公然陳列ヲ爲シタル者亦同シ因テ利ヲ得タル者ハ其ノ價額二倍以下價額以上ノ罰金ニ處ス若シ二倍ノ數五十圓ニ滿サルトキハ五十圓以下價額以上ノ罰金ニ處ス

第二百九十三條　第二百八十三條乃至第二百八十六條ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第二百九十四條　第二百八十三條乃至第二百八十六條ノ罪ハ被害者又ハ其ノ親族ノ告訴ヲ俟テ之ヲ論ス

第二百八十九條ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ俟テ之ヲ論ス但シ本夫事前ニ之ヲ縱容シ又ハ事後利ヲ得テ和解シタル者ハ其ノ告訴ヲ無效トス

第二百九十條ノ罪ハ婦女ノ尊屬親又ハ本夫ノ告訴ヲ俟テ之ヲ論ス

第二百九十五條　本章ノ罪ヲ犯シ二等有期徒刑以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ公權ヲ褫奪シ其ノ他ハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第二十四章　飲料水妨害ノ罪

第二百九十六條　人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ汚穢シ因テ飲用シ能ハサルニ至ラシメタル者ハ五等有期徒刑拘役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百九十七條　水道ヲ以テ公衆ノ飲用ニ供スル淨水又ハ其ノ水源ヲ汚穢シ因テ飲用スルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

第二百九十八條　衞生上有害ノ物ヲ飲用ニ供スル淨水ニ混入シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ拘役ニ處ス

第二百九十九條　衞生上有害ナル物ヲ水道ニ由テ公衆ノ飲用ニ供スル淨水又ハ其ノ水源ニ混入シタル者ハ一等乃至三等ノ有期徒刑ニ處ス

第三百條　水道水源ヲ損壞壅塞シ公衆ノ飲用ニ供スル淨水ヲ杜絕スルコト二日以上ニ至リタル者ハ二等又ハ三等ノ有期徒刑ニ處ス

第三百一條　共謀シテ公衆ノ飲用ニ供スル淨水ヲ杜絶セシムルコト二日以上ニ至ラシメタル者ハ首謀者ヲ四等以下ノ有期徒刑又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ他ハ拘役又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百二條　第二百九十六條乃至三百一條ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第三百三條　第二百九十六條乃至第二百九十九條ノ罪ヲ犯スニ因リ人ヲ死傷セシメタル者ハ傷害罪ノ各本條ヲ援用シ第二十三條ノ例ニ依リテ處斷ス

第三百四條　本章ノ罪ヲ犯シ二等有期徒刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ公權ヲ褫奪シ其ノ他ハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第二十五章　衞生妨害ノ罪

第三百五條　傳染病豫防ノ禁令ニ違背シ領海內ニ入リタル船艦ヨリ上陸シ又ハ物品ヲ陸揚シタル者ハ五等ノ有期徒刑拘役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

船艦ノ指揮者又ハ其ノ代理人ニシテ自カラ前項ノ罪ヲ犯シ又ハ犯罪人有ルコトヲ知テ禁止セサル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百六條　情ヲ知テ衞生上有害ナル飲食物、飲食用器具又ハ兒童ノ玩具ヲ販賣シタル者ハ其

ノ賣價二倍以下賣價以上ノ罰金ニ處ス若シ二倍ノ數五十圓ニ滿タサルトキハ五十圓以下賣價以上ノ罰金ニ處ス

第三百七條　法令ニ違背シテ藥品ヲ販賣シタル者ハ其ノ賣價二倍以下賣價以上ノ罰金ニ處ス若シ二倍ノ數五十圓ニ滿サルトキハ五十圓以下賣價以上ノ罰金ニ處ス

第三百八條　官ノ許可ヲ受ケスシテ醫ヲ常業ト爲セル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百九條　第三百五條ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第三百十條　第三百五條第二項ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪ス

第二十六章　殺傷ノ罪

第三百十一條　人ヲ殺シタル者ハ死刑、無期徒刑又ハ一等有期徒刑ニ處ス

第三百十二條　尊屬親ヲ殺シタル者ハ死刑ニ處ス

第三百十三條　人ヲ傷害シタル者ハ左ノ例ニ依リテ處斷ス

一　死又ハ篤疾ニ致シタル者ハ無期徒刑又ハ二等以上ノ有期徒刑トス

二　廢疾ニ致シタル者ハ一等乃至三等ノ有期徒刑トス

三　輕微ノ傷害ニ致シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑トス

第三百十四條　尊屬親ヲ傷害シタル者ハ左例ニ依リテ處斷ス
一　死又ハ篤疾ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期徒刑トス
二　廢疾ニ致シタル者ハ死刑、無期徒刑又ハ一等有期徒刑トス
三　輕微ノ傷害ニ致シタル者ハ一等乃至三等ノ有期徒刑トス
第三百十五條　前二條ノ罪ヲ犯スノ際其ノ場ニ在リテ勢ヲ助ケタル者ハ手ヲ下ササルモ從犯ヲ以テ論ス
第三百十六條　二人以上同時ニ手ヲ下シ傷害者一人ナルトキハ皆共同正犯トス
同時ニ二人以上ヲ傷害シタル者最モ重キ傷害ヲ標準トシ皆共同正犯ヲ以テ論ス
其ノ場ニ在リテ勢ヲ助ケ下手明カナラサル者ハ前二項ノ從犯ヲ以テ論ス
第三百十七條　尊屬親ニ對シ强暴ヲ施シ傷害スルニ至ラサル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス
第三百十八條　決鬪ヲ爲シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
因テ人ヲ殺傷シタル者ハ故意殺傷罪ノ各本例ニ依リ處斷ス若シ衆ヲ聚メテ決鬪シタル者ナルトキハ騷擾罪ヲ以テ論ス

第三百十九條　決鬪者ノ爲決鬪場ニ至リ之ニ參預シタル者ハ資格ノ如何ヲ論セス五等ノ有期徒刑拘役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス情ヲ知テ他人ニ決鬪ノ會場ヲ供シタル者亦同シ

第三百二十條　人ヲ敎唆シテ自殺セシメ又ハ其ノ承諾ヲ得テ之ヲ殺シタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑ニ處ス

他人ヲ幇助シテ自殺セシメ或ハ其ノ依囑ヲ受ケテ之ヲ殺シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

同死ヲ謀リテ本條ノ罪ヲ犯シタル者ハ其ノ刑ヲ免除ス

第三百二十一條　尊屬親ヲ殺唆シ自殺セシメ又ハ其ノ承諾ヲ得テ之ヲ殺シタル者ハ無期徒刑又ハ二等以上ノ有期徒刑ニ處ス

尊屬親ヲ援助シ自殺セシメ又ハ其ノ依囑ヲ受ケテ之ヲ殺シタル者ハ一等乃至三等ノ有期徒刑ニ處ス

第三百二十二條　他人ヲ敎唆シテ自傷セシメ又ハ其ノ承諾ヲ得テ之ヲ傷害シタル者ハ左ノ例ニ依リテ處斷ス

一　死又ハ篤疾ニ致シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑トス

二　廢疾ニ致シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金トス
三　輕微ノ傷害ニ致シタル者ハ五等有期徒刑拘役又ハ百圓以下ノ罰金トス
他人ヲ幫助シ自傷セシメ又ハ其ノ依囑ヲ受ケテ之ヲ傷害シタル者ハ左ノ例ニ依リテ處斷ス
一　死又ハ篤疾ニ致シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金トス
二　廢疾ニ致シタル者ハ五等ノ有期徒刑拘役又ハ百圓以下ノ罰金トス
三　輕微ナル傷害ニ致シタル者ハ拘役又ハ五十圓以下ノ罰金トス
第三百二十三條　尊屬親ヲ殺害シテ自傷セシメ又ハ其ノ承諾ヲ得テ之ヲ傷害シタル者ハ左ノ例ニ依リテ處斷ス
一　死又ハ篤疾ニ致シタル者ハ一等乃至三等ノ有期徒刑トス
二　廢疾ニ致シタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑トス
三　輕微ナル傷害ニ致シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑トス
尊屬親ヲ幫助シ自傷セシメ又ハ其ノ依囑ヲ受ケテ之ヲ傷害シタル者ハ左ノ例ニ依リテ處斷ス
一　死又ハ篤疾ニ致シタル者ハ二等乃至三等ノ有期徒刑トス
二　廢疾ニ致シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑トス

三　輕微ノ傷害ニ致シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金トス

第三百二十四條　過失ニ因テ人ヲ死傷セシメタル者ハ左ノ例ニ依リテ處斷ス

一　死又ハ篤疾ニ致シタル者ハ五百圓以下ノ罰金トス

二　廢疾ニ致シタル者ハ三百圓以下ノ罰金トス

三　輕微ナル傷害ニ致シタル者ハ百圓以下ノ罰金トス

第三百二十五條　過失ニ因テ尊屬親ヲ死傷セシメタル者ハ左ノ例ニ依リテ處斷ス

一　死又ハ篤疾ニ致シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑又ハ千圓以下百圓以上ノ罰金トス

二　廢疾ニ致シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ五百圓以下ノ罰金トス

三　輕微ノ傷害ニ致シタル者ハ五等有期徒刑又ハ三百圓以下ノ罰金トス

第三百二十六條　業務上必要ノ注意ヲ怠リ人ヲ死傷セシメタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百二十七條　第三百十一條第三百十二條第三百十八條第一項第三百十九條乃至第三百二十一條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三百二十八條　第三百十一條ノ罪ヲ犯サンコトヲ豫備又ハ陰謀シタル者ハ五等ノ有期徒刑拘

役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百十八條ノ罪ヲ犯サンコトヲ豫備又ハ陰謀シタル者ハ拘役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

前二項ノ罪ハ其ノ情狀ニ因リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

第三百二十九條　第三百十二條ノ罪ヲ犯サンコトヲ豫備又ハ陰謀シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

第三百三十條　第三百十四條坑三款第三百十七條及第三百二十五條第三號ノ罪ハ告訴ヲ俟テ之ヲ論ス

第三百三十一條　第三百十二條第三百十四條第一號第二號及第三百二十一條ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪ス第三百二十四條ヲ除キ其ノ他各條ノ罪ヲ犯シタル者ハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第二十七章　墮胎ノ罪

第三百三十二條　懷胎セル婦女服藥又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ墮胎シタル者ハ五等有期徒刑拘役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百三十三條　婦女ノ依囑ヲ受ケ又ハ其ノ承諾ヲ得テ墮胎セシメタル者ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ拘役ニ處ス

第三百三十四條　左記行爲ノ一アル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス
一　強暴脅迫又ハ詐術ヲ以テ婦女ヲシテ自カラ墮胎ヲ行ハシメタル者
二　強暴脅迫又ハ詐術ヲ以テ婦女ノ依囑ヲ受ケ又ハ其ノ承諾ヲ受ケ墮胎セシメタル者
三　婦女ノ承諾ヲ得ス強暴脅迫又ハ詐術ヲ以テ墮胎セシメタル者
四　懷胎セル婦女ナルコトヲ知リ強暴脅迫ヲ以テ早產セシメタル者
第三百三十五條　醫師、產婆、藥劑師、藥材商第三百三十三條ノ罪ヲ犯シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス
其ノ詐術ヲ以テ第三百四十四條ノ罪ヲ犯シタル者ハ二等乃至三等ノ有期徒刑ニ處ス
第三百三十六條　第三百三十四條第一款乃至第三款ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス
第三百三十七條　第三百三十三條ノ罪ヲ犯スニ因リテ婦女ヲ死又ハ篤疾ニ致シタル者ハ三等乃至五等ノ有期刑ニ處ス
第三百三十四條ノ罪ヲ犯スニ因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害罪ノ各本條ヲ援用シ第二十三條ノ例ニ依リテ處斷ス
第三百三十八條　本章ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪スルコトヲ得

第二十八章　遺棄ノ罪

第三百三十九條　法令又ハ契約ニ依リ老幼殘廢疾病者ヲ扶助養育ノ義務ヲ負ヒ之ヲ遺棄シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

第三百四十條　尊屬親ヲ遺棄シタル者ハ無期徒刑ニ處シ又ハ二等以上ノ有期徒刑ニ處ス

第三百四十一條　自己ノ管理スル地域内ニ於テ遺棄セラレタル老幼殘廢疾疫者ヲ發見シ相當ノ保護ヲ與ヘス又警察官其ノ他當該所管官吏ニ通知セサリシ者ハ五等有期徒刑拘役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

警察官吏及其ノ他當該所管官吏ニシテ職務執行ノ際ニ當リ相當ノ處分又ハ保護ヲ爲サヽル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

第三百四十二條　第三百三十九條及第三百四十條ノ罪ヲ犯スニ因リテ人ヲ死傷セシメタル者ハ傷害罪ノ各條ヲ援用シ第二十三條ノ例ニ依リ處斷ス

第三百四十三條　第三百四十條ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪シ其ノ他之ヲ褫奪スルコトヲ得

第二十九章　私ニ逮捕監禁スルノ罪

第三百四十四條　擅ニ人ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

第三百四十五條　擅ニ尊親屬ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ一等乃至三等ノ有期徒刑ニ處ス

第三百四十六條　審判、檢察、警察、監獄其ノ他ノ行政官吏又ハ其ノ補佐員ニシテ職權ヲ濫用シ人ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ二等又ハ三等ノ有期徒刑ニ處ス

第三百四十七條　本章ノ罪ヲ犯スニ因リテ人ヲ死傷セシメタル者ハ傷害罪ノ各條ヲ援用シ第二十三條ノ例ニ依リテ處斷ス

第三百四十八條　本章ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪ス

第三十章　略誘及和誘ノ罪

第三百四十九條　强暴脅迫又ハ詐術ヲ以テ婦女又ハ二十歳未滿ノ男子ヲ誘拐シタル者ハ略誘ノ罪ト爲シ二等又ハ三等ノ有期徒刑ニ處ス

和誘シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

十六歳ニ滿タサル男女ヲ和誘シタル者ハ略誘ヲ以テ論ス

第三百五十條　自己ノ略誘シタル婦女又ハ二十歳未滿ノ男子ヲ中華民國外ニ移送シタル者ハ無期徒刑又ハ二等以上ノ有期徒刑ニ處ス

和誘ニ係ハル者ナルトキハ二等又ハ三等ノ有期徒刑ニ處ス

第三百五十一條　營利ノ意思ヲ以テ婦女又ハ二十歳ニ滿タサル男子ヲ略誘シタル者ハ無期徒刑又ハ二等以上ノ有期徒刑ニ處ス

和誘シタル者ナルトキハ二等又ハ三等ノ有期徒刑ニ處ス

第三百五十二條　營利ノ意思ヲ以テ自己ノ略誘シタル婦女又ハ二十歳ニ滿タサル男子ヲ中華民國外ニ移送シタル者ハ死刑、無期徒刑又ハ一等有期徒刑ニ處ス

和誘ニ係ハル者ナルトキハ無期徒刑又ハ二等以上ノ有期徒刑ニ處ス

第三百五十三條　豫メ謀リテ略誘又ハ和誘セラレタル者ノ收受ヲ爲シタル者ハ左ノ例ニ依リテ處斷ス

一　第三百四十九條第三百五十條第二項及第三百五十一條第二項ノ被略誘者又ハ被和誘者ヲ收受隱匿シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑トス

二　第三百五十條第一項第三百五十一條第一項及第三百五十二條ノ被略誘又ハ和誘者ヲ收受隱匿シタル者ハ一等乃至第三等ノ有期徒刑トス

第三百五十四條　本章ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第三百五十五條　第三百四十九條及第三百五十三條ノ罪ハ告訴ヲ俟テ之ヲ論ス

略誘又ハ和誘セラレタル者犯人ト婚姻ヲ爲シタル者ハ離婚後ニ非サレハ其ノ告訴ヲ無效トス

第三百五十六條　營利ノ意思ヲ以テ本章ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪シ其ノ他ハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第三十一章　安全、信用、名譽及祕密妨害ノ罪

第三百五十七條　他人ノ生命、身體自由名譽財產ニ害ヲ加フルヲ以テ脅迫ヲ爲シタル者ハ五等有期徒刑拘役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

其ノ親屬ニ害ヲ加フルヲ以テ脅迫シタル者亦同シ

第三百五十八條　强暴脅迫ヲ以テ他人ヲシテ義務ナキ事ヲ爲サシメ又ハ他人ノ權利ノ行使ヲ妨害シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百五十九條　流言ヲ散布シ又ハ詐術ヲ以テ他人又ハ其ノ業務ノ信用ヲ毀損シタル者ハ五等ノ有期徒刑拘役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百六十條　事實ヲ指摘シ公然他人ヲ侮辱シタル者ハ其ノ事實ノ有無ヲ論セス五等有期徒刑拘役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百六十一條　尊親ニ對シ第三百五十七條第三百五十九條及第三百六十條ノ罪ヲ犯シタル者

ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ拘役ニ處ス

第三百五十八條ノ罪ヲ犯シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

第三百六十二條　故無クシテ人ノ穩匿ヲ開破シ他人ノ封緘セル信書ヲ毀棄シタル者ハ五等ノ有期徒刑拘役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

故無クシテ他人ノ祕密ニセル文書圖畫ヲ公表シタル者亦同シ

第三百六十三條　僧道、醫師、藥劑師、藥材商、產婆、辯護師、公證人又ハ曾テ此等ノ地位ニ居リ其ノ職務ニ因リ他人ノ秘密ヲ知リ故無クシテ漏洩シタル者ハ五等有期徒刑拘役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス故無クシテ公表シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百六十四條　第三百五十八條及第三百五十九條ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第三百六十五條　第三百五十八條ヲ除キ本章ノ罪ハ告訴ヲ俟テ之ヲ論ス

第三百六十六條　本章ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪スルコトヲ得

第三十二章　竊盜及强盜ノ罪

第三百六十七條　自己又ハ第三者ノ所有ト爲スノ意思ヲ以テ他人ノ所有物ヲ竊取シタル者ハ竊

盜罪トシ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

第三百六十八條　竊盜ヲ爲シ左記ノ行爲アリタル者ハ二等又ハ三等ノ有期徒刑ニ處ス

一　現ニ人ノ居住シ又ハ看守スル邸宅、建築物、鑛抗、船艦内ニ侵入シタル者

二　三人以上共同シタル者

第三百六十九條　删除

第三百七十條　自己又ハ第三者ノ所有ト爲スノ意思ヲ以テ强暴脅迫ヲ用キ他人ノ所有物ヲ强取シタル者ハ强盜罪トシ一等乃至三等ノ有期徒刑ニ處ス

藥劑催眠術又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ人ヲシテ抗拒スルコト能ハサラシメ强取シタル者亦同シ

第三百七十一條　竊盜ヲ爲シ贜物ヲ保護シ逮捕ヲ免カレ罪證ヲ湮滅スルカ爲其ノ場ニ於テ强暴脅迫ヲ爲シタル者ハ强盜ヲ以テ論ス

第三百七十二條　第三百七十條及第三百七十七條ヲ除キ强暴脅迫ヲ以テ其ノ他財產上不法ノ利益ヲ得又ハ第三者ヲシテ之ヲ得セシメタル者ハ强盜ヲ以テ論ス

藥劑催眠術又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ人ヲシテ抗拒スルコト能ハサラシメ前項ノ罪ヲ犯シタル者亦同シ

第三百七十三條　强盜ニシテ左記ノ行爲ノ一アリタル者ハ無期徒刑又ハ二等以上ノ有期徒刑ニ處ス

一　現ニ人ノ居住又ハ看守スル邸宅建築物、鑛坑、船艦内ニ侵入シタル者

二　三人以上共同シタル者

三　人ヲ傷害シ死又ハ篤疾ニ致ラシムル者

第三百七十四條　强盜ニシテ左記行爲ノ一アリタル者ハ死刑無期徒刑又ハ一等有期徒刑ニ處ス

一　三人以上共同シ途上ニ於テ刼掠シタル者

二　海洋ニ於テ刼掠シタル者

三　人ヲ死又ハ篤疾ニ致シ又ハ二人以上ヲ傷害シタル者

四　盜所ニ於テ婦女ヲ强姦シタル者

第三百七十五條　删　除

第三百七十六條　强盜ノ罪ヲ犯シ故意ニ人ヲ殺シタル者ハ死刑、無期徒刑ニ處ス

第三百七十七條　他人カ共有權質權及其ノ他ノ物權又ハ官公署ノ命令ニ依リ善意ヲ以テ所管スル自己ノ共有物又ハ所有物ヲ竊取シタル者ハ其ノ價額二倍以下價額以上ノ罰金ニ處ス若シ二倍ノ數五十圓ニ滿タサルトキハ五十圓以下價額以上ノ罰金ニ處ス

現ニ人ノ居住又ハ看守スル邸宅、建築物、鑛坑、船艦内ニ侵入シ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ五等ノ有期徒刑又ハ拘役ニ處シ前項ノ例ニ依リテ罰金ヲ併科ス

若シ强取シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ拘役ニ處シ第一項ノ例ニ依リ罰金ヲ併科ス

第三百七十八條　私有ヲ禁止セル物及電氣ニ就テ本章ノ罪ヲ犯シタルモノハ所有物ヲ以テ論ス

第三百七十九條　第三百七十三條第三及第三百七十四條第三ヲ除キ本章ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第三百八十條　第三百六十八條乃至第三百七十六條ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪シ其ノ他ハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第三百八十一條　直系親屬配偶者又ハ同居ノ親屬間ニ於テ第三百六十七條及第三百七十七條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ハ其ノ刑ヲ免除ス

其ノ他ノ親屬ニ對シ前項ニ記載セル各條ノ罪ヲ犯シタル者ハ告訴ヲ俟テ之ヲ論ス

前二項ノ規定ハ親屬ニ非サル者ニ就キ親屬ト共犯ヲ爲シタル者ニ之ヲ適用セス

第三十三章　詐欺取財ノ罪

第三百八十二條　自己又ハ第三者ノ所有ト爲スノ意思ヲ以テ欺罔恐喝ヲ用ヰ他人ヲシテ其ノ所有物ヲ己ニ交付セシメタル者ハ詐欺取財ノ罪トシ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ第三者ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

第三百八十三條 他人ノ爲ニ事務ヲ處理シ自己又ハ第三者ノ利ヲ圖リ又ハ本人ヲ害シ其ノ義務ニ背キ本人ノ財產ヲ損害シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑又ハ千圓以下百圓以上ノ罰金ニ處ス

第三百八十四條 人ノ十六歲ニ滿タス又ハ精神錯亂ノ際ニ乘シ本人又ハ第三者ノ所有物ヲ已ニ交付セシメ又ハ因テ財產上不法ノ利ヲ得或ハ第三者ヲシテ之ヲ得セシメ若ハ本人ノ財產ヲ損害シタル者ハ前二條ノ例ニ依リテ處斷ス

第三百八十五條 三人以上前三條ノ罪ヲ共犯シタル者ハ二等又ハ三等ノ有期徒刑ニ處ス

第三百八十六條 官吏公務ヲ處理シ自己又ハ第三者ノ利益ヲ圖リ又ハ國家公署ノ害ヲ圖ルカ爲其ノ職務ニ違背シ國家公署ノ財產ヲ損害シタル者ハ二等又ハ三等ノ有期徒刑ニ處ス

第三百八十七條 删削

第三百八十八條 本章ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第三百八十九條 第三百八十五條乃至第三百八十七條ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪シ其ノ他ハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第三百九十條　第三百七十七條第一項第三百七十八條第三百八十一條ノ規定ハ本章ノ罪ニ之ヲ準用ス

第三十四章　侵占ノ罪

第三百九十一條　自己カ法令、契約又ハ他人ノ爲事務管理ニ依ル保管物、共有物、又ハ他人ノ所有權、抵當權及其ノ他ノ物權ニ屬スル財物ヲ侵占シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑ニ處ス

自己ノ所有又ハ管理ニ係ハル物ト雖官公署ノ命令ニ依リ自己ノ看守ニ歸シタルモノニ就キ之ヲ侵占シタル者亦同シ

第三百九十二條　公務上又ハ業務上ノ管理物、共有物、又ハ他人ノ所有權、抵當權及其ノ他ノ物權ニ屬スル財物ヲ侵占シタル者ハ二等又ハ三等ノ有期徒刑ニ處ス

其ノ公務又ハ業務ニ在ラサル者ト共犯シタル者ハ第三十三條第一項ノ例ニ依リテ處斷ス

第三百九十三條　遺失物漂流物又ハ他人ノ物權ニ屬シ其ノ管理ヲ離レタル財物ヲ侵占シタル者ハ其ノ價額二倍以下價格以上ノ罰金ニ處ス若シ二倍ノ數五百圓ニ滿タサルトキハ五百圓以下價額以上ノ罰金ニ處ス

自己ノ錯誤ニ因リ善意ヲ以テ取得管理スル他人ノ所有物又ハ他人ノ錯誤ニ因リ自己ニ交付セ

ル他人ノ所有物ハ遺失物トス
第三百九十四條　第三百九十一條及第三百九十二條ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス
第三百九十五條　第三百九十一條及第三百九十二條ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪ス
第三百九十六條　第三百七十七條第一項第三百七十八條及第三百八十一條ノ規定ハ本章ノ罪ニ之ヲ準用ス

第三十五章　贓物ノ罪

第三百九十七條　他人ヨリ贓物ノ贈與ヲ受ケタル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
運搬、受寄、故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑ニ處ス
前項ノ罪ヲ犯スニ因テ利ヲ獲タル者ハ其ノ得タル價額二倍以下價額以上ノ罰金ヲ併科ス若シ二倍ノ數五百圓ニ滿タサルトキハ五百圓以下價額以上ノ罰金ニ處ス
第三百九十八條　第三百七十七條又ハ其ノ他同第一項ノ規定ヲ準用スヘキ贓物ニ就テ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ第三百七十七條第一項ノ例ニ依リ罰金ニ處ス
第三百九十九條　本章ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第四百條　第三百九十七條第二項ノ罪ヲ以テ常業ト爲ス者ハ公權ヲ褫奪シ其ノ他本章ノ罪ヲ犯ス者ハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第四百一條　第三百七十八條及第三百八十一條第一項及第三項ノ規定ハ本章ノ罪ニ就テモ亦之ヲ準用ス

第三十六章　毀棄損壞ノ罪

第四百二條　刪除

第四百三條　公署又ハ官吏ノ保管セル公文書ヲ毀棄シ又ハ公印ヲ損壞シタル者ハ二等乃至四等ノ有期徒刑ニ處ス

第四百四條　他人ノ權利義務ニ關係アル文書ヲ毀棄シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑又ハ三百圓以下三十圓以上ノ罰金ニ處ス

第四百五條　他人ノ所有スル建築物、鑛坑、船艦ヲ損壞シタル者ハ三等乃至五等ノ有期徒刑又ハ千圓以下百圓以上ノ罰金ニ處ス

第百八十六條建築物、鑛坑、船艦ヲ損壞シタル者ハ二等又ハ三等ノ有期徒刑ニ處ス

本條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷セシメタル者ハ傷害罪ノ各本條ヲ援用シ第二十三條ノ例ニ依リ

テ處斷ス

第四百六條　左記ノ行爲ノ一アル者ハ四等以下ノ有期徒刑拘役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　前條ニ記載セル以外ノ他人ノ所有物ヲ損壞傷害シタル者

二　他人ノ所有スル瓦斯蒸氣及其ノ他ノ氣體又ハ流動物ヲ漏逸シ又ハ他ノ方法ヲ以テ其ノ效用ヲ喪失セシメタル者

三　他人ノ所有スル動物ヲ喪失セシメタル者

第四百七條　他人ニ對シ物權ヲ負擔スル自己ノ所有物又ハ官公署ノ命ニ依リ他人ノ爲ニ管理シ若ハ自己ノ看守スル物ヲ損壞、傷害、漏逸、喪失シタル者ハ其ノ價額二倍以下價額以上ノ罰金ニ處ス若シ二倍ノ數五十圓ニ滿タサルトキハ五十圓以下價額以上ノ罰金ニ處ス

第四百八條　第三百七十八條及第三百八十一條ノ規定ハ第四百四條第四百五條第一項第二項ノ罪ニ之ヲ準用ス

第四百九條　第四百二條乃至第四百四條第四百五條第一項第二項第四百六條及第四百八條ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第四百十條　本章ノ罪ヲ犯シ二等ノ有期徒刑以上ノ刑ヲ宣告シタル者ハ公權ヲ褫奪シ其ノ他ハ

之ヲ褫奪スルコトヲ得

第四百十一條　第四百六條及第四百七條ノ罪ハ告訴ヲ俟テ之ヲ論ス

第二節　刑律施行細則

民國元年八月八日公布

第一條　舊刑律施行時ニ於テ一罪先ツ發シ已ニ判決確定シ餘罪新刑法施行後ニ於テ發覺シタルトキハ同律第二十四條第一項ノ規定ニ依リテ更ラニ其ノ刑ヲ定ム

第二條　舊刑律施行時ニ於テ既ニ判決確定シタル案ニ就キ暫行刑律施行後發覺シタル累犯者ニ就テハ同律第十九條第二十條ノ現定ニ依リ更ラニ其ノ刑ヲ定ム

第三條　舊刑律施行時ニ於テ一罪先ツ發シ已ニ判決確定シ餘罪暫行新刑律施行後ニ發シ並ニ累犯ト相互合シタルトキハ同律第二十五條ノ例ニ依リテ處斷ス

第四條　新刑律未タ施行セサル以前ニ於テ已ニ判決確定シ未タ執行セス又ハ遣流案ノ執徒行中ニ在ルモノハ暫行新刑律ノ規定ニ照シテ夫々執行スルコト左ノ如シ

一　現ニ裁判確定シタル犯罪人ニ就テハ斬ト絞トヲ論セス悉ク絞刑ニ處ス

二　判決確定シタル犯罪人ニシテ情實ニ該當スル者ハ絞刑ニ處ス

三　判決確定シタル犯罪人ニシテ情實ニ該リ免勾又ハ改絞ノ言渡ヲ受ケ緩決スヘキ者ハ無期徒刑ニ處ス

四　判決確定シタル犯罪人ニシテ減遣セラルヘキ者ハ一等有期徒刑十二年ニ處ス

五　判決確定シタル犯罪人ニシテ減流セラルヘキ者ハ一等有期徒刑十年ニ處シ減徒セラルヘキ者ハ三等有期徒刑三年ニ處ス

六　永遠監禁ノ判決確定シタル犯罪人ニシテ仍ホ無期徒刑ニ處セラレ其ノ監禁若干年ノ者ハ其ノ所定ノ年限ニ照ラシテ有期徒刑ニ處ス但シ十五年ヲ逾ユルコトヲ得ス

七　遣刑ノ罪人ニシテ實發セラルヘキ者ハ一等有期徒刑十二年ニ處ス

八　流刑ニ罪人ニシテ實發流刑セラルヘキ者ハ一等有期徒刑十年ニ處シ流二千五百里ノ者ハ二等有期徒刑八年ニ處シ流二千里ノ者ハ二等有期徒刑六年ニ處ス

九　遣流罪人ニシテ實發セサル著ハ原定ノ年限ニ照シ有期徒刑六年ニ處ス

十　徒刑犯人徒役ノ年限ニ照シテ有期徒刑ニ處ス

十一　監候待質犯人ニシテ已ニ定罪ノ者ハ待質ニ拘ハラス所定ノ刑ニ照シ以上各項ニ依リテ執行シ其ノ未タ罪ノ定マラサル者ハ更ニ審理ヲ行ヒ其ノ刑罰ヲ宣告シ又ハ之ヲ放免ス

十二　徒刑ニ改處セラレタル犯罪人ノ從前受刑期日ハ之ヲ刑期ニ算入スルコトヲ得

第三節　暫行新刑律補充條例　民國三年十二月二十四日法律二三號十二月二十五日政府公報

第一條　刑律第十五條ハ尊屬親ニ之ヲ適用セス但シ左記事情ノ一アル者ハ此ノ限ニ在ラス

一　嫡母繼母ノ虐待行爲ニ出テタルトキ

二　夫ノ尊屬親カ義絶又ハ虐待ノ行爲ニ出テタルトキ

第二條　刑事保釋人ヲ穩匿シタル者ハ四等以下ノ有期徒刑又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯サントスルノ意思ヲ以テ身替リトシテ自首シタル者亦同シ

刑事保釋人ノ親屬ニシテ保釋人ノ利益ノ爲前二條ノ罪ヲ犯シタル者ハ其ノ罪ヲ免除ス

第三條　二人以上刑律第二百八十五條ノ罪及第二百八十六條姦淫ニ關スル罪ヲ共犯シ等シク姦淫ノ行爲アリタル者ハ死刑又ハ無期徒刑ニ處ス

第四條　强姦ノ罪ヲ犯シ故意ニ人ヲ殺シタル者ハ死刑ニ處ス

第五條　親屬ヲ强制シテ賣淫セシメ又ハ娼妓ト爲シタル者ハ左ノ例ニ依リテ處斷ス

一　女、孫女及子孫ノ婦ナルトキハ有期徒刑又ハ拘役トス

二　妻及監督權內ニ在ル同居ノ卑幼者ナルトキハ三等以下ノ有期徒刑トス

第六條　良家ノ夫ナキ婦女ト和姦シタル者ハ五等有期徒刑又ハ拘役ニ處ス其ノ相姦シタル者亦同シ

前項ノ罪ハ相姦セル者ノ尊親屬ノ告訴ヲ俟テ之ヲ論ス但シ尊親屬事前ニ縱容シ又ハ事後ニ利ヲ得テ和解シタル者ハ其ノ告訴ヲ無效トス

第七條　刑律第二百八十九條第二百九十條又ハ前條第一項ノ罪ヲ犯シ未タ告訴權者ノ告訴ナシト雖姦ニ因テ其ノ他ノ犯罪ヲ構成シタルトキハ其ノ罪ヲ論ス

第八條　尊親屬卑幼者ヲ傷害シ輕微ノ傷害ニ致シタル者ハ其ノ情狀ニ因リ其ノ刑ヲ免除ス

第九條　法令又ハ契約ニ依リ扶助養育保護ノ義務ヲ負ヒ其ノ被扶助養育保護者ヲ强賣又ハ和賣シタル者ハ刑律第三百四十九條第三百五十一條第三百五十二條及第三百五十五條ニ依リテ處斷ス

其ノ豫メ謀リテ被强賣和賣者ヲ收受隱匿シタル者ハ前條ニ依リテ處斷ス其ノ豫謀セサリシ者ハ刑律第三百五十三條第二項ニ依リテ處斷ス

第十條　三人以上兇器ヲ携ヒ共同シテ刑律第三百四十九條乃至第三百五十二條各第一項ノ罪ヲ

犯シタル者ハ各本刑ニ依リ一等ヲ加フ其本刑無期徒刑ナルトキハ加ヘテ死刑ニ至ルコトヲ得

第十一條　親權ヲ行フ父又ハ母ハ其ノ子ヲ懲戒スルカ爲法院ニ請求シ六箇月以下ノ監禁處分ヲ施スコトヲ得但シ第一條第二ノ事情アル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條　刑律第八十二條第二項及第三項第一ニ妻トアルハ妾ニ之ヲ準用シ第二百八十九條ニ有夫ノ婦トアルハ家長ヲ有スル妾ニ之ヲ準用ス

本條例第一條第二ニ夫ノ尊屬親トアルハ妾ノ家長尊屬親ニ之ヲ準用シ第五條ニ妻、子孫ノ婦及同居ノ卑幼者ノ婦トアルハ己ノ妾子孫ノ妾及同居卑幼ノ妾ニ之ヲ準用シ第八條ニ卑幼トアルハ卑幼ノ妾ニ之ヲ準用ス

第十三條　第九條ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第十四條　第四條及營利ノ意思ヲ以テ第九條ノ罪ヲ犯シタル者ハ公權ヲ褫奪シ第二條第一項第二項第五條第九條ノ罪ヲ犯シタル者ハ之ヲ褫奪スルコトヲ得

第十五條　本條例ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第三章　治安警察法

民國三年三月二日教令第二號公布
三年八月二十九日改編法律第六號

第一條　行政官署ハ公共ノ安寧秩序ヲ維持シ又ハ人民ノ自由幸福ヲ保障スルカ爲左記事項ニ對シ治安警察權ヲ行使スルコトヲ得

一、軍器爆烈物ヲ製造運輸又ハ私藏スル者　二、軍器爆烈物及其ノ他ノ危險物ヲ携帶スル者　三、政治結社又ハ其ノ他公共事務ニ關スル結社　四、政談集會又ハ其ノ他公共事務ニ關スル集會　五、屋外集合及公衆運動遊戲又ハ衆人ノ群集、六、通衢大道及其ノ他公衆ノ聚集往來スル場所ニ文書、圖畫ヲ貼附シ又ハ散步朗讀シ其ノ他言語形容並一切ノ作爲ヲ爲シタル者

七、勞働工者ノ聚集

第二條　法令ニ依リ軍器又ハ爆烈物ヲ製造又ハ運輸スル者ヲ除キ軍器又ハ爆裂物ヲ製造又ハ運輸スルコトヲ得ス

警察官吏前項ノ違犯者ニ遇フトキハ直チニ其ノ軍器又ハ爆烈物ヲ差留メ前項ニ違犯ノ嫌疑アリト認メタル本人又ハ之レカ隱匿シタル者ニ對シ直ニ搜索ヲ行フヘシ

第三條　行政官署ハ安寧秩序ヲ維持スルカ爲必要アリト認メタルトキハ軍器又ハ爆裂物ノ私藏ヲ禁止スルコトヲ得第二條第二項ノ規定中前項ニ違犯シ又ハ前項ニ違犯ノ嫌疑アル者ニ對シテ之ヲ適用ス

第四條　海陸軍人警察官吏及其ノ他法令ニ依リ軍器ヲ携帶スル者ヲ除キ軍器ヲ携帶スルコトヲ得ス警察官吏前項ニ違犯シタルモノアルニ遇ハハ即時其ノ軍器ヲ押留シ前項ニ違犯シタル嫌疑アルトキハ直ニ搜索ヲ行フコトヲ得

第五條　行政官署安寧秩序ヲ維持スルカ爲必要アリト認メタルトキハ爆裂物又ハ一切ノ物件軍器、兇器又ハ爆裂物ノ裝製設備ヲ禁止スルコトヲ得

警察官吏前項ニ違犯セル者アルコトヲ知リタルトキハ直ニ其ノ物ヲ押留シ前項ニ違犯シタル嫌疑アリト認メタルトキハ即時搜索又ハ檢査ヲ行フコトヲ得

第六條　政治結社ハ其ノ社ノ本部又ハ支部組織ノ日ヨリ三日以內ニ主任者ヨリ左記ノ事項ヲ本部又ハ支部ノ事務所所在ノ當該管轄ノ警察官署ニ届出ツヘシ其ノ届出事項ノ變更アリタルトキ亦同シ

一、名稱　二、規約　三、事務所

第七條　公共事務ニ關スル結社ニ關シ政治ト關係ナキ場合ト雖行政官署ハ安寧秩序ヲ維持スルカ爲必要ト認メタルトキハ命令ヲ以テ前條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲サシムルコトヲ得

第八條　左記ノ各人ハ政治結社ニ加入スルコトヲ得ス

一　公權ヲ褫奪セラレ未タ復權セサル者　二　未成年者
三　女子　四　海陸軍軍人
五　警察官吏　六　僧道及其ノ他宗教教師
七　小學校教員　八　學校學生
第九條　行政官署ハ結社ニ對シ左記ノ情形ノ一アリト認メタルトキハ其ノ解散ヲ命ス
一　結社ノ宗旨カ安寧秩序ヲ擾亂スルノ虞アルモノ
二　結社ノ宗旨カ善良ノ風俗ヲ妨害スルノ虞アルモノ
三　其ノ他祕密ニ結社セルモノ
第十條　政談集會ハ集會十二時間以前ニ發起人ノ名ヲ以テ左記事項ニ照シ會場所在地ノ當該所轄警察署ニ届出ツヘシ
一　場　所
二　年月日届出ノ日ニ於テ開會セサルトキハ其ノ届出ヲ無效トス
第十一條　公共事務ニ關スル集會ハ政治ト關係ナキトキト雖行政官署ハ安寧秩序ヲ維持スルカ爲必要アリト認メタルトキハ命令ヲ以テ前規程ニ依リ届出ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條　左記ノ各人ハ政談集會ニ加入スルコトヲ得ス

一　公權ヲ褫奪セラレ未タ復權セサル者　　二　未成年者

三　女子　　四　海陸軍軍人

五　警察官吏　　六　僧道及其ノ他宗教教師

七　小學校教員　　八　學校學生

第十三條　警察官吏ハ集會ニ對シ左記情形ノ一アリト認メタルトキハ其ノ講演ヲ中止シ又ハ其ノ解散ヲ命スルコトヲ得

一　集會ノ講演議論ハ刑法上ノ犯罪ニ關係アリ未タ公判ヲ經サル事件及傍聽ヲ禁止セル訴訟事件

二　集會ノ講演議論ニシテ犯罪人ヲ煽動シ又ハ曲庇シ或ハ犯罪人及刑事被告人ヲ賛賞救護又ハ刑事被告人ヲ陷害シタル者

三　集會ノ講演議論ニシテ安寧秩序ヲ擾亂シ又ハ善良ノ風俗ヲ妨害スルノ虞アルモノ

第十四條　屋外ノ集合又ハ公衆ノ運動游戲ハ集合二十四時前ニ發起人ノ名ヲ以テ左記事項ニ照シ集合所所在地ノ當該管轄警察官署ニ屆出ツヘシ但シ婚喪、慶祭、宣講所、學生ノ體操運動

及其ノ他慣例トシテ許ス所ノモノハ此ノ限ニ在ラス

一、場所　二、年月日　三、經過スヘキ道路線

第十五條　警察官吏ハ屋外集合又ハ公衆運動、游戯或ハ衆人ノ群集ニシテ左記情形ノ一アリト認メタルモノハ之ヲ制限禁止シ又ハ解散スルコトヲ得

一　安寧秩序ヲ擾亂スルノ虞アルモノ

二　善良ノ風俗ヲ妨害スルノ虞アルモノ

第十六條　警察官吏ニ於テ結社ノ主任者、集會又ハ屋外集合、公衆運動游戯ノ發起人ニ對シ訊問シタルトキハ事實ニ據リテ答フヘシ

第十七條　政談集會ニ關シテハ警察官署ハ警察官吏ヲ派遣シ制服ヲ著シ臨監セシムルコトヲ得其ノ他政治ニ關係セサル集會及公衆運動游戯ニ關シテハ警察官吏ハ安寧秩序ヲ維持スルカ爲必要ト認メタルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ警察官吏ハ發起人ニ對シ臨監席ノ設置ヲ要求スルコトヲ得

第十八條　集會ノ會場及屋外集合又ハ公衆游戯運動ノ場所ニ於テ故意ニ喧擾騷擾シ擧動狂暴ナル者ハ警察官吏ハ之ヲ制止スルコトヲ得若シ服セサルトキハ卽時退出セシムルコトヲ得

第十九條　法令ニ依リテ組織スル議員ノ議事團結ノ豫備ヲ爲スニ就テハ第六條ノ規定ヲ適用セス

第二十條　法令ニ依リテ組織セル議會ノ議員カ選擧會ノ預備ノ爲選擧人被選擧人ヲ會合スル集會ニ就テハ投票前五十日以内ノモノハ第十條ノ規定ヲ適用セス

第二十一條　警察官吏ハ通衢大道及其ノ他公衆ノ聚集往來スル場所ニ於テ文書圖畫ヲ貼附シ又ハ散步朗讀シ或ハ其ノ他ノ言語形容ヲ以テスル一切ノ作爲ニシテ左記情形ノ一ト認メタルモノハ其ノ印寫物ヲ禁止竝ニ拘留スルコトヲ得

一　安寧秩序ヲ擾亂スルノ虞アルモノ

二　善良ノ風俗ヲ妨害スルノ虞アルモノ

第二十二條　警察官吏ハ勞働者ノ聚集ニ對シテ左記情形ノ一アリト認メタルトキハ之ヲ禁止スルコトヲ得

一　同盟解傭ノ誘惑及煽動

二　同盟罷業ノ誘惑及煽動

三　報酬强要ノ誘惑及煽動

四　安寧秩序擾亂ノ誘惑及煽動

五　善良ノ風俗妨害ノ誘惑及煽動

第二十三條　第二條第一項ニ違犯シタル者及第三條第一項ニ違犯シタル者ハ暫行刑律第二百三條第二百四條第二百五條第二百八條及第二百九條ニ依リ處斷ス

第二十四條　第四條第一項ニ違犯シタル者及第五條第一項ニ違犯シタル者ハ二十日以下ノ拘留ニ處シ二十元以下ノ罰金ヲ併科ス

第二十五條　第六條ニ違犯シタル者ハ三十元以下ノ罰金ニ處シ不實ノ屆出ヲ爲シタル者ハ四十元以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條　第七條ニ違犯シタル者ハ十五元以下ノ罰金ニ處シ不實ノ屆出ヲ爲シタル者ハ二十元以下ノ罰金ニ處ス

第二十七條　第八條ニ違犯シテ政治結社ニ加入シタル者ハ二十元以下ノ罰金ニ處ス入社セシメタル者亦同シ

第二十八條　第九條第九款ノ規定ニ違犯シテ結社ヲ爲シ又ハ第九條各款ノ結社ニ加入シタル者ハ一年以下ノ徒刑ニ處ス

第二十九條　第十條第一項ニ違犯シタル者ハ二十元以下ノ罰金ニ處シ不實ノ屆出ヲ爲シタル者ハ三十元以下ノ罰金ニ處ス

第三十條　第十一條ニ違犯シタル者ハ十元以下ノ罰金ニ處シ不實ノ屆出ヲ爲シタル者ハ十五元以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條　第十二條ニ違犯シテ政談集會ヲ發起シタル者ハ十五元以下ノ罰金ニ處シ加入者ハ四十元以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條　第十三條ノ中止解散ノ命ニ從ハサル者ハ五箇月以下ノ徒刑又ハ十元以上五十元以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條　第十四條ニ違犯シタル者ハ十元以下ノ罰金ニ處シ不實ノ屆出ヲ爲シタル者ハ十五元以下ノ罰金ニ處ス

第三十四條　第十五條ノ制限、禁止又ハ解散ノ命ニ從ハサル者ハ二十日以下ノ拘留ニ處シ二十元以下ノ罰金ヲ併科ス

第三十五條　第十六條ノ訊問ニ答ヘス又ハ不實ノ答復ヲ爲シ或ハ第十七條第一項ノ臨監又ハ第二項臨監席ノ請求ヲ拒絶シタル者ハ三十元以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條　第十八條ノ退出命令ニ從ハサル者ハ二十日以下ノ罰金ニ處シ二十元以下ノ罰金ヲ併科ス
第三十七條　第二十一條ノ禁止抑留ノ命ニ從ハサル者ハ二十日以下ノ拘留ニ處シ二十元以下ノ罰金ヲ併科ス
第三十八條　第二十二條後段禁止ノ命ニ從ハサル者ハ五箇月以下ノ徒刑又ハ五元以上五十元以下ノ罰金ニ處ス
第三十九條　本條例ニ依リ拘留又ハ四十元以下ノ罰金ヲ科スヘキ事項ニ就テハ該管轄警察官署長又ハ其ノ他理官ニ於テ之ヲ即決ス
第四十條　本條ニ關スル公訴ノ時效ヲ六箇月トス
第四十一條　本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス

第四章　違警罰法　民國四年十一月十七日公布

第一章　總綱

第一條　本法ハ本法施行後ニ於ケル違警ニ之ヲ適用ス
第二條　本法及其ノ他ノ法律敎令又ハ法令ニ認許スル警察章程ニ正條ナキモノハ何種ノ行爲タ

ルヲ論セス處罰スルコトヲ得ス

第三條　十二歳ニ滿サル違警者ハ處罰セス但シ其ノ父兄又ハ撫養者ニ通知シ自カラ管束セシムルコトヲ要ス

前項ノ違警者ニシテ若シ其ノ父兄又ハ撫養者ヲ査悉シ能ハサルトキハ其ノ年齡ニ依リテ感化教育ヲ施シ又ハ兒童收養所ニ送リテ之ヲ敎養スルコトヲ得

第四條　精神病者ノ違警者ハ處罰セス但シ精神病時ニ非サル時間内ノ行爲ハ此ノ限ニ在ラス

精神病者ノ違警ハ之ヲ處罰スルト否トヲ問ハス其ノ父兄又ハ監護人ニ通知シ自ラ管束ヲ爲サシムヘシ

前項ノ違警者ニシテ若シ其ノ父兄又ハ監護人ヲ査悉シ能ハサルトキハ情狀ヲ酌量シ精神病院又ハ精神病者監置所ニ送渡スコトヲ得

第五條　自己又ハ他人ノ緊急危難ヲ救護スルカ爲已ムヲ得サルニ出テタル行爲ニ由リ違警者ハ處罰セス但シ其ノ行爲過當ナルトキハ一等又ハ二等ヲ減シテ處罰スルコトヲ得

第六條　凡ソ人力又ハ天然力ノ迫ル所トナリ抗拒ノ力ナクシテ違警ヲ致シタル者ハ處罰セス

第七條　違警ノ未遂者ハ處罰セス

第八條　違警ニ因リ處罰セラレタル後六箇月以内ニ同一管轄地ニ在リテ再犯シタル者ハ一等ヲ加ヘテ處罰シ三犯以上ノ者ハ二等ヲ加ヘテ處罰ス

第三條第一項及第四條第二項ノ違警者ニシテ父兄撫養者又ハ監護人ニ通知シタル後六箇月以内ニ同一管轄地方ニ於テ再犯シタル者アルトキ其ノ父兄撫養者又ハ監護者ヲ相當ニ處罰ス

前項ノ規定ニ依ル處罰ハ罰金ヲ以テ限トス

第九條　違警ノ行爲ニシテ同時ニ本法ニ記載スル二條項以上ニ渉ル者ハ各別ニ處罰ス

第十條　二人以上共同シテ違警行爲ヲ實施シタル者ハ皆正犯トシ各其ノ罰ヲ科ス

前項ノ行爲實施前又ハ實施中正犯ヲ帮助シタル者ヲ從犯トシ一等ヲ減シテ處罰ス

第十一條　他人ヲ唆使シテ違警行爲ヲ實施シタル者ハ造意犯トシ正犯ニ準シテ之ヲ論ス

唆使造意犯者ハ造意犯ヲ以テ論ス

第十二條　從犯ヲ唆使又ハ帮助シタル者ハ從犯ニ準シテ之ヲ論ス

第十三條　違警ノ罰則ハ主罰及從罰トス

主罰ノ種類左ノ如シ

一、拘留十五日以下一日以上　二、罰金十五元以下　三、訓誡

從罰ノ種類左ノ如シ

（一）沒收　（二）營業停止　（三）强制廢業

第十四條　拘留ハ巡警官署ニ之ヲ拘置ス

第十五條　罰金ハ判定後五日以内ニ完納スルモノトス若シ期ヲ過キテ完納セス又ハ完納スルノ力ナキ者ハ一圓ヲ拘留一日ニ換算シ其ノ一圓ニ滿タサルモノハ一圓ヲ以テ計算ス

前項ノ規定ニ依リ拘留ニ換處セラレタル後若シ罰金ヲ完納セントスルトキハ已ニ拘留シタル日數ヲ控除シテ之ヲ計算ス

第十六條　沒收スヘキ物件左ノ如シ

（一）違警ノ用ニ供シタル物　（二）違警ニ因テ得タル物

沒收ノ物件ハ違警者以外ニ權利者ナキモノヲ限トス

第十七條　營業ヲ停止スルモノハ其ノ期間ヲ十日以下トス

第十八條　强制廢業ハ同一違警行爲ノ累犯者ニ之ヲ適用ス

第十九條　違警行爲ニ因テ物品ヲ損壞又ハ滅失シタル者ハ法ニ依テ處罰シ尙ホ賠償ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十條　違警者ニシテ未タ發覺セサル以前ニ於テ警察官署ニ自首シタル者ハ一等又ハ二等ヲ減シテ處罰シ又ハ之ヲ訓誡スルコトヲ得但シ本法別ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
被害者ニ向テ自首シ警察官署ノ審問ヲ經タル者亦同シ

第二十一條　違警者ノ素行心術及其ノ他ノ情狀ヲ審査シ酌量加減シ又ハ一等又ハ二等ヲ輕減シテ處罰スルコトヲ得

第二十二條　第九條ノ規定ニ依リ處罰スル者ニハ拘留三十日罰金三十元ヲ逾ユルコトヲ得ス

第二十三條　本法ニ於テ一等ト稱スルハ各本條ノ定ムル所ノ拘留期期間、罰金ノ數目四分ノ一ヲ謂フ罰ノ加減ニ因テ拘留一日ニ滿タサルモノ及罰金一角ニ充タサルモノハ之ヲ免除スルコトヲ得主罰免除セラルルモ沒收ヲ免除セス

第二十四條　本法ニ以下以上ト稱スルトキハ倶ニ本數ニ合セテ計算ス

第二十五條　拘留ノ處罰ヲ受ケ拘留期間半ヲ過キタル後確實ニ悔悟ノ實據アル者ハ之ヲ放釋スルコトヲ得

第二十六條　違警之現行犯ハ巡警人員ニ於テ召喚狀ヲ所持セスシテ之ヲ招喚スルコトヲ得但シ違警者ニ於テ重要事務ヲ有シ其ノ姓名、住所明ニシテ逃亡ノ虞無キモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條　違警ノ嫌疑ニ因テ官署ノ召喚ヲ受ケタル者ハ召喚狀ヲ受領シタル日ヨリ三日以內ニ出頭スルヲ要ス若シ期日ヲ過キテ出頭セサルトキハ直ニ決定ヲ行ヒ法ニ依テ處斷ス

第二十八條　違警ノ起訴、告訴、告發ノ期間ハ違警行爲ヲ畢リタル日ヨリ六箇月ヲ限トス

本法ニ因リ處罰シタル日ヨリ六箇月後ニ至リ未タ執行セサルトキハ之ヲ免除ス

第二十九條　時期ニ就テハ二十四時間ヲ以テ一日トシ三十日ヲ以テ一月トス

第三十條　時期ノ初日ハ時刻ヲ計算セス一日トシテ論シ最終ノ日ハ全一日ト看做ス

第三十一條　拘留者ノ釋放ハ滿期ノ當日午後之ヲ行フ

第二章　安寧妨害ノ違警罪

第三十二條　左記各號ノ行爲ノ一アル者ハ十五日以下ノ拘留又ハ十五圓以下ノ罰金ニ處ス

(一)官署ノ許可ヲ得スシテ烟火ヲ製造又ハ販賣シタルモノ　(二)人煙稠密ノ場所ニ於テ烟火及一切ノ火器ヲ燃放シタルモノ　(三)火藥及一切ノ炸裂スヘキ物ヲ發見シテ警察官署ニ報告セサルモノ　(四)官署ノ許可ヲ經スシテ私ニ兇器ヲ携帶シタルモノ　(五)謠言ヲ散布シタルモノ　(六)人家ノ近傍又ハ山林田野ニ濫ニ焚火ヲ爲シタルモノ　(七)水火及一切ノ災變ノ際官署ヨリ其ノ防護救助ヲ命セラレ抗シテ從ハサルモノ　(八)瘋者、狂犬又ハ一切ノ危險ノ獸

類ヲ疏縱シテ道路ヲ奔突セシメ又ハ人家其ノ他ノ建築物ニ入ラシメタル者

第三章　秩序妨害ノ違警罪

第三十三條　左記各號ノ行爲ノ一アル者ハ十五日以下ノ拘留又ハ十五元以下ノ罰金ニ處ス

(一)法令章程ニ違背シテ工商ノ業ヲ營ミタルモノ　(二)法令章程ニ違背シテ劇場及各種ノ遊覽所ヲ開設シタルモノ　(三)旅店ニシチ投宿人ニ刑法上重大ナル犯罪行爲アリ又ハ刑法上重大ナル犯罪行爲アラントスルノ擧動アルコトヲ知リタルトキ祕密ニ警察官署ニ報告セサルモノ

第三十四條　左記各號ノ行爲ノ一アル者ハ十日以下ノ拘留二十元以下ノ罰金ニ處ス

(一)婚姻、出產、死亡及轉居ヲ法令章程ニ依テ警察官署ニ報告ヲ爲サザルモノ　(二)建築物ノ建築修繕ヲ法令章程ニ依テ警察官署ニ願出テ許可ヲ得スシテ擅ニ土木ヲ與シ又ハ官署ノ定メタル圖面ニ違反シタルモノ　(三)旅店會館及其ノ他人ノ居住ニ供スル場所ニ於テ投宿者ノ姓名、年齡、原籍、住所、職業及往來地ヲ登記セサルモノ　(四)群聚會合シ警察官署ノ訊問アルトキ事實ノ陳述ヲ爲サス又ハ解散ヲ命セラレテ解散セサルモノ　(五)非命ニ死シ又ハ來歷不明ナル死屍ヲ發見シ官署ニ報告シテ臨檢ヲ經ス私ニ葬送ヲ行ヒ又ハ他處ニ移置セルモノ

旅店及其ノ他人ノ寄宿所カ六箇月以內ニ同一管轄地方ニ在テ前項第三號ニ違背セルコト三回以上ニ至リタルトキハ其ノ廢業ヲ命スルコトヲ得

第三十五條　左記各號ノ行爲ノ一アル者ハ五日以下ノ拘留又ハ五元以下ノ罰金ニ處ス

(一)私有地境界外ニ家屋、牆壁、軒楹等ノ類ヲ建設シタルモノ　(二)家屋及一切ノ建築物ニシテ倒壞ノ虞アリ官署ヨリ修理又ハ取毀ノ督促ヲ受ケ延引シテ遵行セサルモノ　(三)路傍ノ樹木路燈又ハ公置ノ物品ヲ損壞シタルモノ　(四)學校、博物館、圖書館及一切ノ展覽會場又ハ其ノ他人ノ居住ニ供スヘキ箇所ニ於テ聚衆喧擾シ禁止ニ從ハサルモノ　(五)道路又ハ公共ノ場所ニ於テ擅ニ警笛ヲ吹キタルモノ　(六)道路又ハ公共ノ場所ニ於テ高聲放歌シ禁止ニ從ハサルモノ　(七)道路又ハ公共ノ場所ニ於テ飲酒喧擾又ハ酔臥シタルモノ　(八)道路又ハ公共ノ場所ニ於テ口論喧爭シ禁止ニ從ハサルモノ　(九)出入ヲ禁止シタル場所ニ擅ニ出入シタルモノ　(十)人ノ居住セサル家屋內ニ潛伏シタルモノ　(十一)深夜故無クシテ喧擾シタルモノ　(十二)言掛リヲ付ケ店舗及其ノ他營業所ヲ騷擾シタルモノ　(十三)官署ノ定價シタル物ヲ增價販賣シタルモノ　(十四)人夫、職工、車馬等豫メ賃銀ヲ定メ事後加給ヲ要求シ又ハ豫メ賃銀ヲ定メスト雖事後不當ノ要求ヲ爲シ又ハ中途言掛ヲ爲シタルモノ

前項第十三號第十四號ニ違犯シタルトキハ其ノ增價取得シタル金額ヲ沒收ス

六箇月以內同一管轄地方ニ於テ第一項第十三號第十四號ニ違犯シタルコト二回以上ノモノハ停業セシメ三回以上ノモノハ情狀ヲ酌量シ廢業ヲ命スルコトヲ得

第三十六條　茶館酒屋其ノ他遊覽所ノ主人又ハ經營者ニシテ警察官署所定ノ時限外ニ客ノ在留ヲ承諾シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

六箇月以內ニ同一管轄地方ニ於テ前項ノ違犯二回以上ニ至リタルモノハ其ノ停業ヲ命シ三回以上ノ者ハ情狀ヲ酌量シテ罷業ヲ命スルコトヲ得

第四章　公務妨害ノ違警罰

第三十七條　警察官署所定ノ時限外ニ暫留シ茶館、酒屋又ハ其ノ他ノ遊戲ノ場所ニ警察官吏、營業主人又ハ其ノ營業者ヨリ退去ノ勸告ヲ受ケテ從ハサルモノハ五元以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條　左記各號ノ行爲ノ一アル者ハ五日以下ノ拘留又ハ五元以下ノ罰金ニ處ス

(一)官署及其ノ他ノ公所ニ於テ喧擾シ禁止ニ從ハサルモノ　(二)官ノ發セル告示ヲ除去又ハ毀損シタルモノ

第五章　誣告僞證及證據湮滅ノ違警罰

第三十九條　左記各號ノ行爲ノ一アル者ハ十日以下ノ拘留又ハ十元以下ノ罰金ニ處ス

(一)他人ノ違警罰ヲ誣告シ又ハ僞リテ證人ト爲リタルモノ　(二)違警者ヲ典庇スルカ爲故意ニ證據ヲ湮滅シ又ハ揑造僞證シタルモノ　(三)違警者ヲ隱匿シ又ハ之ヲ逃亡セシメタルモノ

前項第一號第二號ノ違犯ニシテ未タ同案ノ判定ヲ爲ササル以前ニ自首シタルモノハ其ノ罰ヲ免除ス第二號第三號ノ違犯者ニシテ若シ犯人ノ親屬ナルトキ亦同シ

第六章　交通妨害ノ違警罰

第四十條　左記各號ノ行爲ノ一アル者ハ十五日以下ノ拘留又ハ十五元以下ノ罰金ニ處ス

(一)郵便又ハ電報ノ遞送ヲ妨害シ其ノ情狀輕微ナルモノ　(二)郵務專門ノ物件ヲ損壞シ其ノ情狀輕微ナルモノ　(三)電報電話ノ交通ヲ妨害シ其ノ情狀輕微ナルモノ

第四十一條　左記各號ノ行爲ノ一アル者ハ五日以下ノ拘留又ハ五元以下ノ罰金ニ處ス

(一)私有地內交通ノ箇所ニ於ケル溝井及坎穴ニ覆蓋及防圍ヲ設ケサルモノ　(二)公衆聚集ノ場所及灣曲セル小巷ニ於テ車馬ヲ馳驟シ又ハ道ヲ爭ヘテ競行シ阻止ニ從ハサルモノ　(三)各種ノ車輛ニ規定ニ依ル鈴號ヲ設置セス又ハ規定ニ違背シテ鈴號ヲ設置セルモノ　(四)官署ノ許可ヲ得スシテ路傍河岸等ノ處ニ店張ヲ設ケタルモノ　(五)道路橋梁ノ題誌及一切通行ノ禁

止又ハ引道ノ標識等ヲ毀損シタルモノ　(十六)渡船、橋梁等曾テ官署ノ定メタル通行料以上ニ私ニ增收シ又ハ故ラニ通行ヲ阻ミタルモノ

前項第六號ニ由ル增收ノ金額ハ之ヲ沒收ス

第四十二條　左記各號ノ行爲ノ一アル者ハ五元以下ノ罰金ニ處ス

(一)渡船、橋梁等通行費ヲ支拂フヘキ處ニ於テ定價ヲ支拂ハス强イテ通行シタルモノ　(二)路傍ニ商品、玩具及食物等ノ類ヲ羅列シ禁止ニ從ハサルモノ　(三)車筏ヲ濫繫シ橋梁堤防ヲ毀損シタルモノ　(四)道路ニ車馬又ハ水石薪炭及其ノ他ノ物品ヲ堆積シ通行人ヲ妨碍シタルモノ　(五)道路ニ於テ車馬ヲ溜飮シ又ハ索繫ヲ疏メ通行人ヲ妨碍シタルモノ　(六)車馬ヲ併行セシメテ通行人ヲ妨碍シタルモノ　(七)水路ヲ併航シテ通船ヲ妨碍シタルモノ　(八)氷雪、塵芥礫穢物等ノ類ヲ道路ニ投棄シタルモノ　(九)道路ニ於テ遊戲シ禁止ニ從ハサルモノ　(十)官署ノ督促ヲ受ケ道路ヲ掃除セサルモノ　(十一)車馬夜行シ燈火ヲ點セサルモノ　(十二)路燈ヲ消滅セサルモノ　(十三)通行禁止ヲ公示シタル場所ヲ擅ニ通行シタルモノ

第七章　風俗妨碍ノ違警罰

第四十三條　左記各號ノ行爲ノ一アル者ハ十五日以下ノ拘留又ハ十五元以下ノ罰金ニ處ス

(一)游蕩無賴ニシテ行迹定マラサルモノ　(二)僧道惡化シ又ハ四方ニ流浪シ錢物ヲ强要シタルモノ　(三)暗ニ淫ヲ賣リ又ハ之レカ陪介ヲ爲シ若クハ之レカ留宿ヲ爲サシメタルモノ
(四)淫詞淫戲ヲ唱演シタルモノ

第四十四條　左記各號ノ行爲ノ一アルモノハ十日以下ノ拘留又ハ十元以下ノ罰金ニ處ス
(一)祠宇及一切公衆ノ營造物ヲ汚損シ情節輕キモノ　(二)他人ノ墓碑ヲ汚損シタルモノ
(三)衆人ノ面前ニ於テ他人ヲ罵詈嘲弄シタルモノ　(四)使用人傭主及傭主ノ賓客ニ對シ狂暴ノ言論又ハ動作ヲ爲シタルモノ　(五)道路ニ於テ叫罵シ禁止ニ從ハサルモノ

第四十五條　左記各號ノ行爲ノ一アル者ハ五日以下ノ拘留又ハ五元以下ノ罰金ニ處ス
(一)道路又ハ公共ノ場所ニ於テ賭博ニ類似シタル行爲ヲ爲シタルモノ　(二)道路又ハ公共ノ場所ニ於テ身體ヲ露出シ又ハ不體裁ノ姿勢ヲ爲シタルモノ　(三)道路又ハ公共ノ場所ニ於テ狎褻ノ言語動作ヲ爲シタルモノ　(四)奇服異裝ヲ爲シ風化ニ妨ケアルモノ

第八章　衛生妨害ノ違警罰

第四十六條　左記各號ノ行爲ノ一アル者ハ十五日以下ノ拘留又ハ十五元以下ノ罰金ニ處ス
(一)官署ノ許可ヲ得スシテ毒質ヲ含有スル藥劑ヲ賣捌キタルモノ　(二)人稠煙密ノ處ニ糞廠

ヲ開設シタルモノ　(三)人煙稠密ノ場所ニ總有汚穢ヲ發ズヘキ物品ヲ幹燥シ又ハ煎熬シ禁止ニ徒ハサルモノ　(四)毒藥、隨胎藥ヲ賣捌キ及ヒ此等ノ公告ヲ掲ケタルモノ

六箇月以内同一管轄地方ニ於テ前項第一號ニ違犯シ二回以上ニ至リクル者ハ停業セシメ三回以上ニ及ヒタル者ハ廢業ヲ命スルコトヲ得

第一項第二號ニ違犯シタルモノハ廢業セシムルコトヲ得

第四十七條　左記各號ノ行爲ノ一アル者ハ十日以下ノ拘留又ハ十元以下ノ罰金ニ處ス

(一)覆蓋ヲ爲スヘキ飲食物ニ覆蓋ヲ加ヘスシテ陳列販賣ヲ爲シタルモノ　(二)衞生上有害タルヘキ物質ヲ飲食物ニ混合シテ販賣ヲ爲シ依テ不正ノ利益ヲ得タルモノ　(三)眞正ニ非ラサル藥品ヲ販賣シ又ハ深夜人ノ危急ニ逢ヒ買藥ヲ拒絶シタルモノ

第四十八條　許可ヲ受ケテ施術ヲ行フ醫師又ハ產婆ニシテ故ナク依願ニ應セサルモノハ十元以下ノ罰金ニ處ス其ノ人ノ依賴ニ應シ故ナクシテ遲延シタル者亦同シ

第四十九條　左記各號ノ行爲ノ一アル者ハ五元以下ノ罰金ニ處ス

(一)明暗ノ溝渠ヲ損壞シ又ハ官ノ督促ヲ受ケテ浚治セサルモノ　(二)糞土ヲ積載シテ道路ヲ通過シ覆蓋ヲ爲サス又ハ任意ニ停車シタルモノ　(三)商埠繁盛ノ地點ニ於テ任意ニ糞船ヲ停

泊セシメタルモノ　(四)穢物又ハ禽獸ノ骸骨ヲ人家ニ投入シタルモノ　(五)道路又ハ公共ノ場所ニ於テ大小便ヲ爲シタルモノ

第九章　他人ノ身體財產ニ對スル妨害ノ違警罰

第五十條　左記各號ノ行爲ノ一アル者ハ十五日以下ノ拘留又ハ十五元以下ノ罰金ニ處ス

(一)他人ニ暴行ヲ加ヘ傷害ニ至ラサルモノ　(二)不正ノ目的ヲ以テ催眠術ヲ施シタルモノ

第五十一條　左記各號ノ行爲ノ一アル者ハ十日以下ノ拘留又ハ十元以下ノ罰金ニ處ス

(一)他ノ繫留セル舟筏ヲ解放シ漂失ニ至ラサルモノ　(二)物品書類ヲ強賣又ハ強買シ要挾ノ形跡アルモノ

第五十二條　左記各號ノ行爲ノ一アル者ハ五日以下ノ拘留又ハ五元以下ノ罰金ニ處ス

(一)故無クシテ他人ニ面會ヲ強要シ又ハ他人ノ身體ニ追隨シ阻止セラレテ從ハサルモノ

(二)故無クシテ邸宅、題誌、店舖、看板及一切合理ノ廣告ヲ毀損シタルモノ　(三)任意ニ人家、牌壁又ハ建築物ニ貼紙ノ類ヲ貼附シ又ハ畫刻ヲ塗抹シタルモノ　(四)官地又ハ他人ノ私有地內ニ私ニ土塊石塊ヲ掘リ情狀輕微ナル者　(五)他人ノ樹木花卉又ハ菜果ヲ採伐シタルモノ　(六)他人ノ田園ヲ踐踏シ又ハ牛馬ヲ牽入シタルモノ

附則

第五十三條 本法ハ公布ノ日ヨリ施行ス

移民及殖民

凡例

一　題して移民及植民と稱ふ、而かも編次の内容には民國人、朝鮮人及日本人の勞働者としてあるのは、表裏歸一を缺くの嫌なきに非らさるも、這は當初移民及植民と勞働及勞働問題とか各獨立したる編著を爲すの豫定てあつたからてある。併しなから滿蒙に於ける移植民の大體は勞働者を以て滿たされ、從て兩者の關係は之を分離することを許さゝるものかあるので遂に兩者を併合して之を敍述することゝなり、以上の如き結果を生したものてあつた。

二　既に如上の關係に在るか故に、各編に題して勞働者と稱するも、其の内容に於ては何れも移民又は植民に關する事項を包含して居る次第てある。彼此諒察を請ふ所以てある。

移民及植民編目次

第一編　民國人勞働者

凡例

一　本篇は固と永尾龍造氏の擔當であつたが後に至つて余に代つて筆を執ることを命せられたものである、永尾氏には近著支那民俗誌あり、同氏にして篇述せられたならば至極適當てあつたのであるが頗る遺憾てあつた。

二　時日に餘猶なく材料の蒐集按配に就き不備の點多く讀者の寛容を乞ふ次第である。尚ほ左記參考引用圖書の著者並ひに篇纂に就いて好意を示された諸氏に謝意を表す。

山東の勞働者（青島守備軍民政部）　調査資料第二十二輯（青島守備軍民政鐵道部）　鴨綠江森林及林業（鴨綠江採木公司）　民國の苦力（滿蒙產業研究會編纂）　民國勞働者研究（小山清次氏）　南滿洲鐵道株式會社各調査報告書

擔當者　沖　彌　作

目次

第一編　民國人勞働者

第一章　滿洲出稼の沿革

第一節　滿洲出稼の沿革

第一　民國移民の淵源

一　民國に於ける移民の淵源は頗る古く、孟子に「梁の惠王か寡人の國に於けるや心を盡すのみ、河內凶すれは則ち其の民を河東に移し其の粟を河內に移し河東凶すれは則ち亦然り」と云へるか如き、又秦の孝公か商鞅を用ふるに及ひ、商鞅か三晉の地狹く人貧しく秦の地廣く人寡きの故を以て三晉の民を移して荒蕪地を開墾せしめた如きは民を移植した例てあるか、徙民墾荒の起原は更に遡て古代の分口耕地の制に及んて居る、古書に「昔は聖人人民を分ちて土地を耕作せしめ以て相助く今や青徐兗、冀、人民稠密にして耕地狹く相供するに足らす、而して三輔（陝西關中道一帶）左右及涼幽州內附近の郡皆土地曠く人稀にして厥の田稼に宜しく悉く墾發せす、今宜しく故事に遵ひ貧人にして自ら生活する能はさるものをして廣地に徙すへし是れ亦草を開き土

を開き人を振はしたるの術なり」と云へるか如き、又舜か共土を幽州に流し驩兜を崇山に放ち三苗を三危に竄し鯀を羽山に殛したといふか如きはその例てある。徙民は各自の希望に依つて募招に應する募民又は招佃とは異り官の强制に依るものてあつて、流罪人を邊境に配置するか如きも亦徙民といふ事か出來る、徙民の目的は軍事上よりは邊境の備とし公共の安寧よりは不規の徒を移して國内の和平を保ち、經濟上よりは荒蕪地を開拓して財源を扶殖するに在る。

二　徙民は歷代特定の制法かあつた譯ては無いか、漢代以降に及んて多く屯田の制度と共に行はれ稀には單獨に行はれた樣てある。屯田は漢に創まり魏晋を經て唐に至つて極盛に達した、漢代屯田の制度は文帝の時(西曆紀元前百五十六年前即位)民を募つて塞下に耕作せしめたに始り、後邊防を主とすると共に大抵兵を以て之に充てたか、歷代多く或は民を用ひ或は兵を用ひ一定せす、唯唐は主として民を之に充てた。又三國地代に孔明か渭濱に屯田を設けた事は有名なる史實てある、唐代に於ては天下の屯田は九百九十二の多きに達し、大抵民を以て耕作に充て更に不便なる屯田三百四十餘頃を以て貧民に分給した。又宋代に於ては兵屯と民屯との區別を明にした、明代に於ては亦徙民は多く屯田の制と共に行はれた樣てあるか、特に開墾地を指定して地方無業の民を徙し開耕せしめた事かある、例へは洪武三年に蘇州、松江、嘉興、湖

州、杭州等の無業民を臨潼に徙し資糧牛種を給して開耕せしめ三年間租税を免したる如き、又同二十一年に澤潞の無業民を河南北田に徙し農具を與へて開耕せしめた如き、若くは永東元年に流罪以下の犯罪人を派遣して北京の田を耕開せしめた等はその例である。清朝に及んで國初土地調査を行ひ、官民に對する分田の法を定めて土地の分類を明にすると共に、各省に令して開墾を奬勵したるを以て徙民は各方面に行はれたか、就中流罪人及蕃人を利用して開墾に從事せしめた例は最も多い。屯田に於ても、八旗屯田の如きは八旗屯田衞所屯田等に對して遣犯所種屯田及蕃民所種屯田を設けた事に徵するも其一斑を窺知するに足る。尙ほ衞所屯田の如きも所謂軍戶を以て之に充てるものであつて軍戶は屯衞の兵であつた者に限らす一般民人の流罪に處せられたる者及其の流地に同居する家族並に流地に於て生れたる子孫等も亦之に屬する、故に是れ又犯人を利用するものと看るを妨け無い而して八旗屯田の如き、八旗閑散人中から自ら耕種を願ふものを選ひ屯所に徙し耕作せしむるものであるから亦徙民といふことか出來る、尙ほ一般開墾地に就いても兵及民に分けて開耕せしめる規定てあつた。

第二　滿洲の開拓と移民

一　遊牧狩獵を事とせる滿洲土著民か寥々として出沒せる時代は之を措き、滿洲の曠野を今日

の沃土と化したる漢民族か滿洲に移住したのは已に太古の時代に其端を對して居るものの樣てある。舜の時には遼東に營州、遼西に幽州を置いたと云ひ、又禹の時代には遼河を挾んて其の東岸を青州、其の西岸を冀州となしたと傳へ又降つて戰國時代には遼河の沿岸を開拓して燕國となしたと傳ふる所を見れは、漢民族か早く此方面の開拓に著目して居つたことは明てある。然し其開發は遲々として進ます、南滿洲開發の先鋒てあつた大洋河鴨綠江流域すら纔かに嘉靖年間(十六世紀)に至つて始めて漢人種か耕作した紀錄を見、萬曆三十年(十七世紀初葉の頃)寬甸方面に六萬人の居住者か有つたことを知るのてある。古今圖書集成全遼誌の記載する所に依ると現今吾々か通常南滿洲と稱する地方の人口は僅かに三十七、八萬乃至四十五萬人に過きない、之を大正五年奉天省人口千百三十四萬一千八人に比較すれは滿蒙の發展は漢民族の出稼民に負ふ所が如何に盡大なるものか有るかを知るに足る。彼等は吉林省黑龍江省を超ゑて更に露領にまてその開發の手を伸はしつつある現[illegible]てある。滿洲の開拓は全く漢民族の努力に俟つこと多く其主なるものは山東、直隸二省の移民てある。由來此二省は開發か旣に古く土地に比して人は多く又土地の兼併行はるること非しく、從つて農業を以て生計の基礎とする彼等は勢ひ人口稀少土地廣大なる方面に進出したことは已むを得ない所てある。而して飢饉と爭亂とは殊

に其傾向を甚しく助長せしめたのである。

二　明朝の勢力か遼東に及ぶと共に漢人の移住開墾を事とするものを多く生し、遂ひに邊牆の築造を鴨綠江附近まて延長し住民は稍安睹して開墾に從事することを得たか、明朝は更に常備兵九萬八千餘人を遼東に駐在せしめ其の兵餉を地方の農耕に求むる必要上一般農民の耕植を奬勵した。而してその效果も多いに見るへきものかあつたのである、然るに嘉靖年間の飢饉は餓孚野に横はると云ふ有様て或は海を渡つて山東に入り登州萊州等の北海岸に食を乞ふものか頻出し或は西山海關に入つて永平、河間方面に迄も流移した爲に遂ひに嘉靖四十一年朝廷は公文を出して之れ等の流民に資金を與へて歸還せしめたけれとも、間もなく滿洲は清朝か崛起した爲に久しく戰亂の巷と化し、その爲に一時は數百里の間人跡を絶つに至るといふ如き情況を呈した。明朝の遼陽都司か開拓した遼河流域に於ける三百餘萬畝の耕地の如きは全く荒蕪に歸し、又淸人か明人に對する態度は斬殺せされは捕へて奴隷とするといふ有様てあつた爲に住民は多く山海關に逃れて難を避けたか、一方鴨綠江方面に於ける明人は朝鮮へ亂を避けて平安道の北部に殷盛なる民國人部落さへ現出したと云ふことである。その上に明將熊廷弼か遼東を去る際に避難民數十萬人を護送して西山海關に入つたと云ひ、又壯丁の多くは徵發せられて從軍し農耕

の暇か無かつたから一旦漢人に依て耕種の端を開かれた南滿洲の地も再ひ曠廢に歸して仕つたことは想像に難くない。而して清軍か北京を徇へ其勢の西方に及ふと共に多年の希望を達した滿洲族は陸續出てゝ北京方面に移住した。斯の如く三十餘年の戰亂は唯に滿洲のみてなく民國全土を擧けて人民の流移を促し生活不平の聲か高まるに及んて遂に清朝政府をして移民獎勵策を執らしむるに至つたのてある。招民令か發せられてから約百年の間種々の變遷かあつたけれとも漢人は明の時代に已に滿洲に進出した經驗を有し、尙更に康熙帝か西比利出征を企てた爲從軍の將士に依て益々滿洲は漢人に照會せられ年々出稼者は相繼き、遂に乾隆五年に移民禁止令か出され表面上は漢人の滿洲進出か禁止された事となつたけれとも、移民獎勵の時代は漢人か滿洲に關する智識習得の時代てあつて、禁止令發布後政府は各方面から漢人の進出を防壓せんと試みたか、出稼民の進出力の旺盛なること、當局官吏の腐敗せること、旗人か拱手して安逸に馴れ農耕を喜はないこと等は却つて獎勵時代に勝つて移民の進出か旺んとなつたのてある。

三　彼等か滿洲に出稼するは眞に徒手空拳てあつて多くは小作人となり生業を營み、次第に同鄕の親朋を呼ひ更に妻子眷屬を迎へ原始的な堀立小屋を作つて集團を成し以て發展の基礎を成すのてある。然るに滿洲旗人の地主は素と狩獵を業として農耕に馴れない許りてなく、滿洲軍

に從つて北京に入つて後は懶怠の風に染み自ら種耕に從事する事を好ます、陰に朝廷の命を奉せすして所有の耕地を悉く流民をして小作せしめた。而して生業を解しない又計畫の念に乏しい彼等は次第に小作人たる漢人から納租の前借を行ひ、其の返濟の手段か無くなつた場合に其地は擧けて小作人の所有に歸し、主客か顚倒して小作人たる漢人の勢力か次第に確立せられて行つた。山東直隷の流民か斯くの如くして村落の集團を形成すれは、その後を追ふて其利益を占めて行くものは直隷、山西人の小賣商人である、彼等は出稼民に從つて始めは小賣業から始り次第に成功して出稼民の貯金爲替信書の往復に至る迄も營んて遂ひに其等集團の經濟的中心をなすのてある。斯くの如くして彼等は先つ遼河流域を拓き、東遷して鴨綠江岸に達し、北上して一は吉林省に入り、一は東蒙古に侵入し蒙昧なる蒙人を驅つて其實權を占め、遂ひに黑龍江岸齊齊哈爾に進出した。流民か滿洲に這入つて農耕の外に人參採取の有利な事を看取したものは、千山山脈、摩天常山脈に野生人參を採取して更に鴨綠江沿岸に進み直隷山東から渡航したものと會して盛んに其採取に耽り、遂ひに奉天、吉林の封禁山地を荒し進んて長白山脈に入つて行つた。彼等か人參採取を目的として山から山へわたつて行くとき、樹木の無い故郷の禿山に馴れた彼等の眼底に先つ映して來るものは鬱々として千古斧鉞を入れさる森林である、

茲に於て伐木勞働者の一派を生するに至つたのである。斯くの如くして進んて行つた一派は鴨綠江流域竝に長白山下の豐富なる砂金場に逢著した。彼等は私かにこの有利なる採金業に執著して徒を呼ひ集め著々として其範圍を拓め進んて吉林省を探り同治末年には三姓地方に進出した事跡かある。所謂金巫或は控金賊の徒てあるか、彼等か常に他に先んして奧地に進出し、他の流民の先導を爲し且つ拓地殖民の先驅と爲つたのてある。

第三　移民奬勵時代

一　滿洲の地は久しく爭亂の爲めに苦しめられ、耕地は曠廢し住民か衣食に窮するに至つたことは前述の如くてあるか、此の狀態を救濟する爲めに、一は移流の民を安定せしむる爲め、又一つは移民を奬勵して土地の開發を計る爲めに、順治元年に各州縣に命し、無主の地は之を流民及官兵に分與し耕種せしめ、又有主の地は原主をして開墾せしめ、資力無きものに對しては官より牛具粒種を給して補助せしむることとし、同六年に至つて更に地方官憲をして流民を招徠して原籍の如何を論せす、其地の保甲に編入して無主の荒田を開墾せしめ、印信執照を給付して永久に其所有を認むる手數を執つたけれとも、此の時には未た各縣の治政か充分に整頓せす、又諸制度か整はない上に滿洲の旗人共は、その戰功と朝廷から與へられた特典を標榜して

人民を威壓し、肥沃の地は多く旗人の所有に歸し、民人は僅かに邊鄙の地主たるものかあつたに過きない。開墾の程度も亦頗る進步しない、故に同八年には山海關内の住民にして關を出て關東の地に耕種せんと欲するものに對しては、土地と住居に關し特別の便宜を與ふることとし又同十年に至つて遼陽海城に縣治を布き、同時に遼東招民令を公布して以て移住民の充實を計ることに力めた。之に依ると移住民を招徠する方法として、招徠すへき世話人（招頭）への報酬並に應募移住民に對する給與方法を規定して居る、卽ち招頭にして農民百戸を招くものに對しては文官を欲するものには知縣を授け、武官を希望するものには守備を授け、又百名以内六十名以上を招徠したものには州同州判を、武官を欲するものには千總を、五十名以上を招徠したものには文官は縣丞主簿を、武官は百總を授け、且つ招民の數の多いものに對しては、百名を倍す毎に記錄一級を加へることとした。又給與規定としては移住農民一名に付き每月食糧として一斗、種子として土地一晌に付き六斗を給し、秋期收穫を俟つて返納せしめ、且つ農民百名につき牛二十頭を給して耕作に便した。

二　其後、制度の上に多少の變更はあつたけれとも、益々招民令の趣旨に依つて移民の招徠に勉め、康熙五年には廣寧、寧遠兩縣の荒地を民人に給して開墾せしめ、旗人をして侵占せしめ

さる命令を特に出したか、同年に至つて俄かに招民令の撤廢を行ひ、同十一年には流民か山海關を出てゝ遼東に赴くことを禁して仕まつた。然るに此間に於ても流民は絶えす遼東の地に入つて、開墾拓地の業に從ふものか多かつたけれとも、移住農民の數は政府か招民令に依つて招徠を保護奬勵したにも係らす、順治末年或は康熙初年に於ては成績は豫期した程では無く、人口の充實を見なかつたことは、順治十八年奉天府尹張尙賢の奏文に「河東城堡雖多皆成荒土、獨奉天遼陽海城之處、稍成府縣之規、遼海兩處仍無城地、如蓋州鳳凰金州、不過數百人、鐵嶺撫順惟有流徒諸人、不能耕種又無生聚、隻身者逃去大半、略有家口者僅老死此地」とあるを見ても想像に難くない。地廣く人少き滿洲に戰亂か久しきに亙り、一方居住民を四散せしめた許りでなく、朝庭の北京進出に跟隨して移住した滿人は頗る多數に上り、殆んと滿洲は空虛に近き狀態に在つたか故に、多少の漢人の進入も旗人の生活を劫かし、其基礎を動搖せしむる虞かある許りでなく、謀生の業に就ては到底滿人か敵することの出來ない漢人か、一六六四年露國との交戰に於て從軍して以來、滿洲か一般に想像されたるか如き危險の地ではなく、到る處沃野千里、人の來るを待つといふ狀況を實地に見聞したるか故に、東出の念は次第に盛んとなり、沼々として盡くることなき有樣であつた。彼等は最初多く小作人たるに過きないか、歲月

の經過は次第に土地の實權を握り、滿人は却つて生活の基礎に動搖を感して來た。その爲め事端は甚た滋く遂ひに朝廷をして其發祥の地を保護し、永く滿人の手に存せんとして、移民禁止令を發せしむるに至つた。斯くの如く、滿洲を封禁地として朝廷財源の要位を占めて居つた人參採取、並に軍事に必要なる矢を造る材料たる鷹の羽を獲る等の公用の爲めに、一年數次限られたる人員を派遣する以外に民國人の侵入を絕對に禁止した。

第四　移民禁止時代

一　順治初年に滿洲の荒廢を開拓する目的を以て招民令を發し、流民の移住に便してから以降百年、幾何の成績を見たか統計的の數字を舉けて正確に知ることは固より出來ないか、漢人か滿洲に進出した程度は中央政府の注目を惹くに充分であつて、一は旗民保護の爲め一は滿洲保存を目的として遂ひに康熙七年招民例の撤廢を行つて、爾今漢人移住者、並に其勸誘者に對する特典を廢し、乾隆五年に至つて、更に進んで無地の流民に對し、法を設けて陸續原籍に回らしめ、入籍を願ふ民には保證を立てて入籍することを許し、入籍を欲せさるものには十年間を限つて原籍に歸還すへき事を命した。之に依つて舊流民の戶籍を整理すると同時に、新たに流民か移入することを禁止せんとしたものであるけれども、乾隆十一年正月高宗皇帝か軍機大臣に諭令し

て請理奉天民人一案（中略）其不編査奉天寄寓民人之過尙輕其爲其出爲人數添至數萬漫無査察實屬怠玩と云つたのを見ると、移民禁止令發布後幾何もなく、已に流民を囘籍せんとした政府の方策も行はれず、却て多數の流民か進入したことを知るのてある。尤も禁止令發布の後も、時勢の變化と、自然的趨勢とに基く民人の進出の爲め、稍々其主旨に變化を來し、政府の政策上必要なるか、若くは地方の事情か止むを得さる場合には、特令を出して臨機の手數を採つたのてある。卽ち乾隆九年に山東河南一帶の地か、非常の飢饉に苦しんだ際、特に飢民か山海關を通過して關外に移流することを許した事はその一例てある、又同十一年奉天將軍達勒當阿及ひ同府尹をして、山海關を經て滿洲に入る流民の取締を嚴にせしめ、奉天府內の無籍の民人を整理すへき事を命し、頻りに取締を勵奬したのてあるか、滿洲の地理に熟し其利を知る民人は、多少の取締又は監視は之を物ともせす、山東人は水路民船に乘し監視區域を避けて間曠地帶に向ひ、殊に鴨綠江方面に發展し、直隸人は陸路關を越ゑて竄入し停止する所か無く、移民禁止令の效果は頗る疑問とすへき狀態に在つた、同十五年には發令後已に十年に及んて尙ほ整理を見ない狀態に在つたか故に、奉天府に入籍を願はす、且つ囘籍しない者に對しては、地方官をして速かに實査すへきことを命し、尙外に游手無業の徒の驅逐を經ないものは、亦確實に調査辦理せ

しめ、且つ奉天省沿海の地方官をして、多數の官兵を發して內地流民か再ひ監視を踰越することを得さらしむと同時に、山東、江蘇、浙江、福建、廣東、廣西各省の督撫に命して、商船か無職の徒を搭載することを許さす、更に山海關喜峰口及ひ九處の海門を嚴に守備せしめて、流民の出口を杜絕せしめたのである。

二　先きに乾隆五年に發命して、向ふ十年を期して奉天在住の無籍民を整理し、產業無き者は回籍せしめ、產業ある者も希望するものには奉天民籍に入らしめることは、遂ひに豫定期間の經過中には完了することを得す、更に十年を限つて期間を延長し、同十六年迄に整理することとし、只商賈工匠及獨身の傭工等の中旗民の生活上必要なるものに限つて居住を許すことゝし、且つ直隸山東等の督撫に命し、邊關、海口に轉飭して、爾後民人か奉天に赴く時は、貿易運輸に關係の無い者は嚴に查禁すへき事を命した。

三　斯くの如く移民の進入に就ては、色々嚴重なる制限を設けたるに係らす、已に南滿地方に侵出して相當な地盤を作つた民人に對しては制度も不備であり、諸官衙の設けも多く無い當時の事故に、其整理も思ふ樣には運はなかつたと見えて、此取締の爲めに段々と州縣を增設して行つた。而して盛京省方面の整理に著手すると同時に、吉林省には始めから其の取締りを嚴重に

して將來問題の發生することを防く目的を以て流民の此の境內に入る事を嚴禁した。併し人口の稀薄に加ふるに旗人の懶怠なる爲めに、漢人か侵入して利益を求むる餘地か無い故に、要路者に於ては、一面法令を以て漢人の取締を嚴重にすると同時に、一面旗人自身の覺醒を促し、其の取締を爲す事の必要をも認めて、旗人には自ら耕種に從事して漢人をして小作せしめさる事をも注意し、且つ漢人には旗人の土地を私墾私典することをも禁止する旨を告示したのてある。

四　其後歷代滿洲封禁の政策は依然として變る所は無かつたか、私墾民の侵入は大勢上已むを得さる事てあつて、或は家族携帶者のみを取締つて見たり、或は商人のみに限づて渡航を許して見たり、山東各海港からの船舶を商品輸送のものに限つて出港を許したり、時には滿洲の各地を調査して無許可の者に歸還を命して見たり、防壓に勉めたのてあるか次第に開墾を大目に見る樣に成り、成豐七年から十年の頃には、吉林西南都及ひ伯都訥圍場等の荒地を開墾する事を許し、同治二年には盤蛇驛に試墾せしめ、光緒初年にかけて安東、寬甸、通化等の東邊地方から海龍方面の圍場の一部をも開放するの已むを得さるに至つた。一方北京政府は英佛と事端を繁くし、又內には匪亂の續出するありて、內憂外患交々至り、軍資の窮乏其極に達した爲に、其の財源の一手段としても荒地開放は實現さるるに至つたのてある。

第五　移住開墾禁止以後

一　以上略述の通り清朝政府の政策として、折角開發の機運に向つた滿洲も、中途封禁の運命に遭遇したのてあるか、人口か過剩てあり生活困難なる山東直隷に隣接する滿洲は、水の低きに就くか如く押寄せる出稼民を防く事は遂ひに不可能の事てあつて、加ふるに旗人の懶怠にして稼穡を好ます只管に漢人の小作に委する風習や、官吏か腐敗して移住民の私墾を默認し、相當年月を經て充分耕作の實の擧かるを俟つて、法を楯に取り之を官に沒收し或は私腹を肥さんとする爲めに私墾を許可する事や、或は人參採取の利益なとも一層其の進出を促かして、一般の荒地は自然に之等出稼民に依つて開墾されて、光緒二十二年後には禁地中の禁地たる圍城及牧廠も開放されて自由に耕作を許さるることと成つたのてある。

二　光緒二十年日清戰役に於て邊防の急を悟り、三國干涉の結果露國の滿洲占據は、更に民國として北邊の急を覺醒せしめて、封禁の却つて滿洲の地を守る所以に非らさることを知らしめた。之に次いて露國の東清鐵道敷設となり、哈爾賓大連旅順間の線路延長となるや、滿洲に於ける勞働者のみならす、山東直隷方面より潮の如く押し寄せて來た農民勞働者に職を與ふると同時に、鐵道の敷設に伴ふ地方の開發は益々移住民の誘導をなし、地方の開發と移住民の增

加とは互ひに因果の關係を成して來たか、殊に日露戰役後の滿洲開發は既往に勝る數倍の速度を以て進み、昔殆んと問題にならなかつた苦力も、今日に於ては時々其缺乏に依つて事業の進捗を妨くるまでに成り、遂ひに曾ては南阿トランスバールの金鑛に、又世界大戰中は歐洲にまても二十數萬の勞働者を送る盛況を呈し今日に及んたのてある。春往き冬歸る候鳥の如く、年々五十萬內外の勞働者か、汽車に汽船に將た徒步に、雲霞の如く出稼し來る有樣は、眞に滿洲名物の一つに數へらるへきものてある。

第二節　民國勞働者と苦力

一　民國に於ては一般に、熟練勞働者を大工と稱へ、不熟練勞働者を小工と稱へて居つて、大工は工匠、手藝的、手藝人、細工人等の別名かあり、吾か職人、職工といふに同しく、又小工は苦工、做苦活的、賣力氣的、工夫、工夫人、苦人、苦辣子等の稱呼かあるけれとも、日常用ひらるるものは苦人、工人等であつて、吾か人夫日傭に當る。併し這の小工と雖も、民國に於ては苦力と云はるる事無く、又彼等は斯く呼はるるを如何にも侮蔑せられた如く感し屑しとしして無い、夫れか爲に苦力と呼ふ代りに、廣く民國勞働者を華工と稱し、又海外出稼勞働者を僑工

と稱へる事がある、殊に民國勞働者が歐洲大戰に際して、英佛露より其勞力缺乏を補塡する爲めに招募せられた際、各國共苦力といふ文字を避けて工人或は華工と稱し、苦力頭をば工頭と稱し又民國政府が僑工出洋條例を發布せる際華工の文字を用ひた事は各方面に影響して、苦力の二字は次第に華工の二字に代る可き趨勢にある。

二　元來苦力といふ文字は民國に無く、之には多少の沿革が伴つて居る。這の稱呼は歐洲人が印度渡航の後、亞細亞人の筋肉勞働者を呼ふに用ゐたことに始り、其の語源は印度語に發して居る。東印度の原住民にKali或はKuliと稱する種族があつて、歐洲人東渡の後雇傭せられて其勞働に服したるを以て、印度人勞働者をクーリーと稱へるに至つたと云ひ、或はベンガル、カナリーズ、マレヤラム、テルグ、タミール等の語に於てKuliとはdaily hire又はone hired等を意味する事より出たと云ひ、或はヒンドスタニアのquliはa day labourを意味するといふことに基くとも云ふ、要するに歐洲人が東漸の後、印度人を雇傭し勞役に服せしめたことに始り後彼等が海峽殖民地から支那本土に來るに及んて、呼稱に馴れた所から先入主となり、印度人許りて無く、一般亞細亞人勞働者に對して同樣なる呼稱を用ゐたるものと思はる。而して支那に於ては孟子に「或勞心或勞力、勞心者治人、勞力者治於人」の如き勞働者を指す「勞力者」

或は「苦工」乃至「苦力氣」等の言葉かあり、此のKuli又はquliに發音の類似せる點あるを以て、遂ひに「苦力」の二字を民國人か譯字とせるものである。歐洲人か「クーリー」といふ文字を日本の勞働者にも適用した例は尠くない、例へはケンペエル博士著"History of Japan"には長崎に於ける和蘭商船の荷役を爲す波止場人足を「クーリー」と稱へ、又ウイリアム・シンプソン著"Meeting the Sun"には旅行の際の日本人從者をも「クーリー」と稱へて居る。尤も十九世紀の末よりは日本勞働者に對して此の語を使用するものは殆んと無く、印度人及ひ民國人勞働者に限らるるに至つた樣てある。而して特に區別を要する場合には、印度人勞働者をindian cooly又はindian coolieと云ひ、民國人勞働者をchinese cooly又はchinese coolieと稱するのとある。英語のcoolyも獨逸語のKuliも印度語のkuli或はquliから轉化せるに過き無い。大英百科字典にクーリーを(一)熟練職工に對し不熟練なる階級に屬する亞細亞人勞働者(二)海外に於て勞働すへき契約の下に其國を去つて外國に雇傭せらるる印度及民國土人を指稱する特種の意義を有する語なりと定義し(一)亞細亞人に限る事(二)不熟練勞働者に限る事(三)海外移民として雇傭せらるる事として居るか、特に移民として海外に雇傭せらるると狹く解することを除いては略ほ見當を得て居る。併し吾々か苦力と稱するのはChinese Coolieを意味するのてある。

三　已に不熟練勞働者といふも何を以て不熟練勞働者と稱するか、波止場、鑛山に於ける人夫並に車夫は稍々その意に該當するものであるか、不熟練なる語の曖昧か次第に範圍を擴張して下級勞働に從事するものは悉く苦力と稱するに至つた。併し乍ら同しく風呂屋の使用人であつても理髮を爲すものは店員であつて、石炭粉末を浴ひて湯を沸かすものは苦力と稱し得るに近い、又炭坑の採炭夫は苦力と稱することを得ても、支柱夫は苦力と稱し難い感かある、又一輪車夫は苦力と稱し得るも辻馬車の御者は苦力と稱するは不可なる感かある。店舗の小僧は辛うして食を供せらるゝに過き無いか苦力といふ事を得ないであらう。考へて見れは苦力と云ふ文字も解し難い。又世界戰爭中歐洲に渡航し若くは毎年山東、直隷から滿洲に出稼する所謂苦力なるものは、決して單に體力を唯一の資本とする勞働者のみては無く、彼等の中には鍛冶工あり、左官あり大工あり石工あつて、特技を有するものか尠く無い、然らは弊衣を纏ひ粗食を食ひ、肉體勞働に由つて作業するものは悉く邦人か思意する苦力とすれは、苦力の種類は千差萬別となり畢竟意味を爲さ無い事になるてあらう。この間の事情は恰も本來中國人といふことをチヤンコロと稱し侮蔑の感情を表したと同してある。又後にも云ふ如く滿洲への出稼苦力といふ中にも商人も多く、出稼苦力は必すしも下級勞働者のみては無い。故に畢意時と場合に

應して意義を考ふるより仕方か無い。

四　民國本部及滿洲に於ける勞働者の稱呼は右の通りてあるか、北滿及西伯利方面に於ては其趣を異にして居る、全く露西亞語の勢力の下にある關係から、露西亞語にて勞働者をラボーチーPaбочiй と云ふを以て之れより訛つたラオポータイといふ文字名詞か普ねく用ひられ、單に露西亞人の間に用ひられる許りて無く、民國勞働者自身も專ら之を用ひ民國語化して居る。

五　民國勞働者の團體を帮と稱することあり、或は區別して苦力帮、手工帮と爲し前者をトレード、ユニオンに擬し、後者を中世のギルドに擬することかあるか、何れも然かく嚴重なる意義を有するもので無く、何れも假稱てあつて苦力帮、手工幇なる文字は民國にある譯けても無い。手工業者は勞働者てあるか、一面企業者てあつてその組合は多く彼等の守護神てある關帝とか財神を祭る申合せ位に止り、又組合の單位たる親方に隷屬する職工も賃銀の高きに從つて同し所謂帮の中にても他に轉することは自由てある。たゞ徒弟となれは數年に渉る年期奉公をしなければならぬ。(手工業の職工徒弟に對しては第四卷工業五六六頁以下參照)又所謂苦力帮なるものの中に不熟練勞働者と熟練勞働者とを區別することはあるか、尠くとも不熟練勞働者に就いては、賃銀と勞働條件に對する團體協約の機關てあり、又相互保險の機關てあるとは

云へ無い、寧ろ苦力の頭目たる把頭の繩張りてあるこ云つた方か正確に近い、滿洲に於ては斯るものも漸次崩壞しつつある。新式工業に從事する熟練勞働者の間には彼等の素養の上から、自然有力なる團體か現はれて來る傾かある。

第三節　鄕里の事情

第一　土地こ住民

一　滿洲に於ける漢人を其原籍に依つて區別したならは、最も多く山東省人及直隷省人てあり次いて山西省人及ひ其他の南省人てある。山東省人か滿洲に來ることは、山東の土地か疲瘠し加ふるに黃河の氾濫其他頻至の天災によつて、人民の生活か困難てある爲め、滿洲の曠野に新天地を開拓せんこしたものてあり、又直隷人はその土地か滿洲こ接續せる爲め自然に滿洲に入込んたものて特別の事情かある譯てない。山西人か滿洲に入込んたのはその最も特長とする商業金融機關の樞軸を取るものてあるから、自然に移住民に隨つて滿洲に入込んたものてある。南省人は江蘇、福建、湖北、雲南、河南等の諸地方人てあつて幾多の變亂に依つて流謫せられたものの子孫てあるか、又靖邊關其他各師の調遣によつて來たものも尠くない。現在に於ても

滿洲に出稼する民人は右の如き順位に於て、年々五十萬內外の者か滿蒙の地に押寄せるのてある。南方諸省はその動亂の度に於て昔日の如きもの無く、又廣東、福建二省は海外移住民の本場と稱せられ、之等の地方の民人も亦滿蒙の地に來移することは尠くないが、移住民は主として南洋に向ふのてあつて、滿蒙出稼者の大多數は山東、直隷二省の出身てある。殊に山東省は其本場てあつて山東苦力の名前もある位てある。福建、廣東を支那海外移民の本場とするならは山東は國內移民の本場と云はなけれはならぬ。福建、廣東省か土地は多く磽角てあつて耕作及ひ牧畜に適せす、人多くして事業なく一般生民の困窮甚しく、自然に海外移住の思想を湧起せしめたことと、而して彼等の貧苦の下に鍛練されたる不屈不撓の精神を以て天然の產物に富む南洋各地に於て著々地歩を占めて行くこととは、又山東の勞働者か同し事情を以て滿洲に進出しつつあることに能く似て居ると云ふことか出來る。由來山東人は孔子の遺敎、管仲の化導を受けて朴訥頑固てあり、外境に移遷し蠻族と接するか如きは人道に反するものとして、殊に父母の在世中はその膝下を離れて遠遊久しきに及ふことは孝道に悖るものとして道德上鄉里外に出つることを戒め、又康熙年間には國法を以て山東人か滿洲に入ることを禁したことはあるか、滿洲に於ける遺利と鄉里の生計の困難と竝ひに其他の事情は彼等を滿洲に進出せしめす

にはをかないのてある。

二　民國に於ける統計は正確を缺くものか多く、各省の人口に就いてもその例に漏れす、學者間にも異說は多いか、民國本部に於て最も人口の稠密なるものは略ほ江蘇省とし、之に次くものは山東省とせられて居る、或は山東省を以て最も人口稠密てあるとするものかある。宣統二年十二月調査による山東省戶口調査によると正戶五、一四三、六九九戶附戶二二三四、一七三戶合計五、三七七、八七二戶てあつて、一戶六人として三二、二六七、二三二人となる。尙ほ民國四年の農商工部調査による山東省內農戶數は五、〇五一、三五四戶てあつて、一戶六人として省內農民は三〇、二二〇八、一二四人となり、郵政局の調査による人口三〇、八〇三、二四五人と略ほ似て居る。卽ち山東省の人口を三千萬人とする說は殆んと確定と見ることか出來る。更にその人口の密度を見るに、一九一〇年の民國政府調査によると前述の如く人口は割合小額に計上せられて居るに關らす、其の密度は一平方哩五百二十八人てあつて、郵政局の推算五百五十人に比して二十二人の減少を見るか、彼我參酌して省內の人口密度は五百五十人內外とすることは學者の見解と一致するものてある、次に我日本の密度は大正五年末調にて平方哩三百三十八人てある、之を山東省の其に比較すれは約平方哩に付百九十人乃至二百十二人少き割合てある。卽ち

日本人口密度を一として山東省人口密度一、六に當る。山東省は我本島の約七割弱の面積を有する支那大陸の一半島に過きないに斯の如く其の包含する人口は實に三千餘萬人に上り、勢人口の過多に苦しみつつあることは明白てあつて、北支那に於ける勞力供給地として顯著なる所以てある。而して滿洲に於ける人口の密度を見るに、大正四年滿鐵調査課調に依れは、毎方哩奉天省一三二人、吉林省七〇人、黑龍江省一二人東三省合計五三人てある。人口稠密なる山東か斯る稀薄なる滿洲の地と一衣帶水の間に在り、而して滿洲に於ける各種の事業と開拓とは勞力を要することか盡大てあつて見れは、山東勞働者か滿洲に進出し、更に遠く西伯利蒙古に向ふことは當然と云はねはならん。

三　山東省内に於ける住民の職業別は諸種の統計から推算すれは、全住民の八乃至九割は農民てあつて、一割乃至一割五分は商工業五分は他の雜業に從事するものてある、而して本省に於ける物產か示す如く、工業加工品は極めて少く其大宗は農產物てある點から見るも、住民の大部分か農牧の業に從事することか分る。試みに大正七年度李村に於ける職業別統計を見ると次の如きものてある。

	男 本業者	男 家族	女 本業者	女 家族	合計	半農者
農業	三五、六七五	一五、〇二九	三二八	四三、〇四九	九四、〇八一	—
林業	一八	十	—	二	四六	—
漁業	五一	二四	—	八一	一五六	二、一七七
鑛業	二六四	九九	—	三七五	七三八	三一八
工業	五〇五	一八三	—	六三〇	一、三一八	二九二
商業	七九九	二六二	—	九八四	二、〇四五	五八六
交通運搬業	九六	二七	—	九八	二二一	—
官吏	九一	三二	—	一一〇	二三三	—
雜業甲	三一七	八五	—	三八三	七八五	—
雜業乙	三一三	八七	二三六	三四四	九八〇	六
無職業	一、七六〇	三七八	—	六九五	二、八三三	—
合計	三九、八八九	一六、二二三	五六四	四六、七七〇	一〇三、四三六	三、三七九

而して以上の職業外に管外出稼男二、三九〇人女一〇人合計二、四〇〇人であつて同年度季村に於ける總戸數は一九、二五〇戸である。右各職業別人數の總人口に對する百分率を示すと次の如くであつて、此の農業中三割は他の雜業を兼業するものである。

農業	九〇・九〇%	林業	〇・〇四四%
漁業	〇・一五	鑛業	〇・七一
工業	一・二〇	商業	二・〇
交通運搬業	〇・二一	官吏	〇・二三
雜業	一・七〇	無職業	二・七

要するに省內住民の職業は、李村管內百六十七箇村に於ける統計か示す如く、住民の大部分卽ち九割は農民てあつて農民以外の雜業は殘餘一割てある。併し芝罘、濟南、濟寧等の大商業地の外各縣に縣城街かあつて、物質の取引業其他の雜業に從事するものも亦尠くないから之等の業務に從事する住民等を概算して、省內住民の八割五分は農民、一割五分は他の雜業に從事するものと推算することか出來る。

四　農耕地の狀況を見ると宣統三年及民國三年、民國農商部の發表に依れは、省內農家一戶の所有耕地面積は四一畝八てあつて最も大なるものは貴縣の七七七・三畝て最小なるものは臨沂縣の〇・二畝てある。併し青島守備軍司令部の調査に依ると臨沂縣の如きは他縣に比して小地主は多いか右の農家一戶當り平均耕地面積〇・二畝は餘りに小にて該縣に於ける農業當事者の言に依ると平均十畝內外てあらうといふことてある。之を以て見るも民國官憲の調查か可成り誤

の多いことか分る。而して民國官憲調査の四一畝某と云ふ面積は吾か二町四反に該當する、之をそのまま信しないにしても吾か國大正元年農家一戸當り平均耕地一、〇五九町と可成りの開きかあると云はねはならん。併し之は山東省の農民か分家をしない習慣てあることを知つたならは、一概に稱して日本の農家耕作面積に比して大なるを常とすと云ふことは出來ぬ。又土地利用の情況を見るに、大正九年度に於ける本邦の農耕地は總面積に對し一五・八パーセントてあつて、山東省の農耕地は總面積の二〇パーセントに當る、兩者の人口の密度の相違を比較して一定面積に就いての人口數は、山東省は日本と伯仲の間にあるてあらう。而して日本の耕地一定面積に於ける人口は、東洋以外の各國と比較して拔群にして、實に耕地百町當り人口は九一四人てあることを知れは思ひ半に過くるものかある。而して山東の東部山地帶の如きは殊に到る處螺旋形の道を設け麓から頂上迄殆と餘地なく耕耘せられて居るから、その土地利用の狀況を窺ひ知ることか出來る。

五　或は山東省か年々多數の苦力を出すことは、必すしも土地磽瘠てあつて人口過多なるかためてあることはない、本省は古來蠶業、漁鹽の利に富み、地味も半島中部脊梁高原帶を除けは概して肥沃てあり、總ての農産物の栽殖に適して居り、大農よりも小農多く、其生活程度は

低いか略平準し、且つ家內工業は普及して居るが故に、其の生活は存外餘裕あると云ふ說もあつて、山東出稼民は決して窮餘の出稼では無く、鄕里に多少の餘財あるも、次男三男と生れて厄介視されることを嫌つて出稼するものであると云ふのである。併し歷史か山東省位ひの程度に古くなると、貧富の懸隔は隨分非しくなり、そして土地の兼併は行はれ、貧困者は次第に貧乏になつて行き、又財產か兄弟に均分さるる習慣であると稱せらるるも、實際は兄弟かそれを持つて分家することは稀れて皆一家に住つて、力を併せて祖先傳來の土地を失はさらんことを力めて居る二男三男を厄介物扱ひする所ては無い、彼等は多年の慣習と經驗から貧しい財產を分割する事は直ちに貧民生活に陷らねはならぬ事を承知して居る、而して平常は「口減らし」の爲に、出稼し得る人間は悉く出稼するのてあるから、農繁期には寧ろ他から人を雇ひ入れる必要か有る位て、山東の百姓は大部分切りつめた生活を營んて居るのてある。又山東の都鄙を通して百姓や貧民階級の者か、其の日の生活の助けに要せる十錢に滿たさる金を以て、肉的營業を營ましそれて生活の資料を得ることに努めて居る者もある位て、生活の餘裕は決して豐かなものては無い。山東省農民の大多數かギリギリ一杯の切つめた生活を營んて居る證據は、少しの旱魃、洪水、蝗蟲の害に遭ふも忽ち出稼民の人數か非常に膨脹し、殊に老弱婦女を擧けて一

家總出稼することを見ても分る。

六　省外に出稼する勞働者が困窮の極に出稼すると又餘力有るものが出稼するとに拘らず、彼等が故鄉を出ることは、他日歸鄉して土地を購ひ安樂なる生活を營まんが爲めである。又彼等は愛鄉の念は極めて強く、一時出稼するも常に粗衣粗食に耐へて財を蓄へることに專心し、其目的を達するや忽ち鄉土に歸り、先づ耕地を購ひ平和なる家庭を作ることに努めるのである。雨雪風霜の難に耐へて粗衣粗食を少しも意に介せず、勞働に勤勉にして孜々貯蓄する彼等勞働者に向つて、その貯蓄の目的が何處にあるかを問へば、彼等は異口同音に未婚者は求妻のため既婚者は故鄉の土地を購はんが爲めと答へるのである。從つて故鄉に於て耕耘する農夫の如きも收穫物は勉めて賣却し、此極度の集約に依つて貯蓄に努める。斯くて故鄉に居るものも斯る努力と集約とを以て生業に從事すると共に、省外に出稼する勞働者も亦同じ心懸と努力を以て勞働に從事して居る。而して彼等の努力の結晶は莫大なる送金となり、山東の貿易逆調決濟となつて現はれて居る。即ち大正二年以降八年まで六箇年に就いて、輸入貿易超過額を平均すれは汽船貿易入超額三百八十萬兩、民船貿易入超額六百十一萬兩、兩者の合計超過額は九百九十一萬兩に及んで居る。此の貿易額の缺算は、出　稼苦力の勞銀に據つて決濟せられて居る。今一說

に從ひ出稼苦力一年の各貯蓄高を六十弗と見積る時は、出稼人總數を三十萬人と假定するも一箇年の總計は千八百萬弗となり、而して苦力一箇月の所得か平均十弗内外に達することは略標的を誤ら無い所てあつて、その半額四弗乃至五弗の餘剩を節約し得るものと推算するも間違無いに近い。

第二章　出稼情況

第一節　出發地及到著地

第一　出稼及歸還の時期

出稼勞働者か滿洲に渡來するには多く一團を爲して渡來し、單獨にて來ることは殆んと無い、而してその時期はほゝ一定して居る、卽ち陰曆正月末から始り淸明節前後か最も多く四月に至つて減少するのてある。其歸省は十一月下旬から十二月中旬に亘つて引揚け歸鄕するものてある。之は冬期結氷中は滿洲の事業は概ね休止し、勞力の需用減少するに依ると、又彼等か出稼中の貯蓄を携へて樂しき正月を迎へんとするか爲めてある。而して福建省、廣東省の出稼民の如く海外に向ふものは、山東省、直隸省の出稼民か出稼地を一衣帶水の間に控ねて年々往來し得るか如き事情の下に無いから、その出稼の時期又歸省の時期も多少趣を異にして居る、卽ち南方の海外出稼民は陰曆正月に出稼することは山東、直隸の出稼民と同しきも盂蘭盆會を終りたる後をもその時期とするのてある、卽ち一箇年內の渡航者は陽曆三、四月最も多く五、六月に於て漸次減少し七、八月は殆んと之を見す九月に入り再ひ其の數を增し十二月に及んて減少し一、二

月亦甚た少い。歸來者は舊暦の節季前竝に盂蘭盆前最も多く平時に於ても相當の歸來かある。苦力の出盛時期と歸還時期に至れは、海に陸に彼等の來往は織るか如き殷賑を極め、鐵道會社、汽船會社、客棧は之等苦力の吸收に全力を注き、互ひに相競爭して運賃割引其他有らゆる方法を以て彼等を優待し之か吸收に腐心するのてある。

第二　出發地

出稼苦力か滿洲に入る經路から觀察すれは(一)陸上鐵道を利用するか若くは全然徒歩に依るものと(二)海上汽船若くは戎克船に依るものとの二つに大別することか出來る。(一)陸上より滿洲に來るものは(イ)徒歩若くは京奉線にて直隷省から來るもの(ロ)朝陽、凌源等の熱河管轄地及ひ山海關方面から錦州を經て徒歩にて來るもの及ひ(ハ)山東方面から津浦及ひ京奉兩線聯絡取扱に依つて入滿するものてある。而して京奉線若くは京奉津浦兩線聯絡取扱を利用して滿洲に來るものは此等の鐵道か割引輸送を一年度に於て入滿の時期及ひ歸還の時期の兩期に期間を限つて實行することゝ、而して此の割引輸送時期に輸送せらるゝ苦力の大部分か天津、德州、濟南、泰安等の津浦鐵道筋からの乘車數か過半數を占めて居ること、卽ちこの過半數は山東苦力てあることゝは陸上鐵道を利用して滿洲に入る所の苦力は大部分山東苦力てあることを

想像せしめるのである、徒歩にて直隷方面並ひに熱河及山海關方面から滿洲に入るものは、その出稼と歸還の時期は大體普通の時期に依つてその數か高低するか土地の近接とその採る方法から自ら知る如く必すしも左樣てはない。(二)海上渤海灣を横斷して來るものは少數の南省人を除く外は殆んと山東苦力である。而して海陸を問はす山東苦力か山東を出る經路は略々定まつて居る(イ)東部地方の者は芝罘、龍口、青島等から滿洲に入り(ロ)西部地方の者は津浦鐵道にて天津に出て滿洲に入り(ハ)又別に濟南より小清河を下り羊角溝を經て滿洲に入るのである。

一　芝罘を經由するもの　當地を經由するものは從來十萬乃至二十萬人と稱せられて居るか近年青島か開けた爲めに十二萬内外に減少した、而して此地を經由する者は東部海岸地方の者か大多數を占め又客棧の關係上平度、昌邑、濰縣地方から來るものか少くない。海關報告に依ると次の如くてある。

芝　罘

	大正六年		大正七年		大正八年	
	往	來	往	來	往	來
安東	二八、九一五人	一六、五三六人	三二、〇三〇人	二一、四四七人	一九、四四六人	二九、四〇〇人
大連	四〇、三二三	三五、九七五	三六、〇五八	四〇、六七九	五七、二三〇	四三、二九三

	六年度 往	六年度 來	七年度 往	七年度 來	八年度 往	八年度 來
營口	五、八〇五	八、二四四	八、六四六	六、〇一三	五、〇八六	四、八九二
合計	七五、〇四三	五〇、六五五	七六、七三四	六八、一一五	八一、七六二	七二、五八五

二　龍口を經由するもの　當地は數年前迄營口行苦力移出港として年々十萬人を移出したか、近年路を青島に取るものか次第に增加した爲め稍々移出苦力の數を減んして來た、同地回漕業者の調査に依ると次の如くてある。

民國三年	往	五二、九七〇人	來	三二、三四〇人
民國四年	同	六一、五五五	同	四八、五三三

又大正六、七、八年度海關報告に依ると次の如くてある

龍口

	六年度 往	六年度 來	七年度 往	七年度 來	八年度 往	八年度 來
安東	一、〇一〇人	一、三〇六人	二、一二八人	一、八五二人	一、七七五人	二、三三五人
大連	一一、九六五	一〇、六二六	一〇、六八六	一四、一三六	二九、二三〇	二〇、一二五
營口	三二、六三八	三〇、八〇一	三〇、〇九〇	二六、五〇〇	三三、四二一	三〇、〇八五
計	四五、六一三	四二、七三三	四二、九〇四	四二、四八八	六四、四二六	五二、五四五

當地經由の苦力は掖縣、平度、昌邑、濰縣及ひ黄縣の者か最も多數を占めて居る。

三　羊角溝を經由するもの　西部山東小清河、黄河地方から戻り鹽船に便乘して當地へ出て夫より龍口又は芝罘に出て又は直接民船にて滿洲に出つるものであつて從來二萬人以上であつたか現今は減少して居る。

四　津浦鐵道を經由するもの　西南部山東及ひ津浦鐵道沿線地方から同鐵道によつて奉天又は營口に出つるものであつて京奉鐵道と連絡運賃（小工特別運賃）の協定かある、尚ほ天津に下車して船便にて營口大連に行くものもある。

五　青島を經由するもの　元來苦力移出港としては芝罘、龍口及羊角溝を主なるものとし、獨逸か租借の當初に於ては此地を經由する苦力の數は殆んと一萬に滿たない少數であつたか烱眼なる獨逸人は青島繁榮の一策として苦力吸收に努めた結果、世界大戰前に於ては當地を經由する苦力は一箇年九萬人を超ゑ龍口、芝罘の壘を摩する盛況を呈するに至つた、日本か領有の後も當局は同しく意を注いで吸集を畫し山東に於ける重なる苦力移出港たらしめたのである、而して海關統計に依る滿洲との苦力出入數は大正六、七、八年度に於て次の如くてある。

青　島

	大正六年度 往	大正六年度 來	大正七年度 往	大正七年度 來	大正八年度 往	大正八年度 來
安東	人 一、五二三	人 九九一	人 一、一八四	人 一、一五〇	人 二、一〇〇	人 五、〇一三
大連	九二、九二七	四三、六九一	五四、〇二九	四九、五二四	四六、九五五	三九、〇九三
營口	—	—	—	—	—	—
計	九四、四五〇	四四、六八二	五五、二一三	五〇、六七四	四九、〇五五	四四、一〇六

青島を經由するものは卽墨、膠州、諸城、高密、萊州、沂水、莒等を始め山東鐵道沿線から來るものを主とする、現今苦力移出港としての青島は芝罘、龍口を凌ぐ盛況を呈し自國の內外に出したる數は大正八年度に於て五九、九四〇人大正七年度に於て九九、五九二八人大正六年度一四三、五五三人に及んで居る。

第三　到著地

滿洲に入る苦力の取る徑路は、右の如く陸上よりするものは津浦、京奉兩線を利用するか、若くは徒步にて滿洲に入るもので、その到著地は營口又は奉天とする、尙ほ此の外に錦州を經由するものもあることは旣述の如くてある、而して海上より滿洲に入るものは青島、芝罘、羊

角溝及龍口の山東諸港及天津から出るものて之等各港から滿洲に渡航するものは安東、大連、營口に上陸するのである、而して到著又は、上陸した苦力は或はその土地に止り或は暫らくその土地に止まつて景況を觀望し然る後滿洲各地に進出し或は又直ちに鐵道を利用して南北滿洲に進出するのである。

一 京奉線にて滿洲に入るもの　京奉線にて滿洲に入る苦力にして奉天皇姑屯驛に下車するものゝ數は、大正十年度及大正十一年度の苦力輸送時期に於て次の如くである。

大正十年自二月二十三日至五月六日	(輸送日數六五日)		一一七、〇三四人
大正十一年同	同	(同　五〇日)	一二八、八四六人

而して十一年度には人員に於ては一萬二千人を增加してをるか輸送日數に於ては前年より減してをるのである、若し十一年度に於て直奉戰か無つたならは更に增加して居つたことか想像出來る

(1)十年度及十一年度京奉線乘車出稼苦力の乘車地方から見た數は滿鐵奉天驛長の調査に依ること次の如くてある。

大正十年度

驛名	三月	四月	五月	合計
大凌河	二、〇〇七人	三四九人	—	二、三五七人
塘沽	二、〇四三	七二七	—	二、七七〇
軍糧城	二、二五六	七〇	—	二、三二六
天津車站	五一、〇七九	一一、〇一一	—	六二、〇九〇
蒼州	五、六八三	四、〇六四	五一六	九、二六三
浦東鎮	一、〇一一	—	—	一、〇一一
連鎮	一、四五五	—	—	一、四五五
德州	二、一三九	一、一二七	—	三、二六六
平原	五七四	一、五七二	九七	二、二四三
禹城	四、四九九	九九一	二五	五、五一五
濟南府	一〇、四〇〇	四、八二二	一三五	一五、三五七
泰安府	五、〇六三	一、四七六	九四	六、六三三
嚴州	一、二二八	一、五一六	四	二、七四八

臨城	三二	八	—	四〇
合計	八九、四二九	二六、七三四	八七一	一一七、〇三四

大正十一年度

驛名	三月	四月	五月	合計
大凌河	三六二人	一、二六〇人	一一四人	一、六六九人
塘沽	二二二	一、一一七	一四三	一、四八二
軍糧城	二八二	一、六二二	四七	一、九五一
天津車站	四、三三一	一六、九八〇	二、六二八	二三、四四三
滄州	一、三七四	四、九四九	三一七	六、六四〇
浦東鎮	三二一	三、〇二七	四三二	三、七八〇
連鎮	四八一	三、〇七〇	四一〇	三、九六一
德州	八、一七一	一八、四九〇	一、五三二	二八、一四三
平原	二二九	三、〇三五	三二九	三、五九三
禹城	四三四	四、〇三五	三二八	四、七九七

濟南府	三、八八三	一一、二二三	六三七	一七、七三三
泰安府	一、五四一	七、六七八	四六六	九、六八一
嚴州	三、八七三	一一、二二三	六三七	一七、七三三
臨城	—	一一七	四	一二一
合計	二六、五〇四	九三、四七三	八、八六九	一二八、八四六

右表に依れは京奉線皇姑屯驛下車の苦力は天津、德州、濟南、泰安等津浦鐵道筋からのものか乘車の過半數を占めて居る、京奉線輸送の出稼苦力の大半は山東苦力てある、兩年度の月割輸送高を百分比にて示せは次の如くてある。

月割		二月	三月	四月	五月
十年度	一〇〇%	—	七七%	二二%	一%
十一年度	一〇〇	二一	七二	七	—

(2)右の如く到著した苦力か如何に分散するかを觀るにこの中南滿鐵道に乘車するものは

1　奉天驛にて下り列車に乘車するもの

2　奉天驛にて撫順行列車に乘車するもの

3皇姑屯驛に下車陸路北行するものにして奉天鐵嶺間の中間驛に乘車するもの

4撫順行苦力にして一旦奉天城内に入り城内より孤家子迄歩行して乘車するものであつて、その總數は大正十年度には五萬六千三百二十六人、大正十一年度には七萬七〇三三人であつてその餘の者は奉天に留り若くは奉天を中心として四方に分散するものである。

二　營口に到著するもの　營口に到著する苦力は未た汽車、汽船の利用せられない當時は、開氷を待つて海路民船に依つて來るか、又は天津を經て陸路徒歩にて來るかの二途を採つたものであつて山東苦力とは昔から淺からぬ關係がある、然るに一度交通機關が發達し交通系統が變更するに及んで海港の開發と倂ち彼等が經過する通路も亦從つて大いに變化を來した、現今營口に上陸する苦力は天津、芝罘及龍口から來るものであるか龍口から來るものか主位を占めて居る、南滿鐵道營口驛長報告に依れば卽ち左表の如くである。

營口上陸苦力

仕立地	大正八年	大正九年	大正十年
天津	二六、〇八九	七四、四七一	三五、五五九
芝罘	五、八八五	三、〇二四	六、一四六

龍口	四三、二九一	三九、六五八	三六、七四六
計	七五、二六五	一一七、一五三	七八、四五一

(1)大正九年度に多かつた事は北支那饑饉の爲めてある、尙ほ本調査數の內には一部苦力にあらさるものをも含むことを斷つて置く。

(2)營口上陸者中大凡五千人は同地に止り、一萬人は徒歩東山、撫順に行き、四萬人は乘車北行し、四萬五千人は奉天まて徒歩し同地より乘車北行するものてある。

(3)營口經由歸還苦力の數を營口驛長報告によつて示せは次の如くてある、此の數は既に記述した山東各港出發の人員と對比せは可成の開きかある、此の間の事情は一括して後に記述する。

營口歸還苦力

仕向地	大正八年	大正九年	大正十年
天津	一〇、〇九五	九、二四四	二、六五八
芝罘	三、五八六	三、五九七	三、四七三
龍口	三二、五六九	二七、五五四	二三、九四五
合計	四六、二五〇	四〇、四〇〇	四九、一〇三

三　大連に上陸するもの　大連に集散する苦力は主として山東省から渡來するものであつて直隷省からのものは之に次ぐ、兩省の出産地は山東省に在つては主として登州、濟南、泰安地方にして、萊州、青州、沂州亦尠くない、直隷省に在つては山東省境方面竝に天津保定附近のものが多い、今大正九年より同十一年に至る三箇年間の苦力の大連に上陸數を海務局調に依つて示せば次の如くである。

大連上陸苦力

仕立地	大正九年	大正十年	大正十一年
青島	六八、九八三	五四、五七五	七一、六四九
芝罘	八六、五二一	五七、三一一	八二、八四二
龍口	一八、六二五	二〇、六五五	二五、八六〇
天津	七、七五〇	一一、六六四	一五、六七五
其他	二、九五四	二、五一八	二、六七四
計	一八四、八三三	一四六、七二二	一九八、七〇〇

(1)大正九年及大正十年分は滿鐵調査課の調査に、大正十一年分は海務局調に依るものである。

而して上陸者中年々二萬五千人は大連に止り一萬人は乘船して他の方面に行き、他は貨物列車又は普通三等客として乘車北行するか若くは徒歩北行するものである。

(2)大連から山東及天津方面に歸還するものは滿鐵調查課の調によれは大正九年に於て七萬八千三百十七人、大正十年に於て八萬二千七百四十七人である又大正十一年に於ては海務局調にては九萬九千二百二十五人である。

四　安東に上陸するもの　安東は伐木勞働者及近來勃興せる柞蠶絹績絹絲勞働者として山東より年々多數の出稼民を迎へてをるか、芝罘から來る出稼民か最も多數である、滿鐵安東地方事務所の統計に依れは安東上陸苦力數は次の如くである。

安東上陸苦力

仕立地	大正九年	大正十年	大正十一年
青島	二、五六〇	二、二一八	二、一五四
芝罘	三八、〇八一	三四、六四九	三三、六二四
龍口	二、二七五	二、〇六三	二、〇〇二
計	四二、九一六	三八、九三〇	三七、七八〇

この外安東へは大連へ上陸せるものか再び渡航其數一年に凡そ二千五百人内外ある、安東に上陸するもの〻中凡そ一萬人は同地に止り、他は材木勞働者若くは農業勞働者として奥地に入る。

五　浦鹽斯德に上陸するもの　　當港出稼する山東苦力は主として東部の文登、牟平、榮城の各縣、南部の海陽縣、西部の黃縣、萊州府等から來るものであつて、仕立地は芝罘を第一として青島之に次ぐ、その徑路は(イ)芝罘、青島から直航船によるものであつて、本線による時は約四日を要す(ロ)仁川元山を經由するもので、この徑路に依れは其費用は最小額を以て足るも元山に於ける乘船期日不確定なる不便かある、所要日數は少きときは四日通常は一週間を要すとしなけれはならぬ(ハ)大連から鐵道便に依るもので、從來は四日半を要した(ニ)龍口より營口を經て浦鹽斯德に至るもので、其日數は從前は同しく四日半を要した、而して出稼者の數は日本領事の報告に依れは次の如くてある。

浦鹽斯德上陸苦力(第一)

	大正三年	大正四年	大正五年
岩城商會取扱人數	五、五三四	一二、五二七	六、三一三

其他の會社取扱人數	一一、八五三	一八、二四六	一、七〇五
仁川經由	—	二、三〇四	—
露國義勇艦隊取扱	—	—	九、六六六
合計	一七、三八七	三三、〇七七	一七、五〇二

備考 右は大正三年より同五年上半期に亘る直航及朝鮮經由の者にして大正三年及大正五年上半期の仁川經由は少數につき略したるものである。

又大正六年度以降三箇年間の浦鹽斯德渡航苦力は民國海關の統計に依れは次の如くてある。

浦鹽斯德來往苦力

	大正六年		大正七年		大正八年	
	來	往	來	往	來	往
芝罘	六、九五四	六、〇八二	七、八九八	六一	五、七八〇	一九、五二八
青島	—	—	—	—	一、一九四	一、三二四
合計						

右は直接山東を浦鹽斯德に向け出發したものてあるか、尚ほ多少仁川、元山を經由して同地に向つたものゝあることゝか想像出來る。

第四　滿洲に出稼する人數

一　營口驛長か南滿鐵道運輸部に對する報告に於て來往苦力人員數に關して苦力のみの調査は容易にあらさることを斷つて居る、何を苦力と認む可きは亦容易に解決し難い問題てあることは本篇の開頭に既に述へた如くてある、前節數項に於て山東を鐵道或は汽船に由つて滿洲に來往する苦力として數字を擧けたものは船舶に於ては四等客たる甲板客として、又鐵道に於ては貨物列車乘客として輸送されるものてあつて確實に苦力と見做す可きものてあると思ふ、然し乍ら彼等か全然苦力のみにあらさることは例へは阿波共同汽船會社はその靑島、仁川航路の甲板客に對して特に食物として白米の粥を供し居るか、四等客に對しては各汽船會社共に湯茶以外に食物は提供しない事になつて居るので、阿波共同汽船會社の措置は固より好意の上からてもあるか、同航路の甲板客には出稼商人か多く、以前から食物の提供を習慣として居るのてある。出稼勞働者以外に彼等を目當とする出稼商人とともに、又單なる出稼商人も尠くないてあらう。而して滿鐵線によつて北行する際貨物列車に搭するものも歸還の際は普通三等客として南下し尙ほ大連、營口に甲板客として到著するものも北行の際必すしも貨車に依らす普通三等客として乘車するものも多い故に貨車輸送客のみか苦力とも云へす又甲板客か悉く苦力とは云

へない、併し乍ら出稼民として記述する際甲板客と貨物車輸送客は之を一律にすることは毫も不可無いてあらう、又實際に於ては苦力の甲板客の數か實數以下に發表せられて居る事か多い、之は云ふ迄も無く船舶には夫々一定の積載量かあり、又衞生と海難に對する設備の點から乘客の數に制限がある、之に違反する事は法の禁して居ることてあつて航海の安全を期する爲當然てある、併し此の事は苦力輸送に就ては種々の點から稍々寛大なる取扱を受けて居る、ある人の話に渤海沿岸航路は苦力輸送に依る收入か無けれは船會社は船舶の運用に於て採算上不利てあるといふ、又苦力出入港は苦力の出入の多いことは海港の繁榮に至大の關係かあることてもある、之等の點を考慮すれは些少の寛容は又無理からぬことてある。而して實際渡航する苦力數が外部に發表せらるる數より多いことは單に右の事情に基く許りて無く、船會社の内部に於て賑房限りにて取扱ふものが多いことに原因する場合か寧ろ注目に値する。最近某會社の山東航路に於て輸送苦力か本社へ百人として報告せられたが、實際は千二百名輸送したといふ實例がある。

二　以上の點を考慮に置かさるも現今滿洲に出稼する苦力を概算すれは、大連に上陸するもの二十萬人、營口に上陸するもの十萬人、安東に上陸するもの四萬人、京奉線にて來るもの十三

萬人合計四十七萬人、之に朝陽、凌源等の熱河管轄地方及山海關方面より錦州を經て徒歩北行するもの二萬人、竝に直隷方面より徒歩にて來るもの及民船にて倒著するもの等を合すれは五十萬人を上下することゝなる、固より苦力の渡來集散は年々の事情に依つて其員數に高低かあつて一定する事は出來ない、例へは銀相場の如何に依つては京奉線にて奉天に出るか又は海路大連又は營口に出るかに依りその數に差を生し、京奉線に於ける苦力吸收策か成功したならは山東苦力か海路渡滿するものは減少し、山東省及直隷省の作物の豐凶によりて出稼人に增減かあるか如くてある。

三　滿洲の人口は凡そ二千五百萬人てあつて年々の增加は五十一萬人てある、我日本の人口增加か年々七十五萬人てあるに比し著しき高率を示して居る、然し我國の人口增加は自然增殖率か高きに基き、滿洲の人口增加は移住增加率か高きに基くものてある、而して滿洲に出稼する年々五十萬人を超ゆる民國勞働者の中幾何位殘留土著するものてあるかは不明てあるか、「滿蒙の大勢」に依れば凡そ七割のものか殘留するといふことてある。又南滿洲と北滿洲との人口の增加率を比較して見るに、北滿洲の人口の增加率は南滿洲の人口の增加率に比して遙かに多いことを知るのてある、之は北滿洲か新開地てあつて移住民の收容力か北滿洲に比較して大きにこ

と、元來人口か稀薄てあることゝに基因するものてあるか、又出稼民の北進の傾向を示すものと云はねはならぬ。尤も北滿洲の人口增加は出稼移民の進入に基くことを主なる原因とするか、併し又南滿洲の各地の住民か北方に漸次移動することに基くことも尠く無い。

第二節　出稼民の輸送

第一　鐵　道

一　京奉鐵道及津浦鐵道　山東乃至同方面より陸路滿洲各地に往來する出稼勞働者の輸送の爲、京奉鐵道に於ても津浦鐵道に於ても夫々割引輸送の方法を講してあり、兩鐵道の聯絡も出來てゐる。特に滿洲より歸還する勞働者か營口の結氷に依る海路の杜絶を補ふ爲には此の聯絡は有利に利用せられてゐる。

(1)　出稼苦力の輸送は總へて無蓋貨車を用ゐ一輛に六十人を收容し、毎年陽歷十一月以降三箇月間の輸送期には一日四、五列車（一列車二十五輛聯結）を動かして居る。賃金割引の程度は普通三等賃金の五割三分乃至六割の賃金を徵して居る、卽ち往復共に四割乃至四割七分の割引をしてをる、唯京奉線と滿鐵線と聯絡は三等客以上に限られてゐるので、貨物列車輸送客には

聯絡の途か適用せられて居ない。

(2) 京奉線の皐姑屯驛（奉天）に著す聯絡各驛よりの乗車賃を示せは次の如くである。

發驛	三等運賃	特定運賃	割引率
大凌河	弗 仙 二・六〇	弗 仙 一・〇〇	割 六・〇
糖沽	八・一〇	四・〇〇	五・〇
軍糧城	八・四五	四・〇〇	五・三
天津	八・六五	四・〇〇	五・四
蒼州	一〇・三五	四・五〇	五・八
浦東鎮	—	四・七〇	—
連鎮	—	四・八〇	—
徳州	一一・七五	五・〇〇	五・七
平原	—	五・一〇	—
禹城	—	五・二〇	—
濟南	一三・一五	五・四五	五・八

泰安	一四・一五	五・八〇	五・八
嚴州	—	六・一〇	—
臨城	—	六・五〇	—

二 南滿鐵道 出稼勞働者の北行するものに對しては、特別なる輸送の方法を講してある。而して一般に苦力の輸送は貨物列車を使用するものとのみ限定しては居らぬ、三等列車に依つて北行するものも尠からさるものかある。貨物列車を以て輸送するものは總て有蓋車を使用し、大連及長春間及大連より主要驛間に限られてゐる。

(1) 山東方面より來る出稼勞働者を輸送することを目的として、山東鐵道と大連汽船會社と滿鐵會社との間に輸送聯絡か出來て居り旅客及手荷物の運輸を聯絡してゐる。而して滿鐵會社に於ける聯絡著驛を撫順、奉天、開原、長春と定め山東鐵道の乘車驛を膠州、高密、丈嶺、岞山、黃旂堡、坊子、濰縣、昌樂、青州、淄河店、張店、周村、明水、濟南、淄川、博山の諸驛となし海上の聯絡は大連汽船會社これに當つてゐる。三線聯絡の特種聯絡賃金は次の如くである。

イ 南滿鐵道大連發各著驛間運賃

撫順（金）四・〇〇円　奉天（金）三・六五円
開原（金）五・〇〇　長春（金）七・〇〇

ロ　大連汽船會社運賃

青島大連間（銀）一・四〇円

ハ　山東鐵道各驛青島間運賃

膠州	（銀）〇・四五円	高密	（銀）〇・五五
坊子	〇・九五	濰縣	〇・九〇
青州	一・二〇	張店	一・四〇
周村	一・五〇	濟南	二・〇〇
淄川	一・五〇	博山	一・六〇
文嶺	〇・七五	岞山	〇・八五
黄旅堡	〇・九〇	昌樂	一・〇五
淄河店	一・二五	明水	一・七〇

聯絡輸送の期間は二月上旬より四月上旬までとし、聯絡乘車船劵の通用期間は普通十五日間特

殊のものは十二日間となつて居り、特殊輸送のものは手荷物の託送を受けさせさることとなつてゐる。

(2)　右の外に南滿鐵道會社は切符委託販賣制度を設け、下記各汽船會社をして割引三等乘車券及聯絡割引三等乘車船券を委託販賣せしめて居る、而して船舶に於ては甲板客として、鐵道に於ては貨物列車にて輸送さする、而して聯絡券は芝罘、龍口、青島より大連を經由するものと龍口、天津より營口を經由するものとがあり、著驛は鞍山、奉天、鐵嶺開原、四平街、公主嶺、長春、撫順に限られて居る、委託販賣者は政記公司、阿波共同汽船會社、東和汽船會社、東和公司かこれに當つてゐる。代賣切符賃銀は次の如くてある。

著驛＼發驛港	割引三等乘車券賃金		聯絡割引三等乘車船券ニ適要スル當社線賃金		
	大連	營口	芝罘、青島、龍口 大連經由	龍口 營口經由	天津 營口經由
鞍山	二・九五円	—	二・八五円	—	—
奉天	三・七五	一・七五円	三・六五	一・六五円	一・七五円

鐵嶺	四・八〇	二・六〇	四・七〇	二・五〇	二・六〇
開原	五・一〇	二・九〇	五・〇〇	二・八〇	二・九〇
四平街	六・〇〇	三・八〇	五・九〇	三・七〇	三・八〇
公主嶺	六・五〇	四・三〇	六・四〇	四・二〇	四・三〇
長春	七・一〇	四・九〇	七・〇〇	四・八〇	四・九〇
撫順	四・一〇	二・二〇	―	二・一〇	二・二〇

(3) 滿鐵の特種輸送は北行旅客に對するもののみであるから大連汽船會社は山東鐵道と協定し南行歸還の勞働者の輸送を取扱つてゐる。

第二　汽船

一　渤海灣内を主とせるもの及南支又は朝鮮沿岸に聯絡ある汽船業者は何れも出稼勞働者の輸送に關係を有して居るか、主なるものは滿鐵會社と割引劵委託販賣特約のある前記船會社、英商太古洋行、民國商招局、田中商會、鹿玉軒、朝鮮郵船會社であるか、此外に尚ほ大阪商船會社、日本郵船會社の北支那航路船も亦苦力の輸送に關係してゐる、又出盛時期には割込船か非常に多い。この種の風來船とも稱すへき割込船か輸送賃金を攪亂するに最も力があるものであ

る。

二　苦力の輸送賃金は常に各船舶業間の競爭を惹起し、時々の協定はあるか絶ゑさる競爭の爲に兎角に破勝てある。次に最近の運賃表を示す。

出發港	到著港	甲板客賃金	大正十一年二月
營口	天津	大洋三・〇〇	東和汽船會社調
	龍口	小洋二・四〇	同
	芝罘	同　二・四〇	同
大連	旅順	小洋〇・五〇	大連汽船會社調
	龍口	同　二・二〇	同
	登州府	同　二・四〇	東和汽船會社調
	芝罘	同　二・四〇	同
	青島	大洋二・〇〇	同
	天津	小洋六・〇〇	大連汽船會社調

	上海	同	三・八〇
	安東	同	三・八〇
芝罘	安東	同	三・〇〇
青島	安東	同	二・五〇

阿波共同汽船會社調

此等の賃金は各取扱店競爭の結果として時々變化のある計りではなく青島大連間の船賃の如きは各年一月、二月に於て二圓五〇錢の運賃か三月に至りて一圓に低下し四月、五月は八〇錢六月に入りて一圓、七月、八月、九月、十月、十一月、十二月に二圓の變化を見せてゐる。其の運賃の最も低下したる時期は最も輸送の盛期であつて、其の低落は主として各船の競爭に出るものである。

第三　賬房と客棧

客棧は出稼勞働の輸送機關として重要なる關係に在ると共に、勞働者の招集を事とする船會社の賬房との關係は更らに密接である。而して賬房は常に客棧と聯絡をとり、聯絡船乘込及各地の聯絡上に便宜を與ふるのである。而して客棧は出稼苦力の宿泊を取扱ふと共に奧地に入り込み出稼苦力の招募を取扱ひ若くは請負ふものである。大連市内に於ける主なる客棧は二十六

西崗子に九其の他市外の各所にも轉在してゐる、營口は勿論芝罘、龍口、青島、天津等竝に奥地各地方と聯絡して便宜を講してゐる。

第三章 一般狀態

第一節 農業勞働者

第一 滿洲の開墾事業

滿洲に於て勞働者と稱するものは、大體に於て農業勞働者であると共に、滿洲出稼勞働者も主なるものは亦農業勞働者であることは明である。而して出稼農業勞働者にして既墾地の耕作に勞役するものも元より少くないか、其の多數を占むるものは北滿開墾事業に從事するものである。開墾地は清末解禁の反動として、恰も決堤の勢を以て北滿乃至滿洲東部及蒙古方面に展開せられたのであつた。これか爲一面土地の清丈と相俟て(一)奉天省には主として東部及西方卽ち遼西地方に展ひ、又北方吉林省全省の放荒章程、自報外科章程、勘放官荒試辦章程の制定となり土地拂下の決行となつた。(二)黑龍江省に於ては民國三年黑龍江省招墾規則となり、一時頓挫したる招民開墾を再行し、相應して北方開墾の實蹟を擧くることに努力したる結果、民間

開墾會社の勃興となり、艮吉公司、吉林惠吉公司、墾殖協會、大同利墾公司、黑龍江裕民墾殖有限公司等か主となり、奉天の東部吉林の東部及北部即ち東支鐵北方、竝に松花江流域黑龍江方面には松花江沿岸及東淸沿線の開墾に努め、移民の招來に努めたる結果、獨立したる農民竝開墾勞役を目的とする農業勞働者の集中を見るに至つた。斯くて農業勞働者特に開墾に關するものは、此等の地方に主として分布せられ、此の他の熟地耕作者又は阿片其の他の藥種栽培等其の內容は元より多樣てある。

第二　農業勞働の內容及勞銀

農業勞働者は男子たることは勿論てある、女子は出てて勞働者として賃金を得ることは稀有のことてある。而して農業勞働の內容は一般開墾、播種、收穫の全般に亘る、又其の雇傭に就ても長期に亘るもの（長工又は年工）と月傭（月工）日傭（日雇）等の期間の區別かある。勞銀も亦長工、月工、日工に依つて異る許りて無く又地方の事情とに依つて同一なることを得ないか、滿鐵農務課調によると次の如くてある。

年工

關東州內　六、七十元乃至五、六十元

月工

奉天附近	六、七十元
開原	五、六十元
公主嶺	六十元乃至五十元
洮南	七、八十元
白音他拉	七、八十元

日工

	二箇月雇一箇月分	五箇月雇一箇月分
關東州內	一・〇元	五・六元
奉天	一・〇	七
開原	七・八	六・七
公主嶺	八・九	六・七
洮南	一・二	八・九
白音他拉	一・二	八・九

	農米一日一人	農炊期一日一人
關東州内	三・四角	四・五角
奉天	三・四	四・五
開原	三	五
公主嶺	三・四	五・六
洮南	四・五	七角乃至一元
白音他拉	四・五	二元乃至二元五角

以上は何れも食事は雇主の負擔てある、大連、奉天等の大市街附近に於ては工場勞働者、土木建築其他の方面の勞働者賃銀に支配せられて一般に高價てある、又洮南、白音他拉方面は云ふ迄もなく新開地てある爲めに、勞働者の供給かやゝもすれは不足を告けんとする結果他地方に比して高價なるを免れ無い。而して日雇勞働者の賃銀は時期に依つて甚しき差異かあり、概して春期下種當時には低廉てあつて、其の後は漸次騰貴し除草、中耕時に於て最高に達し夫れより收穫時迄は中耕除草の賃銀率を維持するか或は多少低減する場合か多い。滿洲の農業勞働者賃銀は右の如く日本其他海外諸國に比して未た甚た低廉てあるか、之を支那東部諸省に於ける農

業勞働者賃銀と比較すれは比較的に高價なものである、卽ち民國七年度に於ける農商部の統計により支那各省の農業勞働者賃銀を見るに次の如くてあつて、各省中新疆省を除いては滿洲か最も高價てある。

次に東三省以外に亘る大略の勞銀を參考として掲くる

地方	年給（供食）最高	年給（供食）普通	年給（供食）最低	日給（供食）最高	日給（供食）普通	日給（供食）最低
	大洋元	元	元	元	元	元
京兆	五〇・〇〇	二五・〇〇	五・〇〇	〇・五〇	〇・一五	〇・〇五
直隷	四五・五〇	二三・八〇	九・〇七	〇・三〇	〇・一三	〇・〇四
奉天	六〇・二〇	四四・〇〇	二八・七三	〇・六〇	〇・四三	〇・二七
吉林	六四・〇〇	四五・〇〇	三一・七五	〇・五一	〇・二六	〇・二三
黒龍江	七〇・七〇	五四・六〇	三八・三〇	〇・四三	〇・二八	〇・一八
山東	二三・八二	一六・三二	一一・七二	〇・一八	〇・一三	〇・〇八
河南	二四・二五	一四・二五	八・七五	〇・一四	〇・〇九	〇・〇六
山西	二六・〇〇	一八・六七	一〇・六七	〇・二五	〇・一四	〇・〇九
江蘇	二七・二〇	二三・六〇	九・〇〇	〇・二八	〇・一八	〇・一一
新疆	二三九・一一	一三一・一九	九三・七七	〇・八一	〇・四六	〇・三三

第二節　伐木勞働者

第一　伐木勞働組織

滿洲に於ける伐木勞働者と關係ある森林は鴨綠江上流林場、松花江上流林場、東支沿線の林場、黑龍江沿岸林場、東支線林場、小興安嶺林場及大興安嶺林場等に亘り可なり廣き範圍と內容とを有してゐる。勞働組織の內容は、地方の事情に依りて元より一定なるを得さも一般に把頭を以て一組織の單位としてゐる。次に林場の概說及伐木勞働班組織の一班を敍述することとする。

第二　鴨綠江木林勞働者

一　鴨綠江の森林は滿洲の東南隅に偏在したる爲め、始めは江岸に至る迄樹木か密生し居つたと思はるゝか、此地方に移住するものか增加すると共に本流及各道溝に近き平地は伐採開墾せられ之れより附近の山林は火入開墾の際延燒し、或は採伐せられ、原野と散生地を增加し、現在森林として指を屈す可きものは、植物帶上多くは寒帶に屬するものであつて、溫帶に屬するものは少ない、而して山火伐採及移民開墾の力に依る森林の減少の程度は、比較的渾江に多く

大江流域に少ない、又有望なる森林は大江流域に於ては帽兒山以上各道溝の上半部及長津江、南社水等てあつて渾江流域に於ては通化以上哈泥河、羅圈溝、紅土崖、三岔子等の上半部に存在して居る。之等の森林内に存在する主なる樹木は紅松、杉松、黄柞等の針葉樹及水曲柳、胡桃楸、色木、柞木、楡木、黄波欏、刺楸、樺木、楊木等の落葉濶葉樹てあつて油松は渾江口以上には森林として存在することは稀てある、而して奥地の原生林に於ては、針葉樹六分濶葉樹四分内外の割合てあつて、樹齢は不整てあつて一年生より數百年に亙り、針葉樹中に於ては樹齢二百年内外、胸高直徑三尺以上、樹高十五六間以上のものか多く、その密生した原生の有様は眞に壯觀を呈して居る。

二　鴨綠江沿岸地方に於ける少量の採伐事業は八十年前に於て著手せられたもの ゝ 様て、千八百四十五年には、山東人の有力者か靉河と鴨綠江の合流點たる馬市臺附近に於て、伐木業者より其流下材の二割を徴收したと云ふ說かある。當時に於ては未た採伐を專業とする木把の團體無く頗る幼稚なる採伐事業てあつて、其木材は大孤山沖の鹿島及鴨綠江の獐島等に於て賣買せられたものてあるか、その後光緒初年に至りて單に沿岸少量の採伐に止らす、眞に組織的の勞働團體を以て各支流に於ける良木を擇伐するに至つたものてある。明治三十五年（光緒二十八年）

に至り諸國地方官と材木商との合同事業として、資本金二十萬兩の株式組織を以て、東邊道管理の下に木植公司なるものか成立し、伐木資金の貸付木把及材木商の保護監督を爲し、兼ねて木材賣買に付課稅したか不正の事多く、商民の怨恨を買ひ間も無く同公司は不況に陷つた。恰も南進に努めたる露國は、その政策の一端として森林會社を起し、龍岩浦に大施設を試みて、途中停滯材の買收と採伐事業に對する投資を爲し、兵力と金力を以て活動し、木植公司に大打擊を與へた。而して翌年卽ち明治三十六年には日淸人合同の日淸義盛公司か京城に於て成立し義州、安東、龍岩浦間に於て大いに露國森林會社と對抗し、紛紜衝突相踵て起るといふ有様てあり、殊に滿洲撤兵問題は漸次極東の天地を暗くし、遂ひに日淸義盛公司は露國森林會社の爲に其の計畫を防けられて、事業の成功を見るに至らなかつた。彼の鴨綠江流域露韓森林條約か締結せられたのもこの時代てあつて、鴨綠江森林問題は端なくも日露戰役の導火線となつたのてある。日本軍か鴨綠江の戰鬪に勝利を得九連城一帶を占領するに及ひ、安東縣軍政署はその木材を管理したるか、明治三十八年に至り日本は軍用木材廠を新設して、軍政署の木材管掌事務を繼承し、後日露の滿洲撤兵と共に軍用木材廠は木材廠と改稱され料棧竝把頭に採伐資金の貸出を爲したか、明治四十年日韓兩國政府は協商の上統監府營林廠及西北營林廠の官制を發布

し、兩廠を合せて鴨綠江を左岸朝鮮側の森林の經營に當らしめた、之れか今日の朝鮮總督府營林廠の前身てある。又翌年明治四十一年日清兩國政府は日清協約附屬第十條に基き鴨綠江採木公司を設立し　爰に木材廠は徹廢せられ同公司は協約に基いて鴨綠江右岸支那側木材の專賣權を獲得し、更に料棧及把頭に採伐資金の貸出及本流頭道溝より二十四道溝に至る間、江間を去る六十清里間を專採區域として直營採伐作業を營むこととなり今日に至つて居る。

三　鴨綠江の林業は大別して直營採伐事業及貸金採伐事業とする、前者は採木公司の專採區域に於て同公司か經營し、又左岸に於て營林廠か經營して居るものであつて、後者は採木公司又は料棧か木材を抵當物件として貸金を爲し、木材賣却後元利金を回收するものである。尙ほこの外に請負採伐事業といふものかあつて、前二者の中間に位して居る。

(一)　直營採伐は勞働者を日傭とし又は出來高に依つて賃金を支拂ひ、事業主自ら直接監督するものであるから監督の如何勞働者選定等は直接事業の利害に關係するを以て多大の勞苦を要するか、廣大なる事業の經營には適し無い。鴨綠江流域に於ては從來此方法を執つたものは無いては無いか、現今は稍々性質を變化して請負採伐に類似したる方法を採つて居る、純然たる請負と異る所は作業別に請負者を交迭するに在つて部分的請負と云つてよい。

(2)　部分的請負採伐は、作業別に伐木、造材、運材、管流、編筏、流筏等に從つて請負を爲すものであつて、取引の習慣上之を直營採伐に含ましめて居るか故に、請負採伐事業と云へは伐木より著筏迄凡て同一請負者に依つて請負ふ場合を意味して居る。請負採伐事業は事業主自ら爲すもので無く比較的勞苦は少いか、若し請負者の選定を誤れは直ちに事業の成否に關係するを以て之か選定には最善の注意を拂ふことを要する。而して請負者の選定は、隨意契約又は競爭入札に由る。

(3)　貸金採伐事業は一は料棧を經て把頭に貸金するものであつて、一は直接把頭に貸金するものである、共に其主要の擔保物件は木材てあるか、料棧に對しては把頭よりも信用か多いから單に其信用に依り、又は土地建物其他の物件を擔保として貸金を爲す事か多い、料棧に對する貸金は單に採木公司のみか實行し、把頭に對する貸金は採木公司及料棧共に之を實行して居る。

四　林業に從事する勞働者は左岸朝鮮側と、右岸民國側に依つて多少趣を異にして居る、卽ち朝鮮側は營林廠か朝鮮人と雖日本式に養成したる爲め、伐木夫、杣夫、運材夫、筏乘夫等の名稱を用ひて居るか、民國側勞働者は一般に木把と稱し、木把の頭領を把頭と稱し、把頭に家把頭、山把頭の區別かあり、この外に管賬的、股子、大師夫、吃勞金等からなる勞働の組を作つ

て居る、家把頭は資金の調達、器具、材料、食糧、被服の買入、人畜の雇入、木材の賣却等凡て業務に從事し、最も權力のあるものであつて、山把頭は伐木、造材、運材等現業の指揮と監督を爲し、又管賬的は會計記帳を爲し、股子は木材賣却後利益分配の約束を以て勞働に從事し、平素は單に食料及小使錢を得るのみである、吃勞金は必要に應し或期間内一定の給料にて雇入れるもので、又大師夫は炊事に關する凡ての事を司るものである。吃勞金中には月工と稱する月給定のものもあれは、冬勞金、小勞金、大勞金等の區別もある、冬勞金は伐木より拉木終了迄の期間、小勞金は流筏期間内、大勞金は管流流筏期間を通して各賃金を定めて雇入れるものであつて、此内に特に流筏の水先案内を爲すものを卯子といふ、尙ほ以上の外に造材の際出來高拂にて雇入れるものを坎鋒子的と稱し、編筏準備の挽材をなす爲めに雇入れるものを鋸口兒的、拉木の爲めに雇入れるものを把犁と云ふ。之等の組織を要約すると次の如くになる。

- 家把頭
  - 管賬的
  - 山把頭
  - 股子
  - 大師夫
  - 臨時傭
    - 賃金は事業の出來高に依らざるもの（普通吃勞金と稱するもの）
      - 月工
      - 大勞金…卯子
      - 小勞金
      - 冬勞金
    - 賃金は事業の出來高に依るもの（普通吃勞金と稱せざるもの）
      - 鋸口兒的
      - 砍鋒子的
      - 把犁

五　鴨綠江森林は朝鮮側營林廠經營の下に於ては、從來皆伐作業を行つて居つたか之等は例外てあつて、殆んど全部は擇伐作業と云つてよい。營林廠及ひ採木公司の直營伐採作業中には民國木把の外に日鮮林業夫を交へ、管流、編筏、流筏等に多少の差異は無いてもないか略大同小異てあつて、民國木把の作業と殆んと同しものてある。把頭は資本主を得ると八月又は九月の二箇月間に山把頭、管賬的、股子は安東、若くは山元の町てある通化、帽兒山等にて準備を整へ僅少の旅費と吨啦及伐木造材器具を携行し、權利を有する楂子頭兒(伐木地)へ九月若くは十月に入山する、而して之より翌年三月に至る六箇月間を採伐作業の時期として居る。先つ山小屋を建設し伐木造材に要する器具材料竝に食糧炊具を運搬し、更に地方に於て吃勞金を雇入れ、大師夫卽ち炊夫を置き準備を整へて伐木造材に從事するのてあるか、先つ開山と稱し豚肉と燒酒を以て大いに將來の發展を祝し山神を祭るのてある。造材に際しては時期の都合により更に出來高拂を以て增員することかある。凡て木把は星を頂いて山小屋を出て星を戴いて山小屋に歸るのてある。愈々造材を了らんとする際は氣候は旣に寒氣に向ひ、積雪を見る時節てある。此場合把頭は農家に於て牛を雇入れ、集材を開始し次いて牛馬橇卽把犁を雇入れ運材に著手する、運材は出來高拂てあつて把犁は全然請負制度を普通として居る。尤も工夫把犁

と稱し一日幾何として雇れるものもあるか、之は雪融の時期か近つき事業上の期日か切迫したる場合等に於てゝある。木材の曳出は之を拉木と稱し、把犁には始め契約の際總曳出賃の約半金を與へ、殘金は後に拂ふを普通として居る、拉木中、股子及吃勞金は拉木道を修理し或は艄子の製造等に從事する、拉木の終了と共に吃勞金を增加して編筏の準備作業に著手する。準備作業は方子、板子の挽割、字號、押號、掏眼の鑿穿、編筏材料たる串連、杆子、撓子等の調達てある。淸明節の候に入れは木材を小川に入れる、之を掀橙と稱しる。掀橙の後には管流作業に移るものてあつて、管流には堤堰の設備を以てすることもあるか、通常天然の增水を利用し岩石、暗礁等に掛つたものを把鈎を以て離し流下を補助するに止まつて居る。愈々管流材か木鼻編筏地に來るときは頭繩を以て木材を繫き、之を圍繞して流下材を集め編筏に從事する、此地點を拿圈子と稱する。編筏か終るとともに直ちに花棚子其他流筏作業に入用なる大招等を製作し、粟其他の食糧を路米として積載して增水を待つて居る。一度增水あれは之を利用して安東に向ひ流下するものてある。營林廠作業及ひ採木公司の直營作業には、管流の際專ら堰出しの方法を用ひ、筏は日本式を採用とする場合か多い。日本式筏は其編組か輕妙簡易てあつて流下に技術を要するか增水を待つ必要無く、平水にても間斷無く流筏に從事する事か出來

る。

六　鴨綠江上流に於て年々伐木に從事する民國勞働者は、毎年二萬人以上に達し、大部分は山東省出身のものであつて安東に上陸し同地から入山するものである。

第三　吉林省に於ける森林勞働者

一　吉林省は淸朝の屈起して天下を統一するに及び、その發祥の地たる故を以て他省人の移住開墾伐木を嚴禁したが、元來樹木と共に人蔘、毛皮、鹿茸及砂金の產地として有名なる爲め、之等のものを採る爲めに潛入するものが絕えず、從つて森林も採伐され、更に最近二十年來之等の地を開放して移住開墾を獎勵したる爲め、山東、奉天方面よりの移住者は盛んに押寄せ、非常なる勢を以て採伐し、又東支鐵道の布設以來露國側に於て獲得せる伐採權の爲め大規模の伐材が行はれ、林地を減少した事は多大なるものがある。然し交通不便なる山獄地帶は今尙ほ千古斧を入れさる原生林が鬱々蒼々として存在して居る。就中松花江、豆滿江、牡丹江及烏蘇里江等四大流域の上流には、莫大なる森林があり、今やこの地より伐出する所謂滿洲材は滿洲特產物の主要なる地位を占めて居る。その樹種は鮮くないが、有用樹種と認む可きものは、針葉樹にアては紅松、杉松等九種、又濶葉樹に於ては椴木、柞等十九種である。

二　本省に於ける伐木勞働者中、東支鐵道沿線の各森林に於て伐木に從事するものは、凡て二萬二千人であつて、山東出稼人は約七割を占め、其他の地方より來たもの及ひ朝鮮人、露國人は三割を占めて居つて山東出稼人か亦重きを爲して居る。而して數十人の木把及牛馬は把頭に引率せられ入山すること、又一つの木廠子（木把の團體）か大把頭の下に家把頭、山把頭を戴き各種の木把より組織されて居ることは他の地方に於けるものと異る所は無い。而して一箇の木廠子は單位を一道鋸とし、大なる木廠子は數箇の道鋸を併せた員數を有して居る。今道鋸の組織を見ると次の如くてある。

把頭	一	人畜の雇入、器具、材料、被服、糧食の調辦事業の監督
先生	一	金錢の出納、事務及記帳
道頭	一	運材路の修繕
修道的	一〇	道頭の指揮の下に土工に從事する、特に置かず他の勞働者を兼務せしむることである
斧頭	一	樹木の選定、伐木及編筏
斧手	二	伐木に從事するもの
鋸頭	一	木取の選定及木取並に造材夫頭

鋸手	三	造材夫
爬犁頭	一	橇出人夫頭にてし集運材の指揮を爲すもの、運材は他と區別して請負はす事が無い
趕爬犁的	二〇	集材、運材夫
大司夫	一	炊事頭
炊夫	三	炊事の助手其他の雜役
馬夫	二	家畜の飼養
頭棹		水先案内及流筏の指揮を爲す、必要に應じて臨時に傭入れる
後棹		同上筏夫、人員不定
計	四七	人員は場所によつて差異がある、小班には十二名內外のものがある

把頭は舊曆八、九月の候入山し、伐木事業地を選定の上一度出山して事業計畫を定め、勞働團體を組織して十月下旬再び入山する。

三　財東(資本主)と把頭との關係は次の如くである

(イ)　財東自ら事業を經營する場合は、資本主が把頭たるものであつて、自己の下に小把頭を置き、成績によつて利益を分配するか若くは把頭に請負はすものである、東支鐵道沿線に於

ける各木材公司は左の如き組織にて請負を爲さしめ、更に把頭は小把頭に請負はしめる。

事業主…支配人
- 鐵道工事主任……請負
- 製材主任……請負
- 伐木主任……請負
- 給與主任

（勞夫（伐木夫、運材夫、製材夫））

（ロ）財東と把東と利益分配の契約の下に行ふ場合があるが、この際は把頭は給料を受け無い。

（ハ）財東は資金の貸付のみを爲し、一期に三割内外の利子を附して木材賣却後償還を受ける。

四　又把頭と部下との關係は次の如く三種の關係がある。

（イ）股子　各勞働者共同にて事業を經營し、把頭は作業に依る一切の物資を供給するか、給料を支拂はす、一定の事業終了の時精算を爲し、提供　たる勞役に應し利益を分配するものがある。

（ロ）雇傭　勞働者は物資の供給を受けるか、事業上の損益には關係する所無い。

（ハ）請負　各分業に應し、爬犁頭、斧頭の如く小頭目に部分的請負を爲さしめる。その名稱は次の如くである。

一　包　砍　伐木造材請負
二　包　拉　陸上運材請負
三　包　穿　牌　編筏請負
四　包　放　流筏請負

五　東支鐵道沿線の森林勞働者は出來高拂にて賃金を受け、伐木製材は枕木一本三十哥內外薪一立方サーゼンに付三留五十哥內外、電柱一本二十哥內外、細材一本一留內外、手挽板材一枚八哥乃至二十哥の率てある。鐵道沿線に運搬する費用は大約枕木一本に付八哥乃至一五哥、薪一立方サーゼン三留乃至三留五十哥、電柱一本一五哥乃至二〇哥、丸太（角材）一本三〇哥乃至五〇哥てある。（以上の賃率は戰前露貨一留我一圓に相當する時のものてある）斧鋸等の道具は普通請負者より貸與へ、返還のとき損料として其價格の二割に相當する金錢を徵收する、又全々破損したるときは實價の三、四割高價を以て賠償させられる。勞働者の食料は請負者及下請負によつて中間の利益を占めらるを以て頗る高價となり、又賃金は請負者か木材を納入したる後、更に下請負に支拂ふを以て、勞働者の手に渡るには非常に遲れる、從つて勞働者は食物を下請負より前借し後に計算する。之等の事情から冬季の激烈なる事業か終るも、勞働者は

一文も殘さぬ事が多い。又下請負者は勞働者の射幸心を利用して、賭場を開帳して彼等の有金を卷揚げる事が多い。

第四　黑龍江沿岸森林勞働者

一　黑龍江沿岸地方に於ける伐木は主として呼瑪爾河上流及璦琿、羅北縣地方であつて、その需要は主として露國側の需要を目的とし、建築材たると共に薪材として重きを爲すものである、從來黑龍江沿岸の支那側に於ては、露國より自由に國境を踰て盜伐をやつた結果、千九百六年より規定の木植税を課すると共に、國境に守備哨所を增設して嚴重に盜伐を監視するに至つた、露國はその極東の經營に各種の材料殊に建築材及薪材は多くこの地方より仰いで居つたが、露國の擾亂は建築界の不振を來してその需要は激減し、又交通機關の紊亂は北滿材として市場に搬出するを困難とし、僅かに江岸地方の都邑に建築材として多少の取引あるのみであるが、薪材は露國側沿岸に於て殆と伐採し盡され、船舶業者はその燃材の缺乏を訴へて居る許りて無く、地方住民並に黑龍鐵道にとつても需要を痛感され、盡く支那側に供給を仰いで居る次第てある。而して民國官憲は江岸に於ける各郵站を保護する必要上、薪材は五百立方サーザンまでは無税にて伐材せしむるのみならす、一般住民には自家用に限り自由に採伐を許し、之を賣込

む場合に一立方サーザンに付露貨十留を課稅し、其地の警察所或は駐在所に於て代徵して居る、樹種は寒帶圈內に屬し、概ね北海道北半部の森林に髣髴して居る。

二　黑龍江岸の木把は圭として採金夫を兼ね純然たる木把は少い、而して把頭も亦隨時に採金の把頭となり、收益を追ふて轉々とするものか尠く無い。伐採は亦貸金採伐及請負採伐の二種の別かある、貸金採伐は製材業者たる資本主か信用ある把頭に資金を貸付け、黑龍江の解氷を俟て流送せられたる材木を市場相場より幾分低廉なる價格を以て買收するものである、木把一日の賃金は食料は把頭持にて露貨七八留である、或は採伐高に應して支給するものかある。請負採伐は出來高拂てあつて、手挽業者及木材業を副業とする商家は稀に把頭をして爲さしむることかある。木把は每年六七月入山し、採金の傍ら伐採に從事するものてあつて、十月下旬から始め十二月下旬に終る、一定の區域內に十五人乃至三十人を容るゝに足る小屋掛を爲し、此所に起臥して伐採、造材を爲し適當なる溪流の邊まて牽出して管流を爲すのてある。

第三節　鑛山勞働者

第一　滿洲の鑛山勞働者

一　滿洲に於ける鑛業の種類は尠く無いか、古來最も盛んに行はれて居るものは石炭採掘業てある、近時世人の注意を惹ける耐火粘土の採取、滑石、金昌石、苦土礦等の採掘業はあるか鑛業として見るときは其の規模は何れも少であり、又金、銀、鉛、亞鉛等に於ても試掘中のもの稼行中のものもあるか之亦規模は少さい、鐵鑛に於ては本溪湖煤鐵公司の原料鐵山たる廟兒溝鐵山及ひ鞍山製鐵所附近一帶の鐵山か、大規模に採掘されるに至つたか、之も鐵價暴落の影響を受け製鐵業は不振の狀況に在る爲め從つて採鑛も亦活氣を提せす、現在に於ても亦石炭採掘業は鑛業中最大なるものである。斯業に從事する勞働者も鑛業勞働者全體凡そ五萬人中八、九割を占め、而して石炭採掘鑛業中その規模の大なる點に於て撫順炭鑛に及ふもの無く、其使用支那勞働者も日日五萬人を超ゑて居る、實に滿洲鑛業勞働者の研究は撫順炭礦に盡きて居る觀かある。

二　滿洲に於ける鐵鑛の採掘は、石炭採掘とともに古來より行はれたか何れも支那式の姑息なものであつた爲め、近世の大規模なる採炭、採鑛か採用されるに至つては、支柱、選鑛、機械等の技術を有するものは甚た缺乏して居るか故に、之等は日本人を以て補ひ、支那人に於ては天津、唐山地方のものを以て充て居る。唯砂金採取業は古來廣くから行はれた爲めに多少其技

術に熟練なる勞働者か各地に散在して居るか故に、一朝某砂地か富金部に會したを云へは立ち所に數千の採金夫か郡を爲して集つて來る。而して採炭に從事する勞働者は近來撫順炭礦の如きは西邊外(直隷省朝陽、凌凉)に募集の途を開拓し、好成績を擧けて居るか、主として山東出身の出稼勞働者てある。東三省の出身のものにて鑛山勞働者となるものは無いては無い、例へは古くより鑛山業の行はれた本溪湖、牛心臺の如き地方の土著勞働者、又農閑に出てて鑛山勞働に從事する農民もあるか、彼等は主として坑外の雜役に使用し得るに過きす、又農民は副業として生活の補ひを以て勞働に從事するものてあつて、假令比較的高償なる賃銀を得るも、農繁期には相率ひて歸郷し鑛山勞働に從事する方か農業に從事するより數倍の賃金を得るも全然この方面に趨か無い、又遠方に出稼すること無く郷里の近くに止る故に、農閑の勞働者を得ることは鑛業地の狀況特に農民生活の餘裕如何によるのてある。本溪湖炭坑地方の如きは細民か多く、且つ比較的古くから諸工業か行はれた爲め、農閑勞働者を得ることは容易てあつて同炭坑の約四割を占めて居る。

三　滿洲に於ては鑛山勞働者として、日本人は技術を要する職工として地位を保ち得るのみてある。勞働に於ては各方面に於ける事業に於けると同しく民國人の敵ては無い。云ふまても無

く賃金と體力との關係てある。而して頭腦と技術に於ても民國人も次第に近世的技術に漸次習熟して來たから油斷は出來無い。又朝鮮人は今より凡そ五百年前高勾麗の末葉に於て、南北滿洲は勿論西は遼河を超ゑ關內から北は沿海州に至るまて、餘す所なく鑛產地を探索し金銀、銅、石炭等凡そ彼等の技術の及ふものは、總て之を利用したものの樣てある。淸朝の滿洲封禁時代に於ても鴨綠江を超ゑて通化、懷仁、興京地方に於て砂金を採取した事かある。今日朝鮮人か鴨綠江流域、間島、琿春地方或は沿海州の一部に於て鑛山勞働に從事するもののあるは往時の餘勢と云つてよい。この他の地方に於ては殆んと無い。本溪湖廟兒溝鐵山に於ける經驗ては彼等は怠惰て酒癖かあり、その勞働能力は到底民國人に及はす、兼二浦製鐵所の如きも民國人を賞用した程てあつた。

第二　鑛山勞働者の募集と移動

一　滿洲各般の產業に於けると同しく、鑛山業に於ても亦苦力の募集は事業經營上重大なる意義を有するに至つた。撫順炭礦に於ては夙に此方面に著目し、山東方面に於ては濟南及靑島に出張所を置き、又直隸省に於ては朝陽縣城內に募集所を、錦州及ひ凌源縣特牛營子に招工公所を置いて募集の手を廣け漸くその需要を盈して居る。本溪湖炭坑は附近の土著勞働者及ひ業閑

の農民を以てその需要を充し、特に常設機關を設くる事は無い。苦力頭か隨時その勢力圈内に於て募集して居る。其の他の群小炭坑は出稼民若くは農民、或は土著勞働者を以てほゞ需要に事缺かぬ情態にある。

二　滿洲及直隸山東各地に於ける支那勞働の募集に就いては、從來特別の取締規定は無かつたか、大正七年四月に北京政府か歐洲出稼苦力に關し發布した民國僑工條例竝に募集承換人取締規則の濫用の結果、之を滿洲出稼苦力に適用して、撫順炭礦募集人か山東各地に於て、其苦力募集に當つて屢々阻害せられた。元來撫順炭坑の苦力募集に就ては、撫順煙臺炭坑總則に「鑛夫の雇傭に關し淸國官憲は充分の便宜を與ふ可き事を」規定しあるを以て、前記の規則の適用は當ら無いものて、固より後間も無く了解を得た。

三　鑛山勞働者の移動の頻繁なる事は世界共通の事實てあつて、殊に滿洲に於ては鑛山勞働者の大部分は出稼苦力てある爲め、其新陳交替は甚た繁激てある。撫順炭坑に於ける苦力の移動は一萬人內外の採炭華工中、日日百數人の來坑及ひ退散を見る、又本溪湖炭坑に於ても在坑一箇年に充たさるものか全人員の九割五分以上を占めて居る、而して之等苦力の移動竝に減少逃亡の原因を考へると凡そ次の如きものである。

(イ)定期的原因　　毎年暖く一定の時期に起るもの
(ロ)不定期的原因　　時期を定めさるも、常に生し易きもの
(ハ)例外的原因　　過去に於て稀に起つたもので今後に於ても無しと保し難いもの

(イ)定期的原因

(1)四月解氷期に起る苦力の移動

例年冬期に於て諸工事及農事の終息とともに一部の苦力は冬籠的に撫順其他の炭坑に集中し來り此時期を過きると徐々退散する。

(2)農繁期

苦力の大部分は農業を主とし、其他の業を副とするものか多いから農繁時期に入ると共に非常に減少する。

(3)十一月頃滿鐵沿線請負諸工事か急に完成を要する時

沿線に於ける請負諸土木工事か冬期に向ひ、□□工事の完成を急く場合に請負人は習慣として工賃高きを以て非常な誘惑を試みる。

(4)舊正月

出稼苦力か越年の爲め歸鄕するものか多い。

(ロ)不定期的

(1)滿鐵沿線に大工事か始まるか小工事か頻りに起る時。
最も適例は立山に於ける大工事である、諸方の勞働者は貧乏して集り其影響は殆んと滿鐵沿線に於ける勞働者使用側に於て多少とも蒙らぬものは無かつた。之れ諸工事創辦の際に只管其組織完成を急く爲め工賃の如何を問はさる爲めてある。又地方に於ける小工事は大局より見て格別の影響は無い樣てあるか、其一地方に於ては相當苦力の爭奪か行はれ自然に賃銀は騰貴し勞働者の減少を見る。

(2)支那官憲か募兵をする場合

(3)苦力產地と目せらるる地方の農作か豐饒なる場合及不作の場合
豐作の場合は出稼者は少きのみてなく、出稼のものも鄕里の豐作を聞いて盛んに歸鄕する。

(4)金銀の比價か變動して銀價か騰貴せる場合。
金建拂の處より銀建拂の所を選んて轉んする。

(5)募集勞働者輸送中他の誘拐を受くる場合。

(ハ)例外的原因

(1)直接炭坑に影響を及ほせし露國行苦力募集

西比利亞に於ける鑛山伐木の事業並ひに鐵道工夫として滿洲並に山東にて大正五年より六年に亙り募集したる際は、撫順附近の苦力を募集する爲め奉天市内に募集所を設け密かに募集勸誘人を撫順に派遣し、應募者を或は徒歩奉天に至らしめ或は三々五々附近の稍隔つた停車場に集合せしめて、其所から個人個人に乘車切符を購はしめ、箇々別々の苦力か乘車する如く裝ひ輸送する等甚た巧妙なる手段を弄して、大に撫順炭礦の苦力を誘拐した。

(2)英佛行苦力募集

英佛兩國か佛國戰線に輸送する目的を以て、山東に大募集を行つた際、此地より勞力を補充する撫順炭礦等は大打擊を受けた。

(3)ペスト流行

防疫の爲め支那人の通行を禁する爲め、苦力募集上非常の困難を感んし、炭坑に於ける

苦力減少の補ふ事能はす窮境に陷る。

第三　作　業

一　民國勞働者は一般に知識低く殊に鑛山常識を缺く爲め、坑内保安の觀念を缺如すること多く、瓦斯の危險ある場合炭坑内に於て禁を犯して私かに喫煙し、或は切羽に石炭を堆積して通風を害する等役員をして當感せしむることか多い。併し彼等の特長とする所は强大なる體力の持主てある爲め比較的長時間に堪ゐる事てある。而して彼等の操業は本邦に於けると同しく先山(掘り方)後山(運ひ方)の二者か二人乃至四人にて分業的に一組を作つて石炭を掘出するのてある。この一組は一把頭の下に於ても普通同一宿舍内に起居する同鄕人か又は親族若くは朋友知己の間に合意的に結合するもので他から强制し得無いものてある。

二　採炭苦力は二班制卽ち十二時間交代制を通例として居る。唯稀に三班制卽ち八時間交代制を採る所かある。一箇月の稼働日數は金屬山と石炭山と或は新式鑛山と民國古來の土法式鑛山とによつて自ら差別かある。新式石炭山は通例二十日乃至二十五日てあつて、土法石炭山は稍成績良好てある。露天掘作業か時期と天候とによつて支配されることかあるは勿論てある。又直轄制度と納屋制度との稼働日數を比較する時は、直轄制度に屬するものは大體に於て良好て

ある。之は役員か苦力宿舍を巡回して其の出役を促す等に意を用ふるからである。各鑛山共元旦、端午、仲秋の三大節の前後には出役か減少し、又賃金を支給された翌日又は翌々日は休業することを普通とする。鑛夫の稼動は撫順炭坑に於ては大正十一年十月一日平均一、二七一噸である。又同礦露天掘は、坑内掘と比較することは難いか、同一日平均二、〇八二噸である。廟兒溝鐵山は一人當出鑛高塊鑛三噸乃至四噸で、穿孔作業は富鑛約四尺五寸を見た。土法による採炭は一日平均千二三百斤乃至二千五六百斤である。滿洲に於ける鑛山勞働者操業狀態を要約するに、採炭苦力の平均稼動力は藤平田氏の計算によれば一日の採炭高一噸一分、稼動日數一箇月二十二日、一箇年二百六十四日であつて鑛夫一人に付一箇年の出炭高は二百九十噸四分に當る。之を諸外國鑛夫の出炭高に比較すれば日本に次いて最低位となる分けてある。

國名	鑛夫一人につき一箇年出炭高
合衆國	六九〇噸
英國	二八〇
獨逸	二七九
白耳義	一六四

滿洲　一三二
日本　一一八（大正五年統計）

第三　賃銀

一　賃銀は民國人は日本人に比して甚た低廉てあつて、即ち日給平均四十錢てある。然し之は勿論平均てあつて、仕事の難易請負の多寡に依つて差異あるは勿論てある。撫順炭礦の常役民國人最高一圓五十錢、最低十五錢てある。又同礦直轄採炭夫の賃金は平均四十六錢乃至九十一錢、同臨時夫二十四錢乃至三十八錢、請負華工は四十三錢乃至九十六錢てある、土法炭坑に於ては食事は礦主持とし、採炭夫運炭夫共小洋二十五錢乃至三十錢、水工二十錢を標準として居る。

二　勞働者の賃金支拂は日給或は月給、時間拂賃銀制或は出來高拂賃銀制がある。撫順炭坑に於ては傭員以下の日本人は全部日給拂とし、民國勞働者中採炭華工は出來高拂とし、他は傭員臨時華工とも日給拂てある。本溪湖炭坑は坑内勞働者は凡そ出來高拂てあつて、坑外苦力は概ね日給てある。土法炭坑は土地の習慣により出來高拂若くは請負制てあるか、食事は鑛主か負擔するを通例とする。賃銀の支拂は多く民國通貨（主として小洋）を以てする、土法の小炭坑には

石炭又は日用品を分配し、或は貨銀票を發して石炭商人と通貨の交換を爲さしむるものかある。

第四　生活狀態

一　撫順炭礦、本溪湖炭炭等の大規模のものは、資格ある民國勞働者には日本人と同しく物品配給所、共同浴場、宿舍利用の途を開き、又採炭華工に對しても宿舍の設置、物品販賣所、共同浴場等の設備を怠ら無い。炊事は炭坑に於て直營するか又は把頭をして經營せしめて居る。土法小炭坑に於ける鑛夫小屋は、通常在來の農家を利用するか或は略同程度いものを建築し多く石造土壁茅葺てある。

二　鑛山勞働者の娛樂としては、撫順、本溪湖、鞍山以外演劇場の設立せられて居るものは無く、彼等は鑛夫小屋或は市中の客棧、酒客にて胡琴、蛇皮線或は明笛を弄ふのみてある。酒を飲む事は日本人鑛山勞働者の如く甚しくは無いか喫煙癖は甚しい。教育宗教に關しては撫順本溪湖、鞍山ともに各種の施設を怠らす補習學校、小學校を設置し、又民國炭坑夫は一般に老君を崇拜するを以て大低の炭坑には老君廟を見無いものは無い。而し撫順炭礦其の他の新式鑛山は勉めて彼等の舊慣に從はんことを期して居る。

三　鑛山勞働者に對し完全なる扶助及ひ救濟の制度を設けて居るものは、撫順及本溪湖炭坑及鞍山製鐵所のみてあつて、他の諸鑛山は極めて不完全なるものてある。勞働者の團結として見る可きものは無く、たた彼等の同郷關係から親分子分の關係を生して一致團結する意味のものてあつて、各炭坑の把頭の勢力も此所から生して來て居る、又この種の親分子分の關係は、北方の金場に於ては最も著しいか、その中最も著名なるものは夾皮溝、漠河等てある、之等の金場に於ける團結は外界の襲擊と自己の保安の爲め生したる必然の結果てある、又郷土關係を基とする團體と雖も、主義と主張を把持した勞働團體といふ事は出來無い。然し乍ら彼等も歐洲大戰以來の思想の動搖と、殊に山東より歐洲に出稼したる勞働者の歸還の後與へられたる智識とは、尠からす彼等に衝動を與へて居るに違ひ無い。殊に近時南支那に頻發する勞働運動及最近の開礦炭坑の大同盟罷業の如きは、彼等を刺激せすにはをかなかつたてあらう。

第五　撫順炭礦に於ける支那勞働者

撫順炭礦の民國勞働者を述ふるに先ち、大正十一年十月に於ける同鑛の現勢を記せは次の如くてある。

(イ)礦區面積

撫順　約　一、八二〇萬坪

煙臺　約　二三四萬坪

(ロ)出炭

	本月分出炭	本月平均一日出炭	營業開始年月日
古城子採炭所	一〇六、〇〇〇	三、七八六	大正 九・四
千金寨坑	二九、〇〇〇	一、一一五	明治四〇・四
大山坑	四三、〇〇〇	一、六五四	同 四四・四
東郷坑	二四、四〇〇	九三八	同 四四・六
揚柏保坑	三八、四〇〇	一、四七七	同 四〇・四
老虎臺坑	四二、〇〇〇	一、六一五	同 四〇・四
萬達屋坑	一七、二〇〇	六六二	大正 四・四
新屯坑	一七、二〇〇	六六二	同 九・四
龍鳳坑	二二、一〇〇	八一九	同 七・一〇
計	三三九、九三〇	一二・六八〇	

煙臺・採炭所	五、一〇〇	一九六	明治四三・一〇
塔連炭坑	三、六〇〇	一三八	

（ハ）使用坑木

本日中使用高

（ニ）工業

A 發電總量	撫順	五、四五四、六四一	K.W.H.
	煙臺	一〇、八四〇	
B 副生物			
骸炭	骸炭工場・瓦斯工場	一二六、六七〇	K.G.T.
コールタール	電氣工場	三七七、〇七二	
	瓦斯工場	二二、一三八	
	低濕乾溜	九四、一八〇	
硫安		三九二、六六六	
ピーチ		五五〇、六〇〇	K.L.
クレオソート		一二一、二九〇	

		K.G.T.
硫酸		五七〇、三一六
コーライト		五四八、七〇〇

C 瓦斯

供給高	C.	二、二三九、四〇〇

D 水道

供給高	C.M.	三九八、六九四

而して以上の石炭採掘竝に之を中心とする諸種の工業に從事する民國人は次の如くである。

（ホ）從事員

	現在人員	平均所得
	人	円
職雇員及囑託	—	—
傭員中國人	四、三六六	一九・〇四
常役夫中國人	八、〇一五	一〇・七七
採炭華工（撫順煙臺）	七、二八四	六七
臨時華工一日平均	三、二八四	三五

請負華工 一日平均　六、七一〇　五五

從事員總計三萬五千三百三十五人、內日本人二千八百四十人民國人三萬二千四百九十五人てあつて、民國從事員中請負華工以外の傭員、常役夫、採炭華工及臨時華工合計二萬五千七百八十五人てある。而して之等の民國從事員亦大部分は出稼民てあつて、その產地は山東を主とし、直隷、熱河之に次ぐ狀況てある。

一　華工及華工係　始め撫順炭坑開坑の當時は、採炭事業は採炭苦力頭の請負に歸し、苦力の待遇給與等一に把頭の處辨する所に任して居つたか中飽の弊甚しく、炭坑百年の大計上放任す可きに非らさる重要なる事業なるを以て、遂に明治四十一年七月千金寨坑の一部に試驗的に直轄採炭苦力を設け、一方請負採炭苦力をも存置し、兩々比較研究して苦力管理の方法を比較研究した。然るに直轄制を以て管理する苦力の作業能率か著しく良好てあつたから、楊柏堡坑にも一部直轄制度を創むることとなつた。日本人としては始めてかかる多數の民國勞働者を使役する事てあるから、その制度の成功すると不結果に終るとは、將來に關する重大なる問題てあつたから當事者は非常に愼重なる態度を以て研究する必要あり、又從來請負把頭として採用し來つた者の適當なる始末を付くる必要もあり、旁々急に制度を改廢するは從來民國人を支配

するに宜しきを得たる方策に非ざるを以て、漸を以て進む事とし炭坑事業の進捗と請負把頭の收入の狀態とを參酌して、徐々に直轄制度の下に歸屬せしむるか、或は解傭するかの方法を執つて來た、斯くして熱心なる苦力に對する愛撫と把頭の保護との下に、請負把頭は次第に直轄制度の下に歸屬したから、明治四十三年十二月十二日新たに採炭苦力係を設けて、炭坑使用數下の採炭苦力を全然炭坑直屬となす事に成功したのである。採炭苦力係は幾何も無く華工係と名つけられ、採炭華工の募集、組織、鰥方、給與に關する取扱を爲し各採炭所並に工場に配屬する現場苦力係と連絡し、華工配給を圖つて居る。

(1) 撫順炭礦に於ける採炭華工は前述の如く已に採炭苦力の直轄制度に成功したか、尙は今日採炭華工の制度上大小把頭を存置する所以のものは全く華工募集の便宜より出てたものであつて、華工制度運用上大把頭は之を要することは無い。現在の大把頭は華工係の補助機關として始めて重要なるものである。左に現行中の把頭規程を記載する。

一　多數ノ華工ヲ有シ之ヲ監督指導スル方幹アリテ炭礦ノ爲メニ忠實ニ採炭ニ從事スルモノヲ大把頭トナス

二　大把頭ノ配下ニ屬シ之ヲ幇助シ採炭華工數五十人ヲ監督スルモノヲ小把頭トス

三　大把頭ニ對スル給與ハ所屬華工總稼賃金ノ千分ノ三十五ノ割合ヲ以テ毎月之ヲ支給ス小把頭ニ對スル給與ハ所屬華工總稼働工賃ノ百分ノ五ヲ以テ常給トシ尚百分ノ三ヲ各採炭所ニ於テ各小把頭ノ成績ヲ斟酌シ適適奬勵金トシテ毎月之ヲ支給ス

四　各所ニ於テ大把頭ヲ採用セントスルトキハ豫メ相當期間ノ試用ヲナシ其第一項ノ資格アルヲ認メタル上採用ノ手續ヲナスヘシ

前項ニヨリテ試用中ハ相當ノ日給ヲ給スルコトヲ得

五　小把頭ヲ採用セントスルトキ大把頭ノ推薦ニ依リ其職務ニ堪フルノ才幹アルヲ認メタル上採用ノ手續ヲナスヘシ

六　大把頭採炭華工ノ人員減少スルモ之ヲ補充スル能ハス又ハ採炭華工ノ監督其宜シキヲ得サルトキ若クハ炭礦ニ對シテ不利益ノ行爲アリタルトキハ之ヲ小把頭ニ降シ又ハ罷免スルコトアルヘシ

七　小把頭採炭華工ノ監督宜シキヲ得サルトキ其他不適任ト認メタルトキハ大把頭ニ通知ノ上之ヲ罷免スルコトアルヘシ

尙ほ請負華工、臨時華工共にその把頭ありて炭礦に對し必要人員を供給する。

(2)　傭員には甲乙二種の別があり、甲種傭員は主として採炭華工、臨時華工の指揮監督に當るものであつて、乙種傭員は直接各種の作業に從事し甲種傭員の候補者たるものである。而して傭員採用の基準は人物技倆共に判明せるものは隨時傭員として採用し、其他は凡て一箇年間常役華工なる名稱の下に試用し其成績に鑑み技倆熟達せるものの中より採用することとして居る。五千人に近き傭員中十年以上勤續のもの百五十名、五年以上勤續のもの六百名を超えて居る。年齡は大體に於て三十一歲より四十歲までのもの五十%、四十一歲より五十歲までのもの二十五%、二十歲より三十歲までのもの二十五%である。又其出身地と其勞働上に於ける特色の差異を見るに、山東出身のものは坑內作業に從事するもの多く、直隸省出身のものは機械技術方面に從事するもの多く、奉天省出身のものは坑外作業に從事するものが多い。勞銀は彼等の通貨たる小洋銀を以て支拂ふ、三年以上勤續者にして日給五十錢を下るものは無い。

(3)　常役夫は又民國人に對しては常役華工の名を用ふることがある、傭員たるものの階梯であつて其待遇は傭員と異る所は無い。常役華工の大體年齡は十五歲より二十歲までのもの五〇%、二十一歲より三十歲までのもの三〇%、三十一歲より四十歲までのもの四〇%、四十一歲より五十歲までのもの二五%である。而して其賃金は最高一圓五十錢より最低十八錢である。

(4) 採炭華工の採用には現地採用と募集採用とあり、現地採用のものは各坑間を轉々として移動せるものと沿線各地より來坑せるものとある、均しく親戚友人同郷者を辿つて來集し小把頭の推薦によつて現場華工係に於て概略の身體檢査を爲し之を採用する、募集採用を爲したる場合は最近の出張所又は招工所等に於て身體檢査を爲し採炭に適せるものを合格者として採用する、尙ほ詳細の點は募集の項に說明する。彼等の賃金は一日平均小洋七十四五錢である。

(5) 臨時華工は市井の情況により其採用も異り人員供給過多の場合之を選擇する事を得るも、然らさる場合は所有華工を使役しなければならぬ。而して作業の種類と使用箇所の遠近とにより宿舍に收容せるものと毎日市中より募集するものとあり、其採用は把頭に一任して居る、賃金は一日平均二十五錢である。

(6) 請負華工は炭礦の作業に請負人か任用する炭礦か管轄せさる勞働者である。

一　採炭華工募集及採用　明治三十八年奉天戰後我軍か撫順を占領するに及ひ、之より先き採炭班を組織して採掘を開始した煙臺炭坑よりも更に有望なる事を識り、直ちに諸般の準備に著手して同炭坑の採炭を始めたか、時恰も春期に際し煙臺、紅臉溝、本溪湖等は手掘式であつたか之れ等の各地方の苦力を集め、先つ坑内の排水に從事せしめ一方整理濟みの切羽には採炭

苦力を送つて採炭せしめた。此の時排水に從事せるのは約千人、採炭に從事せるものは約五百人であつて採炭夫は殆んど全部山東省卽墨縣出身のものであつた、是れは始め滿洲に於ける小炭山の採掘に從事せる苦力頭把に卽墨出身の者か多かつた爲め次第に同鄕人を誘導して斯業に從事せしめたる結果、卽墨には毫も炭山在らさるに係はらす當時に於ても又目下のに於ても滿洲の炭山に從事する採炭夫の大部分か卽墨人たる以所である、撫順炭坑開採當時は上述の如く、卽墨人か多數を占めて居つた結果、後日炭礦か規模を擴張するに及ひ出炭增加に伴ひ採炭夫の需要を增すとともに、採炭苦力係は其募集の補助機關として芝罘に募集所（撫順炭坑芝罘招工所）を設置し、專ら採炭苦力の募集と撫順炭坑の廣告とに努力したのである。然し乍ら撫順炭坑か卽墨出身者を主要なる得意となす以上、先つ芝罘招工所募集及廣告の目的を卽墨に置き、漸を以て其他の地方に及ほす必要上地理的には聊か不便の點は無いては無かつたか、當時青島は獨人の手中に在り又陸上輸送の便は青島に在つたか、海上輸送の便は芝罘に如かなかつたから暫らく芝罘募集所のみを以て之れに當らしめたのである、大正三年日獨戰爭後青島を占領するとともに大連青島間の航運業亦日本人の手に歸し、且つ山東鐵道も我軍の管理する所となりたるを以て、炭坑は直ちに職員を同地に派し鐵道及汽船と聯絡を計り、且つ兩者に對し

撫順炭坑使用の苦力輸送賃金割引の交渉を爲し、大正五年一月三十日青島出張所を開設し、芝罘は同年十月十五日限り撤廢した。尙山東省に次ぐ原產地は遼西及朝陽方面にして又將來の需要を山東省のみに倚るを不得策とし、且つ直轄制以來熱河區方面の出身把頭亦尠からざる故、大正五年七月同地方を根據とする把頭の直營として朝陽城内に募集所を開設し、比較的募集需要僅少なる同地方に根據地を作ることに努力した、更に大正六年五月には錦州招工所を開設し朝陽遼西方面の勸誘に便し、更に區域を擴張して平泉凌源方面を調査し中樞要點たる凌源縣轉牛營子に同年十二月十八日より招工公所を開設し、錦州招工公所を經由し營口に輸送すべく同方面の募集網の一部を形成した。直隷方面に於ては、大正八年に入り炭界好況の爲め出炭增加の結果、募集の手を天津方面に延し、同地に同年三月假出張所を設置し、又山海關に四月募集所を開き從來の朝陽の把頭依托事務を直營に移した。山東方面に於ては大正七年蘭山縣に常置員を派し、青島以南の海路より來る華工を蒐集し七年九月七日より濟南に出張所を設け、卽墨縣方面には常置員を特置して不斷の聯絡を保たしめ、九年一月には陽信鎭に出張員を置き募集網の大體を完成した。その後大正九年の上半期より一般財界不況の影響を受け石炭界も亦不振に陷り出炭制限等の爲め募集も手控れたる結果、九年六月山海關招工公所を閉鎖し、十年四

月には天津出張所を閉鎖して駐在員一名を置くに至つた。

(1) 募集開始より今日に至るまで、その開拓と宣傳に非常に力を要した許りで無く、大正七年四月二十一日に支那政府の出したる僑工出洋條例竝に募集承攬人取締規則の爲め多大の困難に遭遇した（本節第二鑛山勞働者の募集と異動參照）兩規則の解釋は各地官憲に依りて異るか、幸に山東省は芝罘附近を除く外省長公署に屆出て募集を繼續することを得たか熱河區凌源、芝罘等に於ては募集中止を命せらるる等事故頻出し、凌源に人を派し縣衙門と交渉し又北京、奉天等に於て當路官憲と交渉したか其適用の可否に就ては決定を見るに至らす、一方募集は一日も忽にすへからさるを以て其儘にて繼續し大正十年に至り募集許可願に證明願本人身元證明書募集屆出書等を添附して外交部一、僑工事務局一、奉天督軍署一を提出する樣示達はあつたか、單に形式に止まり實施不可能なる爲め從來の略式に依り今日に及んで居る、山東に於ては大正八、九年頃より滿洲工業界の隆盛に就て華工の滿洲行激增せる結果、青島に於て出稼華工の取扱を目的とする會社の設立出願者續出し山東省署に於て之を好財源として寧ろ進んで設立を歡迎する傾向を來したるを以て、滿鐵は是等會社の設立を以て滿洲に於ける事業の發達を阻害するものと認め反對を唱へ、之か宣傳の方法として先つ濟南駐在交渉署日本署長一行を招

待して滿洲の實情視察を請ひ、併せて利害を說き且つ會社の意の在る所を明にしたる結果、遂に實現するに至らすして止んたのてあつた。

(2)　募集に關する內規其の他の方法により募集したる華工は最近の出張所又は招工所に於て身體檢查を爲し肺患、梅毒、阿片、嗎啡の隱者等にあらす採炭に適せるものと認めたるときは、合格者として名簿を作製し指紋表を作制し著坑の際採用指紋を押捺せしめ同時に採用カード其の他を整理するのてある。

(3)　現地採用は旣に前項(4)に述へたる如く各坑間を轉々せるもの及ひ沿線より來るものとの二種あり均しく親戚、友人、同鄉者を辿りて來集し小把頭の推薦により現場華工係に於て概略募集採用に於けると同樣の身體檢查を爲し、惡癖者等にあらさる限り之を採用することとなつて居る。

(4)　採炭華工の原籍は從來の關係上山東を第一とし直隸、熱河、東三省之に次く順序てある。

(5)　炭坑內各坑相互大把頭等か自己の勢力を擴張せんか爲めに華工爭奪常に絕へす、惹ては各大把頭間反目して作業に略を及ほす事は往々にしてある。之を取締る見地より明治四十五年より中央招工所を設け一度甲坑を脫退したるものは中央招工所の登錄を經て乙坑に轉する事を許

し各坑隨意の採用を禁した結果成績大いに上り、大正八年に至り其顔檢査を中止し名簿登錄に止め今日に及んで居る。

三　賃銀　大正十一年十月現在の中國人甲種定傭職工賃金は工手の日給二圓三十錢より最低給使二十五錢の間に在り、又中國人乙種傭員職工は一圓五十八錢より職工手傳の三十錢の間を上下してゐる。また常役夫は中國人最高一圓五十錢最低十五錢平均四十一錢で、傭員、常役夫を通し中國人の最高賃銀二圓三十錢最低十五錢平均四十一錢である。中國人賃金は小洋銀を以て示すを以て多少の出入あり、又最低のものは職工小使給仕等幼年の者にして三年以上勤續の者にして日給六十錢を下るものは無い。

(1) 民國人傭員の昇給は毎年四月、十月の二回詮衡進給を爲し尙ほ坑内作業に從事するものには入坑手當を支給し、其他硫酸工場火藥製造等に從事するものに手當を支給し、更に甲種傭員は日曜祝祭日を公休日として日給を支給し、乙種傭員は僅かに三大節を以て公休日とし日給を支給するも全月皆勤者には特に二日分の日給を加增する。又常役華工の賃金は二十工數を以て一支拂と爲する差異がある。

(2) 採炭華工の賃金は小洋建とし全部出來高拂であつて、三班交代制に於ては八時間稼動を以

て二班交代制に於ては十時間稼動を以て一工數とし、三十工數を以て一滿工と稱し、一滿工に達して始めて工賃の支拂を爲す、卽ち每日出炭傳票に依りて出炭函數等級に照して之を採炭工賃カードに記載し、滿工に至つて之を締切り各種引去金を控除して工賃引替劵を發行し會計係、華工係を經て之れを本人に交付するもので、指紋押捺の上本人たる事を證明して始て工賃を渡すのである。

四　作業時間就業成績及獎勵法　傭員の作業時間は日勤二班交代若くは三班交代の三種とし、日勤者は平均八時間勤務であつて、二班交代の者は晝勤者十時間夜勤者十四時間の割合であるから之等夜勤者に對しては特に夜勤手當を支給して居る。採炭華工は二班交代若くは三班交代とし前者は十時間後者は八時間勞働として居る。彼等を長時間勞働せしむる事は能率の上より見て又彼等の健康の上より見て決して望ましき事では無いか、この點に關して割合觀念の薄い彼等は勞働時間の短縮を以て賃銀の減收を來すものとし、出來高拂の方法を以てする採炭華工の勞銀すら長時間の作業と相俟て始めて安神する傾かある。然し炭礦は之を放置するは事業經營上適當ならすとし悉く八時間勞働とし、二班制のものも三班制に改めん意向を有するも遽に斷行し得さる所以のものは一に之等の事情に基くものであるか、漸次彼等の觀念を馴致し

近き將來に於てその實現を期して居る。

(1) 採炭華工の就業率は一般財界と關係する處多く、外部好況の時代は出入頻繁であつて老練華工の移動に依り隨て能率の低下を來し不況時代には之に反す、華工充實の際は努めて入坑率を上けんとする爲め切羽の關係上一人當りの出函率は低下するの傾向は明てある。

(2) 採炭華工に對する作業の奬勵は出炭增加の目的を以て時機と各坑の事情により時々制定變更されたが、彼等の性質は甚た散漫であつて且つ萬事慣るるに從ひ怠慢に流るる傾向あり、新法制定當初に於てこそ效果あるも永續に從つて效果を減退するを常とし、永きは一箇年短きは一兩月に過ぎ無い、大正九年度に入り一般財界の不況の爲め又出炭制限の事あり奬勵法は全部廢止したるが、最近積極的採炭の方針に出て現行出炭奬勵法を各採炭所置して實施して居る。

五　慰安及救濟の施設　炭礦は多數の出稼勞働者使用の責任と彼等の心情に鑑み諸種の救濟扶助の方法を講して居る、始め炭礦引繼當時は一般民國人從業員は日本醫を信せす、病傷の場合は多く自費を以て民國醫に診察を乞ひ歸郷の場合は把頭の補助又は自費を以て歸國して居つたが、炭礦醫院が整備擴張さるるに伴ひ日本醫の信用高まり、一方之が勸誘に努めたる結果入院者激增するに至つた。

(1)　常役華工及臨時華工の救濟規程は特に設けられて居り、業務に起因せるときは勿論業務に基因せさる場合と雖も自己の怠慢に因らさる限り夫々救濟の道を講し、死亡の場合には遺族に弔慰金を與へ、其他の傷病に罹れるときは入院實費を給する外、其原因と輕重に鑑み日給額の全部又は半額を給して靜養の爲め困窮に陷るか如き慘事無からしむる事を期して居る。

(2)　採炭華工の救濟制度としては明治四十四年六月採炭華工救濟規則の實施されてより炭礦は救濟基金を作り彼等か業務に起因して負傷又は死亡したる時は救濟の方法を講し然らさる場合と雖も治療實費を支給して救濟する、尙ほ彼等かかかる救濟方法に據るも休業期間長きに亘り又は遂ひに其職に堪ゐすして歸還するときは往々小使錢旅費に窮することあるを以て、更に相互的救濟組織なる共助會を設け、不足金は炭礦か補助することとし近日實現の筈である。卽ち救濟規則に基く救濟に對しては醵金を要せさるも、共助會の分に對しては每月工賃の支拂を受くるとき金十錢を醵出し之に炭礦其他の寄附金を加へて基金とし、救濟事故發生每に詮衡の上夫々規定の定むる所に從ひ金錢を支給するものである。

(3)　入院華工に對しては慰安の爲每週水曜日又は金曜日に說書（話家若くは講談師）二名以上を病院と協議の上診療に支障なき日を撰ひ一週一回各病室に於て奏演せしむることとし大正十年

八月より實施して居る。採炭華工に對しては各採炭所に蓄音機一臺宛を備付け二黄調、西皮調等の各種民國戲歌レコードを備付け、其他民國樂器各種を整へ隨意に使用せしめる外又隨時活動寫眞院を巡閲せしめ、年に數回の民國芝居を擧行する。又毎年陰暦七月十五日をトし滿洲の各地より日支人僧侶を招き千山臺に合祠せる日支人の殉職者の大追悼會を執行する。

(4) 民國傭員の收得する賃金は、山東直隷、奉天省の農民生活と比較すれば中農階級に相當し、一家を支持するに足るも尚ほ炭坑は生活の保證を與へる爲次の如き施設を爲して居る。

(イ) 一部通勤者を除き他は凡て會社所屬の社宅又は炭礦と協定せる興業會社舍宅を低廉なる家賃を以て貸與し清潔衞生の完備を期して居る。

(ロ) 社宅に於て消費する石炭は一般賣炭より三割格安に販賣する。

(ハ) 滿鐵會社附設の消費組合に組合員として廉賣を受くる資格を與へて居る。

(5) 採炭華工の炊事は直轄炊事と食劵制賣店炊事との二種あり千金寨坑の東西及古城子採炭所は賣店炊事であつて他は悉く直轄炊事である。

(イ) 直轄炊事は食費として一日一人金十一錢と定め三十工數滿工の場合其工賃より引去り徴收する、而して食費額の決定は材料品の價格及華工平均收入を斟酌して時々之を變更する。炊

事材料は粟、高粱、白麵、包米麵、大豆、鹽を常食とし時室により鹽肴、野菜等を給する。尙民國の三大節舊正月に元旦及二日の兩日、端午節、仲秋節には一日金五十錢乃至一圓の範圍にて米利堅粉、豚肉、燒酒、野菜、日餅等を饗應する。而して之に使用する炊事夫食堂番等は全坑を通して一月現在七十人ある。炊事場及食堂は華工社宅より通する最も便利なる地點を擇ひ、炊飯法は大正二年三年の頃までは石炭を用ひたか蒸汽炊飯法試驗の結果好成績を得たるを以て全部を蒸汽炊に改修した。食事時間は各坑繰込時間を異にするを以て一樣ならす、食事度數は一番方三回二番方四回に當り共に內一回は入坑の際、窩頭(包米麵白麵にて作れるもの)を各自携帶し坑內にて食事する。

(ロ) 賣店飲事は直轄炊事の年中變化無き常食の弊を補ひ華工の隨意炊するものを供給せんとする目的を以て試驗的に實行中のものである。隨つて賣店の食品も多樣であつて高粱飯、粟飯、饅頭、餑々、ウドン、豆腐、餃子、包子、豆汁、鹽豆、野菜類、油揚物等華工の主食品を備へ、尙ほ次の如き方法にて食費の徵收をする。

1　就業せる華工には每日金十八錢に相當する食券を支給し連續五日以上缺勤の者には支給しない。

2　華工滿工の際支給食券を計算し支拂工賃より控除する。

3　食券は壹、貳、參錢の三種に分ち他に通用することを許さない。

4　炭礦より支給されざる華工には把頭より支給する把頭は責任を以て約百圓の食券を借受け華工に支給したるときは貸金として工賃より引去り受領する。

5　販賣所內に別に雜貨部を設け之を全然勘定として整理する。

6　販賣店には一切現金の販賣を許さず商品は必ず食券引換とする。

(6)　採炭華工は支那傭員の如く會社の消費組合員と爲る事を得ざるを以て各採炭所に於ては其採炭所に於ては其採炭所々屬の華工の爲めに日用品を廉賣する目的を以て賣店を經營し彼等の不自由を除去して居る。

（イ）　古城子採炭所賣店　　古城子坑は他の各坑と異り臨時的の採炭華工なるが故に各坑採炭華工の如く滿工に達し工賃の支拂を爲すに非ずして一般臨時華工同樣員日拂の爲就業者の便宜を計り炊事附屬の賣店制を採つて居る。その方法は前記千金寨坑賣店と略同樣にて原價販賣を標準とし以前華工多數なりしときは工賃の內一日食費と認む可き額を食券にて支給し外部よりの購入を防ぎたる例はあるが其後食券を纏めて販賣し後ち食品で交換することとして居

る。

（ロ）　東鄕炭坑賣店　以前は各把頭每に雜貨食品を販賣したるも單價數量等一定せす且つ華工に對し弊害頻出せるを以て華工係の直轄とし資金は信用融通の下に賣上け拂としたるも目下旣に多額の利益を蓄積し之を資金に充當して居る。

1　新屯坑及龍鳳坑賣店は當初は資金として炭礦より假拂資金を購入れ漸次返還し目下其利益を以て資金とするに至り、又商品は龍鳳、東鄕坑共凡て同樣てあつて饅頭、包子等の麵類食品醬類雜貨日用品等を現金又は把頭より發行せる商品劵にて販賣して居る。

2　各坑賣店（大山、楊柏堡、老虎臺、萬達屋）大把頭の出資に係り炭礦は華工宿舍の一部又は娛樂場の一部を無料貸與し彼等の任意に經營せしめ唯賣價に就きて監督するに留めて居る、商品は前記直轄賣店と同樣てある。

(7)　採炭華工の大多數は獨身者にして炭礦は彼等の爲め社宅を設け社宅一棟五十人乃至六十五人を收容し、現今社宅料は徵收しない（採炭華工以外のものか社宅に宿泊する場合は社宅料として一箇月一人に付金三十錢を徵收する）冬季採暖設備として蒸汽採暖竝に滿土爐設備の二種ある、之に要する蒸汽料又は燃料炭代等は一切徵收せさるのみならす、電燈料、水道料金等も

亦炭礦の負擔とする、之を民國農民の住宅に比ぶれは甚た優劣の差異あり、冬季に華工の雲集するは坑内の强度平均して作業に便なる點のみならす、又之等の設備か充分なる事も有力なる原因てある。又彼等の間の有家族者の爲には別に家族持宿舍もあるか、市中より通勤希望のものはその意に任せしめて居る。

(8) 各坑一個所乃至二個所の浴場設備ありて二六時中隨時入浴するに便せしめ、尙ほその一部或は近傍に理髮所を設け華工をして隨意に散髮、辮髮を爲さしめ料金は彼等より徵收せす、一人當り五錢此内にて他の使用人工賃と比較し相當工賃となる可き金額を炭礦より支給する。現在理髮人は全坑十三名であつて一月中理髮者四、四七〇名、工賃一八九・三八圓一人當り單價四錢二厘てある。

(9) 社宅一棟毎に一名の宿舍番を置き、宿舍番は小把頭を助け入坑の奬勵をし常に華工の移動出入を調査し内外整頓工具の整理掃除病人の世話等を爲す、現在全坑の宿舍番は一月現在二二五人てある。而して書記以下工具番、小使炊事夫、炊事雜役、食堂番、衞生夫、巡邏夫、雜役等全坑を通し一月末現在五〇二名であつて之等を華工世話人と稱し採炭華工一切の世話を爲す。

(10)　採炭夫をしてその每月の所得を徒に酒、色、博に費さらしめんか爲め、貯金奬勵に意を用ひ會計課に預金の途を開きその利子を銀行、郵便貯金等より高率ならしめて居るか彼等はこれを利用せす寧ろ把頭又は市中の信用ある同鄉出身商人に無利子にて預金するものか多い。彼等の性質として出入手數簡單てあつて口頭を以て辨し得らるるを好み、且つ炭礦貯金は自己の失策、罰金、損害補塡等に振替へらるるを恐れる爲めてあらう。

(11)　華工か鄉里に送金せんとするときは同鄉人の幾人分を一括して炭礦出張所（錦州、朝陽陵澤、青島、濟南）に送附する、依賴人の家族は各自又は代表者か出張所所在地に出頭して受領する。炭礦は無手數料にて取扱ひ送金は又確實てあるから利用者は逐日增加の傾かある。出張所と遠隔の地にあるものは民國郵便局を利用するものもあるか爲替料金の高價なると支拂局にて數日間支拂延滯等の事あるを慮り多額の送金は自身か歸省する時か又は友人歸省の時に之を託するものか多い。

六　勞働團體　撫順炭礦に於ける勞働團體としては未た認む可きもの無く、僅かに社外に於て山東鄉支會か比較的勞働者階級を含有し最近發會せられたのみてある。同會は久しき以前より萠芽を發して居つたか具體的に發會したのは大正十一年夏てあつて十二月に至つて略ほ

役員の人選及諸規定を完備を俟つて發表したのである。同箇章に掲ぐる所の主旨は甚た良いか、從來の經驗によれはその永續し得るや否やは疑問である。然し乍ら時代の進運に供ひ彼等の團結か如何に推移するかは大いに注意を要する所である。殊に近來南支より北支に亘り勞働團體の簇出と罷工の頻發は彼等に何等かの衝動を與へたに違ひない。唯た併し當炭礦は南方系統の職工を有せさる點と勞働條件は比較的優良なるを以て炭礦當局は一段財界恢復の期に至るまて平穩なるへしとの見込てある。

第四節　工業勞働者

一　滿洲に於ける工業か近來勃興の機運に向ひ著實なる資本家か次第に注目するに至つた所以のものは原料として農産、畜産、林産、鑛産か豐富であり又之か動力たる石炭か無盡藏である許りて無く亦低廉なる勞銀を以て勞力か得らるることに基くものである。滿洲の工業は日清戰爭以前までは未た家内工業手工業の域を脫しなかつたか、日清戰爭後は民國本部に各國との合辦事業勃興し次第に工業的に覺醒することにも。滿洲に於ても北方より露人經營の諸工業は漸次その發展の翼を伸はし、日露戰後は日本か南滿に進出してからは新式工業は大いに勃興し

た。而して新式工業も農產を主として原料とするもの多く、この關係に於ては在來の家內工業勞働者はこの方面に多かつたからその技倆の點に於て必すしも不便とするものは鮮いか、滿洲の土地か農業に重きを置くを以て工業勞働者供給は土着人にては固より充分ならす外省人を俟つて始めて充分なることを得、又機械工業に至つては從來甚た見る可きものか尠かつた關係上日本側各工場は主として日本人か支那職工指導の任に當り、尙ほ支那職工にても天津人は一段にこの點に支那人としては優秀なるものか多かつた爲め日本人の不足は之を以て補ひ、土著人、山東人を漸次敎育して今日に及ひ、すてに二十年近くの訓練の結果各種の工業に於て土著人、直隷人、山東人は技倆に於てその地位は動かし難きものあるに至つた。日本人は技師若くは特に優秀なる技能を有する職工にあらさる限り低廉なる賃銀を以て傭ひ得る民國人に對しその地位は不安なるものとなるに至つた、この關係は殖民會社たる南滿鐵道株式會社の大組織の中に於てもその徵候は明白に看取し得るのである。

二　民國工業勞働者の賃銀は固より低廉なる事は云ふまても無く、機械工に於ては日本人の賃金の四分の一見當てある、この點からも民國會社に於ては日本人職工を使用することは絕無てある。日本人職工を主として使用するものは南滿鐵道株式會社に限られて居る、又近來勃興

せる柞蠶業と云ひ、又内地資本家の注目をひきつつある紡績業と云ひその職工は悉く男子によつて稀に女子を使用することもある寧ろ例外である、男子の賃銀は營口附近は住居食費は主人持ちし、普通一箇月の給料は小洋三元乃至六元とし粗布又は縞物一箇月二十五反の織上に對しては單に給料に止るか之以上十反を增す每に三元の加增を爲す、又吉林地方の日本燐寸會社は民國人は一日五十錢、幼年工は二十五錢位にて傭つて居る。

三　一般工業關係の賃金に就ては關東廳に於ける調査表を示せば次の如くである。

管内各地別勞働賃銀調査表

（大正十一年十一月十五日現在）

關東廳内務局殖産課調

業名	單位	日支人別	旅順	大連	金州	普蘭店	貔子窩	遼陽	營口	奉天	撫順
農作年雇	一年	日	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—	—
		支	[illegible]	八〇・〇〇	八〇・〇〇	七〇・〇〇	[illegible]	八〇・〇〇	[illegible]	—	—
農作日雇	一日	日	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		支	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
染物職	一日	日	—	[illegible]	—	—	—	—	—	—	—
		支	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	—

和服仕立職	一日	支日	二・〇〇〇 / —	二・三〇〇 / —	— / —	— / —	五〇〇 / —	— / —	一・五〇〇 / —	一・五〇〇 / —	— / —
洋服仕立職	一日	支日	三・〇〇〇 / 二・〇〇〇	三・六〇〇 / 二・〇〇〇	— / —	— / —	— / —	二・五〇〇 / 二・三〇〇	三・〇〇〇 / 一・二〇〇	三・〇〇〇 / 二・五〇〇	二・五〇〇 / 一・五〇〇
靴工職	一日	支日	— / 一・〇〇〇	二・五〇〇 / 一・二〇〇	— / 月七・〇〇〇	— / 年八〇・〇〇〇	— / 七〇〇	— / 八〇〇	— / 六〇〇	二・〇〇〇 / 一・三〇〇	— / 月二五・〇〇〇
酒杜氏	一日	支日	— / 六〇〇	— / 月八五・〇〇〇	— / 月六・〇〇〇	— / —	— / —	— / —	— / 三〇〇	二・八〇〇 / 八〇〇	月一〇〇・〇〇〇 / —
醬油杜氏	一日	支日	月六五・〇〇〇 / 月五・〇〇〇	八五〇〇 / —	— / —	— / —	— / —	— / —	— / 三〇〇	二・五〇〇 / 八〇〇	— / —
菓子製造職	一日	支日	四〇・〇〇〇 / 二〇・〇〇〇	月五〇・〇〇〇 / 月一五・〇〇〇	— / —	— / 月七・〇〇〇	— / 三〇〇	一・二〇〇 / 六〇〇	二・〇〇〇 / 三〇〇	二・〇〇〇 / 一・〇〇〇	月五〇・〇〇〇 / 月二五・〇〇〇
大工職	一日	支日	三・五〇〇 / 一・七〇〇	三・六〇〇 / 一・四〇〇	— / 六〇〇	— / 六〇〇	— / 一・〇〇〇	二・五〇〇 / 一・〇〇〇	三・〇〇〇 / 一・〇〇〇	三・五〇〇 / 一・五〇〇	三・〇〇〇 / 一・〇〇〇
左官職	一日	支日	四・五〇〇 / 二・〇〇〇	四・五〇〇 / 一・七〇〇	— / 六〇〇	— / 六〇〇	— / 一・二〇〇	— / —	四・〇〇〇 / 六〇〇	三・二〇〇 / 一・五〇〇	三・五〇〇 / 一・〇〇〇
石工	一日	支日	三・五〇〇 / 一・六〇〇	三・九〇〇 / 一・五〇〇	— / 七〇〇	— / 六〇〇	— / 一・〇〇〇	— / —	— / 一・二〇〇	三・二〇〇 / 一・五〇〇	三・五〇〇 / 一・〇〇〇
木挽職	一日	支日	— / 一・六〇〇	— / 一・一〇〇	— / 七〇〇	— / 八〇〇	— / 一・三〇〇	— / —	— / 六〇〇	— / 一・三〇〇	— / 一・三〇〇
屋根職	一日	支日	三・〇〇〇 / 一・九〇〇	三・六〇〇 / 一・五〇〇	— / 六〇〇	— / 八〇〇	— / 一・二〇〇	— / —	— / —	三・二〇〇 / 一・二〇〇	— / —

職種	煉瓦積職	煉瓦製造職	瓦葺職	硝子職	鳶職	疊職	指物職	車製造職	建具職	塗師職	[illegible]力職
	一日（支日）	一日（支日）	一日（支日）	一日（支日）	一日（支日）	一日（支日）	一日（支日）	一日（支日）	一日（支日）	一日（支日）	一日（支日）
	三・五〇〇 二・〇〇〇	— —	三・五〇〇 一・五〇〇	三・五〇〇 二・〇〇〇	三・〇〇〇 一・〇〇〇	三・五〇〇 —	三・〇〇〇 一・五〇〇	三・五〇〇 一・五〇〇	三・〇〇〇 一・五〇〇	三・〇〇〇 一・五〇〇	三・八〇〇 一・五〇〇
	三・〇〇〇 一・五〇〇	— —	三・六〇〇 一・五〇〇	三・〇〇〇 一・三〇〇	三・三〇〇 一・二〇〇	三・〇〇〇 —	三・三〇〇 一・三〇〇	三・六〇〇 一・〇〇〇	三・四〇〇 一・三〇〇	一・四〇〇 一・四〇〇	三・四〇〇 一・四〇〇
	— 八〇〇	— 八〇〇	— —	— —	— —	— —	— —	— 年一三〇・〇〇〇	— 一・〇〇〇	— 一・〇〇〇	— [illegible]・〇〇〇月
	— 六〇〇	— 六〇〇	— —	— —	— —	— —	— —	— 年一〇〇・〇〇〇	— —	— 六〇〇	— 三・〇〇〇
	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— 六〇〇	— 六〇〇	— —	— —	— 八〇〇
	— —	— —	— —	— 六〇〇	— —	— —	— —	二・〇〇〇 一・〇〇〇	— —	— —	二・五〇〇 六〇〇
	— —	— —	— —	四・〇〇〇 五〇〇	— —	四・〇〇〇 —	五・〇〇〇 四〇〇	— 五〇	— —	— 八〇〇	— 一〇〇
	三・五〇〇 一・〇〇〇	二・〇〇〇 一・〇〇〇	三・五〇〇 一・〇〇〇	三・〇〇〇 一・〇〇〇	三・五〇〇 一・〇〇〇	三・五〇〇 二・〇〇〇	三・〇〇〇 一・〇〇〇	— —	三・〇〇〇 一・〇〇〇	三・〇〇〇 一・四〇〇	三・五〇〇 一・五〇〇
	三・五〇〇 一・〇〇〇	三・五〇〇 一・〇〇〇	三・五〇〇 一・五〇〇	— —	三・五〇〇 一・〇〇〇	三・〇〇〇 二・五〇〇	三・〇〇〇 一・三〇〇	— 五〇〇	三・五〇〇 —	— —	三・〇〇〇 一・〇〇〇

業名	單位	日支人別	鐵嶺	長春	本溪湖	安東	大石橋	瓦房店	鞍山	開原	公主嶺	四平街
鑄物工	一日	日	三・五〇〇	三・〇〇〇	—	—	—	—	—	四・〇〇〇	二・五〇〇	三・〇〇〇
		支	二・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	月 一〇・〇〇〇	四〇〇	—	三〇〇	九〇〇	一・〇〇〇	
鍛冶職	一日	日	三・五〇〇	三・四〇〇	—	—	—	二・五〇〇	四・〇〇〇	二・五〇〇	三・五〇〇	
		支	一・七〇〇	一・四〇〇	八〇・〇〇〇	年 九〇・〇〇〇	五〇〇	八〇〇	五〇〇	八〇〇	一・〇〇〇	
活版植字職	一日	日	二・〇〇〇	三・一〇〇	—	—	—	—	—	二・五〇〇	二・七〇〇	
		支	一・〇〇〇	一・〇〇〇	—	月 二〇・〇〇〇	—	一・三〇〇	六五〇	一・五〇〇	一・〇〇〇	
雜役人夫	一日	日	一・八〇〇	—	—	—	—	一・五〇〇	二・〇〇〇	一・五〇〇	二・〇〇〇	
		支	五〇〇	四〇〇	五〇〇	五〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	
下男	一日	日	—	—	—	—	—	—	—	五〇〇	—	
		支	—	八・〇〇〇	年 一〇〇・〇〇〇	年 一〇・〇〇〇	三〇〇	—	二五〇	四〇〇	月 一〇・〇〇〇	
下女	一日	日	一〇・〇〇〇	一・四〇〇	—	—	—	二五〇	—	—	月 一〇・〇〇〇	
		支	—	—	—	六〇〇	四〇〇	一五〇	三五〇	四〇〇	三五〇	

業名	單位	日支人別	鐵嶺	長春	本溪湖	安東	大石橋	瓦房店	鞍山	開原	公主嶺	四平街
農作年雇	一年	日	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 三〇〇・〇〇〇	円 —
		支	—	—	—	一〇〇・〇〇〇	九〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	—	—	六〇・〇〇〇	六〇・〇〇〇
農作日雇	一日	日	—	—	—	—	—	—	—	—	二・〇〇〇	—
		支	—	—	—	五〇〇	四五〇	—	五〇〇	四五〇	—	五〇〇
染物職	一日	日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		支	—	—	—	五〇〇	—	—	—	八〇〇	—	月 九・〇〇〇
和服仕立職	一日	日	三・〇〇〇	二・〇〇〇	一・〇〇〇	二・〇〇〇	—	—	一・五〇〇	—	一・三〇〇	—
		支	—	—	—	—	—	—	—	—	—	月 九・〇〇〇
洋服仕立職	一日	日	四・五〇〇	三・〇〇〇	一・八〇〇	三・五〇〇	三・〇〇〇	一・五〇〇	二・五〇〇	四・〇〇〇	二・七〇〇	—
		支	四・〇〇〇	二・〇〇〇	八〇〇	一・五〇〇	一・二〇〇	—	一・一〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	月 一五・〇〇〇

靴工職	一日 支日	二・五〇 / —	三・〇〇 / 一・〇〇	二・〇〇 / 一・五〇	三・二〇 / 二・〇〇	— / —	— / 一・〇〇	三・〇〇 / 一・四〇	三・五〇 / 二・〇〇	— / 一・五〇	三・〇〇 / 二・〇〇
酒杜氏	一日 支日	— / —	— / —	— / —	— / —	— / 九〇	— / —	— / —	— / —	一・五〇 / —	— / —
醤油杜氏	一日 支日	— / —	— / —	— / —	二・五〇 / 五・〇〇	— / [illegible]	— / —	— / —	— / —	二・五〇月 / —月	二〇・〇〇 / 一〇・〇〇
菓子製造職	一日 支日	三・〇〇 / 一・〇〇月	二・〇〇 / 三〇・〇〇	一・〇〇 / 一・五〇	二・〇〇 / 七〇	二・〇〇 / 一・〇〇月	— / 一・五〇	二・五〇 / 一・五〇	二・〇〇 / 一・四〇	一・五〇 / 七五	二・〇〇 / 一・〇〇
大工職	一日 支日	四・〇〇 / 一・七〇	二・五〇 / 一・〇〇	—	三・五〇 / 二・〇〇	二・五〇 / 八〇	— / 一・〇〇	三・〇〇 / 七〇	二・五〇 / 一・五〇	三・〇〇 / 一・〇〇	三・〇〇 / 一・五〇
左官職	一日 支日	四・〇〇 / 一・五〇	四・〇〇 / 一・五〇	二・五〇 / 一・八〇	三・五〇 / 二・〇〇	一・五〇 / 八〇	— / 一・五〇	三・五〇 / 九〇	四・〇〇 / 二・〇〇	四・〇〇 / 一・八〇	四・〇〇 / 一・七〇
石工	一日 支日	— / 一・五〇	二・五〇 / 一・五〇	— / —	三・五〇 / 二・〇〇	— / 八〇	— / 一・〇〇	三・五〇 / 一・〇〇	三・〇〇 / 二・〇〇	— / 一・〇〇	四・〇〇 / 二・〇〇
木挽職	一日 支日	— / 一・〇〇	— / 一・七五	三・〇〇 / 二・〇〇	— / 一・五〇	— / 八〇	— / —	— / —	— / 一・五〇	— / 一・〇〇	— / 一・〇〇
屋根職	一日 支日	— / 二・〇〇	— / —	— / —	— / —	— / 八〇	— / —	— / —	— / 一・八〇	— / —	— / —
煉瓦積職	一日 支日	四・〇〇 / 二・〇〇	二・〇〇 / 一・五〇	一・〇〇 / 一・五〇	二・五〇 / 三・〇〇	— / 八〇	— / —	一・五〇 / 七〇	— / 一・五〇	— / —	三・五〇 / 二・〇〇
煉瓦製造職	一日 支日	— / —	— / 四・五〇	— / —	— / —	— / —	— / —	一・五〇 / 八〇	— / 一・五〇	— / —	四・〇〇 / 二・〇〇
瓦葺職	一日 支日	— / —	二・八〇 / 一・〇〇	— / —	二・五〇 / 一・七〇	— / —	— / —	二・〇〇 / 一・〇〇	四・〇〇 / 二・〇〇	— / —	二・五〇 / 一・〇〇
硝子職	一日 支日	四・〇〇 / 一・五〇	三・〇〇 / 一・〇〇	— / —	— / 七〇	— / —	— / —	二・〇〇 / 七〇	— / 八〇	— / —	— / —

鳶職	一日	日	三·〇〇〇	二·八〇〇	—	二·五〇〇	—	—	二·五〇〇	四·〇〇〇	二·五〇〇	三·〇〇〇
		支	二·〇〇〇	一·〇〇〇	—	一·〇〇〇	—	—	七〇〇	一·二〇〇	七〇〇	一·五〇〇
疊職	一日	日	三·〇〇〇	三·〇〇〇	三·〇〇〇	三·〇〇〇	三·〇〇〇	—	三·〇〇〇	三·〇〇〇	三·〇〇〇	四·〇〇〇
		支	三·五〇〇	—	一·八〇	—	—	—	七〇〇	一·〇〇〇	—	—
指物職	一日	日	一·一五〇	二·八〇〇	二·五〇〇	三·〇〇〇	三·〇〇〇	二·八〇〇	三·五〇〇	三·〇〇〇	三·二〇〇	三·五〇〇
		支	三·〇	—	一·〇〇〇	一·〇〇〇	—	—	九〇〇	一·五〇〇	—	一·五〇〇
車製造職	一日	日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		支	七〇〇	—	—	—	七〇〇	—	—	一·八〇〇	—	一·〇〇〇
建具職	一日	日	三·五〇〇	三·五〇〇	—	三·〇〇〇	三·〇〇〇	—	—	三·五〇〇	—	—
		支	一·一五〇	一·〇〇〇	—	一·〇〇〇	八〇〇	—	—	一·〇〇〇	—	一·〇〇〇
塗師職	一日	日	三·五〇〇	三·〇〇〇	—	二·五〇〇	—	—	三·〇〇〇	—	[illegible]	—
		支	—	一·〇〇〇	—	九〇〇	—	—	九〇〇	一·〇〇〇	[illegible]	—
錻力職	一日	日	三·五〇〇	三·五〇〇	—	三·〇〇〇	—	—	三·〇〇〇	—	—	三·五〇〇
		支	一·一〇〇	一·〇〇〇	—	一·〇〇〇	八〇〇	—	七〇〇	一·〇〇〇	—	二·〇〇〇
鑄物職	一日	日	—	三·〇〇〇	—	二·五〇〇	—	—	二·五〇〇	—	—	—
		支	—	一·七〇〇	—	九〇〇	—	—	九〇〇	一·〇〇〇	—	一·〇〇〇
鍛冶職	一日	日	—	四·〇〇〇	—	三·五〇〇	—	—	三·五〇〇	三·五〇〇	五·〇〇〇	三·五〇〇
		支	一·三〇〇	—	—	一·二〇〇	八〇〇	—	一·一〇〇	一·二〇〇	一·〇〇〇	二·〇〇〇
活版植字職	一日	日	二·〇〇〇	二·〇〇〇	二·五〇〇	二·二〇〇	—	—	二·〇〇〇	二·五〇〇	二·〇〇〇	四·〇〇〇
		支	八〇〇	—	一·〇〇〇	[illegible]	—	—	六〇〇	八〇〇	八〇〇	二·〇〇〇
雑役人夫	一日	日	—	二·五〇〇	—	—	—	—	一·〇〇〇	—	—	—
		支	五〇〇	—	—	五五〇	四五〇	五〇〇	三〇〇	四〇〇	—	五〇〇
下男	一日	日	—	—	—	—	—	—	—	—	七〇〇	月一三·〇〇〇
		支	四〇〇	—	—	—	四〇〇	—	—	三五〇	三五〇	—
下女	一日	日	—	月二〇·〇〇〇	—	六〇〇	—	—	五〇〇	—	五〇〇	—
		支	三〇〇	四〇〇	—	—	三〇〇	—	—	三〇〇	—	五〇〇

備考　貔子窩管內の勞銀は洋錢を邦貨に換算したるものなり

四　工業勞働者は在來の民國側內容工業は固より小規模の小工場も工場主と職工間の關係は主從關係なるも、稍大規模なるも固よりかかる事無く又工業勞働者の中にても機械工の如きは頭腦を要するものなれは從つて素要あるものも多く、待遇賃銀其他に付き敏感なるもいてあるからその傾向に注目を要する。しかし彼等の間には未た主義と主張を有する團體無く、ありとするも單に郷土的關係より生したる郷友會の類に止るか如くてある、尙は彼等の運動の現在の一端は第三篇日本人勞働者に稍詳細に記しあるを以て之に讓る。

第五節　滿鐵從業勞働者

一　南滿鐵道會社に鐵道從事員として就職してゐる中國人は會社の全般に分布せられてあるか其數一萬五千に達して居り日本人傭員との比は中國人五五・〇人に對し日本人四五・〇人となる。

二　中國人の鐵道從事員の殆んと全部は傭員として取扱はれて居る、併し其の力に應して職員又は雇員に昇進の途は講せられて居るか、併し中國人にして此の程度に進んたものは其の數は甚た少いのは事實てある、故に大體に於て傭員級のものと見るへきてある。而して中國人傭員の給料は最低は十八錢位のものもあるけれとも、散宿料の支給あるものは之を合して例せは

大連電氣作業所監督の如き最低三十四圓三十錢より最高五十二圓七十錢の間を上下してゐる。而して給料は當初銀を以て支給を爲したるに金銀爲替の差のある爲、當初銀價の低廉の際に金支給を望み會社はこれを容るるや、次に銀價高騰の際銀貨を以て支給を受けんことを要求し會社はまたこれを許したのであつた。現在は銀建に依りて給料高を定め金に換算して支拂ふことに取扱はれてゐる。尚又雇員以上のものには社宅料支給の途があり、消費組合に加入の資格も與へてある。

三　中國鐵道從業員養生の爲に鐵道運現業員養成所に於て日本人練習とともに別科として民國練習生を敎授する、民國練習生には先つ日本語を敎授し次に日本人練習生に準し鐵道業務の概念竝電氣通信術を敎授する、尚ほ日本語を了解し本邦練習生と同等以上の學力を有する者は詮衡の上運輸本科に合併敎授する練習期間は六箇月とし期間中は修業手當を給してゐる。

第六節　大連埠頭勞働者

一　大連港は石炭の輸出港たるとともに又農産物の大輸出港なるを以て夏期は閑散であつて冬季農産物出廻時期に於て繁忙を極める、埠頭に於ける各種の作業は殆んと人力を以て爲し機械

的設備に俟つものは鮮い、而して埠頭構內に於ける貨物に對する作業は總て會社に於て之を取扱ひ之に要する人夫は會社の使用又は特に會社の認許したる者に限り供給せしめ、又埠頭に繫留せる船舶に於ける荷役人夫は會社より供給したる者には會社の認許したる者に限ることし、各種の作業は全部埠頭事務所に於て爲し、所要人夫は相生由太郎氏經營の福昌公司か供給し同公司の獨占事業てある。

二　元來大連埠頭に於ける荷役作業は會社引繼當時は船會社、廻漕店各個に專屬人夫を有し三井組、幾部組等總計十七個の仲仕組かあつて各獨立に苦力を使用し荷役を爲したるか、明治四十年九月大連埠頭船舶取扱規則竝に大連埠頭貨物取扱規則を制定し、同年十一月より之を實施し（大正四年十月改正）同時に從來の各仲仕組に委ねられたる埠頭荷役を全然會社の直營とした。然るに當時之に使用する苦力は彼等の習慣として作業種類と區域とを各自の繩張り內とし互ひに其區域を相侵すを許さす、從て苦力頭の統括容易ならす時に苦力間の紛擾を來し作業に影響することも尠く無かつた、依て會社は明治四十二年苦力供給を福昌公司相生由太郎氏と契約して一手に供給せしむることとしたのである。相生氏引受後は海上二名陸上三名の五大苦力頭をして下受請せしめたか苦力頭は苦力一人の利益割當額を多からしめ且つ自己の利益をも更に

多からしむる爲め常置苦力の數を常に最少限度に止むる弊かあり、從て一朝船舶輻湊の場合には荷役に支障を生するを常態とし、又浪費の結果自己引受苦力に對し勞銀の支拂不可能となり延ては苦力の出動に故障を來す等幾多の弊害かあつたから、此等大苦力頭を廢し公司自ら直接彼等配下の小苦力頭を統御することとした、この小苦力頭は自己配下の苦力に對し仕事關係、苦力收容上に於て公司に對し全責任を有するものとなつてゐる。

三　現今埠頭の作業は(イ)船舶作業として船舶發著作業、曳船作業、給水作業、瓦斯殺鼠作業及給炭作業(ロ)船舶貨物作業として陸上作業及積込作業(ハ)鐵道作業として貨物積卸作業、揚荷繰替、積荷繰替、普通繰替、發送繰替及配替(ニ)雜作業として改裝看貫マーク刷込及船舶手荷物の配達其他給炭作業等である。各種作業に配給する苦力はその作業上より前に本船、陸上及石炭苦力に分ち福昌公司苦力配給所にも船舶、陸上、石炭抔を有す、船舶(本船)苦力は四五十八、陸上苦力は二三十八、石炭苦力は四五十八一團となつて仕事の一單位を分擔し石炭、本船、陸上共絕わす三種の仕事に專屬し、唯た同一種仕事にても貨物の積込、積卸等によつて異るものとす、苦力頭はその配下に四五十名乃至百四五十名の苦力を有し、多數の苦力を有するものは數單位の作業を引受けるものである。現在苦力頭は船舶係に於て九十五名陸上係に於て

五十八名、石炭係に於て百二十七名別に荷馬車關係に於て二十三名合計三百零三名の苦力頭あり、各苦力頭は一名の副苦力頭及先生（會計方）を有し、副苦力頭をして自己を補佐し先生をして仕事高を勘定せしむる、之會社は公司に仕事を請負はしめ、苦力頭は又公司に對し仕事を請負ふからてある。苦力配給に關しては、仕事に對し多年の經驗に基き各種作業に對し略ほ所要人數を前日に於て埠頭事務所より公司に申込み公司之か準備をなし、同日朝に至り前記の如く石炭船舶、陸上各關係苦力頭は自己關係の仕事を引受くるのてあるか同しく船舶に於ても前記の如く損得あるを以てその公平を期する。苦力の作業時間は九時間乃至十時間てある、又彼等は大豆其他の農産袋物は一袋百五十斤内外豆粕は二枚乃至六枚九十二斤乃至二百七十六斤を擔き終日勞働に從事し得る尚ほ石炭は日本流の竹籠を天平捧につるし、一荷八十四斤てある、蓋し柏生氏か日本流に敎出したものてある。一日平均能力は約六噸てある、

四　苦力の賃銀は日により一定せさるも最高一圓七十錢より最低五六十錢てある、而して石炭苦力船舶苦力陸上苦力をして仕事の分配上賃銀をほほ平均し不公平なき事を期する、埠頭事務所か公司の支拂は月に四度乃至六度さし公司か苦力頭に支拂ふ賃銀は一月を三度に分ち月の初め一日より十日迄、十一日より二十日迄二十一日より月末迄さし、第一の十日間の工賃を二十

日に以下順次十日間遲れてその仕事高に應して支拂ふものてある。この際公司は苦力頭に對し苦力頭の掛代及苦力頭保證雜貨掛代を差引くものてある。苦力頭亦配下苦力に對する炊事費その他の公司に對し保證せる物品掛代を差引き最後に工賃か苦力に渡さるるものてある。公司か苦力頭に支拂ふ賃銀は小洋銀を以てし、會社は公司に對しては金を以て支拂ふ。然し金銀相場の變動に基き時に公司か損を爲すこと尠からさるを以て、一定原支拂高に或る率の割增高を合計し、尙ほ一定期間の平均相場たる標準相場と別に定められる契約相場より格差を算出し、合計と總計し、福昌公司をして銀相場變動に基く損失を免かれしむる樣になつてゐる。

五　福昌公司供給の埠頭苦力は福昌公司は自己經營の苦力收容所たる大連郊外碧山莊に收容宿泊せしむる、同所は明治四十四年相生氏創立せるものにて其後漸次擴張し現在敷地二萬九千坪宿舍八十九棟あり、その收容人員は冬期繁忙時期には一萬三千人に及ふことあるも、夏季閑散時期には半減する、宿舍は煉瓦造にて五棟の平屋建家族持宿舍なる外は全部獨身宿舍にて各棟收容苦力は一苦力頭配下のものか同一棟内に起臥し一苦力頭配下の苦力か少數なるときは同一棟内に二組以上收容する。炊事は各苦力頭別に各場にある炊事場にて炊事苦力を使用して爲し、炊事費は電燈料、間代、構内賣店に對する保證掛代と共に苦力工賃より差引く、各棟には

防寒設備として炊事場火氣利用のオンドルがある、又清潔法を嚴勵し、流行病ある場合には無料にて注射隔離する、又構内には個人經營の浴場一棟あり低率なる入浴料を以て隨時入浴せしむる。又三合盛と稱する公司直營の賣店あり、炊事用主食原料を苦力頭に供給し、苦力保證の下に衣食日用雜貨を販賣する、苦力頭には公司より傳票を渡し炊事原料の請求は固より苦力頭配下が日用品を欲する時は自己の苦力頭に對し傳票を請求し賣店より購入する仕組みである。又別に個人をして經營せしむる飲食店もある、慰安として劇場を設け年に數回の民國劇を催する外時々活動寫眞の映寫蓄音器演奏を爲し又五臺山派の天德寺を建立し民國僧をして本持せしむ。

六　以上は福昌公司經營收容所に收容する苦力であるが、尙ほ別に日々凡そ六百人前後の臨時苦力を使用する、之は同公司が市中より狩集めるものであつて浮浪苦力である、普通之を百鳥と稱する。

第二編　朝鮮人勞働者

凡例

一 本篇の敍述は大正十年中既に脱稿せるものに係はるも、編纂の都合に依り遲れて印刷に附せらるるに至つたものである。取材の多少新しからさるもののあるも此の故てある。

二 滿蒙に於ける鮮人の移住は、年と共に其の數を增加して居り、彼等の內面に於ける各種の事情も段々變遷を示して居るものも尠くはない。此れか爲、本書記述の內容に於ても其の後多少の變化あるへきを想察する併しなから

三 滿蒙に於ける鮮人の移住狀態なり、又は其の勞働者としての一般生活狀態なりに於ては、元より大綱に於て異なる所か無いのみならす、從來此の種の調査の資料に乏しきの際、本書の敍述は此の種研究者の爲に、幾分研鑽の資たるを得は筆者の幸福とする所てある。

參考書

間島事情（東洋拓殖會社篇） 滿蒙通覽（福昌公司篇） 調査資料第二集（滿鐵調査課篇） 李範升氏鮮人報告書（滿鐵調査課藏書） 關東州統計書 關東州及ひ滿洲本邦及ひ外國人人口統計書 滿洲（服部暢氏篇） 滿蒙（民友社發行） 滿蒙經濟要覽（關東都督府民政部篇） 滿蒙の經濟上より見たる支那の苦力（滿蒙經濟研究會篇） 滿洲に

おける鑛山勞働者（滿鐵鑛業部篇）　各地朝鮮人會規則　朝鮮及ひ滿洲の研究（朝鮮雜誌社發行）　滿洲事情（滿鐵調査課篇）　滿蒙農政私案（滿鐵地方部篇）　各地にて蒐集せし調査資料　農商公報　通商公報

大正十年　　擔當者　石濱知行

第二編　朝鮮人勞働者

目　次

第二編　朝鮮人勞働者

第一章　移　住

第一節　移住の沿革

朝鮮人の滿蒙に移住を始めた沿革に就ては正確なる記錄の存するを見ない、又所謂鮮人古老の談もその年代、狀況について一致を見る程記憶か確てない。それて大體に於て正確と認めた點のみを左に掲けることゝする。

イ　鴨綠江方面　　地理の關係上鮮人の最も早く滿洲に足を印した地方は鴨綠江方面てあることは勿論てある。李朝正宗王九年(西曆千七百八十五年)にはすてに朝鮮人は鴨綠江を渡つた形跡かある。それはこの頃朝鮮人か屢々國境を越ゑて對岸に渡りこゝに支那との間に紛爭を生しその結果兩國相互に兵を配置して國境をこゆるものに重刑を科したといふことか史實に見ゑて

ゐる。しかし一度江を渡つて對岸の肥沃な土地を見た鮮人はこの禁を侵して來るもの相次いた憲宗十一年(西暦千八百四十六年)には朝鮮における鎖國令か弛んたのと、北鮮の土地磽确なために收穫少なく對岸の肥沃なる地を見てそこに生計の地を得んとする欲望か盛になつたのと、加ふるに對岸における官憲の措置か概して寛大なのとを見て境をこゑて滿洲に入り來る鮮人は漸く多きを加へた。次いて哲宗王十二年(千八百六十一年)にはこの頃支那人にして渾河流域に伐木の業に從事するもの多きを加へ朝鮮人は伐木人として支那人の下に使役さるゝもの少くなかつたか、彼等はそこに肥沃なる沃野を見て、これを鮮人に告けたので鮮人はこゝに群をなして滿洲に移住をなし始めた。部落か所々に散見する樣になつた。李太王六年(一八六九年)には恰も北部朝鮮に大饑饉かあつて住民は大に生計に窮したのて、鮮人の滿洲移住は激增しその翌年はその爲に鮮人保護の必要上、王命を俟たすして對岸支那の土地を二十八面に分割し、江界楚山、慈城及ひ厚昌の四郡を設け、その郡守をして郡内の鮮人を守らしめた。君守はその後鮮人の管區を擴張する事に努力した結果、李太王二十六年(西暦千八百八十九年)の行政區劃は次の樣になつた。

一　江界郡所屬之面(括弧の內は中國の地名)

新兵堡（興京） 大荒面（大荒溝） 小箕面（通溪） 八道溝面（八道溝） 九龍面（麻泉溝 （秦平面（太平溝） 楡樹面（楡樹林子） 新上面（大青溝門子） 新下面（冷水泉子） 福江面（江甸子） 蘆青面（拉古河）

二 慈城郡所屬の面

帽兒山面（帽兒山） 流淸面（七十二道河子） 葦沙面（葦沙河） 祥和面（三道溝）

三 楚山郡所屬の面

雲山（外岔河下流） 雲下面（外岔河上流） 蓮上面（二股流） 蓮下面（雙岔河） 横道面（横道川） 邱山面（馬鹿海門） 中島面（冷水泉子）

四 碧潼郡所屬の面

水上面 水下面

その後鮮人は各地に分布して興京府の皇城坪にまで移植するに至つた。

當時興京城知事か淸國政府に鮮人の待遇取締方法を尋ねた時その回答に「朝鮮人の據るへき文書を取貪し且つ戸籍を考閲すれは皆な皇朝年號を報す、これ外人を以て見るへからす」とおつて鮮人は淸國人と殆んと同視せらるるに至り自然淸國人との雜居も許さるる樣になつた。

李太王光武元年には朝鮮政府は徐相懋を西邊界の管理司使に任命して鮮人保護の任に當らしめた、當時鮮人の移住したるものは約三萬七千人はかりあつたと言はれてゐる。その後毎年移住するもの漸次增加する傾向か著るしくなつた。隆熙元年（光緒三十三年）には東間島問題か解決してここに面の廢止となつた。

ロ　間島方面　滿洲における移住鮮人は各地に亙つて分布してゐるかその大多數は間島にゐる。そこで間島における移住鮮人の沿革の概況を述へて見やう。

間島の鮮人の移住は鴨綠江方面よりすこしおくれて舊韓國開國四百七十八、九年（明治二、三年）に朝鮮ては北部地方か未曾有の饑饉て人民ために生計の道を失つたので彼等は窮餘の策として禁令を侵犯してひそかに間島方面に散在しここに鮮人の間島移住はその濫觴をなしたのてある、今ここに鮮人最初の開墾者として知られてゐる人々を列擧して見ると次の表の如くてある。（東拓調査による）

社名	洞名	開墾者姓名
智仁者	南營下村	李貫仁
東良下里社	龍井村	張仁碩、朴允彥

同	小佛洞	李貴孫
同	土城浦	朴(名不詳)、王世英
平崗下里社	鶴洞	呉昌烈、姜億石、郭永知等
平崗上里社	藥水洞	金君若、李春風
同	柳亭村	崔禹山
同	盧乃城	文成玉、張成芳
同	二道溝	鄭基禹
同	三道溝	崔端川延基先、全還甲等
智逸社	四鄉村	崔文石

かくして移住を始めた鮮人は開國四百九十三年(明治十六年)西北經略使魚允中か咸北巡閲の際圖們江封禁令を廢止したので朝鮮各道から間島指して移住の地を求むるもの駱驛として相次き鮮人はここに磽确の地に代ゆるに豐穰なる間島の地を得たる故鮮人の勢力頗る盛となつたか四百九十九年(明治二十三年)和龍峪越起墾局屯吏棄舍芬は移住鮮民の辮髮、易服を強要し歸化をすすめたのてこの壓迫に堪へすして或は朝鮮內地に歸還し、或は露領沿海州方面へ更に

移住の地を求むる鮮人も出來た。しかし殘留して淸國人の由分に服して孳々として淸人の小作人たる境遇に甘んずるものも少くなかつた。以上の樣になつたに拘らす間島移住は衰へす今日尙淸津に入港する便船每に白衣の鮮人滿乘するか如き盛況を見る。

ハ　哈爾賓方面　哈爾賓方面に移住せる鮮人は槪して露領方面より來たものか多い。鮮人か最初露領に移住したのは李朝哲宗王の十一年（西曆一八六〇）頃の事と推定される、露西亞か一八五八（淸文宗咸豐八年）の愛琿條約によつて悉く黑龍江域をおさめ更に一八六〇（咸豐十年）英佛聯合軍か北京を陷るるに際して淸朝との間に斡旋して講和せしめその報償として淸國から烏蘇里河流域を讓りうけた結果露領は急に延ひて圖們江の北岸に達しここに朝鮮と境を接する事となつた。その頃朝鮮には田、糶、兵の三稅賦課の弊害甚しく之に加ふるに北鮮一帶に亙つて大凶作かあつた爲に鮮人は江を渡り露領に入り更に滿洲方面に移住したのてある。今日ては反對に滿洲地方て支那官憲の壓迫、强要を恐れて露領方面に遁け去り行くものも少くないか、近時滿洲に於ても鮮人會なるものか擴張されて保護も行き屆くやうになる傾向かあるから又滿洲方面水田耕作のために來るものも多くなるてあらうと思はれる。今日露領に行く鮮人の狀況を見るに烏蘇里沿線及ひ其附近の土地に多く今日露領西比利亞一帶に亙る移住鮮民の數は約二十

萬内外たさいはれてゐる。そして露國に歸化した鮮人は各一人につき十五日耕の土地を與へられ、又相當の資金を給せられて農業、阿片の栽培に從事してゐるものか多い。

二　その他の方面　一度鴨綠江を渡つて滿洲に移住した鮮人は種々の原因からその地に土著して永久又は半永久的の計畫を以て農業その他の業を營むものは少ない、多くは一つの土地から他の土地へ流浪するの習癖を有してゐる。又間島鴨綠江近傍の地は鮮人多き爲去つて滿洲の内部地方に入り込むものか多い。殊に安奉鐵道、南滿洲鐵道か出來てからはこれを利用して内地に入るもの多く沿線は至る所鮮人を見る。今日ては前述の間島及ひ鴨綠江沿岸地方乃ち臨江通化、輯安、桓仁、寬甸、安東、鳳城は言ふに及はす沿線各地興京、柳河、海龍、東豐、西安西豐、開原地方は幾萬とも知れぬ鮮人か移住し水田を經營してゐる。今日ては少くとも在滿鮮人の數は百萬を突破してゐると稱せられてゐる。又蒙古地方へも續々入り込んて遼原、通遼方面にも鮮人の多くの姿を見る事か出來る。支那の苦力と共に鮮人移住民は今後滿洲における住民の一大要素となるてあらうと察せられる。

第二節　移住の動機

鮮人かその故郷の地たる朝鮮をすて一家を携へ、群を組みて茫莫たる滿洲の異郷に流浪するに至つた動機、原因は頗る多い。今これを大別して經濟的動機、政治的動機、其の他の動機とし各項につき述へて見る。

甲　經濟的動機

イ　饑饉凶作のため、凶作は古來朝鮮の北部の國境附近の咸境南北道、平安南北道方面に多い。從つて彼等はその生計の道を求め比較的近い滿洲の地さして移住せさるをゑない。

ロ　朝鮮內地の物價騰貴のため、日常必要てある米價、衣服原料等の騰貴甚しく、又薪炭の如きも山林採伐禁止令によつてその價格大に騰貴し五六年前に比較して三、四倍となつたしかし寒氣を凌く爲には何としても薪炭はこれを使用せさるを得ない。又農業者にとつて地價の昂騰、肥料の騰貴は小資本なる彼等にとつて堪へうる所てない。ことに近來文化の潮流に卷きこまれ一般經濟界の影響をうくるに當つて生存競爭の侵入は武陵挑源の夢に耽るを許さす刻々として鮮人の生活を脅かしつつあるのてある。又米價の昂騰は一般住民を苦しましむるは勿論てあるか、農家は反つて利益を受けるたらうと思はれる。しかしこれは朝鮮に於ては通用せぬ議論てある。米價か高騰して儲けるのは中農以上の僅かなる豪農

にすぎない。中農以下の自作農及ひ小作農は反つて反對の現象を呈するのである。元來彼等自作農業者小作農業者は小資又は全くの無資本て農業に從事してゐるのてある。故に彼等は春、耕作を始むるに當つては資本の足らさる所又は全資本を借りなければならぬ。そしてそれは秋の收穫を以て支拂ふのてある。所かいくら米價か昂騰しても收穫期における米の價は頗る低簾なのてある。又秋には五割内外の利息をも出さねはならぬ、たから損をこそすれ幾年たつても彼等は生計丈にすら滿足なる狀態をとり得ないのてある。これ彼等をかつて他に移住せしむる原因となるのてある。

ハ　土地瘠薄なるため

ニ　滿洲の土地比較的肥沃にして廣漠たる土地あるため、鮮人は平原にては水田を營めと又平地のみならす、支那人の耕し得さる山間の狹隘なる土地に畑作を營むことにも熟練したる技倆を有する。彼等か自己の磽确なる土地より江を隔てて沃野千里の滿蒙の空を望んて移住の志を起すは無理ならぬ次第といはねはならぬ。

ホ　朝鮮總督府ては朝鮮の財政獨立を計るために舊税はその率を高め、又新税を課する等の策をとつたかために貧窮な鮮人は、加はり來る物價騰貴に加ふるに税斂の苦を以てしたか

故に彼等は一日も早く生計の樂な土地を求めて移住せんと思つてゐた際或は滿洲にある親戚故舊より滿洲の事情を聞知して意を決して移住したものも少くない。

乙　政治的動機

イ　日韓合併以來の新政に慊らない者は内地におつて壓迫的な總督政治の下に服從的な生活を營むよりは自由な天地によつて他日、朝鮮獨立の策を講せんとて移住し來るものもある。個人としても、國家としても獨立を侵害された程大なる屈辱はない。彼等か遠き獨立の日を期待して遠く滿洲に流浪する心情は哀れむへきものかある。しかし自覺的にかかる考を抱いて滿洲方面に來てゐるものが誠に少いのは事實てある。しかしこれをもかの掠奪殺人それ自らを以て生計の方便となす鮮人等と同視して不逞鮮人なる一語に包含しさるは少しく混淆の誇りを免れぬ。

ロ　高麗國建設のため。鮮人李相理、權道相等は朝鮮古史研究會の名の下に邦人末永節も加はつて滿洲に高麗國を建設せんとしつつありといはれてゐる。昔滿鮮一帶に覇を唱へた國祖の偉業を再現する目的たさうた。しかしこの團體は這般政治結社と認められて解散を命せられたか尙ほ鮮人を糾合して隱に團結を固めつつありといはれてゐる。

ハ　政治犯として逃走し鮮内に歸りねす滿洲に移住しおるものも多數ある。

丙　其他の動機

イ　鮮内地にて事業に失敗し收拾しねさる狀態に陷ゐつたものか他地にて囘復せんとて滿蒙めかけて移住して來るものもある。

ロ　早くより滿蒙に入りこみ水田其他の事業にたつさはれる親族故舊の進めをうけて移住するもの。

ハ　中には滿洲を黃金境、理想境と想像して一攫千金を夢想して來り住むものもある。

ニ　近來日本の滿洲における經營事業か稍や進捗し、不逞の徒輩に對する警戒も嚴となり加ふるに各地に鮮人會なるものか出來て或は資金の融通を計り或は支那官憲との交涉の仲介を計る等の便宜も備はり育英學校等の教育設備も不完全なからもその緒につく樣になつた結果、鮮人の移住を陰に獎勵する樣になつた。殊に大正九年八月には前朝鮮總理大臣にして現中樞院副議長たる李完用伯か從弟李憲寧の名て遼陽縣管內魁星屯に支那人の土地三百三十天地(約六百坪)を三十箇年三萬圓の契約て商租して鮮人を具して水田經營を營む話かあるから今後鮮人の移住は益々盛になることと思はれる。

以上は朝鮮內地から滿洲に入り來る鮮人移住の原因であるか前にも少し述へた樣に哈爾賓方面へ露領から移住し來るものもある。その移住の原因は

甲　歐州戰爭のために沿海州一般か經濟界の打擊を蒙り薄資なるもの又は勞働者は生活に窮したる事

乙　排日鮮人に對する露國官憲の態度か頗る峻嚴なる故に生活上の不安を感せること

丙　露領から遁れて一時的に滯留したる者又は敦化縣方面吉林方面、西間島方面のものか漸次後方の移住者勢力におされて滿洲に入り來る事

等かある。

最近移住者の眞因を探つて見ると單に生活上の樂土を得やうとして來るものは減少する傾向かあつてむしろ多少なりとも資金を持つて子孫永住の地を求めやうといふ意嚮を有するものか漸次增加しつつある。彼等自身にとつても亦彼等を包容する滿洲自體にとつてもこうした眞摯な態度か見ね出した事は悅はしき事といはねはならぬ。この傾向の一の表現として見るへきは大正七年中に間島に移住した住民の持ち來つた資金てある。その資金の總額は約七八十萬圓て其中三割は農業資本に、七割は商業資本に投資せられたといふ事てある。又所謂掠奪、殺人を

業とする所謂不逞鮮人の移住も警戒の嚴重と在滿鮮人自治觀念の發達とのために未た全部根絶するとまでは行かないが大に減少したといはれてゐる。鮮人中のかかる輩の割合は約二割位に過ぎなからうといはれてゐることは前述の移住鮮人の眞率なる態度と共に滿洲開發のためには兩々相俟つて頗る慶賀すべき事といはなくてはならぬ。

こく最近朝鮮總督府の役人が滿洲を視察して調査の結果輓近鮮人移住の原因としてあげた事項が京城日報に出てゐたから重複の憂があるかも知れぬがここに載せて見る。

甲　朝鮮内地の地價著るしく騰貴したかために此の期に乘して自己の所有する土地を賣却しそれを資金として新事業を滿蒙の富源に營むべく積極的の意圖を抱ゐて移住し、内地て所有した前所有地の二、三倍にもあたゝ土地を滿洲で購入し以て實收を計らんとすること。

乙　朝鮮の財政獨立につれ將來納税額が益々増加したために生活難を來すてあらうと豫想する事

丙　滿洲、間島方面は税制簡單且つ低く土地も亦安價しかも不穀よく實り生活、朝鮮内地よりも安易なりと傳聞したる事。

丁　朝鮮内地開發のため生存競爭漸次激烈となり生活頗る不安定となりし事。

第三節　移住の時期と其の有様

滿洲に在住する鮮人の大多數の仕事はその獨特の技能を以て營む水田事業てある。又は山間の隘地を利用して營む野菜類、高粱、大豆等の畑作てある。從つて鮮人の移住の時期もこの農時を見込んで來るものか多い。撫順、開原、吉林等の警務署の調査や報告を綜合し研究して見ると毎年十月から漸次移住者か增加し四月の末日頃に至るとたんたん減少する傾かある。

最近（大正八年始）撫順警務署の調査によれは冬期乃ち十月末から二月の初旬まては毎日平均七十名の鮮人か移住し、二月中旬から三月中旬まては毎日百四十名平均撫順を經由して興京、通化、柳河等の地に移住したとのことてある。

又吉林領事館警察署の調査した所によれは吉林省城附近ては農耕する鮮人は比較的少く且つ往來する鮮人も少なかつたけれとも、數年以前からほつほつ鮮人の移住者を見たのを始として漸次增加する傾かある。大正八年一月半から吉長線によつて吉林に來るものか激增して同三月中旬頃迄來往の鮮人一千五百名以上の多きを算した相てある。又この時期には主に樺甸縣、額穆縣等に移住したのてあるとの事てある。

又開原警務署の調査した所によると前述撫順と大差なく冬期から春期にかけて移住者多く解氷の時期に入ると其數增加し、毎日平均百名以上に上り西豐、東豐、八棵樹、大孤家子等に移住するとの事である。

この外安東縣及ひ鴨綠江沿岸に移住する者の時期も大抵十月より來春三、四月にかけてか普通てある。

彼等鮮人の移住の態樣は如何。彼等は先つ朝鮮内地て同志を糾合して少きは五六十名、多きは二三百名宛一團體を組織し、滿洲旅行に多少經驗あるものとか、内地語に通せるものとか支那、滿洲、蒙古方面の地理、風俗、習慣に明かなるものとか支那語に通曉するものとか、兎も角團體一行の旅行に便宜を有するものを數人撰拔して團長又は先達に任し故郷を出て或は汽車により或は徒歩によつて滿洲の内地奥深く彼等の根據地を求めに行くのてある。徒歩て行く時は彼等は家財道具全體を牛車に滿載し老幼、婦女相一致して大道を進み行くのてある。

第四節　移住の徑路

移住の徑路を概言すれは鴨綠江沿岸附近は多く團體をつくり徒歩にて移住し、其他の土地へ

は先つ鐵道によつて安東まで行き安東附近に止まるものとそこから陸路徒步て更に奧地を指して行くものとある。又安奉線を利用して撫順に行くもの、南滿洲鐵道によつて更に北行するものなどもある。又吉長線を利して吉林に行くものもある。しかし撫順、開原、吉林等は更に奧地へ進む可き根據地て一時的の經過地てある。又露領方面から滿洲へ入り込む徑路もある事は前述の通りてある。今各地に分つて詳細に移住する徑路を研究して見やう。

甲　間島方面　間島地方へ朝鮮內地から移住するものは先つ城津又は淸津まて船て行きそこから汽車又は徒步て茂山、會寧、鐘城、穩城等に出てそこから間島內地へ入り込むのてある。間島內地へ移住する鮮人は朝鮮中部、南部のものもあるか概して北部のもので城津、吉州、明川鏡城、淸津、富寧、會寧、鐘城、茂山、穩城附近の者か大部分てある。一度露領沿海州に入り込んて更に間島に移住する鮮人も少くない。今移住の系統を大體分類して見ると

一　朝鮮茂山方面よりするものは和龍縣、下平、平崗上里社方面へ

二　鐘城より延吉縣、和龍縣各地へ

三　穩城方面よりは汪淸縣下へ

四　露領及ひその他隣接地からは汪淸縣下、延吉縣下に散布

大正八年の移住者一萬六千名の分布率は鐘城又は溪領へ延吉縣下に移住した鮮人か約八割、鐘城を經て和龍縣下に移住したものか一割六分、穩城方面から汪清縣へ移住したものか約四分たといはれてゐる。

乙 通化地方方面 通化地方とは通化を中心とした通化縣、桓仁縣、臨江縣方面を指したものてある、今この地方への移住經路を示すと左の通りてある。

一 鐵道により移住するものの徑路。鐵道によつて移住するものは京城、忠清、全羅、黃海慶尚及ひ江原の各道からするもの多くその徑路を分つて三つとする。

イ 新安州驛から發するもの。本驛から雲山北鎭をへて碧潼又は楚山に出て、輯安、桓仁、通化各縣に向ふ者及ひ滿浦鎭又は高山鎭を經て輯安、通化及ひ柳河の各縣に向ふもの。

ロ 新安州、安東縣の諸驛から發するもの。この種のものは定州、宣川、白馬、新義州又は安東縣を經て碧團、淸城鎭、義州、九連城を經由、寬甸、桓仁及ひ通化の各縣に向ふもの。

ハ 安奉線及南滿洲鐵道線から發するもの。この種のものは鳳凰城、本溪湖、奉天若くは開原の諸驛から興京、柳河、海龍の各地方に向ふもの。

二　鐵道に依らす陸路移住するもの徑路。前記各地以外のもので陸路鐵道を利用しないて移住するものの徑路を分つて二つとする。

イ　慈城、厚昌、三水、甲山等を經て臨江、長白、撫松及ひ柳河の各縣地方に向ふもの。

ロ　長津又は江界をへて輯安、通化、興京の各縣地方に向ふもの。

丙　沿線各地。沿線各地へは安奉線又は南滿洲鐵道による。

丁　西豐、西安、東豐、海龍方面　安奉線、南滿洲鐵道を利用して開原驛に至りそこて下車して西豐縣、西安縣、東豐縣その他奉天、吉林兩省の奥地へ入り込む。この移住經路の移住は大正八年一月以來增加の形勢著るしく大正八年一月から六月まて二千六百五十人の鮮人移住民を見た。

戊　吉林、農安附近。吉林方面は吉長鐵道により吉林に出てそこより奥地に入りこみ、農安へは長春より徒歩するを通常とする。

己　遼源(鄭家屯)、通遼(白音太拉)方面。鄭家屯まて汽車て來てそこから蒙古各地へ分散するのを常とする。

庚　哈爾賓方面。露領西比利亞から汽車て來るものか多い。

第二章　移住民の數

第一節　既往より最近に至る迄の鮮人の數

約百年以前、朝鮮人か一度鴨綠江を渡つて滿洲に移住を始めてから最近に至るまでの每年の在滿鮮人の數は實に夥しき數に上つてゐる。しかしその實數に至つては今日に至るまで調査の困難と不備との爲に到底確實なることをねない、各領事館の統計の如きも實數の五分の一乃至十分の一に止つてゐる。それは現在の所實數を確めうる方法かないからである、領事館の調査方法は唯た移住届を出したもののみを計上するのであるか鮮人の大部分はこの移住届を出さないのてある。しかし最近に至つて各地に鮮人會か出來、又日本も種々の必要上、もつと確實なる調査の方法をとる事てあらうと思はれる。

次に明治四十一年末から今日に至るまでの領事館の調査表を掲けて見る、

在滿移住鮮人人口表

各年度	開放地	雜居地又は開放地	附屬地	計
明治四十一年末	―	―	―	未詳

明治四十二年末	—	—	—	未詳
明治四十三年末	—	—	—	五二、〇七〇
明治四十四年末	—	—	—	五五、五一七
大正元年末	—	—	—	二三八、四〇三
大正二年末	三、二八九	二四八、一四一	六六一	二五二、一一八
大正三年末	四、九七三	二六五、八四八	六九三	二七一、三八八
大正四年末	四、四三〇	二七六、七五九	八一六	二八二、〇七〇
大正五年末	五、五二〇	三二一、八一〇	九〇七	三二八、二九八
大正六年末	七、一四八	三二八、七一一	一、四八八	三三七、四六一
大正七年末	八、七七八	一四八、三九四	九、三八二	三六一、七七二

大正七年の人口を各地方に亙つてすこし詳しく述へて見る。

一　關東州

地名	男	女	計
旅順	一〇	一一	二一

	男	女	計
大連	一〇四	七四	一七八
金州	一〇	九	一九
總計	一二四	九四	二一八
大正六年末總計	八一	三三	一一四
大正五年末總計	六五	一六	八一

二　間島領事館内

地名	男	女	計
開放地	三、三八六	二、九三二	六、三一八
開放地外	一一六、五一〇	一〇〇、一四六	二一六、六五六
局子街分館	三二、五七八	二六、七六六	五九、三四四
頭道溝分館	一七、五五七	一五、二四五	三三、一〇二
琿春分館	一三、六二七	一二、六九五	二六、三二二
總計	一八三、六六四	一五七、七八四	三四一、七四二

三　安東

地名	男	女	計
開放地	七一四	五八四	一、二九八
雜居地	四八、八六四	三五、四一三	八四、二七七
附屬地	二六三	一九三	四五五
通化分館	一二、二七六	九、二六六	二一、五四二
總計	六二、二七六	四五、四五六	一〇七、五七二

四　牛莊領事館管轄內

地名	男	女	計
開放地	一六	一四	三〇
雜居地	七九	七三	一五二
鐵道附屬地	—	—	—
總計	九五	八七	一八二

五　遼陽領事館管轄內

地名	男	女	計

地名	男	女	計
開放地	—	—	—
開放地外	八一	三一	一一二
鐵道附屬地	四九	一〇	五九
總計	一三〇	四一	一七一

六　奉天領事館管轄內

地名	男	女	計
開放地	二七五	二一八	四九三
雜居地	三二四	二八八	六一二
鐵道附屬地	一八二	一一〇	二九二
新民分館內	三六八	二四四	六一五
總計	一、一四九	八六〇	二、〇一二

七　鄭家屯領事館內

地名	男	女	計
雜居地	二二	一六	三八

總計	二二	一六	三八

八　鐵嶺領事館管轄內

地名	男	女	計
開放地	六七	五四	一二一
開放地外	一九四	一〇三	二九七
鐵道附屬地	五三	二五	七八
掏鹿分館內	五四八	四三九	九八七
海龍分館內	四、三三七	三、〇〇〇	七、三三七
總計	五、一九九	三、六二一	八、八二〇

九　長春領事館管轄內

地名	男	女	計
鐵道附屬地	一〇六	九二	一九八
開放地	七	一六	二三
開放地外	三六	三九	七五

農安分館管轄内	—	二	二
總計	一四二	一三三	二七五

一〇 吉林領事館管轄内

地名	男	女	計
開放地	一三〇	二〇	一五〇
開放地外	一、八一九	一、七七五	三、五九四

一一 哈爾賓領事館管轄内

地名	男	女	計
開放地	一九九	一四五	三四四
開放地外	三、八八八	二、九二八	六、八一六
東清鐵道附屬地	四、一二二	四、一五二	八、二七四
總計	八、二〇九	七、二二五	一五、四三四

一二 齊々哈爾領事館管轄内

地名	男	女	計
開放地	—	—	—
開放地外	—	—	—
鐵道附屬地內	—	—	—
滿洲里領事館出張所管轄內	四二	一三	五五
黑河領事館出張所管轄內	二二四	五二	二七六
總計	二六六	六五	三三一

一三　赤峰領事館管轄內

地名	男	女	計
開取地	一	—	一
開放地外	—	—	—
總計	一	—	一

一四　以上在滿鮮人總合計

男	女	計

總合計	一九九、二九八	一六二、四七四	三六一、七七二

（以上の表は、第十一回關東州竝滿洲本邦人及外國人口統計表」（外務省發行）によりて作製したものである）

以上は帝國の滿洲各地領事館調査にかかるもので在滿鮮人は三十六萬一千七百七十二と計上されてゐる。現在ては實數百萬以上と稱せられてゐるからこの領事館の調査は頗る杜撰なものと言はねばならぬ。又從つて調査者の異なるにつれて其調へた數の上に大差がある。

甲　今朝鮮總督府の調へた大正五六年度の人口數を參考のために掲ける。

地名	大正五年度人口	大正六年度人口	地名	大正五年度人口	大正六年度人口
莊河縣	一四一	一四一	蓋平縣	五	五
岫巖縣	二六四	二六四	鳳城縣	五八〇	五八〇
安東縣	四、八六一	四、八六一	寬甸縣	三六、三三八	三六、三三八
本溪縣	一九三	一一八	桓仁縣	一三、四八〇	一三、四八〇
輯安縣	二八、五三七	二八、五三三	通化縣	一〇、二七五	一〇、二七五
遼陽縣	三五	三五	遼中縣	二	二
興京縣	一、五〇二	一、五〇二	臨江縣	一一、六七九	一一、六七五

長白縣	一二、七七〇	一二、七七〇
瀋陽縣	—	七八九
法庫縣	—	三六
開原縣	—	四〇
昌圖縣	—	六一
柳河縣	—	五、三五六
西安縣	—	八一
長春縣	—	九〇
吉林縣	—	二三
盤石縣	—	九二
濛江縣	三、六〇〇	四、五二〇
安圖縣	四、〇一八	四、〇一八
敦化縣	不明	一九七
延吉縣	九八、七七七	八一、三三八
撫順縣	—	三七七
新民縣	—	八六
鐵嶺縣	—	六一
唐平縣	—	一
西豐縣	—	一二三
東豐縣	—	四
懷德縣	—	一五八
雙陽縣	—	六〇
額穆縣	—	五六
海龍縣	—	一、五〇七
撫松縣	四、五二〇	四、五二〇
樺甸縣	—	一、三九八
和龍縣	四〇、四〇五	七九、四八六
寧安縣	一六九	一六九

汪清縣	九、六〇五	二二、七八二	琿春縣	一〇、二八一	二五、九六五
東寧縣	—	約三、〇〇〇	穆稜縣	—	二四
海城縣	—	四八	合計	—	三五七、〇四五

以上の外これに加へて左の統計がある

地名	大正五年度	大正六年度	地名	大正五年度	大正六年度
旅順	—	四	大連	—	五九
金州	—	一七	密山	—	一、〇九〇
營口	—	一八	盤山縣	—	二
梨樹縣	—	六三	德惠縣	—	六
農安縣	—	二	鄭家屯	—	一九
合計	—	一、三八〇			

これを前の統計三十五萬七千四十五人に加へると總計三十五萬八千四百二十五人となる、この外露領沿海州の鮮人人口を次の如く大體上けてゐる。

地名	人口數	地名	人口數
グラドカヤ附近	約七、〇〇〇	チヱルスカヤ附近	約二、五〇〇
ウラヂオストック附近	四、一八〇	クロウノフカ附近	約三、〇〇〇
ニコリスク附近	一、九三四	コイスカヤ附近	二、八〇〇
ニコラヱフカの南方	約五、〇〇〇	チヱルニゴブカ附近	約一〇〇
ホルノイウオ附近	約五〇〇	計	約二七、〇一四

これを前總計の三十五萬八千四百二十五人に加へると三十八萬五千四百三十九人となる。これか滿蒙全體竝に西比利亞全般に亙つての不完全なから鮮人數調査の中て比較的一番實數に近いものてあらう。しかし實數は約これに三倍してゐると見てよい。

乙　今一つ參考として上けれは奉天領事館て得た材料ては次の如くなつてゐる。

縣別	戸數	人口	摘要
奉天	三二八	一、九一〇	大正八年七月末調
瀋陽縣	三〇九	一、五一二	同
新民縣	二三八	八三八	同

撫順縣	一三三	六七四	大正八年五月末調
本溪縣	一三	八五	同
興京縣	一五、〇〇〇	七五、〇〇〇	同
錦縣	九	五〇	大正七年末調
蓋平縣	二	五	同
海城縣	一	一〇	同
營口縣	二四	一二八	同
遼陽縣	三三	三二八	同
遼中縣	九	四一	同
鐵嶺縣	一一四	五九九	同
開原縣	一二五	六一三	同
昌圖縣	一	一	同
法庫縣	二五	一一八	同
西豐縣	二四二	一、二一〇	同

西安縣	五八	三〇二	同
東豐縣	一六七	八一九	同
海龍縣	三五〇	一、四六九	同
輝南縣	三八	一七一	同
柳河縣	一、五〇二	六、七八六	同
通化縣	一、四二六	七、六〇五	同
桓仁縣	二、九二四	一四、六〇九	同
臨江縣	一、五六三	六、一一二	同
輯安縣	五、二四八	二六、二四〇	同
安東縣	三一五	一、四八〇	同
寬甸縣	三、五二〇	三三、六〇〇	同
長白縣	三、二五八	二一、六二七	同
鳳凰縣	八七一	五、二八三	同
安圖縣	—	—	不詳

撫松縣	一	一	同
合計	三七、八四六	一九九、二三五	

これを朝鮮總督府の調査に比較すると非常に尠ない、これは間島及ひ西比利亞を含まさるか故てある。

朝鮮人の滿洲移住の最近の事情は如何、移住はここ兩三年爾來非常の勢て增加し來つて大正九年度も亦非常なる激增を見るならんと想像されたか事實は反之移住期をすきた時の概況はその數において非常に減退したとの事てある。精確なる統計はないか二三の例を以て示せは掬鹿方面ては兩三年來の鮮人人口の數は

大正六年十二月	七三三名
同　七年同　月	九八七名
同　八年同　月	二、一五三名

てある、而して每年開原驛に下車して掬鹿方面に移住する朝鮮人の移住期は十月から翌年二三月頃迄てあるか、大正七年から八年にかけては約七千八百名乃ち一日平均五十一名の割合てあつたしかるに大正八年から九年にかけての移住期には開原驛に下車したもの僅に八百六十五

名、一日平均九名に過ない。乃ち八割强の減退てある。

又營口ても大正九年は例年に比して移住者か激減して農場經營者は非常に困窮し爲に朝鮮內地に募集をして見たか希望者は三分の一に滿たす田庄臺の如きは前住者の親族等か僅に移住するはかりてあるとのことてある。

奉天警務署ては每月奉天驛乘降朝鮮人の數の統計を作りつつあるかその統計によつて大正八年と九年とを比較すると次の如くてある。

大正八年度				
三月	到著せしもの	八、〇〇四	出發せしもの	八、〇一一
四月	同	二、八〇四	同	二、二四一
五月	同	一、一四〇	同	一、二三八
大正九年度				
十二月	同	二、〇八四	同	三、四二八
一月	同	二、七一六	同	二、七五〇
二月	同	一、九九五	同	二、一八五

三月	同	四、五五一	同	五、一八六
四月	同	四、三三三	？	

右の統計て增減を觀察するのは困難てあるか大體て半減した事は推しうる。

某消息通の話によれは滿洲全體て七割の減退を見たとの事てある。その原因は次の如く思はれる。

一　洋錢相場非常に昂騰したため。

二　大正八年の朝鮮饑饉のため旅費すらも得られさりしこと。

三　朝鮮内地に農工業の諸會社設立せられたため滿洲に移住するよりも會社の勞働者となる者增加せしため。

四　滿洲に於ける支那官憲の壓迫のため。

五　國境に新に旅劵制度設けられしため。

この激減は今後持續すへき性質のものなりや、思ふに一時的の現象ならんと言ふものか多數てある。

反之間島方面は大正九年度非常に多くの移住者を見た、清津に入港する船の如きは每航滿員

の有樣である。而して大正九年に入つて移住者の激增したのは三月初旬以降て六月までに約七千人に及んてゐる、その原因は次の如し。

一　朝鮮の傳說に由來朝鮮を救ふ偉人は島から出た、間島は島てはないか島といふ字かあるのて今日苦しめる鮮人を救ふ英雄は必す間島より出つるてあらうと信してその地に集合せんとするため。

二　間島は白頭山の麓て朝鮮の國祖檀君はこの白頭山下より出てた、日本の壓政に苦しめる多數鮮人は國祖出生の下を慕ふて間島に行くのてある。

第二節　在滿鮮人出身地方別

併合以後外國移住朝鮮人累年比較表

道別＼年次	自明治四十三年九月至大正元年十二月				大正二年				大正三年				大正四年			
	北	西	其他	計	北	西	其他	計	北	西	其他	計	北	西	其他	計
京畿	九一	一六五	三九	二九五	六四	四四	三	一一一	八	二一	三八	六七	二	七	一九	二八
忠北	七	三	五六	八五	—	二八四	—	二八四	—	—	—	—	—	—	—	—

忠南	全北	全南	慶北	慶南	黃海	平南	平北	江原	咸南	咸北	合計
一八	—	四	—	二五九	三四	九〇	八〇	一六	九三九	二三,六三五	二四,三七三
—	—	—	五,一二六	二,六九二	三六	二七〇	二,二八三	一,三二一	四一〇	六,八四一	一九,一四三
—	一	一	五九	一五	二	一六	四五三	五	九七六	四,七八九	六,三五四
一八		一	五,一七五	二,九六五	七三	三七八	二,八二六	一,四三三	二,三三五	三四,三〇五	四九,七七三
—	—	—	一三三	三六	二〇四	一四七	八〇	三七六	一,二九七	四,八七七	七,二〇二
六	—	—	三,一二五	一,六〇四	一五二	三二〇	二,一八七	六九五	二六六	六九〇	九,三三二
三	—	—	三三	二六	一三	二九	二三〇	—	五四三	一,一九二	二,〇八三
九	—	—	三,二八九	一,六六七	三六八	四八六	二,四九七	一,〇二二	二,二〇六	六,七五九	一八,五九七
一	—	四	五一	三	二	一六	一,一九三	六九	五七五	四,五一九	六,四四三
—	—	—	二五四	二	六七	四〇	四六三	一八一	二六七	六三四	一,九三八
—	—	—	二六	二〇	一	二七	一四三	一三	七九三	一,一八八	三,二五三
二	—	四	三三三	二四	七〇	八五	一,七九九	二六三	一,六三五	六,三四一	一〇,六三一
—	—	一	一五	—	六〇	四三	一三一	三〇	四一九	四,三五〇	五,〇四二
—	—	一	一三	三三	四八	二〇七	五,三五九	四三	一五[illegible]	八九	六,〇〇七
—	—	—	三	七八	二九	二四	一六	一七	三二四	一,一七四	三,八一二
—	—	二	一三〇	一〇	一二七	二八四	五,四八五	九〇	一,三九三	五,八二三	一五,二八二

年次	道別	京畿	忠北
大正五年	北	六	三
	西	一六	一
	其他	七三	九
	計	九五	一三
大正六年	北	三	二
	西	一九	九九
	其他	一四二	二
	計	一六四	一〇三
大正七年	北	六九	一三
	西	九一	三
	其他	一二八	九
	計	二八八	二五
大正八年	北	二〇八	一四〇
	西	一九	七六
	其他	一〇二	三四
	計	三二九	二五〇
小計		一,四三六	九三六

忠南	全北	全南	慶北	慶南	黄海	平南	平北	江原	咸南	咸北	合計
—	二	—	一二	一	五七	一二三	五五	三一	一六一	三、七四九	四、二〇八
—	—	—	一〇三	一九〇	五四	一三七	三、四三三	一九	一八三	八八三	五、〇〇八
一〇	一三	三〇	二	—	六六	二二三	八九八	一三七	七七七	二、〇三九	四、二八五
一〇	五	三〇	一三四	一九一	一七七	四五一	四、三八六	一七七	一、一四一	六、六七一	一三、五〇二
—	—	—	二	—	六五	二〇〇	一六二	八七	四二九	六、七六〇	七、七一八
—	—	—	一四九	五二四	五四	一五二	二、五三三	七	五一二	九四七	四、九九五
二四	一	二五	一三〇	二六三	七九	三二三	二、七九七	五一	八一九	一、五五三	六、一九八
二四	一	二五	二八〇	七八七	一九八	六七四	五、四九一	一四五	一、七六〇	九、二五九	一八、九二二
—	一五	一六	四七〇	二八	四五二	七八四	四二〇	四九二	一、二六九	九、七〇五	一三、八四三
一三	四	一四	一、八五四	一、二三三	一七二	八八三	八、六八〇	一、八八八	六五六	一、〇二〇	一九、五九五
一	六	一七一	三四	七三	六二	一二六	七九	六六	五五四	一、八七〇	三、一八九
一四	二五	二〇一	五、三五八	一、四〇四	六八六	一、七九三	九、一七九	二、四四六	二、四七九	一三、五九五	三八、六二七
二七	四	二〇	一、〇三三	一五八	一、三三一	二、二七四	四二〇	一、〇六三	五〇三	四、七〇七	一一、七六三
—	九	—	九、七七八	三、四〇八	四三一	一、四四九	七、九九八	七一九	一三四	一、三四九	二五、三七二
一二	三四	五一	九八	三四八	二三六	一、二六四	一、六九五	八四	九六六	二、三二五	七、二〇九
三八	四七	七一	一〇、八九八	三、九二三	一、八八八	四、九八七	一〇、一一三	一、八六五	一、六〇三	八、二八一	四四、三四四
一二五	七九	三三八	二五、五六七	一一、〇七〇	三、五九六	九、一三六	四一、七六六	七、四三九	一四、四四〇	八九、七二四	二〇五、六三四

備考

一　本表中北は北間島西は西間島、其の他西北間島以外の地方を示す

二　本表調査は併合當時より始めたる者のなるも朝鮮人の在外移住は已に數百年前若は數十年前より開始したるものさす

三　移住後豫期に反し生活困難に陥り却て鮮内地居住するを優れりさし或は其の他の事情に依りて歸還せる者左の如し

自明治四十三年九月至大正元年十二月	七、五七二八人	大正二年	二、四二八人
大正三年	一、八〇〇人	大正四年	三、九五六人

大正五年	八、〇六四人
大正七年	五、九三六人
合　計	四〇、〇六六人
大正六年	六、一六九人
大正八年	四、一四一人

第三章　移民の一般狀態

第一節　在滿鮮人の生活狀態

イ　概說　朝鮮人の滿蒙移住の原因は上述の樣に近來は相當の資力を貯へてそれを資本として滿蒙て事業を營まうとするものも增加して來たか從來は生活難のために來たものか大部分を占めてゐた。彼等の有する全財產はすなはち移住の時に用ゐた牛車一臺に積んたものにすきぬ。從つて滿蒙に來てからの彼等の生活は頗るみちめたるを免れない。すこし資金を有するものは土地を支那人から商租して水田、畑作を自ら營むか、しかし支那人の橫暴と不逞人の跋扈とは折角耕作しかけた所を奪はれ又は苛酷なる條件の下に僅に商租の名を保つてゐるに過きないのてある。その多くは支那人の下に使用されて働く所謂小作人てある。

鮮人は沃野をめかけて移住して來たか、たんたん支那人のために壓迫されて、山間溪谷に僅かに生存を營むものも少くない。

殊に近年に至つて支那人の在滿鮮人を壓迫する形勢か甚しい。その原因は大別して見ると次の樣てある。

一　支那官憲は取締の面倒を嫌ひ、鮮人を强力を以て歸化せしめんとし又は他の地に放逐して自己目前の責任を回避せんとしてゐる。

二　朝鮮人の滿蒙移住者か近來益々增加する傾向のあるのを見てこれを誇張し、憂惧の念をおこさしめ以てこれを排斥しようとしてゐる。

三　不逞鮮人は自己の非を蔽はんかために支那の官憲に賄賂その他のものを贈るものか多い。この利欲に眩惑した官憲か跋扈して貧しき善良なる鮮人を暴虐する事か少くない。

四　水田事業は朝鮮人の獨占て到底支那人の及ふ所てない。概して支那人の方か勞働能率において朝鮮人を凌駕してゐるか水田事業――しかもそれか鮮人の滿洲における職業の大部分てある――においてはその獨特の技術、方法て全く支那人の追隨を許さない。これか支那人をして嫉妬心をおこさしめ以て鮮人排斥の一原因をなしてゐる。

五　近來に到る迄支那は朝鮮を屬國視してゐた、この因習的な考をもつた支那人は月々に數萬といふ群をなして滿洲に移住し來り得意の水田事業を營むを見てこれを排除せんとする考か浮んて來るのてある。

以上の樣な理由て近來滿蒙各地における鮮人の窮狀は洵に憐れむへきものかある、ここに二

三の列を擧けて見る。

鐵嶺の東方七八十里の柴河の流域は開原地内て肥沃な所てあるか數年前から鮮人かここに移住して荒蕪地を開墾したり、灌漑の準備を整へたりして專ら水田の經營をして地主兼家主は荒蕪な土地か美田となつたので特別收入を得て大喜ひてあつた。そこては地料の代りに收穫物を分配するのてその分配率は四分六分の所もあるか多くは折半の方法を採用してゐる。しかも大豆、高粱に比して米は高價に賣るので、優に一千圓の儲かあるので鮮人も大喜ひてあつた。これを聞き傳へて本國から又他の土地から鮮人の來るもの相續き、大正八年末には三百有餘名となつた。陰然たる一大鮮人部落を形勢したのてある。この形勢を見て驚愕したのはそこを管轄する支那の官憲てある、腹黒い彼等は直ちにその鮮人排斥の手段を廻した、その第一著手として彼等は先つ護照の檢査を始めた。この護照は鐵嶺領事館から給付したもので一種のパッス・ポートてある。支那の官憲はこの護照は汝等の生命財産を保護するについて何等の記載もないここに居住するのは不都合てあるから他所に移るか、しからすんは支那に歸化するか若しくは他に縣官の發する護照を所持しなければならぬと嚴達する。縣官の發する護照をうる爲には四十圓の金を要する、退去した鮮人もあるか、泣き泣き四十圓の金を出したものも少くない。所

か大正八年末大正九年初に當つて强慾な支那巡査達は多數の部下巡警を各戸に派遣して速に退去せよしからされは國法によつて處分するぞと威嚇して廻つた。そして結氷期の寒い所を婦人子供にも銃にて威嚇したので彼等は山林に逃けて零下三十度の野天に十日間位のあはれな生活を送り、その爲に流産した婦人も少くなかつたとの事である。これなとは哀れむへき鮮人生活の僅かな一例に過きない。在滿鮮人かいかに哀れな生活や恐怖の下にその日を送りつつあるかの例證として今一つ興京方面の鮮人生活を述へて見る。興京方面の鮮人の狀態は頗る低級て、多くは水田事業竝ひに開墾に從事しつつあるか、相當の資金を携へて來るものは極く小數て他の大部人は資本皆無ゆへに、來住と共に秋季收穫期までの衣食の料を借りる必要かあるか、支鮮人間の貸借關係は甚しく鮮人に不利て全く鮮人は支那人の奴隷の如き生活を送つてゐる。乃ち耕作する土地借入に對しては小作料として收穫の五割を徴收され收穫までの衣食費は食料から日用諸雜貨に至るまて借入當時の時價に對して三割乃至五割の利子を付して返却する事となつてゐるか粟、大豆の如きは現在と秋季との價格の相違か甚しいので現在の一斗に對して二斗内外を返却するを要するの狀態にあるか故に辛苦の果の收穫物は全部支那人に徴收され、何年たつても貯蓄は出來得さる有樣てある。加ふるに大正八年末から興京知事沈鵬飛は大に朝鮮人

壓迫をやり出したので彼等鮮人は二重の壓迫のもとに苦吟しつつあるのである。

かかる朝鮮人窮迫の例は擧けるに遑かない、しかし近時日本と支那官憲との間に諒解か成立つて鮮人保護の方法も考慮されつつあるし、又朝鮮人中にも自ら朝鮮人會を組織して自治的に自己保護をなさんとする方策も講せられてゐるから、やかて何等かの形式にて鮮人生活も樂になりうる時期か近く來る事は想像するに難い事てはない。況んや從來とても指導者その人を得て樂な模範的な部落を形成してゐた所もある。安奉線の石橋子停留場から北方二里半の所に八十戸五百人以上の鮮人か理想的な自治團體を組織してゐる事か最近組合敎會の牧師渡邊守成氏と金麟雨氏によつて發見されたなとはその例てある。これらにつき詳しい事は支那人と朝鮮人との關係の項及ひ朝鮮人の團體の項下に精細なる敍述をなす筈てある。この項ては以下鮮人生活のやや微細なる解剖をなして各地方における彼等の生活様式を見る。ここては滿蒙における鮮人移住の中心地とも見るへき間島、と輯安、安東、寛甸、鳳城等の鴨綠江沿岸と通化、桓仁、興京方面とを精述しておくにととめる。他はこれらと大差なしと信するからてある。唯鐵道沿線は稍や開化して日本人的の生活を營んてゐるものも少くないと丈、記憶すれは他の事情に至つては大概同してある。

ロ　衣服　衣服は大抵朝鮮服を著てゐる、小部分は黒色の綿布を用ゐるか大多數は白衣を著てゐる、支那服は比較的經濟的なのと便宜なのとのために著てゐるものも少くない。鐵道沿線ては商事を營む者又たは商事を幇助する者の中て稍々裕かなるものは洋服を著てゐる。斷髪者四分結髪者六分位の割合てある。

(A)間島地方ては普通金巾を使用するか夏は麻布をきる、東洋拓植會社て調へた所によると現に間島にゐる鮮人中流者を標準として經費は次の樣てある。

男子の衣類及附屬裝束雜品の價格概算

冬服	一襲	十六圓	二箇年著用しう
春秋服	一襲	十圓	同
夏服	一襲	十圓	同
襯衣	一著	二圓	同
冠子	一笠	二圓	同
網巾	一條	二圓五十錢	同
項巾	一條	一圓五十錢	同

チヨツキ	二枚	二圓五十錢	一箇年
草履	五足	二圓	一箇年
皮鞋	二足	二圓五十錢	一箇年
襪子	十足	二圓五十錢	一箇年
腰帶	二條	五十錢	一箇年
風德	一枚	二圓	二箇年
その他雜品		一圓	一箇年
合計		五十七圓	

上流のものは贅澤なる衣類を著るを常とするか故に、前記中流者の生活の二倍位のものてあらう。間島ては文明の潮流に乘して斷髮するもの漸次增加して冠子、網子をやめて日、支、露製の帽子をかふるものか多くなつた。

婦人は上流ては間々絹布を用ゐ、その他附屬品例へは銀製の簪環を用ゐるから全部て三十圓位の衣服料かいる。しかし普通の婦人は金巾か麻て造つた十圓見當のものを著てゐる。

(B)鴨綠江を距てた朝鮮の對岸あたりては普通は朝鮮服を著てゐるか草鞋をはかない、そし

て靴や支那人の用ゐる革鞋をはいてゐる、頭は斷髮してゐるものといないものと恰度半はしてゐる。鴨綠江の沿岸附近ては屢々朝鮮婦人か砧をうつてゐるのを見る、そして概して彼等移住鮮人の衣服は皆な汚い。

（C） 通化臨江、桓仁地方ては男子は一般に周衣、襦をつけてその上に袴をはいてゐる。周衣といふのは右胸部を紐てくくる恰度羽織の樣な形をした筒袖の衣物て大事なもので外出の時以外にはあまり用ゐない。襦は周衣の胸から下をとつた樣なもので袴は支那人のに似てゐるか大きいので夜ねる時にはこれを頭からかふつてねる。そして踵の上部て結ひつける樣になつてゐる。婦人は以上のへた襦と袴との外に西洋婦人の着ているスカートに似た裙といふものをつけてゐる。これは短いので乳房か出て袴は狹少て恰度股引の樣な形をしてゐる。

衣物の色は大概白たか時には上流のものは色のついた衣を着る、帽子は昔から馬の尾て作つた笠子の下に網巾、宕巾を冠るのか習慣てあつたか近ころは斷髮するものも多くなつたので中折や鳥打をかふるものも增加した。しかし大部分はまた髮を結つて笠子なるものを冠つてゐる婦人は髮の毛を丸めてこれを海老茶の紐て結んてゐる。足につけるものは其大部分は跣足か多いか上流のものは革製の革鞋をつけ、下流、中流の人達は植物性のもので作つた草鞋をつけて

ゐる。この外雨の時にはく木鞋といふものもある。洋靴の使用はまたまた稀である。

（D）哈爾賓方面は他の所よりも鮮人が一般に富裕で中には露貨數千萬ルーブルを貯へ洋服を着込んでゐるものが多い。

ロ　食物、燃料、鐵道沿線　哈爾賓方面の比較的生活程度の高い所では朝鮮内地同様に白米を食してゐるものが多いが他の所では粟、高粱、大豆、小豆等を加へて常食とするが普通であるそして大概二食主義である。

（A）間島では鮮人は二食主義で白米よりもむしろ粟を常食としてゐる、その他玉蜀黍、大豆、小豆、麥等を獨立して又はこれらを混合して食物とする。副食物は種々あるが馬鈴薯その他野菜、蕃椒、蒜、牛豚の肉、乾魚、明太魚がその主なるものと見て差支ない。

今大正四、五年間の穀物の平均價格を東洋拓植會社の調査によつて見ると次の様である。

區分／穀物の種類	五年夏		五年冬		六年夏		六年冬	
	量	價格	量	價格	量	價格	量	價格
粟（精製）	一斗	九〇〇	一斗	八五〇	一斗	九五〇	一斗	九〇〇
高粱	一斗	三〇〇	一斗	三八〇	一斗	二六〇	一斗	三二〇

大麥	一斗	五四〇	一斗	五二〇	一斗	五二〇	一斗	五七〇
小麥	一斗	七二〇	一斗	六八〇	一斗	七五〇	一斗	六〇〇
蕎麥	一斗	四七〇	一斗	四五〇	一斗	六三〇	一斗	八七〇
大豆	一斗	四二〇	一斗	四〇〇	一斗	四五〇	一斗	四四〇
小豆	一斗	六三〇	一斗	五四〇	一斗	八一〇	一斗	五〇〇
黍米	一斗	九四〇	一斗	九〇〇	一斗	一、〇四〇	一斗	一、〇八〇
玉蜀黍	一斗	一八〇	一斗	二七〇	一斗	四五〇	一斗	三六〇

（この表の量目はすべて内地の標準による）

米は大麥、蕎麥あたりの價格と大差がない。平均一戸の人數を五人とすれば一箇年に要する穀物の量は粟十二石、雜穀は約七石である。一石は我か國の七斗五升にあたる。

間島は漸次人口の増加著るしく穀物の價格も上騰する傾向にある。人口増加と共に不足を感するのは所謂燃料である。山林は全く荒廢してゐるのと反比例に人員か増加して來るのたから堪らない。局子街、龍井村、鐘城あたりはこれがために下層階級の人達の窮迫の狀は憐れむへきものかある。

今大正四、五年度の燃料の價格を見てみると次の樣である。

燃料の種類／區分	五年夏 量	五年夏 價格	五年冬 量	五年冬 價格	六年夏 量	六年夏 價格	六年冬 量	六年冬 價格
柴木	六〇貫	一、七〇〇	六〇貫	一、六〇〇	六〇貫	一、三〇〇	六〇貫	三、〇〇〇
木炭	一	〇七〇	一	〇八〇	一	一二〇	一	一三〇

（この表の量目の標準は凡て內地による）

（B）鴨綠江沿岸　自分て土地を支那人から商租し耕作を營んてゐる者所謂自作農者は稀に主食物として白米を常用し、魚肉を副食物とする。しかし支那人の下に奴隷として使用されてゐる小作農の鮮人は全然玉蜀黍や粟食を主食物とし蘿蔔を副食物としてゐる。金のすこしある所て、日本產の食品を食し飲物としては支那の燒酒を嗜好するものか多い。これは支那の商人を通して買ふのてある。朝鮮の酒店も數軒あるか、量少く價格又高いのて、從つて廉い支那の燒酒を嗜飮するのてある。

（C）通化、桓仁、興京方面ては大概一日二食て午前九時と午後三時の二度に食へる。勞働者はしかし三食のものか多い樣てある。自ら水田事業を營んてゐるものの中には上等の白米を常食とするものもあるか、上流ては普通米に粟を混して食し中流下流のものは大概粟食を喫す

る。副食物は白菜と蒜の漬物てある。鮮人は一體に辛いものを好む風習かあるから唐辛子を用ゐる事も少くない。大豆、小豆を米に混して食する所もある。牛鷄等の肉は祭日か客ある時の外は贅澤なりとして食膳には乘せない。魚類は鰊鯖等を好んて食する樣てある。

(D)吉林城及ひその附近に住居するものは米に粟、大豆、玉蜀類をその時の炊事の都合によつて半分或は三分の二又は三分の一位に混して食する。

(ハ)住居　資金缺乏のために彼等鮮人の住居は實にみちめなものてある。彼等は獨立した一箇の家屋を所有してゐるものは極く稀た。僅に雨雪を凌くに足るものを以て住居さしてゐる。そして彼等はたとひ獨立して一軒の家屋を持つて牛馬豚と枕を竝へてねるのてその汚なさは想像以外てある。大多數のものは支那人の家屋を借用して群居するか、支那人と同居するのか普通てある。勿論鐵道沿線附近の比較的富有なる諸人は內地人と同樣の住居を有するものか多い。

(A)間島の鮮人は近來、開化の風潮と共に歐式、支那式の住居を建築するものか多いか、未た昔からの人畜同居の汚穢な生活をやめない。昔何故彼等は人畜同住の風をなしたかに就ては次の三說かある。

(一)朝鮮人の仕事の殆んと全部は水田又は畑作等の農業てある。農業を唯一の職業とする彼

等にとり最も大事なものは水田又は畑を耕すに要する牛馬である。彼等は家畜としては犬、豚鷄等を飼養し、又騾馬を養つてゐるか、農牛一頭を所有してゐるものは誠に少い。これとても不逞鮮人の掠奪や氣候の爲に彼等の手から奪はれる事か多い。それて恐れて彼等は自分自身の傍から牛馬を離さないのである。

(二)間島の移住民は多く咸北の城津、吉州、明川、鏡城、富寧の各郡及ひ豆滿江沿岸の六鎭地方のものである。この地方は由來土地磽确て從つてそこの住民は餘財あるものなとは洵に少い。そこから來た鮮民てあるから、間島の移住民は資力を有するものは稀て從つて飼養する畜類のために獨立の飼養場を設置するの餘裕かない。

(三)この間島地方は落莫の地たるか故に盜難や、野獸類の襲來か多い。そのためには外部の堅固なる建物を建てる必要かあるか、それをすへき資力かない。從つて彼等は畜類と床を同しくしてゐるのである。以て彼等の住居狀態を察するに足る。

(B)鴨綠江沿岸地方の鮮民の住居の狀態は恰度朝鮮の洞內生活を營んてるものか多い。その他の地方ては或は支那人の家屋を一棟借り或は支那人と同居し、資本あるものは朝鮮の家屋を建てるものもあるし又は支那人の家屋全部を買收し小作人を收容してゐるものもあつて、居住

の有様は一致してゐない。彼等は大抵豚、鷄、犬等の家畜を飼養してゐるか、家具、は食具、夜具を除いて何物もない。唯た多くの家には刀劍、搶の類を有するものかあるのみてある。これは盜賊を防くためてある。しからは彼等の生活費なるものはいくら位てあらうか。一箇月の入費は約三元(一元は約一圓内外)から四元て一年には三十元から五十元位てある。この外彼等は支那人に對する負債か多く、少きは二三十元から數百元に至るものかある。これは中國商人の手を經て得る所の日用品たとへは燐寸、石油、衣服料、雜貨等の高價のためてもあるか、その大部分は所謂春耕作の時に當つて支那人から借りて、秋期收穫の際に倍額て返す時に生する借財か多い。今間島の衣、食、住の事については以上のへたのて、生計費に關係の少くない課税の事と耕作の支出、收入のこく概略を述へて見る事とする。稅には一、官糧(國稅)二、地畝(地方稅)三、使費(團體資金)等かある。今安東縣下の稅率を見るこ次の樣てある。(大正五年調査)。

	土地課税目	課税率
安東縣屬渾水泡	錢糧	每一天地每年小洋七角
	地稅	每一天地每年九分二厘
	地畝(巡警費)	每一天地每年七角二分

	使費（地方費）	每一天地每年二角
	學堂費	每一天地每年五分
	計	每一天地每年一元七角六分二厘
安東縣屬接梨樹	錢糧	每一天地每年七角八分
	地畝	每一天地每年七角二分
	計	每一天地每年一元五角

（一元は約一圓内外で一角は十分の一元にあたる）

耕作の收入支出は次の表の如し。

收入の部

品目	數量	單價	合價
穀	十四擔	元 六・一〇	元 八五・四〇
藁	一〇二束	（百束）五・〇〇	五・〇〇
合計			九〇・四〇

支出の部

品目	數量	單價	合價

耕地整理	人夫十八人	〇・四八元	四・八〇元
税金			〇・四八
種子	穀三斗	〇・一一	三・三〇
馬耕	馬二人夫一	一・六〇	一・六〇
地均	人夫一	〇・四八	〇・四八
播種	人夫一	〇・四八	〇・四八
一二三回除草	人夫十六	〇・四八	七・六八
收穫	人夫六	〇・四八	二・八八
調製	人夫五	〇・四八	二・四〇
農具	鎌四把	〇・三一	一・二四
草包	十四箇	〇・〇四	〇・五六
藁繩	一五〇尋	〇・一〇	〇・一五
運賃	毎石	〇・二〇	二・〇〇
計			二八・〇五

(C)通化、桓仁、輿京地方の鮮人も資力のないものか多いので、多くは支那人の小作人となる。地主は小作人を住居せしむる家屋を建てるのか從來の習慣なので、鮮人小作人は支那人の建てて呉れた住居にゐる。勿論金のあるものは自らたて、商業を營むものは支那家屋を借りて住んてゐる。彼等は住居を立派にすると支那の官憲に眼をつけられ、不逞人の掠奪にあふのてこく粗末な家屋を立てる。支那式てなくつてむしろ朝鮮式てある。乃ち荒削の材木を骨にして石を混した泥土て壁を塗り屋根を葺いて防寒の爲に床下に温突を通すのてある。そしてその家の周圍は粗末な枝葉て柵をこしらへ、又は土塀、高粱稈の塀をめくらすのを常とする。間島地方の鮮人と同樣に牛豚と共に起臥するものか多いか概して間島地方の鮮人よりも淸潔てある。

次にこの地方の生計費を調へて見ると次の表の通りてある。これは在通化帝國副領事市川季作氏の外務省に對する報告書を拜借したのてある。今この地方を通化、桓仁、臨江の三縣に大別し、ここに住む鮮人を三階級に分つて十日耕以上のもの及ひこれに該當するものを上とし、六日耕乃至九日耕のもの及ひこれに該當するものを中とし、五日耕以下のもの又はこれに該當するものを下として最近の調査を見ると次の樣てある。

通化縣(單位元)

地方別	等級	衣服	食物	家屋	其他支出	計
通化縣城附近	上	一五〇	一〇〇	一〇〇	一五〇	五〇〇
	中	一〇〇	八〇	六〇	八〇	三二〇
	下	八〇	五〇	三〇	二〇	一八〇
拉古河附近	上	七〇	一〇〇	―	一〇〇	二七〇
	中	五〇	七〇	―	五〇	一七〇
	下	二〇	二〇	―	―	六〇
快當帽子附近	上	一五〇	一二〇	三〇	二〇〇	五〇〇
	中	一〇〇	八〇	二〇	一〇〇	三〇〇
	下	三〇	三〇	一〇	二〇	九〇
金斗伏洛附近	上	一〇〇	七〇	三〇	一〇〇	三〇〇
	中	六〇	四〇	―	七〇	一七〇
	下	三〇	三〇	―	一〇	七〇
三棵楡樹附近	上	一〇〇	七〇	三〇	二〇〇	四〇〇
	中	七〇	五〇	二〇	一五〇	二九〇
	下	三〇	二〇	一〇	五〇	一一〇
	上	一〇〇	一〇〇	三〇	一〇〇	三三〇

地方別	等級	衣服	食物	家屋	其他支出	計
扶馬嶺附近	中	八〇	六〇	二〇	七〇	二三〇
	下	三〇	三〇	一〇	二〇	九〇
江甸子附近	上	六〇	一五〇	—	一二〇	三三〇
	中	四〇	一〇〇	—	八〇	二二〇
	下	二〇	五〇	—	三〇	一〇〇
高麗墓子附近	上	七〇	一〇〇	—	一〇〇	二七〇
	中	四〇	七〇	—	六〇	一七〇
	下	二〇	二〇	—	二〇	六〇
四道江附近	上	八〇	一〇〇	—	一〇〇	二八〇
	中	五〇	八〇	—	五〇	一八〇
	下	二〇	三〇	—	三〇	八〇

桓仁縣

地方別	等級	衣服	食物	家屋	其他支出	計
桓仁縣城附近	上	一五〇	一〇〇	一〇〇	一五〇	五〇〇
	中	一〇〇	七〇	七〇	八〇	三二〇
	下	五〇	五〇	二〇	二〇	一四〇

响水河子附近	上	八〇	一〇〇	五〇	七〇	三〇〇
	中	四〇	八〇	三〇	四〇	一九〇
	下	二〇	三〇	二〇	二〇	九〇
拐磨子附近	上	七〇	一五〇	五〇	一〇〇	三七〇
	中	五〇	一〇〇	三〇	八〇	二六〇
	下	二〇	四〇	四〇	三〇	一一〇
大雅河附近	上	八〇	一五〇	—	一〇〇	三三〇
	中	四〇	一〇〇	—	五〇	一九〇
	下	三〇	五五	—	二〇	一〇五
馬圏子附近	上	六〇	八〇	—	五〇	一九〇
	中	四〇	六〇	—	二〇	一二〇
	下	二五	四〇	—	一〇	七五
上漏河附近	上	一〇〇	一〇〇	二〇〇	二〇〇	六〇〇
	中	七〇	八〇	—	一〇〇	二五〇
	下	三〇	二〇	—	三〇	八〇
裡岔溝附近	上	七〇	一二〇	—	五〇	二四〇
	中	五〇	八〇	—	二〇	一五〇
	下	二〇	四〇	—	一〇	七〇

地方別	等級	衣服	食物	家屋	其他支出	計
横道川附近	上	一〇〇	一〇〇	｜	八〇	二八〇
	中	八〇	五〇	｜	六〇	一九〇
	下	六〇	三〇	｜	三〇	一二〇
灣龍背附近	上	八〇	一〇〇	｜	四〇	二二〇
	中	四〇	七〇	｜	二〇	一三〇
	下	二〇	二〇	｜	一〇	五〇

臨江縣

地方別	等級	衣服	食物	家屋	其他支出	計
八道江附近	上	一〇〇	一五〇	｜	一〇〇	三五〇
	中	七〇	九〇	｜	六〇	二二〇
	下	三〇	四〇	｜	三〇	一〇〇

今この地方の支那關税率を擧けて見ると。

地別	税目	課税率
輯安縣	門牌金	一、二等毎年一角
	韓僑警捐費	一等一元二角二等七角
	計	一等一元三角二等七角

桓仁縣

桓仁縣	門牌金	一、二等每年一角
	韓僑金捐費	一等一元二角二等六角
	學堂費	一、二等二角
	計	一等一元五角二等九角

（八） 娯樂

鮮人の娯樂は賭博と飲酒とである。朝鮮人にはこれか餘程甚しい。これを以て最上の愉快として暇さへあれは酒を呑み、輸贏を爭ひ、以て盡くることを知らすといふ程である。祭日には殊に甚しく、友と相呑めは倒るる迄酒をやめすとまていはれてゐる。そして、家の中といはす、大道といはす醉へは横臥して平然たり。この頃嗎啡の注射をするので全身斑紋を生し、又これか爲に中毒をおこして浮浪の徒に變するものも少くない。

第二節　在滿鮮人の職業

移住鮮人の多くは資産を有せない者てその動機か多く朝鮮内地の凶作。によりて來る農民か多く、又朝鮮人は水田經營に特有の才能を有してゐるので、滿洲に來てからの職業の大部分、否な殆んと全部は農業に從事してゐる。他の職業に才能を有するものか來ても、到底支那人と

伍して生活して行く事か出來ない。假令農業以外の專業に從事するもの例せは鍛冶業、醫業等を營むものかあつてもこれは多く農業の副業として營むのてそれ專らを職業として營むものはない。先つ獨立して比較的通常の成績をあけてゐるのは宿屋營業位にすぎない。又朝鮮人の收穫せる農產物の賣買、雜貨商を營むてゐるものか少々ある計りてある。

滿洲全體の鮮人の職業別についての統計は全くない。それて各領事館內の大體の職業別を左に擧けて見よう。

（イ）鐵嶺地方

鐵嶺地方ては左の如くなつてゐる。

地名	職名	戶數	人口數 男	人口數 女
西豐縣媽々寨	賣藥請賣業	一	一	—
輝南縣城	宿屋業	一	二	二
柳河縣樣子哨	宿屋業	三	五	四
柳河縣柳河鎭	宿屋業	二	—	—
同　仙人溝	質屋業	一	—	—

海龍縣北山城子	宿屋業	二	—	—
同	理髪業	一	—	—
同	醫業	二	—	—
同　朝陽鎭	理髪業	一	—	—
計		一四	—	—

鐵嶺地方二、六〇三戸の中以上十四戸を除いて他のすへては農業てある。鐵嶺ては料理屋を營み女にして酌婦となれるもの數人あり。

（ロ）長春地方

地名	職名	戸數	人口數
長春縣長春	料理飲食店業	一二	—
同	宿屋業	四	—
同	貿易商	五	—
同	雜貨商	三	—
同	藥種商	三	—

同	金貸業	二	—
同　長春城内	料理店業	一	七
同　二道溝	毛皮商	一	五
梨樹縣四平街	工業	三	一二
同	商業	六	二三
懷德縣范家屯	料理店	—	—
同　陶家屯	滿鐵保線員	一	—
同　公主嶺	宿屋料理店	五	一二
同	雜貨仲買	五	一六
同　三淀溝	鳶職	五	一六
同　張家溝	酌婦	三	—

以上の外はすべて農業を營んでゐる。

（ハ）　通化縣、桓仁縣、臨江縣地方

（A）　通化縣

地方別	農業	旅店	藥種商	雜貨商	理髮業	鍛冶	其他	計
通化縣城內	—	三	—	—	二	—	五	一〇
拉古河口	七	—	—	—	—	—	—	七
哈嗎河子	一三	—	—	—	—	—	—	一三
快當帽子	一一	—	一	四	—	—	—	一六
金斗伏洛	四一一	—	—	—	—	—	—	四一一
拉鏈	一〇	—	—	—	—	—	—	一〇
高麗城	一一	—	—	—	—	—	—	一一
英額布	一六	—	—	—	—	—	—	一六
三棵榆樹	六	—	—	—	—	—	—	六
上拉古河口	三三	—	—	—	—	—	—	三三
大都嶺	四八	一	一	—	—	—	—	五〇
扶馬嶺	一九	一	× 二	—	—	—	—	二〇
高麗墓子	一六二	—	—	—	—	—	—	一六二
江甸子	六〇	× 一	—	—	—	—	—	六〇
崗山頭道溝	三〇	—	—	—	—	—	—	三〇
崗山二道溝	四〇	—	—	—	—	—	—	四〇
崗山三道溝	二六	—	—	—	—	—	—	二六
頭道江	二四	—	—	—	—	—	—	二四
二道江	一九	—	—	—	—	—	—	一九
四道江	二八〇	—	—	—	—	× 二	—	二八〇

五道溝	二	|	|	|	|	|	|	二
計	一、二二八	五	二	四	二	|	五	一、二四六
	|	×一	×二	|	|	×二	|	|

（B）桓仁縣

桓仁城内	六	九	|	|	|	|	|	一五
大雅河	五一五	|	|	|	×三	|	|	五一五
馬圈子	四八二	|	|	|	×六	一	|	四八三
上漏河	四三三	一	一	|	×五	|	×三	四三五
裡岔溝	六三六	|	|	×四	×四	|	|	六三六
橫道川	四一九	|	|	|	×三	二	|	四二〇
灣龍背	三一四	|	|	|	×二	一	|	三一五
計	二、八〇五	一〇	一	|	|	三	|	二、八一九

臨江縣

六道江	三	|	|	|	|	|	|	三
七道口	六	|	|	|	|	|	|	六
八道口	五七	|	|	|	|	×一	|	五七
林子頭	八	|	|	|	|	|	|	八
紅土産	三六	|	|	|	|	|	|	三六

三岔子	五	—	—	—	—	—	—	五
黒瞎子溝	六	—	—	—	—	—	—	六
計	一一	—	—	—	—	—	—	一一

以上の表か例示してゐる通り在滿鮮人の殆んと九割迄は、水田その他の農業に從事してゐる。商業その他の產業。に從事してゐるものは誠に微々たるものてあるか、その大體を見てみやう。そしてその後て主たる產業の農業についてやや詳しき記載を述へる事とする。

（二）商業　鮮人の滿洲における商業は未た搖籃時代て從つてその進步も頗る遲々たる有樣てある。これを各地方について述へて見るならは

（イ）奉天ては稍や見るへきもの少くないかその數は僅か七八に過きない。商業の種類は白米貿易商、金銀仲買商、運輸業、精米業者等てある。この外に白米販賣業、藥劑商、古物商、雜貨商、飲食店、宿屋、下宿屋、洗濯業、料理店、理髮店等かある。近い鄭家屯在住の湖南商會主か在奉天の日本人と合同して一大株式會社を設立し、蒙古の特產物の貿易事業を營むとの事てある。

今奉天における主なる鮮人經營の商業を檢へて見ると。

嚴松洋行　貿易商　資本金　一萬圓
義同公司　精米業　資本金　五萬圓
東來商會　米穀貿易商　資本金　一萬圓
海天洋行　金銀仲買商　資本金　一萬圓

の四つ位しか現在はない。

(ロ)安東。安東は地勢上朝鮮内地に近いので朝鮮人も非常に多い。從つて鴨綠江による安東の貿易の十分の一は朝鮮人の手て行はれてゐる。いま在安東の朝鮮人の職業別を安東領事館の報告書によつて調へて見ると次の樣になる。

安東居留地内の鮮人戶數職業別表。

職業名	戶數	職業名	戶數	職業名	戶數
貿易商	四	兩替商	二	鑛業	四
官公吏及會社員	十五	鐵物商	一	貸金業	二
精米業、白米業、穀物業	五十一	運送業及運搬業	八	藥種商	四
宿屋業	五十三	船乘	八	鮮服仕立業	八
飲食店、貸席業	四十九	勞働者及び傭人	五十九	飾商	一

絲切直業	五	職工	七	大工業	一
理髮業	四	洗濯商	二	靴商	一
農業	十一	醬油業	一	妓生	一
雜貨業	十六	清涼飲料水業	一	自轉車業	一
木挽業	五一	楓葉委托販賣	二	無職	五七
醫業及び醫院業	五	仲介業及口入業	七	總合計	四一三
古物商	五	金銀細工業	一		
薪炭商	四	草繩製造業	一		

以上の様に多種多様に分れてゐるか、大なる好成績を擧けてゐるものは殆んさない。安東における鮮人商業の主なるものは。

第一商行	白米貿易商	資本金	二萬圓
共成社	金銀仲買商	資本金	二萬圓
大同公司	運輸業	資本金	一萬圓
日隆商會	貿易商	資本金	一萬五千圓

等に過きない。近く日本人さの合同の銀行か設立さるへきことはすてに「朝鮮人の金融」の項に述へて置いた。

（ハ）哈爾賓では金奎渉なる者が露貨六千萬留を擁して各種の商業に從事してゐる。

（ニ）吉林。吉林では最近尹覺、申相武等が相謀つて吉昌實業股份株式公司なるものの設立を急ぎつつある。この公司の目的は在滿鮮人で支那官民から壓迫、排斥をうけて農耕に大なる妨害を蒙りつつあるのでこれを救濟せんとするのにある。而してこの公司は支那に歸化した鮮人によつてのみ發起せられた。これは支那官憲の信用を得るのが主眼で吉林省實業廳の許可の下に土地を商租し或は賣買し全く支那人同樣の權利義務を有し且つ歸化鮮人でなくてもこの公司で保證又は證明をなす場合には支那官廳で信用する方針をとらしむるのにある。未た實業廳の許可は得ないけれども近々その許可に接しうるとの事である。支那官憲もこの公司に對しては尠からさる好意を有して、日本官憲も頗る歡迎してゐるから遠からさる將來その實現を見る事が出來る事と思ふ。

各地に於ける旅館業及ひ下宿業として成功してゐるものは奉天の同仁旅館長春の漢陽旅館、高麗館、哈爾賓の漢陽館等か稍や出色のものである。

在滿鮮人で又阿片を密賣するものか非常に多い。今その輸入經路を見ると露領「ウスリー」及ひ「イルクーツク」の生產品を東淸鐵道によつて一旦哈爾賓の問題筋に持ち込み荷造改造の時に

露人から鮮人はその一部を卸うけ小賣するものである。哈爾賓に鮮人の阿片ブローカーか二人あるとの事である。しかし全滿洲を通して事實上阿片の大密賣をなす者はむしろ露、支、日、米、人といふ如き順序て鮮人は祕密裡に小密賣をなすに過きないのである。

(二)畜產業。家畜は農業と密接の關係を有して農家にとり最も大切なるものである。

(イ)家畜の種類及ひ飼養法。

牛、牛は主として耕作用、運搬用に用ゐる。支那人はこれらの用途のために騾又は馬を使用するか、鮮人は牛を使用して、騾馬等はあまり使用しない。極く細民を除くの外、牛を一頭或は二頭使用しない農家はなく、五、六日耕の耕作地を有するものは少くも二頭を飼養してゐるといつてもよい。

馬、馬は唯た騎乘用に用ゐられる丈て耕作、運搬の爲には殆んと使用されない。

驢、碾子、磨臼を挽かしめ、又駄馬として使用するために、その體軀に比して力大なる驢を使用し、百二、三十斤の荷物を挽かしてゐる。朝鮮內地からつれて來た驢は、支那產の水を恐れて水の中を步行し得さるに比して、水を怖れない性質を有するので非常に便宜にされてゐる。しかもその性質は支那產のに比して溫良にして怜悧であるとの事である。

豚、豚は不潔て、いかなる所ても食料を漁るので、別段取立てて飼料を與へる必要かないので、たた時々高粱、粟等の磨き汁、殘飯、粟糠等を與へるに過きない。
鷄、飼養法か容易なので婦女か仕事の暇にその世話をしてゐる。
蜜蜂、蜜蜂は長さ二尺餘の木箭の中に飼養する。木箭は上下無蓋て中間に木板を張り數多の小孔を穿ちて蜂の出入に便ならしめ蜜蜂の來り住むのに任せてある。九月頃蜂は蜜を收める。通常一窩から三十斤內外の蜂蜜を得る事か出來るといふ。
(ロ)家畜馴致法。貧なる鮮人にとつて家畜は彼等唯一の財寶てある。故に家畜を大事にすること甚しく、夜ねる時はこれと一緒にねるといふ狀態てある。家畜の使役には一定の用語かあつて唯た口先丈てうまく操縱する。
(三)林業、林業ては伐木規則嚴重なるため自ら主となりて伐木事業にあつかるものは少く唯た森林伐採夫として支那人と共同作用するに過きない。
(四)工業、鮮人の工業能力は頗る貧弱て自らこれを營むといふか如き事は滿洲ては見られない。たた勞働者、職工として工業を掌るのみてある。鞍山製鐵所。工場係の話しによると朝鮮人は工業上の素質劣惡なるために製鐵工場、及ひ採鑛現場ては新たに採用したもの一人もな

い。但し大連沙河口工場からまはされたもので當工場に勤務のものか工作係に、十二名ある。
その氏名、所屬、給額は次の通りである。

採用年月日	職名	所屬	給額	氏名
大正七年二月十二日	鳶工	工作係	九七(小洋錢)	鄭萬錫
同 十二月十一日	同	同	九九	李照善
同 十一月十五日	同	同	九八	李辰星
同	鉛工	同	九六	張章守
同	同	同	九七	金淳澤
同 十一月十二日	仕上工	同	九六	孫炳華
同	同	同	九七	趙德汝
同	同	同	九七	崔龍國
同	同	同	九七	張君善
同 十一月十五日	同	同	九五	全琫九
同	同	同	九七	方承稷

大正七年十一月十二日	同	同	九四　張甲伊

鞍山製鐵場の外、日、支人經營の工場に勞働する鮮人もあるか少數に過きない。

(五)鑛業　鑛業に從事してゐる鮮人は砂金採取鑛夫と各鑛山に雇傭せられてゐる勞動者との二種に大別する事か出來る。しかし自ら營經してゐる樣な者は一つもない。砂金採取に鮮人か從事してゐるのは唯た鴨綠江岸、間島地方等朝鮮に接近してゐる部分てある。しかし北滿、西比利亞等にも鮮人の採金夫か入り込んてゐるとの事てある。

朝鮮人か滿洲に入つて鑛山の勞働者となつたのは餘程古い事てこれは明に文献の示す所である。撫順その他の炭坑における高麗坑の如き又鞍山粘附近大孤山鑛において往時高勾麗稼行の遺跡なりと考へられる鐵滓を發見した如きこれか證明をなしてゐる。彼等は數世紀の間鴨綠江岸を中心として南北滿洲の山野は勿論、西は遼河をこへて北は露領沿海州の一部に至るまて殆んと餘す所なく鑛產地を探索し、金、銀、銅、鐵石炭等凡そ彼等の技術の及ふものは殆んと餘す所なく之を利用した樣てある。その全盛期は高勾麗の末葉今から凡そ五百年乃至七百年以前なりと信せられる。清朝の封禁時代ても彼等は私かに禁を犯して屢々鴨綠江を超ね通化、懷仁、興京地方に採鑛に從事した事かある。その他の地方ては朝鮮人の鑛山に働くもの極めて

僅少てこれは山東出稼の支那人の旺盛なるかためてある。

現在、滿洲における鮮人の鑛山勞働者は撫順、煙臺、本溪湖諸炭坑に雇はれてゐるか大正六年十二月末の統計によると各國人鑛夫合計四萬五千八百二十八人の中二百四十三人に過ぎない。今これを參考のために人種別に表示して見ると。

撫順、煙臺、本溪その他炭坑勞働者人種別表。

日本人	二千七百十四人
支那人	四萬二千八百六十三人
朝鮮人	二百四十三人
計	四萬五千八百二十八人

(六)農業、以上の諸業は在滿百萬餘の鮮人中僅少なる部分のみか營む職業て他の大部分は乃ち農業てある。農業は彼等特有の技術を持つのみならす、又比較的僅少なる又は皆無の資産を以て營む事か出來るので從つて彼等の大部分は農に走るものと察せられる。この移住鮮人主要の職業たる農業については稍や詳して敍述を試みるてあらう。

(イ)朝鮮人の農業上における地位。彼等鮮人農民の多くは無資産て滿洲に入り來り、その農

業に從事するに當つても土地なく、食なく、その大部分は爲に支那人の小作人として荒蕪地の開墾に從事するに過ぎない。滿洲における肥沃なる平原は、すてに支那人によりて大部分は開拓せられ、支那人は比較的鮮人に比すれは新らしき農業者に拘らすその天賦の勞働能力によつて平野を開拓し更に進んて山間の遺利をも餘ささる程に農耕したのて、今日朝鮮人の開墾し耕作してゐる所は支那人の顧みない荒蕪地乃ち畑作に不便なりとして抛棄した沮洳の地を支那人から商租して之を開墾し水田となして經營するに過きない。

この折角彼等か開墾した水田も近來は支那人によつて漸次蠶食せられ、彼等鮮人は僅に山間の磽确な石塊の疊々たる地に追ひやられて、陸稻又は野菜の耕作に從つて漸く生計しおるに過きさる地方も多い。殊に鴨綠江沿岸においてその傾向か著るしい。

又その小作關係を見ると鮮人はその耕作地の收獲の三割、四割乃至半分を小作料として地主に提供する。地主は自己の棄て顧みさる地方から、小作料として少からさる穀類を得るはかりてなく、その地か數年ならすして熟地として變するから支那人は一般に朝鮮人を喜ふ。又支那人は平坦な土地を耕し、乾地を愛し山間の僻地を嫌ふに反し朝鮮人は山腹谿谷を耕し濕地を厭はないので兩者の利害衝突する事なく軋轢を見る事は尠ない。

又支那人は自分より鮮人の方か水田耕作能力あるを認めて、力めてこれを利用するのを喜んてゐる。しかし近來は、地主か横暴となり、官憲と結托して期限滿了前に最初の約定に背いて土地耕作權を取上け放逐する事件か頻々として起る樣になつた。元來朝鮮人は土地の所有權を有せす且つ力耕數年又は十數年の久しきに亙るものても小作人として單に農耕に從事するか如き狀況にあるのてその地位を安固にする事困難て、又鮮人は永住して一所に永く耕作を續けるといふ樣な持久性なく、次から次へ漂浪するのて、當分に滿洲農業における鮮人の地位の安固は求め難いと言はねはならぬ。

(ハ)土地貸借の狀況。土地貸借の契約には定額法、分益法、及ひ貸金法、折半法の四種かある。各地方によつてその契約年限、步合等に多少の違かあるか、大體貸金法によるものは尠なく分益法に依るものか多い。その年限も亦永租のものなく一年乃至五年を期限とする。最近支那人も水田事業の有利なる事を自覺し自己の名においてこれを經營し鮮人に住居收穫の五分を與へその間の關係は全く雇傭契約によるものてある。從つて貸借料値上の傾向かある。

右四種の土地貸借法の大要を述へると次の樣てある。

(イ)定額法。この法は鮮人よりも、むしろ支那人間に行はれるものて、これには租糧及ひ租

錢の別がある。乃ち租糧は大豆、高粱、粟、包米の内三種又は四種の穀物を全收穫の二分の一又は三分の一と當初の契約によつて配分するのである。租錢は通常の租糧額を金錢に換算したものである。

（B）貸金法。この法は契約當時一天地（六反七畝）に對し普通上地洋百二十元、中地百元、下地は九十元の割合で無利子で、三年若くは五年の期限で三百圓乃至五百圓を地主に對し小作人から貸與しこの間の全收穫は小作人の取得とし、地主はその金に對する利子を以て小作料に充て、期限滿了と共に元金丈けを小作人に返戻する法である。故にこの法は多少資金を有するものでなければ困難である。

（C）分益法。この法は其收獲高及び土地の肥瘠によつて各地異なるが、地主四分、小作人六分或は地主三分、小作人七分の割合でその田地から生ずる農產物を分配するの法である。

（D）折半法。この法は收穫物を地主と小作人で折半するの方法である。

滿洲では以上の四種が行はれてゐるが、その内で多く行はれてゐるのは、分益法及び折半法の二である。開墾地に對しては所謂白種三年と稱し、三箇年間は小作料を要しなかつたが、近來に至り何れの土地でも一年契約で初年四分六分なるも次年度乃至三年度よりは五分五分の契

約て耕作しおるものか漸次增加しつつある。從つて鮮人にとりては不利益となりつつあるか、概して滿洲は地味肥沃て五箇年間位は施肥の必要かないから、目下の處經營上困難はないか、若し肥料を購入するに至るならは到底引合はさるに至ると察せられる。現にある地方では一家を擧けて移轉中の者又は移轉準備中のものか多い。これは比較的有利な吉林省管內に移住せんとしてゐるのてある。

又小作料を納める場合ても、農作に關する一切の費用及ひ種子の如きは固より小作人の自辨て地主は地稅を官廳に納付するに過きない。而して小作人に冬季の薪炭供給を契約し若し冬季にこれを納めさる場合には年中何時たるをとはす、其納むへき薪炭の價格に三四倍する勞役を强ひ且つ時々雜役に服從する事を命して極力壓迫をこころみつつある。

鮮農は力耕の結果秋に相當の收獲をうるのは事實てあるか、春耕當時に支那人から秋の收獲を抵當として、籾一石を金五圓乃至六圓の見込價格て豫賣するのてその不利は頗る大なるものかある。尙この外に秋の收獲に際して債權者たる支那人は債務者たる鮮農の現場に相集つて卽時に辨濟をなさしめるのみならす、水稻一石の價格を陸稻の如き五割以下も低廉なものと同一に評價するので大正六七年米價騰貴した場合は元金十圓に對し利息五割を拂ふものとするもそ

の實際の辨濟額は十割以上て利子は却て元金より多き割合を呈する有樣てある。しかし鮮人はこの際如何ともする事か出來ない。それは秋の收穫物の相場は債權者たる支那人に左右せらるか故てある。故に鮮農は一年中力耕するも尙ほ收支償はす。常に悲慘なる境遇に泣きつつある。しかし中には相當に貯金をなして何千圓乃至何萬圓の資產(乃ち土地)を有するものかある。

(ハ)耕地面積。鮮人の全滿洲に於ける耕地(水田)面積の總計は統計上左の如くなつてゐる。

經營者	大正二年		大正三年		大正六年	
	作付面積	籾收穫	作付面積	籾收穫	作付面積	籾收穫
日本人	町 三五六・五八	石 七、三一八	町 三五七・一四	石 七、八一六	町 六〇〇・〇〇	石 一五・〇〇
支那人	一、二二四・三四	四二、一二六	二、三六一・四四	八一、一七六	五、七〇〇・〇〇	一一四・〇〇
朝鮮人	二、六五二・七九	八八、六六一	二、八一四・四〇	四七、一三八	五、〇〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
合計	四、二三三・七二	一三八、一〇五	五、五三二・九八	一三六、一三〇	一一、三〇〇・〇〇	二二九・〇〇

大正二年と大正三年の統計を地方別にして見ると次の通りになる。

地方別	大正二年		大正三年	
	面積	收穫	面積	收穫
關東州	町 二三五・三二	石 三、二九五	町 二四六・三六	石 四、三六六
鐵道附屬地	一六七・二〇	四、四一九	一八五・〇二	四、七四八

附屬地外	三八四一・一九	一三〇、三九一	一三・六〇	一二七、〇一六
計	四、二三三・七一	一三八、一〇五	五五五、二九八	一三六、一三〇

朝鮮人は耕地の地方別は今迄に於いて統計の確なるものをみない。故に各地方、判明してゐる所丈を表示して見る。（この項の最後に最近の各地耕地面積を擧げてある）

（1）通化、桓仁、臨江地方

（A）通化縣

水田面積

地方別	耕地面積	地方別	耕地面積
拉古河口	八（日耕）	金斗伏南	六〇
快當帽子	三	高力城	二〇
英額布	一五	崗山三道溝	一一〇
三棵楡樹	六九	高麗墓子	二〇〇
江甸子	三〇〇	頭道江	一五
崗山頭道溝	一三〇	二道江	二〇

崗山二道溝	一五〇	計	一、一〇〇
(B)桓仁縣			
桓仁城	三〇	灣龍背	三五〇
大雅河	一〇五	計	四八五
(C)臨江縣			
七道江	九	黒瞎子溝	九
八道江	三九	計	五七
畑地面積			
通化縣			
拉古河口	三二	英額布	四〇
快當帽子	六〇	三棵楡樹	三〇
金斗伏南城	一二〇	大都嶺	二五〇
高力城	三〇	扶馬嶺	一〇〇
拉縫	六〇	崗山頭道溝	四〇

崗山二道溝	一二〇	二道江	一〇〇
崗山三道溝	三〇	四道江	一、二五〇
高麗墓子	一、五〇〇	五道江	一六
頭道江	一二〇	計	三、九一八
桓仁縣			
桓仁城	三〇	裡岔溝	三、五〇〇
大雅河	三、九〇〇	横道川	一、六〇〇
馬圈子	二、〇〇〇	灣龍背	一、一〇〇
上漏河	一、九〇〇	計	一四、〇三〇
臨江縣			
六道江	二五	林子頭	六〇
七道江	三〇	三岔子	三〇
八道江	二〇〇	黑瞎子溝	四〇
紅土崖	二〇〇	計	五八五

(2)鐵嶺地方の水田面積

縣名	既耕地面稱	可耕地面積	摘要
開原	三、一一四段	四、六〇〇段	
西安	一、七〇〇	三、二〇〇	
西豐	一、六〇〇	二、五〇〇	
東豐	八、八〇六	一三、四〇〇	一箇所にて三四百天地の水田可耕地あり
海龍	二、四九五	一〇、三〇〇	三四百町歩に亘る荒蕪地あり
輝南	九〇二	三、四三〇	
柳河	九、〇〇〇	三七、〇〇〇	一箇所にて數百町歩に及ふ荒蕪地あり
計	二七、六一七	七四、四三〇	

(3)間島地方の朝鮮人所有耕地表

地方別	社名	朝鮮人所有耕地反別
茂山間島	白金社	五三五・〇
同	山溪社	一二四一・〇

同	上化社	五九二・五
同	德化社	二、一三七・九
同	宣化社	九五九・三
同	崇化社	八〇六・六
同	月朗社	四〇四・一
同	霽晴社	九八二・八
同	光德社	一、〇九四・五
同	光宗社	八五六・二
同	光昭社	五三七・六
同	光風社	三七三・〇
同	開泰社	一、〇〇六・二
同	開運社	八八二・〇
同	開文社	八四六・七
會寧間島	平化社	四四六・三

同	泰化社	一、〇〇三・五
同	仁化社	六二三・三
同	文化社	四二〇・五
同	永化社	七七八・一
同	忠化社	六四九・九
鐘城間島	霽霞社	一、三八八・七
北都所海蘭河南	平崗上里社	一、六八五・五
同	平崗水南社	一、七六八・七
同	東良下里社	二、五三〇・四
同	東良上里社	一、五二四・二
同	和龍社	二、二三五・八
同	龍智社	七〇五・四
同	東盛湧社	一、五八九・二
同	智豐社	四八四・九

同	獐岩社	四二九・七
同	樺田社	九六一・五
同	三浦社	八七六・一
同	河東社	九六二・六
北都所海蘭河北	智逸社	八一八・四
同	平崗水北社	一、〇七三・八
同	門樓溝社	四、五五一・八
同	九松墟社	一、五九一・〇
同	延集崗社	四一五・五
同	一兩溝社	一、〇〇五・六
同	北崗水南社	一、一三四・五
嘎呀河流域	春融社	一、一二五・九
同	春明社	一、二五八・二
同	春芳社	二七三・四

同	春華社	一、〇一七・三
同	春陽社	一、一〇七・〇
太平嶺以東	春耕社	八八三・四
商埠地	龍井村	三九・二
同	局子街	―
同	頭道溝	三・六
同	百草溝	二・三
合計		五〇、六二〇・六

(二)水田耕作狀態

(A)耕作方法。耕作の方法はごく原始的て粗笨て集約的てない。朝鮮內地て修得したのを踏襲するに止まり、改良等の事をしない。しかし土肥か鮮內地よりも良いのて、內地より收穫量は多い。その耕作の方法を順序を追つて逃へて見よう。

(1)整地。秋收獲後は秋耕を行はす稻株をそのままにしておいて春これを除き鐵把又は鐵鍬を用ゐて耕後其上に水を流し足て踏んて土を軟かにする。而して土地を整理する。一日耕につき

五人より八人を要する。

(2)播種。播種は所謂直播て、日本の如く苗代に一度植ゐて再これを他に植ゐ直すやうな事をせず、すぐ水田に植ゐつけ、もし密生した場合には間引するに止る。播種の方法は水田の一方から他へ繩を張りその繩に沿つて種子を播き順次にかくして田一面に種を播く。播種量は一日耕につき三斗五升乃至五斗て土地により異る。種子は朝鮮系て京城産か主てある。播種期は立夏より小滿(舊歷四月二十四日頃)に至りて終る。播種は一日耕につき二人乃至四人を要する。

(3)除草。除草は普通二回。第一回は舊の五月中頃、第二回は第一回より一月半位後てある。これには一日耕につき十人乃至十五人を要する。

(4)收穫。秋分の時鎌て地上五、六寸位から刈る。その收穫量は一日耕につき平均十石乃至十二石。一日耕につき五人乃至八人を要する。

(5)脫穀及ひ調製。脫穀法は圃場又は園廠て稻藁束を石又は木上に叩きてうち落す。藁から落ちた籾は碾子て騾馬に曳かして半精白とする。更にこれを搗いて精白米とする。脫穀は一日耕に三人乃至五人を要する。

(6)灌漑方法。これには自然灌漑と人工灌漑の二種あるか普通前者てある。これ水田は多く河

のある所を選ふからてある。近來奉天鐵嶺附近ては地下水を利用して揚水機械を据へ大規模な灌漑方法をやつてゐる所もある。

(ホ)畑地耕作狀態

畑は水田の如く廣大な土地、灌漑の便ある土地たるを要しないから、山間溪谷の僅かなる土地と雖も利用して耕作する事か出來る。又鮮人は支那の官憲、地主に壓迫されるので、從つて彼等は漸次山間の地に追ひやられる。從つて鮮人の中て畑作に從事するものも多い。これについて少し述へる。

(A)耕作方法

(1)土地。土地に荒地と熟地との別かある。荒地は所謂未た鋤を入れさる土地てこれより開墾せんとする所てある。熟地とは四年をすきた畑て種々の作物を植ゐうる地てある。移住鮮人は多く荒地を開墾する。

(2)開墾の方法。先つ高地より低地に及ふ。容易なると共に收穫が多いからてある。開墾せんとする土地は先つ前年に野燒を行つて草木をなくし、翌年の解氷期に犁杖を以て地面を鋤起した後播土して雜草を拂ひ後畦を作つて種を播く。鮮人は通常蕎麥の種を播く。而して一日耕から

約四石の收穫をうるか、降雨少き時には一石すら得ることか出來ない場合もあるといふ。第二年目には大豆を播き第三年目には高粱もしくは小麥をまく。四年に至れは乃ち熟地となる。

(3)熟地耕作の方法。

(イ)整地。牛馬を有するものは壞耙と稱する小犁て隴の中間を柝いて殘つた株を拔きさるけれとも、家畜なきものは鍬又は木爬て株を取る。その後正則の整地を行ふ。これには大木轆又は大石轆を家畜に曳かしてなす。

(ロ)播種。一二頭の牛又は騾に犂丈を挽かし、鋤返して行ひ終れは播種をする。播種後は必す帪子て押均らす。播種量は大體一日耕について左の如くてある。

		播種期
包米	○・三石—○・五石	舊三月中旬
高粱	○・二—○・六	同
大豆	一・○—三・○	舊三月下旬
粟	○・一—○・二	舊三月中旬
小豆	○・五—○・六	舊三月下旬
蕎麥	一・○—二・○	舊六月下旬

（ハ）中耕。播種後一寸許り延びた時第一回の鋤を入れ、高粱及包米等は間引を行ふ。更に犁丈て隴を整へ草を除いて培土し畑地を清潔ならしめる。第一回の犁入は小滿（舊四月中旬）より芒種（四月下旬）に亙る。

高粱は六、七寸、大豆は三、四寸、粟は四、五寸に長するに及び第二回の鋤入をなし培土をする。

（ニ）收穫　收穫時期は大體次の如し。

包　米	舊七月下旬	
高　粱	舊八月下旬	
大　豆	同	
粟	舊八月下旬	
小　豆	同	
蕎　麥	同	

收穫の最も繁忙なのは中秋節後秋分（八月二十日）前後である。高粱は成熟した後、鎌て根本四、五寸の處から刈取り後三十根を一梱としたもの十數個を取りて建て掛け日光に晒すこと五、六日てその穗をとり更に四、五梱分の穗を一梱とし之を打穀場に運ふ。

粟は鎌て根元よりきりとり束となし打穀場に運ふ。

大豆も同しく刈り一、二日日光に晒して打穀場に運ふ。

玉蜀黍は高粱と同しくし實を捥きとる。

打穀場ては八月下旬より九月下旬に亙り、石製のローラーにて打穀する。上農は「ローラー」を馬に挽かし、中農以下は連枷(カラサヲ)を使用す。かくて塵及ひ粃を去りて収納する。

(ホ)肥料。用ゐる所と用ゐない所とある。玉蜀黍は用ゐない。肥料には堆積肥料及ひ家畜肥料の二種あるか、前者を用ゐる場合か多い。

(B)農作物の種類

(イ)包米。包米は玉蜀黍て玉米又は玉黍といふ。黄包米、白包米の二種かある。一般に耕作されるのは黄包米て、白包米は貴重なるものてある。黄包米はこれを挽割り小豆、綠豆を加へ粥として食する。之を包米渣子といふ。白包米は白黄色て粉として約一割を麥に混する時は色澤を美くし價格を高からしめる。

(ロ)高粱。主要產物てある。これを大別して榜子高粱、蛇眼高粱とする。共に食用に供し又は燒酎の原料にする。

(ハ)大豆。白、青、黒の三種がある。

(ニ)粟。粳、糯の二種がある。飯又は粥とし又は燒酎の原料にする。又黄酒の原料ともなる。

(ホ)小豆。我國の「アヅキ」で、紅小豆、白小豆、黎小豆、花小豆及雜花小豆とする。

(ヘ)蕎麥。短期の作物なので、小麥の後又は新開地及ひ山地に植ゐる。普通の蕎麥と苦蕎麥の二種がある。共に粉となし麵に作つて食する。

以上て水田及ひ畑作の事を述へたが次に六天地を小作する農夫の收入を概算すると。

(一)收入。

	一天地につき	六天地につき	一石につき	四十八石につき
籾	八石	四八石	一一・〇〇元	五二八・〇〇元
藁	八〇〇梱	四、八〇〇梱	一〇〇梱ニ付 〇・八〇	三八・四〇
計				五六六・四〇

(二)支出。

	一天地につき	六天地につき	一石につき	二十四石につき
小作料籾	四石	二四石	一一・〇〇元	二六四・〇〇元

藥	四〇	二、四〇〇	〇・八〇	一九・二〇
資本元利				一二〇・〇〇
運搬費藥	二〇〇	一、二〇〇	〇・八〇	九・六〇
礪子使用料		玄米一石に付 八	一・六〇	一〇・五六
家賃				五・〇〇
計				四三八・二六

差引餘す所百二十八元しか殘らない。これて翌年の收穫期迄支へて行かねはならない。彼等の生活の哀れむへき怪しむにたらんやた。

次に各種農作物の利益を擧けて見ると。

農作物／年度別	大正三年度一反利益	大正六年度一反利益
水稻（甲）	六・六八〇円	一四・七三〇円
水稻（乙）	四・九九八	八・四七二
大豆	二・五九〇	一・九八〇
高粱	二・二〇三	一・三八〇

粟	二・三八三	一・四五〇
亞麻	三・一一〇	三・五七〇
甜菜	大正五年度 一・九〇三	二・八六九

水稻か第一位に居り、亞麻これに次く。(以上二表、滿蒙産業研究會の支那の苦力一二八頁—一三〇頁。)

最近發表になつた全滿洲の耕地面積を參考のために掲けて見る。

縣名	總面積	耕地面積		大豆	小豆	高粱	粟	包米	小麥	大麥	籾
安東	二三三、四三〇	七四、九八一	天地	一四、〇〇〇	一、七五〇	一一、九〇〇	九、一〇〇	二八、〇〇〇	一、四〇〇	〇、三五〇	四、九八七
			石	七七、〇〇〇	五、二五〇	七一、四〇〇	五四、六〇〇	一九六、〇〇〇	四、二〇〇	二、二七五	五九、八四四
寬甸	七四七、九八〇	一二三、五〇五		三六、九〇〇	一、二三〇	二四、六〇〇	二、四六〇	四九、二〇〇	一、八四九	〇、六一五	〇、五〇五
				二〇二、九五〇	三、六九〇	一七二、二〇〇	二四、七六〇	三四四、四〇〇	五、五三五	三、九九八	五、〇五〇
輯安	五五二、二〇〇	七五、四三八		一八、七五〇	一、五〇〇	二二、五〇〇	〇、七五〇	二六、二五〇	〇、七五〇	〇、七五〇	〇、四三八
				一〇三、一二五	四、五〇〇	一三五、〇〇〇	四、五〇〇	一八三、七五〇	二、二五〇	四、八七五	〇、三八〇
臨江	七六八、〇六〇	一五、〇八二		六、〇〇〇	〇、一五〇	〇、一五〇	三、〇〇〇	四、五〇〇	〇、三〇〇	〇、一五〇	〇、〇八三
				三〇、〇〇〇	〇、五二五	〇、九七五	一八、五〇〇	三一、五〇〇	〇、九〇〇	〇、九七五	〇、八二〇
長白	六六二、六四〇	一七、〇〇〇		二、七二〇	〇、一七〇	二、七二〇	二、五五〇	四、五九〇	一、七〇〇	一、七〇〇	二、八三八
				一三、六〇〇	〇、六八〇	一六、三二〇	一六、五七五	四一、三一〇	五、九五八	一二、七五〇	三三、六三七

鳳城	一〇一、五一〇	一三八、八三八	二七、二〇〇	三四、〇〇〇	二三、二二〇	一七、六八〇	五四、四〇〇	二、七二〇	〇、六八〇
			一四九、六〇〇	一〇、二〇〇	一三八、七二〇	一〇六、〇八〇	三六〇、八〇〇	八、一六〇	四、四二〇
岫巖	五三七、一四〇	九六、一六八	一四、四〇〇	二、四〇〇	一六、三二〇	一二、四八〇	四三、二〇〇	一、九二〇	〇、四八〇
			七二、〇〇〇	六、〇〇〇	八九、七六〇	六八、六四〇	二八〇、八〇〇	四、八〇〇	二、八八〇
莊河	六八五、三三〇	一八〇、一七七	二七、〇〇〇	四、五〇〇	五〇、〇〇〇	三三、四〇〇	八一、〇〇〇	三、六〇〇	〇、九〇〇
			一三五、〇〇〇	一一、二五〇	一六八、五〇〇	一二六、一〇〇	五三六、五〇〇	九、〇〇〇	六、四〇〇
計	[illegible]	七三、六八八	一四六、九七〇	一五、一〇〇	一三一、九一〇	七一、四〇〇	二九一、一四〇	一四、二一五	五、六二五
			七八〇、二七五	四三、〇九五	七九二、六七五	四二三、二五五	一、九八五、〇八〇	四〇、七九五	三七、九七五

鳳城	〇、一六八	一、八四八
岫巖	〇、一七〇	四〇五〇
莊河	—	—
計	九、三六八	一〇八、六八九

第三節　在滿鮮人の衛生狀態

人智蒙昧に加ふるに、資力かないので彼等は十分なる衛生設備を行ふ事か出來ない。彼等の家屋は既述の如く狹隘なものて又溫突式なので、戶の開閉も十分ならす、加ふるに溫突かあるので空氣は頗るわるい。又牛馬と一所に寢たり、すへての家財も皆な一室に閉ちこめるので室內の臭氣は實に豫想の外てある。中には一室に數人一所に寢るのてその汚穢なることは甚しい。しかも彼等は入浴の設備かないので、夏期はとも角、川なとて水浴する事もあるか、冬季は永い期間を通して一回の沐浴たにしないのてある。小便は至る所に放尿し、大便はこれを飼養せる豚の糧にする故に便所の設備さへも見ない。

こんな有様てあるから彼等の間に流行病傳染病なとか入るとそれこそ言葉通りに將棊倒しの慘狀を見るのてある。彼等の間における病氣の種類も多いかその中て特に鮮人特有の病氣は身體を不潔にするの結果から皮膚病か非常に多い。それは沐浴をしないのみならす、衣服の洗濯なとを怠る者か大部分てあるからてある。殊に膿泡疹等の頑痼にかかる者は枚擧に遑かない。又通常每年三月頃から流行し七月頃まて蔓延する春期「インフルエンザ」にかかる朝鮮の子供か多い。又滿洲一帶に亘つて水かわるいので膓室扶斯に罹る患者か夥しい。又便所かたまにあれは設備わるく大部分は便所かないのてその結果鮮人の間に赤痢か威を逞しくする。赤痢は每年夏期に流行して鮮人のこれに感染するものゝ多いか、彼等は平常夏期には生水を食したり、果物を生のまま食したりして一種免疫になつてゐるので、比較的死亡するものはすくない。赤痢には二種あつて菌性赤痢と「アメーバ」赤痢かこれてあるアメーバ赤痢には日本人は稀にしか罹らないか、鮮人の間には殊にこれか激しい。又每年流行するのは痘瘡てある。近頃日本醫師を信して種痘をうけるものか增加したので患者も激減する傾向かあるかしかも每年これの爲に惱む鮮人か少くない。その他猩紅熱、痳疹、インフルエンザ、麻剌利亞、は鮮人を度々襲ふ所の傳染病てある。癩病、結核諸病は內地に比較して、すくない。花柳病は、在滿鮮人中に陰れ

たる力を以ておそるへく流行してゐる。これは娯樂機關のないため餘儀なく性慾の方に走るのた、滿洲に來ている、支鮮の賣春婦か殆んど全部惡性の花柳病者たるのとによるらしい。慢性痲疾、第三期梅毒に罹つて癈疾に等しき體を抱きなから、これを醫者に診斷して貰ふのを厭ふ婦人か多いのは、局部を他人に見するを耻とする鮮人に甚しい因習的考によるのてある。

　これら諸病の徴候を見るために、鮮人の多い間島地方の大正五年迄の慈惠病院における患者數を擧けて見る。

(A)間島鮮人入院患者病別

病氣の種類	人員						摘要
	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	計	
循環器病	一	一六	一三	一	一	三二	心、動靜脈、淋巴管及脾、神經性心、
消化器病	二	一八	一二	六	三	四一	痔核(新生物傳染性を除く)
泌尿生殖器病	—	三	四	一	一	九	諸症線及諸臟器(腎臟を除く)痔瘻は脫腸、股ヘルニヤ系
運動器病	一	一三	六	—	二	二二	
外傷	一	—	—	一四	一	一六	
鼻咽喉	—	—	二	—	一	三	新生物傳染性を除く
耳病	—	—	—	—	—	—	

(B)間島鮮人外來患者病別

病氣の種類	人員 大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	計	摘要
皮膚及附屬器病	—	七	七	七	九	三〇	潰瘍フルレケル瘰癧皮下結締織炎鷄眼新生物傳染性を除く
畸形	—	一	一	—	一	三	
全身病	—	二	二	—	一	五	
呼吸器病	—	—	—	—	二	三	
肺結核	—	二	一	—	—	四	
腺結核	—	二	—	—	—	二	
其他の結核	—	一	一	二	四	八	
カルチノーム	—	一	一	—	—	二	
惡性新生物	—	—	三	—	二	五	
梅毒	—	五	四	—	—	九	
トラホーム	—	—	一	—	一	二	
良性新生物	—	—	—	一	四	五	
神經系病	—	—	—	二	一	三	
眼及其他附屬病	—	四	四	二	七	一六	新生物傳染性を除く
癌種	—	—	—	—	一	一	
後天症	—	—	—	—	一	一	
計	五	八七	五〇	四五	四三	二三〇	

全身病	―	一〇	五	七	―	三
精神病	―	一	―	―	―	一
神經系病	―	一三	八	二七	三七	八五
循環器病	五	一八	四	八	二	四六
眼及附屬器病	一五	五五	二五	四五	四五	一八五
耳病	―	一七	一八	二〇	一八	七三
鼻咽喉病	二	一七	一三	二五	一三	七〇
呼吸器病	―	三	六	二五	六八	一〇三
消化器病	一五	五〇	三八	一三〇	一六九	三九二
齒牙病	五	一六	八	―	―	二九
運動器病	三	三五	四	一〇	三	六四
皮膚及附屬器病	五	六七	一七	一〇三	一三三	三七四
泌尿生殖器病	―	三	五	六	四	二七
外傷	三	三五	一六	三八	五四	一四六
畸形	一	一	一	一	―	四
カルチーム	―	二	一	―	―	三
癌種	―	―	―	一	―	一
惡性新生物	―	―	一	―	―	一
良性新生物	―	七	―	一	一三	二
蟯蟲	―	一	一	―	七	九
蛔蟲	一	七	四	一〇	一八	四二
肺ヂストマ	―	―	―	―	―	―

全身病　結核性梅毒を除く

疥癬	其の他寄生性病	脚氣	感冒	肺結核	腺結核	其他の結核	癩病	後天梅毒	遺傳梅毒	淋毒性諸症	軟性下疳	流行性感冒	痲刺利亞	赤痢	阿片及び莫兒比涅中毒	其他中毒	トラホーム	後天症	遺傳症	痲毒性諸症	丹毒
—	—	一	五	—	—	三	—	—	—	三	—	一	一〇	—	—	—	五	—	—	—	—
一三	三	—	一七	六	二	六	—	一六	—	一一	—	一	一三	—	—	一	一八	—	—	—	—
八	三	—	一二	三	一	七	—	一五	—	九	—	一	二二	—	一	—	八	—	—	—	—
二一	四	一	一七	—	三	二二	一	—	—	—	—	二	—	—	—	—	一	三六	二	一三	二
—	—	一	一二	三	六	二	—	—	—	—	一	三	一八	—	—	—	一	一〇	一	一五	一
四二	一〇	三	九一	一二	一二	四〇	一	三一	—	二三	一	八	六三	—	一	一	三三	四六	三	二八	三

クルップ肺炎	—	—	—	一	—	一
結核性胸膜炎	—	—	—	—	—	一
放線上菌病	—	—	—	—	—	一
計	八五	五〇二	三三三	五四三	六九六	二、一五九

以上の如く在滿鮮人て病氣に罹るものは多いか、彼等は病氣に罹つても仲々醫者にかゝらうとはしない。そして素人療法をやつたり、祈禱をやつたりする。病か篤くなつても、漢藥を用ゐたり、漢法醫にかかつたり、又は鮮人藥種商や支那人の藥店から草根木皮の類を買つたりして一時的の療法を試みてゐる。中には鍼を打つて創の所から血液を絞出して痛をとる方法をやる所もある。すこし知識か進んだ鮮人には稍や衞生思想か普及して、仁丹、アンチピリン、ヘルプ等の日本賣藥を平常備へて病の時の準備をしてゐる。そして自らすゝんて沿線の滿鐵經營の病院、醫院に治療を求めに來る。

彼等には産婆といふものかない。出産の時には經驗ある老婆に分娩の手傳をして貰ふか、又は一室に閉ち籠つて單獨て分娩するを常とする。要するに在滿鮮人の間には衞生思想といふものか全く發達しないといつていい。衞生に對する設備を今すこし整へて同時に衞生に對する彼等の蒙を開かなければ、彼等の文化はいつまてたつても向上する見込はない。

鑛山經營者の談を聞いて見るとわさわさ彼等のために便所を建ててやつても、彼等はそれを利用する事をせすに、所を嫌はす放尿するのをなんとも思つてゐない。彼等憐れむへき鮮人を救濟する方法は、幾種もあらうか、彼等の衞生思想を啓發せしむるのは急務の一てある。

第四節　在滿鮮人敎育狀態

衞生狀態の頗る貧弱なるに比して、彼等鮮人の敎育的施設については大に見るへきものか少くない。滿洲移住の鮮人は上述の樣に、資本を持たすして來り、滿洲に來てからも、支那人の壓迫、その他の事情て金錢上の餘裕のあるものは誠に少い。それにも拘らす彼等は感心な事には子弟の敎育といふ事を忘れない。朝鮮人は如何なる山間僻地ても苟しくも二十戶位の部落をなせは、必すその中の文字に通せるものを中心にして寺小屋式の所謂書堂を開いて子弟の淘冶敎育に資する。反之支那人は二十戶、三十戶はおろか數百箇位の部落ても書堂一つ設けて子弟の敎育をやらうなどといふ考を持つものは一人もない。たから支那人に比して鮮人は知識程度か非常に發達して、文字を知らさるもの洵に鮮しと言はれてゐるのは結構な事てある。

それて學校の數も、移住鮮人の數に比例して非常に多い。安東普通學校、間島普通學校、間

島簡易農學校、通化信養學校、通化社會學校、鐵嶺育英學校、奉天育英學校、なとはその大なるものてある。その他小規模の學校、書堂の數は恐らく數百を數へるてあらう。鐵道沿線の各都市ては朝鮮人か自ら私立學校を營んてゐる所もあるし(例へは奉天哈爾賓の如き)又長春、奉天、遼陽等ては日本內地人の學校に通ひ、吉林ては支那人と共に支那人學校に通學し、哈爾賓その他ては露西亞子弟と共に露西亞小學校に共學してゐる。それて彼等鮮人子弟は母國語よりも日本語、支那語、露西亞語を良くする者か多いとの事てある。ここに問題となつてゐるのは內地人子弟と鮮人子弟との共學問題てある。內地人の學校ては鮮人のために、わさわさ內地語の準備教育をしない所か多い。それて鮮人子弟か入學し、內地人と共に勉强するのには非常に都合か惡るく、爲に鮮人子弟にして、學問に對する欲望かありなから、入學し得す、又入學するも途中て困却するものもある。鮮人はこの點に對し日本人に對して非常な不平を持つてゐる。又日本人側から言はせると、鮮人の子弟は日本人の子弟よりも、二つ三つ年長て、その上に惡戯を好むので、內地人子弟は惡影響を蒙る事か多いとの不平かあるのてある。しかし思ふにこれらは鮮人に準備教育を施さない結果てあるから、幼稚園の如き設備を施して、同化の實を擧ける樣にするのか必要てある。米國加州、布哇等において日本人子弟か排斥せられると、青

筋を立てて憤慨する日本人か自ら滿洲てはこの樣に鮮人を特別扱にして省みさるか如きは自分勝手も甚しい。況んや日韓合併以來日本政府はとも角所謂同化政策をとると稱しておるに於ておやてある。

鮮人の敎育は始めは千字文、諺文等の古文學てあつたか、文化の發達と共に漸次新時代の敎育をなしつつある。又始めは單に子弟の知識を進める意味てあつたのか、近時に至つて朝鮮獨立の資に供する目的を以て結社的に學校を設立するものも多い。通化の信養學校、社會學校等かこれてある。開明の敎育をうけたものを敎師とし、朝鮮獨立に志ある人々の寄附を以てそれらの學校を經營してゐる。敎員に對する報償たる金、穀等も亦彼等の寄贈にかかるものてある。中には報酬を貰はす唯ひたすら、朝鮮獨立現出の日を樂んて敎育に從事してゐるものもある。以下すこしく敎育の諸方面に亘つて詳細なる記述をして見る。

第一　安東普通學校

安東ては大正二年頃、安東尋常高等小學校に數名の鮮人兒童か入學し、以後漸次移住者も增加し從つて敎育をうけんとする鮮人子弟も增加したのて、これらに對する敎育の必要上、大正三年二月小學校內の一室をあけて、收容し敎育したかその當時はたた內地語を敎育するにすき

なかつたか後ち朝鮮語に通してゐる巡査一名專ら敎育の任に當り、大正三年五月には同校の內部に安東普通學校を附屬せしめる事とし、朝鮮總督府からも責任ある敎師を派遣し、專心敎育の掌にあたらしめる事とした。

當初は生徒は男女合計三十九名てあつたか、漸次增加して大正六年二學級としたのて、校舍狹隘となり、大正三年十一月朝鮮總督府の補助をうけて安東居留民地七番通五丁目に校舍を新築し大正七年八月、該普通學校か竣工したのて十一月二十一日安東尋常高等小學校の舊校舍から分離してここに安東普通學校は獨立し、諸般の設備稍々完備して、普通敎育のために努力する事となつた。現今てはかくの如く獨立して安東普通學校となつてゐるか、表面の名儀は義州普通學校の分校となつてゐる。現在の生徒數は次の表の通り。

安東普通學校現在學生徒數。大正八年調査。

學級別	生徒數 男	女	計
一學年	五八	二二	八〇
二學年	五〇	五	五五
三學年	二六	四	三〇

四	學	年	六	二	八
計			一四〇	三三	一七三

大正八年度には第三回の卒業生を出す豫定て、新入學生徒數は約百名の見込てある。現在の敎師は內地人一人、朝鮮人か三人ある。何れも大正七年赴任したもので出身校は京城敎員養成所、水原農林學校、京城私立普成高等普通學校等てある。

在學生は既述の如く百七十三名てあるか、冬期結氷期には歸郷するものか多いので退學するものか多い。又父兄の移住によつてかなり生徒の移動するものかある。春秋二期を卜して學藝會を開催して父兄の敎育に對する觀念を開發する方策を採つてゐる。在學兒童の比例を見ると男生百四十名、女生三十三名て男生の缺席步合は一割一步、女生の缺席步合は一割四分て比較的成績良好てある。

第二　鐵嶺育英學校

數年前、鮮人張宇根か鐵嶺領事館及ひその他有志の贊成と援助とを得て滿鐵の家屋を借入れ修理して以て移住鮮人の敎育をなさんとしたのか抑も鐵嶺育英學校の濫觴てある。生徒を各地から集めてこれを寄食せしめなから敎育するので資金もいり、爲に經營が頗る困難となつたの

て大正七年十二月關東都督府から南滿洲鐵道株式會社かこれを引うけ設備を完全にして組織を改めそれらに要する經費の一部として金千圓の補助を與へて僅に維持さしてゐる有樣である。聞く所によれは滿鐵はこの育英學校の改良と共にその分校を掬鹿に設立するといふ事である。

第三　通化、桓仁、臨江縣下の諸學校及ひ書堂

重なる學校は信養學校、社會學校、會同學校、耶蘇學校、東昌學校、通化哈泥河新興學校、英智學校等である。

信養學校は通化縣快當帽子にあつて一名耶蘇中學校ともいつてゐる。排日派の組織してゐる扶民國の總長李沰の發起にかかるもので吳爲基か專ら衝に當つて設立し大都嶺、金斗伏、南街城、蛤瑪河子二密の四學校を併合して成つたもので、大正七年八月三十日に設立になつたのである。平壤出身の吳爲基氏自ら校長となり、敎員は七人、生徒は百三十二人ゐる。學校經費として四千圓か計上されてゐる。

社會學校も排日派の組織してゐるもので、吉林に在住する李鴻周か黑幕となつて哈泥河、英額布、金斗伏洛の學校を合併し大正七年九月二日設立されたのである。學校の所在地は通化縣の金斗伏洛にあつて四名の敎員か二千二百圓の經費て七十人の鮮人を敎育してゐる。

桓仁縣二道陽岔にある會同學校は忠淸道出身の林基浩か大正六年二月に設立したものてある。職員は二人て二十八の生徒を千圓の經費て敎育してゐる。

同しく二道陽岔に耶蘇學校かある。平安北道楚山の出なる金致化か大正七年二月に設立したもので前者と共に排日派の人達の設立にかかる。職員は二人て生徒數は十五人、經費は八百圓てある。以上の四校は皆排日派の建設にかかるもので、生徒には朝鮮建國の歷史を敎へ以て愛國の精神を鼓舞してゐる。その他の敎授科目としては算術、習字、漢文、地理、歷史、理化、圖畫、體操、朝鮮語等かある。

以上の外漢文習字を敎授してゐる寺小屋式の書堂は非常に多い。今それを表にして職員生徒の數字にして見ると次の通りてある。

名稱	所在地	設立年月	職員數	生徒數	經費
江甸子書堂	江甸子	大正四年十一月	一	八	五一元
四道江書堂	四道江	大正四年十月	一	一〇	六〇
五道江書堂	五道江	大正七年八月	一	五	五〇
大雅河臭梨頭書堂	臭梨堂	大正六年三月	一	一〇	一三〇
大雅河三道河子書堂	三道河子	大正六年三月	一	八	八〇

大雅河拐麻子書堂	拐麻子	大正七年二月	一	六	六〇
大雅河馬蹄溝書堂	馬蹄溝	大正七年三月	一	六	六〇
大雅河後牛毛溝書堂	後牛毛溝	大正七年二月	一	七	七〇
大雅河牛毛溝書堂	牛毛溝	大正七年四月	一	五	五〇
大雅河紅頭石書堂	紅頭石	大正七年三月	一	六	六〇
大雅河崗山溝書堂	崗山溝	大正七年三月	一	五	五〇
馬圈子灣溝書堂	灣江	大正五年四月	一	七	七〇
馬圈子北岔書堂	北岔	大年五年	一	六	六〇
馬圈子東岔書堂	東岔	大正五年	一	六	六〇
馬圈子小南岔書堂	小南岔	大正五年四月	一	五	五〇
馬圈子小秋皮溝書堂	小秋皮溝	大正六年五月	一	六	六〇
馬圈子大荒溝書堂	大荒溝	大正六年六月	一	七	七〇
上漏河沙尖子書堂	沙尖子	大正七年一月	一	五	五〇
上漏河崗川溝書堂	崗川溝	大正七年一月	一	三	三〇
裡岔溝書堂	大牛溝	大正三年五月	一	一〇	一五〇
同	裡岔溝	大正四年五月	一	七	七〇
橫道川書堂	橫道川	大正五年一月	一	九	一〇〇
灣龍背黑窩	黑窩子	大正五年三月	一	七	八〇
同	灣龍背	大正五年三月	一	八	五〇
同　鶯々講書堂	鶯々溝	大正五年五月	一	六	七〇
七道江書堂	七道江	大正四年九月	一	一〇	七〇
八道江書堂	八道江	大正四年九月	一	一二	八

同	八道江	大正七年三月	二	七	六〇

以上の外に朝鮮總督府て教育補助機關として鴨綠江上流沿岸の樞要地點の書堂中寛甸縣下の茲業塾、及ひ石柱塾、輯安縣下の老業塾、融和塾、及ひ太平塾の五箇所には時々教師を派遣して稍々進歩した教授方法によつて教養してゐるといふ事を聞いた。

第四　間島における教育の狀態

間島にも書堂多くその教育も不完全てあつた始めて組織的な統一ある學校組織として成立したのは間島普通學校てある。

(一)間島普通學校。明治三十八年京城の人李相卨、忠清南道人呂肇鉉、開城の人王昌東、平壤の人朴茂林等か計畫して、間島鮮人子弟の教育をなさんとしたか支那官憲の睨む所となつたので當時天主教の隆盛を極めた龍井村て天主教會長崔秉翼と相謀つて二十二名の生徒を合せて瑞甸書塾を開いた。これは天主教徒の意を迎へて生徒の增加を計らんとしたのてある。

その後李相卨は日本統監府の役人に對して不法な行爲をした結果、明治四十年日本の派出所か龍井村に出來た後塾を閉ちて終つた。その時派出所長齋藤季治郎氏は毎月二十圓の補助を給する事を約して繼續せんことを慫慂したか彼等は琿春方面に去りそこて同塾生數名を招いて一

箇年繼續教育をなして、その卒業式を擧行しここて瑞何義塾は全く解散して終つた。

そこて齋藤所長は舊韓國學部と協議して一學校を創立して日本人敎監一名と朝鮮人敎員二名を派し瑞何塾の建物を利用して生徒を募集し、淸國政府の反對あるにも拘らす、七歲から二十五歲までの學生五十名を得て明治四十一年七月に開校式を擧行し四十二年八月大校舍を新築し、ここに移轉して新たに敎育事業を開始した。それてこの學校を模した私立學校は一時五十あまりも出來た。しかるに明治四十二年間島問題か急に解決して、間島は淸國領土となつたのて、それに從つて統監府の出張所も撤退したのて、淸國の壓迫をおそれて龍井村を去るもの多く、生徒の數も激減したか、若干もなく、日本の領事館も出來たのて、學校も落つき敎監敎員も依然敎育を持續したのて、新任の永瀧總領事も校運の挽回に努力した結果生徒も漸次增加した。四十三年淸國兵の發砲事件かあつたり、その他小紛擾かおこつたのて時折動搖も免かれなかつた。

明治四十三年九月日本は韓國を併合したのて、學生間にも不平おこり、又排日の徒にして朝鮮內地に志を得ないものか翕然として、間島に集つて、或は普通學校から、或はその他の私立學校から生徒を糾合して排日の氣焰を擧けた。

明治四十四年間島に大火かあつて人心の動搖頗る大て、市街の殆んと全部烏有に歸したので、貧しき鮮人移住民は困憊の極に達し、ために生徒の退學數も多く、學校の經營困難となつたか、總領事永瀧氏は數百石の粟を購入して普通學校内に集め教員等も協力して鮮人救濟の實を擧ける事かすくなくなかつたので、人心も日を追ふて鎭靜し學校も又素の通りになることか出來た。その後局子街清國兵營の暴動事件等かあつたか大した事もなく學校もそのまま持續して行つた。しかるに大正五年一月十六日この學校の事務室から發火して全校舍、器具共全部灰燼に歸したので、學校も一時頓挫したか同年十一月舊校舍よりも立派な校舍を新築し立太子式の祝日に落成移轉式を擧行した。

以上の樣に幾多の困難かあつたに拘らす今や附屬農學校と二十あまりの書堂とを有する澎大な學校となつて新文明の開發のために努力してゐる。

今その變遷の狀況を左に表記して見る。

年次	生徒數	學級數	職員數	卒業者數	經費	記事
明治四十一年	五〇	一	三	—	—	七月一日開校

同四十二年	八二	二	四	—	二、六〇〇円	派出所領事館さかはる。校舍新築
同四十三年	一三	三	五	—	二、九四〇	日韓併合
同四十四年	一五二	四	五	男 一六	三、二一四	龍井村大火
同四十五年	一四七	四	五	男 一三	三、一八四	
大正元年	一七〇	四	六	男 一六	不明	
同二年	二三五	五	六	男 二九 女 四	不明	支那兵暴亂
同三年	二〇〇	六	七	男 一八三 女 四	三、三八七	
同四年	三〇七	六	八	男 三一五 女 四	一〇、三〇四	農學校附設
同六年	三六一	八	八	男 三一六 女 五	二、八六九	
同七年	—	—	—	—	—	
同八年	—	—	—	—	—	

この間島普通學校大正六年男百五十七人女十六名の卒業者の卒業後の職業を檢へて見ると。

男。農　業　四十二名　　商　業　十四名
　　敎員敎師　二十名　　巡査補　五名
　　應兵補助員　十六名　　雇　員　七名
　　傭　人　十四名　　理髮業　一名

通信事務員	一　名	面書記	一　名
飮食店	一　名	學　生	二十一名
彫刻師	一　名	未就業者	十二名
女。出　稼	八　名	敎　員	一　名
看護婦見習	一　名	學生	六　名

男女通計百七十三名

(二)間島簡易農業學校。大正四年六月一日から間島普通學校に附屬開校したので、實習地としては在間島總領事館附屬の農園を引き繼きこれを利用してゐる。校舍はこの實習地内に新築してゐる。生徒の數は目下十九名。敎師は內地人一人、朝鮮人一名ある。二回卒業生を出し三十七名を算する。校地の總面積は、二町步で實習地一町六反六畝ある。實習地の收穫平均年額百五十圓內外との事てある。

(三)局子街分校。局子街商埠地にあつて普通學校の附屬てある。大正四年九月の設立にかかる。敎師は內地人一名。鮮人二名ある。生徒の數は七十九名。

(四)頭道溝分校。頭道溝商埠地にある。大正五年四月の開設にかかり、生徒九十九人。敎員

三人。內鮮人二名。

(五)百草溝分校。大正七年九月に開校し生徒四十六名、敎員は鮮人一名、內地人一名、百草溝商埠地にある。

(六)補助書堂。これは普通學校から十三圓宛の補助金を給して、朝鮮總督府編纂の敎科書を使用させてゐる。補助書堂左の如くである。(大正六年十二月調査)

校名	所在地	生徒數	經營の方法
新興坪書堂	和龍縣和龍社新興坪	十八	間島普通學校より一箇月三十圓補助教科書給與
銅佛寺書堂	延吉縣門樓溝社銅佛寺	十七	同右
四道溝書堂	同縣平崗水南社四道溝鎭雙洞	三十一	同右
東良書堂	和龍縣東良上里社西作洞	五十二	同右
釜洞書堂	和龍縣德化社釜洞	三十二	同右
黃直書堂	延吉縣平崗水南社四道溝黃直	三十二	同右
鷄洞口書堂	同縣平崗水北社鷄洞口	五十七	同右
五道溝書堂	同縣平崗水南社小五道溝	二十	同右
八道溝書堂	同縣九松墟社九松河	三十一	同右
下泉坪書堂	和龍縣光昭社下泉坪	二十二	同右
富瑞坪書堂	同縣露晴社富瑞坪	四十六	同右
草坪洞書堂	同縣泰化社草坪洞	二十八	同右

傑滿洞書堂	同縣三浦社傚滿駒東陽洞	二十八	同右
天寶山書堂	延吉縣門樓溝社天寶山	十三	同右
湖川浦書堂	和龍縣開文社上石峰	二十一	同右
樺田社書堂	延吉縣樺田社	十五	同右
東作洞書堂	和龍縣車亘上里社車作洞	二十八	同右
淸波湖書堂	同縣平崗上里社三道溝淸波湖	十三	同右
安作里書堂	同縣山溪社安作里	十五	同右
七道溝書堂	同縣和龍社七道溝	三十二	同右
大坎子書堂	同縣春明社大坎子	十九	同右
總計校名21		五百七十	

その他私立の鮮人經營の寺小屋式書堂は無數てある。大正六年末の調査によれは延吉縣には四十四校（學生總數一千二百名）あり、和龍縣には三十三校（學生總數一千三百二十三名）あり。汪淸縣内には六校（學生總數百二十二名）かある。總計朝鮮人學校合計八十三校、生徒二千六百四十五名ある譯てある。盛んなりと言ふへしてある。

第五　奉天育英學校

先に鐵嶺に育英學校を創設して在鐵嶺鮮人敎育に對し少からさる貢獻をなした張宇根氏は更に奉天に同樣の學校を創設すへく大正八年秋から、種々の計畫を始め關東廳や南滿洲鐵道株式

會社の諒解を得た上、朝鮮總督府の賛成を得て漸く設立の運となりて、赤塚奉天領事その他の賛助で大正九年一月六日奉天小西門外舊獨逸領事館跡で開校正を擧ける。二月六日に授業を開始したか、最初の生徒數は五、六十名に過ぎなかつたか、漸次增加して現在では男生徒百二十名、女生徒四十名、合計百六十名の學生かゐる、學級は一學年から三學年までで、その上に補習科の設備かある。第三學年と補習科は朝鮮の普通學校を卒業したものを入れる。その他の學力の程度は凡て朝鮮內地の普通學校と同一にしてゐる。敎科書はその他の學用品と共に學校から生徒一般に貸與する事、間島の普通學校と同じてある。

敎師としては校長張宇根氏始め五名をる。その內齋藤一郎氏と支那人敎員程慶璋の二名は滿鐵から特に派遣された。女の敎員は內地人と鮮人と各一人ゐる。滿洲精米所を經營してゐる邦人山崎氏の夫人千代子女史はその一人である。彼女は千葉縣立師範學校出身で永らく敎育界に携はりこの育英學校に對しても自ら進んで敎鞭をとつてゐる次第である。又滿鐵から派遣された齋藤一郎氏はかつて朝鮮で鮮人敎育の任に當り鮮人敎育の經驗頗る篤い人てある。

又同一校舍て育英夜學校を設け父兄連中に支那語を敎授してゐる。又來年からは學校の敎育程度を引き上け內地の中學校程度のものにするといふ計畫かある。又單に敎育の點に止らない

て更に卒業生及ひその他鮮人の授產にも努力してゐる功は沒す可らさるものかある。現在生徒は八歲から十五歲までの子弟に初等敎育を授け十五歲から二十五歲までの小青年に補習敎育を授けてゐる。

張宇根氏は更に積極的に在滿百萬の鮮人を救ふへき大なる意圖を有し、育英學校を既設の鐵嶺、奉天のみに止まらす更に撫順、吉林、哈爾賓にも創設すへく計畫してゐる。

第五節　在滿鮮人の宗敎

由來朝鮮人は宗敎に對して熱心なる素質を有してゐる。朝鮮內地に旅する者はいかに基督敎の勢力か鮮人の間に勢力を有してゐるかを知るてあらう。これは素より、宣傳する方の熱心に依るか、鮮人の方にもそれを受納れる丈の素質かあればこそてある。この鮮人の素質は鮮內宣敎師の口から屢々聞く所てある。在滿鮮人の最も大部分は基督敎なりといはれてゐる。それに次いて儒敎、天道敎、檀君敎、（大宗敎）待天敎（淸愚敎）、佛敎等か盛てある。

（イ）基督敎。基督敎は外國人の敎會に屬するものか素より多いか、中には鮮人自ら宣敎師となつて活躍してゐる所もある。現に間島あたりには非常に多く、沿線地方ても安東の居留地に

鮮人が自ら牧師となつて教會を管し、四十餘名の信徒を有してゐる。奉天でも鮮人の牧師が五六十人の信徒を有する一大教會堂を經營してゐる。外國人の宣傳に至つては盛んである。十數年前否それ以前より盛に布教せられ、牧師、傳道師達は新知識を普及し鮮人の教化に努めてゐる。或は學校を立て、病院を建立して在滿鮮人のために盡してゐる。

基督教は、鮮人を教唆して排日の思想を宣傳し、延いて朝鮮の獨立を隱に助長せしめつつありと否難されてゐる。多くの所謂信徒の中にはこれを排日の具に利用してゐるものも多數ある事と思ふ。しかし在滿外國人の宣教師の盡くを惡意あるものと解するは恐らく日本人多數の猜疑心に基けるものだと思ふ。十數年前から米國人宣教師が營口附近に布教の傍ら英國のManor System式の屯田を營み、鮮人の生活のために努力してゐる等の美擧も少くない。長春・吉林間の河流附近にもこの種の宣教師が鮮人のために働いてゐると聞いてゐる。

滿洲における鮮人間の基督教の勢力を見るために、間島及び通化縣の信徒の數をその一例として擧げて見る。

間島在住朝鮮人基督教信者調査表　（大正六年九月 東拓の調査）

社名	戸數	人口
延吉縣東良下里社	一五	八〇
同　獐巖社	二〇	一〇七
同　樺田社	三〇	一五〇
同　智逸社	一三	五〇
同　平崗上里社	七四	三六五
同　平崗水南社	六	三一
同　平崗水北社	二二	一一〇
同　延集崗社	三四	一四七
和龍縣東良上里社	一五	七〇
同　永化社	一〇	五四
同　開泰社	二〇	一〇〇
同　開運社	一二	五七
同　光昭社	六	二七
同　三浦社	六	二七
延吉縣北崗水南社	二五	八一
同　河東社	二五	一二〇
同　門樓溝社	九八	四五〇
同　九松墟社	三八	一九〇
同　一兩溝社	七九	三五〇
同　春陽社	二三	一一五
和龍縣和龍社	一一〇	五二〇
同　智豐社	一七	七〇
同　上化社	三	一四
同　山溪社	一三七	四三八
汪清縣春明社	三	五
同　春革社	三二	一九二
計	八七三	三九三六

通化桓仁兩縣基督信徒數（大正八年通化副領事調査報告）

地方別	信徒數
通化縣三棵榆樹	三四
通化縣江甸子	不明

同	扶馬嶺	六〇	同	大都嶺	五〇
同	拉古河口	一一〇	同	四道江	七
桓仁縣	馬圈子	九	桓仁縣	沙尖子	三〇
同	横道川	二〇	同	灣龍背	二五
同	裡岔溝	一〇	計		三三五

(ロ)檀君教(大倧教)この宗教の教典は京城大倧教人李眞完の編んだもので李眞完は間島に初めて入つてこの教を鮮人間に說いた人である。

この宗教は一種の祖先崇拜の教である。乃ち朝鮮の國祖と稱せられる檀君を崇拜するの教である。この教典によれば白封神兄は百六十餘歳て風采神異童顏白髮青春妙齡の人に異らす羽衣雲裳路を白頭山に垂れてゐる。若し至誠之を信仰せは必らす親しくその神手に接する事か出來之に反して誠心なきものは身を終うるも遂にこれを見る事か出來ないと。又曰く耶蘇は西聖なり、檀君は我祖てある。祖宗に背いて西聖を祭るのは但に鮮人の精神を喪失するのみならす、併せて天地の倫義に悖るものてあると。かくして鮮人間には相當の勢力があつて、その初めには學校、集合所等に於て日曜祭日に國祖の寫眞を掲けその偉業、勳業と崇高なる人格とを兒童

に知らしめることとする方法を採つた。

近時朝鮮内外に獨立問題おこるや、韓民族の祖先は白頭山麓より出でて支那及大和民族はその支族である。故に我々は努力して國權を回復し扶餘民族と扶餘國の獨立發展を計らさるへからすと稱してしきりに排日の策を講し墾民會の如き團體と通してその發展を計らむとしたか財力乏しく、その意に任せない樣子である。大正三年十一月和龍縣知事は特に檀君教の解散を命したのてそれ以來大倧教と稱するに至つた。

大倧教徒の數は滿洲全體に亙つては明にされてゐない。僅かに調査の行き屆いてゐるのは通化桓仁兩縣と間島丈てある。

特に間島は、白頭山麓にあるを以て布教師は間島扶餘族の古地て檀君の靈迹を親睹する事を得へく安圖縣内頭山松嶂河邊に教堂を立ててその至誠を神明に表白すへしと稱して盛に布教に努力してゐる關係上信徒の數も從つて多い。

間島在住朝鮮人檀君教信者調査表　（大正六年七月調査）

社名	戶數	人口
延吉縣東良下里社	二	一〇

同平崗上里社	四五	二四〇
同平崗水北社	四	一九
同門樓溝社	一九	七〇
同春陽社	二五	八〇
同永化社	三〇	三〇
同文化社	八一	一五三
汪清縣春明社	四七	八五
計	二五三	六八七

大正六年九月の調査にかかる間島に於ける大宗敎宣敎所は次の表の通りである。

所在地名	宣敎者氏名	集會定日	集合平均人員
和龍縣平崗上里社三道溝青波湖	都司敎 金憲	日曜	八〇
汪清縣春明社大坎子	金俊燮	日曜	二四
同縣柳樹河水化	徐一	日曜	五八
同縣春陽社北三岔口	叅敎 蔡奎五	日曜	一〇

通化桓仁縣の方を調へて見ると。

地方別	信徒數	地方別	信徒數
通化縣三棵楡樹	五	通化縣江甸子	不明
同扶馬嶺	二	同大都嶺	不明
同拉古河口	二	同四道江	不明
桓仁縣馬圈子	不明	桓仁縣沙尖子	不明
同橫道川	三	同灣龍背	不明
同裏岔溝	不明	計	一二

(ハ)天道敎。天道敎は明治三十八年日露戰役の當時は一進會に附隨して待天敎と共に同一目的を以て宣傳してゐたか三十九年待天、天道兩敎は分岐したので、ここに天道敎は對外宣傳を計り、滿洲殊に間島に活動するに至つた。敎主は有名な孫秉熙で、その典令によつて誠米を醵集して毎年これを中央總部に送付してゐる。近時孫秉熙一派は排日の策を講して「國權恢復は天道敎の興隆に存す」と稱し、種々策を廻らした結果、今日は法に問はれてゐる。

敎徒は大規模の布敎方法の下に活躍してゐるか、敎徒の數は間島丈て戸數九九、人口四六〇

はかりゐる。通化、桓仁地方では二十六人の教徒がゐる。

（ニ）濟愚教（侍天教）。本教は開國四百六十四年崔濟愚氏によりて唱道されたのでこの名がある。基督教と略ぼ同一の教義で三尖八難を免ると稱する。侍天教と同一で金宗榮なる鮮人があつて熱心な濟愚教者で、その本教に對する說明を聞くと侍天教は移住鮮人之を東學と稱へ信徒となるものがないので濟愚教として布教しつゝあるのであるらしい。通化桓仁地方では、かなり盛で、間島でも約三四二戸、一七一四の信徒數を有してゐる。

（ホ）その他の宗教。この外、儒教、佛教もかなりな勢力を在滿鮮人の間に有してゐる。その外儒教の一派で孔教會なる團體もあつて、北京孔教會本部と聯絡を計り、支那官憲援助の下に活動をしてゐる。

第六節　在滿鮮人の思想（在滿鮮人獨立團の概況）

朝鮮人一般の性行としては懦弱、狡猾、にして依賴心強く訴訟事を好み毫も貯畜心なく積ればこれを散するの風ありといはれてゐる。又鮮人は從來の虐政と、併合後日本の壓迫との爲めに非常に猜疑心が強くなつてゐる傾向がある。殊に滿洲に移住した鮮人はこの外に支那官憲の

壓迫、支那地主の横暴、低級なる日本內地人の侮蔑、彼等の貧窮等か因をなして一層彼等をして猜疑心、從つて反抗心を高める事か多い。それに加ふるに、鮮人は非常に感情的て、事に當つて情に流されるといふ場合か尠くない。

在滿約百萬の鮮人か悉く排日的傾向を有するものと速斷するのは誤りてある。しかしなから、彼等のかかる性質と、國家を失ひしといふ悲哀とか合して滿洲における鮮人中に排日的傾向か著るしい事は爭はれない事實てある。彼等は日韓併合の日を國亡日と稱して終に夜宴を張つて悲歌慷慨し祖國の復舊を祈り、更に檀君誕生日には舊韓國旗を揭揚して以て大に獨立の氣勢を擧けてゐるのてある。殊に最近世界思潮の變遷と共に、この機運を促進させんとする運動は益々激しきを加ふるに至つた。奉天領事館、鐵嶺領事館、長春領事館等の報告を見るもこの鮮人の赤化は防き得さる情勢の下にあるといへる。鐵道沿線を除いた地方はこの傾向著るしく殊に間島、琿春、汪淸縣、延吉縣、長白縣、柳河縣、輯安縣、寬甸縣、樺甸縣、桓仁縣、安東縣の一部、通化縣、興京縣、撫松縣、安圖縣、はこれらの運動の策源地て、至る所結社を結んて內外相呼應してその大成を期しづつある。

在滿鮮人の思想によつて、鮮人を區別する時は大體左の五種に區別する事か出來ると思ふ。

（Ａ）思想として朝鮮獨立の意圖を有すれども、別に何等實行的の劃策をなさゞるもの。

（Ｂ）思想として獨立の意圖を有するのみならず、これを實行的に過激なる方法によつて實現せしめんとする急進派。

（Ｃ）獨立、排日に名を借りて、所謂馬賊的の行動をとり良民を脅かさんとする不逞派。

（Ｄ）何等日本人に對して反抗的の意思なく、むしろ日本人庇護の下に、その日、その日に安んずる者。

（Ｅ）排日、獨立に對しても別に確固たる意思なく、又安して日本人の庇護の下に立つといふ意圖もなく、誘はるるまゝに、いつれになりともつく朦朧派。

（Ａ）のものは所謂儒生である。朝鮮人は儒生を非常に尊ぶ風がある。それは朝鮮人は教育を尊ぶ性癖を有し、國内至る所に學者の碑を立ててこれを尊重してゐるのを見ても判る。これらは所謂學者であつて、眞理の上から言へは獨立を是認するけれども、その思想を別に宣傳するでもなく、又之を實行せんとするでもなく僅かに弟子達に說くに止るものである。

（Ｂ）は乃ち獨立を貫徹せしめんかために內外呼應して劃策いたらさるなき團體である。これらの團體の幹部なるものは仲々確固たる思想を抱き、頭のある人間が非常に多いとの事であ

る。乃ち單に騷擾的に事を興すのでなくして、一定の計畫の下に著々として組織的に步を進めつつあるとの事である。殊に彼等は上海の假政府、朝鮮內地の團體と、常に連絡を失はす、統一的に獨立を策しつつあるのである。又ある團體の如きは露西亞の過激派と通し、在露過激派系の鮮人團と密切なる關係を保ち、銃器、彈丸、機關銃、手榴彈等を有し、日日練兵をしてゐる時期を待ちつつあるものもある。その組織系統の整然としてゐる事は驚くへきものかある。彼等を一概に不逞鮮人呼はりをして、彼等の行爲を單なる一時的、勃發的のものと推斷して徒らに糊塗的の政策をとる樣な事をすれは千年を待つも朝鮮人問題は解決されるの時期かないてあらうと思はれる。

左にこれらの團體の中の有力なるものを擧けて見ると。

西間島

名稱	團員	團長	備考
大韓獨立團	約三〇〇名	李殷卿	長白縣、十七道溝
韓族會（扶民會）	約三〇〇名	李沰	柳河縣、三源浦
獨立團	約三〇〇名	朴長浩	輯安縣、覇王槽

軍政司		柳東説	吉林
督辦府		安東讃	寛甸縣、香爐溝
青年團聯合會		同	同
地方軍人會	約三百五十名	姜南五	樺甸縣官街東大街
義軍講習所	約四百名	姜應浩	樺甸縣、頭道溝
講聖契		朴華庚	寛甸縣小鴨
吉林青年團	約三十名	郭敬	吉林
正義團	約千六百名	李協成	吉林
韓僑公會	九千名	孫昌彦	桓仁縣
自由團	三十餘名	黃大有	長白縣十八道溝
死刑執行團	三十餘名		安東縣三道浪次
韓族會地方會		田重碧	柳河縣
濟南事務所		黃丙鎬	大沙灘
通化事務所		李和華	通化縣金斗河
興東、安北、安南、桓東、興西吉南、孤山子、哈泥河事務所			各地
日々興商會		崔鎭國	長白縣、長白街
一心會		李晩悟	撫松縣東崗
獨立團事務所		金奉國	寛甸縣、西門外
國合會	約二百名		長白縣十六道溝
大韓國民會西間島總文會	百名		安圖縣娘々庫
勞働會			柳河縣三源浦

この外西間島にはまた十數箇の團體かある。

北間島。北間島にもこの團體は多くいつれも非常に力强き團體を形成してゐる。

汪淸縣には大韓軍政署、大韓獨立軍、大韓軍務都督府、大韓義軍團、大韓新民團、大韓議事部、延吉縣には大韓國民會、大韓老人團、大韓共義團等かあり併せて約三千名の團體員を有し軍銃、機關銃、拳銃、手榴彈、機關銃等を數多準備してゐる。

この外琿春には、韓民會軍務部、義軍團、猛虎團、大韓國民議會支部、議政團、琿春韓民會、軍士後援會、新大韓靑年會、靑年會、大韓愛國婦人會等かある。殊に大韓愛國婦人會は會員三百名を有し、會長は李アンチ（李明淳の妻）、副會長は金マリア（黃丙吉の妻）てあつて。この會は金マリアの主唱にかかり始は基督敎婦人會てあつたか、のち上記の如く改稱して會費は全部黃丙吉に渡し軍資金に充當してゐる。金マリアは今ま捕へられて牢獄にある。

以上の如く排日團は至る所に散在してゐなから御互に相統一してゐる。ここではその排日團の狀態を見るために、その中に有力なる韓族會の有樣を一例として擧けてみやうと思ふ。

韓族會はもと扶民團と稱し數年前成立したもので、その目的は、鮮人會の衝突、飮酒遊蕩の矯正、支那官憲との軋轢の融和の爲に設立されたのてあるか大正七年三月獨立運動のおこるや

ここに赤化して排日的團體たる旗幟を明にして、その機關新聞として韓族新報を發行し、排日の氣勢を擧け、これを各地の鮮人に分布し、或は決死隊又は勞働會を設けて、團結を固くし、又は秘密に青年間に軍事的操練を行ひ以て他日を期すの擧に出てた。そこて支那官憲は大正八年一月これらの秘密結社を解散し軍事操練を差止め新聞印刷器を沒收する等取締を嚴重にしたので一時その氣勢をそかれたけれと、漸次又勢を盛り返し更に秘密會議を開催して種々の計畫を廻らし、韓族新報を止めてこれに代ゆるに「新配達」なる新聞を發行し更に新事務所を建設して勢力を新にしてゐる。

韓族會は本部を柳河縣三源浦におき各地に支部を設けてゐる今この組織及ひ重なる役員の名を擧けれは次の通りてある。

名稱	別名稱	事務所所在地	總長及總監の氏名
中央韓族會		柳河縣三源浦	總監 崔明洙
地方韓族會	柳西	同	總長 方基臣
同	海南	同大沙灘	總監 南昌禧
同	樺南	同大肚子	金圭煥

同	東北	通化縣掛多墓子	缺員
同	東南	同金斗伏洛	李贊赫
同	桓東	桓仁縣桓仁	林棊
同	輝南	輝南縣	目下事務所なし

中央韓族會の役員は次表の通りてある。

總長	崔明洙	三源浦居住
副總長	金杭	同
庶務正	同	同　兼務
查判正	金主煥	五道溝
學務正	韓義嬉	三源浦
財務正	南延燮	同
實業正	缺	
檢務官	金圭煥	
新與學校長	朱鍵	

檢　察　　三　名

書　記　　二　名

次に韓族會の會則なるものを擧けて見る。

韓族會々則

第一章

第一條　本會ヲ韓族會ト稱ス。

第二條　本會ハ中華民國法治範圍内ニ於テ地方ニ在住スル韓人ノ公共安寧秩序ヲ維持シ利害關係ヲ統一シテ族稱ヲ保持シ幸福ヲ增進スルヲ以テ目的トス。

第三條　本會ノ中央機關ヲ柳河縣三源浦ニ置ク。

第二章

第四條　本會員ハ扶餘族ニシテ中國ニ入籍シ本會範圍地内ニ居住スル者ヲ以テ組織ス。

第三章

第五條　本會員ハ左ノ權利ヲ有ス。

（イ）役員ノ被選擧及選擧權。

（ロ）中央機關ニ請願及意見書ヲ提出スルノ權。
但シ十八歲未滿ノ者及ヒ學生ハ享有セス。
第六條　本會々員ハ左ノ義務ヲ負フモノトス。
（イ）會費負擔ノ義務。
（ロ）自營自治ノ爲メ必要ナル學藝ヲ修練スル義務。
（ハ）本會規則、命令ニ服從スルノ義務。

第四章

第七條　本會機關ハ議會ト行政ノ二種ニ分ツ。
第八條　議會ハ左ノ別アリ。
（イ）中央總會。
（ロ）地方總會。
（ハ）區總會。
中央總會ハ各地方ニ六人、獨立區ニ二人宛選出セル議員中央任員各總管提督、獨立區正ヲ以テ組織シ定期及ヒ臨時ニ開會ス。但任員タル議員ハ議長ノ選擧權ヲ有セス。

第九條　定期總會ハ毎年五月第二水曜日開會シ總員ノ2/3以上ノ出席ヲ要ス。
第十條　臨時總會ハ緊急ナル事項アル時ハ總長之ヲ召集シ總員ノ1/2以上ノ出席アルヲ要ス。
第十一條　中央總會ハ各規約案豫算決算ソノ他重大事項ヲ議決ス。又中央任員カ失職スルカ規約ニ違反シタル時ヲ論效ス。
但論效案カ提出セラレタル時任員ハ議決權ヲ有セス。
第十二條　地方總會ハ該地方各區ニオイテ選出シタル議員ト區正以下ノ任員及ヒ地方直轄ノ統首ヲ以テ組織シ定期臨時ノ2ニ開會ス。定期總會ハ毎年八月二十日頃召集スルモノトス。臨時總會ハ緊急事項ヲ要スル時召集ス。
第十三條　地方總會ハ該地方規則案豫算決算、其ノ他重要事項ヲ議決ス。
第十四條　區會ハ區任員及該區ニ居住スル人ヲ以テ組織シ定期、臨時ニ開會ス。

第五章　行政機關

第十五條　行政機關ハ中央地方ノ二種トス。
第十六條　中央機會ノ任員左ノ如シ。
（前述中央韓族會ノ役員ノ所參照）

第十七條　地方機關ハ左ノ如シ。
總　管　各一人
書　記　各一人
榮與機關ハ便宜增設スル事ヲ得。
檢　督　各一人
檢　察　若干　內一名ハ重任
區　正　若干
統　首　若干
第十八條　中央役員ノ任務次ノ如シ。
總長…本會代表、會務ノ統轄、一般任員ノ指揮監督、部會ノ停止及取消、中央總會召集中央地方諸職ノ任免、約規ノ公布。
第十九條　書記員ハ文書ノ掌理印章ノ保管。
第二十條　庶務正…總長ノ協贊代理、諸任員人事ノ統轄、檢務官ノ指揮監督。
第二十一條　庶務員…部內一切ノ庶務ニ從事、庶務正ノ代理。

第二十二條　查判正：會內司法、行政事務ト查判事務及所屬人員ノ統轄、諸任員ノ統轄、最高級ノ民事刑事訴訟事件ノ審判。

第二十三條　查判員：查判正監督ノ下ニ查判事務ニ從事ス。查判正ノ代理。

第二十四條　學務正－教育事項、諸任員ノ人事事項ノ統轄。學校勞働、講習機關ノ指揮監督。教育ニ關スル圖書編纂。私學校設立ノ認可。

第二十五條　學務員－學務正ノ指揮ノ下ニ學務一切事項ニ從事。文簿ノ整理。學務正ノ代理。

第二十六條　財務正－一切ノ財務事項ノ統轄。

第二十七條　財務員－財務正ノ指揮ノ下ニ會計文簿ノ處理。財務正ノ代理。

第二十八條　實業生－實業事項一切ノ統轄。及ヒ實業會設立ノ認可。

第二十九條　實業生－實業生指揮ノ下ニ實業ノ事務及ヒ文簿ニ關スル一切事務ノ整理。及實業生ノ代理。

第三十條　檢務官－庶務正ノ命ヲウケ警察、衞生事務ヲ專管。規約命令ノ執行。本會ノ公益ヲ代理シ檢理正ヲ兼務ス。

第三十一條　檢察－檢務官指揮ノ下ニ檢察事務ニ從事。檢務官ノ代理。

第三十二條　地方任員ノ職務次ノ如シ。

第三十三條　總管―中央政務所ノ命ヲ受ケテ該地方行政事務ノ統轄。又地方査判正ノ兼任。地方任員ノ監督。

第三十四條　書記員―總管ノ指揮ノ下ニ諸文簿ノ整理、地方査判員ノ兼務。總管ノ代理。

第三十五條　檢督―檢務官ノ直轄テ地方風紀ノ維持。警察事務ノ處理。檢察ヲ指揮ス。

第三十六條　檢察―檢査ノ指揮ノ下ニ檢察事務ニ從事。

第三十七條　區正及ヒ統首ハ各々ソノ區内ノ行政事務ヲ行フ。

第六章　任員ノ選擧及任期

第三十八條　任員ハ選擧ス。

第三十九條　中央任員ハ總長ハ記名ヲ以テソノ他任員ハ無記名ヲ以テ選擧シ、總長ハ各地總會ト中央直轄區會ニテ候補者一名宛中央任員會ニ選報スルモノトス。中央任員會ハ更ニ三人ヲ公選シ中央總會ニ於テ各員ニ對スル候補者二名ヲ公選ス。

但シ檢察員ハ主任ヲ除ク外檢務官選定ス。

第四十條　地方任員ハ地方總會ニ於テ區任員ハ該區會ニテ選擧ス。

第四十一條　總管ト檢督ハ總長ノ認可ヲソノ他ノ任員ハ各ソノ所屬中央機關ノ認可ヲ要ス。

第四十二條　任員ノ任期ハ總長及ヒ各部正ト檢務官ハ三箇年ソノ他ノ任員及ヒ議員ハ二箇年、區正及統首ハ一箇年トス。但シ再選ヲ妨ケス。

第七章　財政

第四十三條　本會各機關ノ經費ハ會費トシテ會員コレヲ負擔ス。

第四十四條　豫算ノ定例左ノ如シ。

（イ）　中央機關ノ豫算ハ中央總會ニテ議決ス。

（ロ）　地方機關ノ豫算ハ地方總會ニテ議決ス。

第八章　賞罰、救恤、記念日

第四十五條　本會ニ特種ナル勳勞アルモノハ褒賞シ細規ハ賞恤規則ニ定ム。

第四十六條　本會ノ規約ニ違反スルカ公務良俗ニ反シタル時ハコレヲ處罰ス。細規ハ罰科査判章ニ定ム。

第四十七條　本會員ニシテ非常、災難、疾病ニ罹リ窮セルモノハ情狀ヲ參酌シテ救恤ス。細則ハ賞恤規則ニ定ム。

第四十八條　本會ノ記念日ハ左ノ如シ。
一　擅君節(十月三日)
一　本會創立日(三月十三日)
一　本會ニテ公認シタル記念日

第九章　入會退會

第四十九條　本會新管各區ニ新成ノ者ハ該區正カ會籍ニ登錄シ會員ナル事ヲ認定ス。
第五十條　本會員ニシテ本會範圍地外ニ移轉スルトキ本會ニ對シ義務ヲ履行スルコト困難ナル時ハ該區正ニ請願書ヲ提出ス。

第十章　附則

略ス。
第五十六條　本約章ハ發布ノ日ヨリ施行ス。
以上の規則て大體韓族會なるものの組織の大體か判つたと思ふ。韓族會員の或者か日本官憲に捕へられて、韓族會の目的を問はれしに答ねて、本會は日本政府に對し次の如き希望を有する旨を述へた。

（一）鮮人に對する差別的取扱を廢し、日本人同様權利義務を平等にする事。
（二）鮮人に對し日本人同様官吏に採用する事。
（三）鮮人に對し自治を許す事。
（四）學校を開放し日鮮人同様に就學せしめ且つ大學を設置する事。
（五）日本人一般か鮮人を侮辱し何等の權利を認めさるは吾人の最も不滿とする所てある。
しかしこの陳述は一時免れの答辯にして韓族會の目的は矢張り朝鮮獨立にあるこ信する。その證據として次の諸事項を擧ける事か出來る。
一、獨立團長趙益善は通化縣哈呢河に居住し恒に各地に獨立思想を宣傳しをる事。
二、韓族會役員は全部排日且つ獨立團員として恒に協議し又屢々支部長會議を開催し獨立團の行動資金調達その他排日に關する協議を行ひ且各地散在の同志を糾合して氣勢を擧けをれる事。
三、又支那官憲取締の間隙に乘し排日、獨立の方法を議し、更に韓族新報に替ふるに「新配達」なる新聞を發行し各地在住の檢察をして配布せしめつつある事。
四、又各地韓族會事務所に於ては秘密文書並ひに謄定版等を隱蔽せる事。

以上の韓族會の詳細を述へる事て在滿排日團の形勢の一般を推知する事か出來る事と思ふ。

（C）は所謂眞の意味の不逞鮮人團て（E）に屬する人達を脅かして或は獨立團、排日團の資金に供するなりとの口實を以て金錢物品を捲き上け又は暴力によりて强奪し去るの徒輩てある。この徒輩も數の上に於ては夥しきに達するは明かて、日本官憲も支那官憲と一致してこの徒輩の掃蕩を期し、在滿鮮人も自ら團體を營み自治自防の策を講しつゝある。ここに注意すへきはこの徒輩と所謂、眞面目に獨立を講する在滿鮮人とを不逞鮮人なる名稱の下に一括し、これに對し同樣の態度方針に出つる事なからしむる樣にすへき事てある。後者は日本にとり不利益なりとて前者と同樣頭より武力的の壓迫、暴力的の掃蕩を試むるは大に考慮を要すへき點てある。

（D）は所謂、滿洲における日本人の保護政策に安んして、生活せる鮮人かこれてある。多數ゐる事は疑はない。これらは或は日本領事監督の下に朝鮮人會を組織し不逞なる掠奪團よりの襲擊を防いてゐる。例へは安東朝鮮人會、奉天朝鮮人協會、吉林朝鮮人會の如きこれてある。しかしこの（D）に屬する鮮人か漸次減少して、（B）に屬する鮮人の數か增加して行く傾向か見ゐるのは大に注目に價する事てある。

（E）は將來、以上旣述のいつれにつくか疑問の鮮人てある。而して（B）に屬する團體かその

勢力擴張のためにこの(E)に屬する鮮人に宣傳を試み居る事は明かてある。尙は進んて(D)に屬する鮮人をも誘はんとして、從はさる者を祖國に不忠なるものと呼んて、迫害を加へ居るも明かな事實てある。

將來在滿鮮人の思想は如何になり行くてあらう。大勢の趨く所排日的思想か勢力を占むるてあらうと考へられる。安東の入江領事の如きもこの勢はいくら策を講しても要するに彌縫策て、大勢はこれらの糊塗的政策を破つて大勢の赴くままに止る所を知らぬたらうといはれてゐる。自分はこの勢は仕方かない勢と考へる。日本人としてこの場合とるへき策は、なる丈け犧牲を少なくし、鮮人を侮蔑する態度を飽く迄さけ、友愛を以て交り、御互に理解を深くして、單なる國家的背景を楯にして、つまらぬ鬪爭をなす事を避け、更に根本的に、朝鮮本土に對して日本か理解ある方針に出てて、在滿鮮人を安堵せしむるにありと思ふ。

最後に在滿基督敎宣敎師と鮮人思想の關係について一言述へて見たい。

由來日本人は基督敎といへは、すく排日的の言動にいつるものとして壓迫する傾向かある。宗敎の本質より言へは人間の作つた國家なるものに對しては何等の價値も認めてゐない。從つて國家なる團體を作つて他人種を壓迫するといふ如き擧動に對して贊意を表さないのは怪しむ

に足りないのてある。基督教は宗教てある。單に宗教を說く丈けてその外別に何等の意圖も有さないに拘らす、別に何等かの野心あるかの如く誤られるのは、世人か宗教の本質なるものを知らないのに起因する事か多いと思ふ。現にある日本の賣藥商か汪淸縣在住中、鮮人の服を著き英國宣教師の說教を聞きに行つた所、その牧師は『汝等は祖國を失ひし憐むへき人間なり。人間として眞に賴るへきは國家にあらすして、神なり。我は神の使者として汝等を救はんかために來れり。』と說教した相て、その男は早速これを日本官憲に訴ね日本官憲も亦これを排日思想をふき込む者として捕縛したといふ事てある。この說教の如きは別に何等排日的の意味も含んてゐない、唯た基督教を傳導するものの言としてはごく普通の言葉てある。基督教徒に惡意あるか故にといふよりも、むしろ惡意ありと初めから猜疑してかかる所に誤解か多いのてはないかと思はれる。しかし基督教徒はこれを利用して自國の爲を計るとかいふ事はないにしても思想としては日本か朝鮮を壓迫する事實に對して好意を有してはゐないたらうと思ふ。しかしこれは日本なるか故にてはなくして、壓迫するか故にてあらうと考へられる。故に日本か自己の態度を反省する事をせすして徒らに、在滿宣教師の態度を一概に貶すか如きは大いに謹しみを要する事と思ふ。

第七節　在滿鮮人の團體

支那官憲の壓迫、支那地主の橫暴、馬賊の刧掠から免れるために又在滿鮮人の教育保護のために在滿鮮人は或は日本領事館の慫慂により或は自發的に團體を作つてゐる。その主なるものは奉天居留朝鮮人協會、撫順朝鮮人會、長春朝鮮人會、吉林朝鮮人會、哈爾賓朝鮮人會、鐵嶺朝鮮人會、安東朝鮮人組合等である。この外、奉天にある鮮人農務組合、滿洲保民會、掬鹿朝鮮人會等の團體もある。以上述へたものは比較的根據の確實なもので信賴しうるものであり、又活躍も相當にやつてゐるか、この外至る所に朝鮮人會なる美名を揭けて鮮人を誘ひ、それらの金を强奪するものか多い。

これから以上のへた團體の各について詳しく述へて見る。

一　奉天居留朝鮮人協會。奉天には從來も朝鮮人會なるものかあつたか經費の都合上、一時中絕の狀態であつたか、大正七年十一月鄭炳朝なるものか朝鮮總督府及ひ關東都督府の意思を奉したりとて京城より來り、中絕せし朝鮮人會を再興し自ら會長となつてその維持を計らむとしたか、これも經費の都合上、財政困難の狀態にある。而して鄭氏自身に對し不平を抱くものも

尠くない。彼等は元來內地人と同しく賦課金を居留民會に納め選擧權を有してゐる。現在ても三級賦課金納付者か五六人ある。それて朝鮮會なるものを作るよりもかくの如く賦課金を居留民會に納付し一般事務を內地人同樣に處理せらるる方かむしろ得策て、不十分なる經費を以て不完全なる會を維持するよりも、その方か結局よいとの考を以てゐるものか多いので從つて、この朝鮮人會なるものも以後全く振はさるの姿てあつた。

所か大正九年春、日本奉天總領事赤塚彌助氏か管內の在留朝鮮人を統一しその向上發展を計り、やかては全滿朝鮮人協會として在滿鮮人統治の補助機關たらしめたいといふ抱負の下に奉天居留朝鮮人協會なるものを設立した。始めは何等の補助もなく、最初一萬圓を投して授產場を設け、今日ては無職者、老幼鮮人を收容してゐる外見るへきものかないか、本春來の旱魃による窮民增加、支那水利局事件（京奉線馬三家子驛の南公大堡子に至る間の約九千天地は支那水利局より水を充分配するとの條件の下に他の天地に比し頗る高價て鮮人か購入し、或る所ては二年分の水利稅を徵收されしにも拘らす九千天地中僅かに三千天地に配水されしのみなので、鮮人は暴動化し支那水利局を襲ふた）等の出來事に刺激されて、會の面目を一新するため大正九年六月十六日皆川秀孝會長、朴副會長、以下協議して同會の組織を第一部（イ、庶務、

會計、ロ、小學豫備校の經營、ハ、慈惠病院の經營）と第二部（イ、授產場の經營、ロ、職業紹介、ハ、農業の經營）に分ち鮮人の救濟のためにつくし又資金の融通を計るつもりて大正九年度は約十萬圓を要するにつき、朝鮮總督府、關東廳にそれを仰くに決した。又瀕死の狀態にある鮮人の狀態視察のため同會書記長安白魯泰氏を淸水警部の一行に加へて鮮人部落を視察せしめた。關東廳は今回同會役員給料補助の目的て二千四百圓を補助する事とした。同會は漸次盛となるてあらうと察せられる。

次に同協會の規則を述へて見る。

奉天居留朝鮮人協會規則（大正九年六月二十五日改正）

第一章　總則

第一條　本會ハ奉天居留朝鮮人協會ト稱ス

第二條　本會ハ奉天總領事館管轄區域內ニ居住スル朝鮮人ヲ以テ組織ス

第三條　本會ハ奉天總領事館管轄區內在住ノ朝鮮人相互間ノ親睦ヲ圖リ共同ノ福利ヲ增進スルヲ以テ目的トス

第四條　本會ハ第三條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ經營ス　但シ各部細則ハ別ニ之ヲ定ム

第一部

イ　庶務、會計

ロ　小學豫備校ノ經營

ハ　慈惠病院ノ經營

第二部

イ　授産場ノ經營

ロ　職業紹介

ハ　農業ノ經營（主トシテ青田貸）

第五條　本會ノ本部ヲ奉天ニ置ク

役員會ノ決議ニ依リ總領事ノ認可ヲ經テ必要ノ地點ニ支部ヲ置クコトヲ得

支部規則ハ總領事ノ認可ヲ要ス

第二章　會員

第六條　本會々員ハ一家ヲ成シ一定ノ職業ヲ有スル青年以上ノ男子タルモノトス

第七條　本會々員ハ本會ノ目的ヲ遂行スルニ必要ナル經費ヲ負擔ス

第三章　役　員

第八條　本會ニ評議員十一名ヲ置キ其任期ヲ一ヶ年トス

第九條　評議員ハ會員ノ互選トス但シ當分ノ中總領事之ヲ指名ス評議員ハ名譽職ニシテ總領事ニ於テ正當ナル理由アリト認ムル場合ノ外辭任スルコトヲ得ス

第十條　會長ハ總領事之レヲ指名ス

第十一條　副會長ハ評議員中ヨリ一名ヲ互選シ總領事ノ認可ヲ受クヘシ

第十二條　會長ハ本會ヲ代表シ會議ニ議長トナリ會務一切ヲ處理ス

第十三條　副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理ス

第十四條　本會ニ名譽顧問若干名相談役若干名ヲ置ク

第十五條　本會ニ有給ノ理事、書記長、書記若干名ヲ置ク

第四章　會　議

第十六條　會議ハ總會及役員會ノ二種トス

第十七條　總會ハ毎年十二月之ヲ開キ會務ニ關スル重要事故ノ經過及會計ノ狀況ヲ報告ス總領事ノ命令又ハ役員會ノ決議ニヨリ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十八條　役員會ハ評議員ヲ以テ組織シ本會諸般ノ事務ヲ審理ス

第十九條　總會及役員會ニ於テ決議シタル事項ハ總領事ノ認可ヲ受クヘシ

第五章　會計

第二十條　本會ノ會計年度ハ一月一日ニ始マリ十二月三十一日ヲ以テ終ルモノトス

第二十一條　會員ノ負擔額ハ役員會ニ於テ之ヲ議決シ總領事ノ認可ヲ經テ毎月之ヲ徵收ス

第二十二條　會長ハ毎年十二月收支豫算ヲ調製シ役員會ノ議決ヲ經テ其年度開始ニ總領事ノ認可ヲ受クヘシ

第二十三條　既定豫算ノ追加又ハ更正ノ必要アリタル時ハ役員會ノ議決ヲ經テ總領事ノ認可ヲ受クヘシ

第二十四條　會計ニ關スル一切ノ事務ニ付テハ總領事ノ監督ヲ受クヘシ

第二十五條　會員ハ何時タリトモ會計帳簿ノ檢閲ヲ求ムルコトヲ得

第六章　雜則

第二十六條　役員會ハ總領事ノ認可ヲ經テ本規則施行ニ關スル細則ヲ定ム

第二十七條　本規則ハ總領事ノ認可ヲ受クルニアラザレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

二　安東朝鮮人組合。安東朝鮮人組合は大正三年一月に安東の入江領事の主唱により設立されたものである。その性質は各地の朝鮮人會と全く同一のものであるか、この組合設立當時は朝鮮人としては會なる名稱を用ゆる事を許されなかつたので、組合なる字を用ひ、以來その名を踏襲して今日に至つたのである。この會の綱領。

（イ）移住鮮人相互の親睦。

（ロ）移住鮮人共同利益の増進。

であつて、この綱領の下に、次の樣な事業を主としてやつてゐる。

（イ）移住鮮人生産貨物の販路擴張。

（ロ）移住鮮人諸請願の取次。

（ハ）帝國法令その他注意事項を周知せしむる事。

（ニ）教育生業の奬勵。

（ホ）その他移住鮮人に關する諸事項の調査。

この會は以上の目的て、今日ては同領事監督の下に著々發表の歩を進めつつある。

組合の本部は安東居留民團役所内に置く。現在の役員は組合長、副組合長各一名、及ひ評議

員十名。書記一名。見習一名て、書記及ひ見習は常に執務してゐる。各支部を各地に設けて費用增加のために、各戸より二錢宛徵收し來つたか、過般騷擾の結果その徵收困難となり大正八年七月以降當分の間年額三千五百圓の補助をうけ本部及支部の役員俸給に宛ててゐる。

　本部及ひ組織は大體次の樣になつてゐる。

- 寬甸縣總支部（太平哨にあり　大正三年設立）
  - 太平哨支部
  - 小不大遠支部
  - 三道溝支部
  - 大川溝支部
  - 萬寶溝支部
  - 大荒溝支部
  - 小荒溝支部
  - 保水河支部
  - 化皮甸支部
  - 外岔溝支部
  - 涼水泉子支部
  - 融和保支部
  - 太平溝支部

- 本部（安東）
  - 輯安縣總支部（通溝にあり大正五年設立）
    - 小盤岔支部
    - 通溝支部
    - 大清溝支部
    - 祥和保支部
    - 泰和保支部
    - 雙岔河支部
    - 大荒溝支部
  - 長白縣總支部（大正七年設立）
    - 金華鎭支部
    - 十三道溝支部
  - 接梨樹支部（大正三年設立）
  - 渾水泡支部（大正四年設立）
  - 桓仁縣總支部（大正五年設立）
    - 豆圈子支部
    - 灣龍背支部
    - 大雅河支部
    - 橫道川支部
    - 上漏河支部
    - 裡岔溝支部

次にこの各支部の概況を述へて見る。

(イ)寛甸縣總支部管下。九箇所の支部も不逞鮮人の跳梁のために事務閉鎖のやむなきに至り、總支部顧問金用國、來安し種々現狀を陳し、前後策を協議した結果總本部から毎月五十圓を補助せしめて現狀維持、支部復活の策を講しつゝある。支部長金燉は所在不明のためその職務を解いた。

(ロ)輯安縣總支部管下。通溝には我警察官駐在せるか、獨立團のために事務を執るに困難を來し、現に無事執務しつゝあるは僅かに外岔溝、融和保、太平溝、通溝、雙岔河の支部に過きない。

(ハ)長白縣總支部管下。この管下は特に支那官憲の壓迫及ひ獨立團の跋扈特に甚しく、執務困難の狀態にある。

(ニ)桓仁縣總支部管下。各支部共に、現在閉鎖の狀態にある。

(ホ)渾水泡、接梨樹兩支部は設立當時より何等壓迫を蒙る事なく圓滿に執務しつゝある。

參考として、安東朝鮮人組合の規則を擧けて見る。

安東朝鮮人組合規則

總　則

第一條　本組合ハ領事ノ命令、監督ノ下ニ其地方居住朝鮮人相互ノ親睦ヲ篤ウシ智德ヲ研キ教育ヲ奨メ實業ヲ勵シ、共同ノ利益ヲ計ルヲ以テ目的トス。

第二條　本組合ハコレヲ安東朝鮮人組合ト稱ス。

第三條　本組合ハ事務所ヲ安東市内ニ置ク。但シ必要ト認ムル場合ニ於テハ役員ノ決議ニヨリ領事ノ認可ヲ經テ支部ヲ設クル事ヲ得。

支部規約ハ別ニ之ヲ定ム。

組合員

第四條　本組合員タル資格ハ一戸ヲ搆ヘタル戸主タルモノトス。

第五條　組合員ハ本組合員ノ規則ヲ遵守シ組合所要ノ經費ヲ負擔スル義務アルモノトス。

第六條　組合員ハ評議員候補者ヲ選擧シ、及評議員候補者ニ選擧セラルルノ權利ヲ有ス。

第七條　組合員ハ各般事件ニ付キ組合ノ調停、周旋、及保護ヲ請ヒ又組合員ニシテ規約ニ違反シ其他不都合ノ行爲アリタル時ハソノ處分ヲ求ムル事ヲ得。

役員

第八條　本組合ニ組合長一名、副組合長一名、評議員若干名ヲ置ク。

第九條　組合ハ總會ニ於テ評議員候補者十名ヲ選擧シ領事ノ指名ヲウクヘシ。組合長、副組合長ハ評議員中ヨリ領事コレヲ任命ス

第十條　組合長ハ本組合ヲ代表シ組合一切ノ事務ヲ總理ス。副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アル時ソノ事務ヲ代理ス。

第十一條　組合長、副組合長及評議員ノ任期ヲ一箇年トス。但シ再選スル事ヲ得。

第十二條　庶務及ヒ會計ヲ掌ラシムルタメ書記若干名ヲ置ク事ヲ得。書記ハ領事ノ承認ヲ得テ組合長之ヲ命ス。

會　議

第十三條　會議ヲ分チテ總會及ヒ役員會ノ二種トス。

總會ハ年一回之ヲ開クヲ例トシ、組合ニ關スル重要事項ヲ議定シ及ヒ評議員候補者ノ選擧ヲ行フ。但シ領事ノ命令アルトキ又ハ組合長若クハ評議員ニオイテ必要ト認ムル時ハ臨時總會ヲ開ク。

役員會ハ領事ノ命令アルトキ又組合長若クハ評議員ニオイテ必要トミトムルトキ隨時之ヲ開

ク。

第十四條　組合長ハ定期總會ニオイテ既往ニオケル事務ノ經過及ヒ會計ノ報告ヲナスヘシ。

會　計

第十五條　本組合ノ基本金及ヒ經費ハ組合員ノ負擔スル組合費及ヒ有志ノ寄附金ソノ他ノ收入ヲ得テコレニ充ツ。

第十六條　組合員ノ負擔額ハ役員會議ニオイテ適當ノ負擔率ヲ定メ、領事ノ許可ヲ經テ之ヲ徵收スルモノトス。但シ組合長ハ毎年三月次年度ノ組合豫算ヲ編成シ役員會ニ附議シ領事ノ認可ヲウクヘシ。

第十七條　本組合ノ收入金ハ總テ銀行ニ預入レ組合ノ名ヲ以テ出納スルモノトス。

第十八條　會計事務ハ隨時領事ノ檢查ヲウクルモノトス。

附　則

第十九條　本規約ノ改定、變更及ヒ細則ノ制定ハ總會ノ議決ニヨリ領事ノ認可ヲウクルモノトス。

本規則第三條第二項ノ規定ニヨル支部規約ノ例トシテ、次ニ桓仁支部ノ規約ヲ擧ケテ見ル。

安東朝鮮人組合桓仁支部規約

第一條　支部ハ本部ノ監督ヲウケ朝鮮人相互間ノ親睦ヲ篤ウシ生業ヲ勵ミ專ラ共同ノ福利ヲ增進スルヲ以テ目的トナス。
第二條　當支部ヲ安東朝鮮人組合桓仁支部ト稱ス。
桓仁支部ノ管區ヲ大雅河、馬圈子、横道川、下漏河、裡岔溝、及ヒ港灣背ノ六箇所トス。
第三條　支部員タル資格ハ一戶ヲ構ヘ獨立ノ生計ヲ營ム男子トス。
第四條　支部員ハ評議員候補者ノ選擧數及被選擧數ヲ有ス。
第五條　支部員ハ各般ノ事件ニツキ支部ノ盡力ヲ求メ本部ノ手ヲ經テ請願スル事ヲ得。
第六條　支部ニ支部長一名、評議員若干名ヲ置ク。
支部長、評議員ハ本部ノ決議ヲ經テ領事コレヲ任免ス。
第七條　支部長ハ支部ヲ代表シ支部一切ノ事務ヲ總理ス。
評議員ハ本部ノ諮問ニ應シ支部ニ關スル重要事項ヲ評議ス。
支部長及ヒ評議員ノ任期ハ滿一箇年トス。
但シ再選スル事ヲ得。

第八條　毎月一回例會ヲ催シ重要事項ヲ評議シ又本部ノ諮問アル時又ハ評議員ニ於テ必要ト認ムル時ハ臨時總會ヲ開ク。

第九條　支部ニ必要ナル一切ノ會費ハ總テ支部ノ負擔トス。

組合員ノ負擔額ハ役員會議ニ於テ適當ナル負擔率ヲ定ム。本部ノ協賛ヲ經テ領事ノ認可ヲウクルモノトス。收支會計ハ毎月之ヲ本部ニ報告スルモノトス。

第十條　支部管區内ニオケル諸種ノ狀況ハ毎月一回之ヲ本部ニ報告スルモノトス。

附　則

第十一條　本規約ハ大正五年九月二十六日ヨリ施行ス。

三　長春朝鮮人會。大正八年二月領事館及び警務署の慫慂により創立せられたるものである。その創立の會合は長春取引所信託會社樓上て行はれた。

其の役員及ひその役員の經歷は次の如し。(現在)

會　長　李　邦　協　平安北道出身

幼年より日本に來り明治大學卒業後朝鮮て平理院檢事警務官、警視等歷任。其間に屢々賞典をうけ從二品勳六等八卦章を有してゐる。後官を罷めて長春に來て附屬地内て藥劑商を營みつ

つゐる。才識すくれ議論も公正てある。

副會長　嚴　亨　仁　咸鏡北道出身

幼より商業に從事し西比利亞に遊ひ日語及ひ露語に通し篤實の人てある。

總　務　姜　麟　祐　平安北道出身

幼にして米人經營の學校に入り後米國に遊學中日本に轉學し、正則中學早稻田大學を卒業し後朝鮮て警務の任につきしか不遇の故を以て辭職。奉天に來り水田經營に從ひその後長春に來た。理性に富み進取的て日英支の三國語に通してゐる。姜麟祐は忠情道出身の李協憲の後をうけて總務となつた。

議事長　李　世　禎　平安北道出身

議事員　崔　孝　宗

議事員　張　俊　基

始め漢學を修め後商業に從事してゐる。

議事員　金　輿　文　平安北道出身

日本に留學して蠶業を習ひ後ち奉天て農業に從ひ、ついて長春へ來て雜貨業を營んてゐる。

早く滿洲に來り旅館業、水田業を營み現在では料理店をやつてゐる。

議事員　張　文　翰

日本に來り慶應普通部、明治大學を卒業し警官練習所で修業歸國の後染織所を經營し後長春て貿易業を營んでゐる。

議事員　李　寅　洙　平安北道出身

從來鑛業に從事してゐたか今では米穀業を營む。

議事員　李　濡　鶴　咸鏡北道出身

元小學校の敎員をやり今雜貨商。

會計　蔡　周　享　咸鏡北道出身

商業。

書記　崔　毅　昌　京城府出身

京城工業專門學校出身。

現在の正會員は七十九斤であるか、これに名義會員を倂せれは總員五百人以上に達するであらうと言はれてゐる。財政の狀況は始め會員より一時醵出金千五百圓（實收七百圓餘）をあつ

め、爾後、會員を四級に分ち、毎月その階級に應して四圓、三圓、二圓、一圓の金を出さしてゐる。しかし現在ては僅か一千圓位の資金しかないのて事業も思ふ樣に進捗しないか、會長以下諸役員はこの事情をよく諒解して無報酬て働いてゐる。

この鮮人會の特色は設立及ひ維持に、づき曾て邦人官民の出資を仰きたる事なく行路病鮮人又は無職鮮人ある毎に、會自らこれを救濟し來つた事てある。

同會は現在の所資金なき故に狹隘なる一室を事務所として有するのみて電話の備付さへもなき狀態てある。しかしこの會を益々發展さす手段として近く、階下に七八十名を收容しうる大廣間と更に小なる一事務室と階上には實費を以て旅行鮮人を宿泊させる共同宿泊所とを有する大會館を設置すへく努力してゐる。更に事業の發展をなさんとして次の計畫を立ててゐる。

（A）附屬地內居住鮮人と奧地入込み鮮人との連絡を保たしめ我監視に便ならさる奧地に於て詭計の行はるるを未然に防止し、奧地入込み鮮人生活の眞相を明かにしてその健全なる發達を助成せしむる事。（後に述ふる計畫の最終目的）

（B）當地鮮人會の分會を重なる奧地朝鮮人部落に設けて本會と直接連絡を採らしめ現會則所定の屆出の受理に關する規則を勵行し、その氏名年齡、原籍家族の有無職業現住所等を必す本

會又は分會に屆出さる事。

(C)種々の附帶事業を行ひ或は失職の徒に生計を立たしむる道を開き又內地水田の借受又耕作者として雇傭の際朝鮮人會をして保證人又は仲介の衝に當らしめ外土地改良、水利事業の經營、土地權利を擔保とする資金の融通、靑田貸付及作物に對する金融、籾先物並に現買附精米業の經營、生產物の賣買引受け、大額資本の借入れと再貸附耕地の大口借受けと下貸附農具稻種の販賣及融通貸與、都市在住鮮人より內地入込鮮人の日常品供給の販路開拓、等に便宜を計る事。

(D)朝鮮人の願出はすへて朝鮮人會又はその分會の手を經る事としこれかため一定の手數料徵收の權を認める事。

(e)鮮人會に補習程度の夜學を設けしめ主として鮮人子弟に農作及商業の初等敎育を授けしむる事。

(f)鮮人會をして在留鮮人に關する各般の調査報告を我官憲に提出せしむる事。

會則は創立從來日未た淺きため、確定印刷の途とはなつてゐない。

四 鐵嶺の朝鮮人會。鐵嶺においては鮮人も內地人と共に居留民會に賦課金を納附し且つその

金額一圓以上なるものには選擧數を與へてゐる。故にここには別に獨立した朝鮮人會なる組織はないか、居留民會長權太親吾氏は鮮人と邦人の間に何等區別的待遇をなささる故に朝鮮人も滿足せるの狀態てある。

五　哈爾賓朝鮮人會。哈爾賓にはもと朝鮮人會の如き性質を有する團體か存在したようてある。**大正七年領事館**、警務署の慫慂により哈爾賓居留朝鮮人會なるものを組織し會長には數年前から同地て醫術を開業してゐる李珍王氏、書記には宋景燐氏か選任せられた。李氏はもと日本の留學て親日派に屬し這般西比利亞出兵に際しては一等軍醫の資格て出征した。宋氏はもと平壤て刑事を勤めた人てこれ又親日派に屬してゐる。

六　撫順朝鮮人會。撫順附近ては從來朝鮮人會なるものはなかつたか、這般警務署の慫慂によつて在住朝鮮人會を組織する事となつたか目下組織最中てある故に會則の如きも未た成立の運とならない。會長及評議員は皆臨時選任されたるもので會長は現在の所、撫順て宿屋を經營する崔學賢なるものてあるか、未た表面上警務署の認可はうけてゐない。現今は會員百五十名て撫順附近に在住する者の約半數てある。

七　掬鹿朝鮮人會。西豐縣方面に年々增加しつつある移住鮮人は水田事業に從事してゐる

か、その大多數は薄資空拳の徒て農耕地をうるのか困難てあるはかりてはなく先住者は新來者を強迫してこれを苦しめ、支那官憲又これを壓迫する事か甚しいのて我官憲もこれの取締に非常に困難してゐる。そこて奉天領事館掬鹿分館は朝鮮人會若くは農業組合の如き一團體を組織せしめ右分館において監督の任に當り主として鮮民農業上の利益を保護し冬期間の副業を奬勵し漸次彼等の向上を期さんとし大正八年來鮮人有志者にその事を促したか、三月の鮮地暴動の餘波をうけて該地鮮人も思想上の影響をうけ結局團體成立の困難を感したか、その後漸次秩序も囘復し、心ある鮮人もかゝる團體を組織する必要を切に感し出したのて大正九年一月掬鹿及ひ附近の重なる鮮人間に鮮人會設立の計畫あり旁々その他地方有志も奔走中の處、漸く西豐縣内在住の重なる鮮人の協賛を得て五月二日掬鹿分館内に設立協議會を開き縣内の代表者三十餘名參加して近藤分館主任列席の上滿場一致を以て原案規約を決議し次いて役員の選擧を行つたかその結果會長鄭漢朝、理事咸世熙、理事劉元基、書記朴享鐸等當選決定してここに朝鮮人會の成立を見るに至つた。そこて未た完全なる會の整理は見ないか、差詰め事業の端緒として管内全區域に亙り鮮人戸口調査就中出産死亡、轉出、轉入、及ひ在留屆出等を確實に取扱ひ且つ掬鹿領事分館との連絡を密接ならしむる方針て會員は目下三百名てあるとの事てある。

八　奉天地方鮮人農務組合。柳道益、姜在天、金剛叡、白寅、善金薫、林澤沐、崔基宣、朴昌植の諸氏發起人となつて、奉天地方鮮人農務組合なるものを組織した。その目的は組合員の提供する資金及ひ寄附金に寄つて農耕の改良發展を企畫し農產物種子の供給及ひ農業資金の融通その他組合員共同の利益を計るものてその事業の項目は次の樣てある。

イ　組合員遭難救濟。

ロ　居住及ひ農務に關する出願者諸般の代辨。

ハ　農業に關する通信報告。

ニ　通信及ひ貯金爲替取扱代辨。

ホ　紛議調辨。

ヘ　風儀の矯正。

ト　農業及ひ副業の奬勵。

チ　農產物販賣の保護。

リ　農作物種子の供給及ひ農業資金の融通。

ヌ　農具の改良及ひ貸付。

ル 農耕土地租借及ひ賣收契約、水利灌漑の施設。

ホ 農業に關し功績者善行者の表彰。

ワ 統計の作成。

カ 前各項の外組合員共同の利益を增進するにつき必要なる施設。

九 滿洲保民會。大正八年十二月以來鮮人李寅秀、崔柄基氏等三十餘名發起となり、鮮人保護の目的て滿洲保民會を組織した。この會は日淸戰爭時代有名な東學黨の餘派たる濟愚敎宣布と相俟ち鮮人間を遊說の結果非常の好成績て間島方面居住の五十萬の鮮人中その大部分を敎化し更に興京、柳河縣方面遊說の豫定てあるかこれについては張作霖、支那官憲、朝鮮總督府、關東廳の諒解を得てゐる。又鮮人間に勢力を有する裴貞子女史も保民會のため盡力する事となつてゐる。又保民會て計畫された鮮人救濟の資本團てある資本金五百萬圓の保民株式會社も總株十萬株の中四萬株の申込みをうけたりとの事てある。本部は吉林にあつて、支部は京城にある。

十 間島における諸朝鮮人會。

イ、朝鮮人會。(在龍井村)。明治四十四年五月九日龍井村市街に五百餘戶を燒燼した大火か

あつて鮮人も大に困憊し、これに乘し支那官憲は大に鮮人を壓迫したので、鮮人間に豫防策の必要を感し團體組織の聲高く、四十四年五月下旬會員二百餘名該問題に關し會議を開くに至りその結果九月救濟會を總領事館内に設立し商埠居住鮮人の家俗を擔保として低利の貸金を開始して一面支那人に抵當としてゐる地劵を回收したのてこの永久的救濟方法は大に效かあつたのてある。これから朝鮮人會なるものか組織された。

更に臨時總會を開いて事務家屋購入の決議をなし總領事以下の特別寄附金及會員の醵金によつて二百餘圓を得て事務家屋を買入れ規定を設け役員を選擧しやゝその形を備へたか基本金及ひ維持費かなかつたので、大正六年八月三十一日朝鮮人居留民會の設立と共に消滅し去つた。

ロ、朝鮮人居留民會。大正六年八月三十一日間島龍井村朝鮮人居留民會發會の式を擧けた。その加入者は龍井村商埠地内五百三十戶商埠地外四十戶計五百七十戶て龍井村商埠地居留者中入會しないものは六十戶てある。事務家屋としては舊朝鮮人會の建物を利用し、これに修繕を加へその面目を一新し、事務室前には同會の綱領卽ち帝國信威、衞生奬勵、産業發展、戶口增加、敎育普及、日支親善等の條目をかゝけてゐる。

會の設立以來未た日か淺いのてすへての組織は未た完備してゐない。

ハ、局子街郷徒會。局子街在留鮮人間の團體で主として共同墓地の管理、葬儀及ひ埋葬を掌る。大正五年七月局子街領事分館補助金百圓及ひ有志者の寄附金によりて成立を見るに至つたものた。本會は單に以上の事業を掌るに止り、行政機關の補助として衛生、風流改良等の事には交渉せす。

ニ、百草溝朝鮮人會。汪清縣内在住鮮人を以て會員となし會員の親睦、救助、弔慰を行ふ一種の團體である。從來百草溝に親睦會なる集會かあつたのであるか、大正四年十月百草溝出張所主任の慫慂によつて親睦會を朝鮮人會と改めたもので大正六年八月現在會員百三十餘名である。會費は會員一名一箇月五錢で會の資産は九十餘圓である。

ホ、明東學生親睦會。（在和龍縣和龍社）

ヘ、親睦會。（在和龍縣德新社）

ト、萬國改良會。（在局子街）

チ、儒林契。

リ、老人契。

第八節　在滿鮮人の金融狀態

在滿鮮人の多くは、日常の生活に追はれて貯金するか如き餘裕あるものはまことに少い。またすこし溜る事かあつても、これを賭博や飲酒に浪費するので在滿十數年に亙るも身に一錢の貯さへないものか多い。又多少資財を有し餘裕ある生活を營むものあるも、馬賊の掠奪支那官憲の誅求にあふ事か往々あるので、多くは貧窮を裝ひ、金錢を祕藏してゐるのてこれを銀行に預金し利殖の方を講し更にこれを以て事業を營むといふか如き策を講する事はない。貧民に至つては衣類その他の家具を質入して融通の道を講するものもないてはないかその大多數は地主又は地方の富豪から貸借するのか最も普通てあるその方法は所謂豆外子と稱し春金錢の入用なる時に借入れて秋收穫を以てこれを支拂ふ方法てある。乃ち春自らの耕作物の收穫を見積りこれを抵當として金錢を借入れ秋收穫物を以て支拂ふものてある。秋收穫不足の時は收穫時の相場によつて現金を支拂ふのてある。その借入時の相場は大抵大豆一石六圓を限度とする。今大豆十石分の收穫ありと見積つて借入れる時は六十圓てあるか、秋に至つて大豆十石の收穫あればそれて足りるか、その收穫なき時は不足量は現金を以て支拂はなければならない。而して秋

大豆一石は大約九圓外となるから、三石の不足量ありとすれは、二十七圓を支拂はなけれはならない譯てある。この方法は各地とも一般に行はれて農民金融の途を講する唯一の方法てあると云つても過言てない。

しかしその後、日本領事館の斡旋、朝鮮人組合の發展によつて馬賊の劫掠、も尠くなり、又浪費の風も漸次改つて、貯金の風習も盛となつて來たのは結構な事てある。從つてこれを以て更に利殖を計るといふ傾向も見ゑて來た。殊に安東の如きは朝鮮内地に近い譯てもあるか、その地の貿易高の約一割は鮮人か占めてゐるとの事てある。

在滿鮮人の預金、及借出は多く朝鮮銀行の手を經て行はれる。その他沿線ては日本人經營の銀行による事か多い。朝鮮銀行の鮮人相手の預金及貸出を見ると、素より少數てはあるか漸次增加の形勢てある。しかし近來在滿鮮人も日本人銀行によるの不滿足なるを見出し鮮人自らの銀行を設立せんとしつゝある。現に安東には朝鮮銀行支店、安東銀行、滿洲商業銀行、安東商事信託株式會社、安東興業株式會社等あるにも拘らす、大正九年三月二十一日鮮人は安東に協成銀行を設立した。この銀行の定款を見ると次の通りてある。

一　商　　號　　株式會社、協成銀行。

一本　　店　安東縣五番町七丁目三番地。
一目　　的　（イ）諸貸附金。（ロ）諸預金及び保護預り。（ハ）手形割引及び代金取立。（ニ）爲替の取組。（ホ）有價證券、地金、又は外國貨幣の賣買並に兩替。（ヘ）その他一般銀行事務。
一設立の年月日　大正九年三月二十一日。
一資本の總額　金一百萬圓。
一一株金額　金五十圓。
一拂込金額　十二圓五十錢。
一取締役の氏名　張熙鳳　金虎賛　張驥植
滿子裕　高錦堂　金容奎
林在肅　齊藤進　田中默藏
久間次五郎
一監査役　車沐草　李丙河　李規曾
藤田平次郎

一　存在の時期　滿三十箇年。

事務開始は本年五月二十五日て未たその成績見るへきものはない。間島の朝鮮銀行出張所は間島地方て鮮人の最も信用せる金融機關てある。大正七年中の預り金は受入高六六〇萬圓餘て拂戻高は六四〇萬餘圓てある。而して大正六年度に比較すれは預り金二十五割七分、拂戻二十七割九分の增加率を示してゐる。而して貸付金は一九二萬五千餘圓中鮮人は$\frac{25}{100}$乃ち四分の一を占めてゐる。これら大正六年度に比較すれは四十八割五分の增加を示してゐるとの事てある。喜ふへき事柄てある。しかし間島ては鮮人はこの資金を運用する事を知らないので間島貿易の如きも殆んと邦人か獨占してゐる姿てある。

又大正八年三月十二日奉天て在滿鮮人の救濟金融機關として瑞祥號なるものか設立された。これは資金五十萬圓、拂込十二萬五千圓の同時設立の株式會社てその主なる目的は鮮人の一般農業資金を供給するにある。利子は每年一割五分、擔保物は農產物てある。瑞祥號の事業として擧けてゐるものは。

イ　鮮人に對し土地並に土地の權利を擔保する資金の貸付。

ロ　鮮人に對し靑田貸並ひに農產品の金融。

ハ　籾の先物並に現物買付。
ニ　鮮人に對し土地改良事業に對し資金の供給。
ホ　精米業の經營。
ヘ　米の販賣竝に委託販賣。
ト　農具、種子、肥料其他農業經營上鮮人の必要とする物品の販賣。
等てある。事務所は東洋拓殖會社の二階に置いて青野鐵彦氏か支配人として朝鮮より來任した。取締役は奉天なる東省實業會社の內藤熊喜氏、開原の村田保之氏、奉天の勝弘貞次郎氏、撫順の大江維慶氏、奉天朝鮮人會長鄭炳朝氏等五人て代表取締役は內藤熊喜氏てある。監査役には岡崎潔丸氏、庵谷忱氏、江口管太郎氏、相談役は龍山の執行猪太郎氏、東拓奉天支店の石津牛治氏、鐵嶺の張宇根氏等てある。

この會社の起因は大正七年營口領事酒匂氏かもと鐵嶺に駐在した時に鮮人救濟の目的を以て精米所を設立し鮮農の收穫時に投賣する籾を比較的高價にて買入れ小作鮮人の地主たる支那人の誅求苛歛に苦しむを救けんとしたるにあつて各領事館の賛成をゑて更にこれを擴張して本會社を成立せしめたるものて、精米所は先つ奉天、撫順、開原の三箇所に設置せらるる事となつ

た。

この事一度傳はるや、各新聞紙一聲にこれを紙上に誇大したので爲に支那人の大なる反感を來し、或は商租したる土地を買戻すへく各地に嚴命し或は新に商租したる支那人を拘禁し體罰を加へ以てこの會社の發展の餘地を妨碍しやうとしてゐる。

これは支那人か、鮮人救濟の名の下に日本人か勢力を占めんとするものであると誤解したるものによるらしく思はれる。折角出來上りつつある所の意義ある會社か、かくして兎も角一時なりともその發展の前途を阻害せらるるのはまことに歎かはしき事といはねはならぬ。

第九節　在滿鮮人と支那人との關係

朝鮮人は元來なる丈人の居らさる地を擇んて生活をしてゐたので比較的支那人との交渉もうすく葛籐も少かつたか、滿洲に移住する鮮人も漸次その數を加へ又水田耕作には特別の能力を有し。支那人の模す可らさる成績を擧け殊に日韓併合後は日清韓兩國間の條約はために消滅し日清間の諸條約か朝鮮にも適用され朝鮮人も條約上は日本人と同等になつたので、日本に對し疑惑の念を抱いてゐる支那人はここに朝鮮人の背後に日本ありとなし、日本は滿洲を占領せん

とする意圖を有するものであると推して朝鮮人を非常に虐待し始めた。殊に土地商租の問題に關しては、日支交渉の時日本か支那に向つて南滿洲の土地所有權を主張した事かあるのに、日本は朝鮮人を利用して滿蒙の地を獲得せんとするの野心を藏するものであると考へてゐるらしい。元來併合以前、支那官憲は比較的鮮人誘致の策を講して滿蒙産物開拓のために鮮人を歡迎する傾向かあつたか、以後は鮮人に對し一種の反感を有し地主と言はす、支那官憲といはす迫害至らさるなく、元來餘財なき彼等在滿鮮人は非常に困窮の狀態に陷つてゐる。ために水田なともその借地契約を破棄せられ、漸次不毛の地に追ひやられ、甚しきに至つては、僅に山の頂上を耕作して野菜を作るに過きさるの狀態にある。殊に近來その傾向か甚しい。左にすこしその迫害の例證を擧けて見樣と思ふ。

（イ）農安縣方面。朝鮮慶尙北道迎日郡神光面及ひ奉化軍鳳城面の鮮人男十六名　女十三名子供十六名計四十五名か大正八年三月縣伏龍泉勃二屯て支那人邵印章、段畜章の兩名から水田用地十六天地を三箇年の契約て借受けた。又慶尙北道善山郡桃開面の農夫等男六名女二名小兒四名合計十二名は大正八年四月農安縣火輪舟て水田用地を借りうけいつれも粒々辛苦の勞を積んて水田を經營し大正八年一回の收穫をねたるはかりてあるのに、支那巡警等數名つつ支那曆一

月十五日及び二月一日各々の地に出張して甘言を以て退去を迫つたので鮮人十名の代表は領事分館に出頭して事情を陳述したか、その留守に支那の暴民はこれら鮮人の居住家屋を全然破壞し、日本から汝等の退去を交渉し來つたからやむを得ないと欺つてつひにこれら哀れむべき鮮人をその地より追出したので、彼等はやむなく、漸く有望の見込みつきし地を去つて、茫然として漂浪し、爲に窮死するに至つた小兒もあつたといふ。

（ロ）興京方面。興京方面の鮮人は窮狀殊に甚しく彼等は平常資金なるものなく來住と共に秋季收穫期迄の衣食の料を支那人から借入るるを要するのであるか、彼等と支那人との貸借關係は興京方面では殊に鮮人には不利で全く支那人の奴隷たる觀かある。乃ち小作料として收穫の五割を徵收され收穫までの衣食費は食料から日用諸雜貨に至るまで借入當時の時價に對して三割乃至五割の利子を附して返却する事となつてゐるか、粟大豆の如きは現在と秋季收獲時の價格との間に甚しき高低かあるので現在の一斗に對し約二斗内外を返却するのを要するので、汗をたらして得た收獲の殆んと全部は支那人に徵收され、これか每年同しなので彼等は永久に生活上の餘裕を得る事を得す加之支那官憲は、何かの際につけこんで追出策を講するので彼等は一日として康安なる日を送る事か出來ないといふ憫然なる狀態の下に呻吟してゐる。殊に興京

縣知事沈鵬飛氏の如きはあらゆる手段を以て朝鮮人迫害に努めつゝある。

（ハ）開原縣方面。鐵嶺の東方七八十支里に當る柴河上流の地域は開原の南端に屬して兩縣の相接する所で上肥地（シャンフエイデ）と稱する部落かあつて數年前から朝鮮人か移住し荒蕪地を開墾し柴河の流水を利用して水田の經營を始め、その地は美田と化して一年に千圓内外の特別收入を得ることとなつたので、鮮人達は大喜ひてある。それは地料の代りに收獲物を地主に分配する。その分配率は四分六もあるか多くは五分々て、しかも米穀は在來の大豆高粱に比して高價に賣れる。ために優に一千圓内外の取得をうる事か出來る。かかる譯なので鮮人も大に樂觀しこれを見込んて移住し來るものも漸次增加して今は總員約三百名に達し純然たる鮮人部落となつた。これを見た支那官憲はそろそろ迫害の手を出し始めて先つ彼等鮮人の有する護照の檢査を始めた。護照は鐵嶺領事館から給付した旅行劵の如きものてある。支那官憲はこれを一一檢査してこの護照ては汝等の生命財産を保護する義務はないのみか、ここに居住するのは不都合てあるから、早速退去するか、支那に歸化するか、又は支那の縣官の發する護照を新持するかこの三者の一を採らねはならぬと迫つた。實は支那官憲は自らの發する護照を一枚につき四十圓見當て賣りこれを著服したい心底なのてある。それて鮮人も仕方かなく泣く泣く金を出してこの怪しけな

る護照を買ひうけるものもあつた。所か强慾な支那官憲はこれに滿足せす更に多數の部下巡警を派して速に退去を迫り、退去せすんは國法によつて處分するとて威喝し、結氷期間の冱寒中を寸毫の儘借もせす婦人子供等にも銃劍をさしつけ威嚇したので鮮人達は泣くなく、そこを出てて附近の山林に草を敷き藁を著て零下三十餘度の烈寒を凌き喪家の犬の如き野天生活を續くる事十數日に及んた。甚しいのは姙婦をたたき出し銃臺て强く腰部を撲つたために野宿中流產したものもあるといふ慘狀てある。

以上は僅にその一班に過ぎない。在滿鮮人は至る所支那官憲、支那地主の爲めに窘められつつあるといふも敢て過言てはないと思ふ。

支那官憲の頭には鮮人の後に日本侵略主義の魔の手か餘程延ひてゐると信してゐるらしい。それて歸化せさる鮮人には土地は勿論家屋と雖も商租せしむ可からすとし又若し歸化鮮人て土地及ひ家屋を商租したる場合其日本人の手足なる事か判明する時は卽時に無效とする『如典賣或抵押於外人卽作無效』の如き文句を契約文書上に記載せしめる。この外人とは言ふ迄もなく日本人を指してゐる。又若し官命に違反し歸化しない鮮人に商租をなすものは死刑に處すへしといふ訓令を各地に發した。かつて見聞したる所によれは歸化鮮人にして吉林城南門外二十餘

天地を五箇年間商租したる場合その證文にもし日本人と些少なりとも關係あれは卽時に契約を無效にすへきことを記載してあつた。吉林省のみならす奉天省でも亦同一の訓令を發してゐる。

これに關係してかつて北京農商部から東三省々長を經て達した訓令第一五八號を見ると次の樣な事か書かれてある。

朝鮮人にして水田を買はんとする者あり。務めて嚴重に取調へこれを防くへし。輕忽に取扱ふ可らす。而して速にその情況を報告せよ。

近來東省各地に水田耕作のため入込し土地を開墾する鮮人增加するの狀況なり。若しこれを放置せむか將來種々なる弊害を釀成するに至るへし。今回水田耕作に關し左記章程を定めたるを以て各縣知事をして左記章程に準據し取締を嚴重にし且つ隨時その成績を報告すへし。

勸耕種水稻章程

一、各縣內ニ水稻耕種ニ適スル地アラハ本章程ニ基キ水田試種區域トナシ道尹ヨリ各縣ノ農會ニ命シ水稻耕作ノ利益ヲ曉諭セシムヘク尙ホ農會ノ設置ナキ各縣ニ對シ知事ハ責任ヲ負ヒ奬勵方法ヲ講スヘシ。

一、小作人又ハ團體カ水稻經營ヲナサムトスル時ハ縣知事ニ願ヒ出テ所要ノ種子ノ給與ヲウクヘシ。尙ホ種子ノ分配ハ縣知事ヨリ農會ニ責任ヲ負ハセ播種期ニ準備セシム。農會設立ナキ各縣ハ知事コレヲ取扱フ。

一、知事ハ土地ヲ開墾シ水稻經營ノ成績良好ナルモノニ對シテハ省署勸業考成條例第三條ニヨリ情況ヲ省長公署ヨリ農商務部ニ上申シ奬勵章ヲ給スヘシ。

一、新來ノ移民水田ヲ耕種セント希望スル時ハ地主ト墾民ト傭墾民又ハ播種契約ヲ訂呈シ縣知事ニ届出ツヘシ。

一、墾民カ傭田契約ヲ解除シ又ハ他人ニ讓渡セントスル時ハ業主ヨリ縣知事ニ届出ツヘシ。

一、前項傭田契約ハ外國人ニ移轉スルコトヲ得ス。

一、本章程ハ各省ヨリ各道尹ニ命シ各縣一體ニ施行セシム。

かくの如き煩雜なる章程を設けて極力鮮農排斥の策をなしつつあるのであるか最近にてはその手段益々惡竦を極め鮮人に土地を商租するを嚴禁すると同時に他方にては既に商租したる土地の期限滿了したるものは再ひ商租をなさしめす。且つ期限未滿のものは買戻を勵行されてゐる。殊に近來支那人も水田經營の有利なるを知覺して、地主等も、これら鮮人を追ひ出し自ら

耕作して利を得んとし極力鮮人との契約を破棄しづつある。

又たとひ、土地の商租を許す地方てもその契約の手續、規定を故意に炊雜ならしめ、（イ）支那に歸化する事。（ロ）保證人を要する事（ハ）官憲の立合を要する事等を勵行させるので、事實上は土地商租を鮮人に許さないのと同一の結果を生するのてある。

支那官憲は又鮮人の係爭事件を處理するに當つて多額の賄賂を鮮人に强要し時には罰金を課して私する事かある。その横暴の態度は實に言語に絶するものか少くない。

ここに注意すへきは鮮人の支那人に對する態度てある。鮮人の態度にも亦大に難詰すへきものか少くないのは事實てある。例へは狡猾なる鮮人は籾の賣買等にあたり二重三重の賣買契約をなしたる爲めに受渡の際に困窮し爲めに支那人の氣を大に害するものあるか如き又種々の口實を以て前借し逃走し所在不明のものも尠くない。その他鮮人特有の怠惰性からその信用を破棄するを何とも思はないといふか如き弊風もある。

要するに支那人の横暴迫害も事實てあるか、鮮人の態度中支那人をしてかかる迫害をなさしむる原因を作る事も甚た多いのてある。

以上の樣に支鮮人間は至る所て相反目の狀態てあるか、何しろ鮮人は支那の土地に入込み、

人數も少いのてあるからすへての點不利なる場合か多い。しかし支那人に對する憤怒激成する時はかの水利局襲擊の如き事件を釀するのてある。今後ますます兩者の反目は激しくなる事と察せられる。以上の如き反目は小にしては唯に滿蒙の文化に害あるのみならす、廣くしては人類の立場より見て好ましからさる形勢てある。それて日本支那の兩官憲のみならす、朝鮮人會も極力兩者の反目を融和する手段に腐心しつつある。今最近に於ける著るしきものを一二擧けて見たい。

(イ)從來鮮人救濟に關しては關東廳、外務省、朝鮮總督府の間に何等連絡なく從つて統一せる方針かなかつか今回赤塚奉天總領事か朝鮮總督府事務官を兼任する事となつたのて過般來赤池警務局長向上高等警察課長等來奉し滿洲駐在各地日本領事を始め張巡閱使、鮑督軍、徐省長關交涉署長、齋藤吉林顧問、町野奉天顧問等相會して相互意見交換の結果大に意志の疏通を得、爾後日支協力して鮮人の保護、救濟並に取締等を積極的に斷行する事となりたる由てその大部分は日本側の立案に對し支那側の諒解を得たりとの事てあるから遠からす何等かの形式て鮮人の保護か行はれる事と思ふ。

(ロ)先にのへし奉天朝鮮人協會は鮮人救濟の目的を以て、その筋の賛同を得て、義捐金募集

を開始した。財界不振の折にも不拘、賛同寄金するもの多く、赤塚總領事百圓、皆川民會長五十圓、鮮銀支店、東拓支店各二百圓、正隆支店、東省實業會社奉天取引所信託會社、安銀支店各百圓、奉天證劵會社、滿蒙證劵會社各五十圓計一千五十圓の申込か速座にあつた。沿線各地よりも續々寄附金を申込み來るもの多しとの事である。該義捐金募集の趣旨書の大要次の如しである。

趣意書

奉天附近居住鮮人ハ續々增加シ今ヤ奉天總領事管內全居住者ハ概算戶數三萬五千人口十六萬ヲ數フルニ至レリ。內奉天附近ニテ水田陸田ヲ租借シ農業ニ從事スルモノ戶數五千人口三萬ヲ下ラサルカ、コレラノ鮮人多クハ無資力ニシテ收取物ヲ擔保トシ地主又ハ附近支那人ヨリ高利ヲ以テ全穀ヲ借リ僅ニソノ日ノ生命ヲ維持スル有樣ニテ常ニ悲慘ナル境遇ニ彷徨シキタリ。然ルニ本年ハ旱天續キテ水陸田共到底完全ニ耕作シ能ハス加ヘテ今春來財界ノ不振ヲ來シ、爲ニ地主又ハ附近支那人ヨリ生活資料ヲウルノ途杜絕シ新民府、白旗堡居住者二百餘名本溪湖縣占上達貝溝居住者六百七十名、瀋陽縣高臺子居住者三百五十名ヲ主トシ至ル所ノ多數鮮人ハ一椀ノ粟スラ啜リ得ス爲ニ多クハ營養不良トナリ餓死ヲ俟ツノミナリ。カカル狀況ハ他國人ト雖モ

人道上默視スルニ忍ヒス、況ンヤ新附ノ我國民タル鮮人ナルニ於テハ一日モ早クコレヲ救ハサル可ラス。天下ノ志士仁人ニ訴ヘ義捐金ノ寄附ヲ請ヒコレラ無辜ノ新主民ヲ救濟セント欲ス。冀クハ御賛同ノ榮ヲ賜ハラン事ヲ。

朝鮮人、支那人の關係につき最後に一言すへきは、近來獨立團の勢大となるに從ひ日本の討伐軍の力も加はり、鮮人丈にてはこれと應殘し能はささるに至りここに支那人と結托し以て日本軍に當らんとする形勢を馴致し更に進んては支那内地の排日支人と連絡して、獨立の實を擧けんとする傾向か著るしくなりつつある事てある。要するに滿洲における日支鮮人の三角關係は漸次その重要の度を加へつつある。單に國家の外交を以てしてはかかる複雜なる關係を整齊し能はさる今日、在滿日支鮮の各人か協同して融和の方向に進まん事か望ましい。

第十節　在滿鮮人の訴訟、歸化、租稅、公課等に就いて

(イ)訴訟。以前は朝鮮人相互間の訴訟は勿論支那人との繋爭事件は全部支那官憲において裁決しておつたか、その後鮮人相互の爭議は面長か仲介して和解せしむる事となり、支那人との

間の問題は從前の儘てあつたか、日本領事館開設以來支那官憲ては鮮人の取扱を變して我官憲に送致する樣になつた。しかし時に歸化人たるの故を以て抗辨する事かないてもない。又在滿鮮人自らも支那官憲又は人民から不法の壓迫をうけた時又は自己に、不利なる場合には我官憲に訴へ出づるか平常は知らぬ風を裝ひ之を取締らんとする樣な場合ても、鮮人に非すと答へて逃避せんとする風なとかあつて取締上困難か少くない。

（ロ）歸化問題。從來は在滿鮮人も多くはなかつたか近來非常に數の上て增加して來たので支那官憲も大に注意し出し、將來日支間の國際問題を惹起する患少からさるを察して近來大に戶口調査等を行つて各戶には門札を揭けしめ而して極力勸誘して支那國籍への歸化をすゝめつつある。

元來鮮人は自分の本籍地にて登錄してゐるものか少い、況んや滿洲に來て漂浪生活を營める鮮人についてとても完全なる調査の步を進める事か出來す、從つて支那官憲は、その取締上困難して大に手古摺つてゐる次第なのでこの際歸化をすゝめて取締の統一を計らむとしてゐる。又支那官憲は近來歸化せされは土地を貸し與へさる等の規定を設け歸化した上は鮮人を迫害する事も少くないので鮮人も歸化の手續を採るもの少くない。

歸化の手續は簡易なもので知縣衙門から配布する一定の紙面に自己の原籍、現住所、職業、氏名を記入した歸化願を差出し、差支なしと認むる時は知事は之に歸化臨時執照乃ち假歸化證を交付し本歸化證を交付したると同一の取扱をなし奉天省公署を經て内務部に申請し本歸化證を下附せらるるのである。

輯安縣地方では官憲は鮮人に對して歸化願書及び保證狀を配布しその歸化を聽許せられたものには執照を交付した。

上述の如く近來は在滿鮮人中支那に歸化するもの多く支那側はこれに對し一人分奉天省五圓、吉黑兩省は五十錢を徴收し居る形跡かあるか日本人の支那歸化問題は曩に日支間において數回交渉する所かあつたか遂に決定するに至らなかつたので日本の國籍にある鮮人の歸化問題も無論日本人同樣に解釋さるるを以て日本政府は未た朝鮮人の支那に歸化することを全然認めないか支那側はこれと見解を異にしてゐるせいか歸化せる朝鮮人を支那人同樣に取扱ひ現に支那の法律を適用しおるため歸化鮮人の增加に伴ひ日本として默し能はぬに至つたから近く問題となり交渉を見るてあらうと思はれる。現に最近北京方面ては在滿朝鮮人の支那歸化問題につき日支兩國間に交渉を見るへしと傳へられてゐる。

（ハ）租稅、公課。在滿鮮人中農民は小作人であるから土地に對しては稅を拂はぬが警察費は兵餉の名義で一日耕に對し幾何と規定して徵收せられその他地方稅としていろいろ徵收されるがその總計一年一戶につき約四十錢から一圓の間たとの事である。土地所有者は當然土地に對する地稅を徵收され一年平均五圓見當であるとの事である。

商業者は其の商業に關し支那人と等しく課稅せられる。

間島ではこれらの稅の外、牧畜稅、地方稅として警察費自治費、車輛稅、副戶費、請鄉會費等が間島協約によつて徵收される。又桓仁縣では散戶錢なる名稱の下に縣內各地在住の鮮人全部に賦課してゐる。その性質は戶數割の如きもので一戶につき一箇年幾何と規定して徵收した事がある。又臨江縣八道江附近では戶稅と稱し各戶に賦課してゐる。

次に徵稅參考の一例として通化地方鮮人の課稅の種類及課稅額を擧げて見る。

通化地方における課稅狀況。

地方別	課稅種類	課稅單位	課稅額	徵收回數	納付期日	納付先
南街城	兵餉	一日耕	二,〇〇〇元	二	三月三十日 十月三十日	巡警局

三棵楡樹	同	同	一、六〇〇	二	同	同
扶馬嶺	同	同	一、六〇〇	二	同	同
同	旅店營業税	一戸	一、八〇〇	二	五月三十日 十一月三十日	同
高麗墓子	兵餉	一日耕	二、四〇〇	二	三月三十日 十月三十日	同
拐磨子	同	同	二、〇〇〇	二	四月三十日 九月三十日	同
桓仁城	警察費	同	二、四〇〇	二	同	同
同	散戸錢	一戸	〇、八〇〇	一	十二月二十日	保衛團
同	旅店營業税	同	一、八〇〇	一	五月三十日 十一月三十日	巡警局
大雅河	散戸錢	同	一、二〇〇	一	十一月三十日	保衛團
馬圏子	警察費	一日耕	二、〇〇〇	一	三月三十日 九月三十日	巡警局
同	散戸錢	一戸	〇、八〇〇	一	十月三十日	保街團
下漏河	警察費	一日耕	三、〇〇〇	二	三月三十日 九月三十日	巡警局
同	散戸錢	一戸	〇、八〇〇	一	十一月三十日	保衛團
同	旅店營業税	同	一、八〇〇	二	五月三十日 十月三十日	巡警局
横道川	警察費	一日耕	二、五〇〇	二	五月三十日 九月三十日	同
同	散戸錢	一戸	〇、八〇〇	一	十月三十日	保衛團
溝龍背	警察費	一日耕	二、四〇〇	二	五月三十日 九月三十日	巡警局
同	散戸錢	一戸	〇、八〇〇	一	十一月三十日	保衛團

八道江警察費	一日耕	三、〇〇〇	二	四月三十日 十月三十日	巡警局
同戸税	一戸	二、二〇〇	二	三月三十日 十二月三十日	同

第十一節　蒙古及西比利亞に於ける朝鮮人

（イ）蒙古地方における於移住朝鮮人。東蒙古鄭家屯（遼源）に湖南商會と號して滿蒙特產物の貿易を業とし大正八年の如き五十有餘萬圓の取扱高を示した商會かある。この商會主は朝鮮人て大正七年鄉里朝鮮湖南を出てて鄭家屯に移住し來つて以來この商會を起して努力奮鬪し今や事業擴張の域に達して安東に支店を設置し日蒙產業交易のために大に力を盡しつつある。この人は在滿朝鮮人か日本人と獨立して鮮人會を開くのに大なる不平を有し、朝鮮人も日本人となりたる今日、各別々に會を設立するは融和の實を擧くる所以に非すとして、鮮人會設立に反對し、日本人會中に鮮人役員を加へて日本人會として發展すへしといふ見解を有してゐる。それて現に最近鄭家屯て一部鮮人間に朝鮮人會設立の意見かあつたか氏は斷然として反對したといふ事てある。靑年としては珍らしき一家の見解を有してゐる鮮人てある。この商會主は倘ほ白音太拉方面遼河の支流に水田好適地を發見しこの地方一體を商租して水田經營をなすへく人を

郷里湖南に派して、農民團體の募集中であるから近くこの方面で鮮人經營になる大規模の農園か設けられる事と思ふ。又氏は今回奉天の日本人と合同して一株式會社を設立し更に大規模の滿蒙貿易業を計畫してゐる由てある。

尙ほ鄭家屯の近傍蒙古各地には昨今陸續として朝鮮人移住しつゝある。而してこの方面の鮮人の思想は比較的穩健てある。又眞面目一方て唯た富を築かむとする健實なる人々てある。これらは大抵土地を商租して農業を營んてゐるか、彼等は些少も所有權といふ樣な觀念なく、唯た田を耕し利益をうれは可なりといふ方針て、雜草地を地主より淸く借りうけ、別に資本家を求め來り初年、二年は全收穫を刈り、三年目から收穫の利を地主に二割、資本家に、三割を與へ殘り五割を小作人かとるといふ方法て漸次蒙古奧地に手をつけ始めてゐる。

又白音太拉在住の大分縣人自在丸金市氏は、同地の西南六十支里にある裕糧堡の南方約十支里、靑河の南に在る二十一方地を七千七百元を投して買收し、該土地か水田に適する見込からして、朝鮮より移民を招來してこれか經營をなさんとして朝鮮平安北道長官に面會してその事業の有利なることを說いた所か、近來朝鮮ては耕手缺乏して農業に從事しゐない窮民か多いのて長官は直に贊成の意を表し該道各郡から參事數名を派して實地檢分の上更に移民計畫をする

事となり大正九年三月中旬自在丸氏はこの派遣員と共に視察したが、二十三日歸つて來た朝鮮人の話しによると該地は水田として絶好の土地で歸鮮後は直に移民の勸誘をしたいといふ事であつた。因に移住せしむ可き人數の豫定約は三百戸、一千二百人位との事である。

又四鄭線の鄭家屯の前驛、遼河沿岸三河口附近に三百人位の朝鮮人が移住して農業を營みつゝあるとの事である。その面積は約四五十萬坪の水田である。

（ロ）西比利亞一帶における朝鮮人の狀態。西比利亞は一八一八年愛琿條約、一八六〇年北京條約によつて黑龍江一帶は露領となり北鮮と境を切する樣になつた。時に北鮮地方が年々相次いで凶作たつたので窮乏せる鮮人は相次いで露領に渡つた。これ鮮人の西比利亞移住の濫觴である。始めは「ポシエット」灣附近に移住したが漸次「アムール」灣一帶「ウスリー」「イマン」兩河、黑龍江の沿岸各地。に移住し更に後「バイカル」に入り數年ならすして萬餘に達した。それ以後益々移住盛となり沿黑龍江一帶は彼等の影を認めない所はない。南烏蘇里地方の如きは處々に朝鮮人部落を構成し土著してゐる。かくして日露戰後日韓合併後は益々盛である。

近時は烏蘇里線の沿線及ひ地方に全く多く西比利亞各地を併せれは鮮人の數は全滿洲鮮人の五分の一乃ち約二十萬內外である。職業は農業を主とし阿片の栽培を營む。露國は從來或る野

心の下に鮮人の西比利亞移住を奬勵してゐたのてある。又露國に歸化せるものには一人につき十五日耕の土地を與へ相當の資金を貸與し荒蕪地の開墾をなさしめてゐる。それて鮮人も比較的有福に暮してゐる。故に移住し來る鮮人は漸次增加し、滿洲よりむしろ西比利亞移住を希望してゐる。敎育機關は二三十戶の部落にも寺小屋式の學校かある。支那人の如く「ハバローフスク」には幾千人の支那人居住するに拘らす一學校なきに比すれは朝鮮人の敎育に對する熱心は大に賞すへきものてある。

圖們江沿岸はしめ附近の鮮人は土地所有數か保證せられてゐるので支那領に居住するものに比して餘裕かある。それらの理由て露領西比利亞一帶就中「ブラゴベシチエンスク」「ニコリスク」「ウラヂオストック」等の都會には一萬から十萬の富を有する鮮人かあるとの事てある。これらはしかし多く露國に歸化したものに多い。

しかしここに問題となるのは露領への、外國人たる鮮人の移住は一九一〇年六月發布の沿黑龍江總督府管内及ひ「イルクーツク」總督府管下後「バイカル」州内外國臣民の一部制限に關する法律により非常なる制限をうけてゐる事てある。

この法律によれは右管下て外國臣民に居住のため官有地の貸下、竝に官有地及ひ官有收益

「チエルスカヤ」附近……………………約二千五百名
「ウラヂオストック」……………………四千百八十名
「クロウノフカ」附近……………………約三千名
「ニコリスク」附近………………………一千九百三十四名
「コレイスカヤ」附近……………………約二千八百名
「ホルノイウオ」附近……………………約五百名
「チエルニコブカ」附近…………………約百名
「ニコライエフカ」の南方附近…………約五千名

以上は朝鮮總督府の調査にかかるものであるか、次に千九百十六年後の露國年鑑によつて調へて見ると沿海州における鮮人の總數は露日兩國籍を有するものを倂せ五七、四三六八てこれを沿海州の總人口數六一九、一八九に比する時は九分三厘に當り又その內の純露人口四四九、三九三に對比する時はその一割二分餘に當る。

更にこれを露國及ひ日本國籍を有するものに分つて分布の狀況を見ると。

沿海州鮮人分布狀況。（千九百十六年露國年鑑による）

地方別＼國籍別	露國々籍を有するもの 男	女	計	日本國籍を有するもの 男	女	計	合計
浦潮港	九〇〇	一三四	一、〇三四	二、三六六	九七三	三、三三九	四、三七三
泥市	五三九	五〇二	一、〇四一	四五九	四三四	八九三	一、九三四
哈府	一五五	五七	二一二	八九二	二二四	一、一一六	一、三二八
泥港	四三六	三〇	四六六	三三一	四〇	三七一	八三七
小計	二、〇三〇	七二三	二、七五三	四、〇四八	一、六七一	五、七一九	八、四七二
泥郡	七、〇六五	六、〇六六	一三、一三一	九、八六一	六、三一三	一六、一七四	二九、三〇五
伊郡	四〇一	二九四	六九五	二、〇〇九	七三七	二、七四六	三、四四一
オルガ郡	九五二	六八〇	一、六三二	六、〇八六	四、五四三	一〇、六二九	一二、二六一
ウードスク郡	四八三	四五二	九三五	五五九	一五二	七一一	一、六四六
哈郡	八五	四六	一三一	一二九	七五	二〇四	三三五
鑛山區	—	—	—	一、七七二	二一八	一、九九〇	一、九九〇
小計	八、九八六	七、五三八	一六、五二四	二〇、四一六	一二、〇二八	三二、四四四	四八、九六八
合計	一一、〇一六	八、二六一	一九、二七七	二四、四六四	一三、六九五	三八、一五九	五七、四三六

これによつて見るに彼等の約半數餘は「ニコリスク」郡に集中し次に四六分の一〇は「オリガ」郡に在り。前者は陸海共に接續し又農業に適するか故て、後者は彼得大帝灣を隔てて海路の便あるによるのてある。その他郡部にあるもの總計四八、九六八人て全數の八制五分を越ゆ、こ

れ一面移住鮮人の性質かかく農民性なるを證するものてある。

最後に西比利の鮮人につき注意すへき事は近來過激派化せる鮮人團か西比利亞にあつて朝鮮內地竝に上海假政府と相連絡して本國の獨立を策しつつある事てある。

（西比利亞における鮮人研究に關する詳細なるものは西比利亞年鑑竝ひに本課、小林九郎氏調査報告書「沿黑州」參照）

第三編　日本人勞働者

凡例

一　在滿日本人勞働者に關する調査に就ては從來資料の乏しきのみならず又勞働爭議の如きも頗る稀で所謂勞働者問題としても特に研究すべき事項が少ない故に茲には勞働者としての日本人の數、賃金種類等を記述するに當るの已むを得ざるものがあつた。

二　本篇は大正十年中既に脱稿してあつたのを編次及印刷の都合上漸次相遲るるに至つた爲、最近の資料に稍乏しきの嫌を生ずるに至つたことを遺憾とする且つ又本篇印刷前吉林に轉勤の爲課員宮本通治君の補筆を受くる所があつた、大方の諒察を請ひ併せて同君の好意を謝する所以である。

擔當者　奥村愼次

第三編　日本人勞働者

目　次

第三編　日本人勞働者

第一章　本邦人移住の沿革

日露戰爭後本邦人の滿洲渡航熱高潮に達し一時非常の激增を見たりしか是れ全く一時的現象にして其の後急激の增加を見さりしか年々堅實なる發達を遂けつゝあるは疑なき所である、之を統計に徵するに明治四十一年末の五萬八千人は四十四年末には八萬千人となり大正三年末には更に進んで十萬人となり大正六年末には十二萬人となり大正七年末には十三萬五千人にて大正九年十月一日現在の國勢調査に依る在滿蒙日本人は十八萬六千五百八十七人であつた、卽ち明治四十一年末より大正七年末に至る過去十年間に於て十二割餘を增加し居り大正八、九の二年間は約五萬人の增加を來して居る、殊に大正四年五月締結された南滿洲及東部內蒙古に關する條約の規定に依り從來條約上に認められざりし未開放地居住の權利享有換言すれは日本國臣

民は南滿洲に於て自由に居住往來する事を得るに到りし爲從來未開放地居住者僅々三千三百餘人(大正三年末現在數)に過ぎなかつたか大正五年末には四千人を超過し大正六年末に至つては五千六百餘人を算し大正七年末には實に六千六百餘人の多數に上つた、鐵道附屬地にあつても大正四年末に於て三萬四千五百人にすぎなかつたか大正六年末に及んで約四萬二千八百人に大正七年末には四萬六千八百人に上つた、今後是等地方居住者の益々増加すへきは之を逆睹するに難くない、茲に注意すへきは大正四年末人口數を前年の數字と比較するに其の増加を見たるは奉天管内の千四百餘人、關東州内に千二百餘人のみてあつて哈爾賓、長春及牛莊管内の如きは謂ふに足らない、其他の安東、遼陽、鐵嶺、吉林間島及齊々哈爾管内は何れも多少の減少を見るものなく結局全體を通して僅に七百五十一人を増加したるに過ぎない事てある、如斯は嘗て無き所て之か原因は青島戰役後同地の開放せらるゝや在滿邦人の同地に移住するもの一時に増大し正確の數は知りかたいか之を過少に見積るも尙一萬人を越ゆる見込てあつて之か爲に前記の結果を來したのてある、右は一時的の現象に過きすして大正五年末には再ひ急激の増加をなして八千四百十四人の増加を見た其の內には青島移住者の再ひ歸來したものあると共に內地より移住し來つたもののゝ増加したるに依るものてある。

大正七年末の全人口十三萬五百五十八人の男女別を見るに男七萬五百三十七人女六萬二十一人にて男百人に對し女八十五人強の割合てある、又是等本邦人約十三萬餘人の居住狀態を見るに大體南に偏し北に進むに從て漸次稀薄となる、即ち關東州內約六萬餘人州外約七萬五百人てある今外務省政務局發表の在滿邦人統計を見るに滿洲各地に於ける邦人數左の如くてある。

關東州並滿洲在留本邦人人口統計

管轄區域	開設地	雜居地又は開放地外	附屬地	計
關東州				六〇、〇一九
間島	八九〇	二一三	―	一、一〇三
安東	五、七八四	二〇三	二、八六九	八、八五六
牛莊	二、四八一	四六六	四、三五八	七、三〇五
遼陽	一九三	一、〇一九	七、三七一	八、五八三
奉天	二、五八六	二、〇四六	一八、七一九	二三、三五一
鄭家屯	―	四五六	―	四五六
鐵嶺	九六八	六四八	三、五八〇	五、二三三

長春	四六六	四七四	八、七九〇	九、七三〇
吉林	六二六	一四六	—	七七二
哈爾賓	二、九一八	三五七	五八五	三、八六〇
齊々哈爾	一四〇	四九八	五六五	—
赤峰	四八	三九	—	八七
滿洲各地合計	一七、二〇一	六、六〇一	四六、八三八	一三〇、五五八
大正七年末總計	一七、一〇一	六、六〇一	四六、八三八	一三〇、五五八
大正六年末總計	一六、一二九	五、六三二	四二、八八二	一二〇、一六〇
大正五年末總計	一五、五二〇	四、一九四	三八、〇六八	一一〇、三四九
大正四年末總計	一三、二八三	三、五一八	三四、五八四	一〇一、五八六
大正三年末總計	一五、〇二八	三、三六九	三三、四五〇	一〇〇、八三五
大正二年末總計	一五、四六二	一一、五三四	二〇、一〇一	九四、四五一
大正元年末總計	—	—	—	八八、九七一
明治四十四年末總計	—	—	—	八二、五〇七

明治四十三年末總計	—	—	七六、三三三
明治四十二年末總計	—	—	六八、〇九六
明治四十一年末總計	—	—	五八、四三三

左に大正九年十月一日國勢調査の際に於ける在滿日本人世帶數、人口數及男女別を掲ける。

民政署管內		世帶數	男	女	計
旅順	旅順市	四、六一六	七、〇六二	四、三七六	一一、四三八
	其他	一、九一一	二五五	一四五	四〇〇
	計	一七、五二七	七、三一七	四、五二一	一一、八三八
大連	大連市	二五、一八八	二九、一六五	二三、八二一	五二、九八六
	其他	一七、八一二	六、五七八	五、五三九	一二、一一七
	計	四三、〇〇〇	三五、七四三	二九、三六〇	六五、一〇三
金州	本署	一三、三七〇	三三八	三一四	六五二
	普蘭店支署	一五、五九九	三八八	二九八	六八六
	貔子窩支署	一六、三八二	四五一	二四五	六九九

			男	女	計
計		—	一、二八〇	八五七	二、〇三七
合計		—	四四、二四〇	三四、七三三	七八、九七八
警務署管內					
營口	本署		五一	四八	九九
	大石橋支署		二、二五〇	一、一二五	三、三七五
	瓦房店支署		一、七〇七	一、〇四七	二、七五四
	計		四、〇〇八	二、二二〇	六、二二八
遼陽	本署		三、五八一	一、八四四	五、四二五
	鞍山支署		三、七七九	三、〇一四	六、七九三
	計		七、三六〇	四、八五八	一二、二一八
奉天	本署		八、一七八	五、九二一	一四、〇九九
	撫順支署		七、二四五	五、七九八	一三、〇四三
	本溪湖支署		一、八三三	一、一八七	三、〇二〇
	計		一七、二五六	一二、九〇六	三〇、一六二

鐵嶺	本署	二、三五九	一、〇〇二	三、三六一
	開原支署	一、三七九	九五〇	二、三二九
	計	三、七三八	一、九五二	五、六九〇
長春	本署	四、八八八	三、四七九	八、三六七
	公主嶺支署	二、〇四六	一、一七三	三、二一九
	四平街支署	一、一七四	八四〇	二、〇一四
	計	八、一〇八	五、四九二	一三、六〇〇
安東		二、〇五〇	一、五七九	三、五九九
合計		四二、五二〇	二八、九七七	七一、四九七
領事管内				
牛莊	牛莊	一、六八九	一、三八三	三、〇七二
	大石橋	七八	六六	一四四
	瓦房店	一一	八	一九
	計	一、七七八	一、四五七	三、二三五

遼陽	遼陽		九七	九〇	一八六
	鞍山		二二九	一六七	三九六
	計		三二五	二五七	五八二
奉天	本館	奉天	一、三二五	一、一八〇	二、五〇五
		本溪湖	八三八	七七二	一、六一〇
		計	二、一六三	一、九五二	四、一一五
	新民府分館		二八七	一六六	四五三
	計		二、四五〇	三、一一八	四、五六八
鐵嶺	本館		六四四	六一一	一、二五五
	掏鹿分館		九二	七二	一六四
	海龍分館		八〇	五七	一三七
	計		八一六	七四〇	一、五五六
	本館	長春	六九七	三四七	一、〇四四
		公主嶺	四九	三七	八六

		男	女	計
長春	四平街	七五	六一	一三六
	計	八二一	四四五	一、二六六
	農安分館	一三	一二	二五
	計	八三四	四五七	一、二九一
安東	本館	三、八八二	三、三二三	七、二〇五
	通化分館	四七	一五	六二
	計	三、九二九	三、三三八	七、二六七
吉林		六二九	四五〇	一、〇七九
鄭家屯		三四七	一七三	五二〇
合計		一一、一〇八	八、九九〇	二〇、〇九八
總計		九七、八六八	七二、七〇五	一七〇、五七三
哈爾賓領事館管内		男	女	計
哈爾賓		二、〇八八	一、六〇四	三、六九二
雙城堡		三四	六八	一〇二

石頭城子	四	三	七
陶賴昭	七	八	一五
三姓	七	三四	四一
佳木斯	二	一六	一八
一面坡	三二	五五	八八
橫鐵河子	二二	四四	六六
海林	一〇四	五五	一五九
牡丹江	三	二	五
寧古塔	一八	二一	三九
穆陵	三	一〇	一三
ポクラニチナヤ	二二	五九	八一
二岔口	三	二一	二四
大庫倫	五	二	七
合計	二、三五五	二、〇五二	四、四〇六

齊々哈爾領事館管内	男	女	計
齊々哈爾	四三	七〇	一一三
昂々溪	一〇	九	一九
安達	七	一一	一八
札蘭屯	—	—	—
博克圖	—	—	—
海拉爾	三三	一〇	四三
滿洲里	二八	一六	四四
哈拉蘇	一六	一二	二八
黑河	一三	三一	四四
武市	四	三	七
總計	一五四	一六二	三一六

赤峰領事館管内	男	女	計
	一〇四	三一	一四六

第二章　勞働者の種類數及び賃銀

第一節　勞働者の種類及び數

廣義に解すれは勞働者とは一定の勞働を社會に給し是に依つて自己及家族の生計の資を得るものの稱てある、故に社會の大部分の人は勞働者及その家族と云ふ可きてある、然し狹義に解するときは主として筋肉勞働を社會に給し一定の賃金又は之にあたる或る給付を受けて生活するものを云ふ、而も細目に渡つては是を狹義の勞働者とも稱す可きか否かは甚た判然せさるものかあるこゝに勞働者と云ふは主として筋肉勞働に從事し賃金又は是に相當するものを得尙日本人一般社會か之を勞働者と認むるものを云ふのてある。

然るに低級なる純粹筋肉勞働者に到つては賃銀低廉にして勤勉なる多數の支那勞働者ありて日本人は純然たる筋肉勞働に於て支那勞働者に對抗し得さるは定評のある所而も在滿日本勞働者は其の賃金內地に比し五割高く又從來支那勞働者の賃銀最高一圓最低二十錢普通四五十錢に比するときは優に倍額に登つて居る、故に滿洲に於て日本人勞働者に發展の餘地は唯特殊の智識、技術を有する業務にしてこの方面に於ては日本人勞働者の能率は支那人勞働者に比して優

れて居る。

滿洲に於ける日本人勞働者の種類は多々あれども、日本人が滿蒙に於て經營する大企業は鑛山、鐵道に限られ其の外多くの工場あれ共其の規模少にして從つて其の業員は少なく前二者に比する事を得すその他、農業、水産勞働者あれども又多く謂ふに足らない。

以上縷述せる如き狀況にある故日本人勞働者の數甚た多からす滿洲は日本人の勞働者の移住に困難にして今後大企業盛に起るも從業員の大部分は支那人又は朝鮮人の占むる處となる可く單に人口調節の意味に於ては滿蒙の價値甚た大なりと云ふ事を得ないのである、今日本勞働者と鑛山勞働者、工業勞働者、交通勞働者其の他につきて是か種類及人員を述ふる事とする。

滿洲に於て日本人勞働者を使用せる主なる工場及その使用せる勞働者數を擧くれは次の如くてある。

化學工業工場

地名	工場名	勞働者數 日本人	勞働者數 支那人
安東	滿洲鑛山火藥株式會社	一三人	七六人
大連	滿洲バリウム工業株式會社	二	一八

撫順	滿鐵會社撫順炭礦工業課酸水素工場	二	四
同	滿鐵會社撫順炭礦工業課硫酸工場	二一	九
同	福昌鹽酸加里工場	一	一四
大連	萬玉洋行石鹼製造工場	一三	一五
同	滿洲石鹼株式會社工場	三	一九
同	隆元公司工場	一	一〇
同	畑中石鹼工場	一	八
鞍山	滿鐵會社鞍山製練所硫酸安母尼亞工場	三	一五

電氣工場

地名	工場名	勞働者數 日本人	勞働者數 支那人
旅順	旅順民政署發電所	九人	七人
大連	大連發電所	六二	一九
同	滿鐵電氣作業所、沙河口變電所	三	｜
金州	金州民政署發電所	七	六

營口	營口水道株式會社發電所	五	三
瓦房店	瓦房店電燈株式會社發電所	三	四
大石橋	大石橋電燈株式會社發電所	二	四
遼陽	遼陽電燈公司發電所	四	一一
鞍山	鞍山製鐵所發電所	二六	四一
同	同　變電所	四	四
同	同　首山變電所	三	四
同	同　千山川變電所	三	二
奉天	奉天發電所	一九	一七
撫順	滿鐵會社撫順炭礦工業課發電工場	一三五	二二八
鐵嶺	鐵嶺電燈局發電所	五	一三
開原	滿洲電氣株式會社發電所	二	一〇
哈爾賓	北滿電氣株式會社	六四	一〇六
大連	佐藤電氣株式會社工場	一	一八

同	大連電氣製作所工場	三	七

食糧品工場

地名	工場名	勞働者數 日本人	勞働者數 支那人
奉天	南滿洲製糖株式會社奉天工場	二九	一六二
旅順	南滿洲醬油株式會社工場	一	二八
大連	大連精糧株式會社工場	二	三五
同	池田商店大連支店釀造所	二	一五
同	大連支店株式會社工場	一	一五
同	木村屋本店製菓工場	六	九
公主嶺	淺野醬油釀造所	二	五
大連	和田洋行製菓工場	一	四
同	大連食糧加工工場	八	九
同	橋本製米所	二	一九三
同	花屋菓子店工場	一三	四

同	林洋行菓子工場	七	五
同	吉野屋菓子店工場	二	五
同	木村屋支店工場	二	四
奉天	七福屋製菓所	一〇	二三
鐵嶺	滿洲製粉株式會社鐵嶺工場	五	四六
大連	大連菓子店工場	三	四
同	不二屋菓子工場	二	三
同	金澤屋菓子工場	二	三
鞍山	八雲堂	三	四
大連	滿洲水產株式會社製氷工場	二	一〇
普蘭店	大日本鹽業株式會社製鹽工場	一	三五
哈爾賓	滿洲製粉株式會社哈爾賓出張所	一五	一一〇
鐵嶺	西田菓子工場	三	六
同	德本製麹工場	四	七

同	能地精米工場	二	一四

活版印刷工場

地名	工場名	勞働者數 日本人	勞働者數 支那人
大連	東亞印刷	一〇人	三九人
同	岡田印刷工場	七	二六
同	西川印刷工場	五	一一
同	菰淵印刷工場	三	九
同	宮津堂印刷工場	二	八
同	福大號印刷工場	四	四
同	郁文社印刷工場	二	六
同	竹下戸房印刷工場	一	六
同	城戸印刷工場	一	五
同	野間印刷工場	二	四
同	丸三印刷工場	三	三

同	逸見印刷工場	二	四
同	土田印刷工場	一	四
同	滿洲新報印刷工場	二	三
同	田尻印刷工場	一	三
遼陽	遼陽印刷株式會社支店工場	四	七
同	遼陽活版所	四	一
鞍山	遼陽印刷株式會社本店工場	二	一六
同	鞍山印刷株式會社	二	六
長春	濱本活版工場	四	八
同	北原印刷工場	五	二
大連	滿洲日日新聞	九一	一四三
同	遼東新聞	三三	二三
同	大連新聞	二四	二一

鐵工場

地名	工場名	勞働者數 日本人	勞働者數 支那人
旅順	株式會社旅順鐵工場	八人	五〇人
大連	中村鐵工場	一一	五五
鞍山	滿鐵會社鞍山製鐵所修繕工場	一二五	一六三

機械器具工場

地名	工場名	勞働者數 日本人	勞働者數 支那人
大連	東亞板金工業株式會社工場	三人	二一人
同	橋本鑪製造所	二	七
安東	井上鐵工所	二	二一

木材工場

地名	工場名	勞働者數 日本人	勞働者數 支那人
大連	大連工業株式會社工場	八人	二二人
同	大連家具製材株式會社工場	二	三〇
同	清水組大連支店工作場	一	一〇

同	合資會社第一製材工場	一	七
奉天	木材防腐場	三	七
安東	鴨綠江製材無限公司製材工場	三二	三二五
同	東亞木材興業株式會社	四	六一
同	宮下洋行製材工場	五	五九
同	合資會社南滿洲製材公司工場	五	五九
同	日滿木材株式會社工場	四	三八
同	川崎製材工場	一	三六
同	安東挽材株式會社工場	四	三〇
同	大東洋行製材工場兼精米工場	一	二四
同	鴨綠江木材造船株式會社工場	一	二〇
同	重津製材工場	五	一五
同	大六製材工場	五	一四
同	安東木材合名會社工場	一	一七

同	五通製材工場	一	一六
同	村永製材工場	一	九
同	紀和洋行安東製材工場	一	九
同	鈴木商會製材工場	二	六
吉林	鴨綠江製材無限公司吉林支店	二一	一八〇
同	吉林木材株式會社	一五	四八
同	吉林燐寸株式會社	一三	六〇〇
哈爾賓	中東海林實業公司	二九	三〇

造船工場

地名	工場名	勞働者數 日本人	勞働者數 支那人
大連	株式會社川崎造船所大連出張所工場	九四人	五五〇人
同	西森造船所	六	一四
同	小金丸造船工場	二	二

車輛自働車工場

地名	工場名	勞働者數 日本人	勞働者數 支那人
沙河口	滿鐵會社沙河口工場	一、四八八人	一、六八〇人
大連	株式會社大連機械製作工場	五一	二一七
同	滿鐵會社大連機關區	四九	一七
同	滿鐵會社電鐵車輛修工場	二二	二七
同	十字堂工場	四	二
瓦房店	滿鐵會社瓦房店機關區	二六	二三
大石橋	滿鐵會社大石橋機關區	二七	一七
遼陽	遼陽工場	一七一	三五九
同	遼陽機關區	二六	一七
奉天	奉天機關區	二八	二一
同	橋頭機關區	一三	一一
撫順	撫順炭礦機械課電鐵係	四〇	三八
同	撫順機關區	一五	六

同	鐵嶺機關區	一七	一五
同	長春機關區	一一	二
同	公主嶺機關區	二〇	一九
同	安東機關區	一六	九
同	鷄冠山機關區	一四	八

金屬工場

地名	工場名	勞働者數 日本人	勞働者數 支那人
大連	鳥羽洋行鐵工部工場	七人	五一人
同	株式會社大信洋行工場	五	四八
同	大司佳鐵工所	一	五
撫順	滿鐵撫順炭礦機械課中央工場	二〇八	五七七
安東	株式會社滿鮮鐵工所	一一	六九
同	大森鐵工所	四	三一
同	安東鐵工株式會社工場	五	二四

同	宮崎鐵工所	三	二二
同	中村鐵工分工場	一	一三
同	戸田商會鐵工場	一一	八七
大連	加藤金物店工場	四	八三
同	沖本鈒力細工々場	四	四
同	滿鐵會社大連築港事務所鍛冶工場	四	三一
同	滿洲露式建築金物製作所	三	六二
同	滿鐵會社大連築港事務所鍛冶工場	四	三一

煉瓦工場

地名	工場名	勞働者數 日本人	勞働者數 支那人
大連	營口煉瓦臭水工場	一一人	三一一人
同	大連土地株式會社煉瓦工場	三	二〇〇
同	劍山煉瓦工場	二	一五〇
同	大陸窯業株式會社分工場	二	一四五

同	三春柳煉瓦工場	一	八〇
同	西坂煉瓦工場	一	八〇
遼陽	遼陽窯業株式會社煉瓦工場	二	一〇〇
奉天	奉天窯業株式會社工場	三一	一、〇二〇
公主嶺	公主嶺日本煉瓦製造所	二	五〇
同	松田煉瓦工場	一	二二
同	丸山煉瓦工場	一	二三
安東	安東窯業株式會社工場	五	八六〇
同	安東煉瓦株式會社工場	一	五一
撫順	撫順製瓦所	三	二〇〇
鞍山	鞍山商事株式會社モルタル瓦工場	二	六五

其の他工場

地名	工場名	勞働者數 日本人	勞働者數 支那人
長春	吉林燐寸會社長春支店	一人	一二〇人

同	德和製軸所	三	二二
安東	日本燐寸株式會社安東製軸所	一	二三
大連	滿洲清酒株式會社工場	一三	一四
同	淸岡酒造場	二	三
旅順	滿洲麥酒株式會社工場	二	三三
營口	東亞煙草株式會社營口製造所	四七	一、九八六
長春	株式會社中華煙草公司工場	一	四四
大連	月星合資會社工場	一	一四
同	伊勢屋綿工場	一	一五
遼陽	滿蒙綿花紡織株式會社工場	一	三九
大連	小林製本所	二	三
同	光瀬製本所	一	五
同	大連被服株式會社工場	一二	三
同	德海屋洋服店工場	七	七

同	ヤマト商店洋服工場	九	四
同	松本洋服店工場	一一	—
同	江川洋服調製工場	三	二
奉天	富永洋服店工場	二	一〇
大連	東洋石材工業株式會社工場	一二	二八
營口	滿洲タルク合資會社工場	一	四
大石橋	同　分工場	二	一九
撫順	滿鐵會社撫順炭礦	二七	三四
大連	同　技術部電氣修繕所	一二	—
吉林	東洋葉煙草株式會社吉林出張所	六	一〇〇
同	吉林燐寸株式會社	一三	六〇〇
赤峰	滿蒙工業株式會社赤峰支店	二	三
同	蒙古產業公司林西支店	二	一四

滿洲に於ける日本人勞働者は大部分滿鐵會社從事員にして今各炭礦、工場に於て勞働せる日

本人勞働者の種類及その數を擧ぐれば次の如くである。

鞍山製鐵所

	日本人	支那人
組長	三三	｜
仕上工	一九	二四
旋盤工	八	八
鍛冶工	四	一七
鑄物工	二	一四
鉛工	二	二
道具方	四	｜
記錄工	一九	｜
骸炭工	三一	五一
舍密工	一三	三
運轉工	七〇	一〇一
組立工	九	一二
銅工	二	四
製罐工	四	六
木工	一八	一三
模型工	八	三
鳶工	八	一七
鋏鋲工	一五	一五
塗工	二	二
洗炭工	一八	二〇
高爐工	六八	｜
原料工	一二	一三

三〇

野滓煉瓦工	二	—
常傭工	五	五一
事務助手	二九	二
筆生	一六	三
分拆工	八	二
外勤助手	一〇	—
運轉手	一	—
測量工	一	—
園丁	一	二
小使取締	一	—
給仕	—	—
線路工夫	一〇	四三
建築工夫	一	—
庫手	二〇	—

電氣工	五五	六二
現場助手	六	二三
工手	一六	—
圖工	一六	—
教習生	三〇	—
製本工	二	—
寫眞工	—	三
衛生夫	一	二
厨夫	二	—
小使	一七	三四
水道工	九	九
土木工夫	六	一
水栓番	三	—
常傭夫	二	二〇二

電信手	二	|
機關助手	|	五
電話交換手	一三	|
轉轍方	一五	二四
運輸夫	|	二三
火夫	一	一二
鑄床工	|	三九
消防手	|	三四
計	七二二	九三六

撫順炭坑

事務助手	二三四	一七
保車手	七一	|
運輸助手	七二	|
看護手	一一	|

見廻方	一	|
警手	二	|
守衞	四三	二
操車方	|	|
信號手	一	|
給水夫	七	一七
車夫	|	二
炭水手	|	一四
工手	一五一	五
外勤助手	六	|
運轉工手	三〇	一
保姆助手	三	|

電話交換手	二四	—
仕上工	八六	六二
鑄物工	二四	六二
製罐工	三六	一五三
模型工	一六	四
鳶工	五二	八七
電氣工	一一八	一四〇
煉瓦工	八	一九
疊工	一九	一
瓦斯工	六	七
塗工	六	五
木工	八六	七七
測量工	七	三三
採炭工	一八二	二七四

	三二	
電氣修理工	一一	七
旋盤工	三九	二三
鍛冶工	四六	一六二
鉽力工	九	九
運轉工	二八四	九一〇
圖工	四	三
鉛工	五	二
左官工	六	二
水道工	一七	四六
瓦斯修理工	五	二
軌道工	二一	九〇
坑内木工	七一	一八九
試推工	一	一五
支柱工	五二	一五九

火藥工	二	六
檢炭方	三八	—
通氣方	六	一四
林業方	五	二
配車方	六四	三三八
火番方	—	一七
塡砂方	四四	一六一
運轉方	二七	一
驛務方	六一	一
園丁	三	二
定傭夫	九一	二三九
選炭夫	—	一二五
積込夫	—	八九
看病夫	—	—
宿舍方	二四	—
事務方	四三	二七
保安方	一	一
發破方	一	九
安全燈方	二六	一〇六
採砂方	八	三一
轉徹方	—	一四八
操車方	二三	—
物品方	三八	六
料理人	—	一
保車夫	—	五五
運炭夫	一	三八一
運搬夫	—	二九七
給仕	一	三

小使	—	二五
職工手傳	八	四〇
定傭夫	六	一四七
計	二、三五一	五、一四一
煙臺支坑		
事務助手	五	—
保車手	三	—
測量工	—	—
安全燈方	—	三
保車夫	—	三
積込夫	—	四
事務方	—	三
仕上工	一	—
電氣工	二	—

華工世話方	—	一七三
材料方	一三	一四
工手	二	—
水道工	一	—
檢炭方	一	—
定傭夫	一	一一
選炭夫	—	二
運炭夫	—	七
看護手	一	—
旋盤工	一	—
支柱工	—	七

坑内木工	一	一二
木工	二	六
運轉工	三	二二
定傭工	｜	三
計	三三	一〇九

工場

沙河口

事務助手	二九	｜
筆生	三四	一
工場火夫	二	一
警手	五三	一
電話手	七	｜
庫手	二七	六
寫眞工	一	二

採炭工	八	六
配車方	｜	九
鳶工	一	｜
工手	七	｜
圖工	｜	｜
實驗工	二〇	三
小使	二四	一三
自働車運轉手	二	｜
定傭夫	一	二一
組立工	一三九	一〇七

製罐工	七一	一四四	仕上工	一六六	一一二
銅工	五一	二〇	旋盤工	一九〇	一四一
鉸鋲工	九九	一二三	工具工	一	三
鍛冶工	五七	一二五	鑄物工	九一	一九六
模型工	四二	二六	客車工	一四五	五三
貨車工	一四八	六一	木挽工	二九	六一
車臺工	二一	五六	塗工	二四	三〇
縫工	二五	五	運轉工	四二	四五
電氣工	三一	一五	起重機工	三六	四〇
木工	二六	七	道具番	一八	—
材料工	六	—	定傭工	二	二五五
職工見習	一六三	一〇〇	實習生	—	—
計	一、七九三	一、七七三			

遼陽

事務助手	八	—
筆生	二	—
圖工	一	—
警手	一三	—
定傭夫	—	三
組立工	二九	五三
銅工	八	二五
製罐工	三七	六八
木工	四〇	八〇
鑄物工	四	四
縫工	一	—
材料工	一	—
試傭	—	一
計	二〇九	三七五

工手	五	—
工場火夫	—	二
庫守	六	—
小使	三	六
旋盤工	一八	三〇
仕上工	一三	一三
運轉工	二	四
鍛冶工	一三	二八
模型工	一	一
塗工	二	八
道具番	二	四
定傭工	—	四五

瓦斯作業所

大連

守衛	四	―
庫手	一	―
瓦斯修理工	四	―
瓦斯工	二一	―
鍛冶工	三	二
爐工	五	―
職工手傳	―	二四
定傭夫	一	一
小使	一	六
同手傳	―	一
同手傳	―	一六
機械工	六	―
定傭工	―	三一
工場火夫	―	―
計	四六	八二

鞍山

守衛	四	―
小使	―	―
瓦斯手傳	―	二
計	四	三

電氣事業

大連發電所					
電氣工	四五	三	同手傳	一七	—
定傭工	—	一六	守衛	三	—
計	六五	一九			
營業及電路					
事務助手	八	一	外勤助手	一二	—
電氣工	三九	一	同手傳	二七	七
筆生	七	—	工手	二	—
小使	二	二	電氣修理工	一三	—
同手傳	二一	四			
計	一三一	一五			
電氣鐵道					
電車監督	三一	九	電車監督補	二二	一六

車掌	—	一七六	運轉手	—	一二四
信號手	—	九	線路工夫	七	二四
事務助手	二	—	筆生	一一	—
電氣工	一五	—	同手傳	一二	二三
定傭工	七	三一	機械工	四	—
木工	五	—	塗工	四	—
圖工	一	—	定傭人夫	一	一九
計	一二二	四三一			
奉天發電所					
事務助手	二	—	電氣工	一六	一
同見習	四	一六	小使	—	一
計	二二	一八			
營業及電路					
事務助手	一二	一	電氣工	一〇	一

同見習	二	二
小使	一	二
筆生	一	―
計	三五	一五
長春發電所		
事務助手	一	―
同手傳	一一	二八
電氣工	一六	―
小使	―	二
計	二八	三〇
營業及電路		
事務助手	六	二
同手傳	一〇	一二
筆生	三	―
電氣工	七	―
定備事務員	二	一
小使	一	二
計	二九	一七
安東發電所		
電氣工	六	―
工手	一	―
同手傳	六	一四

計	一三	一四			
營業及電路					
事務助手	五	一	電氣工	一四	四
同見習	|	|	電氣工手傳	一二	八
定傭夫	一	一	筆生	五	|
小使	一	|			
計	三八	一七			
埠頭					
大連					
事務助手	四一	一	現業助手	一三八	一三
監視	一二	一	電話手	四	|
電話交換手	九	|	小使	五	三二
綱具工	一〇	三	木工	九	一
信號手	八	|	水夫	五八	三七
火夫	三一	五	庶務方	二	|

驛務方	七	―	信號方	一〇	―
聯結方	二九	四五	轉轍方	二八	七
機關助手	―	一六	自働車運轉手	―	一〇
庫守	―	一三五	操車方	二	―
見廻	―	二〇	車號方	二	―
常役夫	―	三			
計	六〇五	三三八			
現業助手	二	―	網具工	―	―
木工	―	―	連結方	二四	一九
車夫	―	二	助手	―	一
火夫	二	八	水夫	―	三九
小使	―	三六	庫守	―	二九
見廻	―	一一			
計	二八	一四七			

上海					
木工	一	—	助手	—	四
水夫	—	二	火夫	—	一
人夫	二	五三			
計	三	六一			
營口					
貨物方	三〇	三	警手	六	—
驛夫	一〇	三二	人夫	一	五
計	四七	四〇			
臨時水夫	—	三	常役夫	—	五
計	—	八			
築港					
事務助手	八九	—	工手	二一	—
圖工	二二	—	交換手	一三	—

築港長心得	四	―
線路工長	一五	―
線路工	二五一	五八六
土木工	四六九	二二〇
木工	二三三	―
鍛冶工	三九	三八八
ローラ手	七五	六九
庫守	六三	二四
小使	四七	―
水夫	七三〇	四九三
油差	三二五	―
綱引	一九〇	―
人夫	一五	六〇
硝子工	三	―
建築工	一〇	―
線路工長助手	四	―
土木工長心得	七	―
木工長	八	―
石工	八四	四二
鉞力工	二三	―
青寫眞工	一二	―
守衛	八八	―
定傭夫	一五七	一一六
火夫	一四八	二九九
潜水夫	一六二	―
夜警	三二	―
掃除夫	四	―
泥工	―	四

佐官	—	八
計	三、三三二	二、三〇九
技術部		
事務助手	八一	—
工手	一九	—
土木工長心得	六	—
建築工長心得	九	—
線路工長助手	二	—
通信工長心得	一	—
通信工	九九	三三
通信職工	六	—
交換手	六九	—
木工	一六〇	二八
鉽力工	六	一〇
筆生	一	—
圖工	五二	—
土木工	一五九	二七
線路工長心得	六	—
線路工	五二九	一、三八八
通信工長助手	六	—
通信職工長心得	一	—
交換手取締	二	—
石工	七	四
佐官職	一二	二五
水道工	五〇	三五

塗工	一二	二	鐵工	二八	—
疊工	一〇	—	煉瓦工	一	—
喞筒手	一六	—	ローラー方	一二	—
寫眞工	四	—	寫眞工見習	一	—
青寫眞工	一二	—	守衛	一二	—
庫守	三四	—	夜警	三	—
注藥工	一	—	油差	二八	—
綱引	一五	—	道路工	一八	—
潛水夫	一二	—	火夫	一三	—
水夫	五九	三九	小使	二九	四八
常備人夫	八〇	二三六	踏切番	四	三
隧道番	八	二	給水番	四	一
計	一、六九六	二、一三七			

水産業戸數

地方	專業				兼業				合計
	漁業	製造業	問屋仲買人	計	漁業	製造業	問屋仲買人	計	
旅順	一六	—	一	一七	—	—	—	—	一七
大連	五二	五	三二	八九	一	一三	五	九	九八
金州	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普蘭店	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貔子窩	一〇	—	—	一〇	—	—	—	—	一〇
計	七八	五	三二	一一六	一	三	五	九	一二五

水産業人員

地方	專業				兼業				合計
	漁業	製造業	問屋仲買人	計	漁業	製造業	問屋仲買人	計	
旅順	四六	八	一	五五	—	—	—	—	五五
大連	六三	一〇	三九	一一二	一	五	七	一三	一二五
貔子窩	三二	—	—	三二	—	—	—	—	三二
總計	一四一	一八	四〇	一九九	一	五	七	一三	二一二

水産業關係の日本人二一二人にしてこの中間屋仲買人製造業は元より實際漁業に從事するも

のと雖自ら資本を投し使用人を有するものあれは之を單に勞働者と云ふ事を得ない故に滿洲に於ける水產業關係に勞働者は甚た少なく大部分支那人を使用する企業者側に屬するもので之を支那勞働者の一萬人內外なるに比すれは甚た少なしとせさるを得ない、尤も右の表に掲けしものの外尙內地より遠洋漁業として滿洲沿岸に來るもの甚た多いのである。

滿洲に於ける製鹽會社及日本人從業者數

地方		經營者	從業日本人
旅順	雙島灣	大日本鹽業株式會社	一三
	營城子	同	一
大連	沙河口	同	一
	普蘭店	同	七
普蘭店	五島	同	七
	夾心子	同	五
	東老灘	同	一五
貔子窩	碧流河	同	一

同	同	—
總計		五〇

交通勞働者

滿洲に於ける交通勞働者は殆んと南滿洲鐵道會社運輸從業員に盡く其の他少數の自動車運轉手、運送業諸使用人等かある、滿鐵運輸部現業員中職員及事務員を除けはその數大體次の如くである。

本線	二千六百九十四名
安奉線	四百九十二名
合計	三千百八十六名

第二節　勞働者の賃銀

大正九年十月十五日現在各地勞働賃銀表は次の如し

業名	單位	旅順	大連	奉天	本溪湖	撫順	鞍山	開原
		円 銭						
機械職	一日	—	—	四.〇〇	—	—	—	—

染物職	一日	—	一、八〇〇	—	—	—	—	—
和服仕立職	同	二、五〇〇	—	一、五〇〇	一、〇〇〇	—	一、一〇〇	—
靴工職	同	一、八〇〇	—	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	一、三〇〇	三、五〇〇
菓子製造職	同	一、五〇〇	一、八〇〇	二、五〇〇	一、七〇〇	二、三〇〇	一、一〇〇	二、〇〇〇
大工職	同	二、八〇〇	五、〇〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇
左官職	同	二、八〇〇	五、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇
石工	同	二、八〇〇	五、五〇〇	三、〇〇〇	四、五〇〇	三、五〇〇	二、五〇〇	—
木挽職	同	—	—	—	—	三、五〇〇	—	—
屋根職	同	二、五〇〇	—	三、〇〇〇	—	—	—	三、五〇〇
煉瓦積職	同	二、八〇〇	五、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	三、五〇〇	三、[illegible]	—
瓦葺職	同	二、八〇〇	五、五〇〇	五、〇〇〇	三、五〇〇	二、八〇〇	—	—
硝子職	同	—	二、五〇〇	二、七〇〇	—	—	一、七〇〇	—
鳶職	同	—	三、〇〇〇	二、二〇〇	—	二、八〇〇	三、〇〇〇	—
船大工	同	三、八〇〇	三、五〇〇	—	—	—	—	—
疊職	同	二、八〇〇	四、五〇〇	三、五〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	三、[illegible]
經師職	同	二、八〇〇	三、〇〇〇	三、五〇〇	一、九〇〇	—	—	—
指物職	同	二、八〇〇	五、〇〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、〇〇〇	—	—
桶職	同	三、〇〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	—	—	—	—
建具職	同	二、八〇〇	五、〇〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	—	三、〇〇〇	—
塗師職	同	二、八〇〇	三、七〇〇	—	二、八〇〇	二、八〇〇	—	—
錺職	同	二、八〇〇	三、〇〇〇	—	三、〇〇〇	—	—	—
鑄物職	同	二、八〇〇	二、〇〇〇	三、五〇〇	—	—	三、〇〇〇	—

鍛冶職	同	三,〇〇〇	三,八〇〇	三,〇〇〇	三,五〇〇	—	二,五〇〇	—
活版植字職	同	二,五〇〇	三,五〇〇	三,五〇〇	—	—	二,五〇〇	二,五〇〇
版摺職	同	二,五〇〇	三,七〇〇	三,〇〇〇	—	—	二,〇〇〇	二,五〇〇
漁夫	同	二,五〇〇	一,五〇〇	—	—	—	—	—

今撫順炭坑傭人及その附屬工業に於ける給料額を業務別により示せは次の如くてある。

一、撫順炭坑傭人賃銀表

	一人日給 最高	一人日給 最低	平均
	円 錢	円	
事務助手	三,五〇〇	九五〇	二,四〇〇
工手	四,八〇〇	一,一五〇	三,二五〇
保衞手	二,九七〇	一,九〇〇	二,四三〇
外勤助手	二,八〇〇	二,一〇〇	二,六一〇
運輸助手	二,八七〇	一,八〇〇	二,三四〇
運輸工手	三,二〇〇	二,一〇〇	二,六一〇
看護手	三,一〇〇	二,〇〇〇	二,五一〇
保姆助手	一,四六〇	一,四六〇	一,四六〇

電話交換手	一、七〇〇	六五〇	一、〇九〇
仕上工	三、六五〇	一、七五〇	二、八三〇
鍛力工	三、二九〇	二、五五〇	二、九三〇
鳶工	三、八五〇	一、七八〇	二、九九〇
鬪工	二、六〇〇	九五〇	一、五七〇
電氣工	三、四九〇	一、八〇〇	二、六一〇
煉瓦工	三、六二〇	二、四〇〇	二、八九〇
泥工	三、四四〇	二、四五〇	二、七八〇
疊工	三、六二〇	二、四〇〇	二、六七〇
水道工	三、五五〇	二、一五〇	二、九六〇
瓦斯工	三、一五〇	一、七〇〇	二、六六〇
塗工	二、七九〇	二、五〇〇	二、六四〇
軌道工	三、五七〇	二、二〇〇	二、八〇〇
木工	三、九〇〇	二、三四〇	三、一六〇

測量工	三、一二〇	一、五〇〇	二、一六〇
試錐工	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇
火藥工	二、三一〇	二、二八〇	二、二九〇
宿舍方	二、八三〇	一、七〇〇	二、二五〇
檢炭方	二、六四〇	一、五〇〇	二、〇八〇
事務方	三、一九〇	一、一〇〇	二、一四〇
安全燈方	三、〇五〇	一、六〇〇	二、四六〇
採沙方	二、六二〇	一、六〇〇	二、一四〇
轉轍方	—	—	—
運轉方	二、七〇〇	一、五五〇	二、一〇〇
操車方	二、七三〇	一、七〇〇	二、一五〇
驛務方	二、四五〇	一、三〇〇	一、八〇〇
物品方	三、一五〇	一、三〇〇	二、一一〇
庭園方	三、〇二〇	一、九〇〇	二、四一〇

料理方	—	—	—
定傭夫	三、一七〇	〇、八〇〇	二、一七〇
保衛夫	三、一七〇	八〇〇	二、一七〇
選炭夫	—	—	—
運炭夫	三、二七〇	三、二七〇	三、二七〇
給仕	二、四三〇	一、〇五〇	一、七一〇
小使	—	—	—
事務見習	一、一八〇	九八〇	一、〇七〇
華工世話方	—	—	—
常役夫	四、〇〇〇	五〇	一、四五〇
臨時夫	四、八〇〇	五〇	二、三〇〇

二、撫順炭坑附屬工業傭人賃銀表

仕上工	四、四五〇	一、三〇〇	三、〇三〇

旋盤工	四,二五〇	一,四〇〇	二,九九〇
鑄物工	四,八六〇	一,九〇〇	三,一二〇
鍛冶工	四,七二〇	一,六六〇	三,一四〇
製罐工	四,二五〇	二,二〇〇	三,三六〇
鋲力工	四,〇三〇	三,三三〇	三,五五〇
木型工	四,五一〇	二,五五〇	三,四八〇
運轉工	四,二〇〇	一,〇〇〇	二,六五〇
圖工	四,二八〇	一,五〇〇	二,七八〇
電氣工	—	—	—
鉛工	五,〇〇〇	三,三八〇	四,〇〇〇
煉瓦工	—	—	—
塗工	三,六一〇	二,八七〇	三,二四〇
坑内木工	三,六五〇	二,九〇〇	二,九三〇

測量工	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
採炭工	三、六〇〇	一、六〇〇	二、八一〇
支柱工	三、五三〇	二、一〇〇	二、八五〇
通氣方	三、五二〇	一、九〇〇	二、二八〇
保安方	三、〇八〇	二、二〇〇	三、四七〇
發破方	二、九〇〇	一、九〇〇	二、二二〇
配車方	三、七一〇	一、五〇〇	二、三六〇
填砂方	三、五五〇	一、八〇〇	二、五三〇
定傭夫	二、四〇〇	一、〇〇〇	一、八〇〇
職工手傳	一、三〇〇	一、一〇〇	一、二一〇
材料方	三、〇〇〇	一、九〇〇	二、三五〇
臨時夫	五、〇〇〇	一、〇〇〇	二、七八〇

三、撫順炭鑛地方係從事員の種類及其の給額

事務助手	二、九三〇	二、〇〇〇	二、四〇〇
工手	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇
外勤助手	二、八〇〇	二、一〇〇	二、六一〇
保姆助手	一、四六〇	一、四六〇	一、四六〇
庭園方	三、〇二〇	一、九四〇	二、四一〇
定傭夫	三、〇〇〇	〇、八〇〇	二、〇六〇
臨時夫	三、〇二〇	〇、八〇〇	二、三〇〇

煙臺採炭所從事員及附屬工業傭人の賃銀は次の如し

事務助手	三、一〇〇	一、四〇〇	二、三九〇
工手	三、二二五	三、二二五	二、二九〇
保衛手	二、七〇〇	二、五九〇	二、六三〇
看護手	二、三〇〇	二、三〇〇	二、三〇〇
水道工	三、一五〇	三、一五〇	三 一五〇

水工	三、六五〇	二、九五〇	三、三〇〇
檢炭方	二、二五〇	二、二五〇	二、二五〇
定備夫	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇
鳶工	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇
常役夫	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五五〇
臨時夫	三、六五〇	一、四〇〇	二、五六〇

煙臺附屬工業賃銀表

仕上工	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇
旋盤工	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇
運轉工	四、〇六〇	二、八五〇	三、三四〇
電氣工	三、一五〇	三、一五〇	三、一五〇
坑内木工	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇
採炭工	三、六五〇	二、一〇〇	三、二八〇

臨時夫	四、〇六〇	一、五五〇	二、九六〇

（大正九年七月末現在）

第三章　勞働者の一般狀態

第一節　勞働者の生活狀態

近代勞働者問題は、機械的工場工業の發達に伴ひ所謂工場勞働者か、悲慘なる生活に沒落せるこ、それによつて漸時釀成さるるに至りし階級的自覺によるものであつて、勞働問題の中心點か賃銀爭議に存したことは固より當然てある、乍併滿洲に於ては內地等とは著しくその趣を異にし、工場工業は未た發展の域に達してゐないか故に彼等の階級的自覺は强固なりといふを得す、且賃銀も內地の職工に比して高く、生活狀態も大體に於て稍良好なりと云ひ得るのてある、物價は經濟界の激動以來その下落を豫想せられたるも、必すしも然らさりしは、內地に於けるこその事情を均しくしてゐるか過去に於ける物價こ賃銀この騰貴率に就て見るに滿洲に於ては賃銀騰貴率か物價騰貴率に比し稍大なるものありしに反し、內地に於ては寧ろ賃銀か常に物價に追隨するの狀にありし等の點につき考ふるも、滿洲に於ける勞働者の生活狀態か內地の勞働者に比し少くこもその窮乏の程度小なるを知るのてある。

試に大正九年九月現在大連重要物價平均指數を示せは左の如し。

大連重要物價平均指數票大正九年九月分

	本月中	前年本月中	前年本月中に比し本月中高低百
第一類（生産品）	二一八・七四	二五〇・三五	九九・〇五 八七・三七
第二類（輸入品）	二七三・二八	二九六・一九 三三八・三八	九二・二七 八〇・七六
總平均	二四二・九八	二五九・三〇 三〇一・八八	九三・七一 八〇・四九

本表の指數は大正三年七月の相場を一〇〇として算出す、又各商品中銀圓建のものは一旦之を金圓に換算したる上指數を算出したるものなり次表又同し。

大連重要物價表（卸値段）　九月分

・第一類　生産品の部

	單位	價格	指數 本月中	指數 前月中	指數 前年本月中
大豆 黄	百斤	銀 四、〇五〇	一五四	一五四	一八四
大豆 青	同	〃 三、八五〇	一四九	一四五	一七六
大豆 白眉	同	〃 四、一五〇	一五〇	一五〇	一六九

豆粕	一枚	銀 一、三〇〇	一四三	一六四	一八六
豆油	百斤	〃 二、二〇〇	一四九	一四九	二二八
小豆 紅	同	〃 五、三〇〇	一五九	一六三	—
小豆 白	同	〃 四、七〇〇	一七三	一九七	—
高粱	同	三、五二〇	二六五	—	—
粟	同	四、五四〇	二二四	—	—
包米	同	四、一〇〇	二七四	—	—
大麻子	同	四、〇〇〇	二一四	—	—
小麻子	同	三、〇〇〇	二一八	—	—
小麥	同	四、九五〇	二三七	—	—
小麥粉（紅龍二等粉）	一袋	金 四、一五〇	一七三	一七三	二〇五
鹽	一俵	二、三〇〇	三八三	四一七	三三五
木材 北滿紅松杣角	尺〆	一六、〇〇〇	二六七	二八三	三二五
木材 鴨綠江紅松杣角	同	一四、三〇〇	二八七	三〇〇	三二一
牛皮 大皮	百斤	七三、〇〇〇	一九五	二〇八	二四七
牛皮 中皮	同	六三、〇〇〇	一七七	一八九	三二八
牛皮 小皮	同	六九、〇〇〇	二三〇	二四七	三二四
石炭 撫順塊炭	一噸	一三、七〇〇	三一一	三一一	二三三
石炭 同切込	同	一〇、七〇〇	三二四	三二四	二五八
石炭 同粉	同	九、二〇〇	三六二	三二三	二五八
平均指數		—	二二八・七四	二三〇・八	二五〇・三

第二類　輸入品の部

	單位	價格		本月中	前月中	前年本月中
精米　上	一石	金	四六、〇〇〇	二二八	二六三	二七六
精米　中	同	〃	四三、〇〇〇	二三五	二七九	二九五
精米　下	同	〃	四〇、〇〇〇	二二五	二七〇	二九六
綿絲　扇面十六手㊫	一梱	〃	三三五、〇〇〇	二六一	二六九	四五一
綿絲　麒麟十六手㊜	同	〃	三一五、〇〇〇	二五七	二八六	—
粗布（龍C）	一反	〃	一〇、三〇〇	二三六	二三三	四〇四
生金巾（軍L）	同	〃	一四、三〇〇	二三六	二七四	二七三
大尺布（㊗A）	同	〃	四四、一〇〇	二五九	三一〇	四五〇
綾木綿（鷲鳥）	同	〃	一一、〇〇〇	二五六	三二五	三九〇
綿線（線線）	一擔	小洋錢	四七、〇〇〇元	一九九	二二一	二九〇
麻袋　青筋入	百枚	金	四八、〇〇〇	一六〇	一七三	二〇〇
麻袋　鐵筋入	同		四〇、〇〇〇	一四八	一五九	一八三
麥粉（福壽二等粉）	同	〃	三、〇五〇	二二七	二三三	二五一
精糖　丁四溫二丁	百斤	〃	三〇、〇〇〇	三九〇	四〇三	四一六
精糖　SH三溫八五	同		二九、〇〇〇	四三三	四四五	四八三
石油　美孚印	一函	銀	六、一〇〇	二八九	二八八	三三一
石油　亞細亞印	同		五、四五〇	三〇一	—	三九九

燐寸（月琴一度摺小）	一箱	金 五,〇〇〇	一九二	一九二	二六五
醬油（龜甲萬）	一樽	二八,〇〇〇	二五〇	二七三	二五〇
清酒 白鶴	同	六八,〇〇〇	三七八	三八八	二九四
清酒 金露	同	六五,〇〇〇	三三五	三一五	二八〇
金物 亞鉛引浪板	一枚	二,二〇〇	二八九	三三九	五一三
金物 洋釘（三十番七尺）	一擔	二〇,〇〇〇	三六四	三八〇	四一八
洋紙 連史紙仙鶴	一俵	四〇,〇〇〇	三四八	三三九	三六五
洋紙 ザラ紙百合	一連	九,〇〇〇	三四六	三六五	三〇八
平均指數		—	二七三・二六	二九八・一七	三三八・三八
總平均指數		—	二四二・九八	二五九・三〇	三〇二・八八

（三）滿洲各地重要物價表（卸値段）　十月分

第一類　生産品の部

	單位	營口	安東縣	奉天	開原	四平街	長春	吉林	旅順	
大豆 黃	百斤	円 五・七〇	—	円 五・一三	円 四・四三	円 四・三九	円 四・〇八	円 二・七七	円 三・一七	円 五・一九
大豆 青	同	—	—	—	—	—	—	—	—	五・〇八
大豆 白眉	同	—	—	五・一三	—	—	—	—	—	—
豆粕	一枚	一・七八	一・六二	一・七五	一・九一	一・七〇	—	—	一・六八	二・〇三
豆油	百斤	一六・二〇	一四・二三	一五・七三	一四・七六	一五・五四	—	—	一九・八七	一六・〇五

第二類　輸入品の部

品名		單位									
小豆	紅	同	円 六・六六	円 五・二二	円 六・〇〇	円 —	円 五・九一	円 —	円 —	円 —	円 —
	白	同	—	—	六・〇〇	六・一三	五・九一	—	—	—	—
高粱		同	四・九六	四・一九	四・四八	四・七一	四・一〇	—	—	三・二四	四・四二
粟		同	五・二七	五・〇〇	五・六〇	四・九一	五・一五	四・七九	—	六・七三	五・八八
包米			—	四・〇〇	四・八五	四・九二	四・四四	—	—	三・〇七	四・四一
大麻子			—	—	—	—	六・一九	—	—	—	—
小麻子			—	—	—	五・六五	四・九七	—	—	—	—
大麥			—	—	四・七五	—	四・五三	—	三・四三	—	—
小麥			—	—	六・九八	—	五・六八	六・二六	五・四九	—	—
小麥粉		一袋	三・九五	—	—	—	三・九七	三・八三	四・三六	四・一七	—
鹽		一俵	—	—	—	三・七〇	—	—	—	—	—
木材	北滿紅松柚角	尺メ	—	—	—	—	—	—	一三・三三	一七・三七	—
	鴨綠江紅松柚角	同	—	一〇・八六	—	—	—	—	—	一五・五〇	—
牛皮	大皮	百斤	—	—	一三〇・〇〇	—	四一・六七	—	—	—	—
	中皮	同	—	—	九〇・〇〇	—	—	—	—	—	—
	小皮	同	—	—	六五・〇〇	—	—	—	—	—	—
石炭	撫順炭	一噸	二三・四〇	—	二〇・二〇	—	—	—	—	二四・四〇	—
	同切込	同	一九・七〇	—	一八・二〇	—	—	—	—	二三・四〇	—
	同粉	同	一八・二〇	—	一七・七〇	—	—	—	—	二二・七〇	—

品名	單位	營口	安東縣	奉天	開原	四平街	長春	吉林	旅順	
精米 上	一石	—	—	—	四六・六七	四一・〇七	—	四一・一七	四六・一七	—
精米 中	同	—	—	—	四一・六七	—	—	四〇・五〇	四一・一七	—
精米 下	同	—	—	—	三八・三三	—	—	三九・六七	三八・三三	—
麥粉	一袋	三・九五	—	—	—	三・九二	三・八三	—	四・〇五	—
精糖 四温二五丁	百斤	三〇・一七	三一・〇〇	—	四四・三三	三六・〇〇	四二・〇〇	二〇・一七	二九・八三	—
精糖 三温八五SH	同	二九・一七	三〇・五〇	—	四三・三三	三七・〇〇	四一・〇〇	一九・五〇	二八・〇〇	—
醬油	一樽	—	—	—	(2) 三四・〇〇	七・〇〇	—	(2) 一一・一七	(2) 二〇・〇〇	—
清酒 白鶴	同	—	—	—	七二・六七	—	—	—	六四・六七	—
清酒 金露	同	—	—	—	六四・六七	—	—	—	—	—
綿（操線）	一擔	—	—	—	—	—	—	—	—	—
麻袋 青筋入	百枚	四〇・〇〇	—	五〇・六七	五三・〇〇	五〇・〇〇	五五・〇〇	六三・〇〇	—	—
麻袋 餓筋入	同	三七・〇〇	—	四二・六七	四六・五〇	—	四五・五〇	五六・〇八	—	—
綿絲 十六手扇面(小)	一梱	三〇五・〇〇	三一〇・〇〇	三二五・〇〇	—	一九三・三三	二四八・〇〇	三三三・三三	—	—
綿絲 同 キリン(大)	同	—	—	三〇六・六七	—	—	二九〇・〇〇	三六・六七	—	—
粗布（龍C）	一反	一〇・五〇	一六・〇〇	一〇・九三	一〇・九〇	一〇・五〇	一〇・九五	一四・三三	一三・三三	—
生金巾（軍L）	同	一三・〇〇	—	一四・七三	一四・六七	一三・五七	一五・六〇	—	一六・六七	—
大尺布（㊥A）	同	四・五〇	—	四・三五	四・一五	三・九七	四・六〇	四・九三	—	—
綫木綿	同	一二・〇〇	—	一〇・八三	—	一〇・三三	一四・〇〇	—	—	—
石油（美孚印）	一函	八・一五	—	—	九・九三	九・四〇	八・九一	八・〇八	—	—

燐寸	亞細亞印	同	七・五〇	―	―	九・〇〇	九・〇三	八・一〇	七・五六	―	―
		一箱	―	―	―	三七・八三	―	―	―	―	―
洋紙	連史紙仙鶴	一俵	一九・五〇	―	―	―	三七・八三	―	―	―	―
	ザラ紙百合	一連	九・二〇	―	―	―	―	―	―	―	―
金物	亞鉛引涙板	一枚	―	―	―	三・六七	―	―	―	―	―
	洋釘（三十番七尺）	一擔	―	―	二五・〇〇	―	三三・三三	―	―	―	―

(2)印は大樽

右の表によりて明なる如く大連に於ける重要物價は大正三年に比し約二倍半の騰貴を示してゐる。更に大連及その他を滿洲各地に於ける賃銀に就て見るに左の如し。

大連勞銀平均指數表　九月分

	本月中	前年本月中	前年本月中を百とし本月中高低
日本人	三三七・一八	二八四・二四	一一八・六三
支那人	三四二・八八	三〇〇・四七	一一四・一一
總平均	三四〇・〇三	二九二・三五	一一六・三一

本表の指數は大正四年八月の賃銀を一〇〇として算出したるものである。

大連勞銀表　九月分

	勞銀	指數 本月中	指數 前月中	指數 前年本月中
大工	四・〇〇	三・三三	三・三三	二・九二
左官	四・五〇	三・四六	三・〇八	三・四六
石工	四・五〇	三・四六	二・七七	二・九二
木挽	四・〇〇	三・六四	三・八二	二・九二
煉瓦職	四・五〇	三・七五	二・九二	二・九二
瓦職	三・五〇	二・六九	二・九二	二・一五
鉱力職	四・五〇	三・七五	二・六七	二・六七
硝子職	四・〇〇	三・三三	三・五八	二・六七
鳶職	二・五〇	二・五〇	二・〇〇	二・五〇
疊職	四・〇〇	三・三三	三・二五	二・六七
建具職	四・五〇	三・七五	二・九二	二・九二
ペンキ職	四・五〇	三・七五	二・九二	二・六七

鍛冶職	四・五〇	三・四六	三・〇八	三・四六
經師職	三・五〇	二・九二	三・一七	二・九二
裁縫職	五・〇〇	四・一七	三・五八	二・九二
人夫	一・五〇	一・一四	二・八六	二・八六
車夫	—	—	—	—
活版職	三・五〇	三・八九	三・三三	二・七八
平均	—	三三七・一八	三〇七・〇六	二八四・二四

各地勞銀表　九月分

	安東	旅順	營口	遼陽	奉天	鐵嶺	開原	四平街	長春
大工	四・〇〇	三・五〇	四・五〇	三・〇〇	三・六〇	四・〇〇	四・五〇	三・三〇	三・五〇
左官	四・五〇	四・〇〇	五・〇〇	三・五〇	四・二〇	五・〇〇	六・〇〇	五・八〇	四・五〇
石工	五・〇〇	三・六〇	—	三・五〇	四・二〇	四・〇〇	五・〇〇	三・七〇	四・五〇
木挽	四・〇〇	—	—	—	三・五〇	四・〇〇	—	三・七〇	—
煉瓦職	四・五〇	三・〇〇	—	三・〇〇	三・六〇	五・〇〇	五・〇〇	四・〇〇	三・五〇

瓦職	四・五〇	二・七〇	—	三・〇〇	四・二〇	四・〇〇	六・〇〇	三・五〇	三・〇〇
鑛力職	三・〇〇	三・〇〇	四・〇〇	三・〇〇	三・八〇	四・〇〇	五・〇〇	三・七〇	三・五〇
硝子職	三・〇〇	—	—	三・〇〇	三・二〇	—	—	—	—
鳶職	三・五〇	—	三・〇〇	二・〇〇	三・〇〇	—	—	—	四・五〇
疊職	三・〇〇	三・〇〇	四・〇〇	三・〇〇	三・二〇	—	—	三・二〇	四・〇〇
建具職	四・〇〇	—	四・〇〇	三・〇〇	三・六〇	—	—	—	三・九〇
ペンキ職	三・〇〇	三・〇〇	四・〇〇	三・〇〇	三・八〇	四・〇〇	五・〇〇	三・七〇	三・五〇
鍛冶職	二・八〇	三・九〇	—	三・〇〇	四・五〇	五・〇〇	六・〇〇	四・二〇	四・〇〇
經師職	三・〇〇	—	—	—	三・二〇	—	—	—	三・六〇
裁縫職	一・九〇	四・〇〇	—	三・五〇	三・九〇	五・〇〇	—	—	—
人夫	二・五〇	一・八〇	—	二・〇〇	—	二・五〇	三・九〇	二・二〇	—
車夫	—	—	—	—	—	—	—	—	—
活版職	一・五〇	二・八〇	三・九〇	二・五〇	三・一〇	三・五〇	—	—	三・八〇

即ち大連に於ける勞銀は大正四年を基點として、約三、四倍の增加を示してゐる、今是らの

物價及賃銀を內地のそれと比較する爲め假に東京市內に於ける各種職工の賃銀と物價とを統計によりて見るに次の如し。

東京市內諸職工賃銀指數表（基準明治三十三年一箇年平均を一〇〇とす）

職名		九年九月	八年	七年	六年	五年	四年
機械職日給	男	六〇〇	五七一	三五九	三二一	二八六	二一四
	女	六二八	四七八	三四八	二三九	二三〇	一七四
陶器轆轤職	同	三八五	三〇八	一五四	一二三	一二三	一〇八
塗師職	同	三三八	三一三	二五〇	二一九	一三八	一三五
錺職	同	四三一	三九二	三一三	三一三	一五七	一五七
袋物職	同	三〇七	二七七	二〇〇	一六九	一五四	一二三
染物職	同	三六八	三六八	二四二	二四二	二二一	一三七
和服仕立職	同	二四三	一四六	一三〇	一一四	一一四	一三〇
洋服仕立職	同	二五三	二五〇	二〇〇	一六七	一六〇	一五七
木挽職	同	四〇〇	三一五	二一八	一四五	一二一	一二一
大工職	同	三六九	二六四	一九七	一五四	一四一	一三五
左官職	同	三五六	二三五	一九一	一四六	一三九	一二九
瓦葺職	同	三〇六	二六七	一八〇	一五三	一二三	一〇〇
屋根職	同	三一六	二一一	一四七	一二六	一一六	一一六
煉瓦製造職	同	三〇八	二六九	二〇八	一五四	一三一	一二三

煉瓦積職同	四四七	三七六	二三五	一九四	一五三	一二九
指物職同	三九五	二六四	一八五	一三二	一三三	一〇六
經師職同	三三三	二五八	一九四	一六八	一二九	一二九
疊刺職同	四〇七	二一八	一九七	一六六	一二一	一二一
建具職同	三一六	二六三	一二六	一二六	九五	八四
石工職同	二六七	二〇〇	一三六	一二一	一〇四	一〇四
植木職同	四〇七	二六九	一七九	一五四	一三〇	一三〇
日本菓子製造職同	三二一	三二一	二二四	一七一	一五〇	一五〇
下駄職同	七〇六	四三一	二一一	一六八	一三七	一三七
靴職同	四〇〇	三〇〇	三〇〇	二〇〇	一四〇	一三〇
馬具職同	三〇〇	三七〇	三〇〇	一六五	一五〇	一五〇
車製造職同	四四四	二六〇	一八四	一三〇	一〇七	一一五
紙漉職同	二二三	二二二	一六七	一四四	一三三	八九
鑄物職同	二三〇	三三三	一七四	一七四	一三九	一二三
鍛冶職同	二八三	二六六	一六九	一八五	一三八	一〇八
綿打職同	三四〇	三三〇	一九〇	一五〇	一二四	一三〇
活版植字職同	五一八	三七六	二一九	二〇〇	一七六	一七六
版摺職同	五〇〇	三三三	一九六	一六七	一四四	一四四
船大工職同	三四九	二六八	二六二	一五九	一二三	一三三
桶職同	四三八	一八八	一四七	一三三	一二三	一二三
杜氏同	四三八	四七三	三七八	二五四	二〇七	二〇七

醤油造職月給	四七五	三五一	四四〇	二八一	二一一	二一一
漁夫同	四七五	二八七	二六〇	二〇七	一六七	一六七
日雇人夫日給	四五七	三九六	二七〇	二一五	一三七	一三七
下男月給	八〇〇	六〇〇	四〇〇	二八〇	二〇〇	二〇〇
下女同	八四一	五二五	三七五	三〇〇	二〇三	二三六
總平均數	四〇六	三三三	三三〇	一八三	一五〇	一四〇

東京市卸賣物價指數表

項目	品種	數量	九年九月	八年	七年	六年	五年	四年
米	標源米中	一石	三六三	四三三	三三五	一八〇	一一三	九六
大麥	本場	同	三三七	三四一	三四九	二一七	一〇五	八八
裸麥	肥後	同	三三七	四三一	三七二	二三三	一七四	一五一
小麥	本貫	同	二〇五	二九一	三〇五	一九三	一三三	一二八
大豆	支那	同	二〇六	二八四	三三一	二〇八	一五五	一〇九
小豆	室蘭	同	四三三	五一二	二六六	一一九	一五五	一三八
食鹽	三等鹽	一俵（百斤入）	二〇九	一五九	一三七	一三〇	一〇三	一〇四
清酒	下リ酒	一駄		三一九	二三三	一八〇	一五九	一五五
味噌	野田	一貫	四一三	四四六	三五〇	二四〇	一五三	一五二
味噌	地物上	同	三三五	二七六	一七四	一三六	一三三	一二〇

茶	山城中頭	同	二七一	三三六	二七五	二一九	一五三	一二二
鰹節	土佐節（新）	十貫	四一九	三五〇	二六三	二一一	一四〇	一二六
牛肉	骨付牡牛	同	四二六	三八七	二五六	二九一	一六一	一五三
鷄卵	地廻玉子	同	八四	一五六	二一	八九	七六	七六
牛乳	全乳	一升	三一九	二七一	二八五	二七一	二三五	一三九
梅干	紀州	一樽（七升入）	三三五	三四〇	三八八	一七七	一五六	九六
澤庵	武藏稲村	一樽（七十本入）	—	二七五	一七九	一六八	一五三	一四九
和白砂糖	精製糖	一貫	—	五七二	三三五	二三三	三〇三	一三七
和赤砂糖	臺灣	同	—	五七二	三三五	二三三	三〇三	一三七
和產綿絲	阪上文庫入	一圓	—	三三七	三九五	二四〇	一二三	六〇
洋產綠綿	唐白小袋入	同	—	三二三	三七四	二四〇	一二七	一〇三
紡績綿絲	左二十手	一駄	—	五九五	四五〇	三〇三	一五〇	一〇六
同	瓦斯糸八十手	同	—	—	—	—	—	—
晒木綿	知多常盤晒	一反	—	四八〇	二七三	二〇五	一二七	九七
洋產生金巾	織姬	一釜	—	五九〇	三三〇	二三二	一三七	一〇六
晒金巾	キャラコ海女	同	—	四六五	五一九	三三三	一八八	一四一
生糸	島田糸中	同	—	四二八	三九九	二三三	一四六	一一二
花色絹	秩父中	一反	—	三二三	二一七	一七六	一四四	一一三
甲斐絹	本場中	同	—	一九八	一六一	二一七	九七	七八
麻	野中岡地	三十貫	五一三	三六〇	二四〇	一九八	一五三	一四三
藍玉	德島中	一駄	二二	一六〇	二二七	二三四	一三五	一三三

和塊鐵	釜石中	十貫	二七九	三三八	一、一八一	七九三	二二七	八九
洋塊鐵	クリプランド	十・樽	二三一	四二〇	一、三五三	九三三	二二三	一〇五
洋釘	米國	一樽	二三八	二九八	三九七	三六一	二一五	一四一
松角材	東北	一本	四三三	三五四	三八五	二一八	一六二	一二六
杉角材	新宮	同	三五七	三二一	二七五	二〇九	一五八	一一八
欅角材	相馬並	同	三六一	二四四	二四四	二九五	一六二	一三九
樅角材	天城並	同	三三三	三五七	二八〇	二三八	一三六	一一九
松六分板	常盤城	一坪	三一三	二八一	二九一	一五六	一一七	八五
机六分板	秋田	同	四七四	三九六	二七二	二三七	一三九	一三二
屋根板	參州中	同	四二九	三六〇	二〇七	一六六	一二四	一二四
石油	米國產	一函	—	三三四	三〇七	二〇一	一六九	一四八
石炭	九州中	一萬斤	四二九	四〇七	四一〇	三六九	一三九	一〇六
薪	常州椚上	一圓	—	四九九	三三九	二七〇	一六九	一六九
木炭	常州楢堅	同	—	四四〇	三三八	一八八	一六五	一五五
藁	地廻	百貫	—	一七〇	一三一	一三四	九〇	一七九
耕草	地廻	同	—	一四八	八二	九三	八八	一六一
美濃紙	美濃中	十帖	—	二七六	二三四	一三三	一一五	一〇九
半紙	土佐貫半	六〆入	—	二一七	二一五	一三五	一一七	一〇八
干鰮	上總	十貫	—	二一一	一五五	一三九	九〇	一六五
鯡搬洋	北海道	同	—	三〇三	二三三	一八九	一三九	一九九
油粕	本貫精粕	一圓	—	二八〇	二一九	一九一	一三三	一九六

總平均數	―	三六	三五	二三	一四四	二八

以上の諸表に依て是を見るに東京の物價は明治三十三年に比し大正九年九月現在に於て四・〇六倍の騰貴てあつて大正四年の物價を基礎とすれは約二・八六倍の騰貴をなしてゐる此の間に於ける賃銀の騰貴は約二・七六倍てあつて殆んと物價の騰貴率と同一てある是を大連の物價及賃銀と比較するに、大連の大正九年九月に於ける物價數(大正四年八月を基礎とす)は生産品に於て二一八・七四、輸入品に於て二七三・二八平均二四二・九八てある然るに此の勞銀指數は三三七・一八、てあつて物價騰貴の割合に比し賃銀騰貴は一層著しいのてある。

尚是を數種の勞働者の實際上收入に比較して見るに次の如くてある。

（大正九年九月現在）

	大連	東京
大工	四、〇〇	三、〇〇
左官	四、五〇	三、二〇
疊職	四、〇〇	二、五〇
裁縫職	四、五〇	一、八〇

鍛冶職　五〇〇　一五〇

即ち實質上の收入に於て著しき差異あるを見るのである。思ふに勞働者の生活狀態か比較的裕福の狀況にあるは主として、その實收入の大なるに因るものと思量せらるるか一面に於てその支出の狀態に就て研究しなけれは收入の大なる事のみを以てこの生活狀態の良否を斷定し得ない、然るに勞働者の生計費調査に就ては何ら據るへき資料なきか故に正確なる統計に基つきて、彼らの生活狀態を卜知する事は不可能てあるか、極めて概論的に云へは滿洲に於ては、食糧品か甚たしく低廉てある、固より住宅料被服費及燃料としての支出は、內地に比して大なるも勞働者支出の大半を占むる食糧の低廉なることは彼らの支出經濟の良好なるを語るものと云ひ得る、又住宅料にあつても、その支出總額中に占むる率は下層勞働者に至るに從ひて增加するものなる事は經濟法則の示す所にして、住宅料の高價なる事は一般勞働者の生活を困難ならしむるに相違なきも滿洲に於ける日本人勞働者の大部分は所謂熟練勞働者によりて占められ且彼等は主として滿鐵會社關係の各種工場に雇傭せられ居る關係上舍宅者は住宅料を給せられ居るか故に住宅料の高價なる事は未た彼らの生計をして困難ならしむるに至らさる狀態にあるのである。

即ち日本人傭員に對して家族持には一戸十三坪未滿にして一室又は二室を供與し獨身者には四疊以下の室には一人、十疊以上の室には二人以上同居せしめる、大正九年七月現在鐵道沿線及其他の地方に於ける社宅數は左の如し。

各地社宅現在數

地區名	家族持 社宅	家族持 代用社宅	獨身者 社宅	獨身者 代用社宅
大連	三、〇八六戸	一〇六	五二九室	—
大石橋	三五〇	一一八	一五〇	九
鞍山	四〇七	八七九	七〇九	二一三
奉天	四九五	五〇四	九二	五〇
鐵嶺	二一八	六〇	六七	一七
四平街	一六八	二〇	二五	—
公主嶺	三六一	一二	八八	—
長春	三一六	一一九	一四一	五八

開原	一八四	—	一七	—
撫順	一三〇	六八	—	—
本溪湖	三〇四	六三	—	—
安東	四八六	一五二	七五	三〇
鄭家屯	四	二	—	—
吉林	六	四	—	—
北京	—	三	—	—
瓦房店	三三五	—	九三	—
計	六、八五〇	一、九七九	二、一一七	三七七

社宅外居住者に支給する住宅料は資格に應し土地の情況及一般借家料の騰貴を參酌して補給金及臨時補給金を加給してゐる。

消費經濟殊に勞働者の生計費の增加も成るへく緩和する手段として消費組合運動か一般の風潮となつてきてゐる。

滿洲に於ては未た勞働者による消費組合運動を見るに至つてゐないしその必要も見ないのてある多數の社員を有する滿鐵會社は、社會政策的意味に於て大正八年十月二十八日滿鐵消費組合を設け大連を初め沙河口、瓦房店、大石橋、鞍山、遼陽、奉天、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、長春、本溪湖、安東、竝に撫順に十五支部を置き、就中撫順には十箇所、大連には現在五箇所の派出所を置き、日用品の廉價販賣してゐる、十月一日現在の組合員數は二萬二千六百四十二人にして、之か家族三萬八千七百三十七人を合して六萬一千三百七十九人を算してゐる、而して沿線各地組合員中には滿鐵社員以外關東廳官吏にして物資購入に不便なる土地に限り準組合員として、正員に配給する價格より二割高を以て需要に應してゐる、之らを合せる各支部所屬組合員は次の如し。

大連	一五、六五一	鐵嶺	一、一五四
沙河口	七、三六四	開原	六一九
瓦房店	一、二七〇	四平街	七四六
大石橋	二、二二〇	公主嶺	一、四〇九
鞍山	四、三四六	長春	二、四〇一

遼陽	二、七一六	本溪湖	一、七七七
奉天	三、六六六	鷄冠山	九五九
安東	二、二二一	撫順	一三、二〇四

尚組合員の家族數及出資額左の如し。

	大正九年四月一日	大正九年十月一日
家族數	三四、五六五	三八、七三七
出資額	二六、八四二	二六、六四二

又大正八九年度に於ける總賣上高並一人當配給額左の如し。

	大正八年度	大正九年度
總賣上高	円 二、九五二、四三一・〇八六	円 六、二二九、二七五・六六六
組合員	二五・四二二	二三・五四五
一人當平均	一一六・一三六	二六四・五六八

滿鐵消費組合定款を左に掲く、

滿鐵消費組合定款

第一章　總　則

第一條　本組合ハ滿鐵消費組合ト稱ス

第二條　本組合ハ南滿洲鐵道株式會社（以下會社ト稱ス）社員ノ爲ニ日常生活ニ必要ナル物品ヲ購買シ並配給スルヲ目的トス

第三條　本組合ハ本部ヲ大連市會社本社内ニ置ク

第四條　本組合ノ物品配給區域ハ之ヲ左ノ十五區ニ分チ各支部ヲ置ク

一、大　連　關東州内（沙河口一圓ヲ除ク）

二、沙河口　沙河口一圓

三、瓦房店　普蘭店（普蘭店ヲ含マス）ヨリ蓋平ニ至ル蓋平ヲ含マス

四、大石橋　蓋平ヨリ湯崗子ニ至ル及營口線

五、鞍　山　湯崗子（湯崗子ヲ含マス）ヨリ首山ニ至ル首山ヲ含マス

六、遼　陽　首山ヨリ沙河ニ至ル（沙河ヲ含マス）

七、奉　天　沙河ヨリ新臺子ニ至ル（新臺子ヲ含マス）奉天ヨリ石橋子ニ至ル蘇家屯ヨリ撫安ニ至ル

八、鐵嶺　新臺子ヨリ中固ニ至ル（中固ヲ含マス）
九、開原　中固ヨリ滿井ニ至ル
十、四平街　滿井（滿井ヲ含マス）ヨリ郭家店ニ至ル（郭家店ヲ含マス）
十一、公主嶺　郭家店ヨリ公主嶺ニ至ル
十二、長春　公主嶺（公主嶺ヲ含マス）ヨリ長春ニ至ル及陶家屯線
十三、撫順　撫安（撫安ヲ含マス）以東ノ撫順支線及煙臺採炭所
十四、本溪湖　草河口（草河口ヲ含マス）ヨリ石橋子（石橋子ヲ含マス）ニ至ル
十五、安東　草河口ヨリ安東ニ至ル

第五條　本部ハ物品ノ購求支部ニ對スル其ノ分配竝支部ノ管理ニ關スル事務ヲ行フ、本部ハ會計ノ承認ヲ經テ物品製造所ヲ經營スルコトヲ得

第六條　支部ハ其ノ配給區域内ニ勤務スル組合員ニ對シ物品ヲ配給ス但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラス、支部ハ本部ノ承認ヲ經テ必要ナル箇所ニ派出所又ハ販賣所ヲ設置スルコトヲ得

支部ハ物品ノ配給ヲ直扱スルモノトス但シ特別ノ事情アル場合ニ限リ本部ノ承認ヲ經テ一

定條件ノ下ニ特約店ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第七條　本組合ハ會社ノ監督ノ下ニ業務ヲ經營スルモノトス

第二章　組合員

第八條　本組合員ハ當分ノ間各配給區域內ニ勤務スル職員、雇員及日本人傭員ニ限ル但シ囑託員及支那人傭員ト雖特別ノ詮議ヲ以テ之ニ加入セシムルコトヲ得

第九條　組合員ノ出資額ハ一人金一圓トス、組合員ハ加入ト共ニ其ノ出資額ヲ拂込ムヘシ

第十條　組合員ノ持分ニ對シテハ損益ノ分配ヲ行ハス、組合員ノ責任ハ其持分ヲ以テ限度トス

第十一條　組合員ハ每月其ノ月收額ノ七割ニ達スル迄物品ノ配給ヲ請求スルコトヲ得但シ特別ノ事情アル場合ニ限リ支部長ハ右限度ヲ超過スル配給ヲ爲スコトヲ得

第十二條　組合員ハ配給所ノ轉賣若ハ算入、通帳ノ貸與、若ハ算入ヲ爲シ又ハ貯藏ノ目的ヲ以テ物品ノ配給ヲ請求スルコトヲ得ス

第十三條　組合員ノ脫退ハ左ノ事由ニ由ル

一、組合員タル資格ノ喪失

二、死　亡

三、除　名

第十四條　組合員脱退シタルトキハ其ノ持分ノ拂戻トシテ金一圓ヲ交付ス

第十五條　組合員ハ組合業務ノ執行ニ付テハ組合長ニ一切之ヲ委任スルモノトス

第三章　機　關

第十六條　本組合ニ組合長一名評議員若干名支部長十五名ヲ置ク

第十七條　組合長ハ組合ヲ代表シ評議員會ノ議長トナリ一切ノ業務ヲ統括ス

組合長事故アルトキハ評議員ノ一人之ヲ代理ス組合長ハ會社ノ理事中ヨリ會社々長之ヲ指名ス

第十八條　評議員ハ組合長ノ推薦ニ依リ會社々長之ヲ指名ス

第十九條　組合長ハ必要ニ應シ評議員會ヲ召集シ組合ニ關スル重要案件ヲ議決ス

第二十條　評議員會ノ決議ハ過半數ヲ以テ之ヲ爲シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十一條　左ノ事項ニ付テハ評議員會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

一、定款ノ變更

二、豫算ノ編成
三、配給品種目ノ決定及變更
四、派出所ノ設置及撤廢
五、事務員、使用人定員ノ決定及變更
前項ノ決議ハ會社ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス
第二十二條　支部長ハ支部ノ業務ヲ統括シ之ニ關スル責ニ任ス支部長ハ會社職員中ヨリ組合長之ヲ指名ス
第二十三條　組合長、評議員、支部長ハ孰モ名譽職トシ特別ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス
第二十四條　組合長、評議員、支部長ノ任期ハ二箇年トス但シ重任ヲ妨ケス
第二十五條　本部及支部ノ業務ヲ執行スル爲本部ニ總主事一名支部ニ主事各一名ヲ置ク總主事及主事ハ會社々長ノ承認ヲ經テ組合長之ヲ任免ス
第二十六條　本組合ニ一定員數ノ事務員其他ノ使用人ヲ置キ會社々長ノ承認ヲ經テ組合長之ヲ任免ス

第二十七條　總主事、主事、事務員其他ノ使用人ハ會社々員ヲ以テ之ニ充ツ

第二十八條　組合長、評議員、支部長、總主事、主事、事務員其他ノ使用人ハ組合員タルコトヲ要ス

第四章　配　給

第二十九條　配給ハ之ヲ左ノ三類ニ分ツ

第一類　白米、石炭

第二類　鹽、砂糖、醬油、味噌、薪炭

第三類　雜穀、調味料、漬物類、乾物類、罐詰類、壜詰飲料類、小間物類、雜貨類、吳服絲物類、其ノ他ノ日用品及季節物

第三十條　第一類ノ配給價格ハ別ニ會カ指定スル價格ヲ以テス

第二類及第三類ノ配給價格ハ仕入原價ニ其ノ百分ノ五以上ヲ加算シタル價格ヲ標準トシ隨時之ヲ定ム

第五章　組合ノ會社ニ對スル借入金及被補給金

第三十一條　組合ハ會社ヨリ其資金トシテ社員ノ會社ニ對スル貯金總計額ヲ限度トシテ會社

ノ社員ニ對シテ支拂フ利率ヲ以テ借入ヲ爲スコトヲ得其ノ金額及利率ハ毎年四月一日及十月一日現在額及利率ニ依リ之ヲ改定ス

第三十二條　組合カ缺損又ハ資金ノ不足ニ因リ其ノ業務ヲ繼續スルコト能ハサル場合ニ於テハ組合ハ會社ノ必要ト認ムル金額ニ限リ會社ヨリ銀行ノ貸出利率ヲ以テ借入ヲ爲スコトアルヘシ

第三十三條　組合ハ會社ヨリ左ノ補給金ヲ受クルモノトス

一、指定價格ニ依ル配給缺損額

第六章　會計

第三十四條　本組合ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十五條　毎年度ノ剩餘金ハ之ヲ積立金トス

積立金ハ損失ノ塡補ニ充ツル外會社ノ承認ヲ經テ必要ナル施設又ハ支出ニ使用スルコトヲ得

第三十六條　組合員ノ配給品代金ノ決濟ハ毎月一回トス

前項ノ代金ハ毎月會社給與金中ヨリ控除納入スルモノトス

第三十七條　配給品ノ代金ヲ納入セサルモノニ對シテハ配給ヲ差止ムルモノトス但シ特別ノ事情アルモノニ對シテハ適宜ノ處置ヲ採ルコトヲ得

第三十八條　組合ハ各事業年度末ニ各般ノ報告ヲ行フヘシ

第七章　附　則

第三十九條　業務執行ノ細則ハ會社ノ承認ヲ經テ組合長之ヲ定ム

第四十條　支部長ハ其ノ區域內ニ於ケル配給方法ニ關シ組合長ノ承認ヲ經テ其ノ細則ヲ定ムルコトヲ得

第四十一條　本定款ハ會社ノ承認ヲ經テ大正八年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二節　勞働者の教育及思想

滿洲に於ける日本勞働者の思想は一般內地職工と多大の經庭なきも日本勞働者の數の少なき事比較的生活の安定なる事及週圍の刺戟の乏しき事は彼等をして所謂隱健なる勞働者たらしめ進んて自己の經濟上、社會上の地位を自覺せす其の要求の如きもその物質的待遇の改善にすきす是彼等に有力なる指導者を缺くに依る事もその主なる理由てある、滿洲の勞働者中支那勞働

者問題には幾多研究の餘地あるも、日本人勞働者の世界は當分平隱に經過するであらう唯滿洲の勞働者の中には所謂渡り者少なからす理否を辨せす唯破壞を好むもの少なくない、將來滿洲勞働界不隱の事あらは是等の徒の活躍をなすへきは豫想するに難くない。

今滿洲に於ける三大工業地たる沙河口、鞍山、撫順に於ける勞働者の一般的思想を比較するに其の氣風思想に多少の差異を見出すのである。

沙河口

滿鐵沙河口工場の職工は其の數の多きと滿洲に於て最も熟練職工の多きと內地に近くして其の刺戟を受け易き等の關係のために一面最も進歩せる思想を有するものあると共に一面最も御し難く後述するか如くかの沙河口事件を生じたるもこの沙河口工場に於て起つたのである、沙河口工場の勞働者は一般に雷同性に富み事を好むの風かある而もその風潮は遠く鞍山製鐵所か撫順炭礦にも及ひつゝある、唯財界不況の際とて表面甚た穩てあるか將來長く之を期しえや否やは當局者の勞働者に對する態度方針に依て大に影響さるゝてあらう。

鞍山製鐵所

鞍山製鐵所の職工には二派ありとせられて居る、即ち沙河口系及養成職工系てあつて前者は

思想的系統に於て沙河口の系統を引き所謂新らしき空氣に觸るゝと共に雷同性に富み、鞍山勞働者内に不隱の空氣を作る事なしとしない、之に比して養成職工は世界的勞働不安の空氣を呼吸せさるため使用者にとりては最も忠實なる勞働者である。

撫順炭鑛

撫順炭鑛の職工及坑夫は其の思想に於ては現代の空氣に觸るゝ事最も少なく、沙河口職工に比して頭腦も簡單に性質も素朴である、故に自ら求めて群衆を煽動し得へき者稀である撫順炭鑛の勞働者の大部分は坑夫として各所に散在する故團結の機會も少なく又沙河口の職工と異なり特殊の技能を有するもの少く未た勞働者としての覺醒少い樣である。

要するに滿洲に於ける日本人勞働者の思想は特に云謂す可きなく唯學識ある指導者を缺くと植民地的唯物思想は將來その勞働運動を危險に導く事なしとしない、勞働者の覺醒は必然の勢てある、その共同的行爲は必至の事である、徒に之に反す可きてはないか、唯内地を追はれたる不逞の徒か自利の爲に煽動を事とし破壞の爲に破壞をなす事なからしむる樣努むる處なくてはならぬ。

滿洲に於ける日本人勞働教育施設としては種々計畫さるるも未た何等施設さして見る可きも

のはないのてある、而して在滿日本人勞働者の教育程度を見るに之か統計を得る事を得ないか滿鐵從事員に付て見るに小學校卒業程度のものか多い、又其の能率も內地のものは比して大に劣るご謂ふを得ぬか民間一般の勞働者は其の技術、勤勉の度に於て其に劣るもの少くないこれ彼等か故國を捨てゝ遠く植民地に來るは其の技術の劣れるか怠隨等の惡癖あるに依ることあるか爲に來るもの少くないからてある。

第三節　勞働爭議

滿洲に於ける工業の進步は未た多數の日本勞働者を使用するに到らす而も生活の安定ご團結の不備は未た所謂勞働爭議なるものを生せる事稀てあつて唯一の著しい例はかの沙河口事件てある。

他に小規模の爭議は勿論到る處あれ共未た社會の耳目に觸るるに至るものなし、沙河口事件は大正九年春當時沙河口にありし友愛會支部の幹事中心となりて工場幹部に對抗し種々の組合を起し金融會を設け其の勢力を張りしか會々滿鐵の從事員解雇に會し多少不穩の形跡ありしも會社側の壓迫に依つて鎮壓され幹部は退去を命せられ友愛會支部も遂に解散するに到り其の後

身をして大陸勞働組合なるもの大連にあれとも又謂ふに足らす。
殊に昨年の恐慌以來經濟界の不況に從つて漸く失業者を生し勞働の需要減し勞働者の氣勢揚らす現に就業せるものは其の物質的好遇に喜ひ滿洲に於ける日本勞働者界は頗る平穩てある思ふに彼等の多くは其の思想技術共に內地勞働者におくるる者多く內地勞働界の事情思想に追從するの有樣なれは滿洲勞働界の今後の形勢は內地勞働界の形勢に依つて左右せらるへきものにて獨立の新運動を起すへく何等精神的物質的準備なしと謂はさるを得ぬ、過去滿洲に於ける勞働爭議として知らるゝもの次の如し。

沙河口勞働爭議の經過

大正九年上半期滿洲經濟界は內地不景氣の影響を受け頗る沈滯し滿鐵會社も、その事業の緊縮方針を取りたるを以て社員過剩を來し、冗員整理の必要に迫られ、加ふるに創業以來十餘年間一般的社員の整理を行はさりし爲老朽又は病弱にして勤務成績不良のもの少なからすこの期に際して人員整理を斷行するに決し職雇員に在りては各部一樣に全員の二割傭員に在りては同一割五分を淘汰する事とした。
然るに冗員整理發表前其の報一度沙河口工場從事員に傳はるや職工間に不安の念生し、場內

に於て作業時間中寄々密議を凝しつゝありしか當時社外者中田某を會長とし工場各職場にて組織せる十五の團體を中心として是に社外一二工場の少數職工團體を加へて組織せる大陸勞働聯盟會の幹部及職工等は五月三十一日沙河口勞働者大會を開きて工場職工の淘汰を中止す可く會社に運動する事を決議し六月三日その代表者十八名は本社に中西副社長及松本理事を訪ひて左記要求を提出した。

一、此際多數職工の淘汰を中止せられ度し、幸に容れらるれは、會社か今回の淘汰に因り節約し得る賃銀總額は全職工に振當て頭割に減給せらるゝも若しからす。

一、右要求に應し難しとせは、會社は先つ內地に於ける各工場に轉職を交渉し略その見込付きたる後解職すへし、但し解職者の人選は職工團體に一任すること。

然るに會社は右要求を容れさりしを以て爾來示威運動を開始し漸く不穩の形勢ありたるを以て工場當務者を督して解職準備を急かしめ一面警務官憲と協議して工場主要部及關係社員の身邊を警戒し六月八日愈解職の申渡を決行せるに解職者と殘留者の區別判明せる翌日よりは工場內平穩に復して作業を開始し且同月十二日中田會長は治安を防害する者として當地在留を禁止せられたる結果該爭議も茲に全く終了に歸したのである。

日清燐寸職工罷業

大正九年五月奉天城内日清燐寸會社の支那人職工三百餘名中その半は賃金値上問題に關し不滿を抱き苦力頭の指揮に從つて同盟罷業を行つた。

滿洲製麻女工罷業

同年七月滿洲製麻株式會社女工約百三十名（常傭約五十名臨時傭約八十名）麻袋製造賃金一枚に就き一錢五厘なりしを一錢二厘に値下けせられたる爲十六日より同盟罷行を行へり。

振成油房の苦力

大連市内軍用地第二區振成油房の苦力は、（十年三月）銀價暴落の爲値上を要求して入れられず、遂に苦力頭許經銘の指揮の下に五十餘名の苦力等結束して同盟罷工を爲し、不隱の行動ありしを以て、水上署は主魁と認む可き者數名を引致して說諭を加へ、又油房側も彼等の主張を多少容れしを以て、無事就業した。

奉天煉瓦工罷業

本年六月奉天に於ける邦人經營の奉天窯業、大陸窯業奉天煉瓦工場、奉天土地建物、津陽窯業、松茂洋行、共益者等の各會社工場の煉瓦工支那人約四千名は賃銀値上問題に關して罷業を

行ひ、各工場主に對し、煉瓦一萬個に對する素生地仕上賃上等のもの三圓方下等のもの一圓方の増給を要求せるか、苦力側には中日興業協濟會なる組合ありてこの運動の中心を爲したり。會社側は當時經濟界不況にして經營難を陷れる際なるを以てその要求に應せす、工場監督は苦力頭二十餘名を召集して就業を申渡し、協濟會側も賃銀値上の實行不可能なることを知り、之を宿題とし、食料費、石炭代價の低減を求めて、就業するに決した。

○柳樹屯の怠業苦力

本秋十一月を期して、完成すへく工事中なる柳樹屯無線電信局基礎工事は、大連市志岐組の請負なるかその使役苦力五十餘名は賃銀値上を要求して入れられす、却つて賃銀減額を爲したるを以て苦力連は大に激昂し益々結束を固くし、不隱の擧動ありて監督者の指揮に從はす怠業的行動に出てしを以て、全部之を解雇した。滿洲勞働界の平隱は勞働者間に於ける社會思想の低きと指導者の缺くるに因る事もあれともその根本理由は實に彼等の實生活の安定ありと謂はさるを得ぬ、既に述ふるか如く生活必需品の割合低廉なるに拘はらすその勞銀の高さに因るのであつて滿鐵の如きはその社員全部に對し、社宅を給し、散宿者には舍宅料を給し內地の俸給生活者及勞働者に最も苦しめる住宅難は頗る穩和せられて居る。斯くの如くその住宅を給し、

比較的高き賃銀を支拂ひ而も實生活に必要なる日用品殊に食料品の安價なることは彼等をしてその生活を享樂せしめ敢て危險を犯して爭議を起すの勇なからしむるのである。而も滿洲に全然社會運動者なく現在の經濟組織に關して全然無知識なることは彼等をして積極的にその地位を向上し、進んで經濟組織の改革を企圖せしむる事かないのである、尙日本勞働者はその下に多數の支那勞働者あり同一の技術能率を以てしても支那勞働者より遙に多額の給料を受けつゝある有樣なれは、その地位從つて薄弱なるをまぬかれす、一度勞働爭議を起さは却つて支那勞働者に乘せらるゝ恐かある元より日本勞働者は多く熟練勞働者にして支那勞働者は一般に不熟練勞働者に屬すと雖、同一階級に屬するものも又多いのである。

滿洲に於ける日本人勞働者の大半を抱擁する滿鐵會社は、その種利的施設の一として、社員による共濟會を設け、會員をして每月一定の醵金をなさしむると共に、會社は、これと同一の金額を支出して共濟基金に編入し社員の保護に勉めてゐる、本會の存在か社員相互の共濟に資せる效績は頗る大なるものあり、今その概況を見るに、大正四年度末共濟加入人員は九、四〇〇人にして同年度內脫退人員六八九人、經過人員一〇、〇八九人なりしか大正九年度末人員は一、九三四二人にして同年度內脫退人員六、五八〇人、經過人員二五、九二二人となり、大正四年よ

り大正九年に至る六箇年間の經過人員數は一〇一、八三五人を算し、本制度施行當時の年度末人員と九年度末人員とを比較すれば約二倍强の人員の増加となつてゐる。

更に又一人平均醵金月額につきて見るに四年度に於ては七十二錢なりしか七年度には八〇錢、八年度には一圓四十三錢となり九年度に於ては二圓十四錢に増加した。

醵金額及給與金額竝ひに醵金一〇〇につき給與金の割合を示せは次の如し。

年度	醵金額	給與金額	醵金一〇〇に對する給與金
四年度	円 六三、一五〇・五三	円 七、五八五・八八	—
五年度	一〇四、四一八・五六	一七九、八八八・八二	一七二
六年度	一二四、八六四・四七	二一〇、〇四六・二二	一六八
七年度	一七三、一一二・七七	二九一、六一〇・三〇	一六八
八年度	三八八、一六六・〇五	五二〇、八六八・六三	一三四
九年度	六六五、〇八五・三二	六八九、一三一・八九	一〇四
計	一、五一八、九七九・七〇	一、九六六、六二九・七四	一二六

即ち左表によつて明なる如く、大正四年より大正九年に至る過去六年間に於ける醵金總額は

百五十一萬八千九百七十九圓七十錢にして給與金總額は百九十六萬六千六百二十九圓七十四錢にして兩者の比は醵金一日につき給與金約一二六の割合に當つてゐる。

今大正四年より十年に至る給與金の總額は二百五十六萬一千九十七圓三十八錢にしてその中弔慰金四割三分强、社員入院料治療料二割二分强、病傷救濟金一割四分强を占め、九三項にて全給與金額の八割强を占めてゐる。

左に共濟會規則の主なるものを擧ぐ。

第一章　總　則

第一條　會社ハ社員共濟ニ充ツル爲本規程ニ據リ共濟基金ヲ設ク、共濟基金ハ、特別會計トス。

共濟基金ニハ會社ヨリ年六分以內ノ利子ヲ附シ、半年每ニ之ヲ元金ニ編入ス。

第二條　本規程ニ於テ社員ト稱スルハ日本人傭員、雇員、月俸七十圓未滿ノ職員カ加入ヲ承認セラレタル社員ヲ謂フ。

本規程ニ於テ醫院及醫師ト稱スルハ會社ノ醫院及醫師並ニ官公立病院及其ノ醫師ヲ謂フ但シ止ムヲ得サル場合ハ此限ニ在ラス。

本規程ニ於テ家族ト稱スルハ本人ト戸籍ヲ同シウシ、其ノ扶養ヲ受ケ同居スル配偶者、直系親族及兄弟姉妹ヲ云フ。

第二章　醵　金

第三條　共濟基金ニ醵出スヘキ社員ノ醵出額ハ左ノ如シ

一、日本人傭員雇員ノ内日給者ニアリテハ毎月日給一日分月給雇員及月俸七十圓未滿ノ職員ニアリテハ本俸額ノ五分

二、承認ヲ受ケタル職員ハ本俸額ノ七分

新ニ社員トナリタルモノハ月俸者タルト日給者タルトヲ問ハス初メテ給料ヲ受クヘキ月ヨリ本條ノ醵金ヲ爲シ月ノ半途ニ退社シタルモノト雖一箇月分ヲ徴收ス但シ社員ノ資格中斷又ハ復舊シタル場合ハ日割ヲ以テ計算ス給料竝ニ資格ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ當月分ヨリ異動シタル資格竝ニ給額ニヨリテ醵金額ヲ改定ス

第四條　前條ノ醵金ハ毎月給料支給ノ際之ヲ控除ス給料ノ支給ヲ受ケサル月ノ醵金ハ次回受領ノトキ之ヲ爲スヘシ但特別ノ事情アルモノニ就テハ之ヲ猶豫若ハ免除スルコトアルヘシ

第五條　會社ハ毎年第三條ノ醵金額以内ノ金額ヲ支出シテ之ヲ共濟基金ニ編入ス

第三章　給與金

第六條　社員病傷ノ場合ハ左ノ各號ニ依リ救濟金ヲ給與ス

一、兩眼ヲ盲シ又ハ二肢以上ノ用ヲ失ヒ若クハ之ニ準スヘキ病傷ニ罹リ終身自由ヲ辨スルコトヲ能ハサルモノ

本俸額ノ十倍以上二十五倍以内

二、一肢ノ用ヲ失ヒ又ハ之ニ準フヘキ病傷ニ罹リ自用ヲ辨シ得ルモ業務ニ就クコト能ハサルモノ

本俸額ノ五倍以上二十倍以内

三、自用ヲ辨シ又ハ業務ニ就クコトヲ得ルモノ身體ヲ毀損シ舊ニ復セス仍テ退社スルモノ

本俸額ノ三倍以上十五倍以内

四、身體ヲ毀損シ舊ニ復セスト雖モ引續キ在社スルモノ

本俸額ノ一倍以上八倍以内

第七條　社員病傷ノ爲醫師ノ治療ヲ受ケ又ハ入院ヲ爲シ左記日數ヲ經過シタルトキハ其ノ翌日ヨリ治療料トシテ一日金十五錢宛入院料トシテ會社醫院所定ノ三等入院料ニ相當スル金額ヲ給與ス

給別	除外日數
月俸八十圓以上 日給五圓以上	二十日
月俸八十圓未滿 日給四圓以上 日給五圓未滿	十五日
日給三圓以上 日給四圓未滿	十日
日給二圓以上 日給三圓未滿	七日
日給二圓未滿	五日

前項ノ治療料又ハ入院料カ實費ヲ償フニ足ラサルトキハ事情ニ由リ實費ノ範圍內ニ於テ加給スルコトアルヘシ

第一項ノ場合ニ於テ施術料看護料等ヲ要シタルトキハ事情ニ由リ其ノ實費以內ノ金額ヲ給與スルコトアルヘシ社費治療ヲ受クル者ニハ本條ノ規程ヲ適用セス

第八條　社員病傷ノ爲醫師ノ指圖ニ依リ休業シ會社ヨリ給料ヲ受ケサルトキハ左ノ各號ニ依リ扶助金ヲ給與ス但シ入院中ノ獨身者ハ此ノ限ニ在ラス

一、有家族者ニハ日給（月給者ニ在リテハ其ノ日割額）ノ十分ノ六以內

二、獨身者ニハ日給（月給者ニ在リテハ其ノ日割額）ノ十分ノ二以上十分ノ四以內

第九條　社員死亡シタルトキハ弔慰金トシテ其ノ本俸ノ二十五倍ヲ豫メ指定シタル受領者又ハ遺族ニ給與ス

弔慰金ヲ受クヘキ遺族ハ(一)配偶者(二)死亡當時ニ死亡者ノ家ニ在ル直系親屬(三)戶主ノ中ニ就キ社長之ヲ定ム

前項ノ遺族ナキ場合ニ於テハ(一)他家ニ在ル直系親屬(二)死亡當時ニ死亡者ノ家ニ在ル兄弟姉妹(三)死亡者ノ家ニ在リテ其ノ扶養ヲ受ケタル者ノ中ニ就キ社長ノ指定シタル者ニ第一項ノ弔慰金ノ半額ヲ給與ス

第十條　社員家族死亡シタルトキハ葬祭料トシテ其ノ醵金月額ノ十倍ヲ給與ス

社員ノ家族病傷ノ爲引續キ醫師ノ治療ヲ受ケ又ハ入院ヲ爲シ左記日數ヲ經過シタルトキハ其ノ翌日ヨリ治療ノ場合ハ一日金十錢宛入院ノ場合ハ一日金八十錢宛ヲ給與ス

給別	除外日數
月俸六十圓以上 日給四圓以上	二十日
日給二圓以上 月俸六十圓未滿	十五日
日給二圓未滿	十日

第十一條　社員水火震災等ニ因リ著シキ災害ヲ被リタルトキハ其ノ程度ニ由リ醵金月額ノ六倍乃至四十八倍以内ヲ給與スルコトアルヘシ

第十二條　初テ第三條ノ醵金ヲ爲シタル月ヨリ滿一年以上ヲ經テ退社シタルトキハ又ハ本規程ニ由ル醵金ヲ爲ササルニ至リタルトキハ年功金トシテ左ノ金額ヲ給與ス但シ初テ醵金ヲ爲シタル月ヨリ十二箇月目迄ノ醵金額ハ之ヲ切捨ツルモノトス。

一、一年一箇月目ヨリ三年目迄ノ間ニ醵出シタル金額ハ其ノ半額

二、三年一箇月目以後ノ醵金ハ其ノ全額

第十三條　本章ノ給與ヲ受クヘキ事由發生シタルトキハ其ノ發生ノ日ヨリ五十日以内ニ之ヲ屆出ツルコトヲ要ス

第十四條　本章ノ給與ヲ受クヘキ社員又ハ受領者ニ不都合ノ所爲アリタルトキハ給與ヲ爲ササルコトアルヘシ

第四章　審查會

第十五條　審查會ハ委員長一名委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス委員長及委員ハ社長之ヲ命ス

第十六條　審查會ハ本規程ニ由ル給與其ノ他ノ處分ヲ審查シ之ヲ社長ニ報告スルモノトス

第四節　結論

滿洲に於ける日本人勞働者に就ては概略右の如くてあつて所謂勞働者問題として特に研究を要するか如き機運には未た達してゐないと斷定せさるを得ない、蓋し滿蒙の地は極めて豐富なる天然の資源を藏し、之か開發利導は焦眉の急務てあるか然も今日に於ては尙充分に開發されてゐると云ふ事を得ない狀態にある、滿洲か工業地としての將來は、この自然的富源は固より地理的形勢や交通上の見地から見るも大に多望なるは、一般に認められ居る所にして、殊に工業の要素として、最も重大なる意義を有する勞働力の供給の多大にして且その賃銀の低廉なるは、益々滿洲工業界の福音たるものてあるか、しかも大工業の起るへくして未た起らないのは如何なる理由によるのてあるか、今吾人は、それに就て詳說するの場合てないか、少くとも理由の一半は資本の缺乏に歸せさるを得ないのてある、滿蒙の地は氣候內地に比して惡しく且遠隔の地にあるか故に企業家の來りて資本を投するもの少きに因るは爭ふへからさる所てある、飜つて若し滿蒙か政治上經濟上我國に取りて重要視すへきものたりとせは之か開發は、吾國一箇の立場より見て甚た緊要なるは固より、廣く日支共存の大義よりし、或は世界人類の爲めに巨大なる富源を利用せしむるよりするも一刻も忽にすへからさる所て茲に於て問題となるは、資本を抱きたる企業家の盛に渡來し來つて大規模の工業を發展せしむの點に存する反之勞働者

に至つては既に屢々述ふる如く滿蒙に散布する支那人二千萬によつて容易に低廉なる賃銀を以て之を得る事か出來るが故に特殊の技術的熟練を要する勞働を除いては、吾國勞働者か彼等に競爭し彼等を驅逐する事は不可能てあると云はねはならない、吾人は寧ろ知識の程度低く、生活狀態も低級なる苦力を適當に教育指導し漸時彼等の生活を改善せしむると共に相共に手を携へて生產業に從事するの外致方あるまいと思ふ、從つて內地勞働者か滿蒙に於て活動する餘地甚た局限されたるものなりとの結論に達するのてある。我國に於ける人口增加の勢は近年に至りても底止する所を知らない、これ各種社會問題を惹起する所以てあるか、今滿蒙の地を以て直接に人口問題を解決すへき地として與へることを得ないのてあつて寧ろ我國は資本を提供し、勞力は之を支那人に仰きて、滿蒙の富源を開發すへき企業を起し、因つて以て、吾國の經濟的活動を伸張し、斯くて間接的に社會問題の解決に向ふの外良策なかるへしと信するのてある。（完）

大正十二年八月二十日印刷
大正十二年八月二十五日發行

滿蒙全書第六卷

著者　南滿洲鐵道株式會社
庶務部調査課

大連市東公園町十七號地
印刷者　安井源吉

大連市東公園町十七號地
印刷所　滿洲日日新聞社

大連市紀伊町
發行所　滿蒙文化協會

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 02956 5488